

鯖江市地域防災計画(案)

本編

震災対策編

原子力災害対策編

資料編

令和8年3月

鯖江市防災会議

昭和	38 年	11 月	作成
昭和	44 年	11 月	修正
昭和	63 年	3 月	修正
平成	9 年	10 月	修正
平成	15 年	3 月	修正
平成	18 年	3 月	修正
平成	21 年	3 月	修正
平成	25 年	11 月	修正
平成	27 年	6 月	修正
平成	29 年	6 月	修正
平成	31 年	2 月	修正
令和	2 年	10 月	修正
令和	4 年	3 月	修正
令和	5 年	3 月	修正
令和	6 年	3 月	修正
令和	7 年	3 月	修正
令和	8 年	3 月	修正

鯖江市地域防災計画

[本 編]

(案)

目 次

第1章 総 則

第1節	策定方針.....	1
第2節	防災関係機関の事務または業務の大綱.....	3
第3節	市の概況.....	12

第2章 災害予防計画

第1節	水害予防計画.....	13
第2節	土砂災害予防計画.....	16
第3節	暴風・竜巻等災害予防計画.....	18
第4節	農業災害予防計画.....	19
第5節	火災予防計画.....	20
第6節	雪害予防計画.....	24
第7節	危険物等災害予防計画.....	26
第8節	建築物災害予防計画.....	27
第9節	災害に強いまちづくり計画.....	28
第10節	電気通信施設、放送施設災害予防計画.....	31
第11節	電気施設、ガス施設災害予防計画.....	33
第12節	上下水道施設災害予防計画.....	35
第13節	交通施設災害予防計画.....	37
第14節	防災関係施設設備、資機材、物資整備等計画.....	39
第15節	緊急事態管理体制整備計画.....	43
第16節	避難対策計画.....	47
第17節	医療救護予防計画.....	52
第18節	広域的相互応援体制整備計画.....	53
第19節	防災訓練計画.....	54
第20節	防災知識普及計画.....	56
第21節	自主防災組織等整備計画.....	59
第22節	要配慮者災害予防計画.....	61
第23節	ボランティア活動支援計画.....	67

第3章 災害応急対策計画

第1節	緊急活動体制計画.....	68
第2節	防災関係機関応援計画.....	74
第3節	通信計画.....	77
第4節	防災気象計画.....	80

第5節	情報および被害状況報告計画	91
第6節	災害広報計画	96
第7節	災害救助法の適用に関する計画	98
第8節	避難計画	104
第9節	救出計画	116
第10節	要配慮者応急対策計画	117
第11節	米穀等食料供給計画	119
第12節	衣類、生活必需品その他物資供給計画	122
第13節	給水計画	124
第14節	応急仮設住宅および住宅の応急修理計画	125
第15節	医療・助産計画	127
第16節	ボランティア受入れ計画	131
第17節	遺体の捜索および処理ならびに埋葬等計画	133
第18節	障害物の除去計画	135
第19節	文教対策計画	136
第20節	輸送計画	139
第21節	交通対策計画	141
第22節	要員確保計画	144
第23節	食品衛生栄養指導計画	145
第24節	防疫計画	147
第25節	廃棄物処理計画	150
第26節	自衛隊災害派遣要請計画	152
第27節	警備計画	156
第28節	消防応急対策計画	157
第29節	航空防災活動計画	163
第30節	電気通信施設、放送施設災害応急対策計画	165
第31節	電気施設、ガス施設災害応急対策計画	167
第32節	上下水道施設災害応急対策計画	170
第33節	交通施設災害応急対策計画	173
第34節	水防計画	175
第35節	土砂災害応急対策計画	179
第36節	暴風・竜巻等災害応急対策計画	180
第37節	雪害応急対策編	181
第38節	危険物施設等応急対策計画	182
第39節	その他災害応急対策計画	184

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設の災害復旧	186
第2節	激甚災害の指定計画	188
第3節	民生安定計画	192
第4節	経済秩序安定計画	197
第5節	復興計画	199

第 1 章 総 則

第 1 節 策定方針

第 1 防災計画の目的

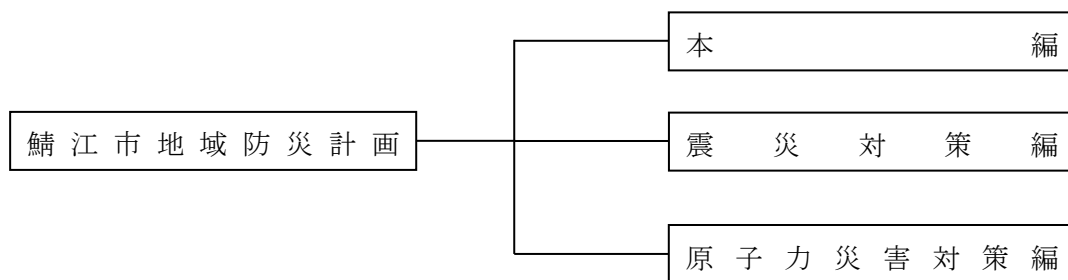
鯖江市地域防災計画は、市民の生命と財産を災害から守るため災害対策基本法（昭和 36 年法律 第 223 号（以下、「災対法」という。）第 42 条の規定に基づき、鯖江市の地域に係る災害対策について、災害予防、災害応急対策および災害復旧・復興に関する事項を定め、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関等が防災活動を総合的・計画的に実施することにより防災の万全を期するとともに社会秩序の維持および公共の福祉に資することを目的とする。

第 2 防災計画の基本

1 地域防災計画の概要

鯖江市地域防災計画は本編、震災対策編および原子力災害対策編からなる。

[地域防災計画の関係図]



2 計画の構成

この計画は、地域内において過去に発生した災害の状況およびこれに要した諸対策を基礎資料とし、次の事項について定めたものである。

(1) 総則

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱

(2) 災害予防計画

災害発生未然防止と被害の軽減を図るための処置、防災訓練および一般住民への防災知識普及についての計画

(3) 災害応急対策計画

災害が発生、または発生するおそれがある場合に災害の発生を防ぎよし、または災害の拡大を防止するための処置についての計画

(4) 災害復旧・復興計画

災害の復旧にあたっての各種援護措置および公共施設復旧の計画

第3 防災計画の周知徹底

この計画は、防災関係機関に対して周知徹底するとともに、必要と認められるものについては市民に対して周知を図る。

また、各防災関係機関はこの計画の趣旨に則り、防災に対する教育訓練等を実施しこの計画の習熟に努め、万全を図る。

第4 計画の効果的な推進

1 減災の考え方に基づいた展開

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動を行う市民運動の展開に努める。

2 要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立

市は、男女双方や、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立に努める。

第5 計画の修正

この計画は、災対法第42条に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。各防災関係機関は、当該事項について修正が必要な場合は、鯖江市防災会議に提出する。

第2節 防災関係機関の事務または業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関等が処理すべき事務または業務は、概ね次のとおりとする。

第1 鯖江市

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
1 鯖江市	1 鯖江市防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備 3 防災上必要な教育および訓練 4 防災思想の普及 5 災害に関する被害の調査、報告と情報の収集 6 災害の予防と拡大防止 7 救難、救助、防疫等被害者の救護 8 災害応急対策および災害復旧資材の確保 9 災害対策要員の動員、借上 10 災害時における交通、輸送の確保 11 災害時における文教対策 12 被災施設の復旧 13 被災市営施設の応急対策 14 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整 15 義援金、義援物資の受入れおよび配分
2 鯖江・丹生消防組合 消防本部 (消防署・消防団)	1 災害の予防、警戒、鎮圧および住民の生命、身体および財産の保護 2 風水火災、地震等の災害による被害の軽減
3 鯖江広域衛生施設組合	1 災害時におけるごみおよびし尿等の処理

第2 福井県

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
1 福 井 県	1 福井県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備 3 防災上必要な教育および訓練 4 防災思想の普及 5 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 6 災害の予防と拡大防止 7 救難、救助、防疫等被災者の救護 8 災害応急対策および災害復旧資材の確保と物価の安定 9 災害時における交通、輸送の確保 10 災害時における文教対策 11 災害時における公安警備 12 被災産業に対する融資等の対策 13 被災施設の復旧 14 被災県営施設の応急対策 15 災害に関する行政機関、公共機関、市町相互間の連絡調整 16 市町が処理する事務、業務の指導、指示、斡旋 17 義援金、義援物資の受入れおよび配分
2 丹南健康福祉センター	1 災害時における防疫、救護等の実施 2 災害時における公衆衛生の向上、増進
3 丹南土木事務所 鯖江・丹生土木部	1 道路、河川、砂防および防災施設の維持管理 2 被災施設の復旧
4 鯖江警察署	1 災害情報収集 2 周辺住民および一時滞在者への情報伝達 3 避難誘導 4 避難路、緊急交通路の確保等交通規制 5 救出救助 6 緊急輸送の支援 7 行方不明者の搜索 8 検視および身元確認 9 犯罪の予防および社会秩序の維持 10 広報活動

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
5 丹南農林総合事務所	1 農地、農業施設の防災指導 2 農地、農業施設の災害応急対策の指導 3 農作物の災害応急対策の指導 4 治山、林道整備 5 林産物の防災指導
6 広野・梶谷ダム 統合管理事務所	1 洪水調節 2 放流に関する通報
7 福井県税事務所	1 災害時における県税の特別処置

第3 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
1 中部管区警察局 (福井県情報通信部)	1 管区内各県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集および連絡 5 警察通信の運用
2 北陸財務局 (福井財務事務所)	1 公共土木施設等の災害復旧事業費査定の立会 2 地方公共団体に対する災害復旧事業債および地方短期資金(災害つなぎ資金)の貸付 3 災害時における金融機関の緊急措置の指示 4 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 5 避難場所等として利用可能な国有財産(未利用地、庁舎、宿舍)の情報収集および情報提供
3 北陸農政局 (福井県拠点)	1 国営農業用施設等の整備と防災管理 2 国営農業用施設の災害復旧 3 農地および施設の災害対策に関する県および国との連絡調整 4 農地および農業施設の緊急査定 5 災害時における米穀および応急食料等の確保と引渡に関する県および本省との連絡調整
4 近畿中国森林管理局 (福井森林管理署)	1 国有保安林、治山施設等の整備 2 国有林における予防治山施設による災害予防 3 国有林における荒廃地の復旧 4 災害対策用復旧用材の供給 5 林野火災の予防
5 中部運輸局 (福井運輸支局)	1 災害時における自動車運送事業者に対する運送協力要請 2 災害時における自動車の調達および被災者、災害必需物資などの運送調整 3 災害による不通区間における回輸送、代替運送等の指導 4 所轄する交通施設および設備の整備についての指導 5 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 6 特に必要があると認める場合の輸送命令

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
6 東京管区気象台 (福井地方気象台)	1 気象、地象、水象の観測およびその成果の収集、発表を行う。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報および警報・注意報、台風、大雨および竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達し、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。 3 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、市または県に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。 4 市または県、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
7 北陸総合通信局	1 電波の監理および有線電気通信の確保 2 災害時における非常通信の確保
8 福井労働局 (武生労働基準監督署)	1 事業場における災害防止の監督指導 2 事業場における発生災害の原因調査と事故対策の指導
9 福井労働局 (武生公共職業安定所)	1 災害時における一般労働者の供給
10 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所)	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 直轄公共土木施設の災害の発生防ぎよと拡大防止 3 国管理河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 4 直轄公共土木施設の災害復旧 5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等による緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施

第4 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
自 衛 隊	1 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣

第5 指定公共機関および指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
1 電気通信関係機関 ・西日本電信電話(株) (福井支店) ・(株)NTTドコモ ・KDDI(株) ・ソフトバンク(株) ・楽天モバイル(株)	1 電気通信施設の整備および防災管理 2 災害時における優先通信の確保 3 被災通信施設の復旧
2 日本赤十字社 (福井県支部)	1 災害時における被災者の医療救護 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3 義援金の受付 4 支部備蓄の救援物資の配分 5 災害時の血液製剤の供給
3 北陸電力(株) 北陸電力送配電(株)	1 施設の整備と防災管理 2 災害時における電力供給の確保 3 災害対策の実施と被災施設の復旧
4 鉄道軌道機関 ・西日本旅客鉄道(株)金沢支社 ・福井鉄道(株) ・(株)ハピラインふくい	1 施設等の整備および安全輸送の確保 2 災害時における輸送の確保 3 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 4 被災施設の復旧
5 日本通運(株) (北陸支店福井物流課)	1 安全輸送の確保 2 災害対策用物資等の輸送 3 転落車両の救出等
6 中日本高速道路(株) 金沢支社 (福井保全・サービスセンター)	1 道路および防災施設の維持管理 2 被害施設の復旧 3 交通安全の確保
7 日本郵便(株)北陸支社 (鯖江郵便局)	1 災害時における郵便業務の確保 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび 援護対策 3 災害時における郵便局の窓口業務の維持
8 日本銀行 (福井事務所)	1 災害時における現地金融機関の指導 2 災害時における金融機関による金融上の措置の実施 3 災害時における損傷通貨の引き換え

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
9 土地改良区	1 土地改良事業によって造成された施設の維持管理 2 災害復旧事業、湛水防除事業、各種防災事業の調査および測量設計業務
10 報道機関 ・日本放送協会（福井放送局） ・福井放送（株） ・福井テレビジョン放送（株） ・福井エフエム放送（株） ・（株）福井新聞社 ・（株）日刊県民福井	1 市民への防災知識の普及および予警報等の迅速な周知 2 市民に対する災害応急対策等の周知 3 社会事業団等による義援金品の募集、配分等の協力
11 福井県医師会	1 災害時における医療救護活動の実施

第6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
1 福井県農業協同組合	1 市が行う被害状況調査および応急対策の協力 2 農作物の災害応急対策の指導 3 被災農家に対する融資、斡旋 4 農業生産資材および農家生活資材の確保、斡旋 5 農作物の需給調整
2 南越森林組合	1 市が行う被害状況調査その他応急対策の協力 2 被災組合員に対する融資またはその斡旋
3 鯖江商工会議所	1 商工業者に対する融資斡旋実施 2 災害時における中央資金源の導入 3 物価安定についての協力 4 救助用物資、復旧資材の確保、協力、斡旋
4 医療機関	1 避難施設の整備と避難訓練の実施 2 災害時における病人等の収容および保護 3 災害時における負傷者等の医療、助産救助
5 社会福祉施設	1 避難施設の整備と避難訓練の実施 2 災害時における収容者の保護 3 指定福祉避難所指定への協力
6 鯖江市社会福祉協議会	1 要配慮者の収容 2 災害ボランティアセンターの運営 3 義援金の受付
7 こしの都ネットワーク(株)	1 市民への防災知識の普及および予警報等の迅速な周知 2 市民に対する災害応急対策等の周知 3 社会事業団等による義援金品の募集、配分等の協力
8 福井県国際交流協会	1 外国人の対応 2 多言語支援センターの設置
9 金融機関	1 被災事業者等に対する資金の融資
10 公共的輸送機関 ・福井県トラック協会丹南支部	1 安全輸送の確保 2 災害対策用物資等の輸送
11 危険物関係施設の管理者	1 危険物施設の防護施設の設置 2 安全管理の徹底
12 保育園、幼稚園、 小学校、中学校、高校	1 避難施設の整備および避難訓練の実施 2 被災時における応急教育対策計画の確立と実施

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
13 自主防災組織	1 町内における防災啓蒙活動の実施 2 自主防災組織等の充実・強化と訓練の実施 3 災害時における避難誘導と市の応急対策等の協力 4 救難、救助等被災者の救護

第7 防災関係機関の協力事項

1 各関係機関は、次の事項について相互に通報、連絡または報告するよう努める。

- (1) 気象に関する情報
- (2) 災害に関する情報
- (3) 住民からの通報のうち防災に関するもの
- (4) 住民への高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
- (5) 住民の生命および財産に関する被害状況
- (6) 各機関の職員の出勤状況
- (7) 住民に対する広報活動

2 各機関は、防災上特に必要があるときは、次の事項にそれぞれ協力する。

- (1) 職員の派遣
- (2) 車両等資機材の貸与または提供
- (3) 各種資料の提供
- (4) その他必要なもの

第8 各機関の連携

災害対策の実施にあたっては、市、県、国、他の市町、指定地方公共機関および指定公共機関はそれぞれの機能を果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接に連携を図る。

第3節 市の概況

第1 自然的条件

本市は、福井県嶺北地方のほぼ中央にあって、北は福井市、南は越前市と隣接している。東西約 19.2 km、南北約 8.3 km にわたり面積は 84.59km² である。市のやや西部を日野川が南北に流れ、東方に河和田川が鞍谷川と合流し、浅水川に流れている。東方は三方が山地に囲まれ盆地状の平地となっているが、他はほとんど平坦部に属し越前平野の一部をなしている。

第2 社会的条件

1 人口

本市が市制を施行した昭和 30 年の人口は 4 万人をわずかに超えるものであったが、その後順調な伸びをみせ、昭和 60 年には 6 万人を突破し、平成 31 年にピークを迎えたが、その後若干の減少傾向に転じ、令和 2 年においては 68,302 人となっている。

2 産業人口

本市産業人口を産業別従業者数構成でみると、令和 2 年 10 月実施の国勢調査結果において、第 1 次産業 1.5%、第 2 次産業 40.1%、第 3 次産業 58.3%となっている。

第2章 災害予防計画

第1節 水害予防計画

第1 計画の方針

台風、集中豪雨等による被害の防止を図る。

第2 治山対策の推進

地災害防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図るため、環境および景観に配慮しながら保安林の造成、林道側溝、山地溪流の整備、清掃、地すべり危険地域の防止対策等を促進する。

第3 治水対策の推進

水の流出状況および土砂の水流への流入状況を把握し、環境および景観に配慮しながら円滑な排水を行うべく市内河川の改修事業、砂防事業を促進する。

第4 防災体制の強化

市および防災関係機関は、水防に関する組織、動員体制、情報連絡体制等の整備充実を図り、水防体制の万全を期する。

第5 河川等の管理強化

河川、ダム、ため池の管理者は、ダム、堰、水門等その管理する施設の操作にあたっては、下流域における異常増水の防止に十分配慮して行う。

市は、その管理する河川における水位計の適切な維持管理により、水位情報収集体制の確保に努める。

第6 水害危険箇所パトロールの強化

市は、水害危険箇所の把握に努め、立て札や広報等で住民に注意を促すとともに、毎年出水期に先立ち、水害危険箇所・河川危険区域のパトロールを強化する。

第7 警戒避難体制の整備

1 水害リスクの公表

住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの開示に努める。

過去の浸水害実績等も把握することに努めるとともに、国や県が管理する洪水予報河川や中小河川について、各管理者から必要な情報提供、助言等を受け、予想される水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

2 水害に関するタイムラインの作成

市、県および関係機関などは連携し、複数市町にまたがる河川流域を対象に、それぞれの防災行動を記載したタイムラインを作成する。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じてタイムラインの見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

3 洪水予報および水位情報の伝達

市は、水防法第14条第1項の規定による浸水想定区域内の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう住民、地下街、その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設、または社会福祉施設、病院幼稚園等の要配慮者関連施設に洪水予報および水位情報など必要な情報を伝達する。

4 発令対象区域の検討

市は、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直しを行う。

5 水害ハザードマップ等の整備

市は、浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示など含む形で取りまとめたハザードマップや風水害発生時の行動マニュアルを作成し、住民等への配布や講習会を実施する他、地域や住民に対し、防災マップやコミュニティタイムライン、マイタイムラインなどの周知を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。また、中小河川、ため池および内水による浸水に対応したハザードマップの作成についても、関係機関と連携しつつ作成するよう努める。

6 普及啓発活動

市、県および近畿地方整備局福井河川国道事務所は、防災週間等に合わせて、防災知識啓発行事や防災訓練を行い、防災知識の普及に努める。

第8 要配慮者利用施設の所有者または管理者の責務

浸水想定区域内に位置し、本計画に名称および所在地を記載された要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項等について定めた避難確保計画を作成または変更し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成または変更した計画について市長に報告する。

第9 大規模工場等の所有者または管理者の責務

本計画に名称および所在地を定められた大規模工場等の所有者または管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成および自衛水防組織の設置に努める。また、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告し、防災訓練の実施に努める。

第10 親水施設利用者の安全確保

河川、ダム、ため池等の管理者は、親水施設の管理者と連携して、施設の安全性および利用者の安全確保のため、施設の点検や定期パトロール等の充実を図るとともに、急激な河川等の増水による水難事故を防止するため、平常時の啓発を行い、必要に応じて看板や警報装置等の設置を行う。

第 11 アンダーパスの冠水対策

1 通行者への周知

道路管理者は、アンダーパス（道路や鉄道の下を通る構造物）の前後に比して局部的に急低下している区間に関する情報について把握するとともに、豪雨時に冠水する可能性がある旨揭示板等により周知する。

2 情報共有の体制整備

道路管理者は、アンダーパスの情報について、所轄の警察や消防等の関係機関と情報を共有するとともに、連絡体制を整備して、通行止めや救助等の活動に遅れが生じないように措置する。

第2節 土砂災害予防計画

第1 計画の方針

台風、集中豪雨等による土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害の防止を図る。

第2 土砂災害対策

市は、荒廃した山地、溪流からの集中豪雨等による土砂災害（土石流災害、がけ崩れ災害、地すべり災害等）から人命、財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業および地すべり対策事業など国および県事業の促進を図る。

特に、土砂災害特別警戒区域内に保全人家のある箇所、土砂災害警戒区域内に保全人家の多い箇所、要配慮者利用施設がある箇所を優先する。

[土砂災害警戒区域の設定根拠]

危険地域の名称	説 明
土石流	溪流の勾配が15度以上であり、1戸以上の人家および官公庁・学校・病院・要配慮者施設などに危害が生じるおそれがある溪流
地すべり	空中写真判読や現地調査、災害の記録から地すべりの発生のおそれがあり、人家公共施設に被害を生じさせる恐れのある箇所
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の傾斜度が30度以上、かつ高さが5m以上の箇所で急傾斜地の崩壊により危害が生じるおそれのある人家が5戸以上あるか、5戸未満であっても官公庁・学校・病院・旅館等に危害が生じるおそれがある箇所

第3 山地災害対策の要請と周知

市は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が発生する恐れがある区域について、県に対し、森林法に基づく保安林の指定を要請する。また、市内において「山地災害危険地区」に指定された場合は、関係する市民に周知する。

[山地災害危険地区の設定根拠]

危険地域の名称	説 明
山腹崩壊危険地区	山腹の崩壊や落石による災害が発生する危険性が高い地区
地すべり危険地区	地すべりによる災害が発生する危険性が高い地区
崩壊土砂流出危険地区	山腹の崩壊や地すべりによって発生した土砂などが土石流となって流出し、災害が発生する危険性の高い地区

第4 警戒避難体制の整備

1 規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区の周知

市は、地域防災計画に規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区を掲載し、関係住民に周知を図る。

2 情報の収集および伝達体制の整備

- (1) 市および県は、日頃から過去の経験を基にどの程度以上の雨量があれば災害発生の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備し、雨量計や警報装置等の整備に努める。
- (2) 市および県は、インターネット等を活用し、土砂災害警戒情報、気象情報、雨量情報等の伝達体制を整備する。さらに、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を発見した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

3 避難指示等の発令基準の設定

- (1) 市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。
また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域を具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。
- (2) 市、県および福井地方気象台は、土砂災害警戒情報等の防災気象情報が、避難指示等の発令基準と警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

4 土砂災害ハザードマップ等の作成

- (1) 市は、土砂災害警戒区域や避難経路、避難場所の所在等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布する。
- (2) 市は、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。
- (3) 市は、土砂災害について、危険な場所から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。
- (4) 市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップおよび液状化被害の危険性も示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。

第5 要配慮者利用施設の所有者または管理者の責務

土砂災害警戒区域に位置し、本計画に名称および所在地を記載された要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項等について定めた避難確保計画を作成または変更し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、同計画について市に報告する。

第3節 暴風・竜巻等災害予防計画

第1 計画の方針

暴風・竜巻等によって、建物等の倒壊や破損、飛来物による被害が生じることから、防災関係機関が、被害の軽減・防止を図る。

第2 暴風・竜巻等の防災対策

- 1 市は、暴風・竜巻等により、公共施設や公共施設の備品等が倒壊・飛散しないよう日頃から対策を講じ、被災した家屋等に使用するビニールシートや土のうなどを備蓄するとともに、各事業者に対し、建物や付属物、工事現場等の資機材等が倒壊・飛散しないための対策を講じるよう徹底を図る。
- 2 暴風・竜巻等による人的被害や、建物、立木および標識等の物的被害に備え、速やかに救出救助やガレキ撤去等の応急対策を実施する体制を整備する。

第3 情報の収集・伝達体制の整備

- 1 市は、暴風・竜巻等による災害が発生した場合に、速やかに関係機関と災害情報を共有できるよう、日頃から連携体制の整備に努める。
- 2 市は、暴風・竜巻等による被害の軽減に資するため、気象台から発表される雷注意報、強風注意報、暴風警報、暴風特別警報、竜巻注意情報の情報を収集する。
- 3 市は、竜巻注意情報が発表された場合は、屋外の空の変化に注意するなど情報の収集に努める。

第4 住民への普及啓発

市は、暴風・竜巻等による被害を軽減・防止するため、以下の点について、住民に普及・啓発を行う。

- 1 被害の予防対策
 - (1) 雷注意報、強風注意報、暴風警報、暴風特別警報、竜巻注意情報の入手手段（テレビ、ラジオ等）を確認する。
 - (2) 身の回りの屋内外の避難場所、避難方法を確認する。
 - (3) ガラスの破砕防止対策（飛散防止フィルムを張ること等）を講じる。
- 2 暴風・竜巻等への対応（屋内にいる場合）
 - (1) 雨戸・シャッター等を閉める。
 - (2) ガラス飛散防止のためカーテンを閉める。
 - (3) 建物の中心部等の窓から距離のある場所へ移動する。
- 3 暴風・竜巻等への対応（屋外にいる場合）
 - (1) 電柱や街路樹等の付近を避けて、堅固な建物に避難する。

第4節 農業災害予防計画

第1 計画の方針

風水害等の災害による農地、農作物の被害の防止を図る。

第2 農地保全事業の推進

農地および農業用施設の災害の発生を未然に防止するため、湛水防除、老朽ため池の保全、用排水施設整備、防災ダム整備、および土砂崩壊防止事業を推進し、農業生産の維持および農業経営の安定を図り、併せて市内の保全に資する。

1 湛水防除事業

流域の開発環境の変化により湛水の被害のおそれのある地域において、これを防止するため、排水機、樋門、排水路等の改修、新設を図る。

2 老朽ため池保全事業

農業用のため池のうち老朽化による決壊を防止するため、早急に整備を要するものについて、堤体の補強その他必要な管理施設の改修、新設を図る。

3 用排水施設整備事業

自然的社会的環境の変化に伴い、効果の低下した用排水施設の機能回復を図るため、排水機、樋門、用排水路等の新設、改修を図る。

4 土砂崩壊防止事業の促進

土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するため、擁壁、土砂溜堰堤、水路等の新設、改修を促進する。

5 事業実施の留意事項

農地防災、河川改修事業相互間の連絡調整を行うよう考慮する。また、環境および景観へも配慮する。

第3 防災営農対策の推進

各種災害による農作物等の被害（病害虫を含む。）の減少を図り、防災営農を推進するため、防災営農指導体制の確立ならびに防災営農技術の確立および普及を図る。

1 防災営農指導体制の確立

市は、県や福井県農業協同組合等と協力して、防災営農技術の普及ならびに気象および災害対策事項等諸情報を農家へ迅速に伝達する。

2 防災営農技術の普及

市および福井県農業協同組合などは、県から示された防災営農技術について部門ごとに災害に対応した技術指導の普及を図る。

3 農業保険の加入推進

市は県、農業共済組合および農業関係団体等と連携して、農業者が自然災害による農作物や施設園芸用施設等への被害に対して自ら備える体制の構築を図るため、農業保険の加入を推進する。

第5節 火災予防計画

第1 計画の方針

消防体制の充実強化、防火思想の普及を図る。

第2 消防力の強化

市および鯖江・丹生消防組合消防本部は、「市町村消防計画の基準」に基づき、地域の火災その他の災害等の危険度および消防力を勘案した総合的な消防計画を策定するとともに、次に掲げる対策を推進し、消防力の強化を図る

1 消防体制の強化

複雑多様化、大規模化する火災その他の災害に対処するため、広域消防体制の整備を促進するとともに、消防に関し協定を結び、相互に応援する体制を充実強化する。

2 人的消防力の強化

(1) 消防職団員の充足

「消防力の整備指針」に基づき、消防職員の充足および消防団員の確保を図る。

(2) 消防団の活性化対策の推進

鯖江・丹生消防組合消防本部は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

(3) 消防職団員の教育訓練

鯖江・丹生消防組合消防本部は、消防職団員の防災に関する知識および技術の向上を図るため、これらの者を県消防学校および消防大学校に派遣するほか、一般教養訓練の計画を作成し、実施する。

3 物的消防力の強化

(1) 消防施設の強化

市は、「消防力の整備指針」に基づき、消防施設の拡充強化を図る。

(2) 消防水利の強化

市は、「消防力の整備指針」および「消防水利の基準」に基づき消防水利の強化を図る。

(3) 消防施設等の整備点検

市は、火災その他の災害に際し、迅速に対応するため、現有消防ポンプ自動車等の整備および点検を実施することにより、常に性能の維持向上を図り、即応体制の確立を期する。

4 消防力の現況

〈資料編〉消防団・消防水利の現況を参照

第3 火災予防対策

1 防火体制の推進

(1) 地域

一人ひとりが防火の意識を持つことにより、地域ぐるみの防火の輪を広げ、地域と消防が一体となった火災予防活動を行う。

また、職場の自衛消防組織や地域の自警消防組織を育成して、災害時の即応体制の強化を図る。

(2) 高齢者

高齢化社会の中で、ひとり暮らし老人等の家庭に対する火災予防を推進する。

(3) 家庭

家庭での住宅火災を防止するため、主婦を対象とした防火指導や婦人防火クラブの育成を図る。また、住宅用火災警報器の設置を促進する。

(4) 児童

園児や小学生が「火」に対する正しい知識をもてるように、幼・少年消防クラブの育成を図る。

2 火災予防査察の強化

鯖江・丹生消防組合消防本部は、消防法に規定する予防査察を消防対象物の用途および地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の強化を図る。

3 防火管理者制度および防災管理者制度の推進

鯖江・丹生消防組合消防本部は、消防法第8条および第36条の規定に基づき、選任されている防火管理者および防災管理者に対し、防火対象物および防災管理対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気使用の監督、収容人員の管理、その他防火および防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

4 住宅防火対策の推進

鯖江・丹生消防組合消防本部は、住宅火災の発生防止や住宅火災による被害を軽減するため、関係機関や団体と協力して防火意識の啓発や住宅防火診断の実施等の住宅防火対策の推進を図る。

5 防火思想の普及

鯖江・丹生消防組合消防本部は、関係機関や団体と協力して、あらゆる機会を利用し、地域住民に対し、防火思想および知識の普及徹底を図る。

第4 林野火災予防対策

鯖江・丹生消防組合消防本部は、林野火災の特徴（ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすることなど）を踏まえ、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基

本とした効果的な林野火災対策を推進する。

1 監視体制の強化

時期を失することなく火災警報等を発令し、火災予防意識の喚起に努めるとともに、監視パトロールの強化を図る。

2 火災予防指導の強化促進

林野所有者および事業者に対し、火災予防措置の指導の強化促進を図る。

3 火入れ等の規制指導

「火入れ」にあたっては、必ず鯖江・丹生消防組合消防本部に事前に通知するよう指導の徹底を図る。

4 連絡体制

(1) 消防団員および地元林業関係者、山林の状況に精通している者を把握する。

(2) 森林組合、電気事業者の連絡体制を確保する。

(3) 消火用水等の搬送のための車両等の借上げについて考慮する。

5 応援体制

(1) 市は、林野火災が拡大するおそれがある場合に、危機感共有会議を活用および近隣の市町に対する応援要請等も含めて対策を強化し、火災拡大の未然防止を図る。

(2) 市は、県防災航空隊による応援（ヘリコプターによる空中消火）の要請を積極的に検討する。

6 消火活動体制の整備

(1) 鯖江・丹生消防組合消防本部は、林野火災を想定した警防計画のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備する。

(2) 鯖江・丹生消防組合消防本部は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や悪件下での情報伝達体制の強化を図る。

7 資機材の充実

鯖江・丹生消防組合消防本部は、災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図る。

(1) 熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備

(2) 水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の整備。

第5 文化財火災予防対策

市は、文化財建造物の防火施設と管理上の注意事項について、国・県および鯖江・丹生消防組合消防本部と協力して所有者、管理者等へ周知し、火災予防対策を促進する。

1 防火施設の整備

(1) 消火設備、警報設備等を整備する。

- (2) 避雷装置を設置する。
- (3) 消防水の確保措置を行う。
- (4) 消火活動を容易にするため進入道路を確保する。
- (5) 防火塀、防火帯、防火壁、防火戸等を設け延焼防止の措置を行う。

2 自主防火体制の整備

- (1) 防火管理体制を整備し管理の万全を図る。
- (2) 環境の整理、整とんを図り、火気の発見を容易にする。
- (3) 火気の使用を制限し、または禁止させる。
- (4) 火災危険箇所の早期発見と改善改修を図る。
- (5) 火災警戒は定時に巡視し厳重に実施する。
- (6) 自衛消防組織を結成し計画的な訓練を実施する。

第6節 雪害予防計画

第1 計画の方針

市は、降積雪による災害を防止、軽減し、民生の安定と産業経済活動の維持を図る。

第2 平時の対策

関係機関は、平素から積雪に対処するため、次の事項について対策を講じる。

1 公共的対策

(1) 道路、鉄道の耐雪強化

- ア なだれ防止策、防止林等の整備
- イ 道路の拡幅、消融雪施設の整備
- ウ 除雪機械等の整備
- エ 電力、通信施設の耐雪強化

2 民生的対策

(1) 家屋倒壊の防止

地震時も含め屋根雪荷重による家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進するとともに、地域が一体となった雪に強い住宅地づくりを促進する。

- ア 克雪住宅の普及促進
- イ 屋根雪下ろしの奨励
- ウ 住民参加型除排雪方法の確立

(2) 積雪時の避難所および避難路の確保等

積雪時において地震が発生した場合においても住民が円滑に避難することができるよう避難所および避難路の確保等を図る。

ア 避難所の確保

市は、地域の人口および地形、なだれ等の危険性、施設の耐雪性、感染症対策を考慮し、被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定する。

- (ア) 建物周辺にオープンスペースを確保する。
- (イ) 消融雪施設を備えるなど雪に強い駐車場の確保を図る。
- (ウ) 雪を考慮した建築物の配置を図る。
- (エ) 克雪型建築の普及を図る。

イ 避難路の確保

市は、地震、なだれ等が発生した場合に備え、住民が円滑に避難所等に避難することができるよう、次の対策を行う。

- (ア) 積雪および堆雪に配慮した体系的街路を整備する。
- (イ) 小型除雪車を増強し、歩道除雪を推進する。
- (ウ) 機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所において、重点的に消融雪施設等を整備する。

ウ 避難誘導等設備の確保

(ア) 市は、積雪時における避難誘導等設備の除排雪等に留意し、その確保に配慮する。

(イ) 市は、住民が安全に避難所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して避難誘導のための標識を設置する。

第3 降積雪期前の対策

降積雪期を前に、「鯖江市雪害対策関係行政機関等連絡会」を開催し、相互の連絡調整を行い、次の対策について総合的かつ計画的な推進を図る。

1 道路交通網の確保対策

- (1) 国、県、市道相互間の除雪計画の調整
- (2) 公共建物の除排雪計画
- (3) 町内会、事業所による除雪協力体制の確立
- (4) 公共施設の屋根雪おろし基準の周知
- (5) 民間除雪機械借上げ、除雪作業委託体制の確立
- (6) 排雪場所の確保
- (7) 除雪機械の整備と要員体制の確立
- (8) 交通規制区域の周知徹底

2 火災予防対策

- (1) 消防機械器具の保全整備
- (2) 防火水槽、消火栓等周辺の除雪および水利確保
- (3) 地域ぐるみの防火活動の推進

3 なだれ危険箇所対策

- (1) 住民に対するなだれ危険箇所および避難等の周知
- (2) 交通規制および迂回路の設定

4 民生対策

- (1) ひとり暮らし要配慮者対策
 - ア 屋根雪おろしに対する支援、協力体制の確立
 - イ 通信連絡方法の徹底と緊急時における救援活動体制の確立
- (2) ゴミ・し尿対策
- (3) 非常持出品の周知

寒冷期における非常持出品について、通常の持出品に加えて耐寒用品等の移行にも配慮するよう住民に対し周知を図る。

第7節 危険物等災害予防計画

第1 計画の方針

危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物の災害予防を図る。

第2 危険物保安対策

消防法上の危険物は、貯蔵方法または取扱いの不備が直ちに災害の原因となる。また、他の原因による災害発生時により、被害を拡大させる要因ともなり、鯖江・丹生消防組合消防本部は、危険物施設の立入検査、従事者に対する取扱いの指導および訓練または災害時における緊急措置の徹底し、災害の防止に万全を図る。

1 立入検査の実施

- (1) 鯖江・丹生消防組合消防本部は、危険物施設などの関係者に対して、立入検査を実施し、法令に基づく適切な維持、管理をさせるとともに貯蔵、取扱い等の厳正を期するよう十分な監督指導を行う。
- (2) タンクローリーによる事故は、人家付近で発生する可能性があり、必要に応じて、警察と協力し公道にて立入検査を実施する。

2 自衛保安体制の確立

鯖江・丹生消防組合消防本部は、危険物施設等の関係者に対し、予防規程の作成、自衛消防組織等の育成指導を行い、自衛保安体制の確立を推進する。

3 化学消火剤等の備蓄

- (1) 鯖江・丹生消防組合消防本部は、化学消防車および化学消火剤等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。
- (2) 鯖江・丹生消防組合消防本部は、大量危険物施設において事故が発生した場合、大きな災害になる恐れがあるため、危険物施設などの関係者に対して災害時の処理体制と化学消火剤等の備蓄を指導する。

4 保安教育の実施

危険物施設関係者等に対して、関係法令および災害予防の具体的方法についての教育を実施し、保安管理の向上を図る。

第3 高圧ガス、火薬類、毒物、劇物等保安対策

高圧ガス、火薬類、毒物、劇物等の保安については、法令の遵守、自主保安体制の確立、自衛消防隊の編成、事故発生時の連絡体制、従業員の防災教育および訓練などを図るよう推進する。

第8節 建築物災害予防計画

第1 計画の方針

市は、所管施設の耐震性を保ち、浸水対策等を強化することにより、災害に対する建築物の安全性を高め、被害の発生を防止する。

また、民間の施設および一般建築物等については、防災対策の重要性を周知するとともに、日常の点検等を促進する。

第2 防災上重要な建築物

- 1 市は、所管施設のうちから、災害応急対策上の重要性、有効性等を考慮し、防災対策上重要な建築物（以下、重要施設）を指定し、耐震診断を実施する。特に必要な重要施設は、耐震補強および浸水防止対策等を推進し、安全性の向上を図る。
- 2 市は、長期停電に備え、非常用発電機を整備し、72時間外部からの供給なしで稼働できるよう、燃料を備蓄する等、電力の確保に努める。

第3 ブロック塀倒壊防止対策

- 1 市は、ブロック塀を新設または改修しようとする者に対し、建築基準法に定める基準の順守を指導する。
- 2 市は通学路を中心にブロック塀の倒壊危険個所の把握に努めるとともに、危険個所の改修について必要な助言等を行う。
- 3 市はブロック塀の安全点検、耐震性の確保、補強方法等について市民への周知に努める。

第4 落下物対策

県が行う窓ガラス、看板その他地震時における落下物の実態調査に基づき策定した改修指導計画による危険個所の改修等必要な助言、勧告等の実施に協力する。

第5 空き家対策

市は、平時から、災害による被害が予測される空き家等の把握に努める。

第6 罹災証明書交付の実施体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施の体制の整備に努める。

第9節 災害に強いまちづくり計画

第1 計画の方針

防災空間の確保等都市防災の総合的推進を図るとともに、積雪時にも配慮した災害に強いまちづくりを推進する。

第2 都市防災構造化対策推進

市は、国の「防災都市づくり計画策定指針」に従い、防災都市づくり計画を策定し、都市防災構造化対策の推進を図る。

第3 都市防災の推進

- 1 市は、市街地再開発事業や地区計画などを活用し、積雪時にも配慮しながら既成市街地の耐震性、耐火性の向上を図るとともに、土地区画整理事業などの実施により災害に強い安全で快適なまちづくりを推進する。
- 2 市は、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性などの地域の実情に応じて、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保に努める。

第4 建築物の不燃化の推進

市は、防火、準防火地域の指定拡大や建築物の不燃化の推進等により、災害時の被害防止に努める。

1 防火、準防火地域の拡大

市は、商業地域等について、防火および準防火を指定済であるが、その周辺および木造住宅が密集する防火上、不燃化を必要とする地域において、防火、準防火区域の拡大を推進する。防火、準防火地域等の指定については以下のとおりとする。

- (1) 防火地域は、容積率が400%以上の商業地域については、原則として指定を行う。
- (2) 準防火地域は、建ぺい率80%以上の商業地域、近隣商業地域について指定を推進する。

第5 防災空間の整備

市は、都市公園、都市緑地、道路空間および河川空間の整備を進め、災害時における避難場所、避難路の確保、延焼防止、救援活動の円滑な実施を図る。

1 道路網の整備

市、県および国は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、高規格道路などによるアクセス強化、ネットワーク機能の向上および道路防災対策などを通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。

2 無電柱化の促進

市は、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

3 所有者不明土地の活用

市、県および国は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそ

れのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

4 都市公園の整備

市は、災害時の避難場所あるいは防火帯の用に供する都市公園の整備を推進する。

5 都市緑地等の整備

市および県は、緩衝、避難等の用に供する都市緑地および街路樹の整備を推進する。

6 道路空間の整備

- (1) 広域的な防災体制および地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら都市計画、地方道路計画および鯖江市幹線道路整備計画などに基づき整備を推進する。
- (2) 幹線道路は、災害時の緊急物資輸送ルート、避難ルートなどを考慮し整備する。
- (3) 幹線以外の道路は、幹線道路と有機的に連携し、避難場所への円滑な避難を考慮し整備する。

7 河川空間の整備

市および県は、河川敷にヘリポート等、緊急用道路等を整備し、防災空間としての活用を図る。

第6 被災宅地危険度判定士の養成

市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減および防止ならびに被災宅地の円滑な復旧に資するための被災宅地危険度判定士を養成する。

第7 風水害に強いまちづくり

1 リスク評価および防災・減災

市およびは、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各課の連携の下、有識者の意見を踏まえ、災害に対するリスクの評価について検討する。

特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度などを踏まえて検討するよう努める。市および県はこれらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

2 危険区域における措置

市は、豪雨、洪水および土砂災害などによる危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を行う。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市および県が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

市および県は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないことを基本とし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

3 風水害に強いまちづくりの推進

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化および防災まちづくりの推進について、災害リスクを考慮し、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策、安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

4 山地災害危険地区の対策

市、県および国は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。なお、流木による河川閉塞や河川氾濫への対応については、流域治水の取り組みと連携しつつ、森林整備による土壌保全強化等による流木対策を推進する。

5 宅地造成および盛土の調査および指導

市および県は、宅地造成および特定盛土等規制法に基づく市内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成および特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。

第10節 電気通信施設、放送施設災害予防計画

第1 計画の方針

災害に対処できるよう機関ごとに万全の予防措置を行い、通信の途絶防止および放送電波の確保を図る。

第2 電気通信設備災害予防対策

西日本電信電話（株）、（株）NTTドコモ、KDDI（株）、ソフトバンク（株）および楽天モバイル（株）は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について浸水防止対策等の予防措置を図る。

1 災害予防対策

災害による故障発生を未然に防止するため、次のとおり防災設計等を行い、万全を図る。

- (1) 豪雨および洪水等のおそれがある地域に設置されている電気通信設備の耐水構造化
- (2) 暴風または豪雪の恐れがある地域に設置されている電気通信設備の耐風または耐雪化
- (3) 地震、火災災害に対する重要電気通信設備の耐震、耐火構造化
- (4) 主要な伝送路の多ルート構成またはループ構成

2 災害対策用機器等の配備

災害対策用機器の配備災害が発生した場合において被害を迅速に復旧し、電気通信サービスを確保するため、次の災害対策用機器等を配備する。

- (1) 非常用無線衛星通信装置、非常用無線装置
- (2) 移動電源車、発電発動機
- (3) 非常用移動電話局装置、車載型基地局装置
- (4) 応急復旧用ケーブル
- (5) その他災害対策用機器

3 災害時措置計画の作成

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保するための計画を作成する。

- (1) 伝送措置（伝送路、回線切替、臨時回線の作成等）
- (2) 交換措置（回路変更、利用制限等）
- (3) 手動台措置（手動台臨時中継、利用者への利用案内等）

第3 放送施設災害予防対策

日本放送協会福井放送局、福井放送（株）、福井テレビジョン放送（株）および福井エフエム放送（株）およびこしの都ネットワーク（株）は、災害が発生し、または発生するおそれのある場合の放送電波の確保を図るため、放送設備、局舎設備について予防措置を行い、災害報道体制を整備する。

- 1 放送設備等の耐震対策および浸水防止対策を強化する。
- 2 非常用資機材および消耗品等を定量常備する。
- 3 放送設備等の整備、点検災害警戒時には、次の設備について整備、点検を行う。

- (1) 電源設備
- (2) 給排水設備
- (3) 中継・連絡回線
- (4) 放送設備、空中線設備

第 1 1 節 電気施設、ガス施設災害予防計画

第 1 計画の方針

電気施設およびガス施設の災害を防止する。

第 2 電気施設災害予防対策

北陸電力送配電(株)は、災害による電気設備の被害を軽減し、安定した電力供給の確保を図るため、施設、設備の整備、管理を行い、応急復旧体制の整備を図る。また、電気施設の耐震性および浸水防止対策の強化を図る。

1 風水害対策

(1) 発電設備および変電設備施設、付属設備およびその防護施設について点検、整備を行うとともに、非常用電源を整備する。

(2) 送配電設備

ア 重要設備、回線等に対する災害予防対策を実施する。

イ 土砂採取等に対する鉄塔基礎周辺の保全対策を推進する。

ウ 橋梁および建物取付部における耐震性の強化を図る。

エ 電線路付近における飛来物に対する予防対策をとる。

2 落雷対策

変電設備に耐雷遮へいおよび避雷器を重点的に配置するとともに、系統保護継電装置を強化する。送配電設備については、架空地線および避雷器を設置して雷害対策を強化する。

3 通信設備の強化

主要通信系統の二重ルート化、健全回線の切替えによる応急連絡回線の確保、無停電電源および予備電源の確保および移動無線応援体制の整備等を図る。

4 電気設備予防点検の実施

電気設備に関する技術基準の定めるところにより、定期的に工作物の巡視、点検を実施するほか、自家用以外の電気工作物の調査等を行う。

5 災害対策用資機材の整備および輸送体制の確保

(1) 資機材の整備

関係機関は、地域的条件を考慮して、災害対策用資機材の必要数量を整備する。

(2) 資機材の輸送

関係機関は、災害対策用資機材の輸送計画を作成するとともに、輸送力を確保する。

第 3 ガス施設災害予防対策

液化石油ガス事業者は、災害発生の未然防止を図るとともに、被災時のガス設備の被害を軽減し、さらに、ガスによる二次災害の防止を図るため、設備の耐震性の点検調査の実施等安全性確保対策を進める。

1 液化石油ガス事業者

(1) 交換および点検時の確認

- (2) 緊急措置マニュアルの作成および見直し
- (3) 従業員の教育、訓練の実施
- (4) 災害対策用資機材の整備および確認
- (5) 防災関係機関との相互協力体制の確保
- (6) 液化石油ガスの安全についての知識の周知

2 消費者

液化石油ガスの安全についての知識の習得

第 1 2 節 上下水道施設災害予防計画

第 1 計画の方針

市は、上下水道施設の災害予防を図る。

第 2 上下水道施設の現況

〈資料編〉上水道施設の現況および下水道事業の現況を参照

第 3 上水道施設災害予防対策

市は、災害による水道施設の被害を最小限に止め、速やかに水の供給を確保するため、水道施設の整備増強および給水体制の整備を推進する。

1 施設等の整備

水道整備事業および配水管整備事業等の実施について、水道施設設計指針および水道施設耐震工法指針等により、施設の耐震化を図る。

- (1) 取水等の整備
- (2) 浄水施設の補強
- (3) 送配水施設の補強
- (4) 上水道管の維持管理

ア 老朽化した上水道管の長寿命化計画の作成・実施

イ 老朽化管の取り替え

(5) 施設整備の優先

市は、重要管路のうち、災害時に特に水を必要とする下記の施設に至る路線の耐震化を図る。

ア 病院・診療所等

災害拠点病院、救急医療告示機関、人工透析設備機関を最優先にする。

イ 避難行動要支援者利用施設等

避難行動要支援者利用施設のうち、避難施設を最優先とする。

ウ 公共施設等

避難所になる施設を最優先にする。

2 応急復旧用資機材の整備

原水処理薬剤や応急復旧用資機材の供給可能な体制づくりに努める。

3 応急復旧体制の整備

災害により被災した水道施設の応急復旧を図るため、必要な体制を整備する。

第 4 下水道施設災害予防対策

市は、浸水災害等の被害を防止し、市街地の環境整備および公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道施設の整備増強を図る。

また、応急復旧用資機材の整備、備蓄および応急復旧体制の整備を図る。

また、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持または修繕に努

めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

1 下水道管の維持管理

ア 老朽化した下水道管について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

イ 老朽化管の取り替え

2 代替施設設備の整備

下水道施設に支障がある場合に備え、仮設トイレ等の調達供給体制の確立を図る。

第 1 3 節 交通施設災害予防計画

第 1 計画の方針

市内の各交通施設の事業者および管理者は、災害時の交通システムを維持するため、耐震性の強化および被害軽減のための諸施策を実施するとともに、県および市等と連絡体制を整備し、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講じる。

第 2 道路施設

道路管理者(国土交通省近畿地方整備局、中日本高速道路(株)、県、市等含む。以下「道路管理者」という)は、道路施設の防災構造化を推進するとともに、災害が発生した場合の応急復旧体制の整備を図るものとする。

1 補修工事の実施

市は、災害時における道路施設の機能を確保するため、所管道路での道路法面等の路面への崩落および路体の崩壊が予想される箇所、橋梁、横断歩道橋、隧道、アンダーパスなどについて調査・点検を実施し、状況に応じて補修対策工事を実施する。

特に、住宅密集地等の防災上必要な地域においては、重点的に迅速且つ安全な防災活動の確保を図る。

2 道路啓開等

道路管理者は、大規模災害において道路啓開等を迅速に行うため、関係機関と連携して、道路啓開計画を策定し、必要に応じてその見直しを行う。また、事故車両、倒壊物、落下物等の道路障害物の除去による道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等から緊急に協力が得られるよう協定の締結に努める。

第 3 鉄道施設

鉄道事業者(西日本旅客鉄道(株)、福井鉄道(株)、(株)ハピラインふくい)は、鉄道施設の防災構造化を推進するとともに、応急復旧体制の整備を図るものとする。

1 施設、整備の防災構造化

- (1) 風水害による浸水または盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土や法面改良を実施する。
- (2) 耐震性を考慮した線区防災強化を推進し、橋梁等について要注意構造物を解消するよう努める。
- (3) 車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動列車制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

2 列車防護装置の整備

- (1) 地震発生時の列車安全運転確保のため、感震器の設置を推進する。
- (2) 列車無線を整備する。
- (3) 線路保守上、特に危険性のある箇所または工事中等で一般路線に比べて強度が低い線路構造物の近くに特殊信号装置を設置する。

3 防災関係資機材の整備および点検

クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、発電機、レール、電線等を整備、点検するとともに、重機械類については、民間企業から緊急に協力が得られるよう体制を整える。

4 避難誘導および応急復旧体制の整備

異常事態発生時に旅客の避難誘導を円滑に行うとともに、鉄道施設の応急復旧体制を整備する。

第 1 4 節 防災関係施設設備、資機材、物資整備等計画

第 1 計画の方針

防災関係機関が、応急対策の円滑な実施のために必要とする施設、設備の整備および緊急必要物の確保に努める。

第 2 情報通信施設の整備

市は、災害の初動期において情報の収集・伝達が重要であるため、情報通信施設設備の整備・耐震化を推進するとともに、最新の情報通信関連技術の導入、情報伝達手段の多重化など、通信設備の運用体制の強化を図る。

1 無線通信施設の整備

(1) 防災行政無線

市は、防災行政無線の強化および利用の効率化のため、以下に基づいて施設整備および運用体制の強化を図る。

ア 防災行政無線を有効に機能させるため、運用体制の確立

イ 災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災行政無線の整備、充実

ウ 防災行政無線のデジタル化や全国瞬時警報システム（J－ALERT）との連動

エ 臨時災害放送局（コミュニティー放送局を含む）、携帯端末の緊急速報メール機能、地上デジタル放送の活用

オ 県が構築した災害情報インターネットシステム（Lアラート（災害情報共有システム）を含む）などの多様な媒体を活用

(2) 消防無線

鯖江・丹生消防組合は、消防および救急活動を迅速かつ円滑に実施するため、以下に基づいて施設整備および運用体制の強化を図る。

ア 県内の各消防本部と相互に通信することや消防広域応援体制の確立に備えた共通波の充実

イ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動無線車の整備および携帯無線機の増強

2 有線通信設備の整備

市は、災害時優先電話の有効な活用体制を強化するため、西日本電信電話㈱福井支店と連携し、同電話の位置付けを明確にするとともに、電話番号を関係機関に通知する。

3 防災相互通信用無線の整備

市は、災害時において相互に通信することのできる防災相互通信用無線が重要であるため、整備、増強に努める。

(1) 無線局の整備、増強を図る。

(2) 想定される災害に応じた運用体制の整備を図る。

4 衛星携帯電話の整備

市は、県の協力のもと、災害時に孤立するおそれのある集落等で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と市の双方向の情報連絡体制を確保するよう努める。

5 防災情報システムの利用

市は、県および国が行う防災情報の一元化および高度情報化に資する防災情報システム等の利用体制を整備する。

(1) 福井県災害情報インターネットシステム（福井県防災ネット）

台風や地震など災害発生時等における人的被害や住家被害などの被害情報を迅速に収集・整理し、県、市町、消防などの防災関係機関で情報を共有するシステム

(2) 福井県河川・砂防総合情報システム

県内の雨量、河川水位、土砂災害警戒情報などをインターネット、携帯サイトで提供し、登録者にメール配信を行うシステム

ア 県内各地に設置された観測装置にて、雨量や河川水位などの情報の提供

イ 福井地方気象台から提供された雨量や注意報・警報などの気象情報の提供

ウ 近畿地方整備局から提供された雨量、河川水位などの情報の提供

エ 日野川(中流)の洪水予測の実施と洪水予報の提供

オ 土砂災害警戒情報と土砂災害危険度の提供

(3) 道路交通情報システム（みち情報ネットふくい）

異常気象による災害を未然に防止するための道路の状況や道路交通の状況を収集伝達するシステム

(4) 防災システム導入上の留意事項

ア 所掌する業務についてシステム化を行う場合には、他機関への情報の提供に留意する。

イ 市および県は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、新総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努める。

6 災害情報通知アプリケーションの普及

市および関係機関は、災害情報を迅速に通知できるよう、住民に対し、災害情報を通知するアプリケーションの周知および利用促進を行う。

第3 防災資機材等の整備、調達

防災関係機関は、応急対策の実施のため、災害用装備資機材等を整備するとともに、保有資機材等は随時点検を行い、保管に万全を図る。

第4 災害対策用ヘリポートの整備

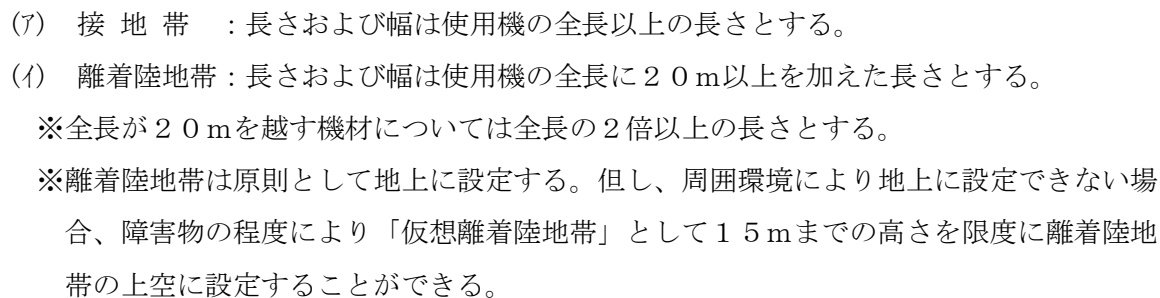
市は、災害時の救助救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑にするため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポート等の選定および整備に努める。

1 ヘリポートの選定

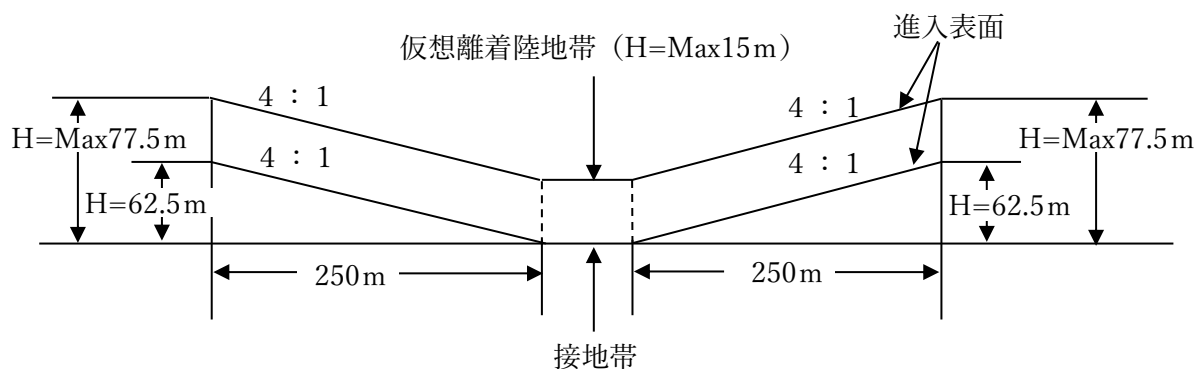
ヘリポート等は、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から、次の事項に留意して選定する。

(1) 十分に平坦であり、ヘリコプターの離着陸に耐えうる地盤堅固な土地であること。

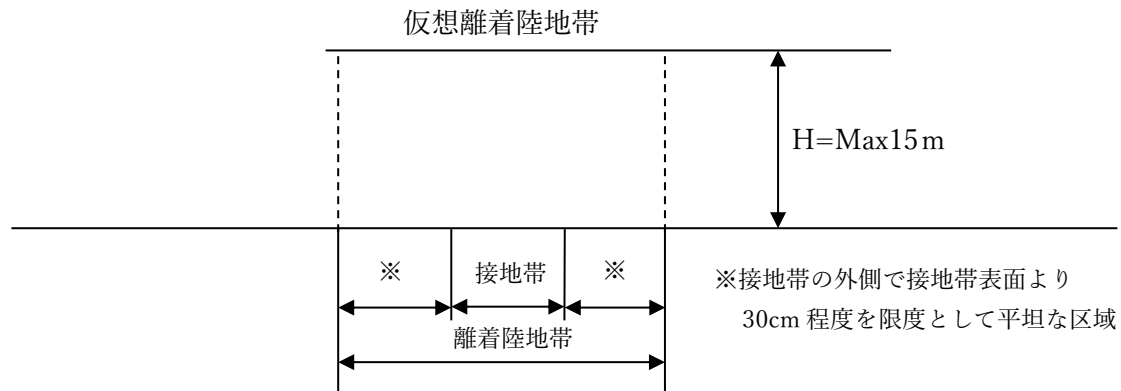
- ア 回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、仮想離着陸地帯の略図



イ 進入表面断面図



ウ 転移表面断面図（転移表面は設定せず）



2 林野火災における空中消火基地

林野火災における空中消火基地は、「1 ヘリポート等の選定」によるほか、特に次の事項に留意して選定する。

- (1) 水利、水源が近いこと。
- (2) 複数の駐機が可能であること。
- (3) 補給基地が設けられること。
- (4) 気流が安定していること。

3 県への報告

市は、新たにヘリポート等を選定した場合には、地域防災計画に定めるとともに、県に次の事項を報告する。また、既存のヘリポート等については、随時、点検を行い、変更を行う必要がある場合も同様とする。

- (1) ヘリポート等番号
- (2) 所在地（緯度、経度）および名称
- (3) 施設等の管理者および電話番号
- (4) 無障害地帯面積（○m×○m）
- (5) 付近の障害物等の状況（略図添付）

4 ヘリポート等の管理

市は、選定したヘリポート等の管理について、平時からヘリポート等の管理者と連絡を保ち、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるように配慮しなければならない。

第 15 節 緊急事態管理体制整備計画

第 1 計画の方針

緊急事態に備えるため、機能的な活動体制の整備を図る。

第 2 階層的防災生活圈構想の推進

- 1 市は、消火、救助、避難、医療救護等の防災活動を有効かつ機能的に実施するため、町内会、地区（10 地区）、市、広域圏、県といった階層構造を防災生活圈とし、それぞれ上位の生活圈が下位の防災生活圈の支援を行う。
- 2 市は、必要な機能（応援部隊・ボランティアの活動調整、支援物資の集配、備蓄）を備えた各地区の拠点となる防災基地をそれぞれ整備し、応援部隊・ボランティアの活動調整や支援物資の集配にあたるほか、平時における備蓄等の機能を分担する。また、必要に応じて、広域的な防災活動拠点基地を西山公園区域内に設ける。
- 3 市は、小中学校等が避難所となった場合に備えて、教職員の緊急時の活動マニュアルを作成し避難所機能と教育機能の両立を含め、避難所としての利用・運営方法等を定める。

[防災生活圈の階層毎の役割]

階 層	役 割
町内会	1 町内公民館や社寺広場等を一時避難所（集合場所）として設定する。 2 基本的な防災資機材等を備蓄する。
地区	1 地区公民館等を防災基地として設定し、各公民館・小学校を避難所として設定する。 2 防災基地は、一時避難所等への物資等の供給拠点の役割も果たし、地区内の情報収集・提供の拠点とする。 3 生活必需品や防災資機材等を備蓄するとともに、情報端末を整備する。
市	1 防災活動の指揮命令機能や情報通信機能を有する拠点施設（災害対策本部）を整備する。 2 避難所に対する食糧、生活必需品の供給等の調整やそのための備蓄をする。 3 要配慮者に対するサービスの拠点を整備し、必要物資を備蓄する。 4 必要に応じて、西山公園に広域的な防災拠点基地を設置する。
広域圏	1 圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災基地を整備する。 2 市町間における物資調達の調整、備蓄の融通を図る。
県	1 県の災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンターを設置する。 2 市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報ネットワークを整備する。

第3 地域防災活動体制

市は、住民や自主防災組織が災害時に活動できる施設や資機材の整備に努める。

[防災資機材の概要]

初期消火用	消火器、組立型水槽等
救助活動用	ハンドマイク、発電機等
救護活動用	濾過器、救急医療器セット、防水シート、簡易トイレ等
訓練用	ビデオ、映写装置、訓練用消火器具等

第4 防災活動体制

1 避難指示等の判断基準の策定

市は避難指示等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難指示等の判断基準を策定する。

- (1) 雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報などの形式的判断基準を導入し、具体的に策定するよう努める。
- (2) 避難指示等の発令訓練の実施や、発令の経験等を踏まえ、必要に応じて基準の見直しに努める。
- (3) 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合のエリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。
- (4) 避難指示および緊急安全確保を夜間に発令するおそれがある場合、早い段階で避難所を開設して住民に伝達し、円滑な避難に努める。
- (5) 高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者など、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するよう周知する。
- (6) 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する体制を構築する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。
- (7) 市は、避難指示の発令の検討を行う際に、必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を行う。

2 市は、以下の施設の整備に努める

- (1) 物資の集積、救急、救援活動や災害時のボランティアの受入れを目的とした防災基地
- (2) 防災行政無線等の情報通信施設
- (3) 食糧・日用生活品等の備蓄倉庫
- (4) 避難所や庁舎等の72時間対応可能な非常用電源等の整備

3 対応する災害に応じた施設の対策

- (1) 浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等

- (2) 災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設になりうる施設や庁舎については、耐震化を図る。

4 安否確認の体制整備

市は、災害発生後の安否不明者の早期把握を行うため、自主防災組織の担当者に住民基本台帳を公開し、被害状況を収集できるよう体制を構築する。

5 給水体制の整備

- (1) 災害時に使用できる水源の現況および給水用資機材および給水車等の保有状況ならびに給水能力を平素から把握し、迅速かつ的確に応急対策を行えるように準備する。
- (2) 消毒用資材等についても必要数確保し、保管する。

第5 消防活動体制

鯖江・丹生消防組合消防本部は、災害発生時に迅速かつ的確な応急対策に必要となる防災資機材等の整備充実に努める。また、災害時に避難誘導および情報伝達、救助等の防災業務の中心となる消防庁舎については、耐震化を図る。

[消防資機材]

消防水利	耐震性貯水槽（防火水槽）の整備
車 両	消防自動車、特殊車両（緊急消防援助隊用を含む）等の整備
資 機 材	油圧救助器具、熱画像直視装置等の救助用資機材

第6 企業等との連携強化

企業等と行政の連携の強化を図るため、事業者と業界・商工団体、農林水産関係団体、行政間の連絡体制を整備し、連携を強化する

1 事業者および業界・商工団体と行政間の連絡体制の整備、連携の強化

- (1) 市および県は、民間事業者との間で協定を締結し、協力体制を構築する。
- (2) 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業に対し、市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう要請する。
- (3) 市は、被災後、早急な産業復旧対策を講じるため、各事業者、各業種と協力し、以下のことを行う。
- ア 各種通信手段による連絡ルートの確立
 - イ 営業再開に向けた復旧対策および支援体制等の整備
 - ウ 緊急雇用対策等の周知

2 農林水産関係団体と行政間の連絡体制の整備、連携の強化

市は、災害時に被害状況を早急に把握するため、県、関係団体等との連絡体制および役割分担を定めた計画を策定し、毎年更新する。

第7 緊急事態対応力の強化

市は、消防機関等との人事交流や退職自衛官の人材活用制度などにより、緊急事態対応力の強化に努める。

第8 市の業務継続性の確保

市は、業務継続性の確保として、以下のことを行う。

1 全庁をあげた業務継続性の確保と体制の構築

- (1) 平時から災害時における優先すべき業務を絞り込みの実施
- (2) 当該業務を遂行するための役割の分担

2 業務継続計画の作成と見直し

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、以下の点に着目し行う。

- (1) 地域や想定される災害の特性等の考慮
- (2) 必要な資源の継続的な確保
- (3) 定期的な教育、訓練および点検などの実施
- (4) 訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた業務継続計画の見直し
- (5) 計画の評価・検証等を踏まえた改訂

3 業務継続計画の修正時の注意点

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の修正について以下の点に注意しながら行う。

- (1) 修正時の状況に応じた、首長不在時の明確な代行順位および職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (4) 重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定める。

第9 公共建築物における番号標示の管理

公共建築物の管理者は、災害時において他府県、自衛隊等のヘリコプターが上空から容易に当該建物を特定できるよう、標示番号が識別できる状態を確保する。

第10 活動体制の整備

1 市は、活動体制の整備に当たっては、地域の実情に応じ計画的に整備する。

2 市は、事業の実施に当たっては、国や県と連携し、以下の事業を活用する。

- (1) 防災・減災対策等強化事業推進費
- (2) 防災基盤整備事業、公共施設等耐震化事業
- (3) 国庫補助事業
- (4) 県費補助事業等

第16節 避難対策計画

第1 計画の方針

市は、災害から人命の安全を確保するため、関係機関と連携して地域の災害特性や災害危険性を踏まえ計画的に避難対策を推進する。

なお、市は、指定緊急避難場所、指定避難所および避難路を指定し、住民に対し周知徹底を図る。また、避難場所における救助施設等の整備に努める。

第2 指定緊急避難場所

1 指定緊急避難場所の指定

(1) 市は、災害の危険が切迫した場合における住民等の安全確保のため、災害ごとに以下の基準を満たした場所を、指定緊急避難場所として指定し、住民に対して周知徹底を図る。

ア 災対法施行令（以下、政令という。）で定める基準に適合する災害の危険がおよばない場所または施設

イ 指定する施設の管理者の同意

ウ 特に風水害においては以下の条件を有する場所

(ア) 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等または安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設や場所

(イ) 想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分および当該部分への避難経路を有する施設

(ウ) 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有する施設

(2) 地域住民に対し、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(3) 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

2 指定緊急避難場所に関する通知等

(1) 市は、指定緊急避難場所を指定した場合、県に通知するとともに、公示を行う。

(2) 市は、指定緊急避難場所が廃止され、または政令で定める基準に適合しなくなった場合は、指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

(3) 指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、または重要な変更を加えようとするときは、市に届出を行う。

3 住民への周知

(1) 市は、平時から防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により指定緊急避難場所の住民への周知徹底に努める。

(2) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害に対応した避難場所であるかを示し、記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第3 指定避難所

1 避難所の指定および周知

- (1) 市は、円滑な救援活動を実施し、避難者の一定の生活環境を確保するため、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所として指定する。
- (2) 市は、平時から防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布、看板等の設置等により指定避難所の住民への周知徹底に努める。
- (3) 市は、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

2 指定緊急避難場所を指定避難所としての活用

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについては、日頃から住民等への周知徹底に努める。

3 学校施設における指定避難所について

学校を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。

4 避難所における感染症対策の検討

市は、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時からホテルや旅館等の活用等を含めて検討を行う。

5 指定避難所に関する通知等

- (1) 市は、指定避難所を指定したときは、県に通知し、公示を行う。
- (2) 指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、または重要な変更を加えようとするときは、市に届出を行う。
- (3) 市は、指定避難所が廃止され、または政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

6 避難所の備蓄

- (1) 市は、指定避難所またはその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、マスク、消毒液、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- (2) 市は、避難生活に必要な物資の備蓄について、想定避難者数の1日分相当の食料備蓄を目標量として計画的な整備に努める。
- (3) 市は、備蓄状況の把握について、国が整備する新物資システム（B－P L o（Busshi Procurement and Logistics support system））を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新する。

7 避難所の設備

- (1) 市は、指定避難所等において、下記の必要な物資等の整備を図る。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

- 1 給水のための設備（貯水槽、井戸、給水タンク）
- 2 トイレ（仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ）
- 3 マット
- 4 ベット（簡易ベット、段ボールベット）
- 5 パーティション
- 6 非常用電源
- 7 ガス設備
- 8 衛星携帯電話や衛星通信を活用したインターネット機器
- 9 テレビ、ラジオ等の情報収集機器
- 10 要配慮者に配慮した施設、設備の整備（空調機器、洋式トイレ）
- 11 感染症対策に必要な物資
- 12 家庭用動物の飼養に関する資材

- (2) 市は、指定避難所等で使用する設備等を、災害時に確実に活用できるようにするため、平時から市民等に積極的に貸し出す。

第4 在宅避難および車中泊避難

1 在宅避難者への対応の検討

市は、在宅避難者等の発生に備え、支援方策を検討するよう努める。

2 車中泊避難者への対応の検討

市は、車中泊により避難生活を送る避難者が発生に備えて、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。

第5 階層ごとの避難所と避難所の設備

地域	施設・設備
町内会	1 町内公民館・社寺広場等を一時避難所（集合場所）として設定 2 鋸やバールなど基本的な防災資機材等を備蓄
地区 (10地区)	1 小中学校および各地区公民館を指定避難所として指定 2 情報端末となるパソコン等を整備し、非常食や防災資機材等を備蓄 3 西山公園および大規模公園等を広域的避難所として指定 4 仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 5 施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄 6 再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備を整備
市	1 防災活動や防災基地に対する指揮命令機能や情報通信機能等を整備 2 避難所等に対する食糧、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄 3 健康福祉センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄

1 新たな技術を用いた設備の活用

市は、指定避難所等において衛星通信設備や循環式の手洗い所など、新たな技術を用いた設備が活用できるよう導入を進め、体制の構築に努める。

2 避難所の運営管理に必要な知識の普及

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように努める。

また、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保するため、知識の普及に努める。

第6 避難路等避難誘導体制の整備

- 市は、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、防災訓練の実施や防災マップ、コミュニティタイムライン、マイタイムラインを住民に周知する。
- 市は、防災マップ、コミュニティタイムライン、マイタイムラインの作成にあたっては住民も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

第7 避難所運営体制の整備

1 整備方針

災害発生後、速やかに管理運営体制を構築するため、避難所の維持管理体制および災害発生時の要員の派遣方法をあらかじめ定める。

また、指定避難所となっている施設の管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

2 避難者の自治体制

避難所運営を円滑に運営するため、運営の中心となる自主防災組織等と協議し、避難所ごとに避難者の自治組織に係る事項や、避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所管理・運営マニュアル」をあらかじめ作成する。

3 施設管理者の支援体制

避難所の施設管理者は、避難所設置時には避難所の管理運営に協力するほか、運営の支援を行う。

第8 避難所情報通信体制の整備

市は、避難所における情報通信体制の整備として、以下のことを行う。

- 1 防災基地、避難所、医療救護所の予定施設へのパソコン設置
- 2 オペレーターの確保および常設ネットワーク化
- 3 災害情報インターネットシステム（福井県防災ネット）の活用

第9 広域避難のための体制の整備

市は、大規模災害時に円滑な広域避難および広域一時滞在が可能となるよう、県との連携のもと、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等および広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市からの被災者を受け入れることができる施設等を決定しておくよう努める。

第10 避難所における良好な生活環境の確保

市は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

第11 協定・届出避難所の把握

市は、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、情報を把握する。

第 17 節 医療救護予防計画

第 1 計画の方針

災害時の医療救護活動の確保について、初期医療体制、後方医療体制および広域的救護体制の整備を図る。

第 2 医療救護活動体制の確立

1 初期医療体制の整備

- (1) 市は、応急救護所の設置、救護班の編成、出動について地元医師会と協議して、計画を定めるとともに、自主防災組織等の軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援体制の計画を定めておく。
- (2) 災害時の救急医療に対応できるよう、避難、患者受入れ、トリアージ（傷病者の選別）等に関する研修および訓練を行う。

2 後方医療体制の整備

市は、救護所における救護班で対応できない重傷者等を収容するため、災害拠点病院を後方支援病院と位置付け、重篤患者の受入れ施設の確保体制の整備を促進する。

3 広域応急医療体制の確立

- (1) 市、国、県および医療機関は、広域応急医療体制を確立するため、医療救護班の派遣、患者の受入れ、対応する患者の分担など連絡体制等災害時の広域的な医療体制を整備する。
- (2) 市、国、県および医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に確保するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の利用環境整備に努め、入力操作等の研修・訓練を定期的に行う。

第 18 節 広域的相互応援体制整備計画

第 1 計画の方針

大規模災害における広域の相互応援体制を整える。

第 2 県内広域相互応援体制

1 福井県・市町災害時相互応援協定

市独自では十分な災害応急対策が実施できない場合に備え、当該市町が他の市町に要請する災害応急対策を円滑に遂行するための協定。

2 福井県広域消防相互応援協定

県内の消防における相互応援体制を確立し、消防広域応援体制を整備するための協定。

第 3 災害時応援協定

市が締結している災害時応援協定等は下記のとおりである。

- 1 岐阜県大垣市 平成 7 年 7 月 26 日
- 2 滋賀県長浜市 平成 7 年 9 月 1 日
- 3 石川県加賀市 平成 24 年 5 月 28 日
- 4 愛知県知立市 平成 25 年 1 月 31 日
- 5 静岡県袋井市 平成 25 年 3 月 4 日
- 6 新潟県村上市 平成 29 年 10 月 13 日

第 4 協定締結機関との協議および合同訓練

市は、応援協定の締結機関等と、通信訓練等を含めた合同防災訓練を実施する。

第 5 広域受援体制の整備

- 1 市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体および防災関係機関から応援を受けることができるよう、鯖江市受援計画を策定する。
- 2 市および県は、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。
- 3 市は、感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底する。
- 4 市は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

第 19 節 防災訓練計画

第 1 計画の方針

災害に際し応急対策活動を迅速・的確に実施するため、地域の災害リスクに基づいた各種の防災訓練を行い、防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

第 2 実施責務および協力

- 1 市は、個別にまたは共同して、必要な訓練を行う。
- 2 市民その他関係団体は、市の行う防災訓練に参加、協力する。
- 3 市は、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第 3 訓練の種別

訓練の種別と内容は以下のとおりとする。

種 別	内 容
1 総合防災訓練	市は、防災関係機関および住民が一体となって、相互に連携協力し、災害時における応急対策が迅速かつ適切に行えるよう、毎年 1 回以上実施する。
2 水防訓練	市は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、「鯖江市水防計画」に基づき実施する。
3 消防訓練	(1) 鯖江・丹生消防組合消防本部は、消防活動の円滑な遂行を図るため、独自にまたは相互に協力して訓練を実施する。 (2) 鯖江・丹生消防組合消防本部は、学校、病院および民間事業所など多数の者が出入りし、勤務し、利用する場所における自衛消防組織等の訓練の実施を推進する。
4 救助・救護訓練	市、県および災害救助実施機関は、災害発生の際、迅速かつ的確な救助、救護を実施するため、避難、救出、医療、助産、炊出し、給水、物資輸送等について訓練を実施する。
5 通信連絡訓練	市、県および各防災関係機関は、災害時における通信情報連絡を迅速かつ的確に実施するため、平素より連絡体制の整備と通信手段、機材の操作等について万全を期するため、訓練を適時実施し、連携体制の構築を図る。
6 災害情報連絡訓練	市は、気象予警報その他災害に関する情報、指示、命令および報告等を円滑に実施するため、連絡体制の強化を主に実施する。
7 非常通信連絡訓練	市は、災害時において、有線通信系統の不通または利用が著しく困難になった場合、無線通信系統の円滑な利用を図るとともに、北陸地方非常通信協議会の構成機関が所有する無線局による県および各防災関係機関との通信確保のための訓練を実施する。

種 別	内 容
8 非常招集（参集） 訓練	市、県および防災関係機関は、応急活動を実施するために必要な職員の招集または参集が迅速かつ確実に実施できるよう、非常招集（参集）訓練を実施する。
9 避難訓練	市は、災害に際し、迅速に避難が実施できるよう地域、学校、病院、青少年教育施設、事業所、交通機関等においてあらゆる状況を想定した避難訓練を実施する。感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。
10 図上訓練	災害予防責任者は、個別にまたは共同で災害時における応急対策を迅速かつ適切に行うため、図上において訓練を実施する。
11 自主防災組織と 自衛消防組織の 合同訓練	市および県は、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的な防災活動を実施するため合同訓練の実施について指導助言を行う。
12 関係機関との合同 訓練等	自衛隊等に対する派遣要請等を迅速に行うため、要請の分野ごとに、要請手順、連絡方法・窓口、連絡班の受入れ・活動拠点等を取り決め、これらに基づく通信訓練や図上訓練等を含めた合同防災訓練や定期協議を実施する。
13 広域防災訓練	広域的な応援協力を前提とする県域を越えた近隣府県等との合同による総合的な防災訓練を定期的実施する。

第4 防災訓練に関する普及啓発

防災訓練の参加者となる住民に対して、各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高める。

第5 要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、本章第22節「要配慮者災害予防計画」による。

第20節 防災知識普及計画

第1 計画の方針

防災業務に従事する関係職員および地域住民に対し、防災に関する教育、広報を実施し、防災知識の普及を図る。

第2 防災知識の普及

- 1 市は、市民の防災意識の高揚を図るため、気候変動の影響も踏まえつつ、各種の手法を活用した教材、マニュアルを作成するほか、市民に対する社会教育、防災に関する様々な動向や専門家の知見も取り入れた各種データの発信などを通じて、防災に対する関心を高め、防災知識を普及させる。
- 2 市は、災害による人的被害を減らすには、市民等の避難行動が基本であり、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとることや、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を市民等に対して行う。
- 3 市は、指定避難所や、仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者等が性犯罪やDVの被害に遭わないよう、お互いに助け合いを促す環境づくりに努める。

第3 普及の内容

防災知識の普及内容は、概ね次のとおりである。

- 1 地域防災計画の概要
- 2 気象等に関する知識
- 3 危険物等に関する知識
- 4 災害に対する心構え

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 平時の心得「自らの身の安全は、自らが守る」(非常持出品の準備)(2) 最低3日間、推奨1週間分の水・食料・簡易トイレ・1トイレットペーパーなどの備蓄やローリングストックの実施(3) 給水用の10リットル～20リットル入りポリ容器の準備(4) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策(5) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え(6) 災害発生時の心得(7) 警報等発表時、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の発令時にとるべき行動、避難場所での行動や周囲の状況等により、避難がかえって危険を伴う場合の行動(8) 災害時の家族内の連絡体制の整備(9) 各機関の防災対策(10) その他必要な事項 |
|---|

- 5 過去の主な被害事例
- 6 浸水想定区域、土砂災害危険箇所
- 7 指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避

難経路等

8 飼い主による家庭用動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

9 その他災害に関する知識

第4 普及の方法

防災知識の普及方法は、概ね次のとおりである。

1 市の広報媒体の活用

2 講習会、講演会、実地研修等の開催（要配慮者にも十分配慮する。）

3 災害時サポートガイド等の配布

4 報道機関を通じた広報

5 防災訓練の実施

6 防災知識啓発行事の開催

7 市民、県民運動としての地域的取り組みの推進

8 SNS 等を活用した情報発信

第5 防災関係職員の防災研修

市は、防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、専門家の知見を活用するほか、次により防災研修の徹底を図る。

研修の方法	ア 講習会、講演会等の開催 イ 見学、現地調査等の実施 ウ 防災活動手引書等の配布 エ 訓練による実践的研修
研修の内容	ア 市地域防災計画およびこれに伴う各機関の防災体制と任務分担 イ 非常参集の方法 ウ 災害の特性 エ 防災知識の技術 オ 防災関係法令の運用 カ その他必要となる事項

第6 学校における防災教育

1 市は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

- 2 児童生徒に対しての防災教育児童生徒に対しての防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な行動力の修得等を図る。
 - (1) 学校教育における防災知識の指導
 - (2) 防災訓練の実施
 - (3) 学校行事等における指導
- 3 市は、教職員に対して防災に関する知識の普及を図るとともに、応急時における処置方法を研修する。

第7 防災上重要な施設の管理者等の防災教育

防災関係機関は、防災上重要な施設や危険物を有する施設等の管理者に対して、施設の耐震化の促進や災害時の防災教育を実施する。

第8 要配慮者に対する防災知識の普及

要配慮者に対する防災知識の普及については、本章第22節「要配慮者災害予防計画」による。

第9 災害教訓の伝承

- 1 市民は自ら災害教訓の伝承に努める。
- 2 市および県は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行う。
- 3 大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第2 1 節 自主防災組織等整備計画

第1 計画の方針

地域住民で組織する自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に実施されるよう自主防災体制の確立を図る。

第2 自主防災組織

自主防災組織は、防災コミュニティを構成する最も重要な組織であり、各町内の自治会活動に防災活動を取り入れるなどにより、各町内の実情に応じた組織化を図る。

1 平時の活動

- (1) 防災関係機関と住民との間で災害情報を正確かつ迅速に伝えるシステムの確立
- (2) 防災意識の普及
- (3) 防災訓練（避難誘導、初期消火、救出救護等）を実施
- (4) 火気使用設備器具等の点検を指導
- (5) 防災用資機材等の早急な整備および点検
- (6) 住民が非常食・救急医薬品等を常時、備蓄するよう指導
- (7) 住民参加のもとで地域ぐるみの安全点検の実施
- (8) 要配慮者の把握

2 災害発生時の活動

- (1) 地域内の被害状況および必要な情報を収集し、市などに通報
- (2) 防災関係機関からの災害に関する情報を地域住民に伝達
- (3) 被災者の救出救護
- (4) 各家庭に対し、出火防止の呼びかけ
- (5) 出火した場合の初期消火
- (6) 要配慮者を含む地域住民の避難誘導
- (7) その他、防災関係機関の行う応急対策活動に協力

第3 市の措置

- 1 市は、さまざまな機会をとらえて自主防災組織の組織づくりを推進する。
- 2 市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、研修会を開催し、活動の中心となる防災リーダーを育成する。
- 3 自主防災組織の災害発生時の初期活動を迅速・効果的に行うため、必要な防災資機材の助成を行う。
- 4 市は、各町内において自主防災組織の必要性および災害時の自助・共助・協働の重要性について、出前講座等を開催する。

第4 事業所等における防災活動の推進

1 活動内容

事業所等は、それぞれの実情に応じた防災計画に基づき、効果的な防災活動を行うよう努め

る。また、生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生を十分に考慮し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に努める。

(1) 平時の活動

- ア 防災関係機関と事業所等の間で災害情報を正確かつ迅速に伝えるシステムを確立と地域との連携の強化
- イ 従業員等に対し、防災教育の実施
- ウ 防災訓練の実施
- エ 火気使用設備器具等の点検
- オ 消防用設備等の整備、点検

(2) 災害発生時の活動

- ア 事業所内で災害が発生した場合は直ちに防災関係機関に通報
- イ 地域における防災活動に積極的に協力
- ウ 火災が発生した場合は、初期消火活動を実施
- エ 避難誘導措置
- オ 負傷者の救出救護
- カ その他、防災関係機関の行う応急対策活動への協力

2 市の措置

- (1) 特定の危険物等を取り扱う事業所および多数の者が利用する施設等については、消防法により消防計画を作成し、自衛消防組織を設置することが義務付けられているが、それ以外の組織についても自衛消防組織の設置を推進するため、市は指導に努める。
- (2) 市は、事業者等が組織する自衛消防組織の組織率向上や事業者等の事業継続計画（ＢＣＰ）策定に向けて、商工団体、事業者団体、地域団体等を通じた指導や広報を推進するとともに、活動の活性化のため、リーダーの育成等に努める。

第5 自主防災組織と自衛消防組織の連携

市は、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進める。

第6 地区防災計画の作成

- 1 市内における各地区の住民および事業所を有する事業者は、地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

- 2 市は、本計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定地区内の住民および当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第22節 要配慮者災害予防計画

第1 計画の方針

高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に配慮した災害予防対策を推進する。

第2 高齢者、障がい者に配慮したまちづくり

1 福祉のまちづくりの推進

- (1) 市は、高齢者や障がい者の社会参加の基盤となる生活環境の改善について、地域社会全体として推進するため、「福井県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障がい者に配慮したまちづくりを進める。
- (2) 市は、ご近所福祉ネットワークを推進し、地域での要配慮者の支えあい対策を進める。
- (3) 市は、町内における顔の見える関係の構築に努める。

2 避難路の整備および確保

- (1) 市は、要配慮者利用施設から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難する際に障害となる物を除去するなど、避難路の安全確保を図る。
- (2) 市は、不特定多数の人が利用する公共施設において、目や耳の不自由な人のため、光と音を使った非常時用の避難誘導システムの導入を促進するよう検討する。

第3 災害応急体制の整備

1 要配慮者利用施設の防災化

市および県は、要配慮者利用施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、要配慮者利用施設の耐震化を図るなど防災化のための施設設備の整備を行う。

2 管理体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、夜間等における災害発生時に的確な対応がとれるよう、災害が発生した場合の職員動員体制、発生時の初動対応等を定めておく。

3 緊急連絡体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期連絡が可能な非常通報装置の設置に努める。

第4 地域ぐるみの救護体制の整備

要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民や近隣の要配慮者利用施設等とのつながりを保つよう努める。

1 鯖江市避難行動要支援者避難支援プランの整備

市は、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、福祉専門職等の避難支援等に携わる関係者と連携して、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画として「鯖江市避難行動要支援者避難支援プラン」（以下「避難支援プラン」という。）を整備する。

2 避難行動要支援者名簿の作成・更新

- (1) 市は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。
- (2) 市は、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、福祉専門職等の避難支援等に携わる関係者と連携して、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（以下「個別避難計画」という。）を整備するよう努める。
- (3) 市は、個別避難計画について、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。
- (4) 市は、避難行動要支援者名簿等について、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- (5) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿および個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

3 避難行動要支援者の範囲

- (1) 在宅の身体障がい者（身体障害者手帳所持者のうち肢体、視覚・聴覚の者〔1～2級〕）
- (2) 在宅の知的障がい者（療育手帳所持者 A1、A2）
- (3) 在宅の精神障がい者（精神保健福祉手帳所持者 1 級）
- (4) 在宅の介護保険における要介護 3 以上の認定者
- (5) 75 歳以上の高齢者のみの世帯員で親族の支援がなく、親族以外の第三者の支援がないと避難できない者（同意者のみ）

※ 施設入所や長期入院の者、日中のみ高齢者世帯になる者、ほぼ毎日親族と交流がある者は対象外

- (6) その他援護を必要とする者で、市長が特に必要と認めた者

4 避難行動要支援者名簿の提供等

- (1) 市は、災害の発生、または発生する恐れがある場合に備え、必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。
ただし、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られていた場合に限る。
- (2) 市は、真に避難支援が必要な方を洗い出すことを目的に、条例の定めにより、必要な限度で、区長および民生委員・児童委員に対して名簿情報を提供する。
- (3) 市は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命ま

たは身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意の有無に関わらず、必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することができる。

なお、名簿情報の提供にあたっては、提供先に守秘義務の厳守を指導する等、名簿情報の漏えい防止のための措置を講じる。

(4) 避難支援等関係者となる者

ア 消防機関

イ 警察機関

ウ 民生委員・児童委員

エ 社会福祉協議会

オ 区長

カ 町内会・自主防災組織および防災・福祉委員会

キ 支援者

ク ケアマネジャー・相談支援専門員および指定福祉避難所に指定された事業所

ケ 区長または自主防災組織の長が指名した者

5 名簿作成に必要な個人情報およびその入手方法

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、または記録する。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 性別

(4) 住所または居所

(5) 電話番号その他の連絡先

(6) 避難支援等を必要とする事由

(7) 町内会名

(8) 緊急連絡先の氏名、住所、電話番号、対象者との関係

(9) 担当するケアマネジャーまたは相談支援専門員の事業所名

(10) その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項

市は、名簿の作成に必要な個人情報の収集方法について、基本法に基づき、関係課で把握している情報の集約、または県および関係者に対して情報提供を求めることにより取得する。

6 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難行動要支援者に対する支援については、避難支援等関係者の安全が確保できる範囲とし、避難行動要支援者の理解が得られるように努める。

第5 在宅者対策

1 避難行動要支援者避難支援プランの更新

市は、防災関係機関、福祉関係機関および自主防災組織などと連携し、避難行動要支援者に関

する情報（住所、情報伝達体制、必要な支援内容）を、個人情報保護に配慮した上で、平時から電子データ、ファイル等で管理するとともに、一人ひとりに対して複数の避難支援者を設定する等、避難行動要支援者避難支援プラン（以下「避難支援プラン」という。）に基づき、随時更新を行う。

2 防災知識の普及、啓発

一人暮らし高齢者、寝たきり高齢者等に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため防災知識の普及、啓発に努める。

特に消防機関は、消防団等と役割分担のうえ、ひとり暮らし高齢者宅等を訪問し、防災等の相談を行うとともに、必要に応じて防災環境の整備について指導を行う。

第6 要配慮者に配慮した情報伝達体制の整備

1 基本方針

災害発生時は、被災者等に対して適宜、適切な情報提供、意思疎通が必要となることから、要配慮者にも配慮した情報伝達体制の整備を図る。

2 必要な施策の実施

(1) 市は、障害の種類および程度に応じて要配慮者が防災および防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進その他の必要な施策を実施する。

(2) 市は、障害の種類および程度に応じて要配慮者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、コミュニティ放送局や文字放送受信装置など、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を実施する。

3 手話通訳等の活用

市は関係機関と連携し、災害時の情報伝達について、テレビ媒体での手話通訳や外国語放送・文字放送の積極的な活用を図るとともに、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体の活用等、迅速・確実な情報取得のための設備・機器（電光掲示板等）の設置についても検討し、具体化を図る。

また、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者を予め確保する。

第7 避難所の整備

1 市は、災害時に避難所となる施設の管理者は、要配慮者の利用を考慮して施設の整備に努める。

2 市は、病院、社会福祉施設、民間宿泊施設、近隣ビルの高所等の避難場所（一時的な避難場所を含む）への活用について、管理者の理解が得られるよう努める。

第8 福祉避難所の確保

市は、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された避難所（以下、指定福祉避難所という。）の確保に努める。

1 指定福祉避難所の指定

市は、指定福祉避難所の指定を行う場合、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された社会福祉施設等を指定する。また、指定福祉避難所に受入を想定していない避難者が避難しないよう、受入対象者を特定して公示する。

2 指定福祉避難所と個別避難計画の関連性

市は、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者の避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

3 二次避難所の確保

市は、二次避難所としてホテル等との活用を進めるとともに、協定福祉避難所の整備に努める。

第9 防災知識の普及

1 要配慮者に対する防災知識の普及啓発

- (1) 要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発の実施
- (2) 防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携による、高齢者の避難行動に対する理解の促進

2 社会福祉施設および事業所等の防災知識の普及啓発

社会福祉施設や要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し、マニュアル等に基づく防災訓練を実施するなど防災教育の充実を図る。

第10 防災訓練における配慮事項

- 1 市は、防災訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。
- 2 市および県は、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第11 要配慮者に対する災害対策の配慮

市は、各災害対策を講じるに当たっては、要配慮者のための二次避難所の確保など要配慮者に配慮する。

- 1 要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握
- 2 生活支援のための人材確保
- 3 障がいの状況等に応じた情報提供
- 4 乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）や柔らかい食品など特別な食糧を必要とするものに対する当該食糧の確保、提供
- 5 避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布
- 6 避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施
- 7 避難所または在宅の要配慮者のうち、第二次避難を要する者についての該当施設への受入れ要請の実施（二次避難所の設置を含む。）

- 8 精神的ケアやメンタルヘルスに関する支援体制の整備
- 9 避難所のレイアウト計画段階でのゾーニング（動線・音・視線の配慮等）の検討
- 10 宗教に合わせた非常食や資機材、スペースの確保

第１２ 外国人に係る対策

１ 防災知識の普及啓発

市、鯖江市国際交流協会と協力し、外国人への災害時に取るべき行動や防災知識の普及啓発を「やさしい日本語」等を活用して推進する。

２ 外国人を含めた防災訓練等の実施

市は、防災訓練を実施する際、外国人の参加を呼びかけるなど、地域において外国人を支援する体制が整備されるよう努める。

３ 外国人相談体制の充実

市および鯖江市国際交流協会は、防災を含む日常生活の中での様々な問題について、気軽に相談し、適切な助言が受けられるように相談窓口の充実を図る。

第23節 ボランティア活動支援計画

第1 計画の方針

市は、災害時には、行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要であることから、その確保と活動の活性化、円滑化を図るため、ボランティア意識の普及啓発や各種講座の開催、既存のボランティアの活用等を推進する。

第2 既存ボランティアの活用

1 既存ボランティアの活用

市は、災害時のボランティアの確保とボランティア活動への参加の促進のため、登録または組織化されている既存の各種のボランティア団体に対し、災害時におけるボランティア活動の参画を働きかけるとともに、広報や普及啓発活動等により福井県社会貢献活動支援ネットへの登録者の増加を図る。

2 災害ボランティア活動の参加の促進

市は、企業や各種団体に対して、災害ボランティア活動の参加を呼びかけるとともに、ボランティアセンターの活用と外国人通訳も視野にいたした対応を図る。

第3 リーダー、コーディネーター等の養成

市は、ボランティア活動のリーダー、コーディネーター、アドバイザーの養成等を県と連絡して行うほか、ボランティア希望者に対する講座開催の情報提供等によりグループづくりの支援を行う。

第4 災害時支援ボランティアの活動運営・広域応援（派遣・受入れ）体制の整備

1 環境整備

市および市社会福祉協議会は、災害時にボランティア活動が円滑に実施されるよう、ボランティア自身による自主的な活動運営の環境を整備するとともに、他地域との連携を図る。

2 応援、調整組織に対する支援

市は、災害支援のボランティアの活動を円滑化するために、行政とボランティア団体が協働して活動を調整することが望ましいため、防災活動拠点基地にボランティアセンター等を設置するとともに、活動が円滑に行われるよう環境整備を進める。

3 広域応援体制の整備

市は、災害時のボランティア活動を円滑に立ち上げて実施するためには、ボランティアの幹旋や隣接の場合のサポートも含め、あらかじめ相互に可能な事項を確認して、市町相互による広域的な応援協定や遠隔地との応援体制を整備する。

4 災害ボランティアセンター

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るためこの計画等において、災害ボランティアセンターの運営者である鯖江市社会福祉協議会と「鯖江市災害ボランティアセンター連絡会」を開催し、平時から役割分担等を定めるよう努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 緊急活動体制計画

第1 計画の方針

市および防災関係機関は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、迅速かつ的確に応急対策を行い、災害の拡大を防止するために必要な事項について定める。

第2 鯖江市災害対策本部

1 設置および廃止基準

市長は、次の場合に災害対策本部（以下「本部」という。）を設置または廃止する。

(1) 設置

- ア 市に特別警報が発表された場合
- イ 大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合
- ウ 避難指示および緊急安全確保を発令する場合
- エ その他災害対策本部の設置の必要がある場合

(2) 廃止

- ア 災害応急対策がおおむね完了した場合
- イ 災害の発生するおそれがなくなった場合

2 設置場所

本部は、鯖江市役所に設置する。

ただし、市庁舎が被災し、使用不可能の場合は、被災を逃れた近くの公共施設等を使用し、職員、市民および防災関係機関に周知する。

3 防災関係機関への通知

災害対策本部が設置された場合、直ちに県および防災関係機関にその旨を通知または報告する。

4 設置の公表

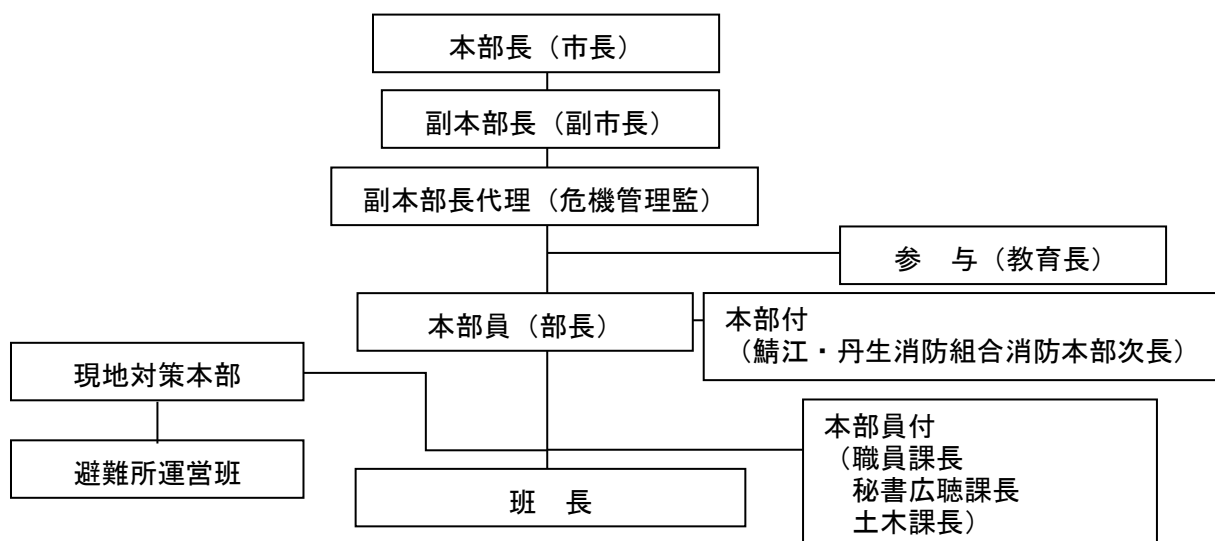
災害対策本部を設置したときは、本部の標識を市庁舎正面玄関に掲示する。

5 組織、事務分掌等

- (1) 本部長（市長）は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長（副市長）は、本部長を補佐し、本部長の事故のときはその職務を代理する。
- (3) 副本部長代理（危機管理監）は、本部長および副本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- (4) 本部に参与を置き、教育長を充てる。
- (5) 本部に本部付を置き、鯖江・丹生消防組合消防本部次長を充てる。
- (6) 本部に次の部を置き、各部の長は次に掲げるものを充て、本部員として部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

災害対策本部 設置時の部名	部長名	災害対策本部 設置時の部名	部長名
総務部	総務部長	産業交流部	産業交流部長
政策経営部	政策経営部長	都市整備部	都市整備部長
市民生活部	市民生活部長	教育部	教育委員会事務部長
健康福祉部	健康福祉部長	支援部	議会事務局長

- (7) 各部に班を置き、その主な事務分掌は資料編に記載のとおりとする。
- (8) 本部は、本部長、副本部長、参与、本部付および本部員をもって組織する。この場合において、本部長は必要により班長その他の班員を会議に出席させることができる。
- (9) 本部会議に本部員付を置き、職員課長、秘書広報課長および土木課長を充てる。
- (10) 必要に応じて本部長は本部の設置前に本部員等を招集し、本部員会議を開催することができる。
- (11) 本部の組織図については、次のとおりとする。



第3 水防本部（災害警戒本部）

1 設置および廃止基準

市長は、次の場合に水防本部を設置または廃止する。

(1) 設置

鯖江市水防計画に定める基準に達した場合

(2) 廃止

ア 災害応急対策がおおむね完了した場合

- イ 災害の発生するおそれなくなった場合
- ウ 鯖江市災害対策本部が設置された場合（同本部に統合される）

2 設置場所

本部は、鯖江市役所に設置する。

3 組織

鯖江市災害対策本部の組織と同様とする。

第4 雪害対策本部（災害警戒本部）

1 設置および廃止基準

市長は、次の場合に雪害対策本部を設置または廃止する。

(1) 設置

鯖江市雪害対策要綱に定める基準に達した場合

(2) 廃止

- ア 災害応急対策がおおむね完了した場合
- イ 災害の発生するおそれなくなった場合
- ウ 鯖江市災害対策本部が設置された場合（同本部に統合される）

2 設置場所

本部は、鯖江市役所に設置する。

3 組織

鯖江市災害対策本部の組織と同様とする。

第5 職員配備体制

1 配備体制

災害に対する本市の配備体制は、本部設置前において注意体制、警戒体制、本部設置後において第1配備、第2配備、第3配備とし、災害の規模に応じ順次移動しうる体制とする。

(1) 本部設置前

種別	配備時期	配備内容
注意体制	気象、洪水等の注意報が発表され災害の発生が予想されるとき。	防災担当部局等の職員による情報連絡活動が円滑に行いうる体制
警戒体制	1 気象等の警報が発表され、災害の発生するおそれがあるとき。 2 小規模の災害が発生したとき。	上記の配備を強化し、小規模の災害応急対策を実施するとともに、災害対策本部の設置の場合に備える体制

(2) 本部設置後

種別	配備時期	配備内容
第1配備	1 小規模の災害が発生し、さらに被害の拡大のおそれがあるとき。 2 相当規模の災害の発生が予想されるとき。 3 その他本部長が必要と認めたとき。	関係部（班）の職員による情報連絡活動および相当規模の災害応急対策を実施する体制とし、さらに第2配備体制に円滑に移行しうる体制
第2配備	1 相当規模の災害が発生したとき。 2 局部的であるが、大規模の災害が予想されるとき。 3 その他本部長が必要と認めたとき。	各部（班）の必要人員をもってあたるもので、事態の推移に伴い、速やかに第3配備体制に切り替えうる体制
第3配備	1 大規模の災害が発生したとき。 2 その他本部長が必要と認めたとき。	本部の全力をあげて防災活動を実施する体制

2 配備体制の決定

市長は、災害の発生が予想される場合または災害の状況により配備地勢を決定する。

3 配備の方法

- (1) 職員の配置は、市長の指令により各部長が行う。
- (2) 各部長は、職員を配備したときはその状況を市長に報告する。

4 職員の参集

職員は、災害応急対策活動を迅速確実に実施するため、次により参集および招集する。

(1) 緊急参集

防災担当部局の職員は、勤務時間以外または休日等において災害が発生し、または発生のおそれがあることを覚知したときは、直ちに登庁する。

(2) 非常招集

ア 招集体制の確立

各課は、勤務時間以外または休日等においても、注意報、警報が発せられた場合、遅滞なく職員の招集が行われるよう職員を自宅待機させるとともに職員の招集順位、連絡方法等招集体制を確立する。

イ 招集の実施者

各部内の招集は、各部長が行う。

ウ 招集の方法

職員の招集にあたっては、電話、メールまたは急使を派遣するなどの方法で行う。

5 応援のための動員

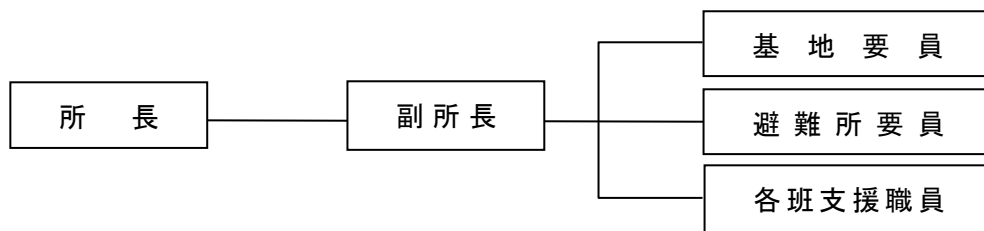
災害対策活動を行うにあたり、各部課(班)の職員では不足する場合は、当該部長は、市長に対し応援のための動員を求める。この場合、市長は、余剰人員およびその他の職員に応援を命ずる。

第6 現地対策本部

- 1 災害状況により市長が必要と認めたときは、現地対策本部（以下「基地」という。）を置き、応急対策実施の指揮および現地での応急対策活動に係わる関係機関との連絡調整活動（応援要請等を除く。）を行うとともに、市長に応急対策の実施状況を報告する。

また、基地の廃止は、状況に応じ市長が決定する。

- 2 基地は、各地区公民館（公民館に設置できないときは、最寄りの公共施設）に設置する。3 基地に、所長、副所長その他の職員を置き、あらかじめ市長が任命する。



職員の業務分担、編成等は、災害の状況に応じ、所長が指示決定する。

所長、副所長に事故あるときは、上席職員が職務を代理する。

- 4 基地の業務は次のとおりとする。

本部との連絡調整に関すること。

ただし、通信途絶のときは、次の要領で本部に伝令員を派遣すること。

- (1) 基地を設置したとき
- (2) 基地を設置してから2時間後
- (3) その他重要な情報を入手したとき
 - ア 区長等地区関係者との連絡調整に関すること
 - イ 避難所（自主避難所を含む）の開設要請および連絡調整に関すること
 - ウ 被害状況等の情報収集に関すること
 - エ この計画に定める応急対策活動の実施に関すること
 - オ その他基地の運営に関すること

第7 防災関係機関相互の連絡調整体制への参加

市は、防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するため、県と協議し、県が設置する「災害対策連絡調整会議」に参加し、情報の共有化および活動の調整を図る。

第 8 合同調整所の設置

市は、必要に応じて合同調整所を設置し、災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊の活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有および活動調整を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMA T）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第 9 複合災害発生時の体制

市は、複合災害が発生した場合、対策本部で想定している班や要員の重複を調整し、一元的に災害対応を行うための体制づくりに努め、現地対策本部についても、同様の対応を行う。

第2節 防災関係機関応援計画

第1 計画の方針

災害時において他の機関の協力を求め、広域的な応援による災害対策を実施する体制を整備する。

第2 災害対策基本法に基づく応援協力等の要請

1 応援要請の判断

市は、応急対策活動を実施するにあたり、本市だけ対応では困難と判断した場合、県および他自治体などに対し、応援要請を行う。

2 応援要請の順位

応援要請は、被災の範囲・被害規模等の状況に応じ、次の順位により要請する。

(1) 県内相互応援

災対法、消防組織法、県・市町村災害時相互応援協定、福井県広域消防相互応援協定に基づく要請を行う。

(2) 県外からの応援

市は、県外からの応援を行う場合、災害時相互応援協定に基づき協定締結都市に最初に要請を行う。

3 受入れ体制

応援の受入れは次の原則に従い、担当部署を明確化する。

(1) 警察、消防の応援隊はそれぞれの機関が受け入れる。

(2) 自衛隊の受入れは、基本的には市が行い、広域にわたる場合は県が受け入れる。

(3) 自治体および行政ボランティアの受入れは、市および県が行う。

(4) 民間ボランティアの受入れは、災害ボランティアセンターが行う。

4 防災活動拠点

適切な役割分担のもとに大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点、救急・救護の活動拠点となるスペースを西山公園区域内に確保する。

5 防災機関の応援等

(1) 市町への要請

市は「福井県・市町村災害相互応援協定」に基づき、県内の市町に応援を求める。

ア 災害の状況および応援を求める理由

イ 応援を希望する機関名

ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量ならびに応援人員

エ 応援を必要とする場所および活動の具体的内容

(2) 県外市町村への要請

市は、県外の市町村との個別協定に基づき、応援を要請する。その際、県に対して報告する。

(3) 県への要請

ア 職員の斡旋

市は、災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めたときは、県に対して必要な事項を示し関係指定地方行政機関または指定公共機関の職員の派遣について斡旋を求める。

イ 災害応急対策

市は、災害応急対策を実施するため必要があるときは、県に必要な事項を明らかにして応援または実施を要請する。

ウ 災害救助法の適用

(ア) 災害発生の日時および場所

(イ) 災害の原因および被害の状況

(ウ) 適用を要請する理由

(エ) 適用を必要とする期間

(オ) 既に行った救助措置および行おうとする救助措置

エ 被災者の他地区への移送要請

(ア) 移送を必要とする被災者の数

(イ) 希望する移送先と被災者を収容する期間

オ 応援要請または応急処理の実施要請（災対法第 68 条）

(ア) 災害の状況および応援または応急処置の実施を求める理由

(イ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量

(ウ) 応援を必要とする場所、期間

(4) 指定地方行政機関等に対する場合

市は、応急対策または災害復旧のため、必要があると認めたときは、関係指定地方行政機関または関係指定公共機関に対し、必要な事項を明らかにして職員の派遣を要請する。

ア 災害の状況および応援または応急処置の実施を求める理由

イ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量

ウ 応援を必要とする場所、機関

(5) 民間団体等への要請

市は、応急対策または災害復旧のため、必要があると認めたときは、民間団体等に協力を要請する。

6 消防の応援

(1) 県内市町消防への要請

鯖江・丹生消防組合消防本部は、単独で対処不可能な地震火災が発生した場合は、福井県広域消防相互応援協定に基づき他の市町に応援要請を行う。

(2) 他都道府県消防機関への要請

本部長は、他の都道府県消防機関の応援が必要なときは、消防組織法第 44 条の規定に基づき必要な事項を明らかにし、県を通じて消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

7 自衛隊の災害派遣

市は、災害の発生により市民の生命または財産の保護のため、必要があると認めるときは、本章 2 6 節により、県に対し自衛隊の派遣を要請する。ただし、災害状況から事態が切迫し、県と連絡がとれない場合などは、直接、自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、県に対して速やかに所定の手続をとる。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨および市の地域に係る災害の状況を自衛隊に報告する。

第 3 各機関の協力および経費の負担

1 協力の実施

- (1) 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施の遂行に支障のない限り協力または便宜を供与する。
- (2) 各機関の協力業務の内容は、「第 1 章第 4 節防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」に定めており、協力方法は、協力方法は、要請先と協議のうえ定める。
- (3) 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協議を整えておく。

2 経費の負担

他市町、国または県からの派遣職員に対する給与および経費の負担方法は、災対法に定めるところによる。

第3節 通信計画

第1 計画の方針

災害における通信を確保し、災害応急対策に必要なことを迅速かつ的確に行う。

なお、次の災害時の通信連絡は、この計画に定めるほか、各々の計画に定める。

- 1 気象予警報等の収集伝達……第3章第4節「防災気象計画」
- 2 応急対策の実施に必要な情報の収集報告…第3章第5節「情報および被害状況報告計画」
- 3 被害情報の報告……第3章第5節「情報および被害状況報告計画」

第2 災害時における通信連絡

1 防災関係機関の通信方法

災害に関して各防災関係機関が行う通信連絡は、第2章第14節「防災関係施設設備、資機材、物資整備等計画」掲げる情報通信設備および一般加入電話により行う。

2 各種通信設備の利用

(1) 電話の優先利用

市は、災害時において最優先に確保すべき通話を行うために、西日本電信電話㈱の承諾を受け、一般加入電話を災害時優先電話として利用する。これによる通話は、通信網に異常ふくそうが生じて一般の通話を規制した場合も、通話の規制を受けない。

(2) 電報の優先利用

非常扱い電報または緊急扱い電報を発信する場合は、115番通話により行い、その際、どちらの電報かを申し出る。

ア 非常扱いの電報

災害その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあると認められる場合、他の電報に優先して取り扱われる。

イ 緊急扱いの電報

非常扱い電報で発信できるものを除き、公共の利用のために通報することを要する事項を内容とする電報については、緊急扱い電報として取り扱われる。

(3) 有線電気通信法に基づく有線、無線通信設備の使用

防災関係機関は、有線電気通信法第3条第4項第3号に基づき、次に掲げる者が設置する有線および無線通信設備を使用し、通信連絡手段を確保する。

ただし、災対策法第57条による警報の伝達等を行う場合は、協議して定めた手続きにより行う。

1 警察事務を行う者	4 航空保安事務を行う者	7 軌道業務を行う者
2 消防事務を行う者	5 気象業務を行う者	8 電気業務を行う者
3 水防事務を行う者	6 鉄道業務を行う者	9 自衛隊

(4) 放送局の利用

市は、災害に関する伝達、通知または警告について、放送の要請を行うときは、原則として県を通して行うことができる。

3 電波法に基づく非常通信の利用

防災関係機関は、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第 52 条および第 74 条ならびに非常通信規約に基づいて非常通信を利用し、通信連絡手段の確保を図る。

この場合において、無線局およびその他の機関は、北陸地方非常通信協議会を中心に、無線設備の保守点検、通信訓練の実施等を通じて、非常通信の円滑な運用を期する。

非常通報を希望する者は、非常通信用紙（別紙様式）に電報形式（片カナ）または文書形式（通常の文書体）により、最寄りの無線局に依頼する。

4 その他の通信連絡手段

- (1) 市は通信連絡手段が途絶、不足した場合など、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器および災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。
- (2) 市は、通信連絡手段が途絶した場合、電気通信事業者（固定電話、携帯電話事業者）に対し、通信設備の早期復旧、代替通信設備の設置を要請する。

第 3 通信の統制

通信施設の管理者は、災害の発生により有線および無線通信がふくそうした場合には、必要に応じ適切な通信統制を実施する。

非常通信用紙

あて先	機関名： TEL：() — FAX：() —		
発信人	発信日時 月 日 時 分 機関名 (取扱者：)	伝達方法：無線 有線 使送 回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：	
通報文			
伝達経路	1	受信 (時 分) ・ 送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法：無線 有線 使送 回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：
	2	受信 (時 分) ・ 送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法：無線 有線 使送 回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：
	3	受信 (時 分) ・ 送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法：無線 有線 使送 回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：
	4	受信 (時 分) ・ 送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法：無線 有線 使送 回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：
	5	受信 (時 分) ・ 送信 (時 分) 機関名： (取扱者：)	伝達方法：無線 有線 使送 回線種別：() 伝達手段：音声 FAX 電信 映像 TEL： FAX：

* 回線種別には使用した回線の種別を記載すること。

* 中継依頼機関は伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること。

* FAXによる通報の場合は着信確認を行うこと。

第4節 防災気象計画

第1 計画の方針

福井地方気象台の特別警報・警報・注意報等の発表または伝達によって、市内の異常気象等による災害を防止し、または被害を軽減する。

第2 特別警報・警報・注意報等の発表

1 防災気象情報の地域細分区域

予報区	地域細分区域		
	一次細分区域	二次細分区域	該当市町村
福井県	嶺北	嶺北南部	鯖江市、越前市、池田町、南越前町
		嶺北北部	福井市、坂井市、あわら市、永平寺町、越前町
		奥越	大野市、勝山市
	嶺南	嶺南東部	敦賀市、美浜町、若狭町
		嶺南西部	小浜市、おおい町、高浜町

2 気象注意報および気象警報の種類および発表基準

(1) 現状

ア 特別警報

種 類		発 表 基 準
特別 警報	大雨 特別警報	- 特に異常な大雨のため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。 - 警戒事項ごとに大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）に細分。 - 警戒レベル5に相当。
	大雪 特別警報	特に異常な大雪であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風 特別警報	特に異常な暴風であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風雪 特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。

イ 警報

種 類		発 表 基 準
警報	大雨 警報	- 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。 - 警戒事項ごとに、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）に細分。 - 大雨警報（土砂災害）：土壌雨量指数が 111 で発表。警戒レベル 3 相当。 - 大雨警報（浸水害）：表面雨量指数が 17 で発表。
	洪水 警報	- 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。 - 警戒レベル 3 に相当。 - 基準については、別表に記載。
	大雪 警報	- 大雪により重大な災害発生のおそれがあると予想されたときに発表。 - 平地で 12 時間降雪の深さが 30cm、山地で 12 時間降雪の深さが 40cm の時に発表。
	暴風 警報	- 暴風により重大な災害発生のおそれがあると予想されたときに発表。 - 平均風速が 20m/s の時に発表。
	暴風雪 警報	- 雪を伴う暴風により重大な災害発生のおそれがあると予想されたときに発表。 - 雪を伴い、平均風速が 20m/s の時に発表。

ウ 注意報

種 類		発 表 基 準
注意報	大雨 注意報	- 大雨による災害発生のおそれがあると予想されたときに発表。 - 警戒レベル 2。 - 大雨注意報（浸水害）は表面雨量指数が 9 の時に発表。 - 大雨注意報（土砂災害は土壌雨量指数が 77 の時に発表。
	洪水 注意報	- 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害発生のおそれがあると予想されたときに発表。 - 警戒レベル 2。 - 発表基準は「オ（別表）洪水警報、洪水注意報の発表基準」に記載
	大雪 注意報	- 大雪により災害発生のおそれがあると予想されたときに発表。 - 平地で 12 時間降雪の深さが 15cm、山地で 12 時間降雪の深さが 20cm の時に発表。
	強風 注意報	- 強風により災害発生のおそれがあると予想されたときに発表。 - 平均風速が 12m/s の時に発表。
	風雪 注意報	- 雪を伴う強風により災害発生のおそれがあると予想されたときに発表。 - 雪を伴い、平均風速が 12m/s の時に発表。

種 類		発 表 基 準
注意報	濃霧 注意報	・ 濃い霧により災害発生のおそれがあると予想されたときに発表。 ・ 視程が 100m 以下の場合に発表。
	雷 注意報	・ 落雷により災害発生のおそれがあると予想されたときに発表。 ・ 発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。 ・ 急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥 注意報	・ 空気の乾燥により災害発生（火災）のおそれがあると予想されたときに発表。 ・ 最小湿度が 30% で、実効湿度が 65% の時に発表。
	なだれ 注意報	・ 「なだれ」により災害発生のおそれがあると予想されたときに発表。 ・ 24 時間降雪の深さが 50 c m 以上である場合に発表。 ・ 積雪が 100cm 以上であって最高気温が 10 度以上の場合
	着氷 (着雪) 注意報	・ 著しい着氷（着雪）により災害発生（通信線や送電線などへの被害）のおそれがあると予想されたときに発表。
	融雪 注意報	・ 融雪により災害発生（浸水、土砂災害などの災害）のおそれがあると予想されたときに発表される。 ・ 積雪地域の日平均気温が 12 度以上の場合に発表。 ・ 積雪地域の日平均気温が 10 度以上かつ日降水量が 20mm の場合に発表。
	霜 注意報	・ 霜により災害発生（農作物への被害）のおそれがあると予想されたときに発表される。 ・ 早霜期、晩霜期に最低気温が 3 度以下の場合に発表。
	低温 注意報	・ 低温により災害発生（農作物などに著しい被害や水道管凍結や破裂による著しい被害）のおそれがあると予想されたときに発表される。 ・ 7 月から 8 月の日平均気温が平年よりも 3 度以上低い日が 3 日以上続いた場合に発表。 ・ 12 月から 3 月の最低気温が平野部で－5 度以下、山沿い以下の場合に発表。

エ 防災気象情報

種 類	発 表 基 準 等
早期注意情報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性がある場合に〔高〕、〔中〕の2段階で発表。 - 当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（嶺北、嶺南）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（福井県）で発表。 - 大雨に関して、〔高〕または〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
全般気象情報 北陸地方気象情報 福井県気象情報	- 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表。 - 雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する福井県気象情報」という表題の気象情報が発表される。 - 線状降水帯が福井県内に発生した場合に「顕著な大雨に関する福井県気象情報」という表題の気象情報が発表される。
土砂災害警戒情報	- 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険をおよぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、福井県と福井气象台から共同で発表される。 - 市内で危険度が高まっている詳細な領域は「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」で確認できる。 - 警戒レベル4相当。
記録的短時間 大雨情報	- 県内で大雨警報発表中に、危険度分布の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（1時間雨80mm以上）を観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したとき（1時間雨量80mm以上）に、福井県気象情報の一種として発表される。 - この情報が発表されたときは、土砂災害や低地浸水、中小河川の増水、氾濫といった災害発生につながるよう猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、危険度分布で確認する必要がある。

種類	発 表 基 準 等
竜巻注意情報	・ 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。 ・ 実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 ・ 竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。
顕著な大雪に関する気象情報	・ 特別豪雪地帯、豪雪地帯の一部において短時間に顕著な降雪が観測され、今後も継続すると見込まれる場合に、气象台から発表される情報である。（鯖江市は豪雪地帯である） ・ 過去6時間に顕著な降雪が観測された上、その後も大雪警報の発表基準を一定量上回ると見込まれる場合に、大規模な交通障害などへの警戒を呼びかける。 ・ 当情報は降雪量を基準としており、積雪深を基準とする大雪特別警報とは性質が異なる。
指定河川洪水予報	・ 河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示して発表する警報および注意報である。警戒レベル2～5に相当する。
火災気象通報	・ 消防法の規定（消防法第22条）により行う通報で、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに福井地方气象台が県に対して通報し、市町に伝達される。

オ （別表）洪水警報、洪水注意報の発表基準

(7) 洪水警報基準

市町を まとめた 地域	市	流域名	流域雨量 指数基準	複合 基準	指定河川洪水予報 による基準
嶺北南部	鯖江市	浅水川流域	25	7, 22.5	九頭竜川水系 日野川中流 [糺橋]
		穴田川流域	9.5		
		鞍谷川流域	19.8	7, 13.4	
		河和田川流域	11.1	7, 9.9	
		吉野瀬川流域	13.7		九頭竜川水系 足羽川 [九十九橋]
		天神川流域	3.9	7, 3.4	
		神通川流域	7.1		
		日野川流域		7, 32.5	

(イ) 洪水注意報基準

市町を まとめた 地域	市	流域名	流域雨量 指数基準	複合 基準※	指定河川洪水予報 による基準
嶺北南部	鯖江市	浅水川流域	20	7, 16	九頭竜川水系 日野川中流 [糺橋]
		穴田川流域	7.6		
		鞍谷川流域	15.8	5, 15.8	
		河和田川流域	8.8	7, 7	
		吉野瀬川流域	10.8		
		天神川流域	3.1	7, 3	
		神通川流域	5.5		
		日野川流域		7, 27.9	

※流域雨量指数：河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。

※複合基準：複合基準は（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

(2) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）

種 類	内 容
土砂キキクル 大雨警報 (土砂災害) の危険度分布	- 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。 2 時間先までの雨量分布および土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
浸水キキクル 大雨警報 (浸水害) の危険度分布	- 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。 1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。

種 類	内 容
洪水キキクル 洪水警報 の危険度分布	- 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川およびその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。 3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
流域雨量指数 の予測値	- 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川およびその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。 6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

(3) 令和 8 年出水期以降

ア 警報、注意報

警戒 レベル	大雨浸水	河川氾濫	土砂災害	住民がとるべき行動
	低地の浸水や 小さな河川の氾濫	1 級河川などの 大きな河川の氾濫	急傾斜地の がけ崩れや土石流	
5 相当	大雨 特別警報	氾濫 特別警報	土砂 災害特別警報	命の危険 直ちに安全確保
4 相当	大雨 危険警報	氾濫 危険警報	土砂災害 危険警報	危険な場所から 全員避難
3 相当	大雨 警報	氾濫 警報	土砂災害 警報	避難に時間を要する人は 早めに避難、避難準備など
2	大雨 注意報	氾濫 注意報	土砂災害 注意報	避難行動を確認 (避難場所や避難ルート、 避難のタイミングなど)
1	早期注意情報			災害の心構えを高める

イ 防災気象情報

現在の名称	新たな防災気象情報の名称
記録的短時間大雨情報	気象防災速報(記録的短時間大雨)
顕著な大雨に関する気象情報	気象防災速報(線状降水帯発生)
(なし)	気象防災速報(線状降水帯直前予測)
顕著な大雪に関する気象情報	気象防災速報(短時間大雪)
竜巻注意情報	気象防災速報(竜巻注意/竜巻目撃)
全般/地方/府県気象情報	気象解説情報(大雨等の要素)
全般/地方/府県気象情報	気象解説情報(線状降水帯半日前予測)
全般台風情報	気象解説情報(台風第○号)

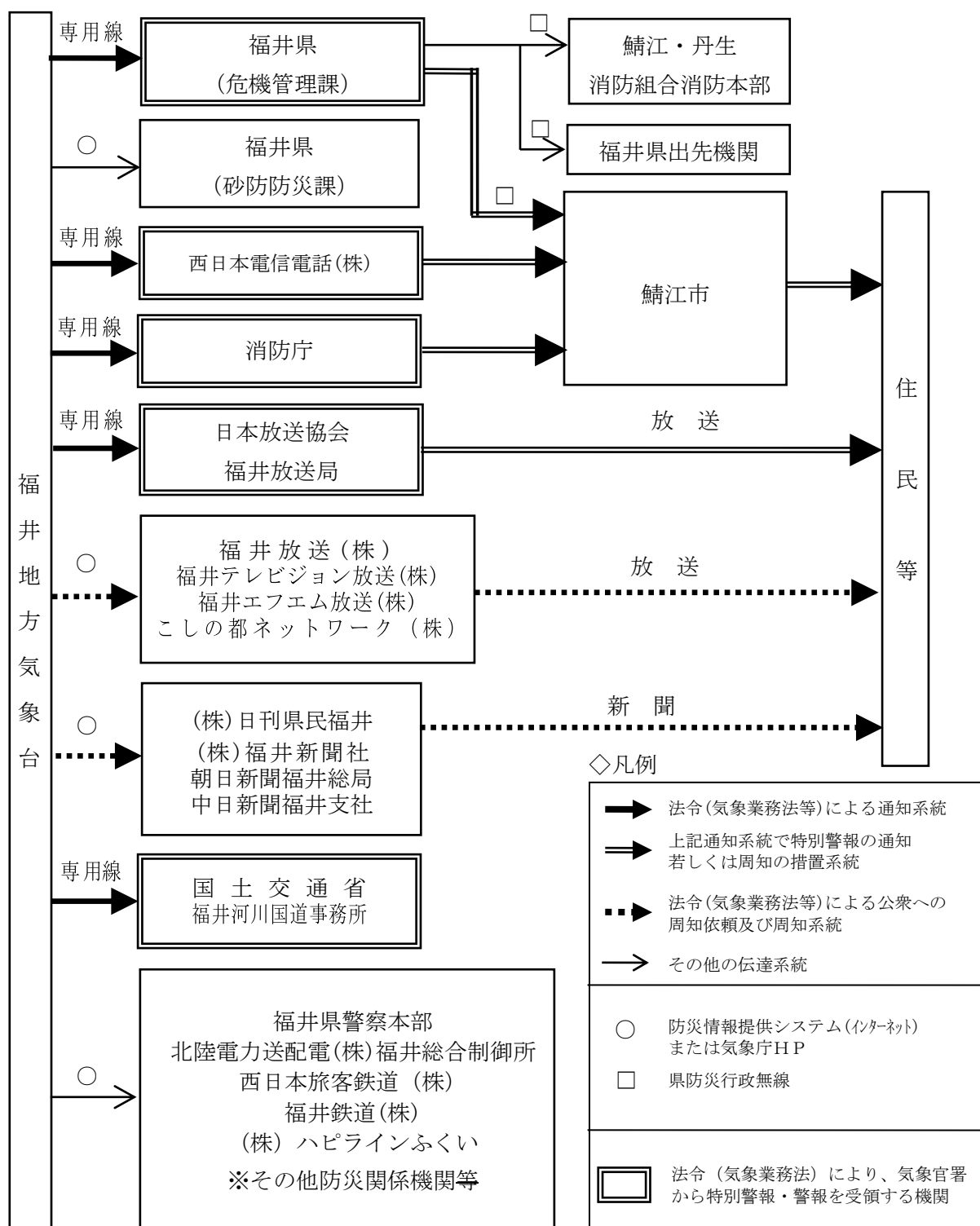
第3 警報等の伝達

- 1 福井地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等を発表、切り替えまたは解除したとき、専用通信設備または加入電話等を用いて、当該特別警報・警報・注意報等により措置を行う必要のある機関へ速やかに伝達する。

ただし、西日本電信電話株式会社への伝達は、特別警報・警報のみとする。

特別警報・警報・注意報等の伝達先および伝達系統は「特別警報・警報・注意報の伝達系統図」のとおりとする。

[特別警報・警報・注意報の伝達系統図]



2 市による伝達

(1) 特別警報の伝達

市は県の通知事項を、可能な限り多くの手段を用いて、直ちに住民等に周知する。

(2) 気象警報等の伝達

市は県から通知された事項を、定める方法により、ただちに住民等に周知する。

(3) 災害の予告にあたる重要な気象情報の伝達

市は土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報および指定河川洪水予報等の大きな被害をもたらす災害の予告にあたる重要な気象情報を、住民の自主避難の参考となるよう、速やかな住民等へ伝達に努める。

(4) 警報等気象情報の伝達

市は、さまざまな環境下にある住民等および地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

第4 洪水予報の周知

1 洪水予報の発表基準等

洪水予報の対象河川、種類および発表の基準は、資料編に記載する。

2 洪水予報の伝達

市は、県から通知された事項を速やかに住民および所在の官公署等へ周知する。

第5 消防法による火災気象通報および火災警報

1 火災気象通報

市は、福井地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めた場合は、消防法第22条第1項に基づき、県を通じて通報を受ける。

2 火災気象通報の実施基準火災気象通報は、「乾燥注意報」および「強風注意報（陸上）」の基準のいずれかを満たしたときとする。

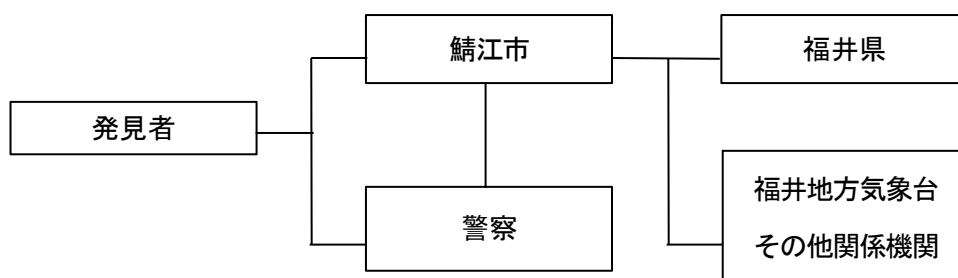
(1) 実効湿度が65%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき

(2) 平均風速12m/s以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき

第6 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災対法第54条に基づき、遅滞なくその旨を市または警察に通報する。通報を受けた警察は、その旨を速やかに市に通報し、市は速やかに県および福井地方気象台およびその他の関係機関に通報する。

[異常現象発見者の通報図]



1 県および福井地方気象台等に通報すべき事項

- (1) 異常な増水、山崩れ、地すべり、堤防決壊、なだれ等で大きな災害となるおそれがあるとき。
- (2) 竜巻、強いひょうがあったとき。
- (3) 火災があったとき。
- (4) その他災害に関する異常な現象があったとき。

2 市から県、福井地方気象台および関係機関への通報は、第3章第5節「情報および被害状況報告計画」に定める。

第5節 情報および被害状況報告計画

第1 計画の方針

災害時における被害状況の収集は、災害応急対策を迅速かつ確実に実施する基礎となるものであり、市および防災関係機関が、災害が発生し、またはその発生が予想される場合には、速やかに状況を把握して関係機関に報告する。

第2 情報の収集および伝達

1 情報収集

市は、発生した災害または発生するおそれのある災害に関する情報をもらさず収集するよう努める。情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）の活用により、現場の状況や情報伝達体制を確立する。

また、気象警報等の発表時には、自主避難および市の避難指示等判断の目安として、おおよそ次の事項について情報収集にあたる。

- (1) 火災の発生の状況
- (2) 建物の倒壊状況
- (3) 死者、負傷者の人的被害の発生状況
- (4) 電気・水道等の被害状況
- (5) 道路、橋梁の被害状況
- (6) 住民の動向
- (7) その他必要な事項

2 情報伝達

収集した情報は、本章第6節「災害広報計画」により行う。

3 調査方法

被害の状況調査は、「鯖江市被害状況報告要領」に基づいて行い、市民の生命、財産に関する事項および市の管理する施設について、各班、基地が調査し行政管理課が集計する。

- (1) 市は、被災世帯人員等について、現地調査に加えて住民登録等の諸記録とも照合し、その正誤を確認する。
- (2) 市は、死者および負傷者が出た場合は、その氏名、住所および年齢等を速やかに確認する。

4 参集途上職員の情報収集

参集途上にある職員は、周囲の被災状況を把握し、参集後所属班長に報告し、各部は、職員の報告内容を市長に報告する。

5 通信関係のボランティアの活用

市は、大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線利用者など通信関係のボランティアの協力を得る。

6 防災関係機関の協力

市、県および防災関係機関は、各種情報の収集について十分に連絡調整を行い、または相互に

情報を交換して、応急対策が円滑に実施できるように協力する。

7 情報の優先順位

情報収集および通報は、人的被害および住家被害に関連あるものを優先する。その他については本章第3節「通信計画」による。

8 安否不明者の情報収集

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）については、県、防災関係機関、自主防災組織の協力を得て、積極的に情報収集を行う。市は、「災害時における安否不明者の氏名等の公表方針」に基づき、県が要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めた場合、住民基本台帳の閲覧制限措置の有無等を確認の上、安否不明者の氏名等の公表を行い、その安否情報を収取・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

第3 県等への報告

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から県へ報告する。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（消防庁）へ報告する。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町または県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡する。

1 報告すべき災害

(1) 災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地滑りおよび液状化などのその他の異常な自然現象または大規模な事故等災対法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害である。

(2) 報告の基準

被害状況報告に当たっては、おおむね次に掲げる事項に該当する場合は、速やかに報告する。

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。

イ 市が災害対策本部を設置したもの。

ウ 災害が2市町以上にまたがるもので、1市町における被害は軽微であっても、全県的にみした場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

エ 災害による被害に対し、国、県の特別の財政援助を要するもの。

オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。

カ 地震が発生し、県内の区域内で震度4以上を記録したもの。

キ その他災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

ク 注意報・警報が発表された場合において発生し、上記基準に該当しないもの。

ケ その他特に報告の指示があったもの。

2 調査機関

被害状況の調査は、次の区分により実施する。

- (1) 市……………市民の生命、財産に関する事項および市町の管理する施設等
- (2) 関係機関……被害状況報告系統図に掲げる機関の管理する施設等

3 被害程度の認定基準

市が被害程度の認定を行う場合は、「鯖江市被害状況報告要領」により行う。

4 報告の種類

(1) 災害即報

災害を覚知したとき、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で行う。

(2) 災害確定報告

応急対策終了後 10 日以内に行う。

(3) 災害中間報告

毎年 1 月 1 日から 12 月 10 日までの災害状況について、12 月 10 日現在で明らかになったものを、1 2 月 1 5 日までにを行う。

(4) 災害年報

毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害状況について、翌年の 4 月 1 日現在で明らかになったものを、4 月 15 日までにを行う。

5 報告の方法

(1) 報告の責任者

災害報告責任者は、危機管理監とする。

(2) 報告の方法

災害即報等は、原則として防災ネットにより行うが、やむを得ない場合には、電報あるいは非常無線等を用いて報告する。災害確定報告および災害年報は、必ず文書で報告を行う。

(3) 報告先

市および関係機関は被害状況の報告を直接、県に行う。なお、現地対策本部が置かれたときはこの本部を経由して行う。

6 収集すべき情報項目および情報収集源

(1) 警戒段階（災害発生前における情報項目および情報収集源）

情 報 項 目	情 報 の 内 容	収 集 源
雨量等の気象情報の収集	1 予警報の内容 2 降雨（雪）量 3 河川の水位等	気象台（県） 各雨量観測実施機関 各水位観測実施機関 住民
地域の災害情報の収集	1 河川周辺地域および災害危険個所における発災危険状況	市、消防機関

(2) 発災段階（災害発生直後における情報項目および情報収集源）

情 報 項 目	情 報 の 内 容	収 集 源
発災情報	1 河川の氾濫状況 2 土砂災害の発生状況 3 発災による物的、人的被害に関する情報 4 ライフラインの被災状況 5 工場、化学施設内の発災状況	市、消防機関等の職員 住民 ・各施設管理者 各ライフライン関係機関
住民の避難状況	1 避難実施状況	避難所管理者 住民

(3) 復旧段階（災害復旧における情報項目および情報収集源）

情 報 項 目	情 報 の 内 容	収 集 源
全体的な被害状況	1 所定の様式に基づく物的、人的被害の確定値	市各部 消防機関
住民の避難に関する状況	1 避難所周辺の状況 2 開設された避難所名、収容人員等	避難所管理者
ライフライン等の復旧見通し	1 各ライフラインの復旧状況	各ライフライン 関係機関
各関係機関の応急復旧対策の実施状況	1 応急復旧工事等の進捗状況 2 食糧物資等の調達支給状況 3 環境対策情報等	各防災関係機関 市各部

7 通信の途絶等により県に報告できない場合

市は、通信の途絶等により県に報告できない場合、速やかに消防庁に対し被害状況を報告し、当該報告をもって内閣総理大臣に報告する。なお、被害状況の報告先は次のとおりである。

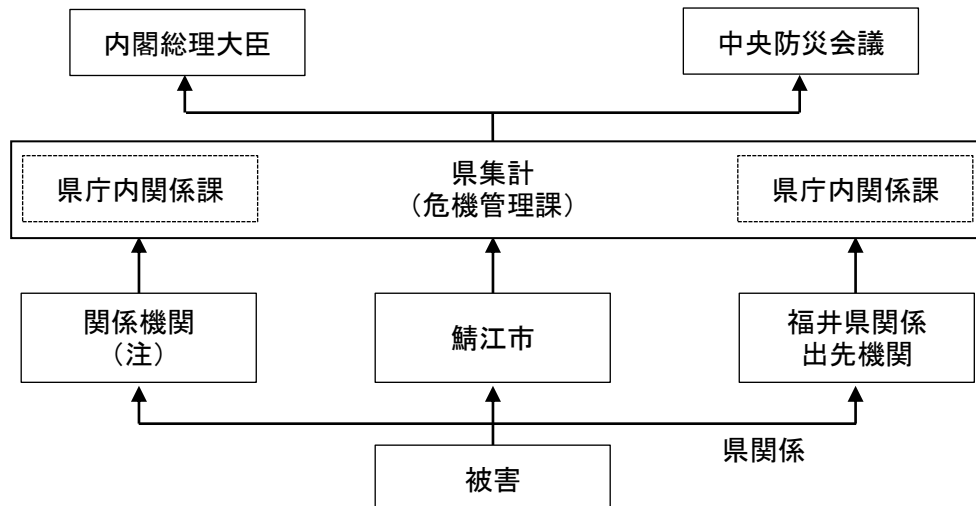
[報告先一覧]

時間帯		通常時	夜間・休日時
連絡先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室
電話番号	N T T回線	03-5253-7527	03-5253-7777
	消防防災無線	90-49013	90-49102
	地域衛星通信ネットワーク	発信特番-048-500 -90-49013	発信特番-048-500 -90-49102
F A X 番号	N T T回線	03-5253-7537	03-5253-7553
	消防防災無線	90-49033	90-49036
	地域衛星通信ネットワーク	発信特番-048-500 -90-49102	発信特番-048-500 -90-49036

8 防災会議に対する報告

市長は、必要に応じ、被害状況および応急対策等の措置について、市防災会議に報告する。

[被害状況報告系統図]



(注：関係機関)

近畿地方整備局福井河川国道事務所、近畿中国森林管理局福井森林管理署、
西日本電信電話(株)福井支店、西日本旅客鉄道(株)金沢支社、
中日本高速道路(株)福井保全・サービスセンター、北陸電力(株)福井支店、
北陸電力送配電(株)、福井鉄道(株)、(株)ハピラインふくい

第6節 災害広報計画

第1 計画の方針

市は、災害時における各種応急対策の推進、社会的混乱の防止、実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚等に果たす広報が重要であるため、広報活動の積極的推進を図る。

第2 災害広報活動の実施

秘書広報班は、各課と相互に緊密な連絡を取り、統制のとれた迅速な情報の発表に努める。

第3 情報の収集と発表

1 各班（課）の動き

各班は、災害に関する情報と写真を秘書広報班に提供する。秘書広報班は必要に応じ班員を現地に派遣して情報の収集ならびに取材を行う。

2 広報の実施

災害情報や市の災害応急対策等は、秘書広報班を通じ、原則として定時に報道機関に発表する。

なお、特に重要な事項の発表については、事前に県および関係防災機関に通報する。

3 報道機関に対する情報発表

記者発表室を設置し、収集した災害に係る情報や対策等は、原則として秘書広報班を通じて定期的（概ね4時間ごと）に各報道機関に発表する。

ただし、重要な情報は必要に応じて発表する。

第4 市民に対する広報

1 広報内容

災害広報は、主に次の事項について行う。

- (1) 気象関係予報、警報等
- (2) 災害の現況および予測
- (3) 市その他防災関係機関の応急対策状況
- (4) 交通機関の運行状況および交通規制状況
- (5) 避難措置その他住民の保護措置
- (6) 治安、警備の士気高揚その他住民の相互扶助の高揚に関する事項
- (7) 住民の生活確保、指導に関する措置
- (8) 避難施設避難者への情報伝達

2 広報手段

報道機関を通じて、市民に必要な情報や注意事項および市の対策などを周知するほか、SNS など多様な媒体での広報を行う。

なお、市および県が発する災害情報等については、それらを集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するLアラート（災害情報共有システム）を活用し、周知する。

第5 災害広報資料の収集および保存

- 1 各部は、災害に関する資料・写真・動画を積極的に収集し、秘書広報班に提供する。
- 2 秘書広報班は、取材したものと合わせて広報用に供し、保存するとともに、必要に応じて災害記録等を作成し、有効的に活用するように努める。

第6 相談窓口、情報提供窓口の設置

- 1 市は、災害が発生した場合、必要に応じて相談窓口を設置し、被災者からの相談、問い合わせ等に対応する。
- 2 被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

第7 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、可能な限り安否情報を回答するよう努める。ただし、配偶者からのDVなどを受け、追跡により危害を受ける恐れがある被災者もいることから回答には十分に注意しなければならない。また、救助等で人命に関わる応急措置に支障を及ぼさないよう配慮する。

第7節 災害救助法の適用に関する計画

第1 計画の方針

災害に際し、食糧品その他の生活必需品の欠乏、住居のそう失、疾病等によって生活難に陥った被災者に対し、被災者の保護と社会秩序の保全を図り、応急的な救助を行う。

第2 実施機関

災害救助法の適用による救助は、国が行うが、その実施にあたっては、法定受託事務として県に委任されている。ただし、救助事務の一部が市に委任されたときは、市が行う。

第3 適用基準

災害救助法の適用基準(災害救助法施行令に規定する住家滅失世帯数)は、次のとおりである。

区 分	人 口 (R2. 10. 1 国調)	施行令第1条第1項第1号による法適用基準世帯数	同第2号による適用基準世帯数 (県全体で1,000世帯以上の場合)
鯖江市	68,302人	80世帯	40世帯
備 考	法適用基準には上欄のほか次のものがある。 1 施行令第1条第1項第3号前段 県全体で5,000世帯以上の住家が滅失した場合で、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき 2 施行令第1条第1項第3号後段 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき(県は内閣府に事前協議を要する) 3 施行令第1条第1項第4号 多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じたとき(県は内閣府に事前協議を要する)		

(注) 1 基準世帯数とは住家が全壊(焼)もしくは流失した世帯数である。

2 半壊(焼)の場合は1/2世帯として換算し、床上浸水の場合は1/3世帯として換算する。

3 床下浸水、一部破損世帯は対象外である。

第4 適用手続

市は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、迅速かつ的確に被害状況を把握し速やかに県に報告するとともに、併せて法の適用を要請する。

災害救助法の適用は、市が県あて被害の状況を情報提供してから行われる。

第5 適用内容

1 避難所の開設および収容

県の救助事務を委任された市は、災害により被害を受け、または受けるおそれのある者を避難施設に収容し保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、市は、県に事前協議（内閣府との協議を含む）をしなければならない。

(2) 避難所設置のための費用

避難所の設置、維持および管理のための賃金職員雇上賃、消耗器材費、建物または器物の使用謝金、器物の使用謝金、借上金および購入費、光熱費ならびに仮設トイレ等の設置費とする。

ただし、福祉避難所（高齢者、障がい者等に配慮した避難所）を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。

(3) 避難所設置の方法

避難所は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、野外に仮設物等を設置し、または天幕の設営により実施する。

(4) 避難所開設状況報告

市が避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の状況を県に情報提供しなければならない。この場合の情報提供事項は、概ね次のとおりで、とりあえず電話または電報で情報提供する。

ア 避難所開設の日時および場所

イ 箇所数および収容人員

ウ 開設期間の見込

2 応急仮設住宅の供与

災害のため、住宅が全壊、全焼、流失により滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の確保を図る。

(1) 適用期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。

その供与期間は、建築工事が完了した日から2年以内とする。

(2) 設置場所

市が決定する。なお、市は、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておく。

仮設住宅を建設する際にその場所が私有地の場合は所有者との間に賃貸借契約を締結する。

(3) 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、県が市の協力を得て行うが、状況に応じ市長に救助事務の一部として委任できる。入居基準は下記のとおり。ただし、全ての項目に該当する者が3

割を超える場合は、生活能力が低く、住宅の必要度の高い者を選定するほか、抽選による方法で決定する。

ア 住家が全壊（焼）流失した世帯

イ 居住する住家がない世帯

ウ 自己の資力では住宅を確保することができない世帯

（ア）生活保護法の被保護者および要保護者

（イ）特定の資産のない失業者

（ウ）特定の資産のない母子家庭

（エ）特定の資産のない高齢者、病弱者および身体障がい者など

（4）要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設にあたっては、高齢者、障がい者等に配慮した福祉施、住宅の建設を考慮する。

3 炊き出しその他による食品の給与

市（災害救助法が適用された場合は、県の救助事務を委任された市）は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食品の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

（1）適用期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生し、この期間内で炊き出し等による食品の給与を打ち切ることが困難な場合には、市は、県に事前協議（内閣府との協議を含む）をしなければならない。

（2）供給の実施については、「本章第11節米穀等食料供給計画」による。

（3）給与のための費用

主食、副食および燃料費等の経費とする。

（4）炊き出し等の方法

炊き出しは、避難所またはその近くの適当な場所を選んで実施する。その際市は、各現場に実施責任者を指名して、その任にあたらせる。

4 飲料水の供給

県の救助事務の一部を委任された市は、災害のため飲料水が枯渇または汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。

（1）適用期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、市は、県に事前協議（内閣府との協議を含む）をしなければならない。

（2）飲料水供給のための費用

水の購入費、給水および浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費および燃料費ならびに浄水用の薬品費および資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 飲料水供給の方法

飲料水の供給は、災害のため飲料に適する水がない場合に、輸送による給水、ろ水器による給水、家庭用井戸水等による給水の方法により実施する。

5 被服寝具その他生活必需品の給貸与

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を喪失または毀損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を給与または貸与する。

(1) 適用期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、大災害により交通通信が途絶え、物資の買い付けが困難であるような場合等、この期間を延長する必要がある場合には、事前に内閣府と協議しなければならない。

(2) 給貸与の方法

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物により行う。

ア 被服、寝具および身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具および食器

エ 光熱材料

6 医療および助産

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療を施し、被災者の保護を図る。

(1) 適用期間

災害発生の日から 14 日以内（助産は分べんした日から 7 日以内）とする。ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合、また、社会的混乱の著しい場合等この期間を延長する必要がある場合には、事前に内閣府と協議しなければならない。

(2) 医療のための費用

ア 医療救護班による場合

使用した薬剤、治療材料および医療器具の修繕費等の実費

イ 一般の病院または診療所による場合

国民健康保険の診療報酬の額以内

ウ 施術者による場合

協定料金の額以内

(3) 医療の方法

医療救護班の編成は、福井県立病院による医療救護班、健康福祉センターによる救護班、公立丹南病院・療養所による医療救護班、福井大学医学部附属病院による医療救護班、公的医療機関による医療救護班、県から委託を受けた福井赤十字病院医療救護班ならびに現地医療班、

県とDMAT指定病院との協定に基づく災害派遣医療チーム（DMAT）とする。

7 被災者の救出

県の救助事務を委任された市は、災害のため生命身体が危険な状態にある者を捜索し、または救出して保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、災害が断続的に発生し、被害が続出している場合で、この期間を延長する必要がある場合には、市は県と事前協議（内閣府との協議を含む）をしなければならない。

(2) 救出のための費用

船艇その他救出のための機械、器具等の借上げ費、修繕費および燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

8 住宅の応急修理

災害のため、住宅が半壊、半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。

(1) 適用期間

3か月以内（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内）に完成する。

(2) 応急修理の内容

居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分について行う。

(3) 協力要請

県は、市の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理等に当たっては、関係業界団体に対して協力を要請する。

9 学用品の給与

学用品の給与は、災害による、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある小学校児童および中学校生徒（特別支援学校の児童および生徒を含む）に対して行う。

(1) 給与する品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において行う。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(2) 適用期間

教科書、教材については、1か月以内、文房具、通学用品については、15日以内に給与を完了しなければならない。

(3) 給与の実施

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、原則として県の救助事務を委任された市が

行うが、教科書については、県が、市教育委員会等からの報告に基づき、教科書提供所から一括調達し、その配給を講じることもある。

10 遺体の搜索、処理、埋葬

災害による行方不明者に対して搜索を実施するほか、災害による死亡者について、その遺族等が混乱期のために遺体の処理が実施できない場合に処理を行い、また、遺族の資力にかかわらず、埋葬を行うことが困難な場合または死亡者の遺族がいない場合に埋葬を実施する。

(1) 適用期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

11 障害物の除去

災害のため、住宅に土石等障害物が流入し、自己の資力では除去することができない者に対し、障害物の除去を行う。

(1) 適用部分

居室、炊事場等生活に欠くことのできない最小限度の部分について行う。

(2) 適用期間

災害発生の日から 10 日以内に完了する。

12 応急救助のための輸送および人員備上げ

救助の実施に必要な人員備上げを行い、その人員および物資を迅速かつ円滑に輸送あるいは配分し、応急救助活動に万全を期する。

[輸送および人員備上げを行う救助の範囲および適用期間]

範 囲	期 間
被災者の避難	1 日～2 日以内（内閣府との協議により延長できる。以下同じ）
医療および助産	7 日～14 日以内
被災者の救出	3 日以内
飲料水の供給	7 日以内
遺体の搜索	10 日以内
遺体の処理	10 日以内
救援用物資の整理配分	輸送される物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内

(1) 輸送および人員備上げのための費用

輸送のために支出できる費用は、運送費、借上げ料、燃料費、消耗器材費、修繕費とし、当該地域における通常の実費とする。

(2) 輸送力の確保

ア 応急救助は緊急を要するので常に輸送手段を考慮して輸送の確保に努める。

イ 県、市は動員できる車両（オフロード車、大型トラック等）船艇を把握しておく。

ウ 鯖江・丹生消防組合消防本部は施設班と常に連絡し、事態が急迫した場合は従事命令を発する。

第8節 避難計画

第1 計画の方針

災害時において、危険地域にある住民、児童生徒等を避難させ、人的被害の軽減を図る。

第2 避難情報の種類

避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難 (警戒レベル3)	1 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、大雨、洪水警報が発表される等、人的被害の発生する可能性が高まった状況	1 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 2 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示 (警戒レベル4)	1 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、土砂災害警戒情報が発表される等、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 2 堤防の隣接地等、地域の特性等から重大な洪水災害による人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	1 通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動をとる。 2 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 3 指定緊急避難所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待機等を行う。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	1 人的被害の発生または切迫した状況	1 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。

第3 実施責任者および基準

事項 区分	実施責任者	措 置	実施の基準 〔検討の時期〕	その他
避難のための立退きの準備その他の措置	市長 災害対策 基本法 第60条	立ち退き準備 の勧告 避難行動要支援者 に対し避難の確保 が図られるよう 必要な情報を提供	1 避難行動要支援者が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まった場合 (1) 水害 ア 河川水位が一定時間後に避難判断水位もしくは氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達すると予測される場合等 イ 降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過し、多量の降雨が予想される場合 (2) 土砂災害 ア 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過したとき イ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達した場合 ウ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替わる可能性が言及されている場合 エ 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	

事項 区分	実施責任者	措 置	実施の基準 〔検討の時期〕	その他
避難の指示	市長 災害対策 基本法 第 60 条	立退きの指示 および 立退き先の指示	1 災害が発生し、または発生するおそれある場合において特に必要があると認められる場合 (1) 水害 ア 河川水位が避難判断水位に到達かつ降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過し、多量の降雨が予想される場合等 イ 異常な漏水等堤防の決壊につながるおそれがある場合 ウ 内水地域で浸水深が深く、屋内安全確保では身体に危険が及ぶ可能性がある場合 (2) 土砂災害 ア 土砂災害警戒情報が発表された場合 イ 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みがある場合 ウ 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 エ 土砂災害の前兆現象が発見された場合（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）	速やかに 知事へ報告 避難の必要 がなくなっ たときは直 ちに公示す るとともに 知事へ報告

事項 区分	実施責任者	措 置	実施の基準 〔検討の時期〕	その他
避難 の 指 示	知事または その命を 受けた職員 水防法 第 29 条 地すべり等防止法 第 25 条	立退きの指示	1 洪水・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められる場合	鯖江警察署 長に通知
	水防管理者 水防法 第 29 条		1 洪水により著しい危険が切迫していると認められる場合	
	警察官 災害対策 基本法 第 61 条	立退きの指示 および 立退き先の指示	1 市長が避難のための立退きを指示することが出来ないときまたは市長から要求があった場合	直ちに市長 に通知 速やかに知 事へ報告 避難の必要 がなくなっ たときは直 ちに公示す るとともに 知事へ報告
	警察官 警察官 職務執行法 第 4 条	警告 避難の措置	1 危険な状態が切迫したと認められるときは、警告を発し、または特に急を要する場合には危害を受けるおそれある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる	順序を経て 公安委員会 に報告
	自衛官 自衛隊法 第 94 条	避難について 必要な措置 警察官が その場には ない場合に 限り	1 災害により危険な事態が生じた場合において警察官がその場にはいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる	順序を経て 防衛庁長官 の指定する 者に報告

事項 区分	実施責任者	措 置	実施の基準 〔検討の時期〕	その他
避難 の 指 示	市長 災害対策 基本法 第 60 条	緊急安全確保 措置 高所への移動 および 近隣の堅固な建物 への待機等	1 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶ恐れがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき (1) 水害 ア 氾濫発生情報、大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき等 (2) 土砂災害 ア 大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき等	速やかに知事へ報告 避難の必要がなくなったときは直ちに公示するとともに知事へ報告
	知事および その命を受けた職員 および 水防管理者 水防法 第 29 条	緊急安全確保 措置 屋内での 待機等	1 洪水によって氾濫によるより著しい危険が切迫していると認められるとき	
退 去 等	消防吏員 または消防 団員 現場にいる 警察官 消防法第 28 条	その区域からの 退去、出入りの 禁止もしくは制限	1 火災その他の災害現場において、消防警戒区域を設定する	
	消防長 または 消防署長 警察署長 消防法 第 23 条の 2		1 火災警戒区域を設定する	警察署長は直ちに消防長に通知

災害が発生、または発生するおそれがある場合に、市民の生命または身体への危険を防ぐために、特に必要なときは「警戒区域」を設定し、災害対策従事者以外の者に当該区域の立ち入りを制限、禁止または退去を命じる。警戒区域を設定した場合、鯖江警察署および鯖江・丹生消防組合に通報し、当該職員と協力して、退去、立ち入りの制限、禁止を実施する。警戒区域が小規模の場合は、バリケードの設置またはロープ等で区域を明示し、広範囲におよぶ場合は道路を封鎖する。

1 避難指示等の発令方法

市は、下記のことに留意し、時期を失することなく避難指示を発令する。

- (1) 雨量や土砂災害警戒情報等とあわせて河川の水位計や河川監視カメラを活用し、避難情報発令や住民の主体的な避難行動の判断基準の資料として活用する。
- (2) 住民に対する避難のための準備情報の提供や指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意する。
- (3) 避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。
- (4) 避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

2 避難指示等の発令内容

市は、避難指示等の発令にあたっては、住民が生命に係る危険であることを直感的に認識できるよう具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

3 避難指示等の助言の要請

市は、避難指示を行う際に、国および県に必要な助言を求めることができる。また、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に避難指示の発令の判断を行う。

4 避難指示実施責任者の代理

市長が実施責任者となる避難指示等を発令するときに、市長に事故がある場合は次の順位で代理する。

- (1) 副市長
- (2) 危機管理監

5 避難指示等の伝達

市は、避難指示等の伝達を下記のとおり行う。なお、詳細については、「避難情報の発令に関する判断・伝達マニュアル」に定める。

- (1) 市民等への避難指示等の伝達は、防災行政無線（同報系）・広報車・サイレン・緊急一斉配信メール・市ホームページ・SNS・こしの都ネットワークおよびたんなん夢レディオ等多様な情報伝達手段により行い、状況に応じて報道機関等に協力要請を行う。
- (2) 避難指示等を発令する際には、その対象者を明確にし、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達する。

(3) 伝達内容は次のとおりとする。

- ア 避難指示等の伝達者の名称
- イ 避難指示等の実施者
- ウ 避難指示等の理由
- エ 対象となる地域（地区名等）
- オ 避難先、避難経路等
- カ その他注意事項

(4) 避難のための立退き、および立退き先を指示した場合は、次の事項について県に報告する。

また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにこれを公示し県に報告する。

- ア 避難指示等の理由
- イ 避難指示等した地域
- ウ 世帯数および人員
- エ 立退き先

第4 避難の区分および誘導等

1 避難の区分

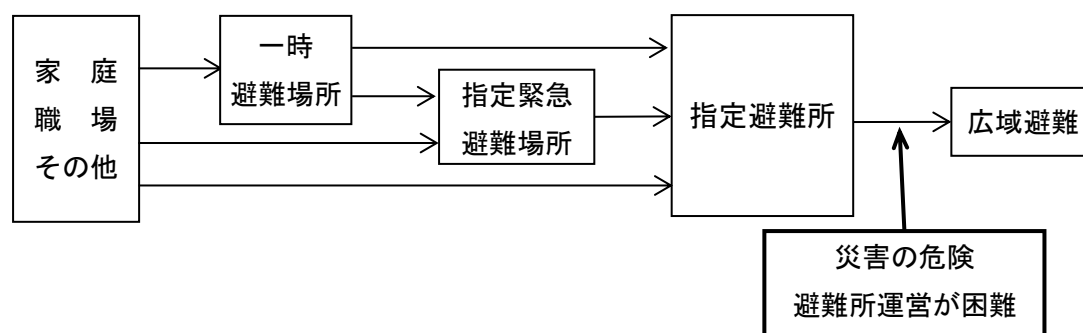
避難の区分	内 容
事前避難	洪水、暴風、山崩れなどのおそれがある場合は、気象予警報等により数時間前には高齢者、子供、病人など要配慮者を安全な場所へ避難させる。
緊急避難	浸水、地震、火災、山崩れ等により事前避難の暇がなく著しく危険が切迫しているときは、至近の安全な場所へ避難させる。
収容避難	一時的な避難場所から、必要に応じて指定避難所へ移動収容させる。 避難のための立退きの万全を図るため、避難場所、避難経路および避難上の心得を市民に周知徹底を行う。

2 避難の経路および誘導

避難のための立退きを円滑かつ安全に行うために、各自主防災組織は避難経路を適切に選定し、誘導責任者を定めておく。また、避難にあたっては、できるだけ自主防災組織、自治会ごとの集団避難を行い、要配慮者を優先して誘導する。必要に応じ、警察、消防団および市に協力を求める。

- (1) 避難指示等が出された場合、各自主防災組織は、一時避難場所（集合場所）、指定緊急避難場所および指定避難所に誘導する。
- (2) 火災・浸水等で最初の避難所が危険と判断された場合、市は他の避難所へ誘導を伝達する。

[避難のパターン]



第5 避難所の開設、収容等

1 避難所の選定

避難所の設置は、指定避難所の利用を原則とするが、災害の態様に応じ、迅速かつ適切に選定し、その他の公共施設および神社、寺院、広域的避難所等を応急的に整備して使用する。ただし、災害の状況によりこれらの施設が適当でないときは、指定避難所以外の施設についても、安全性を確認の上、管理者の同意を得て、公園等にプレハブまたはテントを設ける。

また、要配慮者のため、必要に応じて旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

2 対象者

- (1) 災害によって被害を受けたもので、居住の場所を失った者
- (2) 災害によって被害を受けるおそれのある者で、避難指示等を受けている者または、緊急に避難することが必要である者
- (3) 開設方法等

ア 市は、発災または発災のおそれがある時に必要に応じ、指定緊急避難場所および指定避難所を開設し、住民等への周知徹底を図る。また市は指定避難所の開設状況について、速やかに県および関係者に情報提供または通報する。

(ア) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や指定避難所への移動を原則とする。

(イ) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所や指定避難所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動または「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

(ウ) 市は、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、速やかに指定避難所を開設するよう努める。

(エ) 予定した避難所が使用できないときは、市はまたは隣接市町長と協議し、指定避難所の設定または被災者の収容について所要の処置を行う。

イ 市は、指定避難所を開設したときは、ただちに避難所開設における下記内容を「福井県防

災ネット」を用いて県に情報提供する。

(ア) 避難所開設の日時および場所

(イ) 避難箇所数・避難世帯数および人員数

(ウ) 開設期間の見込み

なお、国有財産を避難所の用に供する場合には、国に対し無償借受等の申請を行う。

(4) 避難所の開設要領

ア 開設基準

(ア) 市長が必要と認めたときに開設

警戒体制、第1配備

(イ) 配備と同時に開設

第2配備、第3配備

イ 開設要領

(ア) 施設管理者は、勤務時間内外にかかわらず事由発生と同時に施設を開放

(イ) 避難所・基地要員等の職員を避難施設に派遣する。

第6 避難所の管理、運営

1 避難所における業務

(1) 避難所管理・運営委員会

指定避難所における避難者の代表者からなる組織で、避難所における管理・運営主体。業務については「避難所管理・運営マニュアル」に基づき、実施する。

(2) 避難所・基地要員

避難所・基地要員は地区ごとにあらかじめ市職員から市長が選出し、同委員会が避難所を円滑に管理・運営できるよう支援を行うとともに、市災害対策本部との連絡を行う。また、同委員会が立ち上がるまでの運営を行う。

(3) 施設管理者

避難所・基地要員とともに、同委員会の運営の支援を行うとともに、同委員会が立ち上がるまでの運営を行う。

(4) 避難所の運営について、以下のことに注意して行う。

ア 保健・衛生面、プライバシーの保護など幅広い観点から被災者の心身の健康維持および人権にきめ細かく配慮した対策や福祉的支援を行い、生活環境が常に良好なものであるよう努める。

イ 避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等外部支援者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

ウ 避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地

域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

2 避難所の生活環境の整備

- (1) 市は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を行う。
- (2) 市および避難所管理・運営委員会は、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置に努める。

3 要配慮者への対応

市は、避難所に高齢者および障がい者などの要配慮者がいる場合は、災害派遣福祉チーム（D W A T）、民生委員、自主防災組織およびボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を行うよう努める。

4 環境の変化への対応

市は、生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難者の健康不安または体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障がい（P T S D）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。

5 女性や子育て世代、こども、若者への対応

市は、避難所の運営における女性や子育て世代の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方および性的少数者の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努める。生理用品・女性専用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

6 避難所における犯罪防止の取り組み

市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力の発生を防止するため、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性犯罪・性暴力についての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

7 車中泊避難者および在宅避難者への対応

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こし

やすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。

8 福祉的支援の実施

市は指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

9 避難所状況の情報発信

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する。

10 避難所の適切な受け入れ

市は、避難所に避難した者の市における住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

11 家庭用動物への対応

市は、避難所に家庭動物と同行避難した者について、適切に受け入れるよう努める。また、必要に応じ、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

12 避難所設置施設の平常業務再開に向けての協議

避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、避難所・基地要員、避難所管理・運営委員会で協議を行う。

第7 広域避難の調整

1 地方公共団体間の応援協定に基づく広域避難

地方公共団体間の応援協定に基づいて広域避難する場合の協議はその定めるところによる。

2 災害対策基本法に基づく広域避難

(1) 事前に締結された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合には、災対法に基づく広域避難を行う。

(2) 災害の予測規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化に鑑み、区域外への避難および応急仮設住宅への収容が必要と判断した場合において、県内の他市町への受入れについては、当該市町と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めることができる。

ただし、市は、事態に照らし緊急を要する場合、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村と協議することができる。

(3) 県は市の行政機能が被災によって著しく低下した場合、広域一時滞在のための協議を当該市町に代わって行う。

(4) 市は、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等を決定しておくよう努める。

3 情報の提供

(1) 放送事業者を含め、市、県、国、公共機関および事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取り合い、連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供で

きるように努める。

- (2) 市は、広域一時滞在の受入先の都道府県や市町村との間で、被災住民に関する情報を共有する。

第8 自主避難

1 自主避難所

市民から自主避難受入の要請があったときは、避難所・基地要員により各地区公民館を自主避難所として開設し、自主避難者を受け入れる。

2 開設方法

市は、自主避難所を開設したときは、「福井県防災ネット」を用いてただちに避難所開設における下記内容を県に情報提供する。

- (1) 自主避難所開設の日時および場所
- (2) 自主避難世帯数および人員数

第9 被災地域における動物の保護等

市は、県に情報を提供するなど、被災地域において復旧活動の妨げとならないよう放浪動物の救護を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。

第9節 救出計画

第1 計画の方針

災害のため生命、身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者を捜索または救出する。

第2 救出の実施

被害にあった者の救出は、市、鯖江・丹生消防組合消防本部、鯖江警察署および各防災機関が緊密な連携の上で実施する。

第3 対象者

災害が直接の原因となって速やかに救出しなければ生命の安全を保障できないような危険な状態にある者とする。

- 1 火災の際に火中に取り残された者
- 2 災害時に倒壊家屋等の障害物の下敷きになった者
- 3 水害の際に流出家屋と共に流された者、孤立した地点に取り残された者
- 4 なだれ、山崩れ等の下敷きになった者

第4 救出の方法

- 1 鯖江・丹生消防組合消防本部職員等による救助隊を編成し、救助に必要な車両、特殊機械器具その他必要な資機材を調達し、鯖江警察署および地元防災関係機関の協力を得て迅速に救助にあたる。
- 2 市は、緊急時に(1)～(3)のヘリコプターを活用した救出を行う際には、関係機関に要請し、速やかに緊急離発着場の指定して、空からの機動的な救出活動を実施する。
 - (1) 県防災ヘリコプター
 - (2) 県警察ヘリコプター
 - (3) 自衛隊
- 3 災害の発生したところは、必要に応じ現場にある消防団等に協力を求めて危険区域を設定し、同区域内の巡視を行い救出にあたる。

第5 行方不明者の捜索

- 1 市は、消防、警察および地域住民等の協力を得て、行方不明者の存否を確認する。確認は住民基本台帳等と照合したうえで行う。また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村または都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡する。
- 2 行方不明者の捜索は、災害の規模等を勘案して、消防、警察、自衛隊等の関係機関および地域住民の協力を得て実施する。
- 3 行方不明者の捜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、10日間を経過後に捜索を要する場合は、期間を延長できる。

第10節 要配慮者応急対策計画

第1 計画の方針

災害発生または発生のおそれがある時には、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

第2 迅速な避難

避難を行う場合、地域住民は地域の要配慮者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援するものとする。

- 1 避難行動要支援者の避難のために、地域住民は「鯖江市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づく「個人情報提供同意者名簿」を活用し、避難の声掛けを行う。
- 2 地域住民は、個別避難計画作成者については同計画に基づき、避難支援を行う。

第3 市における対応

市は、要配慮者を支援するため、次の措置を講じる。

- 1 避難行動要支援者の受け入れについて、「災害時における指定福祉避難所の設置運営に関する協定書」に基づき、協定を締結した社会福祉法人施設等に、個別避難計画作成者の受入を要請する。
- 2 災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。
- 3 地域社会の協力を得て要配慮者が必要とする支援内容を把握する。
- 4 ボランティア等生活支援・情報提供のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
- 5 特別な食料を必要とする場合は、その確保・提供を行う。
- 6 生活する上で必要な資機材を避難所等に設置・提供する。
- 7 避難所・居宅へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談を行う。
- 8 老人福祉施設、障がい者施設、医療機関、児童相談所等への二次避難が必要な者について、当該施設への受入要請を行う。

第4 外国人に係る対策

1 外国人の避難誘導

市は、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による広報を実施するなど、外国人の避難誘導に努める。

2 外国人の安否確認、救助活動

市は、警察、消防、自主防災組織、鯖江市国際交流協会等の協力を得て、外国人の安否確認や被災状況の把握、救助活動に努める。

3 外国人への情報提供

市および鯖江市国際交流協会は、災害時にテレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による情報提供に努める。

4 災害多言語支援センターの設置による支援

市は、県と福井県国際交流協会が実施する、被災外国人の被災情報の収集、多言語での情報提供・相談対応および通訳派遣支援等を行うために設置する福井県災害多言語支援センターに協力する。

第5 社会福祉施設における避難計画

1 火災への対応

社会福祉施設の管理者は、消防法に基づく各施設の消防計画により、消防機関との年1回以上の合同訓練に努め、災害に際し必要と認める場合は、各施設で定められた方法で避難を行う

特に、要配慮者に対する被害が拡大しないよう、施設の誘導責任者および誘導員は、平時から避難の方法等検討、熟知していなければならない。

2 洪水および土砂災害への対応

洪水浸水想定区域および土砂災害警戒区域内にある社会福祉法人等については、避難確保計画に基づき、避難を行う。

第 1 1 節 米穀等食料供給計画

第 1 計画の方針

市、北陸農政局福井県拠点、その他関係機関が協力し、災害時における被災者等に対する米穀等食料の供給を実施する。

第 2 米穀等の応急供給・調達

1 配布の対象者

- (1) 避難所へ避難した者
- (2) 住家に被害を受けて炊事のできない在宅避難者
- (3) 旅行者、宿泊人等
- (4) 救助作業その他の災害応急対策業務に従事する者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 米穀等食料の供給

- (1) 避難所・基地要員等からの要請に基づいて、必要数量の把握を行い、炊出しおよび加工食品を中心とした供給計画を作成する。
- (2) 米穀等食料の供給は、原則として避難所で実施し、赤十字奉仕団およびボランティア等の協力を得るとともに、関係部署、協定団体と密接な連携を図りながら実施する。
- (3) 避難所等での受入れ、配布については、避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。
- (4) 避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により情報を提供する。避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配布する。

3 米穀等食糧の調達・搬送

(1) 食糧の種類

食糧の種類	内 容
備蓄食糧	ア 避難施設および備蓄庫より搬出して避難所等へ配布する。
調達食糧	ア 流通状況に応じ、卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。 イ 調達食糧は避難所等へ直接搬送することを原則とする。困難な場合は、一時集積所に受入れ、仕分けのうえ、各避難所等へ搬送する。
救援食糧	ア 市において米穀等食糧の調達が困難な場合、県やその他の団体に要請する。 イ 県およびその他自治体等からの救援食糧は、神明健康スポーツセンター、総合体育館に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

- (2) 市が実施する搬送については、公用車、応援車を用いるが、状況に応じて運送業者に委託する。

4 実施の方法

実施責任者は、被災者等に応急供給を実施する必要があると認めるときは、災害発生状況または給食を必要とする事情およびこれに伴う給食に必要な米穀等食料の所要数量を県に申請する。米穀等食料の応急供給は、供給対象者に応じ、次に掲げる者が県に要請を行う。

供給対象	限度数量	実施責任者
被災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合	必要数量	市長
被災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代って販売する場合	必要数量	市長
災害地における救助作業、急迫した災害の防止および緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	必要数量	作業実施責任機関
特殊災害（爆発、列車の転覆等）の発生に伴い、被災者に対し炊き出し等による給食の必要がある場合	必要数量	市長と災害発生機関が協議

5 要配慮者への配慮

市は、物資の調達・供給について、要配慮者のニーズに配慮する。

6 食物アレルギーへの配慮

市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施および食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努める。

7 宗教等への配慮

市は、避難所における食物について宗教に配慮した食事の提供に努める。

第3 炊出し等による食品の給与

1 実施責任者

- (1) 炊出し等による食品の給与は市長が行う。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、県の救助事務を委任された市が行う。

2 実施方法

災害救助法が適用された場合に準ずる。

[炊き出しマニュアル]

(例) 1ヶ所 1,000 人の避難者を想定した場合

炊き出しの米・水等必要量

							1 日当りの必要量
(米)	1 食	120 g	×	3 食	×	1,000 人	= 360 kg
(塩)	1 食当り	3 g	×	3 食	×	1,000 人	= 9 kg
(梅干)	1 食当り	1 個	×	3 食	×	1,000 人	= 3,000 個
(水)	1 食当り	100 cc	×	3 食	×	1,000 人	= 300L

炊き出しの容器等および必要量

※お釜は、1 個で 60 食作れる。

炊き出しに約 1 時間弱かかる。

	1,000 人					
(お釜)		÷	3 回	=	6 個	
	60 食					1 日当りの必要量
(ガス)	500 g / 1 H	×	17 個	×	3 食	= 25.5 kg

第 1 2 節 衣料、生活必需品その他物資供給計画

第 1 計画の方針

被災者に配布する衣料、生活必需品その他の物資について、迅速かつ確実な確保および配布を実施する。

第 2 実施責任者

- 1 災害救助法を適用するに至らない災害における被災者に対する物資の給与は市が行う。
- 2 災害救助法適用の場合は次による。
 - (1) 被災者に対する物資の給貸与は原則として市が行う。
 - (2) 物資の確保および輸送は原則として県が行う。

第 3 実施対象者

災害により家屋の全焼、全壊、流失、埋没、半焼、半壊および床上浸水等の被害を受けた者で、生活上必要な家財等をそう失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

第 4 支給品目

支給する物資は、寝具、衣類、日用品、その他の生活必需品を必要に応じて現物で支給する。

第 5 物資の調達および保管

- 1 所要物資は、流通状況に応じ、卸売および小売販売業者から調達する。
- 2 衣類品等（毛布、下着）の供給を日本赤十字社福井県支部に要請する。
- 3 所要物資は、市内で調達が困難な場合は県に依頼する。
- 4 調達物資は、避難場所等へ直接搬送することを原則とする。困難な場合は、物資集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所等へ搬送する。
- 5 衣料、生活必需品の給与または貸与を実施する場合は、物資支給、配布状況表および物資調達台帳等を整備する。
- 6 物資の調達・供給にあたっては、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

第 6 救援物資の受入れ、集積、配分

被災地域の必要物資の必要量や市に届いた物資を速やかに把握し、過不足となっている物資を調整し、物資の適切な供給に努める。また、市内で調達が出来ない場合、必要物資の種類、数量および受入れ場所を県および応援協定締結市に連絡し、応援を要請する。

1 配付方法

避難施設に配付された物資は、各避難所の避難所管理・運営委員会を通じて、要配慮者を優先しながら配付する。

避難施設以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により援助物資の情報を提供する。避難施設まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配付する。

2 物資の受入れ、集積場所

市は、神明健康スポーツセンター、総合体育館に職員を配置し、援助物資の受入れ作業および仕分け作業を行う。

第 1 3 節 給水計画

第 1 計画の方針

災害により飲料水を得ることができない者に対し、生命および健康の維持を目的として、衛生的で清浄な飲料水を速やかに供給する。

第 2 実施責任者

飲料水供給は、原則として市が行う。市による対応が困難な場合には、県および他の市町と連携し、応援協力を得て行う。

第 3 給水方法

給水の実施にあたっては、市は、給水場所、時間等について適切に広報を行い、自主防災組織等の協力を得て、円滑に実施するよう努める。

1 輸送による給水

- (1) 給水車（給水車に代用できる散水車、水槽付消防ポンプ自動車等を含む。）により補給を行い、上水道の水源から取水した水を、被災地域内の適切な給水基地へ輸送する。この場合においては、衛生上の安全を確保するため、上下水道課が主体となり、必要に応じて丹南健康福祉センターと連携し、飲料水としての適切な水質管理および確認を行う。
- (2) 給水基地へは、給水タンク、飲料水用として衛生的に管理されたドラム缶等の容器により、車両等を用いて水の輸送を行う。給水基地においては、ポリタンク、飲料水袋等の清潔な容器を用いて、住民への配水を行う。

3 飲料水の試験検査の実施を要請

- (1) 市は、飲料水の水質検査については、厚生労働省の登録を受けた第三者水質検査機関への委託により実施することを基本とする。
- (2) 災害時において当該検査体制による対応が困難な場合には、必要に応じて県に対し、飲料水の試験検査の実施を要請する。

第 4 給水量の把握

被災者に対する飲料水の最低給水量は、災害初期においては 1 日 1 人 3 リットルを目安とし、応急給水体制の強化および水道施設の復旧状況に応じて、段階的に給水量を増加するものとする。

第 5 給水施設の応急復旧

災害による上水道施設の事故に対処するため、水道関係職員を待機させ、必要な初動対応を行う。

- 1 水道施設を巡回し、事故発生の有無および被害状況を確認する。
- 2 施設の損傷、漏水等の被害を認めた場合には、止水等の必要な応急措置を講じる。

第 1 4 節 応急仮設住宅および住宅の応急修理等計画

第 1 計画の方針

市は、応急仮設住宅の設置、被災家屋の応急修理の実施または既存公営住宅等の活用により、被災者の住居の確保を図る。

第 2 実施責任者

応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理は原則として市が行う。

災害救助法が適用された場合には、県（救助事務を委任した場合は市）が実施する。実施に係る建設資材の調達は、県建設業協会等の業界団体に協力を求める。

第 3 応急仮設住宅の建設

1 設置場所

市は、洪水、土砂災害等の危険性を十分に配慮し、原則として市有地に建設する。仮設住宅を建設する際にその場所が私有地となる場合は所有者との間に賃貸借契約を締結する。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

2 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、県が市の協力を得て行う。

入居者の選定にあたっては、民生委員等との協議を行う。

3 入居者の基準

- (1) 住家が全壊（焼）、流出した世帯
- (2) 居住する住家がない世帯
- (3) 自己の資力では住宅を建設することができない世帯

ア 生活保護法の被保護者および要保護者

イ 一定の資産のない失業者

ウ 一定の資産のないひとり親家庭

エ 一定の資産のない老人、病弱者および身体障がい者等の世帯

ただし、全ての項目に該当する者が 3 割を超える場合は、生活能力が低く、住宅の必要度の高い者を選定するほか、抽選による方法で決定する。

4 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設にあたっては、高齢者、障がい者への配慮に努める。

5 応急仮設住宅の運営管理

市は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心、安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成および運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

第4 住宅の応急修理

1 対象者

- (1) 住宅が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- (2) 自己の資金では応急修理を行うことができない者

2 応急修理の基準

修理箇所は、居住・炊事場・風呂場・便所等日常生活上欠くことのできない部分とする。

第5 応急危険度判定制度

- 1 市は、建築物等の倒壊や落下物による二次災害を防止するため、建築技術者等を活用し、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。なお、判定は福井県被災建築物応急危険度判定マニュアル（実施本部業務マニュアル）を参考とする。
- 2 市は、必要に応じ応急危険度判定士を派遣するよう県に要請する。
- 3 応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の被災度を判定し、建築物に判定結果の表示および使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。

第6 公的賃貸住宅等の活用

1 市営住宅の活用

市は、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用として市営住宅の空き家に被災者を一時入居させることができる。また、県および近隣市町等協力のもとこれらの公的賃貸住宅の空き家を被災者に斡旋する。

2 その他の施設の活用

災害の規模、被災者の避難および収容状況、避難の長期化などを考慮して旅館やホテル等への移動を避難者に促すとともに、民間賃貸住宅や空き家等利用可能な既存住宅の斡旋および活用、国有財産（未利用地、庁舎、国家公務員宿舎）の借り上げ等により、避難者の応急的な生活の確保に努める。

第7 各種被災建築物調査の説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県は、市の活動の支援に努める。

第8 石綿応急措置の実施

- 1 建築物等の倒壊、損壊により石綿露出が確認された場合、建築物等の使用者（所有者・管理者）は、周辺の立入禁止措置および石綿の飛散、ばく露防止の応急措置を実施する。
- 2 使用者が対応できず緊急の対応が必要と判断される場合には、県および市が周辺の立入禁止措置等の応急措置を実施する。

第 15 節 医療・助産計画

第 1 計画の方針

災害のため、医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療または助産を実施し、被災者を保護する。

第 2 実施責任者

医療および助産が困難または不可能となったときの対策は、原則として市が行う。災害救助法が適用時は、県が実施する。

第 3 救護活動

1 救護班の編成

救護班編成は、市と鯖江市医師会との間において協定した「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき次のとおりとし、その指揮は医師があたる。また、必要に応じ、県、日本赤十字社福井県支部等に応援を求める。

- (1) 班 長 1 人（鯖江市医師会の指名する医師）
- (2) 看護師 2 人（指名された医師の所属看護師または市の保健師）
- (3) 班 員 2 人（市職員または赤十字奉仕団員）

2 救護所等の設置

- (1) 医療機関
- (2) 仮設救護所の設置

病院または診療所施設から遠隔の地で災害が発生した場合は民家を借上げるか、またはテント張りの仮設救護所を設ける。

第 4 患者等の搬送力の確保

市は、患者、医療従事者および医療資機材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

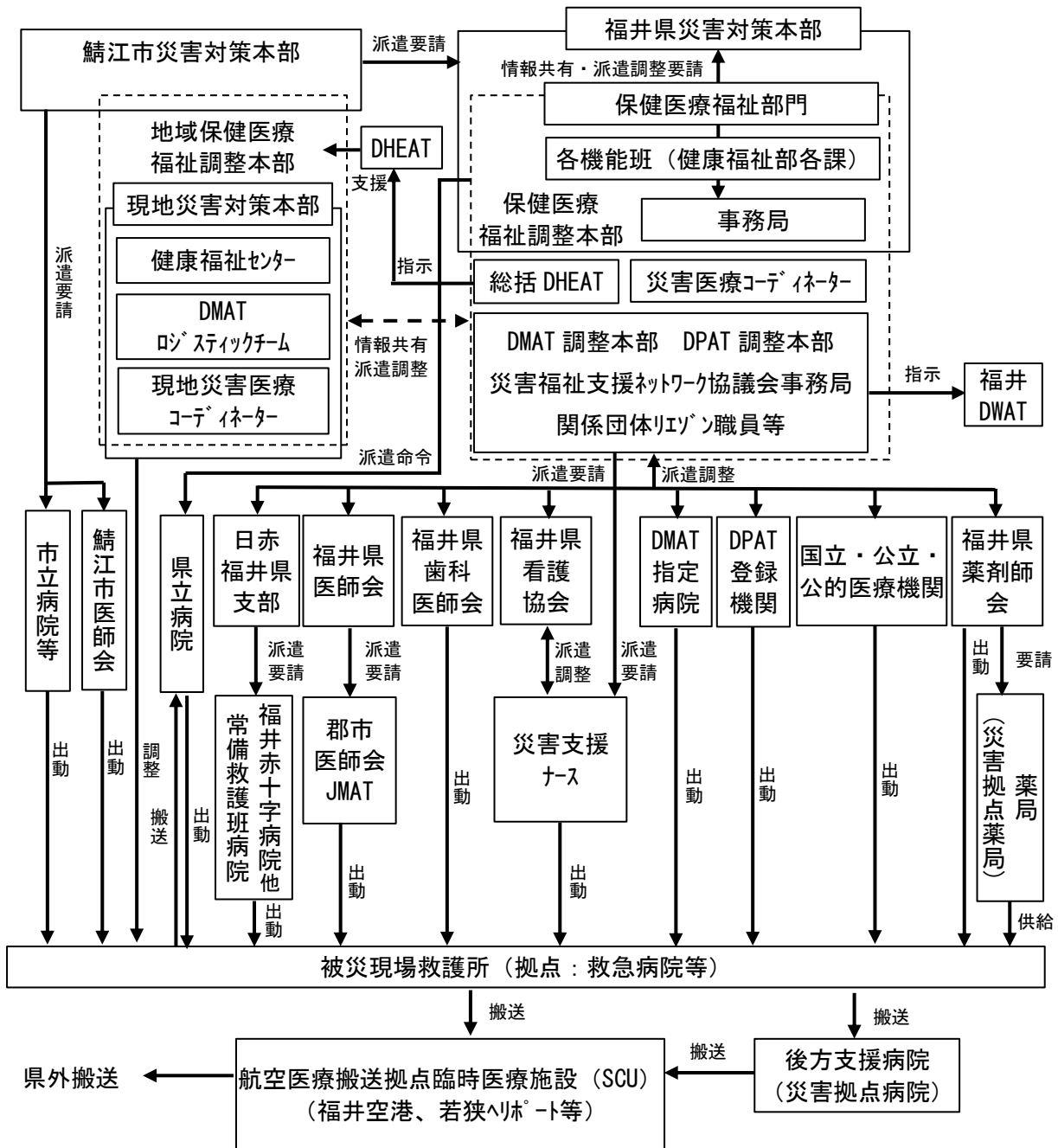
第 5 療施設の応急復旧

市は、公立医療機関、病院を中心に応急復旧が円滑に行われるように努める。

第 6 広域的医療救護活動の要請

市は、被害が甚大で、市の医療活動のみで対処できないときは、県に対して災害派遣医療チーム（DMAT）等の災害支援チームの派遣、患者の搬送、医療敷材の調達等を要請する。

[災害医療体系図]



名 称	内 容
災害医療 コーディネーター	必要に応じ、災害医療コーディネーターを保健医療福祉調整本部および地域保健医療福祉調整本部に配置し、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言および支援を行う。
DMAT 災害派遣医療チーム	DMAT は、「災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム」であり、医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職および事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。
災害医療 コーディネーター	必要に応じ、災害医療コーディネーターを保健医療福祉調整本部および地域保健医療福祉調整本部に配置し、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言および支援を行う。
DMAT ロジスティックチーム	地域保健医療福祉調整本部において、災害医療コーディネーターを支援し、主に病院支援や情報収集等の活動を行う。
日本医師会 災害医療チーム （JMAT）	日本医師会が被災都道府県医師会からの要請に基づいて各都道府県医師会に依頼して結成される医療チームであり、救護班等と連携を取って災害医療に当たる。
災害支援ナース	災害支援ナースは、被災地等に派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えることを行う看護職員のことであり、都道府県と災害支援ナースが所属する施設との間で締結した災害支援ナースの派遣に関する協定に基づき、派遣される。
日赤救護班	災害時に派遣し、一人でも多くの人命を救助するとともに、被災地の医療機関の機能が回復するまでの空白を埋める役割を果たす救護班。主な業務として①医療救護、②救援物資の備蓄と配分、③災害時の血液製剤の供給、④義援金の受付と配分、⑤その他災害に必要な業務（防災ボランティアによる活動や外国人の安否調査）が挙げられる。
災害派遣精神医療チーム （DPAT）	自然災害や犯罪事件および航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合に被災地域に入り、精神科医療および精神保健活動の支援を行うための専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。
災害派遣福祉チーム （DWAT）	災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、その避難生活中における生活機能の低下等の防止を図りつつ、一日でも早く安定的な日常生活へと移行できるよう、必要な支援を行う。

名 称	内 容
災害時健康危機管理 支援チーム (DHEAT)	災害が発生した際に、被災都道府県等の保健医療福祉調整本部および保健所が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を支援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する派遣チーム。 1 班あたり 5 名程度（公衆衛生医師、保健師その他の保健医療専門職、業務調整員で構成）からなる。
日本災害 リハビリテーション 支援協会 (JRAT)	リハビリテーションの観点から被災者を支援する組織。リハビリテーション科医、理学療法士、作業療法士をはじめとした専門職が参入し、生活不活発病や災害関連死の予防に努める。
日本栄養士会 災害支援チーム (JDA-DAT)	災害発生時に栄養・食生活の支援を行う組織で、被災地の栄養士や管理栄養士とともに活動を行う。災害発生後 72 時間以内に行動を開始し、緊急栄養補給物資の支援や避難所等で直接栄養補給の支援を行う。
日本災害歯科 支援チーム (JDAT)	JDAT は、災害発生後おおむね 72 時間以降に地域歯科保健医療専門職により行われる、避難所等における応急歯科診療や口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援することを通じて被災者の健康を守り、地域歯科医療の復旧を支援することなどを目的としたチーム。
医療救護所	患者の応急処置のほか、搬送を要する傷病者の後方支援病院への収容の要請を行う。
拠点医療救護所 および後方支援病院	救急告示病院等を被災現場に設置された医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院を医療救護所の後方支援病院とし、医療救護所からの重篤患者の受入れ・調整等を実施する。県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、基幹災害拠点病院として広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急に当たる。
航空搬送拠点	県内の医療機関では対応しきれない事態のときには、必要に応じて、福井県ドクターヘリ等の航空機を活用した患者等の県外搬送のために、福井空港等に航空搬送拠点を設置するものとする。航空搬送拠点内には、患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時医療施設（SCU）を設置するものとする。

第16節 ボランティア受入れ計画

第1 計画の方針

災害時において、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア活動が円滑に行われるようボランティア活動環境を整備する。

第2 ボランティアの受入体制

1 市は、被災地等における災害ボランティア活動の円滑な実施を図るため、市災害ボランティアセンター連絡会に対し、「災害ボランティアセンター」の設置を要請する。同センターは県や災害対策本部と情報交換を行うとともに、避難所、救援物資集積所等から情報収集し、ボランティアニーズの把握を行う。また、専門ボランティアの派遣に関しては中間支援組織等との連携に努める。

2 災害ボランティアの受入業務

(1) 一般ボランティア

- ア 被災家屋の清掃、片づけ、家財道具運搬
- イ 避難所等の管理・運営補助
- ウ 避難者の生活援助
- エ 救援物資等の輸送・整理
- オ 炊き出しなどの食事サービス
- カ 情報収集活動
- キ その他災害時に必要となる活動

(2) 専門ボランティア

- ア 介護
- イ 輸送
- ウ 応急危険度判定士
- エ 外国語通訳
- オ 点字・朗読・手話通訳・要約筆記
- カ ボランティアのコーディネート
- キ 被災動物等の保護および収容
- ク その他災害時に必要となる活動

3 ボランティア保険への加入

ボランティア活動時の事故等の補償のため、災害ボランティア活動者は、県の負担によるボランティア保険に加入する。

4 受入経費

市（県から事務の委任を受けた場合）および県は、ボランティアセンターに係る人件費および旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第3 奉仕団等の編成および活動

市は、災害時において、日本赤十字社福井県支部のほか、区長会、女性、青年、壮年等の各種

団体および民間組織の協力を得て、災害応急対策の万全を図る。

1 日本赤十字社福井県支部の協力

- (1) 日本赤十字社福井県支部は、発生した災害について、災害救助法が適用された場合、県の要請により、鯖江市の市域に救護班および現地医療班を出動させ医療および助産ならびに遺体の処理等災害救助活動に協力する。
- (2) 日本赤十字社福井県支部は、災害の状況により市長から災害救助の要請があったときは、可能な限りこれに協力する。

2 民間奉仕団体および活動範囲

(1) 奉仕団の編成

ア 赤十字奉仕団

日本赤十字社福井県支部は、市の区域に赤十字奉仕団を編成し、民間奉仕団と連絡を図り、労力奉仕、義援金品募集、厚生指導等災害救助活動に協力する。

イ 町内会

- (ア) 局地災害の場合は、隣接町内会は積極的に協力する。
- (イ) 市全域にわたる災害の場合は、市長の要請により災害応急対策活動に協力する。
- (ウ) 区長会連合会等は、市長の要請に対して積極的に協力体制を組む。

ウ その他各種団体および有志者

女性、青年、壮年等の各種団体および有志者においては、必要に応じ市長の要請により災害応急対策活動に協力する。

(2) 奉仕団の名称等

奉仕団には各団体別に名称を付し、団長および班長等を置き奉仕協力活動の実態に即した編成をする。

(3) 奉仕団の協力活動範囲

ア 被災者の避難誘導

イ 被災者の救出および保護

ウ 被災者および災害応急対策従事者に対する炊出し

エ 清掃および防疫

オ 災害応急対策用物資、資材の輸送

カ 食糧、衣料等の物資の配給

キ 救援物資の整理、輸送

ク 被災者の家財の監視

ケ 救援隊、自衛隊に対する協力

コ 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業

サ その他応急対策活動の協力

第 17 節 遺体の搜索および処理ならびに埋葬等計画

第 1 計画の方針

災害時において死亡していると推定される者の搜索および死亡者の収容、処理・埋葬を実施する。

第 2 遺体の搜索

1 実施責任者

死体の搜索は市長が、人夫を備上げ搜索に必要な舟艇、その他機械器具を借上げて実施する。ただし、市長において実施困難な場合には、鯖江・丹生消防組合消防本部、鯖江警察署のほか他の機関からの応援を得て実施する。

2 搜索の対象

(1) 搜索の方法は、「本章第 9 節救出計画」に準じて行う。

(2) 市は、行方不明の状態にあるもので、各種の事情からすでに死亡していると推定されるものに対して行う。

3 応援要請等

市は、市内において被災、その他の事情により実施が困難と考えられるとき、または死体が流失等により、他市町に漂着していると考えられるとき等にあつては、次の方法により応援を要請する。

(1) 市においては、県に応援要請を行う。ただし緊急を要する場合にあつては、隣接市町または死体漂着が予想される市町長に直接搜索の応援を要請する。

(2) 応援の要請に当たっては次の事項を明示して行う。

ア 死体が埋没または漂着していると思われる場所

イ 死体数および氏名、性別、年令、容ぼう、特徴、着衣、持物等

ウ 応援を求めたい人数または舟艇器具等

エ その他必要な事項

第 3 遺体の収容、処理

1 実施責任者

死体を発見したときは、市長は速やかに県警察本部および鯖江警察署長に連絡し、その見分をまっして必要に応じ、次の方法により死体を処理する。

2 死体の収容、処理を行う場合災害の際に死亡した者について、その遺族等が社会混乱期のため死体識別等のための洗浄・縫合消毒の処置、死体の一時保存あるいは搜索を行うことができない場合に、応急救助としてこれらの処置を実施する。

3 方法

死体の収容、処理は、市において、収容、処理場所を借り上げ、または仮設し、捜査機関が検視または調査を行い、救護班または現地医師が死体の検案、洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

4 遺体の身元確認は、警察および自治会等の協力のもとに実施し、身元が判明したものは、遺族

に引渡すものとする。なお、遺族が判明しないものについては、市長が死亡届を提出し、火葬を行い、遺骨を一時保管し、遺族が判明次第引渡すものとする。

- 5 身元が判明しないものについては、一定期間経過後に行旅死亡人として取扱うこととし、市長が死亡届を提出し、4の処置を実施する。

第4 遺体の埋葬等

1 実施責任者

市は、災害の際に死亡した者について、その必要を認めた場合、次の方法により応急的な埋葬または火葬を行う。

ただし、市において実施困難な場合は、近隣市町または県に応援要請を行う。

2 埋葬等を行う場合

災害の際に死亡した者について、混乱期のためその遺族が資力の有無にかかわらず埋葬または火葬を行うことが困難な場合、もしくは死亡した者の遺族がいない場合に、死体の応急的な埋葬または火葬を実施する。

3 方法

市長の指示により直接、埋葬または火葬に付し、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。なお、埋葬または火葬の実施に当たっては次の点に留意して行う。

- (1) 事故死等による死体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬または火葬する。
- (2) 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬または火葬する。
- (3) 被災地以外に漂着した死体等のうち、身元が判明しないものの埋葬または火葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

4 広域的な火葬の実施体制

市は、災害により平常時に使用している火葬場が使用できない場合や、平時の火葬能力を大幅に上回る死亡者が発生した場合には、県内および県域を越えた広域的な火葬の実施について、必要な措置を行う。

第 18 節 障害物の除去計画

第 1 計画の方針

市は、災害時において、災害を受けた工作物等および災害により住宅付近に運ばれた土石、竹木等で応急措置の実施に支障を及ぼしている障害物を除去する。

第 2 実施責任者

障害物除去の実施は、市が行うが、現場に市職員がいない場合には警察官が行うことができる。また市は、緊急を要する場合や実施が困難である場合は、県に応援を求める。

第 3 実施対象物

災害時における障害物（災害を受けた工作物または物件）除去の対象はおおむね次のとおりとする。

- 1 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- 2 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- 3 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- 4 その他、公共的立場から除去を必要とする場合

第 4 実施の方法

- 1 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、または、土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。ただし、市が自衛隊の協力を必要と認めたときは、県に対し自衛隊の派遣を要請する。
- 2 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し行う。

第 5 除去の範囲

- 1 住居内の障害物
当面の日常生活が可能な程度の応急的除去を行う。
- 2 交通遮断の障害物
市道、県道、国道上の障害物はそれぞれ市、県、国が除去し、相互に連絡協力して行う。

第 6 障害物の保管等の場所

校区（地区）ごとに定め、道路交通に障害とならない国、県、市有地を選ぶ。ただし、適当な場所がないときには、民有地を使用するが、書類または口頭をもって了解を求め、事後の処理に万全を期する。

- 1 障害物の大小によるが、原則として再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
- 2 道路交通の障害とならない場所
- 3 盗難等の危険のない場所

第 7 その他

- 1 除去のみならず、移転、撤去および破壊も対象となる。
- 2 災害を受けた障害物等については、損害補償の対象とならない。
- 3 障害物の除去については、災害等廃棄物処理事業、堆積土砂排除事業等に留意して実施する。

第19節 文教対策計画

第1 計画の方針

災害発生または災害のおそれがある時における児童生徒等の安全確保および教育活動の再開、それらに伴い必要となるその他の措置ならびに学校以外の文教施設等の応急対策について定める。

第2 実施責任者

応急文教対策の実施責任者は次のとおりであるが、市、県および学校法人の依頼により、県または隣接市町が行うことがある。

- 1 県立学校については県が行う。
- 2 市立学校については市が行う。

第3 児童生徒の安全確保

- 1 災害発生のおそれがある場合の措置

臨時休校や授業短縮による一斉下校や登校時刻変更等の措置をとり、児童生徒が家庭で保護者とえられるように配慮する。

- 2 災害発生後の措置

- (1) 在校時の場合

児童生徒の安全確保のため、次の措置を順次、速やかに行う。

ア 教職員は、安全確保のため児童生徒に的確な指示を行うとともに、火災等の二次災害の防止に努める。

イ 教職員は、避難経路の安全を確認の上、児童生徒をより安全な場所へ避難させる。

ウ 教職員は、速やかに人員および負傷者の確認を行い、学校長に報告する。

エ 帰宅経路の安全を確認の上、児童生徒を速やかに下校させる。被災状況により、教職員等による引率または保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。

- (2) 在校時でない場合

学校長は、被害状況等（児童生徒、教職員、施設・設備）を調査し、災害の程度や範囲等に応じて、休校措置その他必要な措置をとる。

第4 応急教育計画

- 1 学校教育の確保

校舎等の施設が被災した場合、市は緊急に協議し、応急復旧および応急教育を実施する。

- (1) 被災により学校施設の一部が用途に供さない場合、学校運営および安全管理上緊急に修理を要する箇所について応急修理または補強を実施し、できる限り休校を避ける。必要に応じて、二部授業、圧縮学級の編成などを講じる。
- (2) 被災により学校施設のすべてが用途に供さない場合は、隣接学校の余剰教室・特別教室を借用し、分散授業を実施する。余裕学校がない、または不足して被災学校の児童生徒を収容できない場合には、臨時的施設等を建設するほか、公共施設に応急収容し、分散授業を実施する。

2 教材、学用品等の調達および支給

市は、被災により学用品を喪失または毀損し、就学上支障のある児童生徒に対し、教科書、文房具および通学用品を調達・支給する。なお、災害救助法が適用された場合、同法施行規則に基づき、迅速な措置を講じる。

(1) 支給品目

- ア 教科書（教科書、副読本等の教材を含む。）
- イ 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、下敷、定規、絵具等）
- ウ 通学用品（運動靴、傘、鞆、長靴等）

(2) 調達方法

ア 教科書

被災学校の学校別、学年別、使用教科書毎にその必要数量を速やかに調査し、県に報告するとともにその指示に基づいて教科書供給者などに連絡し、その供給を求める。また、市内の他の学校および他市町に対し使用済教科書の供与を依頼して調達するが、それでもなお若干量が不足する場合は県に対し調達供与依頼する。

イ 文房具および通学用品

必要数量を県に報告し、県から送付を受けたものを配布するか、市が調達するものを配布する。

3 教職員の被災による不足教職員の確保

市は、授業再開に必要な教職員を確保するため、教職員の被災状況に応じた代替教員等の補充を県と連絡調整のうえ行う。

- (1) 被災教職員が僅少のときは校内において融通する。
- (2) 被災教職員が多数で一校内で融通できないときは、授業の実施状況に応じて市が管内の学校間において融通する。
- (3) 市において融通できないときは、県に教職員派遣の要請をする。

4 通学路の安全確保

市は、授業再開に向けて、通学に必要な道路や安全の確保について、関係機関と連携を取りながら、その確保に努める。

5 授業等再開対策

市は、非常時の授業体制について、実施可能な教科や確保可能な授業時数および教室等について検討し、当面の週時程および日課表を立案するなど、早期の授業再開対策について指針を示し、その策定について指導する。

第5 学校給食計画

1 給食の確保

学校内給食施設が被災した場合、速やかに復旧措置を講じ、正常な運営ができるように努め、学校再開に合わせて学校給食が実施できるように努める。

2 炊出し等に協力する基準

緊急に学校給食の施設、設備を使用して炊出しを実施する場合、災害救助法を適用する分については法の定めるところによるが、法によらない分は、学校長が市立学校については市の承認を、県立学校については県の承認を受けて実施する。

3 被害を受けた給食物資の処分

市は、被害を受けた物資の状況を把握し、県学校給食会に報告するとともに、その物資の処分方法について指示を受ける。

第6 保健厚生対策

教育委員会は健康福祉部と密に連絡をとり、第24節「防疫計画」に従い応急措置を行う。

1 被災教職員、児童生徒の保健管理

市は、災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒に対し、県の指示または協力により感染症予防接種や健康診断等を実施する。

2 被災学校の清掃、消毒

市は、学校が浸水等の被害を受けた場合、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、県の指示または協力により校舎等の清掃、消毒を行う。

第7 育英補助に関する事項

市は、被災による家屋の全壊や流失等のため就学に著しく困難を生じた児童生徒に対して（独）日本学生支援機構（JASSO）のJASSO災害支援金（給付型支援金）など、育英補助に関する周知および支援を行う。

第8 転学手続き

被災した児童生徒の中で、転校を希望する児童生徒については、保護者との連絡調整を図り、隣接市町、他府県に速やかな受入れを要請する。

第9 児童生徒の精神保健対策

カウンセリングが必要な児童生徒数を把握し、専門的知識を有する精神科医や臨床心理士の支援を求めるなど、カウンセラー要員の確保に努める。

第10 文化財保護対策

1 災害発生の届出

文化財について災害が発生し、その文化財の一部を滅失し、き損し、または亡失したときは、所有者（管理責任者）は速やかに文化財保護法（昭和25年法律第214号）、福井県文化財保護条例（昭和34年福井県条例第39号）および鯖江市文化財保護条例（昭和44年条例第14号）の規定に基づき、市に届け出なければならない。

2 文化財の保護復旧

市は、前項の届出を受けた場合、直ちに職員を現地に派遣して被害状況を把握し、その現状を維持するよう努めるとともに、その個々の実情に応じた復旧対策を講じる。

第20節 輸送計画

第1 計画の方針

災害時において、被災者の避難、災害応急対策要員の移送、災害応急対策用資材、生活必需品および救助物資等の輸送を迅速に実施する。

第2 緊急輸送体制の確立

1 輸送計画

市および各防災関係機関は、その所管する災害対策の実施にあたっては、原則として自己が保有し、または直接調達できる車両等により輸送を行うとともに、その所管する業務について災害時における輸送に関する計画を策定する。

2 輸送力の確保

災害対策の実施にあたり、市の車両を使用するが、必要とする車両等などが不足し、または調達不能のため輸送不可能となった場合は、次により輸送力を確保する。

依頼先	内 容
民間業者	市内の自家用車・営業用車両などの所有者に対し、協力を依頼しておき、災害の程度に応じた出動要請を行う。
県	応急対策活動にあたって市内での車両等の調達が不可能な場合は、県に対して調達の斡旋要請を行う。
自衛隊	災害の状況により自衛隊による輸送を必要とする場合は、県に対して自衛隊災害派遣を要請する。

第3 緊急輸送の順位

市および防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、災害対策本部において調整する。

第1順位 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送

第2順位 災害の被害拡大防止のために必要な輸送

第3順位 災害応急対策のために必要な輸送

第4順位 その他の人員、物資の輸送

第4 輸送の方法

災害の状況により、次の輸送手段から迅速かつ適切な方法で輸送を行う。

1 自動車等による輸送

2 鉄道による輸送

3 船舶、舟艇による輸送

4 航空機による輸送

5 自転車、オートバイによる輸送

6 人力による輸送

第5 緊急輸送の範囲

- 1 災害応急対策要員、情報通信、電力、ガス、上下水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資
- 2 救助活動、医療・救護活動の従事者、医薬品等人命救助に必要な人員、物資
- 3 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- 4 後方医療機関・被災地外へ搬送する負傷者および被災者
- 5 食糧、水等生命の維持に必要な緊急物資および他府県からの援助物資
- 6 罹災者を収容するために必要な資機材
- 7 二次災害防止用および応急復旧の資機材
- 8 その他緊急に輸送を必要とするもの

第6 緊急通行車両等の確認制度の活用

緊急通行車両については、公安委員会にその旨を申し出て確認を受ける。

特に、災害応急対策に必要な車両については、公安委員会が行う緊急通行車両の事前届出制度により届出を行い、事前に緊急通行車両としての指定を受けておく。

第21節 交通対策計画

第1 計画の方針

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な機械等の緊急輸送を行うため交通支障箇所の通報連絡、応急復旧、交通規制等を定める。

第2 道路

1 緊急輸送道路

(1) 指定

緊急輸送道路は「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」で規定する第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路、第3次緊急輸送道路を基本とし、指定避難所と連絡する道路のほか、救援物資集積地、防災活動拠点基地、ライフライン・生活物資拠点を連絡する道路としてあらかじめ定める。

(2) 災害時の確保

災害により道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため重点的に応急復旧する。

2 一般道路

各道路管理者は安全かつ円滑な交通を確保するため、次の措置を講じる。

(1) 防災関係機関等への連絡

所管する道路の被害状況を速やかに把握し、措置状況等を含めた情報を関係機関へ連絡する。

(2) 点検措置の実施

災害発生直後、速やかに道路等の点検（状況把握、応急復旧箇所）を実施する。

駐車車両、道路上への倒壊物・落下物等道路の通行に支障をおよぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。緊急輸送道路および主要道路から優先的に実施する。

(3) 応急復旧の実施

災害が発生した場合、所管の道路について、道路占用部での上・下水道管の被害、路面の沈下陥没および亀裂、構造物と取付け部の段差、法面の崩壊、橋梁の損傷等、被害状況に応じた応急復旧を行い、最も早い工法を選定し、交通の確保に努める。

(4) 占用物件等他管理者への通報

市は、電気、ガスおよび電話等の道路占用の施設に被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。なお、緊急の場合は通行禁止等、住民の安全の確保のため必要な措置を講じ、事後通報を行う。

第3 交通規制対策

1 交通規制の区分

交通の規制は次の区分により行う。

区分	実施者	範 囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 県知事 市長	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認めるとき 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認めるとき	道路法 46 条
警察	公安委員会 警察署長 警察官	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき 2 道路における危険を防止し、その他の交通の安全と円滑を図るため、必要と認めるとき 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路においての交通の危険が生じ、又はそのおそれがあると認めるとき	災対法 76 条 道路交通法 4・5・6 条

2 交通規制の実施

警察は、大規模な風水害等の災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、住民の避難路および緊急交通路を確保するため、次の交通規制計画を実施する。

(1) 被災地域内の一般車両の流入制限

主要各道路においては被災地域内に流入する車両のうち、緊急自動車および緊急輸送等災害応急対策に従事する車両（以下「緊急通行車両」という。）以外の車両の抑制に努める。

(2) 高速道路の通行禁止（被災直後）

高速道路については、被災地を中心に全面通行禁止とし、道路の損壊状況を確認するとともに、本線上の車両を直近のインターチェンジから流出させる。

(3) 緊急交通路等の指定

公安委員会は主要道路の被害調査結果に基づいて、災対策法第 76 条の規定により、区域または道路の区間および期間を定めて緊急交通路を指定する。緊急交通路については、各検問所およびルート内主要交差点において、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止する。

(4) 道路管理者への要請

緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者に対し、放置車両や立ち往生車両等の移動等について協力を要請する。

3 関係機関との協力・連携

(1) 関係機関への連絡等

交通規制の実施に際しては、各警察署・各道路管理者および関係機関と緊密に連絡し、状況に即した交通規制を実施する。また、必要に応じて警備業者等に交通誘導の協力依頼を行うとともに、交通規制に必要な資機材の準備に努める。

(2) 市民への周知

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、通勤者、市民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図る。

4 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両および事前届出対象の規制除外車両の範囲は、道路交通法第 39 条第 1 項の規定に基づく緊急自動車のほか、災対法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが必要として同法施行令第 32 条の 2 第 2 号の規定に基づく車両とする。

第 4 災害時交通マネジメントの設置要請

市は、大雨、地震等の大規模な道路災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を各道路管理者や警察等で情報を共有し、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策などの検討が必要である場合、県に対して「福井県災害時交通マネジメント検討会」の設置を要請する。

第２２節 要員確保計画

第１ 計画の方針

市は、災害応急対策実施のために必要な労働者および技術者等の動員、雇上げ等応急対策要員を確保する。

第２ 労務者等の雇用

１ 労務者の雇用の方法

市は、災害応急対策実施のため労務者等の雇用を必要と認めるとき、職業安定所等から斡旋を受け雇用する。

２ 賃金の基準および支給方法

(1) 賃金の基準額は、職業安定所の業種別標準賃金の例による。

(2) 賃金の支給は、各部において支払うものとし、原則として作業現場で当日労務者に対し直接支払う。

(3) 労務者雇上げの作業基準

ア 被災者の避難誘導

イ 医療および助産の移送

ウ 被災者救出に必要な機械器具、資材の操作または後始末

エ 飲料水の供給

オ 救助用物資の整理、配分および輸送

カ 遺体の搜索

キ 遺体の処理

第３ 労働者等確保の種別、方法

災害応急対策を実施するために必要な労働者等の確保の手段はおおむね次によるが、災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

１ 市、県および防災関係機関の常用労務者および関係者等の労働者の動員

２ 赤十字奉仕団等民間各種団体のボランティアの協力動員

３ ハローワークのあっせん供給による一般労働者の動員

４ 関係機関の応援派遣による技術者等の動員

５ 緊急時等における従事命令等による労働者等の動員

第４ 一般労働者の確保の方法

市や応急対策実施機関は、応急対策の実施において不足する労働者の確保を県に連絡する。県はこれを取りまとめ、当該労働者に係る労働条件を提示の上、速やかに福井労働局に対しあつせんを要請する。

第23節 食品衛生栄養指導計画

第1 計画の方針

被災地における食品関係業者および臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設等）の実態を把握し、被災者の食事について、適切な栄養・食生活指導を行い、かつ安全で衛生的な食品が供給されるよう適切な指導を実施する。

第2 食品衛生対策

市は、食中毒の発生を防止するため、避難所等で配給する食品の衛生状態の保持に努めるとともに、県の実施する食品衛生に関する指導について協力する。

また、被災者のニーズ等に応じた栄養指導を行うとともに、被災者の健康管理を適切に実施する。

1 食品関係営業施設等における食品衛生の確保

(1) 臨時給食施設の衛生監視指導

関係機関と密接な連携のもと施設の実態を把握し、食品衛生監視員による現地指導の徹底により、食中毒等事故の発生を防止する。

(2) 食品衛生関係業者に対する監視指導

乳処理場、魚介類販売業、食肉販売業、食品の冷凍冷蔵業、飲食店、喫茶店および菓子製造業を重点的に監視するとともに、保存または製造されている食品の検査を実施することによって不良食品の販売供給を防止する。

2 避難所等における食品衛生の確保

次のことについて被災者に対して指導を行うとともに、避難所管理・運営委員会を通じて啓発を行う。

また、食中毒が発生したときは食品衛生監視員を中心とする調査班の調査に協力する。

(1) 救援食品の衛生的取扱い

(2) 食品の保存方法、消費期限等の遵守

(3) 配布された弁当の適切な保管と早期喫食

(4) 手洗い・消毒の励行

(5) 食器、器具の消毒

3 食中毒発生防止の措置

市は、避難所への弁当等の配給に当たっては、食中毒発生防止のため、次の措置を講じる。

(1) 弁当等の搬送には、温度管理に留意する

(2) 早期喫食のため、弁当等の搬送時間の調整

(3) 避難者等に対し、早期喫食を指導

4 避難所における適切な栄養管理

丹南健康福祉センターおよび市は、避難所等における適切な食事の提供および栄養管理に関して必要な助言およびその他の支援を行う。

(1) 食料調達に関する業務を担当している部局と連携して、被災者に対する食事の確保および食

事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努める。

(2) 被災者のニーズに的確に対応した栄養・食生活指導を行う。

5 給食施設に対する支援

丹南健康福祉センターは、給食施設の被災状況を把握し、入所者への食事提供が中断することのないよう必要に応じて適切な支援を行う。

第24節 防疫計画

第1 計画の方針

市は、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われる防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図る。

第2 防疫業務の実施方法

1 消毒場所

感染症が発生し、または発生するおそれがある汚染地区の宅地および家屋の内外。

2 消毒方法

ア 飲料水の消毒

給水施設として井戸を使用した場合における井戸の消毒は、クロール石灰水（または次亜塩素酸ソーダ）を使用する。

イ 飲料水の供給

県の指示に基づき、自家用水の停止期間中、飲料水の供給を行う。また、自家用水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸水、水道水等の衛生処理について指導する。

ウ 家屋内の消毒

汚水などで汚染された台所、炊事場、便所等などはクレゾール水などの消毒薬を用い、床下等の湿潤の場所には石灰を散布して消毒を行う。

エ 鼠族昆虫等の駆除

汚染地域を重点的に実施し、併せて消毒薬等防疫薬剤を各戸に配布する。

第3 防疫活動の実施要領

1 情報の収集および体制

災害発生と同時に職員を現地に派遣して被災地の状況を把握するとともに、丹南健康福祉センター等関係機関と連絡を緊密にし、防疫の実施計画を作成する。また、これに必要な器具、資材、薬品および人員を確保して防疫体制を整える。

2 予防教育および広報

パンフレット等の利用や報道機関の協力を得て行う。

3 検病調査および健康診断

検病調査および健康診断は、県が検病調査班を編成し行うが、市は詳細な現況報告等について協力する。

この場合、集団避難施設の避難者や応急仮設住宅の入居者に対する調査を重点に実施する。

検病調査の結果必要があるときは、検便などの健康診断を実施する。

4 感染症発生時の措置

- (1) 市は、感染症患者または病原体保有者が発生したときは、直ちに感染症指定医療機関への入院勧告または入院措置を行うとともに、家屋、台所、便所、排水溝等の消毒を実施する。なお、感染症指定医療機関への入院が困難なときは、適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容

する。

(2) 市は、やむを得ない理由によって、感染症指定医療機関への入院措置を講じることができない病原体保有者は、自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理等について厳重に指導するとともに、必要に応じて治療を行う。

(3) 市は、家屋、台所、便所、排水溝等の消毒を行う。

(4) 県において濃厚接触者の検病調査・健康診断を行う。

5 臨時予防接種

市は、感染症予防上必要ある時は、県の指示により臨時予防接種に協力する。

6 県からの指示

市は、県および丹南健康福祉センターから、感染症予防上必要と認めて発する次の命令、指示を受けた場合は、災害の規模、態様などに応じ、その範囲および期間を定めて速やかに行わなければならない。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、本節において「法」という。）第 27 条第 2 項の規定による清潔方法、感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示

(2) 法第 28 条第 2 項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

(3) 法第 29 条第 2 項の規定による物件に係る必要な措置に関する指示

(4) 法第 31 条第 2 項の規定による生活の用に供される水の供給の指示

(5) 予防接種法第 6 条の規定による臨時予防接種に関する命令（市長をして実施させることが適当な場合に限る。）

7 防疫活動に必要な人員資材等の確保

(1) 人員

市長は清潔方法および消毒方法を施行するために必要と認めるときは、医師その他予防上必要な人員を雇用する。

(2) 器材

市が保有している消毒用機器を使用するが、必要に応じて関係機関または民間取扱業者等より借上げまたは購入する。

(3) 車両

市有車両を使用するが、必要に応じて民間車両を借上げる。

(4) 薬剤

市が保有する薬剤を使用する。ただし、不足する場合は薬剤取扱業者より購入する。

8 記録の整備

市は、災害防疫に関し次の書類を県に報告するとともに記録の整備保管をする。

(1) 災害状況報告書

(2) 災害防疫活動状況報告書

- (3) 防疫経費所要額調および関係書類
- (4) 各種防疫措置の指示命令に関する書類
- (5) 防疫作業日誌作業の種類および作業量、作業に従事した者、実施地域および期間、実施後の反省、その他参考事項を記載する。

9 準備体制

次の事項について事前に体制を整える。

- (1) 災害防疫対策連絡協議会の設置
- (2) 防疫資材の整備
- (3) 予防教育および広報活動

第4 家畜防疫

畜舎等施設の被害、家畜の状況および防疫については、県の指導および指示に基づいて行うものであり、市は、調査および報告事項について県家畜保健衛生所長と緊密に連携をとり、被害の軽減に努める。

第25節 廃棄物処理計画

第1 計画の方針

被災地におけるごみの収集およびし尿の取扱処分等清掃業務および災害により生じた廃棄物（災害廃棄物）への対応を適切に実施し、環境衛生の万全を期する。詳細については、「鯖江市災害廃棄物処理計画」に定める。

第2 清掃業務

1 処理体制

- (1) 被災地域のごみの発生状況と、収集運搬体制および処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制をとる。

また、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行う。

なお、廃石綿等は、原則として、一時保管場所への受入れを行わないこととし、やむを得ず、一時保管場所に廃石綿等を受け入れる場合には、適切な梱包・コンクリート固化等を行う。石綿含有廃棄物は、区分して適切に保管する。

- (2) ごみ処理、し尿処理の実施に必要な機材、人員等については、可能な限り市の現有の体制で対応するが、ごみ処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、人員の派遣や処理施設の使用などについて県または近隣市町へ応援要請する。

(3) 処理方法

ア 市はごみの処理は、焼却のほか、必要に応じて埋立て等環境影響上支障のない方法で行う。

イ 施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

ウ 倒壊家屋等の除去作業については、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮する。

エ 解体等する場合は、事前調査を実施し、石綿の使用の有無を確認する。石綿の含有が確認された場合には、作業計画を作成するとともに、県および武生労働基準監督署等と協議を行う。

オ 解体等作業の実施に当たっては、解体作業を行う者の責任において、掲示を分かりやすい場所へ設置し、作業の安全確保と石綿の飛散防止を適切に行う。

カ 市は、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

第3 し尿処理

1 処理体制

- (1) し尿の発生量について、発生箇所、利用人員等を総合的に判断し、適切な処理体制をとる。
- (2) 仮設トイレ、避難施設のくみ取り便所については、貯蓄容量を超えることがないように配慮する。機材、人員が不足する場合は、ごみ処理に準じ応援要請を行う。

2 処理方法

し尿処理の方法は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じ環境衛生に支障のない方法を併用する。

第4 死亡獣畜の処理

死亡獣畜（牛馬、豚、めん羊、山羊が死亡したもの）の処理は、市および獣畜所有者が、保健所の指示、立会いのもとに次の方法で処理する。

- 1 移動できるものは、適当な場所に集めて埋却、焼却等の方法で処理する。
- 2 移動が難しいものについては、その場で個々に処理する。

第5 災害廃棄物の発生への対応

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また市は、災害の種類に応じ、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。さらに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

第 2 6 節 自衛隊災害派遣要請計画

第 1 計画の方針

災害に際して、人命または財産を保護するために自衛隊に対し災害派遣を要請するときの継続、受入等を定める。

第 2 派遣要請の実施

市は、災害が発生し人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能または困難であると認められる場合、または災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がない場合は、県に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

第 3 派遣の内容

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の捜索救助
- 4 除雪・水防活動の支援
- 5 道路又は水路の啓開
- 6 応急医療、救護および防疫
- 7 人員および物資の緊急輸送
- 8 消防活動の支援（空中消火を含む。）
- 9 危険物の保安および除去
- 10 給食および給水
- 11 入浴支援
- 12 救援物資の無償貸与または譲与
- 13 その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

第 4 自衛隊の情報収集

県内において震度 5 弱以上の地震が観測された場合において、自衛隊は、航空機等により被害情報の収集活動を行い、その収集した情報を必要に応じ、県へ伝達する。その際、市は、その情報について、県を通じて入手するよう努める。

第 5 派遣要請の手続き

- 1 市は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、災害派遣要請書を県に提出する。ただし、特に緊急の場合、電話をもって行い、事後速やかに県へ文書を提出する。口頭で要請する場合の連絡事項は次のとおりである。
 - (1) 災害の状況および派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域および活動内容
 - (4) その他参考となるべき事項

2 派遣要請先

機関名	連絡窓口	電話番号
陸上自衛隊第 14 普通科連隊	第 3 科	076-241-2171
陸上自衛隊第 372 施設中隊	本部訓練班	0778-51-4675
海上自衛隊舞鶴地方総監部	防衛部第 3 幕僚室	0773-62-2250
航空自衛隊第 6 航空団	防衛班長	0761-22-2101
自衛隊福井地方協力本部	総務課	0776-23-1910

3 留意事項

市は、県に災害派遣の要請をする場合、特に次の事項に留意する。

- (1) 自衛隊が災害派遣をする場合は自衛隊法第 83 条第 2 項「都道府県知事の要請があり事態やむを得ないと指定部隊の長が認める場合には、部隊を救援のため派遣することができる」に該当する事態であり、単なる災害という理由のみで要請しない。
- (2) 災害応急対策活動および災害予防（災害の発生が目前に迫り、かつ、これが予防のためには部隊等の派遣を待つ以外に方法がないと思われるとき。）のための派遣要請ではあるが、自衛隊が到着する頃には危険が去ったということのないよう的確に情勢判断をする。
- (3) 災害派遣を要請するときは、災害の状況および派遣を申請する理由、派遣を必要とする期間、派遣を希望するその任務、希望する区域および活動等の概数、その他部隊派遣上特に参考となる事項を県に連絡する。

第 6 自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県の要請を待つ時間がないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等が派遣される。

- 1 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合。
- 2 災害に際し、県等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められた場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合。
- 3 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
- 4 その他災害に際し、上記事項に準じ、特に急を要し、県等からの要請を待つ時間がないと認められる場合。
- 5 庁舎、営舎その他防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合。ただし、県の要請前に部隊等を派遣した後、県が派遣要請をした場合、その時点から県の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

第7 派遣部隊の受入れ体制

1 関係機関の相互協力

市は、派遣部隊の移動、現地進入および災害応急措置に係る補償問題等の発生、ならびに必要な現地資材の使用等に関して、県、鯖江警察署、鯖江・丹生消防組合消防本部と緊密に連絡し協力する。

2 作業計画および資材等の準備

市は、自衛隊への作業の要請または依頼にあたっては、他の災害救助隊、復旧機関等と競合、重複しないよう効率的な計画を策定するとともに、災害実態に必要な資材を準備し、かつ諸作業について関係ある管理責任者の了解を得るようにする。

3 派遣部隊との連絡調整

派遣部隊の受入れおよび活動を円滑に行うための連絡調整は県が行う。

4 派遣部隊の受入れ

自衛隊の受入れが決定したときは、下記により速やかに受入れの体制を整備する。

- (1) 自衛隊連絡員室を市役所内に設置し、机、椅子を配備する。
- (2) 宿舎は、屋内宿泊施設（公共施設で隊員一人当たり1畳の基準）をあてるが、その施設が避難施設にあてられているときは、避難者との関係を十分に検討し、派遣部隊の活動を妨げないよう留意する。
- (3) 災害の状況により、野営の必要がある場合は、野営施設を設置する。
- (4) 材料置場、炊事場は野外の適当な広場を確保する。
- (5) 駐車場は、宿泊施設の近くに車両等を考慮して適当な広場を確保する。
- (6) 食糧等の供給の必要がある場合は、第3章第11節「米穀等食糧供給計画」、第12節「衣類、生活必需品その他供給計画」等により調達の手配をする。
- (7) ヘリポートの設置等

ア 被災地の状況、ヘリコプターの機種により異なるが、設置した地点を対象にその都度自衛隊および県と協議して定める。

イ 吹き流し、発煙筒、**(H)**の標示、警戒人員を配備する。

ウ 通信筒投下のとき、+（長さ4m）の標示、発煙筒、白布（30cm×30cmで通信筒を受取ったときの目印し）を準備する。

エ 孤立地区偵察のときの赤旗（急病人が発生しているとき）、青旗（食糧が不足しているとき）を準備する。

第8 派遣部隊の撤収要請

市は、応急対策、復旧対策等の進行状況により、派遣部隊の撤収要請をするときは、派遣部隊の長と協議の上、県に撤収要請を行う。

第9 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは原則として派遣を要請した市が負担する。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

- 1 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料および借上げ料
- 2 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費および入浴料
- 3 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

第２７節 警備計画

第１ 計画の方針

地域住民の安全確保、社会的混乱に乗じて発生する各種犯罪の予防、交通秩序の維持等を図るため、災害警備活動を実施する。

第２ 災害時における警察の任務

大規模な災害が発生または発生のおそれがある場合、鯖江警察署に設置される鯖江警察署災害警備本部が設置され、次の災害警備活動に従事する。また、市に設置される災害対策本部等と連携を行い、住民の生命、身体および財産を保護し、公共の安全と秩序の維持に努める。なお、災害時における警察活動は「福井県警察大規模災害警備計画」の定めるところによる。

- 1 情報の収集および伝達
- 2 被害の実態把握
- 3 被災者の救出救助
- 4 住民の避難誘導
- 5 行方不明者相談への対応および捜索
- 6 遺体の検視または調査および身元確認
- 7 警戒区域等への立入制限
- 8 避難路および緊急交通路確保のための交通規制
- 9 被災地における犯罪の未然防止および検挙
- 10 現場広報
- 11 その他必要な警備活動

第28節 消防応急対策計画

第1 計画の方針

市は、火災防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図る。

なお、鯖江・丹生消防組合消防本部の具体的消防活動は、同組合警防規程に定める。

第2 消防に関する役割分担

1 自主防災組織

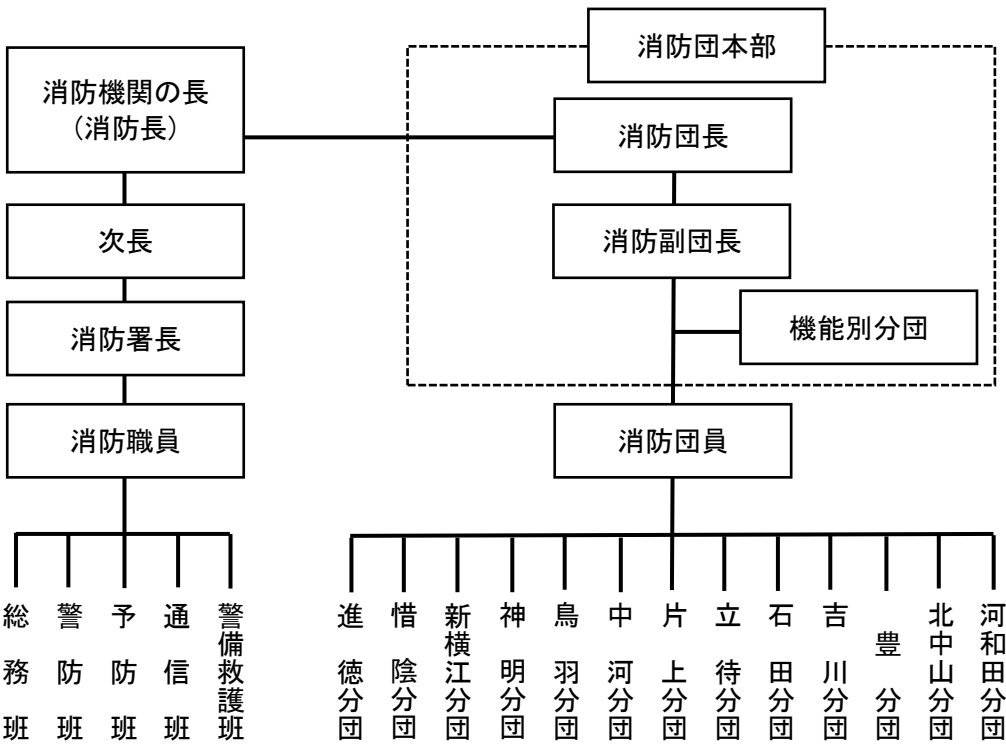
消防機関が到着するまでの間、可能な限りの初期消火活動に努めるとともに、消防団等消防機関が到着した場合には、現地火災情報等の伝達を行う。

2 鯖江・丹生消防組合消防本部

その施設および人員を活用して、国民の生命、身体および財産を火災から保護し、自然災害を防除し、およびこれらの災害被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行う。

第3 組織

[鯖江・丹生消防組合消防本部、消防署、消防団の組織]



第4 火災警戒

1 火災警報の発令および警戒

火災警報が発令されたときは、消防職員および消防団員は、市民の火気取扱いの制限について市内を巡回広報し、取締り警戒して火災の未然防止を図る。

2 異常気象時の火災警戒

火災警戒の種類	内 容
強風時の火災警戒	平均風速 15 m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき 消防職員および消防団員は、火災の予防警戒にあたる。火災発生時には、出動隊を強化し火災の拡大防止に努める。
異常気象時の火災警戒	実効湿度が 65%以下、最小湿度が 30%以下で最大風速が 12m以上 または 12m以上となる見込みのときは、前記強風時の火災警戒に準じて延焼拡大、飛火による大火を防止する。
飛火警戒	強風時または異常気象時には、特に飛火を警戒するため消防力の増強を図り、火災の拡大防止に努める。

3 消防水利の確保

消防水利の良否は、消防活動上、大きく影響するため常時巡回および調査して、使用不能な水利を発見し、修復して消防隊の活動が迅速、有効に行われるようにしなければならない。特に、地震火災による水道の断水、減圧による消火栓使用不能の場合における消防水利については、防火水槽、河川、プール等の水利確保が必要である。

4 火災防ぎょ活動

建物、車両、山林原野、その他の火災の消火に関する活動については、鯖江・丹生消防組合警防規程に基づくものとする。

(1) 非常招集

大規模な火災および災害が発生し、またはその発生が予測される場合は、消防関係者の非常招集を行う。

消防職員および消防団員は非常招集の伝達を受けたときは、速やかに指定された場所に参集し、出動計画に基づき配備につく。

(2) 出動

鯖江・丹生消防組合消防本部は連絡を密にし、火災の多発、続発、飛び火火災を考慮し残留隊を指定し、他は火災現場へ緊急出動する。

残留隊は、自己の受け持ち区域内の火災警戒を実施するとともに出動隊からの要請により直ちに現場へ急行できる体制とする。

第5 特殊火災の鎮圧

火災の種類	鎮圧に向けた動き
延焼による大火災	異常気象時における住宅密集地および大規模建築物の火災発生は、延焼拡大と人命危険を伴うため、全消防職員および消防団員を招集し、必要に応じ近隣市町の応援を要請して、火災の拡大防止に努める。
危険物等の火災	爆発、引火、発火のおそれのある危険物を有する施設、建物または場所の火災発生時には、延焼物およびその貯蔵量を確認し、これに対応した警防計画、装備により活動する。 (1) 燃焼中の危険物に対しては、泡沫消火器、二酸化炭素消火剤、粉末消火剤等の化学消火剤により消火を行う。 (2) まだ燃焼していないタンク等については、周囲に冷却水を多量に注水し安全地帯に移動分離する。 (3) 注水によっては更に爆発、引火の危険がある場合には土砂等で密閉するなど周囲の延焼を防止する。
ガス所有施設の火災	圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の物質を貯蔵しまたは取扱う施設の火災は消火活動に重大な支障を生ずるおそれがあるため、これらの施設について管理者は平常時から巡視警戒し、保全に努める。 なお、災害の状況によっては爆発、中毒の危険を伴うため、付近住民の避難等適切な応急措置を行う。
高層建築物の火災	高層建築物の耐火性能は高いが、高熱、濃煙、有毒ガス等を発生するため、人命被害を伴う大災害を引き起こす危険性があるので、建物の構造、出火場所、周辺の状況等を判断して消防活動に努める。
防火対象物の火災	消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1に規定する防火対象物において火災が発生した場合は、延焼拡大、人命の危険性が大きいいため、鯖江・丹生消防組合警防規程により実施する。

火災の種類	鎮圧に向けた動き
林野火災	林野火災は、交通、水利共に不便な地域の山林原野の火災で、発見、通報連絡が遅延しやすく、延焼範囲が広がって火勢は猛烈に拡大する。 鯖江・丹生消防組合消防本部等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊および消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行う。 また、活動終期は、空中からの熱源探査並びに地上での警戒および残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。 林野火災に対する防ぎょ設備は皆無に等しく、火点に対して包囲体制をとり草木の伐採等を行い、防火帯を設定し、延焼を阻止する。 また、近接したところに家屋、集落があるときは飛び火警戒を厳重に行うほか、緊急避難の措置をとる。 消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底する。

第6 救急・救助

交通事故をはじめとする各種の集団災害事故が発生したときは、本章第9節「救出計画」に基づき人命を救出する。

- 1 救急救助業務については、鯖江・丹生消防組合消防本部および消防署の救急、救助業務の定めによる。
- 2 鯖江・丹生消防組合消防本部の組織の充実を図り、一層強力な救急救助体制の整備推進を図る。
- 3 医療機関との緊密な協力体制を確立するため、平時から災害時の救急医療業務について協議、協定し円滑な運用を行う。
- 4 救急救助施設等の整備については、救急自動車その他の救急用資機材ならびに救助工作車および救助用資機材を計画的に整備し、充実を図るよう努める。
- 5 救急隊員および救助隊員は、その重要な使命により高度な技術と知識が要求されるので、これに対応した教育訓練を実施するよう努める。

第7 応援要請

大災害時の非常事態が発生し、単独または県内の消防機能では適切な防御措置を行うことができないと認められる場合、また、大規模特殊災害でヘリコプターを使用することが極めて有効であると考えられる場合は、次により応援要請する。

1 県内市町に対する応援要請

鯖江・丹生消防組合消防本部は、県内の市町の応援を要請したいときは、「福井県広域消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う。

2 県外市町村に対する応援要請

- (1) 市は、個別に応援協定を締結し、協定に基づき応援を要請した場合は、県に報告する。
- (2) 応援消防機関の円滑な受入れを図るため、応援を受ける市を管轄する消防機関は、連絡系統を設け、次の事項に留意し、受入れ体制を整えておく。

ア 応援消防機関の誘導方法

イ 応援消防機関の部隊数、器材数、指揮者等の確認

3 緊急消防援助隊の出動要請

市は、他の都道府県の消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第44条の規定に基づき次の事項を明らかにして県を通じて、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、緊急消防援助隊の出動を要請した場合は、連絡系統を設け、上記2(2)に掲げる事項に留意し、受入れ体制を整えておく。

- (1) 災害発生日時
- (2) 災害発生場所
- (3) 災害の種別および状況
- (4) 人的および物的被害の状況
- (5) 応援活動を開始する日時
- (6) 必要応援部隊
- (7) 応援部隊の集結場所および到達ルート
- (8) 指揮体制および無線統制体制
- (9) その他必要な事項

4 広域航空消防応援の要請

市は、市が大規模特殊災害発生地の場合、消防組織法第44条の規定に基づき、他の都道府県のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合の手続等は、大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱に定める。

第8 消防機関の職員の応援出動等の措置

鯖江・丹生消防組合消防本部は、消防庁長官や他府県などから消防応援のための必要な措置を求められた場合において、必要があると認められるときは、消防機関の職員の応援出動等の措置をとる。

第9 惨事ストレス対策

救急・救助または消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家派遣の要請を行う。

第 1 1 相互協力

1 警察機関との相互協力

鯖江警察署および鯖江・丹生消防組合消防本部は、放火または失火絶滅の共同目的のため、相互に協力すると共にその他の災害による被害を軽減するためにも協力するものとする。

- (1) 警察通信施設の使用
- (2) 警戒施設の設定
- (3) 警戒区域内への立入制限、禁止、退去

2 特別警戒

火災時には、盗難等の犯罪が発生するおそれがあるため消防団員および防犯隊員は、警察官と連携し、地域住民の協力を得て犯罪予防の措置を行う。

第 2 9 節 航空防災活動計画

第 1 計画の方針

災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

第 2 防災ヘリコプターの応援要請

市長等（消防事務に関する一部事務組合管理者を含む。）の県に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「福井県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、その概要は、次のとおりとする。

1 応援要請の原則

市内で災害が発生した場合において、次のいずれかに該当するとき、市の要請に基づき応援する。

- (1) 災害が、隣接する市町等に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市の消防力をもって、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

2 応援要請の方法

応援要請は、福井県防災航空事務所長に次の事項を明らかにして行う。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所および被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名および連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地および地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目および数量
- (7) その他必要な事項

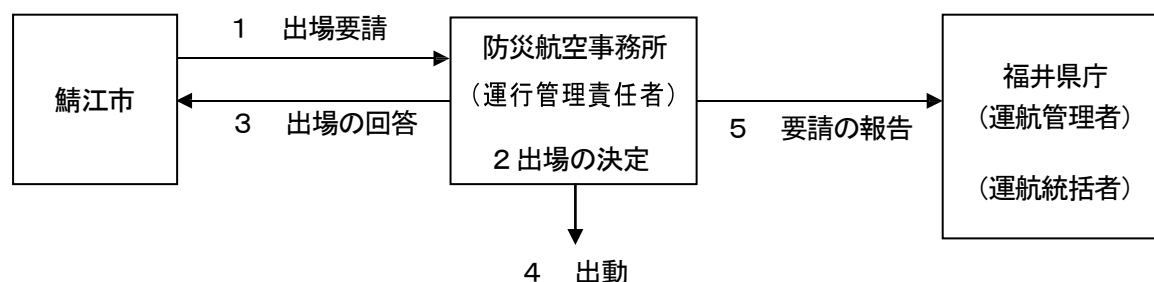
3 緊急時応援要請連絡先および要請フロー

福井県防災航空事務所

T E L 0776-51-6945

F A X 0776-51-6947

緊急運航要請フロー



第3 災害対策用ヘリポートの活用

指定した「福井県防災ヘリコプター場外離着陸場」の中から臨時ヘリポートを開設するとともに、関係機関にその周知徹底を図る。

第30節 電気通信施設、放送施設災害応急対策計画

第1 計画の方針

電気通信施設等に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、当該施設を災害から防除し、一般通信サービスを確保する。

第2 電気通信施設

西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)および楽天モバイル(株)は、災害時に応急作業を迅速かつ的確に実施し、電気通信サービスの確保を図る。

1 応急対策

災害が発生または発生するおそれがある場合は、災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の途絶の解消および重要通信の確保のため、次の措置を行う。

- (1) 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替装置等の実施
- (2) 災害用伝言ダイヤル等の提供
- (3) 非常用伝送装置または非常用衛星通信車装置による伝送路および回線の作成
- (4) 応急ケーブル等による臨時伝送路および臨時回線の作成
- (5) 予備電源、非常用発電装置等による通信電源の確保
- (6) 特設公衆電話の設置
- (7) 携帯電話の貸出し

2 通信利用者に対する広報

災害のため通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは利用者等に広報する。

- (1) 通信途絶または利用制限した理由および現在の状況
- (2) 復旧に対してとられている措置および復旧見込みの時期
- (3) 通信利用者に対する協力要請事項
- (4) 広報の方法は、広報車、窓口、掲示板等の方法により周知を図る。

第3 放送施設

1 放送機等障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組の放送継続に努める。

2 一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

3 災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

4 視聴者対策

(1) 受信設備の復旧

被災受信設備の取扱いについて、告知放送、チラシまたは新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関係団体および関係機関との連携により、受信設備応急修理班を組織し、被災受信設備の復旧を図る。

(2) 情報の周知

避難場所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置、速報板等を設置するとともに、状況により広報車等を利用して視聴者への情報周知を徹底する。

第3 1 節 電気施設、ガス施設災害応急対策計画

第1 計画の方針

電気施設およびガス施設を災害から防護するため、各種施策を行うとともに、災害が発生した場合には、速やかに応急復旧作業により電力およびガスの供給確保に努める。

第2 電気施設

1 実施責任者

北陸電力(株)、北陸電力送配電(株)

2 防護対策

気象情報その他により災害が予想されるときは、警戒体制をとり丹南支社に警戒体制本部を設置して、各種情報の収集、管内状況の把握および広報活動を活発に行い、電気災害の未然防止に努める。

3 実施内容

(1) 災害時における応急工事

電気事業者は、災害が発生した場合、被災施設、設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備および送電・配電線路等に被害があった場合は、応急工事を実施する。なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響をおよぼすことから優先復旧を図る。

(2) 災害時における電気の保安

強風、浸水等により危険と認められる場合は送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を行う。

4 応援協力

(1) 電気事業者は、被害発生に伴い、自社の供給力に不足を生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通を受け、供給力の増強を図る。

(2) 電気事業者は、応急工事が実施困難な場合、他の電気事業者の応援を要請する。電気事業者は、倒木や土砂崩れ等が被災現場までの通行の妨げとなっている場合、道路管理者に障害物の除去などを要請することにより、早期復旧の体制を強化する。

5 広報活動

災害に関し緊急を要する広報は敏速に行うほか、市、鯖江警察署、鯖江・丹生消防組合消防本部などとも密接な連絡をとり協力を求めるものとする。また、二次災害防止を図るため、テレビ・ラジオ・新聞・チラシ・広報車等を利用して広報を行う。

(1) 停電が予想される時

(2) 停電時

(3) 復旧完了における再供給時

第3 ガス施設

1 実施責任者

液化石油ガス事業者

2 実施内容

(1) 液化石油ガス事業者による初動対策

液化石油ガス事業者は災害が発生した場合はその規模により緊急応援体制をとり、また緊急点検マニュアルに基づき病院等公共施設および集団供給設備のような大規模容器置場を有する施設に対し、速やかな施設の巡視点検、容器バルブ閉止などの応急措置を優先的に行う。

点検については常時施錠してある貯蔵設備、病院等公共施設および大規模な容器置場を有する施設を優先して行う。

(2) 災害時における応急工事

災害が発生した場合、被災施設、設備に対する状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、橋梁架管、整圧器および製造設備等に被害があった場合は、速やかに応急工事を実施し、供給不良ないしは不能となった地域への供給再開を行う。

(3) 災害時におけるガスの保安

ガス施設等が火災等により危険な状態となった場合、またはガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合もしくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれ応急措置を行う。

ア ガス製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、安全措置を行う。

イ ガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合は、ガスを遮断する等危険防止に必要な措置を行う。

ウ 防災関係機関へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(4) 容器の回収

液化石油ガス事業者は、消費者の要請または巡視点検により発見した家屋の倒壊等により危険な状態となった液化石油ガス容器を安全な場所へ移動する。

(5) 消費者による初動対策

消費者は災害が発生した直後の二次災害を防止するため、自らが使用している火を消すとともに容器バルブを閉止するほか、要配慮者に対しても、近隣の住民が協力してその措置にあたる。

(6) 応援協力

液化石油ガス事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他のガス事業者の応援を要請する。

(7) 応急復旧

液化石油ガス事業者は巡視点検により安全が確認された施設から順に供給を再開する。

また、改修が必要なものについては、緊急応援体制により事業者相互が連携し、復旧のため

の改修を行う。

3 災害時における広報活動

液化石油ガス事業者は、二次災害防止を図るため、テレビ・ラジオ・新聞・チラシ・広報車等を利用して広報を行う。

- (1) ガスの供給停止が予想される時
- (2) ガス供給停止時
- (3) 復旧完了における再供給時

4 代替施設設備の活用

避難施設等に対するガス供給確保のため、カセットコンロ、L Pガス等の代替施設設備の活用を図る。

第3 2 節 上下水道施設災害応急対策計画

第1 計画の方針

市は災害時において上水道施設および下水道施設の被害拡大防止および安全確保に努めるとともに、速やかに応急復旧を行い、給水および排水機能の維持を図る。

第2 共通事項

市は、災害の発生時において、上下水道の構造等を勘案し、二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から順次速やかに巡視を行い、施設の損傷その他の異状を把握した場合には、上下水道が一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

第3 上水道施設

1 応急措置および復旧

(1) 第1次復旧工事

ア 浄水場等の水道施設に被害が生じた場合には、給水機能の早期回復を図るため、応急復旧を行う。

イ 上水道管理センターにおいては、災害時の停電を考慮し、自家発電設備により制御機器を操作するなど、送配水機能を確保できるよう努めるものとする。

ウ 管路に被害が生じた場合には、漏水の防止および被害拡大の防止を図るため、必要な応急措置を講じる。

エ 導水管、送水管および主要な配水管については、優先的に応急復旧を実施し、特設した応急給水栓等から給水が可能となるまでの復旧工事を当面の目標とする。

(2) 第2次復旧工事

第1次復旧工事により応急給水栓からの給水が可能となった段階以降は、各戸給水の再開を当面の目標として、復旧工事を実施するものとする。

ア 配水管およびその支管の復旧工事が概ね完了した後、医療施設等の緊急性を要する施設を優先し、給水管分岐工事を順次実施する。

イ 給水装置の整備については、被害状況に応じて、次の方法により実施するものとする。

(ア) 既設管を活用する。

(イ) 仮配管から既設管に通水し、これを活用する。

(ウ) 仮配管により各戸へ給水する。

(3) 応急復旧工事

復旧にあたっては、再度の被災の防止を考慮し、耐震性の向上等の観点から必要な改良復旧を行うとともに、耐震化の整備を図るなど、計画的に復旧対策を進める。

ア 改良復旧にあたっては、現行の水道施設整備事業等との整合を図りながら施工する。

イ 災害後の地域復旧計画と連携を保ち、円滑な復旧が図られるよう施工する。

ウ 石綿セメント管および老朽管については、可能な限り更新を行う。

エ 配管状態等に関する図面および台帳の整備については、復旧にあわせて万全を期する。

2 給水車等の活用

市は、医療施設や避難施設等に対する飲料水の確保を図るため、給水車等（水槽付き消防車を含む）を活用し、給水を行う。

第4 下水道施設の応急対策

1 応急復旧計画の策定

管路施設、ポンプ場および処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として復旧計画を策定する。

- (1) 応急復旧の緊急度および工法
- (2) 復旧資材および作業員の確保
- (3) 設計および監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置

2 応急措置および復旧

(1) 管路施設

ア 管路損傷等による路面の障害に対する緊急措置

交通機関の停止、通行人の事故防止等の緊急措置をとった後、関係機関に連絡をとり、応急対策を講じる。

イ マンホール等からの溢水の排除

可搬式ポンプを利用して、雨水管渠、河川または他の下水道管渠あるいは排水路等へ緊急排水する。

ウ 吐き口等における浸水防止

河川等の管理者に連絡をとるとともに、破損箇所での土のう等による浸水防止の措置、可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。

(2) ポンプ場および処理場施設

ア ポンプ設備の機能が停止した場合の措置

損傷および故障箇所は直ちに復旧にかかるとともに、浸水等の場合には緊急排水、浸水防止等の措置を講じる。

イ 停電および断水に対する措置

設備の損傷、故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧に努める。

ウ 自動制御装置の停止に伴う代替措置

現場の手動操作によって運転することとなるため、日頃から非常時に備え、手動操作についても習熟しておく。

エ 危険物の漏洩に対する応急措置

危険物を扱う設備については、災害後、速やかに点検し、漏洩の有無を確認するとともに、漏洩を発見したときには、訓練した方法に従って、速やかに応急措置を講じる。

3 下水の排除制限および仮排水

管渠の損壊等により処理不能となった場合は、住民に対し下水排水の制限を行うほか、下水の滞留に備え、ポンプ・高圧洗浄機等の確保を行う。

4 代替施設設備の活用

避難所等に仮設トイレを設置するなど代替施設設備の活用を図る。

第33節 交通施設災害応急対策計画

第1 計画の方針

交通施設は、災害時において緊急物資の輸送、復旧対策等の円滑な実施に欠かすことのできない重要施設であることに鑑み、関係機関が、定める応急対策計画に基づき迅速な措置を行うための計画である。

第2 鉄道施設

1 西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社管内）の措置

(1) 活動体制

ア 対策本部および現地対策本部の設置

事故発生の場合、支社内に事故対策本部を、事故現場には現地対策本部を設置する。

イ 社員の動員

社員は、緊急時の連絡経路図および非常招集連絡表に従い参集し、旅客の救護、応急復旧作業等の任務を行う。

(2) 災害時の初動措置

ア 旅客に対する広報

乗務員は、輸送指令員からの指示、情報等について必要な事項を旅客に案内するとともに、今後とるべき措置をできるだけ速やかに放送して混乱等の発生を防止する。

現地本部長および駅長は、風水害等の災害の状況を考慮して旅客および公衆の動揺や混乱を招かないようにするため、避難口の状況、社員の誘導に従う指示、落下物についての注意、列車の運行状況、駅周辺および沿線の被害状況等についての周知に努める。

イ 避難誘導

駅長および乗務員は、列車または路線構造物の被害もしくは二次災害の発生危険が大きいと予測したとき、その他沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、速やかに輸送指令または近接の市町と連絡のうえ、旅客を安全な地点に誘導する。

ウ 救護措置

現地本部長および駅長は、被害状況により救護所を開設し、防災関係機関および隣接現業機関、医療機関の救護を求める。

(3) 関係施設の応急復旧

支社と社員および外注業者の協力により、普及は重要度の高い線区から復旧を行い、食糧その他非常緊急に関わるものの輸送を早急に確保するよう努める。

2 福井鉄道株式会社の措置

(1) 活動体制

ア 災害対策本部および現地対策本部の設置

災害発生時には「災害対策実施要綱」の基準に従い、本社内に災害対策本部、現地に現地災害対策本部を設置し、情報収集、連絡広報、応急復旧、代行輸送、救護活動等の災害対策

を統括する。

イ 職員の動員

災害発生時において「事故復旧・救助体制心得」の定めにより、災害の状況に応じた職員体制をとり、必要な要因の非常招集を行う。

(2) 災害時の初動措置

ア 旅客に対する広報

旅客に対する案内広報については、関係駅区との連絡を緊急に行い、災害の状況、代替輸送方法、復旧見込み、その他必要な事項について正確な情報を提供し、混乱の発生を防止する。また、報道機関に情報の提供を行う。

イ 避難誘導

駅および車両に非常口を明示し、旅客に対し異常事態発生時には、鉄道係員の指示に従って行動するよう適宜広報活動を行う。

ウ 救護措置

救護を必要とする事態が発生した場合は、最寄りの医療機関に収容する。

3 関係施設の応急復旧

現地対策本部と密接な連絡をとって、正確な状況把握を行い、災害対策本部において応急復旧の具体的方法、復旧資材の調達、復旧要員の確保等の配備手配を行う。

第 3 4 節 水防計画

第 1 計画の方針

市は、洪水等による水害を警戒し、防ぎよし、被害を軽減し、公共の安全を図る。なお、具体的実施計画は、水防法第 32 条に基づく「鯖江市水防計画」に定める。

第 2 水防の責任

市は、水防法第 4 条に基づき、水防管理団体として指定され、水防協議会を置き、水防計画を定めるほか市の区域における水防を十分に果たさなければならない。

第 3 水防区域

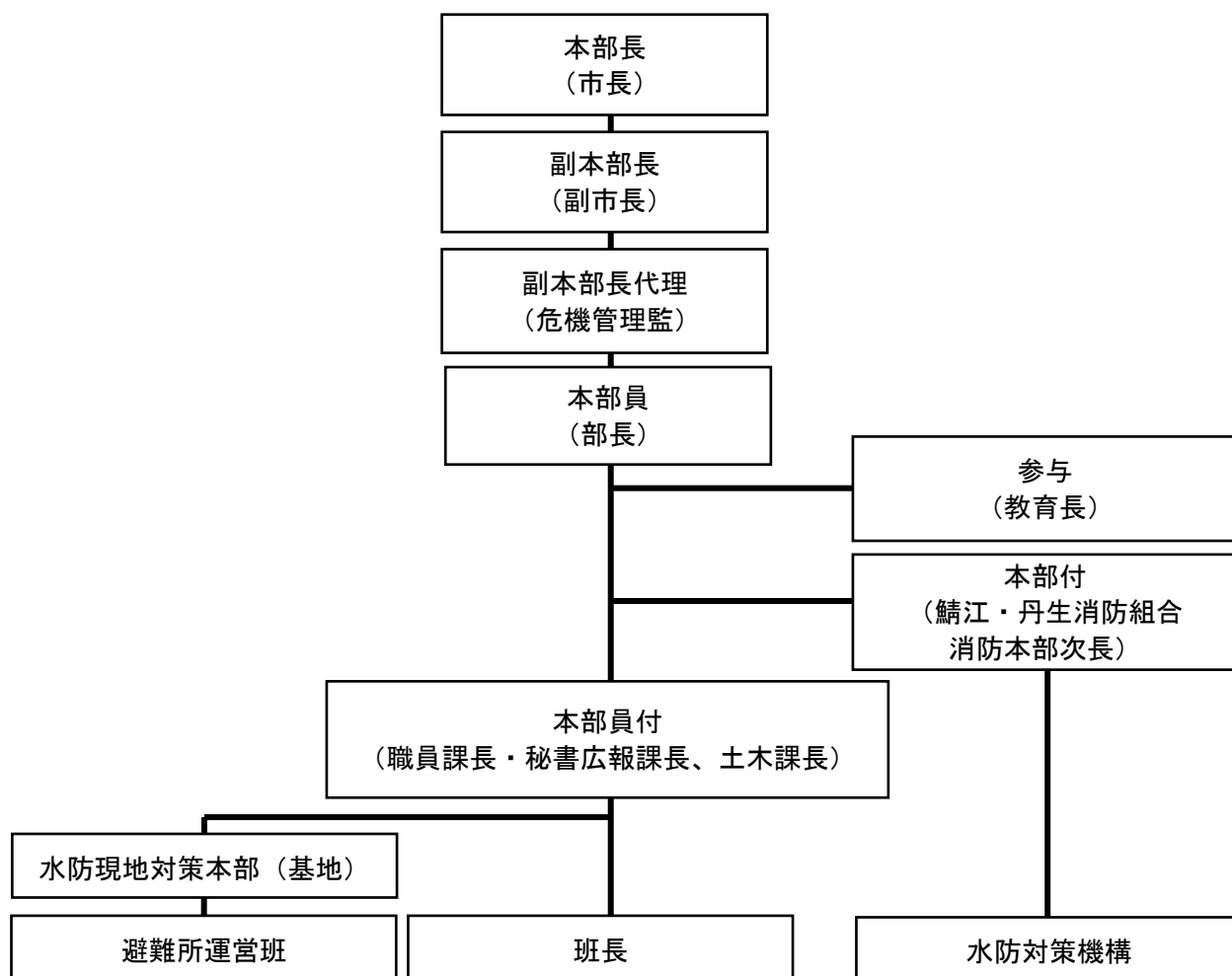
市域内において、特に警戒しなければならない重要水防区域は、第 2 章第 1 節「水害予防計画」による区域であるが、毎年行う河川堤防、水閘門等の点検調査の結果、要注意箇所については十分警戒し、防ぎよししなければならない。また、要修理箇所の対策については、それぞれ次の機関が実施する。

- 1 一級河川のうち国の管理部分については、近畿地方整備局福井河川国道事務所が行う。
- 2 一級河川のうち県の管理部分については、県砂防防災課および丹南土木事務所が行う。
- 3 その他法定外の河川および主要水路については、それぞれの管理者が行う。

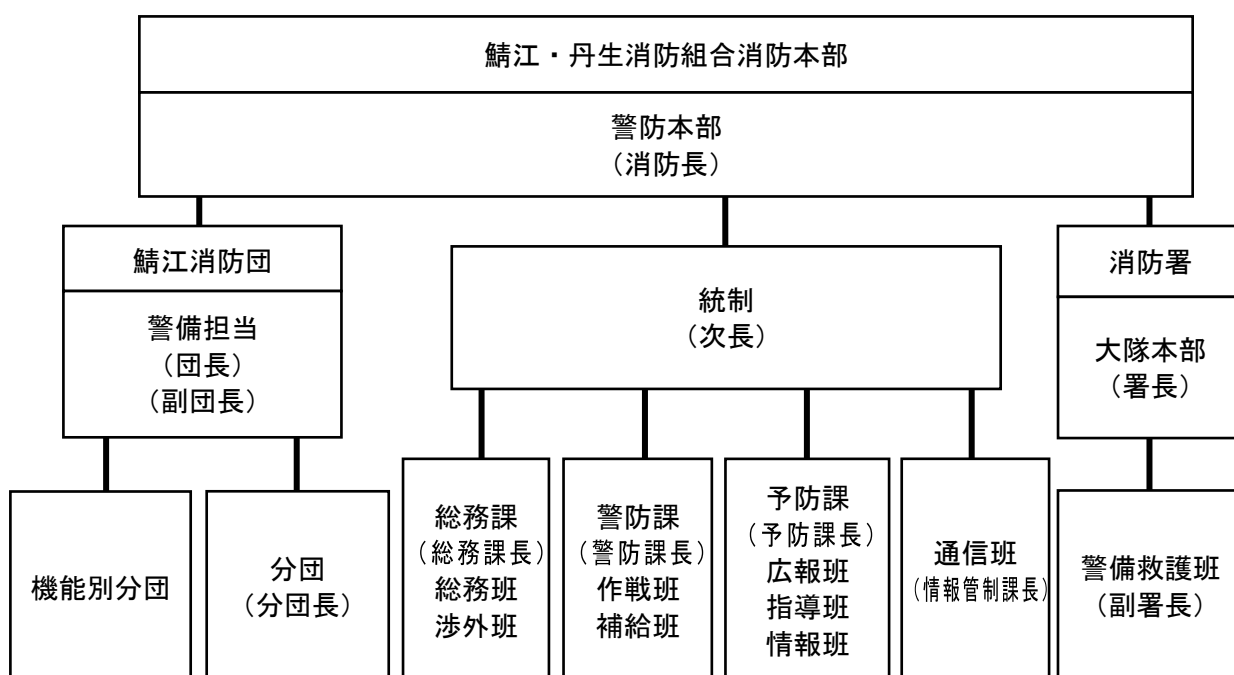
第 4 水防本部の機構

市長は、水防法第 10 条および第 11 条の規定に基づき洪水予報を受けたときから洪水の危険が解消するまでの間、鯖江市に水防対策本部と鯖江・丹生消防組合消防本部で構成する鯖江市水防本部を設け事務を処理する。ただし、鯖江市災害対策本部設置後は、本計画に基づき運営する。

[鯖江市水防本部の機構（鯖江市）]



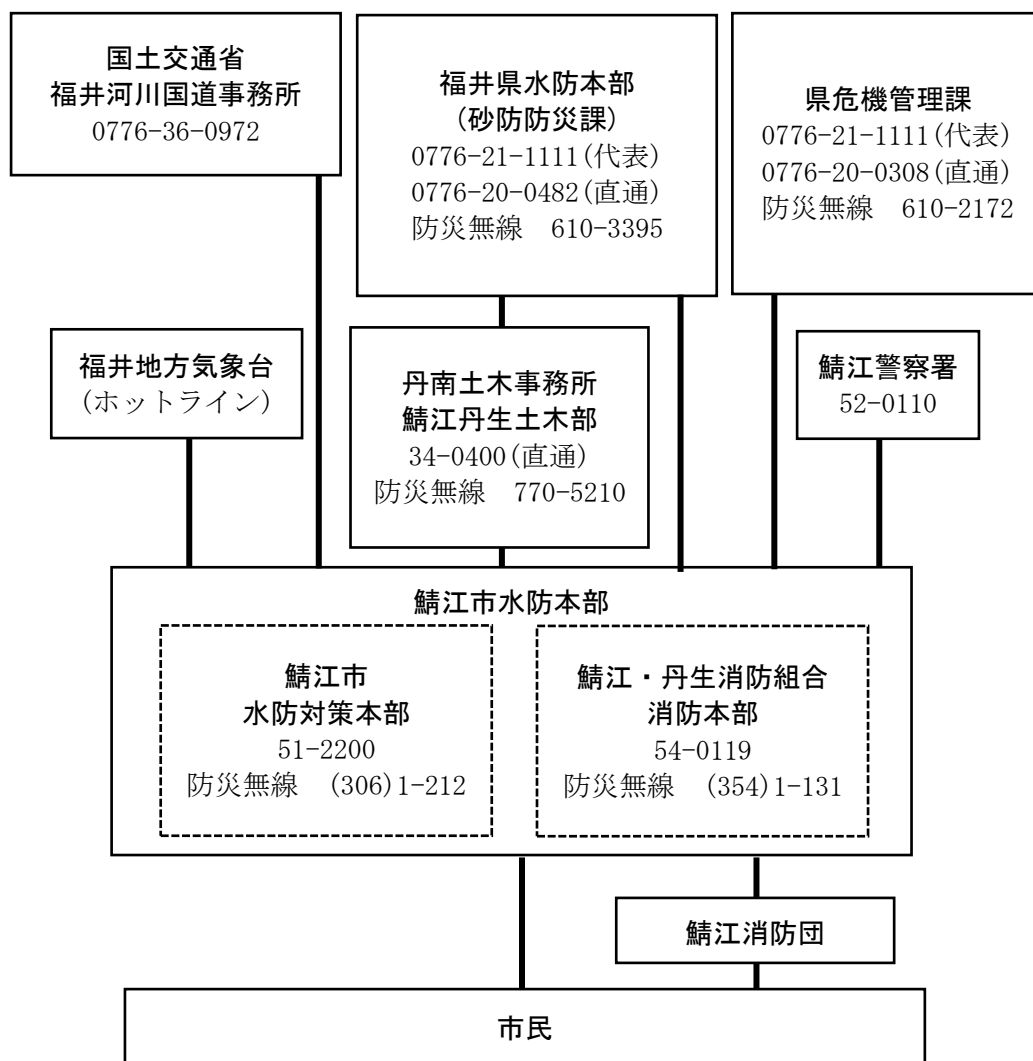
鯖江市水防本部の機構（鯖江・丹生消防組合消防本部）



第5 情報の収集と伝達

水防本部は、水防活動に関する気象、洪水の注意報または警報もしくは県からの水防警報を受けたときは、直ちに水防通信連絡系統により関係者に周知する。

水防通信連絡系統図



第6 水防活動

1 水防体制

市または鯖江・丹生消防組合消防本部は、水防活動が必要と推定される場合または区域内の河川が通報水位に達し、出動が予測される場合ならびに警戒水位に達したときは、鯖江市水防計画に定められた配備基準により水防体制に入る。なお、水防本部を設けずに水防体制に入った場合もこの計画に準じて行う。

また、災害の状況によりこれらの配備体制では対処できないと判断したとき市長は、直ちに水防本部を災害対策本部に切り替える。

2 水防資機材

鯖江・丹生消防組合消防本部は、水防倉庫に、水防に必要な資機材を備蓄しておき、適時点検を行わなければならない。なお、資機材の使用または損傷により不足を生じた場合は、速やかに補充しておく。

第35節 土砂災害応急対策計画

第1 計画の方針

土砂災害は、ひとたび発生すると、多数の人命と財産が瞬時に失われるおそれがあるので、防災関係機関が、災害の発生した場合または発生するおそれがある場合に十分な対策を実施する。

第2 災害原因情報の収集・伝達

市は、第3章第4節「防災気象計画」および同第5節「情報および被害状況報告計画」を活用し、防災関係機関との緊密な連携のもとに災害情報の収集に努めるとともに、土砂災害緊急情報等住民に伝達周知する。

1 現地状況の把握

市は、所管する各危険地域等のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。また広域的な大規模災害が発生した場合は、斜面の危険度を一定の技術水準で判定できる傾斜判定士を活用し、危険状況の把握に努める。

2 住民による状況の把握

自主防災組織等においても、土砂災害が予想される場合には、住宅周辺の斜面等に異常がないか確認に努める。なお、土砂災害の前兆現象を発見した場合、市に連絡するとともに、自主的に安全な場所への避難を呼びかける。

第3 警戒体制の確立

市は、時期を失することなく、基準に基づき速やかに水防本部または災害対策本部を設置する。

第4 避難活動

1 避難の指示

市は、土砂災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その他災害の拡大防止のため必要があると認める時は、速やかに当該危険地域等の住民に対して避難のための立ち退きを指示する。また、市は必要に応じて、警察に関係住民の避難のための立ち退きの指示を要請する。

2 避難指示の解除

避難指示の解除にあたっては、必要に応じて国または県から必要な助言を求めることができる。

第5 救助活動

1 市および鯖江・丹生消防組合消防本部

市および鯖江・丹生消防組合消防本部は、土砂災害による被害の拡大を防止するため、直ちに救助活動を実施する。

2 鯖江警察署

鯖江警察署は、土砂災害が発生した場合に市や関係機関と連携し、死傷者および要救出者の確認とその救出救助に当たるとともに、第二次崩壊の発生等災害の拡大防止に必要な警戒警備、交通規制等の所要な措置をとる。

第 3 6 節 暴風・竜巻等災害応急対策計画

第 1 計画の方針

暴風・竜巻等による被害を最小にとどめるため、災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急対策を実施する。

第 2 災害情報の収集・伝達

市、県および関係機関は、第 3 章第 4 節「防災気象計画」および同第 5 節「情報および被害状況報告計画」を活用し、緊密な連携のもとに災害情報の収集に努めるとともに、住民への周知を図る。

第 3 住民の安全確保

市は住民の安全確保のため、必要に応じて自主避難所を開設する。

第 4 災害応急対策の実施

市、県および防災関係機関は、暴風・竜巻等による災害が発生した場合は、速やかに救出救助活動やガレキ撤去、ビニールシート設置等の災害応急対策を行う。

第 3 7 節 雪害応急対策計画

第 1 計画の方針

市は、積雪時において道路等の除雪を行い、交通、輸送を確保し、民生の安定と産業の活動を維持する。なお、具体的実施計画は、「鯖江市雪害対策要綱」に定める。

第 2 基本方針

雪害対策を能率的かつ効果的に実施するため、関係課の責任体制を確立し、関係機関との連絡調整を図り、市民生活の安全を確保することを目的とする。

- 1 市内道路の除雪体制を確立し、市民の移動手段と道路交通輸送の確保
- 2 市民の除雪に関する協力体制の確立
- 3 対策本部の設置基準の明確と、責任体制を確立
- 4 対策本部に「地区除雪基地」を設置し、雪害対策の一元化を行う
- 5 冬期積雪時におけるコミュニティバスの運行、ごみおよびし尿収集方法を合理化
- 6 積雪量、降雪量および気象条件等の観測体制の整備
- 7 ひとり暮らし高齢者などの要配慮者の住宅の除雪体制を確立

第 3 雪害対策に関する組織等

1 除雪対策本部等の設置

立冬から翌年 3 月 3 1 日まで除雪対策本部を設置する。

なお、雪害対策推進のため、雪害対策に関する配備基準を定め、責任体制を確立する。

対策本部組織は、市長を本部長として各課の所掌事務を連携させ、雪害対策責任体制を確立し、さらに、対策本部の配備基準により体制が円滑に移行できるよう万全の措置を行う。

2 地区除雪基地の設置

雪害対策の一元化を図るため、積雪の状況により市長（本部長）が必要と認めたときは各地区公民館単位に設置する。市職員からなる除雪基地要員を派遣し、当該地区の除雪車輛の配備、指揮等を行い、委託業者が効率的な除雪を行えるよう指導、助言する。

地区除雪基地に「除雪基地対策会議」を設置し、地区の市議会議員、区長、民生委員、婦人会、消防団、駐在所等の代表者および当該地区で特に必要と認めた団体等の代表者で組織し、地区の除雪計画および住民総ぐるみの除雪協力体制について協議する。

3 雪害対策関係行政機関等連絡会

雪害対策の連絡調整を図るために置する。この連絡会は、関係行政機関、私鉄、区長会連合会および建設業の代表者で組織し、雪害対策の計画等について協議し、協力を得る。

第 3 8 節 危険物施設等応急対策計画

第 1 計画の方針

危険物施設等の管理者は、災害の発生により施設に被害が生じた場合、火災、爆発、流出拡散の防止等二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を行う。

また、施設の関係者および周辺住民に対する危害防止を図るため、必要な措置を行う。

第 2 危険物災害対策

- 1 危険物の流出・拡散、火災、爆発等の災害が発生または発生のおそれがある場合、災害の規模・形態、付近の地形、建造物の構造、危険物の種類、気象条件を考慮して、各施設の管理者および関係者等と密接な連絡を図り、関係機関への通報、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、避難の指示および警戒区域の設定、広報および避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- 2 危険物施設の災害による被害を最小限にとどめるため、関係事業所の管理者、危険物保安統轄管理者、危険物保安監督者および危険物取扱者等は災害が発生した場合、当該危険物施設の実態に応じて、次の措置を講じる。

措置	措置の内容
危険物の取扱作業および運搬の緊急停止措置	危険物の流出、爆発等のおそれがある場合に弁の閉鎖または装置の緊急停止措置を行う。
危険物施設の応急点検	危険物施設の現状把握と災害発生危険の有無の確認を図るため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源、近隣の状況の把握等の応急点検を実施する。
危険物施設からの出火および流出の防止措置	危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。
災害発生時の応急措置	危険物により災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、状況に即した初期消火、危険物の流出防止措置を行う。
防災関係機関への通報	災害を発見した場合は、速やかに鯖江・丹生消防組合消防本部、鯖江警察署など防災関係機関に通報し、状況を報告する。
従業員および周辺地域住民に対する人命安全措施	災害発生の事業所は、鯖江・丹生消防組合消防本部、鯖江警察署など防災関係機関と連絡を密にし、従業員および周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

第3 高圧ガス、火薬類および毒物・劇物災害対策

1 火薬類貯蔵施設

火薬類貯蔵施設の災害による被害を最小限にとどめるため、保安責任者は危害予防規定等により次の保安措置を講じる。

- (1) 保安責任者は、災害による二次災害を防止するため、鯖江・丹生消防組合消防本部、鯖江警察署など関係機関と迅速な連絡をとるとともに、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講じる。

ア 施設の安全確認および爆発・火災に対する適切な措置

イ 危険な状態の場合、付近の住民に対し、警告する措置

ウ 火薬類の数量等の確認

エ その他災害の発生防止または、軽減を図るための措置

- (2) 災害の発生の防止または公共の安全の維持を行うため、県の指示のもと必要に応じて保安責任者等に対する火薬類の持出し等緊急措置命令に協力する。

2 高圧ガス施設

高圧ガス施設の災害による被害を最小限にとどめるため、製造者等は危害予防規定により、次の保安措置を講じる。

- (1) 製造者等は、災害による二次災害を防止するため、鯖江・丹生消防組合消防本部、鯖江警察署など防災関係機関との連絡を密にし、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講じる。

ア 製造施設の運転、充てん作業、火気取扱作業、高所作業、荷役作業等の停止等の措置

イ 移動式荷役設備等入出荷設備に関する退避または安全措置

ウ 落下防止、転倒防止等の安全措置

エ その他災害の発生の防止または、軽減を図るための措置

オ 従業者および付近の住民に対し退避するよう警告する措置

- (2) 災害の発生の防止または公共の安全の維持のため、県の指示のもと必要に応じ製造者等に対する操業の一時停止等の緊急措置命令に協力する。

3 毒物・劇物取扱施設

市は、県の指示と指導のもと、毒物・劇物取扱施設が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散漏洩または地下に浸透し、保健衛生上危害が発生、またはそのおそれがあるときは、施設等を管理する者に対し、危害防止のための応急措置を施すよう指示するとともに、鯖江・丹生消防組合消防本部および鯖江警察署と協力し、必要な措置を講じる。

第 3 9 節 その他災害応急対策計画

第 1 計画の方針

市は、大規模な事故等による被害の発生や多数の死傷者、要救出者が発生し、または発生するおそれがある場合、前節までの災害応急対策計画に基づき実施するほか、本計画に定めるところにより応急対策を実施し、被害の拡散防止や環境保全、被害の軽減を図る。

第 2 その他災害応急対策

航空事故、鉄道事故、自動車事故（交通事故）、火災・爆発事故、毒物・劇物事故などの事故により多数の死傷者や要救助者が発生または発生するおそれがある場合、当該事故関係機関および防災関係機関との連携のうえ災害応急対策の万全を図る。

第 3 連絡体制

1 事故発生の通報

- (1) 事故発生の発見者は、ただちに市、鯖江警察署または鯖江・丹生消防組合消防本部に通報する。
- (2) 通報を受けた警察官または消防機関は、直ちに市に通報する。

2 関係機関への連絡

事故が発生した場合、または発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに県に報告のうえ、鯖江警察署および鯖江・丹生消防組合消防本部ならびに防災関係機関に連絡する。

第 4 災害応急対策の実施

1 市の災害応急活動体制

- (1) 県や防災関係機関に対し、迅速に災害応急対策活動がなされるよう要請する。
- (2) 県や防災関係機関への連絡を強化し、各関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。
- (3) 当該災害の状況に応じて災害対策本部等を設置し、関係機関に連絡を行うとともに、状況に応じて職員を現場等に派遣する。
- (4) 災害の状況等に応じて県および関係機関の職員ならびに関係者の派遣を要請する。
- (5) 災害の状況等に応じて「現地対策本部」を設置する。現地対策本部の構成は、市、県、関係機関とし、必要に応じて事故原因者の参加を求める。

2 通信連絡

- (1) 市、県および当該事故関係機関は、初動体制を緊急に確立するため、相互に緊密な情報交換を図る。
- (2) 防災関係機関は、相互に連絡調整を行い、効果的な災害応急対策が実施できるように努める。
- (3) 市は、災害が広域に及ぶ場合は、隣接市町と協力体制をとる。

3 災害応急対策

- (1) 初期消火および延焼防止

- (2) 救急医療・救助活動
 - ア 医師および看護婦の派遣または要請
 - イ 医療資機材および医薬品の確保
 - ウ 負傷者の救出
 - エ 現地における応急救護および負傷者の救急医療施設の確保
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 防災資機材の確保
- (5) 災害応急対策実施の協力を求めるための地域住民への広報活動
 - ア 災害応急対策の概要
 - イ 地域住民に対する避難指示等
- (6) ボランティアの受入れおよび支援

第5 事故処理等

当該事故関係機関は、防災関係機関の協力を得て、事故現場および被害地域における応急復旧を速やかに実施する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧

第1 計画の方針

災害発生時被災した各施設の復旧と併せ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設、または改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画を策定し、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、早期復旧を目標に重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を実施する。

第2 災害復旧事業の種類

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川災害復旧事業
 - (2) 砂防設備災害復旧事業
 - (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - (4) 地すべり防止施設災害復旧事業
 - (5) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - (6) 道路災害復旧事業
 - (7) 下水道災害復旧事業
 - (8) 公園災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 上水道災害復旧事業
- 5 住宅災害復旧事業
- 6 社会福祉施設災害復旧事業
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 8 学校教育施設災害復旧事業
- 9 社会教育施設災害復旧事業
- 10 その他の災害復旧事業

第3 緊急災害査定の促進

市は県との連携のもと、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業が迅速に進むよう努める。

第4 災害復旧資金の確保

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、起債および災害つなぎ短期借入について所要の措置を行うなど、災害復旧事業の早期実施が図られるように努める。

第5 特定大規模災害等における復旧工事の代行の要請

市は、内閣府に緊急災害対策本部が設置される著しく異常かつ激甚な災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた場合に地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要がある場合は、国や県に復旧工事の代行を要請する。

第6 道路復旧等の関係機関との連携

- 1 市は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。
- 2 市は、国道および県道と交通上密接である市道の復旧工事を自ら行えない場合は、県に代行を要請する。

第2節 激甚災害の指定計画

第1 計画の方針

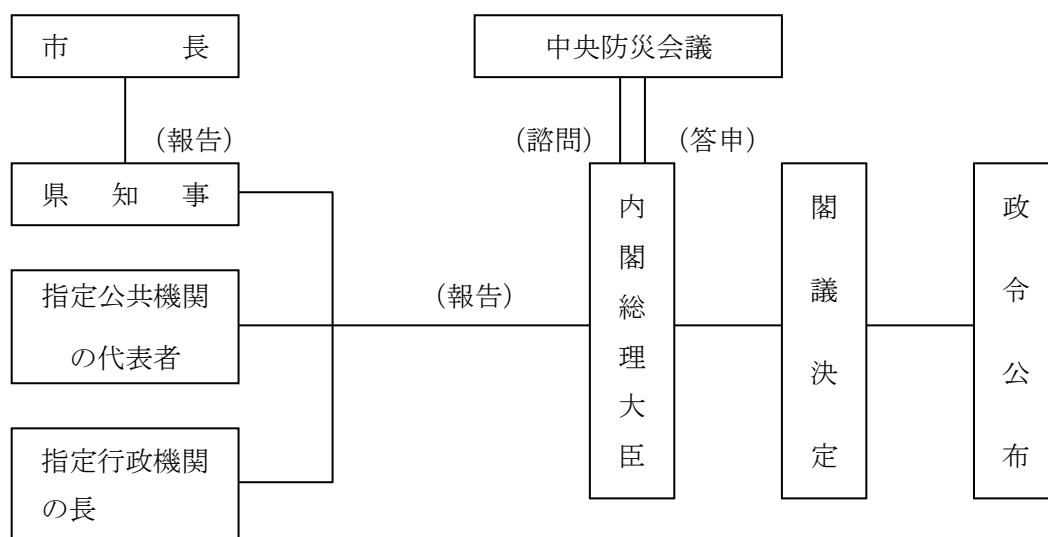
市は、県に対し、大規模な災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を調査して早期に指定が受けられるよう措置し、公共施設の復旧が円滑に行われるよう要望する。

第2 激甚災害に関する調査

- 1 市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害および局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について県の関係各部に必要な調査を行うよう要望する。
- 2 市は、県が行う激甚災害および局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- 3 市は、県の関係各課に、必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう要望する。

第3 激甚災害指定の手続

市長は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、県に対して国の機関と密接な連絡の上、指定の手続きをとるよう要望する。



第4 特別財政援助額の交付手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市は速やかに関係調書等を作成して県各部に提出し、県関係部は激甚法および算定の基礎となる法令に基づき、負担金を受けるための手続その他を実施する。

なお、「激甚災害に対処するため特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」の対象となる事業は、以下のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(1) 公共土木施設の災害復旧事業および災害関連事業

ア 災害復旧事業とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける公共土木施設

の災害復旧事業

イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設または改良に関する事業（道路、砂防を除く）

(2) 公立学校施設の災害復旧事業

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の適用を受ける公立学校施設の災害復旧事業

(3) 公営住宅等の災害復旧事業

公営住宅法第8条第3項の適用を受ける公営住宅または共同施設の建設または補修に関する事業

(4) 社会福祉施設の災害復旧事業

ア 生活保護法第40条（地方公共団体が設置するもの）または41条（社会福祉法人または市町村が設置するもの）の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

イ 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

ウ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホームおよび特別養護老人ホームの災害復旧事業

エ 身体障害者福祉法第28条第1項または第2項の規定により県または市町村が設置した身体障がい者社会参加支援施設の災害復旧事業

オ 障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第79条第1項もしくは第2項または第83条第2項もしくは第3項の規定により県または市町村が設置した障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームまたは障がい福祉サービス（同法第5条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援または同条第15項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業

カ 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

キ 私立社会福祉施設、私立病院、私立幼稚園等の災害復旧事業に対する補助

(5) 感染症指定医療機関等の災害復旧事業および感染症予防事業

ア 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第6条第10項の規定による感染症指定医療機関の災害復旧事業

イ 激甚災害のため法第58条の規定による県の支弁に係る感染症予防事業および法第22条の規定による地域保健法第5条第1項の規定に基づく政令で定める市の支弁に係る感染症予防事業

(6) 堆積土砂および湛水の排除事業

ア 堆積土砂排除事業

(7) 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害の発生に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法施行令第4条に定めた程度にその達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下堆積土砂。）の排除事業で地方公共団体またはその機関が施工するもの

(イ) 公共施設の区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたものまたは市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市長が行う排除事業

イ 湛水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤または溢流により浸水した一団の区域について浸水面積が、引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施工するもの

(7) 私立社会福祉施設、私立病院、私立幼稚園等の災害復旧事業に対する補助

2 農林水産業に関する特別の助成

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業（農地、農業用施設および林道）および災害関連事業（農業用施設および林道）に要する経費の額から、災害復旧事業については農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定措置法」という。）第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを行い措置する。

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧事業について暫定措置法の特例を定め、政令で指定される地域内の施設について補助対象の範囲を拡大する。

(3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) 天災融資法の特例

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合次の2点の特別措置を行う。

ア 天災融資法の対象となる経営資金の貸付け限度額および政令で定める資金として貸付けられる場合の貸付け限度額を引き上げ、政令で定める経営資金については償還期間を延長する。

イ 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合または農業協同組合連合会に対する貸付け限度額を引き上げる。

(5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

(6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

(7) 共同利用小型漁船の建造費の補助

(8) 森林災害復旧事業に対する補助

3 中小企業に関する特別の助成

(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

ア 激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入れに関する保証限度額を別枠として設ける。

イ 災害関係保証の保険についての填補率を引き上げる。

ウ 保険料率を引き下げる。

(2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対し、激甚災害を受ける以前において小規模企業者等設備導入資金助成法によって貸付けおよび貸与した設備の対価について、県は償還期間を延長することができる。

(3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

商工組合中央金庫が激甚災害を受けた者に対して再建資金を貸付ける。

また、株式会社日本政策金融公庫においても低利融資を行う。

(5) 中小企業・小規模事業者等の施設・設備復旧費に対する補助

4 その他の特別の財政援助および助成

(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

(3) 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

(4) 母子および父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例

(5) 水防資材費の補助の特例

(6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

ア 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

イ 産業労働者住宅建設資金融通の特例

(7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等

ア 公共土木施設小災害復旧事業

イ 公立学校施設小災害復旧事業

ウ 農地、農業用施設および林道の小災害復旧事業

(8) 雇用保険法における求職者給付の支給の特例

(9) 避難所における福祉サービス提供事業等に対する補助の特例

第3節 民生安定計画

第1 計画の方針

災害発生後において、被災者等の生活再建を迅速かつ的確に進めるための計画である。

第2 被災者生活再建支援のための措置

1 生活支援総合相談窓口の設置

災害が発生した場合、被害の状況に応じて被災者の健康の確保、税の減免、融資、住宅の確保など生活全般にわたって相談に応じるため、国、県、市および関係機関による総合相談窓口を開設し、被災者からの幅広い相談や問い合わせに対応する。

2 罹災証明書の交付

- (1) 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。
- (2) 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- (3) 市は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、県および他市町に支援の要請を行う。

3 被災者台帳の整備

- (1) 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。
- (2) 市は、県が災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、県に対して被災者に関する情報の提供を要請する。

4 支援制度の周知

市は、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第3 住宅の確保

市は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

1 計画目標

災害用応急仮設住宅から恒久、良質の住宅に切り換えることにより、被災者の住環境の改善を図る。

2 対策

(1) 住宅の供給

市は、損壊公営住宅を速やかに補修するとともに、公営住宅の供給計画を早期に見直し、被災者に対し住宅の供給を図る。

(2) 住宅金融支援機構融資の斡旋

市は、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）が実施する災害復興住宅融資の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該投資が円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査および被害率の認定を早期に実施し、災害復興住宅融資の促進を図る。

第4 義援金および義援物資の受入れ・配分

1 義援金および義援物資の募集

市は、義援金および義援物資の受入れについて、各種広報媒体や報道機関を通じて次の事項を公表し、広く一般への周知を図る。

(1) 義援金

ア 受入れ窓口

振込金融機関（金融機関名、口座番号、口座名等）

イ 義援物資

受入れを希望する物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、逐次改定）

(2) 義援金の受入れ・配分

ア 受入れ

市は、金融機関の協力を得て義援金受入れ窓口を開設し、受け入れる。

義援金のうち、日本赤十字社福井県支部に寄託されたものについては、支部事務局において受け入れる。

イ 配分

市は、必要に応じて日本赤十字社等の義援金収集体と配分委員会を設置するなど、義援金の使用について十分協議の上、迅速な配分に努める。

(3) 義援物資の受入れ・配分

ア 受入れ

市は、速やかに義援物資の受入れ・照会窓口を開設し、受け入れる。物資の集積場所については、輸送、保管に適した場所を選ぶ。

イ 配分

市は、自己調達物資や応援要請物資等との調整を図り、義援物資の目的に沿った迅速かつ効果的な配分を行う。

第5 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）」に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、災害により精神または身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

1 対象となる自然災害

- (1) 市内において住居が 5 世帯以上滅失した災害
- (2) 都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村
- (3) 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害
- (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害

2 災害弔慰金または災害障害見舞金の支給等

市は、鯖江市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を、災害により精神または身体に著しい障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。また、災害弔慰金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

第6 被災者生活再建支援金の支給等

1 被災者生活再建支援金

市は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

(1) 対象となる自然災害

ア 自然災害により、市内で災害救助法施行令第 1 条第 1 号または第 2 号のいずれかに該当する被害が発生した場合

イ 自然災害により、市内で 10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した場合

ウ 自然災害により、県内で 100 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した場合

エ 県内でアまたはイの自然災害が発生した場合で、市内で 5 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した場合

オ 県内においてアまたはイの市町を含みまたはウの都道府県が 2 以上ある場合に、市内において 5 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した場合

カ 人口 5 万人未満の場合において 2 世以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した場合

(注) エ〜カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり

(2) 対象となる被災世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が全壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

オ 住宅が半壊し、相当規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(オは(3)イの加

算支援金のみ)

(3) 支給限度額

次のアおよびイの合計額を支給する。

(注) 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額を支給する。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2)のアに該当	解体 (2)のイに該当	長期避難 (2)のウに該当	大規模半壊 (2)のエに該当	半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額 〔全壊 解体 長期避難 大規模半壊〕	200万円	100万円	50万円
支給額 〔中規模半壊〕	100万円	50万円	25万円

(注) 被害程度が全壊、解体、長期避難、大規模半壊のいずれかで、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入または補修する場合は、合計で200万円（中規模半壊の場合は100万円）または100万円（中規模半壊の場合は50万円）を支給限度額とする。

2 被災者生活再建支援金にかかる体制の整備等

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認および県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

第7 個人資産の共済制度等に対する検討

全国的な基金による被災者に対する救済措置や新たな保険制度、共済制度等について、被災者の救済の理念、仕組み等について調査・研究する。

第8 郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じて郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策を実施する。

1 被災者に対する郵便はがき等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局等において、被災世帯に対し、通常はがきおよび郵便書簡を無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便はがき等寄附金の配分

災害時において、被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用にあてるため、当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉はがき等寄附金を配分する。

第9 暴力団排除活動

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第4節 経済秩序安定計画

第1 計画の方針

災害により被害を受けた市民が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する租税の徴収猶予および減免、資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

第2 金融措置

1 租税の徴収猶予および減免

市は、被災者に対する市税の徴収猶予および減免等納税緩和措置に関する計画を樹立しておく。

2 融資の種類

融資の種類	融資の内容
災害援護資金の貸付	災害救助法適用時に実施する。 市は条例に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害援護資金の貸付けを行う。
生活福祉資金の貸付	災害救助法が適用されない小規模な場合に実施する。 福井県社会福祉協議会は、小規模の災害により被害を受けた低所得世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、生活福祉資金を貸し付け必要な援助指導を行う。
母子父子寡婦福祉資金の貸付	災害救助法が適用されない小規模な場合に実施する。 県が、小規模の災害により被害を受けたひとり親家庭および寡婦に対しその経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、被災した家屋を増築、拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付けを行う。
中小企業向け緊急融資	県が、重大な災害が発生した場合において、災害により被害または影響を受け経営の安定に支障を生じている中小企業の金融の円滑を図るため、既存制度融資の条件緩和または緊急融資の実施について、適宜、必要な措置を行う。

融資の種類	融資の内容		
農林関係融資	農業関係の融資は以下のとおりである。		
	農業関係	被害農家の経営	天災資金 農林漁業セーフティネット資金 農業経営支援資金 農業緊急資金
		農地等の災害復旧	農業基盤整備資金
		施設関係の災害復旧	農林漁業施設資金
	林業関係	被害林業者の経営	天災資金 農林漁業セーフティネット資金
		施設関係の災害復旧	林業基盤整備資金 農林漁業施設資金

第3 流通機能回復

市および県は、流通機能の回復を図り、被災者の経済的生活の安定確保と経済の復興を促進する。

1 商品の確保

- (1) 市および県は、生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不定量については国、他府県、企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させる。
- (2) 鉄道、道路等管理者は、速やかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

2 情報の提供

市および県は、生活必需品その他の商品の価格、需給状況の動向、販売場所等の必要な情報を提供し、消費者の利益を図るよう努め、民生の安定を図る。

第5節 復興計画

第1 計画の方針

被災地の再建を目指し、復旧・復興を行うための計画である。

第2 改良復旧

- 1 市、県および関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- 2 市、県および関係機関は、被災施設の復旧について、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- 3 市、県および関係機関は、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示する。

第3 復興計画の作成

- 1 大災害により、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、市は事業を円滑かつ迅速に実施するための復興計画を策定し、関係機関と調整しながら、計画的に復興を進める。
- 2 市および県は、復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに要配慮者や女性等を含む住民のコンセンサスを得るよう努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、安全で快適な市街地の形成と都市機能の充実を図る。

第4 復興計画策定体制の確立

1 復興都市計画原案の策定

(1) 都市計画区域内の復興都市計画

都市計画区域内においては、「防災都市づくり計画」を踏まえた「市町村の都市計画に関する基本方針」を復興都市計画原案として位置付ける。

(2) 都市計画区域外の復興都市計画

都市計画区域外においては、「防災都市づくり計画」の策定を推進し、当該計画を復興都市計画原案として位置付ける。

(3) 各種データの整備保全

復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。

ア 各種データの総合的保全（地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等情報および測量図面、情報図面等データの整備保存ならびにバックアップ体制の整備）

イ 不動産登記の保全等

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

2 審議会・協力体制の整備

(1) 復興都市計画原案等の事前審議制度の創設

復興都市計画の円滑で迅速な審議を行なうため、復興計画の原案として位置付けられる「市町村の都市計画に関する基本方針」等の事前審議制度を創設する。

(2) 復興計画策定連絡協議会の設置

復興都市計画と公共土木施設整備計画の整合を図るため、「復興計画策定連絡協議会」を設置し、事前審議の円滑な運営体制と被災後の迅速な復興計画策定体制を確立する。

第5 大規模災害からの復興に関する法律の活用

1 復興計画

市は、必要に応じ、「大規模災害からの復興に関する法律（令和2年法律第41号）」を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

2 特例措置

市は、特定大規模災害等を受け必要と認めるときは、国土交通省および県に対し円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等について、代行を要請する。

3 職員の派遣

(1) 市は災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

(2) 市は、必要な場合、「鯖江市受援計画」に基づき、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

(3) 市は、派遣された職員と人的支援ニーズを共有し、必要な応援が迅速に行われるよう努める。

鯖江市地域防災計画

[震災対策編]

目 次

第1章 総則

第1節	策定方針.....	1
第2節	防災関係機関の事務または業務の大綱.....	3
第3節	市の概況.....	12
第4節	地震被害想定.....	13

第2章 災害予防計画

第1節	防災知識普及計画.....	15
第2節	自主防災組織育成計画.....	18
第3節	ボランティア活動支援計画.....	21
第4節	避難対策計画.....	22
第5節	防災訓練計画.....	27
第6節	要配慮者震災予防計画.....	29
第7節	医療救護予防計画.....	36
第8節	地震に強いまちづくり計画.....	37
第9節	火災予防計画.....	39
第10節	土砂災害防止計画.....	40
第11節	浸水予防計画.....	42
第12節	建築物災害予防計画.....	43
第13節	交通施設災害予防計画.....	44
第14節	通信および放送施設災害予防計画.....	46
第15節	電力施設災害予防計画.....	48
第16節	ガス施設災害予防計画.....	50
第17節	上水道・下水道施設災害予防計画.....	51
第18節	危険物施設等災害予防計画.....	53
第19節	積雪時の地震災害予防計画.....	54
第20節	広域的相互応援体制整備計画.....	56
第21節	交通輸送体系整備計画.....	57
第22節	緊急事態管理体制整備計画.....	58

第3章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制計画.....	63
第2節	広域的応援対応計画.....	68
第3節	自衛隊災害派遣要請計画.....	71

第4節	ボランティア受入れ計画	75
第5節	地震に関する情報等の伝達計画	78
第6節	災害情報収集伝達計画	82
第7節	通信運用計画	86
第8節	広報計画	88
第9節	避難計画	92
第10節	被災者の救出計画	100
第11節	要配慮者応急対策計画	102
第12節	医療救護計画	104
第13節	消防応急対策計画	108
第14節	航空防災活動計画	111
第15節	土砂災害応急対策計画	113
第16節	水防活動計画	114
第17節	災害警備計画	115
第18節	飲料水、食料品、生活必需品等の供給計画	119
第19節	緊急輸送計画	127
第20節	交通施設応急対策計画	131
第21節	電力施設応急対策計画	136
第22節	ガス施設応急対策計画	138
第23節	通信および放送施設応急対策計画	140
第24節	上水道・下水道施設応急対策計画	142
第25節	危険物施設等応急対策計画	145
第26節	住宅応急対策計画	147
第27節	廃棄物処理計画	151
第28節	防疫、食品衛生計画	154
第29節	遺体の搜索、処理、埋葬計画	159
第30節	文教対策計画	161
第31節	災害救助法の適用計画	165

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設の災害復旧計画	172
第2節	激甚災害の指定計画	174
第3節	民生安定計画	178
第4節	経済秩序安定計画	183
第5節	復興計画	185

第 1 章 総 則

第 1 節 策定方針

第 1 防災計画の目的

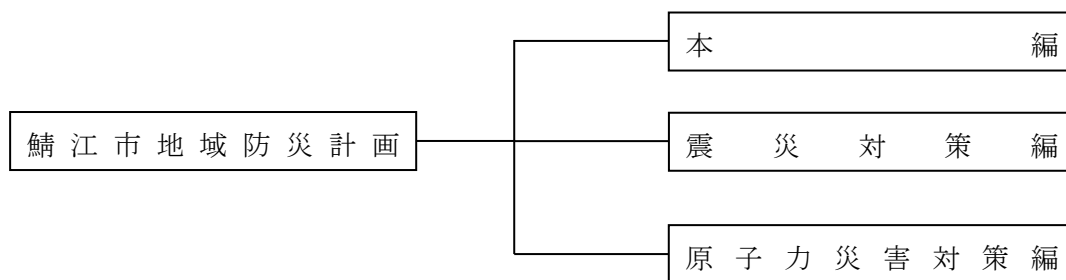
鯖江市地域防災計画は、市民の生命と財産を災害から守るため災対法（昭和 36 年法律第 223 号（以下、「災対法」という。）第 42 条の規定に基づき、鯖江市の地域に係る災害対策について、災害予防、災害応急対策および災害復旧・復興に関する事項を定め、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関等が防災活動を総合的・計画的に実施することにより防災の万全を期するとともに社会秩序の維持および公共の福祉に資することを目的とする。

第 2 防災計画の基本

1 地域防災計画の概要

鯖江市地域防災計画は本編、震災対策編および原子力災害対策編からなる。

[地域防災計画の関係図]



2 計画の構成

この計画は、地域内において過去に発生した災害の状況およびこれに要した諸対策を基礎資料とし、次の事項について定めたものである。

(1) 総則

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱

(2) 災害予防計画

災害発生未然防止と被害の軽減を図るための処置、防災訓練および一般住民への防災知識普及についての計画

(3) 災害応急対策計画

災害が発生した場合に災害の発生を防ぎよし、または災害の拡大を防止するための処置についての計画

(4) 災害復旧・復興計画

災害の復旧にあたっての各種援護措置および公共施設復旧の計画

第3 防災計画の周知徹底

この計画は、防災関係機関に対して周知徹底するとともに、市民に対しては必要と認められるものについて周知を図る。

また、各防災関係機関はこの計画の趣旨に則り、防災に対する教育訓練等を実施しこの計画の習熟に努め、万全を図る。

第4 計画の効果的な推進

1 減災の考え方に基づいた展開

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動を行う市民運動の展開に努める。

2 要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立

市は、男女双方や、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立に努める。

第5 計画の修正

この計画は、災対法第42条に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。各防災関係機関は、当該事項について修正を必要とする場合は、鯖江市防災会議に提出する。

第2節 防災関係機関の事務または業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関等が処理すべき事務または業務は、概ね次のとおりとする。

第1 鯖江市

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
1 鯖 江 市	1 鯖江市防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備 3 防災上必要な教育および訓練 4 防災思想の普及 5 災害に関する被害の調査、報告と情報の収集 6 災害の予防と拡大防止 7 救難、救助、防疫等被害者の救護 8 災害応急対策および災害復旧資材の確保 9 災害対策要員の動員、借上 10 災害時における交通、輸送の確保 11 災害時における文教対策 12 被災施設の復旧 13 被災市営施設の応急対策 14 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整 15 義援金、義援物資の受入れおよび配分
2 鯖江・丹生消防組合 消防本部 (消防署・消防団)	1 災害の予防、警戒、鎮圧および住民の生命、身体および財産の保護 2 風水火災、地震等の災害による被害の軽減
3 鯖江広域衛生施設組合	1 災害時におけるごみおよびし尿等の処理

第2 福井県

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
1 福 井 県	1 福井県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備 3 防災上必要な教育および訓練 4 防災思想の普及 5 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 6 災害の予防と拡大防止 7 救難、救助、防疫等被災者の救護 8 災害応急対策および災害復旧資材の確保と物価の安定 9 災害時における交通、輸送の確保 10 災害時における文教対策 11 災害時における公安警備 12 被災産業に対する融資等の対策 13 被災施設の復旧 14 被災県営施設の応急対策 15 災害に関する行政機関、公共機関、市町相互間の連絡調整 16 市町が処理する事務、業務の指導、指示、斡旋 17 義援金、義援物資の受入れおよび配分
2 丹南健康福祉センター	1 災害時における防疫、救護等の実施 2 災害時における公衆衛生の向上、増進
3 丹南土木事務所 鯖江・丹生土木部	1 道路、河川、砂防および防災施設の維持管理 2 被災施設の復旧
4 鯖江警察署	1 災害情報収集 2 周辺住民および一時滞在者への情報伝達 3 避難誘導 4 避難路、緊急交通路の確保等交通規制 5 救出救助 6 緊急輸送の支援 7 行方不明者の搜索 8 検視および身元確認 9 犯罪の予防および社会秩序の維持 10 広報活動

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
5 丹南農林総合事務所	1 農地、農業施設の防災指導 2 農地、農業施設の災害応急対策の指導 3 農作物の災害応急対策の指導 4 治山、林道整備 5 林産物の防災指導
6 広野・榊谷ダム 統合管理事務所	1 洪水調節 2 放流に関する通報
7 福井県税事務所	1 災害時における県税の特別処置

第3 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
1 中部管区警察局 (福井県情報通信部)	1 管区内各県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集および連絡 5 警察通信の運用
2 北陸財務局 (福井財務事務所)	1 公共土木施設等の災害復旧事業費査定の立会 2 地方公共団体に対する災害復旧事業債および地方短期資金（災害つなぎ資金）の貸付 3 災害時における金融機関の緊急措置の指示 4 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 5 避難場所等として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舍）の情報収集および情報提供
3 北陸農政局 (福井県拠点)	1 国営農業用施設等の整備と防災管理 2 国営農業用施設の災害復旧 3 農地および施設の災害対策に関する県および国との連絡調整 4 農地および農業施設の緊急査定 5 災害時における米穀および応急食料等の確保と引渡に関する県および本省との連絡調整
4 近畿中国森林管理局 (福井森林管理署)	1 国有保安林、治山施設等の整備 2 国有林における予防治山施設による災害予防 3 国有林における荒廃地の復旧 4 災害対策用復旧用材の供給 5 林野火災の予防
5 中部運輸局 (福井運輸支局)	1 災害時における自動車運送事業者に対する運送協力要請 2 災害時における自動車の調達および被災者、災害必需物資などの運送調整 3 災害による不通区間におけるう回輸送、代替運送等の指導 4 所轄する交通施設および設備の整備についての指導 5 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 6 特に必要があると認める場合の輸送命令

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
6 東京管区気象台 (福井地方気象台)	1 気象、地象、水象の観測およびその成果の収集、発表を行う。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報および警報・注意報、台風、大雨および竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。 3 災害の発生が予想されるときや災害発生時において、市または県に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。 4 市または県、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
7 北陸総合通信局	1 電波の監理および有線電気通信の確保 2 災害時における非常通信の確保
8 福井労働局 (武生労働基準監督署)	1 事業場における災害防止の監督指導 2 事業場における発生災害の原因調査と事故対策の指導
9 福井労働局 (武生公共職業安定所)	1 災害時における一般労働者の供給
10 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所)	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 直轄公共土木施設の災害の発生防ぎよと拡大防止 3 国管理河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 4 直轄公共土木施設の災害復旧 5 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) 等による緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施

第4 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
自 衛 隊	1 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣

第5 指定公共機関および指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
1 電気通信関係機関 ・西日本電信電話(株) (福井支店) ・(株)NTTドコモ ・KDDI(株) ・ソフトバンク(株) ・楽天モバイル(株)	1 電気通信施設の整備および防災管理 2 災害時における優先通信の確保 3 被災通信施設の復旧
2 日本赤十字社 (福井県支部)	1 災害時における被災者の医療救護 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3 義援金の受付 4 支部備蓄の救援物資の配分 5 災害時の血液製剤の供給
3 北陸電力(株) 北陸電力送配電(株)	1 施設の整備と防災管理 2 災害時における電力供給の確保 3 災害対策の実施と被災施設の復旧
4 鉄道軌道機関 ・西日本旅客鉄道(株)金沢支社 ・福井鉄道(株) ・(株)ハピラインふくい	1 施設等の整備および安全輸送の確保 2 災害時における輸送の確保 3 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 4 被災施設の復旧
5 日本通運(株) (北陸支店福井物流課)	1 安全輸送の確保 2 災害対策用物資等の輸送 3 転落車両の救出等
6 中日本高速道路(株) 金沢支社 (福井保全・サービスセンター)	1 道路および防災施設の維持管理 2 被害施設の復旧 3 交通安全の確保
7 日本郵便(株)北陸支社 (鯖江郵便局)	1 災害時における郵便業務の確保 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策 3 災害時における郵便局の窓口業務の維持

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
8 日本銀行（福井事務所）	1 災害時における現地金融機関の指導 2 災害時における金融機関による金融上の措置の実施 3 災害時における損傷通貨の引き換え
9 土地改良区	1 土地改良事業によって造成された施設の維持管理 2 災害復旧事業、湛水防除事業、各種防災事業の調査および測量設計業務
10 報道機関 ・日本放送協会（福井放送局） ・福井放送(株) ・福井テレビジョン放送(株) ・福井エフエム放送(株) ・(株)福井新聞社 ・(株)日刊県民福井	1 市民への防災知識の普及および予警報等の迅速な周知 2 市民に対する災害応急対策等の周知 3 社会事業団等による義援金品の募集、配分等の協力
11 福井県医師会	1 災害時における医療救護活動の実施

第6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
1 福井県農業協同組合	1 市が行う被害状況調査および応急対策の協力 2 農作物の災害応急対策の指導 3 被災農家に対する融資、斡旋 4 農業生産資材および農家生活資材の確保、斡旋 5 農作物の需給調整
2 南越森林組合	1 市が行う被害状況調査その他応急対策の協力 2 被災組合員に対する融資またはその斡旋
3 鯖江商工会議所	1 商工業者に対する融資斡旋実施 2 災害時における中央資金源の導入 3 物価安定についての協力 4 救助用物資、復旧資材の確保、協力、斡旋
4 医療機関	1 避難施設の整備と避難訓練の実施 2 災害時における病人等の収容および保護 3 災害時における負傷者等の医療、助産救助
5 社会福祉施設	1 避難施設の整備と避難訓練の実施 2 災害時における収容者の保護 3 指定福祉避難所指定への協力
6 鯖江市社会福祉協議会	1 要配慮者の収容 2 災害ボランティアセンターの運営 3 義援金の受付
7 こしの都ネットワーク(株)	1 市民への防災知識の普及および予警報等の迅速な周知 2 市民に対する災害応急対策等の周知 3 社会事業団等による義援金品の募集、配分等の協力
8 福井県国際交流協会	1 外国人の対応 2 多言語支援センターの設置
9 金融機関	1 被災事業者等に対する資金の融資
10 公共的輸送機関 ・福井県トラック協会丹南支部	1 安全輸送の確保 2 災害対策用物資等の輸送
11 危険物関係施設の管理者	1 危険物施設の防護施設の設置 2 安全管理の徹底

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
12 保育園、幼稚園、 小学校、中学校、高校	1 避難施設の整備および避難訓練の実施 2 被災時における応急教育対策計画の確立と実施
13 自主防災組織	1 町内における防災啓蒙活動の実施 2 自主防災組織等の充実・強化と訓練の実施 3 災害時における避難誘導と市の応急対策等の協力 4 救難、救助等被災者の救護

第7 防災関係機関の協力事項

1 各関係機関は、次の事項について相互に通報、連絡または報告するよう努める。

- (1) 気象に関する情報
- (2) 災害に関する情報
- (3) 住民からの通報のうち防災に関するもの
- (4) 住民への高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
- (5) 住民の生命および財産に関する被害状況
- (6) 各機関の職員の出勤状況
- (7) 住民に対する広報活動

2 各機関は、防災上特に必要があるときは、次の事項にそれぞれ協力する。

- (1) 職員の派遣
- (2) 車両等資機材の貸与または提供
- (3) 各種資料の提供
- (4) その他必要なもの

第8 各機関の連携

災害対策の実施にあたっては、市、県、国、他の市町、指定地方公共機関および指定公共機関はそれぞれの機能を果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接に連携を図る。

第3節 市の概況

第1 自然的条件

鯖江市は、福井県嶺北地方のほぼ中央にあって、北は福井市、南は越前市と隣接している。東西約 19.2 km、南北約 8.3 kmにわたり面積は 84.59km² である。市のやや西部を日野川が南北に流れ、東方に河和田川が鞍谷川と合流し、浅水川に流れている。東方は三方が山地に囲まれ盆地状の平地となっているが、他はほとんど平坦部に属し越前平野の一部をなしている。

第2 社会的条件

1 人口

本市が市制を施行した昭和 30 年の人口は 4 万人をわずかに超えるものであったが、その後順調な伸びをみせ、昭和 60 年には 6 万人を突破し、平成 31 年にピークを迎えたが、その後若干の減少傾向に転じ、令和 2 年においては 68,302 人となっている。

2 産業人口

本市産業人口を産業別従業者数構成でみると、令和 2 年 10 月実施の国勢調査結果において、第 1 次産業 1.5%、第 2 次産業 40.1%、第 3 次産業 58.3%となっている。

第4節 地震被害想定

第1 地震想定の考え方

被害想定については、県が設定した市町ごとの予測値を採用する。

県では、平成7・8年度に福井地震および敦賀市付近を震源とする地震を想定し、地震被害予測調査を実施した。

その後、国の地震調査研究推進本部が平成21年7月に全国の主要活断層の評価を公表した。公表された活断層のうち、県内および周辺地域の直下で発生し、嶺北地域と嶺南地域にそれぞれ最も大きな影響を与える地震の原因となる断層を想定し、平成22・23年度にあらためて地震被害予測調査を実施した。

第2 平成7・8年度地震被害予測調査に基づく被害想定

1 想定断層

- (1) 福井地震（1948年M=7.1／断層長さ約26km）：嶺北地域に影響
- (2) 敦賀断層地震（想定M=7.2／断層長さ約25km）：嶺南地域に影響

2 震度分布

- (1) 福井地震の最大震度は7で、福井市、坂井市、あわら市に分布。
- (2) 敦賀断層地震の最大震度は7で、敦賀市に集中。

3 被害の概要（出典：福井県地震被害予測調査結果 平成8年5月）

想定地震		福井地震			敦賀断層		
震度分布		5～6			4～5		
液状化危険度分布		日野川流域において可能性が高い。 そのうち、一部地域で極めて高い。			市東部の一部地域で可能性が高い。		
建築物被害	構造種別	木造	RC造	S造	木造	RC造	S造
	現況（棟）	26,936	999	6,631	26,936	999	6,631
	大破数（棟）	9,972	76	782	716	4	77
	大破率（％）	37.0	7.6	11.8	2.7	0.4	1.2
	中破数（棟）	6,019	55	598	5,338	2	68
	中破率（％）	22.3	5.5	9.0	19.8	0.2	1.0
	中破以上数（棟）	15,991	131	1,380	6,054	6	145
	中破以上率（％）	59.4	13.1	20.8	22.5	0.6	2.2
季節・時刻の条件		冬（17～18時）		春秋（15～16時）	冬（17～18時）		春秋（15～16時）
火災被害	延焼出火点数	134		48	1		0
	焼失率（％）	5.8		4.4	0.0		0.0
	焼失棟数	1,567		1,190	1		0
人的被害	死者（人）	445		410	2		2
	負傷者（人）	2,711		2,571	78		78
	罹災者（人）	18,271		17,760	314		314
	避難者（人）	32,480		31,970	7,052		7,052

※1 焼失率は木造棟数に対する割合とした。

※2 津波は特定の地震を対象とせず、波の高さを2.5mと想定した。

第3 平成22・23年度地震被害予測調査結果に基づく被害想定

1 想定断層

- (1) 福井平野東縁断層帯（想定M=7.6／断層長さ約45km）：嶺北地域に影響
- (2) 浦底－柳ヶ瀬山断層帯（想定M=7.2／断層長さ約25km）：嶺南地域に影響

2 震度分布

- (1) 福井平野東縁断層帯地震の最大震度は7で、福井市、坂井市、あわら市、永平寺町に分布。
- (2) 浦底－柳ヶ瀬山断層帯地震の最大震度は7で、敦賀市に集中。

3 被害の概要

想定地震		福井平野東縁断層帯 地震			浦底－柳ヶ瀬山断層帯 地震		
震度分布		5弱～6強			5弱～6弱		
液状化危険度分布		日野川流域において可能性が高い。 そのうち、一部地域で非常に高い。			市東部の一部地域で可能性が非常に高い。		
建築物被害	構造種別	木造	R C造	S造	木造	R C造	S造
	現況（棟）	25,807	1,342	4,836	25,807	1,342	4,836
	全壊数（棟）	77	4	30	77	4	45
	全壊率（％）	0.3	0.3	0.6	0.3	0.3	0.9
	半壊数（棟）	476	11	67	1,350	19	127
	半壊率（％）	1.8	0.8	1.3	5.2	1.4	2.6
	半壊以上数（棟） 半壊以上率（％）	553 2.1	15 1.1	97 2.0	1,427 5.5	23 1.7	172 3.6
季節・時刻の条件		冬（5時）	秋（15時）	冬（18時）	冬（5時）	秋（15時）	冬（18時）
火災被害	延焼出火点数	0	0	0	0	0	0
	焼失率（％）	0	0	0	0	0	0
	焼失棟数	0	0	0	0	0	0
人的被害	死者（人）	4	4	4	5	4	5
	負傷者（人）	85	73	66	195	158	162
	避難者（人）	3,454			6,490		

※ 各項目の被害が最大となるケースを記載。なお、被害の想定は一定の条件（震度、季節、時間など）を設定し、過去の地震災害の経験をもとに推計した結果であり、震度や気象条件が異なれば当然異なった予測値となるので、その前提のもとに取り扱う必要がある。

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 計画の方針

防災業務に従事する関係職員および地域住民に対し、防災に関する教育、広報を実施し、防災知識の普及を図る。

第2 防災知識の普及

1 市民に対する防災知識の普及

市は、市民の防災意識の高揚を図るため、各種の手法を活用した教材、マニュアルを作成するほか、市民に対する社会教育などを通じて、地震に対する関心を高め、防災知識を普及させる。地震による人的被害を減らすには、避難行動が基本であることから、地震後のとるべき行動等の啓発活動を住民等に対して行う。

また、市民などの防災意識の向上および防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データの発信を行う。

(1) 普及の方法

- ア 市の広報媒体の活用
- イ 講習会、講演会、実地研修等の開催（要配慮者にも十分配慮する。）
- ウ 災害時サポートガイド等の配布による広報
- エ 報道機関を通じた広報
- オ 防災訓練の実施
- カ 防災知識啓発行事の開催
- キ 市民、県民運動としての地域的取り組みの推進
- ク SNS等を活用した情報発信

(2) 普及の内容

- ア 地震に関する一般知識
- イ 平時の心得

- (ア) 「自らの身の安全は、自らが守る」（非常持出品の準備）
- (イ) 最低3日間、推奨1週間分の水・食料・簡易トイレ・トイレットペーパーなどの備蓄やローリングストックの実施
- (ウ) 給水用の10リットル～20リットル入りポリ容器の準備
- (エ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (オ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (カ) 地震発生時の心得
- (キ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動
- (ク) 災害時の家族内の連絡体制の整備

- ウ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- エ 緊急避難場所、避難所での行動
- オ 緊急地震速報のしくみと利用の心得
- カ 各機関の震災対策
- キ 地震災害事例
- ク 市や県における被害想定
- ケ その他必要な事項

2 防災関係職員の防災研修

市は、防災業務に従事する職員に対し、震災時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、専門家の知見を活用するほか、次により防災研修の徹底を図る。

研修の方法	- ア 講習会、講演会等の開催 - イ 見学、現地調査等の実施 - ウ 防災活動手引書等の配布 - エ 訓練による実践的研修
研修の内容	- ア 市地域防災計画およびこれに伴う各機関の防災体制と任務分担 - イ 非常参集の方法 - ウ 災害の特性 - エ 防災知識の技術 - オ 防災関係法令の運用 - カ その他必要となる事項

3 学校における防災教育

- (1) 市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。
- (2) 鯖江・丹生消防組合消防本部は、消防団員による体験的・実践的な防災教育の推進に努める。
- (3) 市は、児童生徒に対しての防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な行動力の修得等を図る。
 - ア 学校教育における防災知識の指導
 - イ 防災訓練の実施
 - ウ 学校行事等における指導
- (4) 市は、教職員に対して防災に関する知識の普及を図るとともに、応急時における処置方法を研修する。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアル

の策定が行われるよう促す。

4 防災上重要な施設の管理者等の防災教育

防災関係機関は、防災上重要な施設や危険物を有する施設等の管理者に対して、施設の耐震化の促進や地震発生時の防災教育を実施する。

5 要配慮者に対する防災知識の普及

要配慮者に対する防災知識の普及については、本章第7節「要配慮者震災予防計画」による。

第3 災害教訓の伝承

1 市民は自ら災害教訓の伝承に努める。

2 市および県は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行う。

3 大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集、保存、公開等により市民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

第4 地震保険の普及・促進

市および県は、家屋や施設園芸用施設等が被災した場合、復旧に要する費用が多額になるおそれがあることから、被災時に一定の補償が得られるよう、住民の地震保険・共済や農業保険への加入の促進に努める。

第2節 自主防災組織育成計画

第1 計画の方針

地域住民で組織する自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に実施されるよう自主防災体制の確立を図る。

第2 自主防災組織

1 平時の活動

- (1) 防災関係機関と住民との間で災害情報を正確かつ迅速に伝えられるシステムの確立
- (2) 防災意識の普及啓発
- (3) 防災訓練（避難誘導、初期消火、情報収集伝達、救出救護、避難誘導等）の実施
- (4) 火気使用設備器具等の点検を指導
- (5) 防災用資機材等の早急な整備および点検の実施
- (6) 住民が非常食・救急医薬品等を備蓄するよう指導
- (7) 住民参加のもとで地域ぐるみの安全点検の実施（市内防災点検の日）
- (8) 避難路および避難場所の確認
- (9) 要配慮者の把握

2 災害発生時の活動

- (1) 地域内の被害状況および必要な情報を収集し、市などに通報
- (2) 防災関係機関からの災害に関する情報を地域住民に伝達
- (3) 被災者の救出救護
- (4) 各家庭に対し、出火防止の呼びかけ
- (5) 出火した場合の初期消火
- (6) 要配慮者を含む地域住民の避難誘導
- (7) その他、防災関係機関の行う応急対策活動に協力

3 市の措置

- (1) 市は、さまざまな機会をとらえて自主防災組織の組織づくりを推進する。
- (2) 市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、研修会を開催し、活動の中心となる防災リーダーを育成する。
- (3) 自主防災組織の災害発生時の初期活動を迅速・効果的に行うため、必要な防災資機材の助成を行う。
- (4) 市は、各町内において自主防災組織の必要性および災害時の自助・共助・協働の重要性について、出前講座等を開催する。

第3 事業所等における防災活動の推進

1 活動内容

事業所等は、実状に応じた防災計画に基づき、効果的な防災活動を行うよう努める。

また、生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生を十分に考慮

し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定に努める。また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

(1) 平時の活動

- ア 防災関係機関と事業所等の間で災害情報を正確かつ迅速に伝えるシステムを確立と地域との連携の強化
- イ 従業員等に対し、防災教育の実施
- ウ 防災訓練の実施
- エ 火気使用設備器具等の点検
- オ 消防用設備等の整備、点検

(2) 災害発生時の活動

- ア 事業所内で災害が発生した場合は直ちに防災関係機関に通報する
- イ 地域における防災活動に積極的に協力する
- ウ 火災が発生した場合は、初期消火活動を行う
- エ 避難誘導措置をとる
- オ 負傷者の救出救護にあたる
- カ その他、防災関係機関の行う応急対策活動への協力

2 市の措置

- (1) 特定の危険物等を取り扱う事業所および多数の者が利用する施設等については、消防法により消防計画を作成し、自衛消防組織を設置することが義務付けられているが、それ以外の組織についても自衛消防組織の設置を推進するため、市は指導に努める。
- (2) 市は、事業者等が組織する自衛消防組織の組織率向上や事業者等の事業継続計画（ＢＣＰ）策定に向けて、商工団体、事業者団体、地域団体等を通じた指導や広報を推進するとともに、活動の活性化のため、リーダーの育成等に努める。

第4 自主防災組織と自衛消防組織の連携

市は、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進める。

第5 地区防災計画の作成

1 作成

市内における各地区の住民および事業所を有する事業者は、地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

2 地区防災計画の位置づけ

市は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民および当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第3節 ボランティア活動支援計画

第1 計画の方針

市は、災害時には、行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要であることから、その確保と活動の活性化、円滑化を図るため、ボランティア意識の普及啓発や各種講座の開催、既存のボランティアの活用等を推進する。

第2 既存ボランティアの活用

1 既存ボランティアの活用

市は、災害時のボランティアの確保とボランティア活動への参加の促進のため、登録または組織化されている既存の各種のボランティア団体に対し、災害時におけるボランティア活動の参画を働きかけるとともに、広報や普及啓発活動等により福井県社会貢献活動支援ネットへの登録者の増加を図る。

2 災害ボランティア活動の促進

市は、企業や各種団体に対して、災害ボランティア活動の参加を呼びかけるとともに、ボランティアセンターの活用と外国人通訳も視野にいたした対応を図る。

第3 リーダー、コーディネーター等の養成

市は、ボランティア活動のリーダー、コーディネーター、アドバイザーの養成等を県と連絡して行うほか、ボランティア希望者に対する講座開催の情報提供等によりグループづくりの支援を行う。

第4 災害時支援ボランティアの活動運営・広域応援（派遣・受入れ）体制の整備

1 環境整備

市および市社会福祉協議会は、災害時にボランティア活動が円滑に実施されるよう、ボランティア自身による自主的な活動運営の環境を整備するとともに、他地域との連携を図る。

2 応援、調整組織に対する支援

市は、災害支援のボランティアの活動を円滑化するために、行政とボランティア団体が協働して活動を調整することが望ましいため、防災活動拠点基地にボランティアセンター等を設置するとともに、活動が円滑に行われるよう環境整備を進める。

3 広域応援体制の整備

市は、災害時のボランティア活動を円滑に立ち上げて、実施するためには、ボランティアの幹旋や隣接の場合のサポートも含め、あらかじめ相互に可能な事項を確認して、市町相互による広域的な応援協定や遠隔地との応援体制を整備する。

4 災害ボランティアセンター

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るためこの計画等において、災害ボランティアセンターの運営者である鯖江市社会福祉協議会と「鯖江市災害ボランティアセンター連絡会」を開催し、平時から役割分担等を定めるよう努める。

第4節 避難対策計画

第1 計画の方針

地震から人命の安全を守るため、避難路の点検、災害から一時的に難を逃れる緊急時の避難場所および被災者が一定期間避難生活を送るための避難所の指定を行い、震災時における迅速かつ適切な避難誘導を行う体制の整備を図る。

第2 指定緊急避難場所

1 指定緊急避難場所の指定

- (1) 市は、災害の危険が切迫した場合における住民等の安全確保のため、災害ごとに以下の基準を満たした場所を、指定緊急避難場所として指定し、住民に対して周知徹底を図る。

ア 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等、または安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する場所または施設

イ 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有する施設

ウ 都市公園等のオープンスペース、ただし、地震火災の輻射熱に対して安全な空間であること

- (2) 地域住民に対し、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

- (3) 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

2 指定緊急避難場所に関する通知等

- (1) 市は、指定緊急避難場所を指定した場合、県に通知するとともに、公示を行う。
- (2) 市は、指定緊急避難場所が廃止され、または政令で定める基準に適合しなくなった場合指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。
- (3) 指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、または重要な変更を加えようとするときは、市に届出を行う。

3 住民への周知

- (1) 市は、平時から防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により指定緊急避難場所の住民への周知徹底に努める。
- (2) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害に対応した避難場所であるかを示し、記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第3 指定避難所

1 避難所の指定および周知

- (1) 市は、円滑な救援活動を実施し、避難者の一定の生活環境を確保するため、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定する。
- (2) 市は、平時から防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布、看板等の設置等により指定

避難所の住民への周知徹底に努める。

- (3) 市は、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

2 指定緊急避難場所を指定避難所としての活用

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについては、日頃から住民等への周知徹底に努める。

3 学校施設における指定避難所について

学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。

4 避難所における感染症対策の検討

市は、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時からホテルや旅館等の活用等を含めて検討を行う。

5 指定避難所に関する通知等

- (1) 市は、指定避難所を指定したときは、県に通知し、公示を行う。
- (2) 指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、または重要な変更を加えようとするときは、市に届出を行う。
- (3) 市は、指定避難所が廃止され、または政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

6 避難所の備蓄

- (1) 市は、指定避難所またはその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、マスク、消毒液、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。
- (2) 市は、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定避難者数の1日分相当の食料備蓄を目標量として計画的な整備に努める。
- (3) 市は、備蓄状況の把握について、国が整備する新物資システム（B－P L o（Busshi Procurement and Logistics support system））を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新する。

7 避難所の設備

- (1) 市は、指定避難所等において、次頁の必要な物資等の整備を図る。また備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 給水のための設備（貯水槽、井戸、給水タンク）2 トイレ（仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ）3 マット4 ベット（簡易ベット、段ボールベット）5 パーティション6 非常用電源7 ガス設備8 衛星携帯電話や衛星通信を活用したインターネット機器9 テレビ、ラジオ等の情報収集機器10 要配慮者に配慮した施設、設備の整備（空調機器、洋式トイレ）11 感染症対策に必要な物資12 家庭用動物の飼養に関する資材 |
|--|

- (2) 市は、指定避難所等で使用する設備等を、災害時に確実に活用できるようにするため、平時から市民等に積極的に貸し出す。

第4 在宅避難および車中泊避難

1 在宅避難者への対応の検討

市は、在宅避難者等の発生に備え、支援方策を検討するよう努める。

2 車中泊避難者への対応の検討

市は、車中泊による避難生活を送る避難者の発生に備えて、車中泊避難者の支援方策を検討する。

第5 階層ごとの避難所と避難所の設備

1 地域ごとの施設・設備

地域	施設・設備
町内会	1 町内公民館・社寺広場等を一時避難所（集合場所）として設定 2 鋸やバールなど基本的な防災資機材等を備蓄
地区 (10地区)	1 小中学校および各地区公民館を指定避難所として設定 2 情報端末となるパソコン等を整備し、非常食や防災資機材等を備蓄 3 西山公園および大規模公園等を広域的避難所として設定 4 仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 5 施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄 6 再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備を整備
市	1 防災活動や防災基地に対する指揮命令機能や情報通信機能等を整備 2 避難所等に対する食糧、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄 3 健康福祉センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄

2 新たな技術を用いた設備の活用

市は、指定避難所等において新たな技術を用いた衛星通信設備や循環式の手洗い所などの活用ができるよう導入を進め、体制の構築に努める。

第6 避難所運営体制の整備

1 整備方針

市は、災害発生後速やかに管理運営体制を構築するため、避難所の維持管理体制および災害発生時の要員の派遣方法をあらかじめ定める。

また、指定避難所となっている施設の管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

2 避難者の自治体制

- (1) 市は、避難所を円滑に運営するため、運営の中心となる自主防災組織等と協議し、避難所ごとに避難者の自治組織に係る事項や、避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所管理・運営マニュアル」を作成する。
- (2) 市は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保するための普及に努める。

3 施設管理者の支援体制

避難所施設管理者は、避難所設置時には避難所の管理運営に協力するほか、運営の支援を行う。

第7 避難路等避難誘導体制の整備

1 市民への周知

市は、防災マップの作成について、住民も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

2 避難誘導体制の確立

- (1) 市は、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、防災訓練の実施や防災マップ、コミュニティタイムライン、マイタイムラインを住民に周知する。
- (2) 市は、防災マップ、コミュニティタイムライン、マイタイムラインの作成にあたっては住民も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

第8 学校等での避難誘導体制

- 1 市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを定めるよう促す。
- 2 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第9 広域避難のための体制の整備

市は、大規模災害時に円滑な広域避難および一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等および広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市からの被災者を受け入れることができる施設等を決定しておくよう努める。

第10 避難所における良好な生活環境の確保

市は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

第11 協定・届出避難所の把握

市は、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、情報を把握する。

第5節 防災訓練計画

第1 計画の方針

地震災害に備えて応急対策活動を迅速・的確に実施するため、隣接市町など他自治体等との連携にも考慮した訓練や図上訓練の実施、あるいは災害の原因や規模、降雪等の気象条件など幅広い想定に基づく訓練の実施を行う。

第2 訓練の種別

訓練の種別と内容は以下のとおりとする。

種 別	内 容
1 総合防災訓練	市は、防災関係機関と住民が一体となって、相互に連携協力し、災害時における応急対策が迅速かつ適切に行えるよう、毎年1回以上実施する。
2 水防訓練	市は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、「鯖江市水防計画」に基づき実施する。
3 消防訓練	(1) 鯖江・丹生消防組合消防本部は、消防活動の円滑な遂行を図るため、独自にまたは相互に協力して訓練を実施する。 (2) 鯖江・丹生消防組合消防本部は、学校、病院および民間事業所など多数の者が出入りし、勤務し、利用する場所における自衛消防組織等の訓練の実施を推進する。
4 救助・救護訓練	市、県および災害救助実施機関は、災害発生の際、迅速かつ的確な救助、救護を実施するため、避難、救出、医療、助産、炊出し、給水、物資輸送等について訓練を実施する。
5 通信連絡訓練	市、県および各防災関係機関は、災害時における通信情報連絡を迅速かつ的確に実施するため、平素より連絡体制の整備と通信手段、機材の操作等について万全を期するため、訓練を実施する。
6 災害情報連絡訓練	市は、気象予警報その他災害に関する情報、指示、命令および報告等を円滑に実施するための訓練を実施する
7 非常通信連絡訓練	市は、災害時において、有線通信系統の不通または利用が著しく困難になった場合、無線通信系統の円滑な利用を図り、北陸地方非常通信協議会の構成機関が所有する無線局による県および各防災関係機関との通信確保のための訓練を実施する。
8 非常招集（参集）訓練	市、県および防災関係機関は、応急活動を実施するために必要な職員の招集または参集が迅速かつ確実に実施できるよう、非常招集（参集）訓練を実施する。

種 別	内 容
9 避難訓練	市は、災害に際し、迅速に避難が実施できるよう地域、学校、病院、青少年教育施設、事業所、交通機関等においてあらゆる状況を想定した避難訓練を実施する。感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。
10 図上訓練	災害予防責任者は、個別にまたは共同して、災害時における応急対策を迅速かつ適切に行うため、図上において訓練を実施する。
11 自主防災組織と自衛消防組織の合同訓練	市および県は、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的な防災活動を実施するため合同訓練の実施と、その指導助言を行う。
12 関係機関との合同訓練等	自衛隊等に対する派遣要請等を迅速に行うため、要請の分野ごとに、要請手順、連絡方法・窓口、連絡班の受入れ・活動拠点等を取り決め、これらに基づく通信訓練や図上訓練等を含めた合同防災訓練や定期協議を実施する。
13 広域防災訓練	広域的な応援協力を前提とする県域を越えた近隣府県等との合同による総合的な防災訓練を定期的実施する。

第3 防災訓練に関する普及啓発

防災訓練の参加者となる住民に対して、各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高める。

第4 要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、本章第7節「要配慮者震災予防計画」による。

第6節 要配慮者震災予防計画

第1 計画の方針

高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に配慮した災害予防対策を推進する。

第2 高齢者、障がい者に配慮したまちづくり

1 福祉のまちづくりの推進

市は、高齢者や障がい者の社会参加の基盤となる生活環境の改善について、地域社会全体として推進するため、「福井県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障がい者に配慮したまちづくりを進める。

2 避難路の整備および確保

- (1) 市は、要配慮者利用施設から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難する際に障害となる物を除去するなど、避難路の安全確保を図る。
- (2) 市は、不特定多数の人が利用する公共施設において、目や耳の不自由な人のため、光と音を使った非常時用の避難誘導システムの導入を促進するよう検討する。

第3 災害応急体制の整備

1 要配慮者利用施設の防災化

市および県は、要配慮者利用施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、要配慮者利用施設の耐震化を図るなど防災化のための施設設備の整備を行う。

2 出火防止、初期消火体制の強化

- (1) 鯖江・丹生消防組合消防本部は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、スプリンクラーや屋内消火栓等の消火設備の設置を指導する。
- (2) 要配慮者利用施設等の管理者は、火災安全性の機能を有する暖房機器の使用に努める。また、延焼拡大を防止するため、防災の性能を有する寝具等の積極的な使用に努める。

3 管理体制の整備

- (1) 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、夜間等における災害発生時に的確な対応がとれるよう、災害が発生した場合の職員動員体制、発生時の初動対応等を定めておく。
- (2) 災害時には、職員の対応だけでは十分でない場合も多いため、要配慮者利用施設等の管理者は、他の要配慮者利用施設および消防団、自主防災組織を中心とした地域住民との日常の連携が密になるように努め、入所者の実態に応じた協力が得られるようにする。

4 緊急連絡体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期連絡が可能な非常通報装置の設置に努める。

第4 防災知識の普及

1 要配慮者に対する防災知識の普及啓発

- (1) 市は、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発
- (2) 市は、防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進

2 社会福祉施設および事業所等の防災知識の普及啓発

社会福祉施設や要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し、マニュアル等に基づく防災訓練を実施するなど防災教育の充実を図る。

第5 地域ぐるみの救護体制の整備

要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民や近隣の要配慮者利用施設等とのつながりを保つよう努力する。

1 鯖江市避難行動要支援者避難支援プランの整備

市は、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、福祉専門職等の避難支援等に携わる関係者と連携して、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画として「鯖江市避難行動要支援者避難支援プラン」（以下「避難支援プラン」という。）を整備する。

2 避難行動要支援者名簿の作成・更新

- (1) 市は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。
- (2) 市は、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、福祉専門職等の避難支援等に携わる関係者と連携して、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（以下「個別避難計画」という。）を整備するよう努める。
- (3) 市は、個別避難計画について、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。
- (4) 市は、避難行動要支援者名簿等について、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- (5) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿および個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

3 避難行動要支援者の範囲

- (1) 在宅の身体障がい者（身体障害者手帳所持者のうち肢体、視覚・聴覚の者〔1～2級〕）
- (2) 在宅の知的障がい者（療育手帳所持者 A1, A2）
- (3) 在宅の精神障がい者（精神保健福祉手帳所持者 1 級）
- (4) 在宅の介護保険における要介護 3 以上の認定者
- (5) 75 歳以上の高齢者のみの世帯で親族の支援がなく、親族以外の第三者の支援がないと避難できない者（同意者のみ）

※ 施設入所や長期入院の者、日中のみ高齢者世帯になる者、ほぼ毎日親族と交流がある者は対象外

- (6) その他援護を必要とする者で、市長が特に必要と認めた者

4 避難行動要支援者名簿の提供等

- (1) 市は、災害の発生、または発生する恐れがある場合に備え、必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。

ただし、名簿情報を提供することについては、本人の同意が得られていた場合に限る。

- (2) 市は、避難支援が必要な方を洗い出すことを目的に、条例の定めにより、必要な限度で、区長および民生委員・児童委員に対して名簿情報を提供する。

- (3) 市は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意の有無に関わらず、必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することができる。

なお、名簿情報の提供にあたっては、提供先に守秘義務の厳守を指導する等、名簿情報の漏えい防止のための措置を講じる。

- (4) 避難支援等関係者となる者

ア 消防機関

イ 警察機関

ウ 民生委員・児童委員

エ 社会福祉協議会

オ 区長

カ 町内会・自主防災組織および防災・福祉委員会

キ 支援者

ク ケアマネジャー・相談支援専門員および指定福祉避難所に指定された事業所

ケ 区長または自主防災組織の長が指名した者

5 名簿作成に必要な個人情報およびその入手方法

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、または記録

する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所または居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 町内会名
- (8) 緊急連絡先の氏名、住所、電話番号、対象者との関係
- (9) 担当するケアマネジャーまたは相談支援専門員の事業所名
- (10) その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項

市は、名簿の作成に必要な個人情報の収集方法について、基本法に基づき、関係課で把握している情報の集約、または県および関係者に対して情報提供を求めることにより取得する。

6 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難行動要支援者に対する支援については、避難支援等関係者の安全が確保できる範囲とし、避難行動要支援者の理解が得られるように努める。

第6 在宅者対策

1 避難行動要支援者避難支援プランの更新

市は、防災関係機関、福祉関係機関および自主防災組織などと連携し、避難行動要支援者に関する情報（住所、情報伝達体制、必要な支援内容）を、個人情報保護に配慮した上で、平時から電子データ、ファイル等で管理するとともに、一人ひとりに対して複数の避難支援者を設定する等、避難支援プランに基づき、随時更新を行う。

2 防災知識の普及、啓発

一人暮らし高齢者、寝たきり高齢者等に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため防災知識の普及、啓発に努める。

特に消防機関は、消防団等と役割分担のうえ、ひとり暮らし高齢者宅等を訪問し、防災等の相談を行うとともに、必要に応じて防災環境の整備について指導を行う。

第7 要配慮者に配慮した情報伝達体制の整備

1 計画の方針

災害発生時は、被災者等に対して適宜、適切な情報提供、意思疎通が必要となることから、要配慮者にも配慮した緊急情報通信システムの確立を図る。

2 必要な施策の実施

- (1) 市は、障害の種類および程度に応じて要配慮者が防災および防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進そ

の他の必要な施策を実施する。

- (2) 市は、障害の種類および程度に応じて要配慮者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、コミュニティ放送局や文字放送受信装置など、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を実施する。

3 多様なメディアを活用したきめ細かな情報伝達・交換システムの構築

災害時に情報が伝わりにくい高齢者や外国人等が利用しやすい緊急情報伝達システムの構築を図る。

また、視覚障がい者に対する情報提供に役立つコミュニティ放送局や聴覚障がい者に役立つ文字放送ラジオなど新たなメディアについて、その活用を推進する。

4 手話通訳等の活用

市は関係機関と連携し、災害時の情報伝達について、テレビ媒体での手話通訳や外国語放送・文字放送の積極的な活用を図るとともに、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体の活用等、迅速・確実な情報取得のための設備・機器（電光掲示板等）の設置についても検討し、具体化を図る。

また、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者を予め確保する。

第8 避難所の整備

1 要配慮者を考慮した避難所の整備

市は、災害時に避難所となる施設の管理者は、要配慮者の利用を考慮して施設の整備に努める。

2 管理者の理解

市は、病院、社会福祉施設、民間宿泊施設、近隣ビルの高所等の避難場所（一時的な避難場所を含む）への活用について、管理者の理解が得られるよう努める。

第9 福祉避難所の確保

市は、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された避難所（以下、指定福祉避難所という。）の確保に努める。

1 指定福祉避難所の指定

市は、福祉避難所の指定を行う場合、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された社会福祉施設を指定する。また、指定福祉避難所に受入を想定していない避難者が避難しないよう、受入対象者を特定して公示する。

2 指定福祉避難所と個別避難計画の関連性

市は、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

3 二次避難所の確保

市は、二次避難所としてホテル等との活用を進めるとともに、協定福祉避難所の整備に努め

る。

第１０ 防災知識の普及

１ 要配慮者に対する防災知識の普及啓発

- (1) 市は、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。
- (2) 市は、防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

２ 社会福祉施設および事業所等の防災知識の普及啓発

社会福祉施設や要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し、マニュアル等に基づく防災訓練を実施するなど防災教育の充実を図る。

第１１ 防災訓練における配慮事項

１ 支援体制の整備

市は、防災訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

２ 要配慮者施設等への助言

市および県は、要配慮者利用施設等の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また市は、当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第１２ 要配慮者に対する災害対策の配慮

市は、各災害対策を講じるにあたっては、要配慮者のための二次避難所の確保など要配慮者に配慮する。

- １ 要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握
- ２ 生活支援のための人材確保
- ３ 障がいの状況等に応じた情報提供
- ４ 乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）や柔らかい食品など特別な食糧を必要とするものに対する当該食糧の確保、提供
- ５ 避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布
- ６ 避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施
- ７ 避難所または在宅の要配慮者のうち、第二次避難を要する者についての該当施設への受入れ要請の実施（二次避難所の設置を含む。）
- ８ 精神的ケアやメンタルヘルスに関する支援体制の整備
- ９ 避難所のレイアウト計画段階でのゾーニング（動線・音・視線の配慮等）の検討
- １０ 宗教に合わせた非常食や資機材、スペースの確保

第１３ 外国人に係る対策

１ 防災知識の普及啓発

市は、鯖江市国際交流協会と協力し、外国人への災害時に取るべき行動や防災知識の普及啓発

を「やさしい日本語」等を活用して推進する。

2 外国人を含めた防災訓練等の実施

市は、防災訓練を実施する際、外国人の参加を呼びかけるなど、地域において外国人を支援する体制が整備されるよう努める。

3 外国人相談体制の充実

市および鯖江市国際交流協会は、防災を含む日常生活の中での様々な問題について、気軽に相談し、適切な助言が受けられるように相談窓口の充実を図る。

第7節 医療救護予防計画

第1 計画の方針

震災時の医療救護活動の確保について、初期医療体制、後方医療体制および広域的救護体制の整備を図る。

第2 医療救護活動体制の確立

1 初期医療体制の整備

- (1) 市は、応急救護所の設置、救護班の編成、出動について地元医師会と協議して、計画を定めるとともに、自主防災組織等の軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援体制の計画を定めておく。
- (2) 災害時の救急医療に対応できるよう、避難、患者受入れ、トリアージ（傷病者の選別）等に関する研修および訓練を行う。

2 後方医療体制の整備

市は、救護所における救護班で対応できない重傷者等を収容するため、災害拠点病院等を後方支援病院と位置付け、重篤患者の受入れ施設の確保体制の整備を促進する。

3 広域応急医療体制の確立

- (1) 市、国、県および医療機関は、広域応急医療体制を確立するため、医療救護班の派遣、患者の受入れ、対応する患者の分担など連絡体制等災害時の広域的な医療体制を整備する。
- (2) 市、国、県および医療機関は、災害時に医療機関の診療状況等の情報を迅速に確保するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の利用環境整備に努め、入力操作等の研修・訓練を定期的に行う。

4 中長期における医療体制の充実

市は、災害時における医療救護等の迅速かつ適切な措置を講じるため、鯖江市医師会および医療関係団体と連携し、急性期から中長期へ移行するための医療提供体制を構築する。

第8節 地震に強いまちづくり計画

第1 計画の方針

防災空間の整備等都市防災の総合的推進を図るとともに、積雪時にも配慮した地震に強いまちづくりに努める。

第2 地震に強いまちづくりの推進

1 都市防災構造化対策の推進

市は、国の「防災都市づくり計画策定指針」に従い、防災都市づくり計画を策定し、都市防災構造化対策の推進を図る。

2 都市防災の推進

- (1) 市は、市街地再開発事業や地区計画などを活用し、積雪時にも配慮しながら既成市街地の耐震性、耐火性の向上を図るとともに、土地区画整理事業の実施により地震に強い安全で快適なまちづくりを推進する。
- (2) 市は、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性など地域の実状に応じて住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保に努める。

第3 建築物の不燃化の推進

市は、防火、準防火地域の指定、建築物の不燃化の推進等により、災害時の被害防止に努める。

1 防火、準防火地域の拡大

市は、商業地域等について、防火および準防火を指定済であるが、その周辺および木造住宅が密集する防火上、不燃化を必要とする地域において、防火、準防火区域の拡大を推進する。防火、準防火地域等の指定については以下のとおりとする。

- (1) 防火地域は、容積率が400%以上の商業地域については、原則として指定を行う。
- (2) 準防火地域は、建ぺい率80%以上の商業地域、近隣商業地域について指定を推進する。

第4 防災空間の整備

市は、都市公園、都市緑地、道路空間および河川空間の整備を進め、災害時における避難場所、避難路の確保、延焼防止、救援活動の円滑な実施を図る。

1 道路網の整備

市、県および国は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、高規格道路などによるアクセス強化、ネットワーク機能の向上および道路防災対策などを通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。

2 無電柱化の促進

市は、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

3 所有者不明土地の活用

市、県および国は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

4 都市公園の整備

市は、災害時の避難場所あるいは防火帯の用に供する都市公園の整備を推進する。

5 都市緑地等の整備

市および県は、緩衝、避難等の用に供する都市緑地および街路樹の整備を推進する。

6 道路空間の整備

- (1) 広域的な防災体制および地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら都市計画、地方道路計画および鯖江市幹線道路整備計画などにに基づき整備を推進する。
- (2) 幹線道路は、災害時の緊急物資輸送ルート、避難ルート等としての機能を考慮し整備する。
- (3) 幹線以外の道路は、幹線道路と有機的に連携し、避難場所への円滑な避難を考慮し整備する。

7 河川空間の整備

市および県は、河川敷にヘリポート、緊急用道路等を整備し、防災空間としての活用を図る。

第5 被災宅地危険度判定士の養成

市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減および防止、ならびに被災宅地の円滑な復旧に資するための被災宅地危険度判定士を養成する。

第9節 火災予防計画

第1 計画の方針

消防体制の充実強化、防火思想の普及を図る。

第2 消防力の強化

1 総合的な消防計画に基づく消防活動体制の整備

市および鯖江・丹生消防組合消防本部は、「市町村消防計画の基準」に基づき、地域の火災その他の災害等の危険度および消防力を勘案した総合的な消防計画を策定するとともに、次に掲げる対策を推進し、消防力の強化を図る。

2 消防団の活性化対策の推進

鯖江・丹生消防組合消防本部は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組み、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

3 防火水槽等消防水利の整備

鯖江・丹生消防組合消防本部は消防用推知の整備のため、次のことを実施する。

- (1) 消防水利の不足地域および消火活動が比較的困難な地域を中心に、消防水利を整備し、消防活動体制の整備強化を図る。消防水利の整備にあたっては、消火栓のみに偏ることなく、消防水利の耐震化を促進する。
- (2) 地下水、河川、池および水路等の自然水利の効果的な利用方法や、水泳プールおよびため池等の指定消防水利としての活用等を各施設管理者と調整を行い、整備確保を図る。

第3 出火予防対策

1 一般家庭に対する指導

- (1) 鯖江・丹生消防組合消防本部は、地震発生時における火災防止思想の普及に努める。
- (2) 鯖江・丹生消防組合消防本部は、一般家庭に地震発生時の火気器具の取扱いおよび消火器の使用方法等の指導を行い、地震発生時における火災の防止と消火の徹底を図る。
- (3) 市および鯖江・丹生消防組合消防本部は通電火災を防止するため、感震ブレーカーの設置を推進する。

2 防火管理者制度および防災管理者制度の推進

鯖江・丹生消防組合消防本部は、消防法第8条および第36条の規定に基づき、選任されている防火管理者および防災管理者に対し、防火対象物および防災管理対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気使用の監督、収容人員の管理、その他防火および防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

第4 消防力の現況

消防力の現況は、〈資料編〉消防団・消防水利の現況を参照。

第10節 土砂災害防止計画

第1 計画の方針

地震発生時および発生後の降雨による山地崩壊、地すべり、急傾斜地の崩壊等地盤に係る土砂災害を防止するため、危険区域等の実態を把握し、必要な施策を講ずる。

第2 土砂災害対策

市は、地震に伴う山地崩壊、地すべりおよび急傾斜地の崩壊等の土砂災害を防止するため、砂防事業や急傾斜地対策事業、地すべり対策事業および治山事業など、国および県事業の促進を図る。

[土砂災害警戒区域の設定根拠]

危険地域の名称	説明
土石流	溪流の勾配が15度以上であり、1戸以上の人家および官公庁・学校・病院・要配慮者施設などに危害が生じるおそれがある溪流
地すべり	空中写真判読や現地調査、災害の記録から地すべりの発生のおそれがあり、人家、公共施設に被害を生じさせる恐れのある箇所
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の傾斜度が30度以上、かつ高さが5m以上の箇所で急傾斜地の崩壊により危害が生じるおそれのある人家が5戸以上あるか、5戸未満であっても官公庁・学校・病院・旅館等に危害が生じるおそれがある箇所

第3 山地災害対策の要請と周知

市は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が発生する恐れがある区域について、県に対し、森林法に基づく保安林の指定を要請する。また、市内において「山地災害危険地区」に指定された場合は、関係する市民に周知する。

[山地災害危険地区の設定根拠]

危険地域の名称	説明
山腹崩壊危険地区	山腹の崩壊や落石による災害が発生する危険性が高い地区
地すべり危険地区	地すべりによる災害が発生する危険性が高い地区
崩壊土砂流出危険地区	山腹の崩壊や地すべりによって発生した土砂などが土石流となって流出し、災害が発生する危険性の高い地区

第4 警戒避難体制の整備

1 規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区の周知

市は、地域防災計画に規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区を掲載し、関係住民に周知を図る。

2 情報の収集および伝達体制の整備

(1) 市および県は、日頃から過去の経験を基に、どの程度以上の雨量があれば災害発生の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、雨量計や警報装置等の整備に努める。

(2) 市および県は、インターネット等を活用し、土砂災害警戒情報、気象情報、雨量情報等の伝達体制を整備する。さらに、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を発見した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

3 土砂災害ハザードマップ等の作成

(1) 市は、土砂災害警戒区域や避難経路、避難場所の所在等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布する。

(2) 市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップおよび液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。

第5 要配慮者利用施設の所有者または管理者の責務

土砂災害警戒区域に位置し、本計画に名称および所在地を記載された要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項等について定めた避難確保計画を作成または更新し、同計画に基づき避難誘導等の訓練を実施する。また、同計画について市に報告する。

第 1 1 節 浸水防止計画

第 1 計画の方針

地震が発生した場合において、堤防の沈下や亀裂等に伴う、浸水被害を防止するため、施設の点検・調査、整備等を行う。

第 2 危険箇所点検調査および情報連絡体制の整備

1 危険箇所の調査

施設管理者は点検マニュアルを整備し、定期的にパトロールを実施し、危険箇所の点検調査を行う。

2 情報連絡体制の整備

次の系統図に従い、円滑かつ迅速な情報連絡が行えるよう関係機関は連携を密にする。

第 3 水防施設等の整備

1 河川管理者は河川水位および雨量等の観測施設の整備

2 水門、堤防等水防上重要な施設の耐震性向上

3 ため池の点検結果に基づく整備の補修・補強

4 水防活動に必要な資機材の整備点検および補充

第 4 危険箇所の周知

施設の管理者は危険箇所を速やかに関係地方公共団体へ報告する。

第 1 2 節 建築物災害予防計画

第 1 計画の方針

市は、所管施設の耐震性を保ち、浸水対策等を強化することにより、地震に対する建築物の安全性を高め、被害の発生を防止する。

また、民間の施設および一般建築物等については、防災対策の重要性を周知するとともに、日常の点検等を促進する。

第 2 応急危険度判定体制の整備

市は、建築物の地震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、県が実施する応急危険度判定士の養成および登録に協力するとともに、判定方法、判定技術者の権限、身分保障、派遣要請等について、県と連携を図り、応急危険度判定実施体制の整備を図る。

第 3 公共建築物

1 防災上重要な建築物の指定

災害対策は迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示および安全な避難場所・避難所の確保が要求される。

市は、所管施設のうちから、災害応急対策に係る重要性、有効性および地域特性を考慮して、「防災上重要な建築物（以下、重要施設）」として指定する。これらの建築物については、耐震点検調査を実施し、必要と認めたものは、重要度を考慮して順次耐震補強を図る。

2 重要施設における非常用電源の確保

市は、長期停電に備え、非常用発電機を整備し、72時間外部からの供給なしで稼働できるよう、あらかじめ燃料を備蓄する等、電力の確保に努める。

第 4 ブロック塀倒壊防止対策

1 市は、ブロック塀を新設または改修しようとする者に対し、建築基準法に定める基準の順守を指導する。

2 市は通学路を中心にブロック塀の倒壊危険個所の把握に努めるとともに、危険個所の改修について必要な助言等を行う。

3 市はブロック塀の安全点検、耐震性の確保、補強方法等について市民への周知に努める。

第 5 落下物対策

市は、県が行う窓ガラス、看板その他地震発生時における落下物の実態調査に基づき策定した改修指導計画による危険個所の改修等必要な助言、勧告等の実施に協力する。

第 6 空き家対策

市は、平時から、災害による被害が予測される空き家等の把握に努める。

第 7 罹災証明書交付の実施体制の整備

市は、災害時において罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施の体制の整備に努める。

第 1 3 節 交通施設災害予防計画

第 1 計画の方針

市内の各交通施設の事業者および管理者は、地震発生時の交通システムを維持するため、耐震性の強化および被害軽減のための諸施策を実施するとともに、市および県等と連絡体制を整備し、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講じる。

第 2 道路施設

道路管理者(国土交通省近畿地方整備局、中日本高速道路(株)、県、市等含む。以下「道路管理者」という)は、道路施設の防災構造化を推進するとともに、災害が発生した場合の応急復旧体制の整備を図る。

1 補修工事の実施

市は、災害時における道路施設の機能を確保するため、所管道路での道路法面等の路面への崩落および路体の崩壊が予想される箇所、橋梁、横断歩道橋、隧道、アンダーパスなどについて調査・点検を実施し、状況に応じて補修対策工事を実施する。

特に、住宅密集地等の防災上必要な地域においては、重点的に迅速かつ安全な防災活動の確保を図る。

2 道路啓開等

道路管理者は、大規模災害において道路啓開等を迅速に行うため、関係機関と連携して、道路啓開計画を策定し、定期的に見直しを行う。また、事故車両、倒壊物、落下物等の道路障害物の除去による道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等から緊急時に協力が得られるよう協定の締結に努める。

第 3 鉄道施設

鉄道事業者は、高速大量輸送の中核を担う鉄道の安全対策を推進することによって、旅客の安全と輸送体制の確保に努める。

1 西日本旅客鉄道株式会社(金沢支社管内)の措置

西日本旅客鉄道株式会社が定める「災害時運転取扱手続」に沿って、「金沢支社災害時の運転取扱準則」により、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関および関係自治体との連携について定める。

(1) 施設・設備の耐震性の確保

ア 周期的な構造物の健全度調査により下記事項を行う。

- (ア) 橋梁の維持補修
- (イ) 法面、土留の維持および改良強化
- (ウ) トンネルの維持、補修および改良強化
- (エ) 建物設備の維持修繕
- (オ) 通信設備の維持

イ 地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図るとともに、列車の運転規制等の基準とし、事故を防止する。

(2) 防災資機材の整備および要員の確保

ア 社内での防災資機材（モーターカー、トラック、ジャッキ、レール）の整備を図るとともに、民間企業から緊急に協力が得られるような体制を整える。

イ 社内および関連業者の災害業務に従事する技術者および技能者の技術および技能の程度と人員配置状況を把握し、緊急時における発動体制を確立する。

2 福井鉄道株式会社の措置

(1) 施設・設備の耐震性の確保

ア 新設、改修時には、耐震性を考慮した設計を行う。

イ 重要な橋梁については随時点検し、落橋防止等の対策を講ずる。

(2) 防災資機材の整備および要員の確保

ア モーターカー、トラック、ジャッキ、発電機、レール、まくら木、電線類等は、非常用を含め常時整備する。

イ 重機械類その他必要な資機材については、関係の民間企業等から緊急に協力が得られるような体制を整備する。

ウ 常に「緊急時における職員の非常招集体制」を整備し、要員の確保を図る。

3 株式会社ハピラインふくいの措置

「災害時運転取扱手続」に沿って、「災害時の運転取扱準則」により、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係課室および関係自治体との連携について定める。

(1) 施設・設備の耐震性の確保

ア 周期的な構造物の健全度調査により下記事項を行う。

(ア) 橋梁の維持補修

(イ) 法面、土溜の維持

(ウ) トンネルの維持、補修

(エ) 建物設備の維持修繕

(オ) 通信設備の維持

イ 地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図るとともに、列車の運転規制等の基準とし、事故を防止する。

(2) 防災資機材の整備および要員の確保

ア 社内での防災資機材（モーターカー、トラック、ジャッキ、レール）の整備を図るとともに、民間企業から緊急に協力が得られるような体制を整える。

イ 社内および関連業者の災害業務に従事する技術者および技能者の技術および技能の程度と人員配置状況を把握し、緊急時における発動体制を確立する。

第 1 4 節 通信および放送施設災害予防計画

第 1 計画の方針

地震が発生した場合に予想される各種の災害に対処し、通信の途絶防止および放送電波の確保を図るため、機関ごとに万全の予防措置を講ずる。

第 2 福井県防災ネットの活用

市は、災害発生時等における人的被害や人家被害などの被害情報を迅速に収集・整理し、「福井県防災ネット」で関係機関に情報を共有する。

第 3 防災行政無線

市は、防災行政無線の強化および利用の効率化のため、以下に基づいて施設整備および運用体制の強化を図る。

- 1 防災行政無線を有効に機能させるため、運用体制の確立
- 2 災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災行政無線の整備、充実
- 3 防災行政無線のデジタル化や全国瞬時警報システム（J－A L E R T）との連動
- 4 臨時災害放送局（コミュニティー放送局を含む）、携帯端末の緊急速報メール機能、地上デジタル放送の活用
- 5 県が構築した災害情報インターネットシステム（Lアラート（災害情報共有システム）を含む）などの多様な媒体を活用

第 4 電気通信設備

西日本電信電話（株）、（株）NTTドコモ、KDDI（株）、ソフトバンク（株）および楽天モバイル（株）は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図り、発災時から復興期までの段階毎の非常時業務マニュアルに基づき通信の途絶防止および災害復旧対策の確立に努める。

- 1 災害予防対策
 - (1) 災害を未然に防止するため、電気通信施設の建物内外の巡回点検による施設の補強等の予防対策を行う。具体的には、準備警戒体制として下記の措置を実施する。
 - ア 情報連絡体制の強化
 - イ 応急復旧用機器等の点検整備
 - ウ 措置計画の点検確認
 - エ 設備記録類の点検確認
 - オ 被災危険設備の補強および防護
 - カ 回線等の応急措置の準備
 - キ 復旧体制の確立
 - (2) 公共機関等、重要な通信を確保するため、ケーブルの分散使用を行う。
 - (3) 架空ケーブルは、地震による二次災害（火災）に比較的弱いので、地中化の望ましい区間は市および県などと連携し、地中化を推進する。
 - (4) 交換機相互間を結ぶ通信経路の分散化を推進する。

2 災害対策用機器等の配備

災害対策用機器の配備災害が発生した場合において被害を迅速に復旧し、電気通信サービスを確保するため、次の災害対策用機器等を配備する。

- (1) 非常用無線衛星通信装置、非常用無線装置
- (2) 移動電源車、発電発動機
- (3) 非常用移動電話局装置、車載型基地局装置
- (4) 応急復旧用ケーブル
- (5) その他災害対策用機器

3 災害時措置計画の作成

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保するための計画を作成する。

- (1) 伝送措置（伝送路、回線切替、臨時回線の作成等）
- (2) 交換措置（回線変更、利用制限等）
- (3) 手動台措置（手動台臨時中継、利用者への利用案内等）

第5 放送施設

日本放送協会福井放送局、福井放送(株)、福井テレビジョン放送(株)、福井エフエム放送(株)およびこしの都ネットワーク(株)は、地震災害が発生し、または発生した場合の放送電波の確保を図るため、放送設備、局舎設備について予防措置を行い、災害報道体制を整備する。

1 平時の措置

- (1) 地震災害に備えて、各種放送設備のほか、戸棚等備品についての耐震対策（固定化）を実施する。
- (2) 非常用資機材および消耗品等を定量常備する。

2 警戒時の措置

災害警戒時には、次の設備について整備、点検を行う。

- (1) 電源設備
- (2) 給排水設備
- (3) 中継・連絡回線
- (4) 放送設備、空中線設備

第 15 節 電力施設災害予防計画

第 1 計画の方針

電力施設の災害を防止する。

第 2 安全化対策

1 電力施設の耐震性等の強化

関係機関は、予測地震動、施設の重要度や復旧の容易性を考慮した上で、各種基準に基づく耐震設計を行う。

また、全国規模における検討状況および関係法規の改訂等を踏まえ、必要に応じて対策を検討する。

(1) 水力発電設備

ア ダムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令およびダム設計基準に基づき堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

イ 水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車および発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

ウ その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準等に基づいて行い、建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」等に基づいて設計を行い、建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(3) 送配電設備

地震による被害を受けやすい軟弱地盤等にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

ア 架空電線路

イ 地中電線路

(4) 設備

主要通信系統の多ルート化を促進するとともに、通信機器の分散配置等に努める。

2 電気施設予防点検の実施

電気施設が常に法令に定める技術基準に適合するよう維持すること、ならびに事故の未然防止を図るために、それぞれの設備実態等に応じ定期的に巡視点検および検査を行う。

3 災害対策用資機材等の確保および整備

(1) 災害に備え、平時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保と整備点検を行い、災害発生時の応急資機材の確保のための備蓄場所の検討や融通方法を決め、指導のガイドライン等

により備蓄促進を行う。

(2) 災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに車両等の輸送力確保に努める。

(3) 各電力供給機関等と電力融通ならびに災害対策用資機材・復旧要員等の相互融通体制を確立する。

4 通信連絡施設の整備

災害時の情報連絡、指示、報告などのため、無線伝送設備、有線伝送設備および通信電源設備について、整備点検を行う。

5 各種防災訓練の実施

各電力会社は従業員に対し、災害対策を円滑に推進するため防災訓練を実施する。

6 非常時動員、応援体制の確立

発生時期・時間帯、規模、距離など災害の状況を考慮した非常時業務マニュアルを事業者ごとに作成、見直しを行う。

第 16 節 ガス施設災害予防計画

第 1 計画の方針

液化石油ガス事業者は、災害発生未然防止を図るとともに、被災時のガス設備の被害を軽減し、さらに、ガスによる二次災害の防止を図るため、設備の耐震性の点検調査の実施等安全性確保対策を進める。

第 2 安全保安対策

液化石油ガス事業者および消費者は以下の安全確保対策を実施する。

1 液化石油ガス事業者

- (1) 交換および点検時の確認
- (2) 緊急措置マニュアルの作成および見直し
- (3) 従業員の教育、訓練の実施
- (4) 災害対策用資機材の整備および確認
- (5) 防災関係機関との相互協力体制の確保
- (6) 液化石油ガスの安全についての知識の周知

2 消費者

- (1) 液化石油ガスの安全についての知識の習得

第 17 節 上水道・下水道施設災害予防計画

第 1 計画の方針

市は、上下水道施設の災害予防を図る。

第 2 上水道施設

1 重要施設の耐震性の強化

水道整備事業および配水管整備事業等の実施について、水道施設設計指針および水道施設耐震工法指針等により、施設の耐震化を図る。

- (1) 取水等の整備
- (2) 浄水施設の補強
- (3) 送配水施設の補強
- (4) 施設整備の優先

市は、重要管路のうち、災害時に特に水を必要とする下記の施設に至る路線の耐震化を図る。

ア 病院・診療所等

災害拠点病院、救急医療告示機関、人工透析設備機関までの路線を最優先とする。

イ 避難行動要支援者利用施設等

避難行動要支援者利用施設のうち、避難施設を最優先とする。

ウ 公共施設等

避難所になる施設を最優先にする。

2 上水道管の維持管理

- (1) 老朽化した上水道管の長寿命化計画の作成・実施
- (2) 老朽化管の取り替え

3 応急復旧用資機材の整備

原水処理薬剤や応急復旧用資機材の供給可能な体制づくりに努める。

4 応急復旧体制の整備

災害により被災した水道施設の応急復旧を図るため、必要な体制を整備する。

第 3 下水道施設

1 施設の耐震化

- (1) 災害時でも管渠施設・ポンプ施設・処理場の機能を保持する計画・設計
- (2) 管渠および処理場またはポンプ場の土木建築構造物・機械電気設備について補強・更新
- (3) 老朽管等の取り替え
- (4) 非常用電力の確保

2 点検調査の実施

長寿命化計画や施設設備の点検マニュアルを整備し、これに基づき点検調査等を定期的を実施し、施設設備の改善に努める。

3 代替施設設備の整備

下水道施設に支障がある場合に備え、従来の仮設トイレ等の調達供給体制の確立を図る。

第 18 節 危険物施設等災害予防計画

第 1 計画の方針

危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物の災害予防を図る。

第 2 危険物保安対策

消防法上の危険物は、貯蔵方法または取扱いの不備が直ちに災害の原因となる。また、他の原因による災害発生時により、被害を拡大させる要因ともなり、鯖江・丹生消防組合消防本部は、危険物施設の立入検査、従事者に対する取扱いの指導および訓練または災害時における緊急措置の徹底し、災害の防止に万全を図る。

1 立入検査の実施

- (1) 鯖江・丹生消防組合消防本部は、危険物施設などの関係者に対して、立入検査を実施し、法令に基づく適切な維持、管理をさせるとともに貯蔵、取扱い等の厳正を期するよう十分な監督指導を行う。
- (2) タンクローリーによる事故は、人家付近で発生する可能性があり、必要に応じて、警察と協力し公道にて立入検査を実施する。

2 自衛保安体制の確立

鯖江・丹生消防組合消防本部は、危険物施設等の関係者に対し、予防規程の作成、自衛消防組織等の育成指導を行い、自衛保安体制の確立を推進する。

3 化学消火剤等の備蓄

- (1) 鯖江・丹生消防組合消防本部は、化学消防車および化学消火剤等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。
- (2) 鯖江・丹生消防組合消防本部は、大量危険物施設において事故が発生した場合、大きな災害になる恐れがあるため、危険物施設などの関係者に対して災害時の処理体制と化学消火剤等の備蓄を指導する。

4 保安教育の実施

危険物施設関係者等に対して、関係法令および災害予防の具体的方法についての教育を実施し、保安管理の向上を図る。

第 3 高圧ガス、火薬類、毒物、劇物等保安対策

高圧ガス、火薬類、毒物、劇物等の保安については、法令の遵守、自主保安体制の確立、自衛消防隊の編成、事故発生時の連絡体制、従業員の防災教育および訓練などを図るよう推進する。

第19節 積雪時の地震災害予防計画

第1 計画の方針

積雪時に地震が発生すると、被害が大きくなるだけでなく、地震発生後の応急対策にも支障をおよぼすことが予想される。このため、各震災対策は、特に積雪時を念頭にいて実施する。

第2 総合的かつ具体的な雪害予防対策の推進

積雪時の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の雪害予防対策の総合的、継続的推進によって確立される。

このため、「本編第2章第6節 雪害予防計画」に定める事項に準じて、各機関が連携した実効性のある総合的かつ具体的な雪害予防計画を実施する。

第3 交通の確保

地震発生時には、各機関の応急対策により輸送が増えるため、道路交通の緊急確保を図ることが必要となる。このため、除排雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

1 除排雪体制の確立

- (1) 各道路管理者間との整合性のとれた道路除雪計画の策定
- (2) 除雪機械の増強や除雪基地の計画的な整備
- (3) 各道路管理者相互の連絡を密にし、除雪体制の情報交換を行う。

2 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

- (1) 堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備の促進
- (2) 山間地帯の冬期通行不能箇所の解消と代替路線の確保
- (3) スノーシェッド、スノーシェルター、雪崩防止柵など施設整備の促進

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 雪に強い住宅地づくり

市は、屋根雪荷重による地震発生時の家屋倒壊を防止するため、雪に強い住宅地づくりを促進する。

- (1) 克雪住宅の普及促進
- (2) 屋根雪下ろしの奨励
- (3) 住民参加型除排雪方法の確立

2 積雪時の避難所および避難路の確保等

積雪時において地震が発生した場合においても住民が円滑に避難することができるよう避難所および避難路の確保等を図る。

(1) 避難所の確保

市は、地域の人口および地形、なだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、指定緊急避難場所および指定避難所を指定する。

ア 建物周辺にオープンスペースを確保する

イ 消融雪施設を備えるなど雪に強い駐車場の確保を図る

ウ 雪を考慮した建築物の配置を図る

エ 克雪型建築の普及を図る

(2) 避難路の確保

市および県は、積雪時において地震が発生した場合に備え、住民が円滑に指定緊急避難場所等に避難することができるよう次の対策を行う。

ア 積雪および堆雪に配慮した体系的街路を整備する

イ 小型除雪車の増強による歩道除雪の推進を推進する

ウ 機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所における重点的な消融雪施設等を整備する

(3) 避難誘導等設備の確保

ア 市は、積雪時における避難誘導等設備の除排雪等に留意し、その確保に配慮する。

イ 市は、住民が安全に避難所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して避難誘導のための標識を設置する。

3 集落雪崩対策

地震に伴う雪崩災害から住民の生命および財産を守るため、警戒避難体制の整備を行う。

(1) 雪崩危険箇所における警戒避難体制の整備

(2) 危険箇所に対するパトロールの定期的な実施

第5 非常持出品の周知

寒冷期における非常持出品について、通常の持出品に加え耐寒用品等の携行にも配慮するよう住民に対し周知を図る。

第20節 広域的相互応援体制整備計画

第1 計画の方針

大規模災害における広域の相互応援体制を整える。

第2 県内広域相互応援体制

1 福井県・市町災害時相互応援協定

市町独自では十分な災害応急対策が実施できない場合に備え、当該市町が他の市町に要請する災害応急対策を円滑に遂行するための協定。

2 福井県広域消防相互応援協定

県内の消防における相互応援体制を確立し、消防広域応援体制を整備するための協定。

第3 災害時応援協定

市が締結している災害時応援協定等は下記のとおりである。

- 1 岐阜県大垣市 平成 7年 7月26日
- 2 滋賀県長浜市 平成 7年 9月 1日
- 3 石川県加賀市 平成24年 5月28日
- 4 愛知県知立市 平成25年 1月31日
- 5 静岡県袋井市 平成25年 3月 4日
- 6 新潟県村上市 平成29年10月13日

第4 協定締結機関等との合同訓練等

市は、応援協定の締結機関等と、通信訓練等を含めた合同防災訓練を実施する。

第5 広域受援体制の整備

1 受援計画の策定

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体および防災関係機関から応援を受けることができるよう、鯖江市受援計画を策定する。

2 応援職員への対応

- (1) 市は、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。
- (2) 市は、感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。
- (3) 市および県は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

第 2 1 節 交通輸送体系整備計画

第 1 計画の方針

地震発生時の迅速な災害応急対策の実施には、輸送機能の確保が必要であることから、交通輸送体系を整備する。

第 2 緊急輸送路

1 緊急輸送路確保計画の確立

市は、道路、鉄道、海路、空路の利用を相互に補完させるよう調整した総合的な緊急輸送路確保計画を確立する。

2 緊急輸送路

緊急輸送道路は、福井県緊急輸送道路ネットワーク計画に策定する第 1 次緊急輸送道路、第 2 次緊急輸送道路、第 3 次緊急輸送道路を基本とし、指定避難所を連絡する道路のほか、救援物資集積地、防災活動拠点基地、ライフライン・生活物資拠点等を連絡する道路とする。

第 3 公共交通機関による輸送の確保対策

地震発生後速やかに代替交通手段を確保するための被害状況の把握（被害の程度、復旧の見込）、代替道路、道路交通規制などの必要な情報の連絡体制等について、市、交通事業者、県等の関係機関においてマニュアル化を図る。

また、鉄道、バス、トラック、タクシー等の種別、台数等の現況調査を随時行い、公共交通機関の活用を図るとともに、他府県への義援物資の輸送に必要な車両や乗務員の迅速な確保および義援物資受入の際に地理・交通情報を伝達する手段の確保を図る。

第２２節 緊急事態管理体制整備計画

第１ 計画の方針

緊急事態に備えるため、機能的な活動体制の整備を図る。

第２ 階層的防災生活圈構想の推進

- 市は、消火、救助、避難、医療救護等の防災活動を有効かつ機能的に実施するため、町内会、地区（10 地区）市、広域圏、県といった階層構造を防災生活圈とし、それぞれ上位の生活圈が下位の防災生活圈の支援を行う。
- 市は、必要な機能（応援部隊・ボランティアの活動調整、支援物資の集配、備蓄）を備えた各地区の拠点となる防災基地をそれぞれ整備し、応援部隊・ボランティアの活動調整や支援物資の集配にあたるほか、平常時における備蓄等の機能を分担する。また、必要に応じて、広域的な防災活動拠点基地を西山公園区域内に設ける。
- 市は、小中学校等が避難所となった場合に備えて、教職員の緊急時の活動マニュアルを作成し、避難所機能と教育機能の両立を含め、避難所としての利用・運営方法等を定める。

[防災生活圈の階層ごとの役割]

階 層	役 割
町内会	1 町内公民館や社寺広場等を一時避難所（集合場所）として設定する。 2 基本的な防災資機材等を備蓄する。
地区	1 地区公民館等を防災基地として設定し、各公民館・小学校を避難所として設定する。 2 防災基地は、一時避難所等への物資等の供給拠点の役割も果たし、地区内の情報収集・提供の拠点とする。 3 生活必需品や防災資機材等を備蓄するとともに、情報端末を整備する。
市	1 防災活動の指揮命令機能や情報通信機能を有する拠点施設（災害対策本部）を整備する。 2 避難所に対する食糧、生活必需品の供給等の調整やそのための備蓄をする。 3 要配慮者に対するサービスの拠点を整備し、必要物資を備蓄する。 4 必要に応じて、西山公園に広域的な防災拠点基地を設置する。
広域圏	1 圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災基地を整備する。 2 市町間における物資調達の調整、備蓄の融通を図る。
県	1 県の災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンターを設置する。 2 市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報ネットワークを整備する。

第3 地域防災活動体制

市は、住民や自主防災組織が災害時に活動できる施設や資機材の整備に努める。

[防災資機材の概要]

初期消火用	消火器、組立型水槽等
救助活動用	ハンドマイク、発電機等
救護活動用	濾過器、救急医療器セット、防水シート、簡易トイレ等
訓練用	ビデオ、映写装置、訓練用消火器具等

第4 防災活動体制

1 防災活動体制の整備

市は、以下の施設の整備に努める。

- (1) 物資の集積、救急、救援活動や災害時のボランティアの受入れを目的とした防災基地
- (2) 防災行政無線等の情報通信施設
- (3) 食糧・日用生活品等の備蓄倉庫
- (4) 避難所や庁舎等の72時間対応可能な非常用電源等の整備

2 情報連絡体制の整備

市は、災害時に孤立するおそれのある箇所で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

3 罹災証明書交付の実施体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当課を定め、人家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

4 救護体制の整備

鯖江・丹生消防組合消防本部は次の整備に努める。

(1) 救助体制の整備

震災時の救助活動計画を定め、救助資機材を備えた自主防災組織を育成するとともに、救助隊および特別救助隊の整備を図る。

(2) 救急救護体制の整備

集団救急救助活動計画を定め、救急医療情報体制の整備および救急資機材の整備を図る。

(3) 傷病者搬送体制の整備

救急活動を効率的に行うため、救急車等の増強を図る。

(4) 要配慮者に対する救護体制の確立

要配慮者に関する情報のオンライン・ネットワーク化を図る。

5 給水用資機材・器材の確保

市は、災害時に使用できる水源の現況および給水用資機材および給水車等の保有状況ならびに給水能力を平時から把握し、迅速かつ的確に応急対策を行えるように準備する。

また、消毒用資材等についても必要数確保保管する。

第5 消防活動体制

鯖江・丹生消防組合消防本部は、応急活動の中核となる消防における防災資機材等の整備充実に努める。また、災害時に避難誘導および情報伝達、救助等の防災業務の中心となる消防庁舎については、耐震化を図る。

[消防資機材]

消防水利	耐震性貯水槽（防火水槽）の整備
車 両	消防自動車、特殊車両（緊急消防援助隊用を含む）等の整備
資 機 材	ファイバースコープ、音響探知器等の救助用資機材

第6 情報通信施設の整備

1 防災関係機関相互における通信連絡設備の整備

市は、災害の初動期において情報の収集・伝達が重要であるため、情報通信施設設備の整備・耐震化を推進するとともに、最新の情報通信関連技術の導入、情報伝達手段の多重化など、通信設備の運用体制の強化を図る。

(1) 防災行政無線の整備

市は、防災行政無線の強化および利用の効率化のため、以下に基づいて施設整備および運用体制の強化を図る。

ア 防災行政無線を有効に機能させるための運用体制の確立

イ 災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するための防災行政無線の整備、充実

ウ 防災行政無線のデジタル化や全国瞬時警報システム（J-ALERT）との連動

エ 臨時災害放送局（コミュニティー放送局を含む）、携帯端末の緊急速報メール機能、地上デジタル放送の活用

オ 県が構築した災害情報インターネットシステム（Lアラート（災害情報共有システム）を含む）などの多様な媒体を活用

2 住民に対する情報連絡・伝達設備および体制の整備

(1) 多様な媒体の活用

災害時の円滑な防災活動の遂行と住民に対する適切な情報を提供するにあたり、緊急通信手段を確保するため、県防災情報ネットワークや全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティーFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた情報伝達の多重化、多様化を図る。

また、その他の媒体として、広報に用いている電光掲示板、有線放送や県が構築した災害情報インターネット通信システム、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）および公共情報コモンズの活用を図る。

さらに、県内で設置されているCATV局の活用を図ることとし、緊急時における利用や平時のネットワーク化を進める。

(2) 伝達媒体との連携強化

市は、放送要請協定により放送機関と協力体制をとっているが、あらゆる伝達媒体との連携を図るため、災害時における相互の情報交換、協力および情報提供のあり方等の検討を進める。

(3) 要配慮者に対する情報連絡・伝達設備および体制の整備

要配慮者に対する情報連絡・伝達設備および体制の整備については、本章第7節「要配慮者震災予防計画」による。

第7 企業等との連携強化

企業等と行政の連携の強化を図るため、事業者と業界・商工団体、農林水産関係団体、行政間の連絡体制を整備し、連携を強化する。

1 事業者および業界・商工団体と行政間の連絡体制の整備、連携の強化

(1) 市および県は、民間事業者との間で協定を締結し、協力体制を構築する。

(2) 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業に対し、市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう要請する。

(3) 市は、被災後、早急に産業復旧対策を講じるため、各事業者、各業種と協力し、以下のことを行う。

ア 各種通信手段による連絡ルートの確立

イ 営業再開に向けた復旧対策および支援体制等の整備

ウ 緊急雇用対策等の周知

2 農林水産関係団体と行政間の連絡体制の整備、連携の強化

市は、災害時に被害状況を早急に把握するため、県、関係団体等との連絡体制および役割分担を定めた計画を策定し、毎年更新する。

第8 市の業務継続性の確保

市は、業務継続性の確保として、以下のことを行う。

1 全庁をあげた業務継続性の確保と体制の構築

(1) 平時から災害時における優先すべき業務を絞り込みの実施

(2) 当該業務を遂行するための役割の分担

2 業務継続計画の作成と見直し

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必

要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、以下の点に着目し行う。

- (1) 地域や想定される災害の特性等の考慮
- (2) 必要な資源の継続的な確保
- (3) 定期的な教育、訓練および点検などの実施
- (4) 訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた業務継続計画の見直し
- (5) 計画の評価・検証等を踏まえた改訂

3 業務継続計画の修正時の注意点

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の修正について以下の点に注意しながら行う。

- (1) 修正時の状況に応じた、首長不在時の明確な代行順位および職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (4) 重要な行政データのバックアップならびに非常時優先業務の整理

第9 公共建物等における番号標示および管理

各建物の管理者は、災害時において他府県、自衛隊等のヘリコプターが上空から容易に当該建物を特定できるよう、標示番号が識別できる状態を確保する。

第10 活動体制の整備

1 計画的な整備

市は、活動体制の整備に当たっては、地域の実情に応じ計画的に整備する。

2 事業の活用

市は、事業の実施に当たっては、国や県と連携し、以下の事業を活用する。

- (1) 防災・減災対策等強化事業推進費
- (2) 防災基盤整備事業、公共施設等耐震化事業
- (3) 国庫補助事業
- (4) 県費補助事業等

第3章 災害応急対策計画

第1節 緊急活動体制計画

第1 計画の方針

市および防災関係機関は、地震発生時において、迅速かつ的確に応急対策を行い、災害の拡大を防止するために必要な事項について定める。

第2 職員計画

1 職員の配備体制の基準

種 別	配備時期	配備内容
第1 配備	1 鯖江市で震度4の地震が発生したとき 2 市長が必要と認めたとき	1 災害警戒本部の設置 2 各班長、災害対策班、土木班は本庁集合
第2 配備	1 鯖江市で震度5弱または5強の地震が発生したとき 2 市内で局地に、地震による災害が発生したとき 3 市長が必要と認めたとき	1 開庁時 (1) 災害対策本部の設置 (2) 基地の設置 (3) 全職員は職場待機 2 閉庁時 (1) 災害対策本部の設置 (2) 全職員参集 【本庁職員】 本庁集合 【本庁以外の職員】 各勤務施設に集合
第3 配備	1 鯖江市で震度6弱以上の地震が発生したとき 2 市内全般に、地震による重大な被害が発生し、通信網が寸断されたとき	1 開庁時 第2配備と同様 2 閉庁時 全職員参集（詳細は下表のとおり）

[第3 配備で閉庁時の配備内容]

災害発生直後	(1) 下記を除く、職員は各勤務施設に集合 ア 災害対策本部を開設 イ 各班事務分掌に基づく本部機能を構築 (2) 避難所・基地要員は、至急、担当の基地（各地区公民館に集合） (3) 上下水道課上水公務グループの職員は、上水道管理センターに集合
災害発生後3時間後で、周辺に火災発生のないとき	避難所・基地要員は、現場維持に必要最小限の職員を残して、本庁または勤務施設に集合（本部との連絡が不通でも実施）
その他	参集途中の人命救助および被害状況をそれぞれの部長に報告する。

2 配備体制の決定

市は、災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、職員を非常招集する。

(1) 活動体制の確立

鯖江市で震度4の地震が発生したとき、または市長が認めたときは、配備体制の基準に定める職員は直ちに初動活動を実施する。

ア 情報の収集

【災害対策班】

- (ア) 県および福井地方気象台からの地震情報等の収集
- (イ) 鯖江警察署、鯖江・丹生消防組合消防本部からの被災情報の収集
- (ウ) 帰宅者、登庁者からの被災情報の収集
- (エ) テレビ、ラジオの視聴による地震情報および被災情報の収集

【各班長】

- (ア) 所管施設、関連施設等の被災状況等の情報を収集
- (イ) 災害対策班への情報の提供

イ 市長は、上記により収集した情報をもとに災害警戒本部会議を開催し、災害対策本部の設置について協議する。

(2) 動員の伝達

ア 勤務時間中における配備

防災危機管理課長は、庁内放送および各課通知等により職員の配備伝達を行う。

イ 勤務時間外における参集

鯖江市で震度震度5弱以上の地震が発生した場合、すべての職員は「職員の配備基準」に基づき、自主的に定められた場所に参集する。

ウ 消防団の動員

消防団の動員については、消防団独自の判断で行うことを原則とする。ただし、災害の態様、災害応急対策状況等に応じて、市長は消防団長に動員を要請できる。なお、業務内容は、市内の秩序維持、避難指令の伝達、誘導避難および救出、救護、負傷者の応急手当に関することである。

エ 防災関係機関および協力団体等の動員協力

防災関係機関は、法令・防災業務計画等の定めるところにより、その所管事務に係る災害応急対策を速やかに実施する。また、市の災害応急対策に必要な人員等の応援を求められたときは、可能な限り応じる。また、協力団体は自らの災害応急処置の遂行に支障のない限り、市の災害応急業務に協力する。

第3 鯖江市災害対策本部

1 設置および廃止基準

市長は、次の場合に災害対策本部（以下「本部」という。）を設置または廃止する。

(1) 設置

- ア 鯖江市において震度5弱以上の地震を観測した場合
- イ 市内で局所的に、地震による災害が発生した場合
- ウ 市内全域で、地震による重大な被害が発生し、通信網が寸断された場合
- エ その他災害対策本部の設置の必要がある場合

(2) 廃止

- ア 災害応急対策がおおむね完了した場合
- イ 災害の発生するおそれなくなった場合

2 設置場所

本部は、鯖江市役所に設置する。

ただし、市庁舎が被災し、使用不可能の場合は、被災を逃れた近くの公共施設等を使用し、職員、市民および防災関係機関に周知する。

3 防災関係機関への通知

災害対策本部が設置された場合、直ちに県および防災関係機関にその旨を通知または報告する。

4 設置の公表

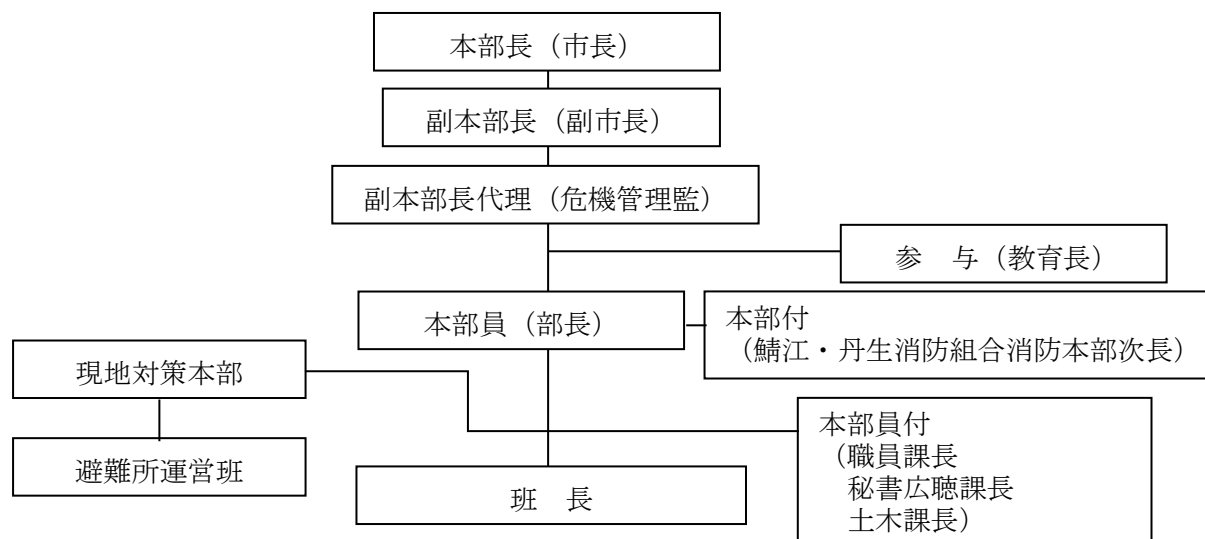
災害対策本部を設置したときは、本部の標識を市庁舎正面玄関に掲示する。

5 組織、事務分掌等

- (1) 本部長（市長）は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長（副市長）は、本部長を補佐し、本部長が事故のときはその職務を代理する。
- (3) 副本部長代理（危機管理監）は、本部長および副本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- (4) 本部に参与を置き、教育長を充てる。
- (5) 本部に本部付を置き、鯖江・丹生消防組合消防本部次長を充てる。
- (6) 本部に次の部を置き、各部は次に掲げるものを充て、本部員として部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

災害対策本部 設置時の部名	部長名	災害対策本部 設置時の部名	部長名
総務部	総務部長	産業交流部	産業交流部長
政策経営部	政策経営部長	都市整備部	都市整備部長
市民生活部	市民生活部長	教育部	教育委員会事務部長
健康福祉部	健康福祉部長	支援部	議会事務局長

- (7) 各部に班を置き、その主な事務分掌は資料編に記載のとおりとする。
- (8) 本部は、本部長、副本部長、参与、本部付および本部員をもって組織する。この場合において、本部長は必要により班長その他の班員を会議に出席させることができる。
- (9) 本部会議に本部員付を置き、職員課長、秘書広報課長および土木課長を充てる。
- (10) 本部の組織図については、次のとおりとする。



第4 災害警戒本部

1 設置および廃止基準

市長は、次の場合に災害警戒本部を設置または廃止する。

(1) 設置

- ア 鯖江市において震度4の地震が発生した場合
- イ 市長が必要と認めた場合

(2) 廃止

- ア 災害応急対策がおおむね完了した場合
- イ 災害の発生するおそれなくなった場合
- ウ 鯖江市災害対策本部が設置された場合（同本部に統合される）

2 設置場所

本部は、鯖江市役所に設置する。

3 組織

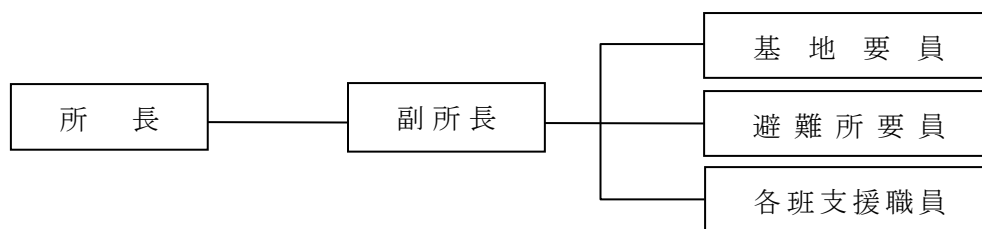
鯖江市災害対策本部の組織と同様とする。

第5 現地対策本部

- 1 災害状況により市長が必要と認めたときは、現地対策本部（以下「基地」という。）を置き、応急対策実施の指揮および現地での応急対策活動に係わる関係機関との連絡調整活動（応援要請等

を除く。)を行うとともに、市長（災害対策本部長）に応急対策の実施状況を報告する。また、基地の廃止は、状況に応じ市長が決定する。

- 2 基地は、各地区公民館（公民館に設置できないときは、最寄りの公共施設）に設置する。
- 3 基地に、所長、副所長その他の職員を置き、あらかじめ市長が任命する。



職員の業務分担、編成等は、災害の状況に応じ、所長が指示決定する。

所長、副所長に事故あるときは、上席職員が職務を代理する。

- 4 基地の業務は次のとおりとする。

本部との連絡調整に関すること。

ただし、通信途絶のときは、次の要領で本部に伝令員を派遣すること。

- (1) 基地を設置したとき
- (2) 基地を設置してから2時間後
- (3) その他重要な情報を入手したとき

ア 区長等地区関係者との連絡調整に関すること。

イ 避難所（自主避難所を含む）の開設要請および連絡調整に関すること。

ウ 被害状況等の情報収集に関すること。

エ この計画に定める応急対策活動の実施に関すること。

オ その他基地の運営に関すること。

第6 防災関係機関相互の連絡調整体制への参加

市は、防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するため、県と協議し、県が設置する「災害対策連絡調整会議」に参加し、情報の共有化および活動の調整を図る。

第7 合同調整所の設置

市は、必要に応じて合同調整所を設置し、災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊の活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有および活動調整を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第8 複合災害発生時の体制

市は、複合災害が発生した場合、対策本部で想定している班や要員の重複を調整し、一元的に災害対応を行うための体制づくりに努め、現地対策本部についても、同様の対応を行う。

第２節 広域的応援対応計画

第１ 計画の方針

災害時において他の機関の協力を求め、広域的な応援による災害対策を実施する体制を整備する。

第２ 災害対策基本法に基づく応援協力等の要請

１ 応援要請の判断

市は、応急対策活動を実施するにあたり、市だけ対応では困難と判断した場合、県および他自治体などに対し、応援要請を行う。

２ 応援要請の順位

応援要請は、被災の範囲・被害規模等の状況に応じ、次の順位により要請する。

（１） 県内相互応援

災対法、消防組織法、県・市町村災害時相互応援協定、福井県広域消防相互応援協定に基づく要請を行う。

（２） 県外からの応援

市は、県外からの応援を行う場合は、災害時相互応援協定に基づき協定締結都市に最初に要請を行う。

３ 受入体制

応援の受入れは次の原則に従い、担当部署を明確化する。

（１） 警察、消防の応援隊はそれぞれの機関が受け入れる。

（２） 自衛隊の受入れは、基本的には市が行い、広域にわたる場合は県が受け入れる。

（３） 自治体および行政ボランティアの受入れは、市および県が行う。

（４） 民間ボランティアの受入れは、災害ボランティアセンターが行う。

４ 防災活動拠点

適切な役割分担のもとに大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点、救急・救護の活動拠点となるスペースを西山公園区域内に確保する。

５ 防災機関の応援等

（１） 市町への要請

市は「福井県・市町村災害相互応援協定」に基づき、県内の市町に応援を求める。

ア 災害の状況および応援を求める理由

イ 応援を希望する機関名

ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量ならびに応援人員

エ 応援を必要とする場所および活動の具体的内容

（２） 県外市町村への要請

市は、県外の市町村との個別協定に基づき、応援を要請する。その際、県に対して報告する。

(3) 県への要請

ア 職員の斡旋

市は、災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めたときは、県に対して必要な事項を示し関係指定地方行政機関または指定公共機関の職員の派遣について斡旋を求める。

イ 災害応急対策

市は、災害応急対策を実施するため必要があるときは、県に必要な事項を明らかにして応援または実施を要請する。

ウ 災害救助法の適用

(ア) 災害発生の日時および場所

(イ) 災害の原因および被害の状況

(ウ) 適用を要請する理由

(エ) 適用を必要とする期間

(オ) 既に行った救助措置および行おうとする救助措置

エ 被災者の他地区への移送要請

(ア) 移送を必要とする被災者の数

(イ) 希望する移送先と被災者を収容する期間

オ 応援要請または応急処理の実施要請（災対法第 68 条）

(ア) 災害の状況および応援または応急処置の実施を求める理由

(イ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量

(ウ) 応援を必要とする場所、期間

(4) 指定地方行政機関等に対する場合

市は、応急対策または災害復旧のため、必要があると認めたときは、関係指定地方行政機関または関係指定公共機関に対し、必要な事項を明らかにして職員の派遣を要請する。

ア 災害の状況および応援または応急処置の実施を求める理由

イ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量

ウ 応援を必要とする場所、機関

(5) 民間団体等への要請

市は、応急対策または災害復旧のため、必要があると認めたときは、民間団体等に協力を要請する。

6 消防の応援

(1) 県内市町消防への要請

鯖江・丹生消防組合消防本部は、単独で対処不可能な地震火災が発生した場合は、福井県広域消防相互応援協定に基づき他の市町に応援要請を行う。

(2) 他都道府県消防機関への要請

本部長は、他の都道府県消防機関の応援が必要なときは、消防組織法第 44 条の規定に基づき必要な事項を明らかにし、県を通じて消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

7 自衛隊の災害派遣

市は、災害の発生により市民の生命または財産の保護のため、必要があると認めるときは、本章 2 6 節により、県に対し自衛隊の派遣を要請する。ただし、災害状況から事態が切迫し、県と連絡がとれない場合などは、直接、自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、県に対して速やかに所定の手続をとる。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨および市の地域に係る災害の状況を自衛隊に報告する。

第 3 各機関の協力および経費の負担

1 協力の実施

- (1) 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施の遂行に支障のない限り協力または便宜を図る。
- (2) 各機関の協力業務の内容は、「第 1 章第 4 節防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」に定めており、協力方法は、協力方法は、要請先と協議のうえ定める。
- (3) 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協議を整えておく。

2 経費の負担

他市町、国または県からの派遣職員に対する給与および経費の負担方法は、災対法に定めるところによる。

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 計画の方針

地震災害に際して、人命または財産を保護するため自衛隊に対し、災害派遣を要請するときの手続、受入等を定める。

第2 派遣要請の実施

市は、災害が発生し人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能または困難であると認められる場合、または災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がない場合は、県に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

第3 派遣の内容

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の捜索救助
- 4 除雪・水防活動の支援
- 5 道路または水路の啓開
- 6 応急医療、救護および防疫
- 7 人員および物資の緊急輸送
- 8 消防活動の支援（空中消火を含む。）
- 9 危険物の保安および除去
- 10 給食および給水
- 11 入浴支援
- 12 救援物資の無償貸付または譲与
- 13 その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

第4 自衛隊の情報収集

福井県内において震度5弱以上の地震が観測された場合において、各自衛隊は、航空機等により被害状況の収集活動を行い、その収集した情報を必要に応じ、県に伝達する。その際、市は、自衛隊が収集した情報について、県を通じて入手するよう努める。

第5 派遣要請の手続き

- 1 市は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、災害派遣要請書を県に提出する。ただし、特に緊急の場合、電話をもって行い、事後速やかに県へ文書を提出する。口頭で要請する場合の連絡事項は次のとおりである。
 - (1) 災害の状況および派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域および活動内容
 - (4) その他参考となるべき事項

2 派遣要請先

機関名	連絡窓口	電話番号
陸上自衛隊第 14 普通科連隊	第 3 科	076-241-2171
陸上自衛隊第 372 施設中隊	本部訓練班	0778-51-4675
海上自衛隊舞鶴地方総監部	防衛部第 3 幕僚室	0773-62-2250
航空自衛隊第 6 航空団	防衛班長	0761-22-2101
自衛隊福井地方協力本部	総務課	0776-23-1910

3 留意事項

市長は、知事に災害派遣の要請をする場合、特に次の事項に留意する。

- (1) 自衛隊が災害派遣をする場合は自衛隊法第 83 条第 2 項「都道府県知事の要請があり事態やむを得ないと指定部隊の長が認める場合には、部隊を救援のため派遣することができる」に該当する事態であり、単なる災害という理由のみで要請しない。
- (2) 災害応急対策活動および災害予防（災害の発生が目前に迫り、かつ、これが予防のためには部隊等の派遣を待つ以外に方法がないと思われるとき。）のための派遣要請ではあるが、自衛隊が到着する頃には危険が去ったということのないよう的確な情勢判断をする。
- (3) 災害派遣を要請するときは、災害の状況および派遣を申請する理由、派遣を必要とする期間、派遣を希望するその任務、希望する区域および活動等の概数、その他部隊派遣上特に参考となる事項を県に連絡する。

第 6 自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県の要請を待つ時間がないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等が派遣される。

- 1 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合。
- 2 災害に際し、県等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められた場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合。
- 3 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
- 4 その他災害に際し、上記事項に準じ、特に急を要し、県等からの要請を待つ時間がないと認められる場合。
- 5 庁舎、営舎その他防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合。ただし、県の要請前に部隊等を派遣した後、県が派遣要請をした場合、その時点から県の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

第7 派遣部隊の受入れ

1 関係機関の相互協力

市は、派遣部隊の移動、現地進入および災害応急措置に係る補償問題等の発生、ならびに必要な現地資材の使用等に関して、県、鯖江警察署、鯖江・丹生消防組合消防本部と緊密に連絡し協力する。

2 作業計画および資材等の準備

市は、自衛隊への作業の要請または依頼にあたっては、他の災害救助隊、復旧機関等と競合、重複しないよう効率的な計画を策定するとともに、災害実態に必要な資材を準備し、かつ諸作業について関係ある管理責任者の了解を得るようにする。

3 派遣部隊との連絡調整

派遣部隊の受入れおよび活動を円滑に行うための連絡調整は、県が行う。

4 自衛隊の受入れが決定したときは、下記により速やかに受入れの体制を整備する。

- (1) 自衛隊連絡員室を市役所内に設置し、机、椅子を配備する。
- (2) 宿舎は、屋内宿泊施設（公共施設で隊員一人当たり1畳の基準）をあてるが、その施設が避難施設にあてられているときは、避難者との関係を十分に検討し、派遣部隊の活動を妨げないよう留意する。
- (3) 災害の状況により、野営の必要がある場合は、野営施設を設置する。
- (4) 材料置場、炊事場は野外の適当な広場を確保する。
- (5) 駐車場は、宿泊施設の近くに車両等を考慮して適当な広場を確保する。
- (6) 食糧等の供給の必要がある場合は、本章第18節「飲料水、食料品、生活必需品等の供給計画」等により調達の手配をする。
- (7) ヘリポートの設置等

ア 被災地の状況、ヘリコプターの機種により異なるが、あらかじめ設定した地点を対象にその都度自衛隊および県と協議して定める。

イ 吹き流し、発煙筒、**(H)**の標示、警戒人員を配備する。

ウ 通信筒投下のとき、+（長さ4m）の標示、発煙筒、白布（30cm×30cmで通信筒を受取ったときの目印し）を準備する。

エ 孤立地区偵察のときの赤旗（急病人が発生しているとき）、青旗（食糧が不足しているとき）を準備する。

第8 派遣部隊の撤収要請

市は、応急対策、復旧対策等の進行状況により、派遣部隊の撤収要請をするときは、派遣部隊の長と協議の上、県に撤収要請を行う。

第9 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは原則として派遣を要請した市が負担する。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

- 1 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料および借上げ料
- 2 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費および入浴料
- 3 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

第4節 ボランティア受入れ計画

第1 計画の方針

震災時において、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア活動が円滑に行われるようボランティア活動環境を整備する。

第2 ボランティアの受入体制

1 市は、被災地等における災害ボランティア活動の円滑な実施を図るため、市災害ボランティアセンター連絡会に対し「災害ボランティアセンター」の設置を要請する。同センターは県や災害対策本部と情報交換を行うとともに、避難所、救援物資集積所等から情報収集し、ボランティアニーズの把握を行う。また、専門ボランティアの派遣に関しては中間支援組織等との連携に努める。

2 災害ボランティアの受入業務

(1) 一般ボランティア

- ア 被災家屋の清掃、片づけ、家財道具運搬
- イ 避難所等の管理・運営補助
- ウ 避難者の生活援助
- エ 救援物資等の輸送・整理
- オ 炊き出しなどの食事サービス
- カ 情報収集活動
- キ その他災害時に必要となる活動

(2) 専門ボランティア

- ア 介護
- イ 輸送
- ウ 応急危険度判定士
- エ 外国語通訳
- オ 点字・朗読・手話通訳・要約筆記
- カ ボランティアのコーディネート
- キ 被災動物等の保護および収容
- ク その他災害時に必要となる活動

3 ボランティア保険への加入

ボランティア活動時の事故等の補償のため、災害ボランティア活動者は、県の負担によるボランティア保険に加入する。

4 受入経費

市（県から事務の委任を受けた場合）および県は、ボランティアセンターに係る人件費および旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第3 奉仕団等の編成および活動

災害時においては、日本赤十字社福井県支部のほか、区長会、女性、青年、壮年等の各種団体および民間組織の協力を得て、災害応急対策の万全を図る。

1 日本赤十字社福井県支部の協力

- (1) 日本赤十字社福井県支部は、発生した災害について、災害救助法が適用された場合、県の要請により、鯖江市の市域に救護班および現地医療班を出動させ医療および助産、ならびに遺体の処理等災害救助活動に協力する。
- (2) 日本赤十字社福井県支部は、災害の状況により市長から災害救助の要請があったときは、可能な限りこれに協力する。

2 民間奉仕団体および活動範囲

(1) 奉仕団の編成

ア 赤十字奉仕団

日本赤十字社福井県支部は、市の区域に赤十字奉仕団を編成し、民間奉仕団と連絡を図り、労力奉仕、義援金品募集、厚生指導等災害救助活動に協力する。

イ 町内会

- (ア) 局地災害の場合は、隣接町内会は積極的に協力する。
- (イ) 市全域にわたる災害の場合は、市長の要請により災害応急対策活動に協力する。
- (ウ) 区長会連合会等は、市長の要請に対して積極的に協力体制を組む。

ウ その他各種団体および有志者

女性、青年、壮年等の各種団体および有志者においては、必要に応じ市長の要請により災害応急対策活動に協力する。

(2) 奉仕団の名称等

奉仕団には各団体別に名称を付し、団長および班長等を置き奉仕協力活動の実態に即した編成をする。

(3) 奉仕団の協力活動範囲

ア 被災者の避難誘導

イ 被災者の救出および保護

ウ 被災者および災害応急対策従事者に対する炊出し

エ 清掃および防疫

オ 災害応急対策用物資、資材の輸送

カ 食糧、衣料等の物資の配給

キ 救援物資の整理、輸送

ク 被災者の家財の監視

ケ 救援隊、自衛隊に対する協力

コ 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業

サ その他応急対策活動の協力

第5節 地震に関する情報等の伝達計画

第1 計画の方針

地震の情報等を各機関の連携のもとに、迅速かつ的確に伝達し、早期の災害応急対策を実施する。

第2 情報の種類と概要

福井地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、市や県、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震の状況等）の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、市民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置付けられる。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて住民への緊急地震速報の提供に努める。

(3) 市は、住民への緊急地震速報等の迅速かつ的確な伝達のため、防災行政無線を始めとする効果的かつ確実な伝達手段の複合的に活用努める。

2 地震情報の種類とその内容

(1) 緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる 府県予報区の名称	震源・震度情報で用いる市町名
福井県	福井県嶺北	福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、福井坂井市、永平寺町、福井池田町、南越前町、越前町
	福井県嶺南	敦賀市、小浜市、福井美浜町、高浜町、福井おおい町、福井若狭町

(2) 地震情報の種類と発表基準・内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度 3 以上	地震発生から約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度 3 以上（津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	- 震度 1 以上 - 津波警報等発表または若干の海面変動が予想された時 - 緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）
遠地地震に関する情報	- マグニチュード 7.0 以上 - 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね 30 分以内に発表※1。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表しています。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方の格子毎に推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

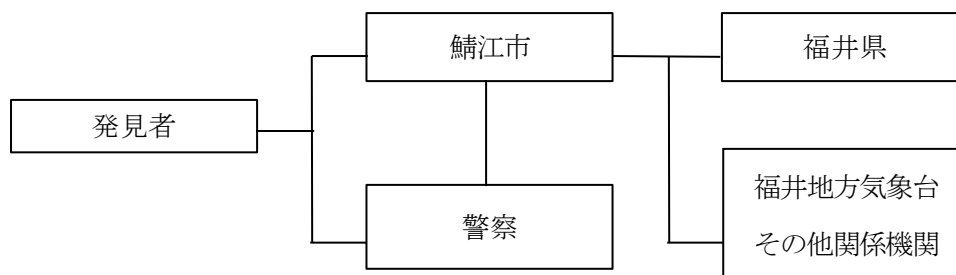
第3 情報等の伝達

福井地方気象台から地震に関する情報を受けた機関は、「福井地方気象台からの情報伝達系統図」を準用して、通報または放送を行うように努める。

第4 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災対法 54 条に基づき、遅滞なくその旨を市または警察に通報する。通報を受けた警察は、その旨を速やかに市に通報し、市は速やかに県、福井地方気象台およびその他の関係機関に通報する。

[異常現象発見者の通報図]

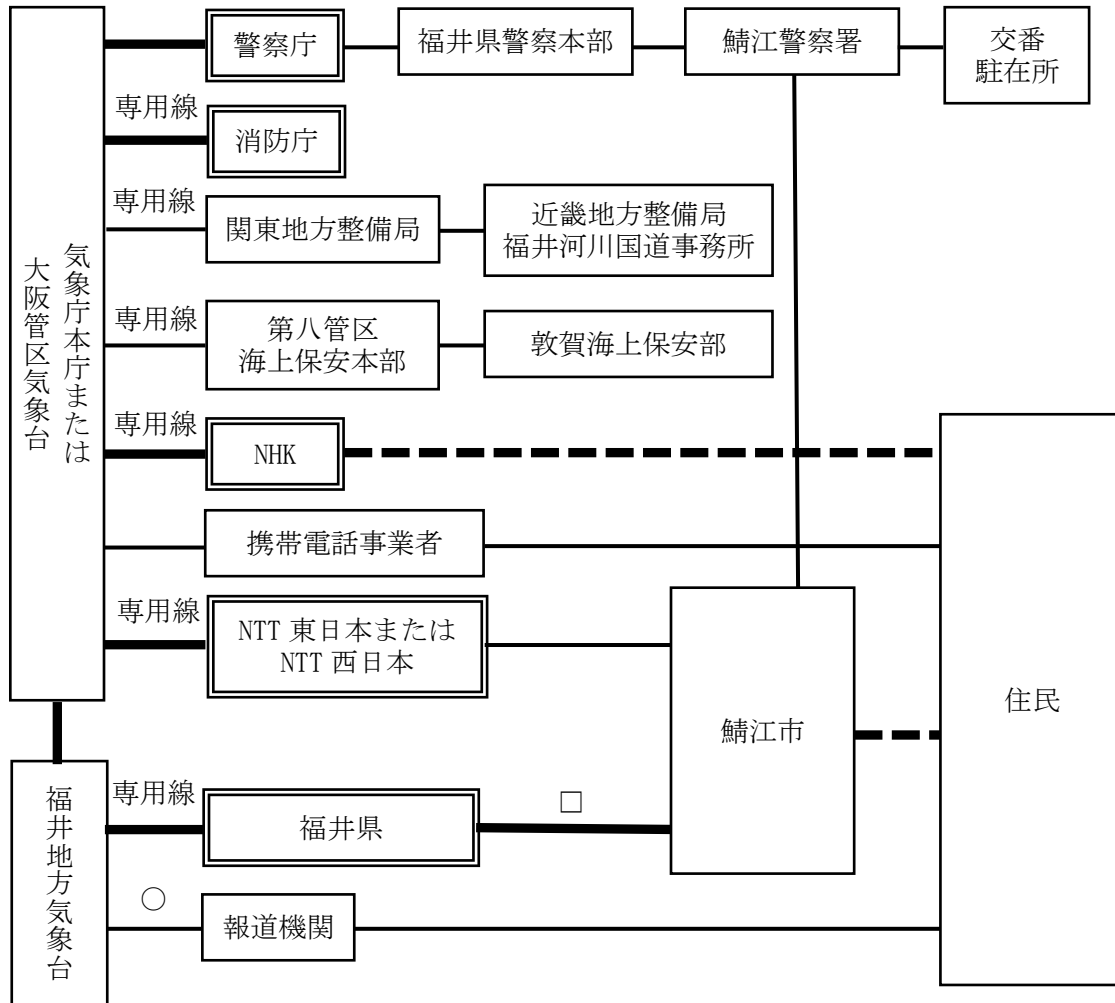


1 県および福井地方気象台等に通報すべき事項

- (1) 震度 4 以上の地震があったとき。
- (2) 頻発地震（数日にわたり頻繁に感じる地震）があったとき。

2 市長からその他の関係機関への通報は「本章第 6 節 災害情報収集伝達計画」に定める。

[福井地方気象台からの情報伝達系統図]



◇凡例

	法令(気象業務法等)による通知系統
	法令(気象業務法等)による公衆への周知依頼および周知系統
	地域防災計画・行政協定・その他による伝達系統
	防災情報提供システム(インターネット)または気象庁HP
	県防災情報ネットワーク
	法令により、気象官署から警報事項を受領する機関

第6節 災害情報収集伝達計画

第1 計画の方針

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うには、被害や復旧状況に関する情報を迅速かつ正確に収集し、関係機関に連絡することが重要であるため、関係機関は所掌の情報を積極的に収集把握して、県に報告する体制を確立する。

第2 災害情報の収集および伝達

1 防災関係機関相互の連絡体制の確立

市および県は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、新総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努める。

2 市の情報収集および伝達体制

(1) 情報収集

自衛隊や警察などの防災関係機関が収集した情報を活用するほか、災害情報の積極的な収集を行うなど、被害規模を早期に把握に努める。なお、発生した災害または発生するおそれのある災害に関する情報収集等は次のとおりとする。

ア 火災の発生の状況

イ 建物の倒壊状況

ウ 死者、負傷者の人的被害の発生状況

エ 電気・水道等の被害状況

オ 道路、橋梁の被害状況

カ 住民の動向

キ その他必要な事項

(2) 情報伝達

収集した情報は、本章第8節「広報計画」により伝達する。

(3) 調査方法

被害の状況調査は、「鯖江市被害状況報告要領」に基づいて行い、市民の生命、財産に関する事項および市の管理する施設について、各班、基地が調査し行政管理課が集計する。

ア 市は、被災世帯人員等について、現地調査に加えて住民登録等の諸記録とも照合し、その正誤を確認する。

イ 市は、死者および負傷者が出た場合は、その氏名、住所および年齢等を速やかに確認する。

(4) 参集途上職員の情報収集

参集途上にある職員は、周囲の被災状況を把握し、参集後所属班長に報告し、各部は、職員の報告内容を市長に報告する。

(5) 通信関係のボランティアの活用

大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線、パソコン通信利用者といった通信関係のボランティアの協力を得る。

(6) 情報の優先順位

情報収集および通報は、人的被害および住家被害に関連あるものを優先する。その他については本章第7節「通信運用計画」に定める。

(7) 安否不明者の情報収集

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）については、県、防災関係機関、自主防災組織の協力を得て、積極的に情報収集を行う。市は、「災害時における安否不明者の氏名等の公表方針」に基づき、県が要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めた場合、住民基本台帳の閲覧制限措置の有無等を確認の上、安否不明者の氏名等の公表を行い、その安否情報を収取・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

(8) 航空写真・画像等の提供

市および県は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

(9) 地域住民からの収集

市は現地の被害状況を把握する必要がある場合、公民館長、消防団の分団長、区長等の地域住民から情報を収集する。

(10) 関係機関への情報連絡手段

防災関係機関は、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、報告するときの状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡する。

第3 被害状況報告

被害状況の報告は、県に報告することを原則とするが、県に報告することができない場合は、国（総務省消防庁）に報告を行い、県との連絡が取れるようになった場合は、県に対して報告する。

なお、県につながらない場合、被害状況の報告先は次のとおりである。

時間帯		通常時	夜間・休日時
連絡先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室
電話番号	N T T回線	03-5253-7527	03-5253-7777
	消防防災無線	90-49013	90-49102
	地域衛星通信ネットワーク	発信特番-048-500 -90-49013	発信特番-048-500 -90-49102
F A X 番号	N T T回線	03-5253-7537	03-5253-7553
	消防防災無線	90-49033	90-49036
	地域衛星通信ネットワーク	発信特番-048-500 -90-49102	発信特番-048-500 -90-49036

1 報告の内容

市が県へ情報を報告する場合その対象とする事項

- (1) 被害発生情報（日時場所原因）
- (2) 被害概況（後述の被害状況に準じ、内容によってはそのまま被害状況報告に移行してよい。）
- (3) 市町の応急対策の概況（災害対策本部の設置状況）
- (4) 県に対する要請事項（自衛隊派遣要請等）
- (5) その他応急対策の実施に際し必要な事項

2 報告の種類

- (1) 災害即報

災害を覚知したとき、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で行う。

- (2) 災害確定報告

応急対策終了後 10 日以内に行う。

- (3) 災害中間報告

毎年 1 月 1 日から 12 月 10 日までの災害状況について、12 月 10 日現在で明らかになったものを、12 月 15 日までに行う。

- (4) 災害年報

毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害状況について、翌年の 4 月 1 日現在で明らかになったものを、4 月 15 日までに行う。

3 報告の方法

- (1) 報告の責任者

災害報告責任者は、危機管理監とする。

- (2) 報告の方法

災害即報等は、原則として防災ネットにより行うが、やむを得ない場合には、電報あるいは非常無線等を用いて報告する。災害確定報告および災害年報は、必ず文書で報告を行う。

[被害情報連絡体制]

情 報 連 絡 内 容	情 報 収 集 ・ 連 絡 系 統 図
Ⅰ 被害・復旧の状況	
① 人的被害・家屋被害 火災状況	市 ————— 県災害対策本部 鯖江・丹生消防組合消防本部 警察部 —————
② 道路状況・交通状況	市 ————— 県災害対策本部 近畿地方整備局福井河川国道事務所 — 土木部 ————— 公団・公社 ————— 警察部 ————— 輸送関係機関 —————
③ 堤防・護岸の状況	市 ————— 農林水産部 ————— 県災害対策本部 ————— 土木部 ————— 国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所 —————
④ ライフライン・輸送 機関状況	ライフライン関係機関 ————— 県災害対策本部 輸送関係機関 ————— 市（上・下水道） ————— 健康福祉部 ————— ————— 土木部 —————
⑤ 文教施設関係状況	市 ————— 県立文教施設 ————— 教育部 ————— 県災害対策本部 民間文化施設 —————
⑥ 病院施設関係状況	市（病院等） ————— 県立病院 ————— 健康福祉部 ————— 県災害対策本部 県医師会（私立病院）等 —————
⑦ 廃棄物処理場関係状況	市 ————— 防災安全部 ————— 県災害対策本部
⑧ 火葬場関係状況	市 ————— 健康福祉部 ————— 県災害対策本部
⑨ その他の施設の状況	県立施設 ————— 所管部 ————— 県災害対策本部 市 ————— その他の施設
Ⅱ 対策の実施状況	
① 住民避難の状況	市 ————— 県災害対策本部 警察部 —————
② 救護物資・避難所運営・ボランティアの 受入れ状	市 ————— 総務部 ————— 県災害対策本部
③ 治安の状況	警察部 ————— 県災害対策本部
④ その他の対策の状況	市 ————— 関係機関 ————— 県災害対策本部 各部 —————

第7節 通信運用計画

第1 計画の方針

地震発生時の通信を確保し、災害応急対策に支障をきたすことがないよう迅速かつ的確に行う。

第2 地震発生直後の機能確認と応急復旧

地震発生時は、すぐに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は速やかに応急復旧にあたり、同時に、携帯電話等の代替通信手段を確保するほか、すべての通信手段が途絶された場合には、職員を派遣して通信の確保を図る。

第3 通信手段の確保

1 災害時の通信連絡

市および県、防災関係機関が行う災害に関する予報、警報および情報の伝達もしくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令などは、原則として有線通信（加入電話）、または無線通信により速やかに行う。

2 通信の統制

地震発生時には、加入電話および無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

3 各種通信設備の利用

(1) 電話および電報施設の優先利用

ア 電話の優先利用

市は、災害時において最優先に確保すべき通話を行うために、一般加入電話を西日本電信電話(株)の承諾を受けて災害時優先電話として利用する。この災害時優先電話を使用しての通話は、通信網に異常ふくそうが生じて一般の通話を規制した場合も、通話の規制を受けない。

イ 電報の優先利用

(ア) 非常電報

地震やその他非常事態が発生し、または発生するおそれがあると認められる場合、他の電報に優先して取り扱われる。

(イ) 緊急電報

非常電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する事項を内容とする電報については、緊急扱い電報として取り扱われる。

(2) 電波法に基づく非常通信の利用

防災関係機関は、地震その他非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条および第74条ならびに非常通信規約に基づいて非常通信を利用し、通信連絡手段の確保を図る。

この場合において、無線局およびその他の機関は、北陸地方非常通信協議会を中心に、無線設備の保守点検、通信訓練の実施等を通じて、非常通信の円滑な運用を期する。

非常通報を希望する者は、非常通信用紙（別紙様式）に電報形式（片カナ）または文書形式（通常の文書体）により、最寄りの無線局に依頼する。

(3) その他の通信手段

ア 市および県は、連絡通信手段が途絶および不足した場合など、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器および災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

イ 市および県は、電気通信事業者（固定電話、携帯電話事業者）に対し、通信設備の早期復旧、または代替通信設備の設置を要請する。

第8節 広報計画

第1 計画の方針

地震発生時におけるパニックの発生を防止するため、被災地および隣接地域の住民に対し、速やかに正確な情報を提供し、民心の安定と円滑な応急対策活動の実施を確保する。

第2 情報の収集

- (1) 秘書広報班は、各課と相互に緊密な連絡を取り、統制のとれた迅速な情報の発表に努める。
- (2) 各班は、刻々の情報と写真を秘書広報班に提供する。
- (3) 秘書広報班は必要に応じ班員を現地に派遣して情報の収集ならびに取材を行う。

第3 市民に対する広報

1 広報の内容

- (1) 災害発生状況
- (2) 地震に関する情報
- (3) 交通機関の運行状況および交通規制状況
- (4) 電気、電話、上・下水道等ライフライン施設状況
- (5) 市その他防災関係機関の応急対策状況
- (6) 医療、救護所の開設状況
- (7) 給食、給水実施状況
- (8) 衣料、生活必需品等供給状況
- (9) 住民の生活確保、指導に関する措置
- (10) 避難措置その他の住民の保護措置
- (11) ボランティア活動の状況
- (12) 原子力発電所の状況
- (13) その他必要事項

2 広報の方法

(1) 報道機関への広報の要請

市および県が発する災害情報等については、それらを集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するＬアラート（災害情報共有システム）を活用し、周知する。

(2) その他の広報

- ア 市の広報媒体を活用した広報
- イ 広報車による広報
- ウ テレビ、ラジオの広報番組を活用した広報
- エ SNSを活用した広報

第4 災害広報資料の収集および保存

- 1 各部は、災害に関する資料・写真・動画を積極的に収集し、秘書広報班に提供する。
- 2 秘書広報班は、取材したものと合わせて広報用に供し、保存するとともに、必要に応じて災害記録等を作成し、有効的に活用するように努める。

第5 相談窓口、情報提供窓口の開設

- 1 市は、災害が発生した場合、必要に応じて相談窓口を設置し、被災者からの相談、問い合わせ等に対応する。
- 2 市は、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

第6 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、可能な限り安否情報を回答するよう努める。ただし、配偶者からのDVなどを受け、追跡により危害を受ける恐れがある被災者もいることから回答には十分に注意する。また、救助等で人命に関わる応急措置に支障をおよぼさないよう配慮する。

〈広 報〉

処 理 事 項	
発災後から3時間後まで	★ 住民広報 ① 危険地域住民への呼びかけ ② 余震、二次災害危険の見通し ③ ガス漏れ、火気使用注意、電線の感電注意等の注意事項の呼びかけ ④ 不用不急電話および自動車使用の自粛呼びかけ ★ 放送局への放送依頼（県を通じて） ① 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保 ② 避難所の指定
3時間後から24時間後まで	★ 住民広報 上記の項目以外に次の項目を広報 ① デマ、流言への注意情報 ② 交通機関の運行情報および道路交通規制情報 ③ 給水の実施（上水道飲用注意） ④ 給食（炊き出し）の案内（避難施設ごとに区長を通して広報） ⑤ 電気、電話等ライフラインの復旧見込み ⑥ 医療機関情報 ★ 報道機関への対応 ① 記者発表室の設置 ② 被害状況の発表、報道依頼 ③ 発表ルールの明確化 記者発表室を設置し、定期的（概ね4時間ごと）に発表
24時間後から72時間後まで	★ 住民広報 上記の項目以外に次の項目を広報 ① 安否情報 ② 衣類、生活必需品配布情報 ★ ボランティアへの広報 ① 受付場所 ② 必要人員、業務内容

広報用放送文例

発 生 直 後	こちらは、鯖江市です。ただ今、〇〇に大きな地震がありました。あわてて、外に飛び出すのは危険です。落ち着いて行動してください。ガスの元栓をしめてください。電気配電盤のブレーカーを落としてください。テレビ、ラジオをつけて、今後の情報に十分注意してください。
発生から数時間	こちらは、鯖江市です。さきほどの地震は震度〇と発表されました。ゆれは次第におさまってきています。落ち着いて行動してください。電話はかかりにくくなっています。緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないでください。出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにしてください。テレビ、ラジオをつけて、今後の情報に十分注意してください。
避 難 誘 導	こちらは、鯖江市の災害対策本部です。ただ今の地震により、〇〇地区で火災が発生し、△△方向へ燃えひろがる危険があります。〇〇地区のみなさん、△△公園へ避難してください。避難する際は、次の事に注意してください。荷物は最小限にしてください。車を道路に乗り捨てないでください。警察官等の指示にしたがってください。
被 害 状 況	こちらは、鯖江市の災害対策本部です。〇〇地区では、ただ今の地震による火災が発生し、延焼中です。現在、地震のため、電気、水道、電話が各所で分断されています。テレビ、ラジオをつけて、今後の情報に十分注意してください。

第9節 避難計画

第1 計画の方針

住民を被災状況に応じ速やかに避難させ、生命、身体の安全の確保に努める。

第2 避難体制

1 避難を必要とする場合

- (1) 地震等により、被害の拡大や二次災害発生のおそれがある場合
- (2) 延焼火災の拡大により広範囲な区域が危険にさらされるおそれがある場合
- (3) 崖崩れ、地すべり等大規模な地盤災害が予想され、または発生した場合

2 避難体制

(1) 避難の指示

ア 市長の措置（災対法第60条）

市長は、地震の発生により建築物の倒壊、火災、崖崩れ等の災害が発生し、または発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険をおよぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、立ち退きの指示を行う。

イ 警察官の措置（警察官職務執行法第4条、災対法第61条）

警察官は、地震に伴う災害の発生により危険な事態が切迫したと認めるときは、警告を発し、特に急を要する場合においては、必要な限度で避難の措置をとる。

また、警察官は、市長が行う避難の指示について、市長がその措置を行ういとまがないとき、あるいは市から要請があったときは当該地区の住民に対し立ち退きの指示を行う。

この場合、警察官は、速やかにその旨を市長に通知する。

ウ 自衛官の措置（自衛隊法94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、当該地域住民の避難について必要な措置をとる。

エ 知事等の措置（地すべり防止法第25条、水防法第29条）

知事およびその命を受けた職員は、地震に伴う地すべりにより著しく危険な地域の住民に対し、立ち退きを指示する。

この場合、当該区域を鯖江警察署にその旨を通知する。

オ 知事による避難の指示等の代行（災対法第60条第6項）

知事は、災害の発生により、市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難の指示等を市長に代わって実施する。

(2) 避難指示の内容

避難指示を行う者は、以下の事項を明示する。

ア 避難指示等の伝達者の名称

イ 避難指示等の実施者

ウ 避難指示等の理由

エ 対象となる地域（地区名等）

オ 避難先、避難経路等

カ その他注意事項

(3) 避難指示実施責任者の代理

市長が実施責任者となる避難指示等を発令するときに、市長に事故がある場合は次の順位で代理する。

ア 副市長

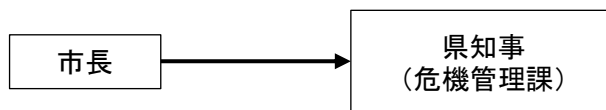
イ 危機管理監

(4) 避難措置の周知等

ア 関係機関への通知

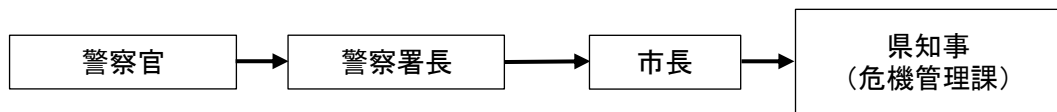
避難の指示を行った者は、次により必要な事項を通知する。

(7) 市長の措置

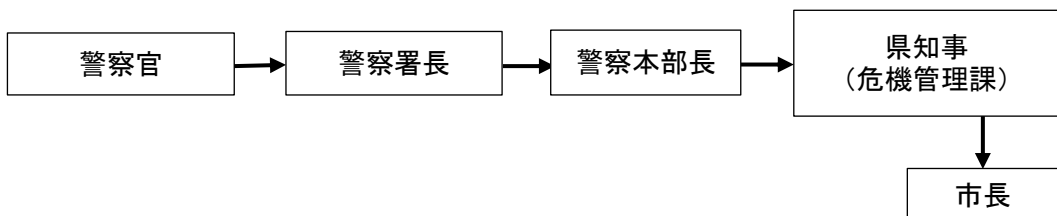


(イ) 警察官の措置

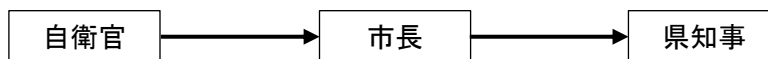
a 災対法に基づく措置



b 職権に基づく措置



c 自衛官の措置



イ 住民への周知

住民への周知は、避難指示等の伝達を下記のとおり行う。なお、詳細については、「避難情報の発令に関する判断・伝達マニュアル」に定める。

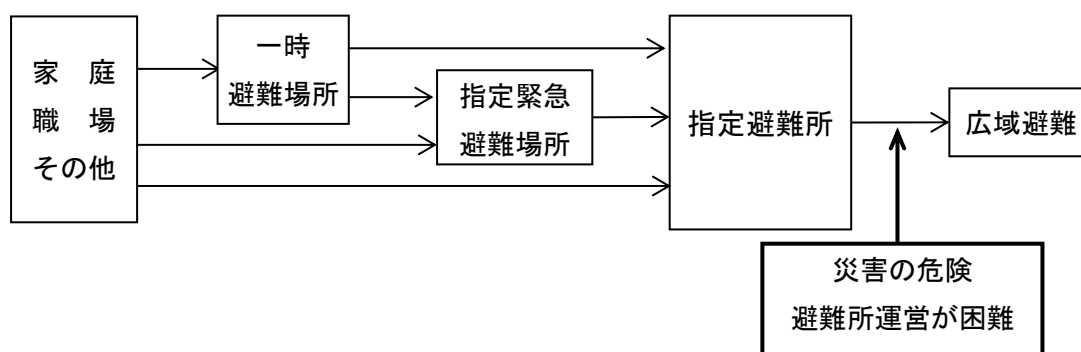
- (ア) 市民等への避難指示等の伝達は、防災行政無線（同報系）・広報車・サイレン・緊急一斉配信メール・市ホームページ・SNS・こしの都ネットワークおよびたんなん夢レディオ等多様な情報伝達手段により行い、状況に応じて報道機関等に協力要請を行う。
- (イ) 避難指示等を発令する際には、その対象者を明確にし、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達する。

3 避難の誘導

避難のための立退きを円滑かつ安全に行うために、各自主防災組織は避難経路を適切に選定し、誘導責任者を定めておく。また、避難にあたっては、できるだけ自主防災組織、自治会ごとの集団避難を行い、要配慮者を優先して誘導する。必要に応じ、警察、消防団および市に協力を求める。

- (1) 避難指示等が出された場合、各自主防災組織は、一時避難場所（集合場所）、指定緊急避難場所および指定避難所に誘導する。
- (2) 火災・土砂災害等で最初の避難所が危険と判断された場合、市は他の避難所へ誘導を伝達する。

〔避難のパターン〕



第3 避難所の開設、収容等

1 避難所の選定

避難所の設置は、指定した指定避難所の利用を原則とするが、災害の態様に応じ、迅速かつ適切に選定し、その他の公共施設および神社、寺院、広域的避難所等を応急的に整備して使用する。

ただし、災害の状況によりこれらの施設が適当でないときは、指定避難所以外の施設についても、安全性を確認の上、管理者の同意を得て、公園等にプレハブまたはテントを設ける。

また、要配慮者のため、必要に応じて旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

2 対象者

- (1) 災害によって被害を受けたもので、居住の場所を失った者
- (2) 災害によって被害を受けるおそれのある者で、避難指示等を受けている者または、緊急に避難することが必要である者

(3) 開設方法等

ア 市は、発災時に必要に応じ、指定緊急避難場所および指定避難所を開設し、住民等への周知徹底を図る。また市は指定避難所の開設状況について、速やかに県および関係者に情報提供または通報する。

(ア) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や指定避難所への移動を原則とする。

(イ) 予定した避難所が使用できないときは、市長は県知事または隣接市町長と協議し、指定避難所の設定または被災者の収容について所要の処置を行う。

イ 市は、指定避難所を開設したときは、ただちに避難所開設における下記内容を「福井県防災ネット」を用いて県に情報提供する。

(ア) 避難所開設の日時および場所

(イ) 避難所数・避難世帯数および人員数

(ウ) 開設期間の見込み

なお、国有財産を避難所の用に供する場合には、国に対し無償借受等の申請を行う。

(4) 避難所の開設要領

ア 開設基準

(ア) 本部長が必要と認めたときに開設

第1 配備

(イ) 配備と同時に開設

第2 配備、第3 配備

イ 開設要領

(ア) 施設管理者は、勤務時間内外にかかわらず事由発生と同時に施設を開放

(イ) 避難所・基地要員等の職員を避難施設に派遣する。

第4 避難所の管理、運営

1 避難所における業務

(1) 避難所管理・運営委員会

指定避難所における避難者の代表者からなる組織で、避難所における管理・運営主体。業務については「避難所管理・運営マニュアル」に基づき、実施する。

(2) 避難所・基地要員

避難所・基地要員は、市長が地区ごとに市職員から選出し、同委員会が避難所を円滑に管理・運営できるよう支援を行うとともに、市災害対策本部との連絡を行う。また、同委員会が

立ち上がるまでの運営を行う。

(3) 施設管理者

避難所・基地要員とともに、同委員会の運営の支援を行うとともに、同委員会が立ち上がるまでの運営を行う。

(4) 避難所の運営について、以下のことに注意して行う。

ア 保健・衛生面、プライバシーの保護など幅広い観点から被災者の心身の健康維持および人権にきめ細かく配慮した対策や福祉的支援を行い、生活環境が常に良好なものであるよう努める。

イ 避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等外部支援者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

ウ 避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

2 避難所の生活環境の整備

(1) 市は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を行う。

(2) 市および避難所管理・運営委員会は、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置に努める。

3 要配慮者への対応

市は、避難所に高齢者および障がい者などの要配慮者がいる場合は、災害派遣福祉チーム（D W A T）、民生委員、自主防災組織およびボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を行うよう努める。

4 環境の変化への対応

市は、生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難者の健康不安または体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障がい（P T S D）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。

5 女性や子育て世代、こども、若者への対応

市は、避難所の運営における女性や子育て世代の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方および性的少数者の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努める。生理用品・女性専用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

6 避難所における犯罪防止の取り組み

市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力の発生を防止するため、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性犯罪・性暴力についての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

7 車中泊避難者および在宅避難者への対応

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。

8 福祉的支援の実施

市は指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

9 避難所状況の情報発信

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

10 避難所の適切な受け入れ

市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

11 家庭用動物への対応

市は、避難所に家庭動物と同行避難した者について、適切に受け入れるよう努める。また、必要に応じ、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

12 避難所設置施設の平常業務再開に向けての協議

避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、避難所・基地要員、避難所管理・運営委員会で協議を行う。

第5 社会福祉施設における避難計画

1 火災での対応

消防法に基づく各施設の消防計画により、消防機関との年1回以上の合同訓練に努め、災害に際し必要と認める場合は、学校避難の要領で行う。

特に、要配慮者に対する被害が拡大しないよう、施設の誘導責任者および誘導員は、平素から避難の方法等検討、熟知していなければならない。

2 土砂災害への対応

土砂災害警戒区域にある社会福祉法人等については、避難確保計画に基づき、避難を行う。

第6 広域避難の調整

1 地方公共団体間の応援協定に基づく広域避難

地方公共団体間の応援協定に基づいて広域避難する場合の協議はその定めるところによる。

2 災害対策基本法に基づく広域避難

(1) 事前に締結された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合には、災対法に基づく広域避難を行う。

(2) 災害の予測規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化に鑑み、区域外への避難および応急仮設住宅への収容が必要と判断した場合において、県内の他市町への受入れについては、当該市町と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、他の都道府県との協議を求めることができる。

ただし、市は、事態に照らし緊急を要する場合、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村と協議することができる

(3) 県は市の行政機能が被災によって著しく低下した場合、広域一時滞在のための協議を当該市町に代わって行う。

(4) 市は、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等を決定しておくよう努める。

3 情報の提供

(1) 放送事業者を含め、市、県、国、公共機関および事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取り合い、連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努める。

(2) 市は、広域一時滞在の受入先の都道府県や市町村との間で、被災住民に関する情報を共有する。

第7 被災地域における動物の保護等

市は、県に情報を提供するなど、被災地域において復旧活動の妨げとならないよう放浪動物の救護を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。

〈避難所の管理〉

処 理 事 項	
発災後から3時間後まで	★ 避難所開設の準備 ① 避難所の選定 ② 施設管理者の招集 ③ 災害の状況、要避難状況の把握 ④ 広報の調整 ⑤ 避難所の開設、設営と報告
3時間後から24時間後まで	★ 需要の把握 ① 避難者数の把握 ★ 避難者の受入れおよび避難所の管理、運営 ① 備蓄物資の蔵出し ② 各班との協議 ・ 給食、給水 ・ 生活必需品等 ・ 医療救護、要配慮者支援 ・ 家庭用動物の受入れ ★ 車中泊避難者、在宅避難者の把握と対応
24時間後から72時間後まで	★ 救援物資の受入れ 基地へ必要物資の請求 ★ 広域避難の調整

第 10 節 被災者の救出計画

第 1 計画の方針

地震災害は、同時多発的に要救出者が発生するため、市は、防災関係機関相互の緊密な連携による迅速かつ的確に救出活動を実施する。

第 2 救出の実施

被害にあった者の救出は、市、鯖江・丹生消防組合消防本部、鯖江警察署および各防災機関が緊密な連携の上で実施する。

第 3 対象者

災害が直接の原因となって速やかに救出しなければ生命の安全を保障できないような危険な状態にある者とする。

- 1 火災の際に火中に取り残された者
- 2 災害時に倒壊家屋等の障害物の下敷きになった者
- 3 なだれ、山崩れ等の下敷きになった者

第 4 救出の方法

- 1 鯖江・丹生消防組合消防本部職員等による救助隊を編成し、救助に必要な車両、特殊機械器具その他必要な資機材を調達し、鯖江警察署および地元防災関係機関の協力を得て迅速に救助にあたる。
- 2 市は、緊急時に(1)～(3)のヘリコプターを活用した救出を行う際には、緊急離発着場の指定して関係機関に要請し、速やかに空からの機動的な救出活動を実施する。
 - (1) 県防災ヘリコプター
 - (2) 県警察ヘリコプター
 - (3) 自衛隊
- 3 災害の発生したところは、必要に応じ現場にある消防団等に協力を求めて危険区域を設定し、同区域内の巡視を行い救出にあたる。

第 5 行方不明者の搜索

- 1 市は、消防、警察および地域住民等の協力を得て、行方不明者の存否を確認する。確認は住民基本台帳等と照合したうえで行う。また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村または都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡する。
- 2 行方不明者の搜索は、災害の規模等を勘案して、消防、警察、自衛隊等の関係機関および地域住民の協力を得て実施する。
- 3 行方不明者の搜索期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、10 日間を経過後に搜索を要する場合は、期間を延長できる。

〈救出・救助〉

処 理 事 項	
発災後から3時間後まで	★ 救出、救助を要する状況（行方不明者、生き埋め等の発生）の把握 ① 危険地域等の緊急パトロール（生き埋め者、火災の発生等） ② 消防署、警察、区長等からの情報入手 ★ 関係機関への応援要請等 ① 必要人員、資機材の見積り ② 県、近隣市町等への応援要請
3時間後から24時間後まで	★ 救出、救助用資機材の調達、搬送の支援 救出、救助活動は、鯖江・丹生消防組合消防本部が中心となってい、救出、救助班は、その支援を行う。 ① 搬送ルートを選定 ② 搬送 ★ 行方不明者の早期特定の支援 ① 現場情報の収集 ・地元住民からの収集 ・現場関係者からの収集 ・事業所からの収集 ② 住民等からの届出のあった行方不明者等の照合、特定
24時間後から72時間後まで	

第 1 1 節 要配慮者応急対策計画

第 1 計画の方針

地震発生時には、要配慮者は、特に大きな影響を受けやすいことから、要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

第 2 迅速な避難

避難を行う場合、地域住民は地域の避難行動要支援者の避難誘導および安否確認について地域ぐるみで協力支援する。

- 1 地域住民は「鯖江市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づく「個人情報提供同意者名簿」を活用し、避難行動要支援者の安否確認および避難誘導を行う。
- 2 地域住民は、個別避難計画作成者については同計画に基づき、避難支援を行う。

第 3 市における対応

市は、要配慮者を支援するため、次の措置を講じる。

- 1 避難行動要支援者の受け入れについて、「災害時における指定福祉避難所の設置運営に関する協定書」に基づき、協定を締結した社会福祉法人施設等に、個別避難計画作成者の受入を要請する。
- 2 災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認や避難支援等が行われるように努める。
- 3 地域社会の協力を得て要配慮者が必要とする支援内容を把握する。
- 4 ボランティア等生活支援・情報提供のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
- 5 特別な食料を必要とする場合は、その確保・提供を行う。
- 6 生活する上で必要な資機材を避難所等に設置・提供する。
- 7 避難所・居宅へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談を行う。
- 8 老人福祉施設、障がい者施設、医療機関、児童相談所等への二次避難が必要な者について、当該施設への受入要請を行う。

第 4 外国人に係る対策

1 外国人の避難誘導

市は、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による広報を実施するなど、外国人の避難誘導に努める。

2 外国人の安否確認、救助活動

市は、警察、消防、自主防災組織、鯖江市国際交流協会等の協力を得て、外国人の安否確認や被災状況の把握、救助活動に努める。

3 外国人への情報提供

市および鯖江市国際交流協会は、災害時にテレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による情報提供に努める。

4 災害多言語支援センターの設置による支援

市は、県と福井県国際交流協会が実施する、被災外国人の被災情報の収集、多言語での情報提供・相談対応および通訳派遣支援等を行うために設置する福井県災害多言語支援センターに協力する。

第 1 2 節 医療救護計画

第 1 計画の方針

地震災害は複合的、広域的災害であり、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、被災地の住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療を提供し、被災者を保護する。

第 2 医療救護活動体制の確立

1 市の措置

- (1) 負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置ならびに医薬品等の手配等必要な措置を行う。
- (2) 市の医療活動のみで対処できない場合は、県や関係団体などに協力を要請する。

2 医療救護活動

(1) 救護班の編成

市職員および鯖江市赤十字奉仕団は必要に応じて、県および日本赤十字社福井県支部等に応援を求める。

市救護班編成は、市と鯖江市医師会との間において協定した「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき次のとおりとし、その指揮は医師があたる。

班 長 1 人（鯖江市医師会の指名する医師）

看護師 2 人（指名された医師の所属看護師または市の保健師）

班 員 2 人（市職員または赤十字奉仕団員）

(2) 救護所等の設置

ア 医療機関

イ 仮設救護所の設置

病院または診療所施設から遠隔の地で災害が発生した場合は民家を借上げるか、またはテント張りの仮設救護所を設ける。

3 患者等の搬送力の確保

市は、患者、医療従事者および医療資機材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行う。

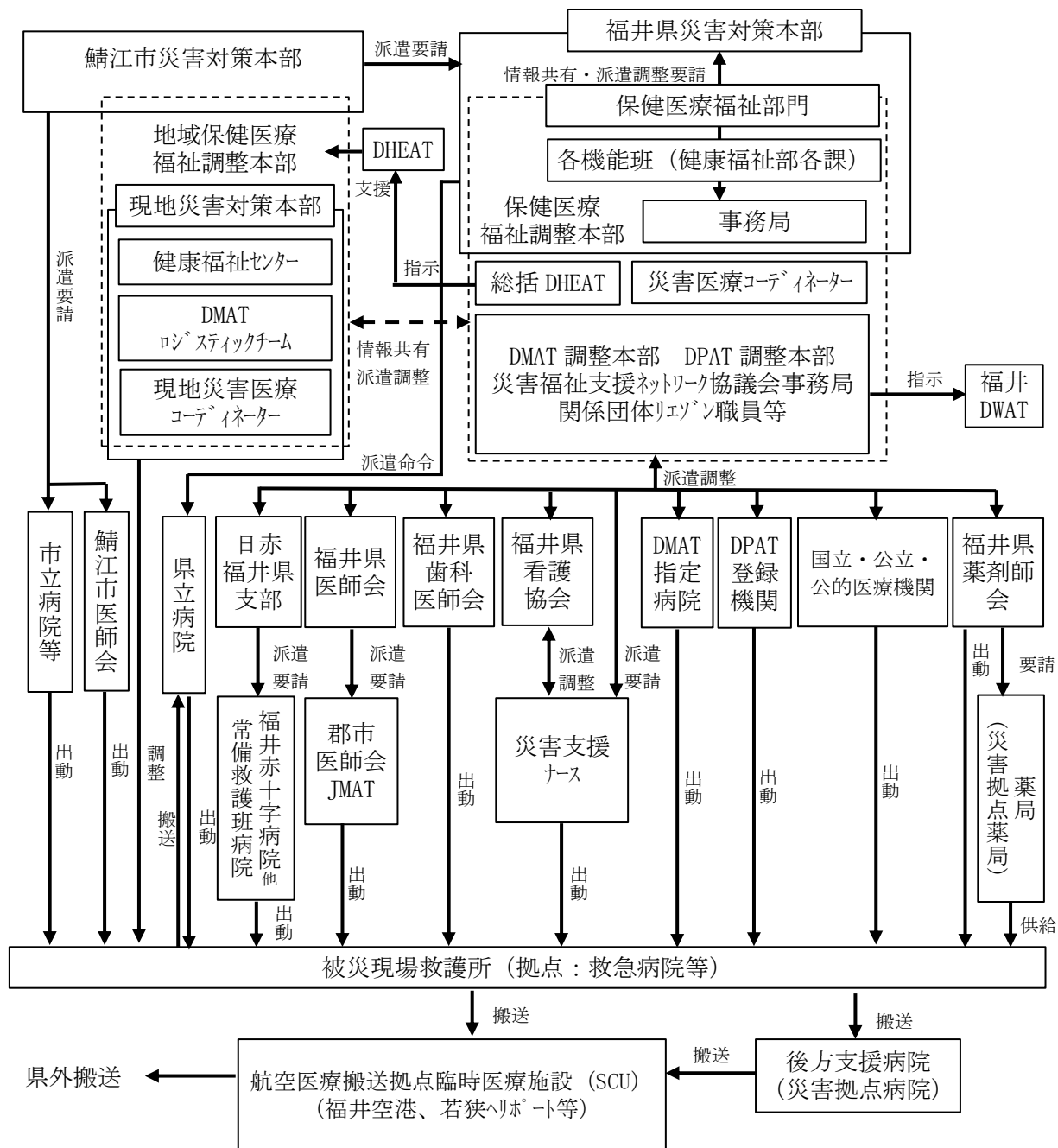
4 医療施設の応急復旧

市は、公立医療機関、病院を中心に応急復旧が円滑に行われるように努める。

5 広域的医療救護活動の要請

市は、被害が甚大で、市の医療活動のみで対処できないときは、県に対して災害派遣医療チーム（DMAT）等の災害支援チームの派遣、患者の搬送、医療敷材の調達等を要請する。

[災害医療体系図]



名 称	内 容
災害医療 コーディネーター	必要に応じ、災害医療コーディネーターを保健医療福祉調整本部および地域保健医療福祉調整本部に配置し、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言および支援を行う。
DMA T 災害派遣医療チーム	DMAT は、「災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム」であり、医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職および事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。
災害医療 コーディネーター	必要に応じ、災害医療コーディネーターを保健医療福祉調整本部および地域保健医療福祉調整本部に配置し、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言および支援を行う。
DMA T ロジスティック チーム	地域保健医療福祉調整本部において、災害医療コーディネーターを支援し、主に病院支援や情報収集等の活動を行う。
日本医師会 災害医療チーム （JMA T）	日本医師会が被災都道府県医師会からの要請に基づいて各都道府県医師会に依頼して結成される医療チームであり、救護班等と連携を取って災害医療に当たる。
災害支援ナース	災害支援ナースは、被災地等に派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えることを行う看護職員のことであり、都道府県と災害支援ナースが所属する施設との間で締結した災害支援ナースの派遣に関する協定に基づき、派遣される。
日赤救護班	災害時に派遣し、一人でも多くの人命を救助するとともに、被災地の医療機関の機能が回復するまでの空白を埋める役割を果たす救護班。主な業務として①医療救護、②救援物資の備蓄と配分、③災害時の血液製剤の供給、④義援金の受付と配分、⑤その他災害に必要な業務（防災ボランティアによる活動や外国人の安否調査）が挙げられる。
災害派遣 精神医療チーム （DPA T）	自然災害や犯罪事件および航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合に被災地域に入り、精神科医療および精神保健活動の支援を行うための専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。
災害派遣 福祉チーム （DWA T）	災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、その避難生活中における生活機能の低下等の防止を図りつつ、一日でも早く安定的な日常生活へと移行できるよう、必要な支援を行う。

名 称	内 容
災害時 健康危機管理 支援チーム (DHEAT)	災害が発生した際に、被災都道府県等の保健医療福祉調整本部および保健所が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を支援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する派遣チーム。 1 班あたり 5 名程度（公衆衛生医師、保健師その他の保健医療専門職、業務調整員で構成）からなる。
日本災害 リハビリテーション 支援協会 (JRAT)	リハビリテーションの観点から被災者を支援する組織。リハビリテーション科医、理学療法士、作業療法士をはじめとした専門職が参入し、生活不活発病や災害関連死の予防に努める。
日本栄養士会 災害支援チーム (JDA-DAT)	災害発生時に栄養・食生活の支援を行う組織で、被災地の栄養士や管理栄養士とともに活動を行う。災害発生後 7 2 時間以内に行動を開始し、緊急栄養補給物資の支援や避難所等で直接栄養補給の支援を行う。
日本災害歯科 支援チーム (JDAT)	JDAT は、災害発生後おおむね 72 時間以降に地域歯科保健医療専門職により行われる、避難所等における応急歯科診療や口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援することを通じて被災者の健康を守り、地域歯科医療の復旧を支援することなどを目的としたチーム。
医療救護所	患者の応急処置のほか、搬送を要する傷病者の後方支援病院への収容の要請を行う。
拠点医療救護所 および 後方支援病院	救急告示病院等を被災現場に設置された医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院を医療救護所の後方支援病院とし、医療救護所からの重篤患者の受入れ・調整等を実施する。県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、基幹災害拠点病院として広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急にあたる。
航空搬送拠点	県内の医療機関では対応しきれない事態のときには、必要に応じて、福井県ドクターヘリ等の航空機を活用した患者等の県外搬送のために、福井空港等に航空搬送拠点を設置する。航空搬送拠点内には、患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時医療施設（SCU）を設置する。

第 1 3 節 消防応急対策計画

第 1 計画の方針

市は、地震発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図る。

なお、鯖江・丹生消防組合消防本部の具体的消防活動は、同組合警防規程に定める。

第 2 消防に関する役割分担

1 自主防災組織

消防機関が到着するまでの間、可能な限りの初期消火活動に努めるとともに、消防団等消防機関が到着した場合には、現地火災情報等の伝達を行う。

2 鯖江・丹生消防組合消防本部

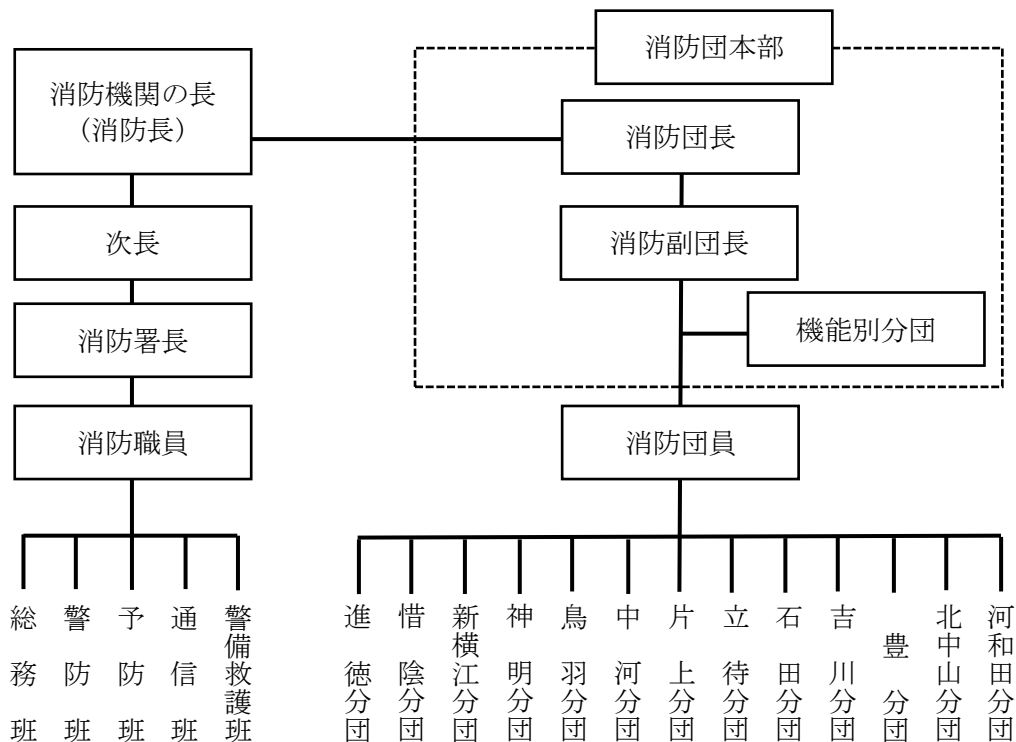
- (1) 定められた大地震発生直後の消防職（団）員の初動体制をとり、初期の消防活動を実施する。
- (2) 消防活動を円滑に実施する上で重要な消火栓、防火水槽等の消防施設の破損および道路の通行状況等を迅速に把握できるよう、情報収集計画をあらかじめ定める。
- (3) 大地震発生時における同時多発の火災に対処し、効率的な消防隊の運用を図るため、次の活動指針に基づき、消防活動を実施する。

活動指針	内 容
避難所、避難路確保 優先の原則	延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難所、避難路確保の活動を行う。
重要地域 優先の原則	同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、防火地域および準防火地域を優先に消防活動を行う。
市街地火災消防活動 優先の原則	大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分および市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消防活動に当たる。
防災上重要な建築物 優先の原則	防災上重要な建築物周辺と他の一般市街地から同時に 出火した場合は、防災上重要な建築物の防護上に必要な消防活動を優先する。

- (4) 道路、地形、水利等の状況を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防ぐ。

第3 組織

1 鯖江・丹生消防組合消防本部、消防署、消防団の組織



第4 出火防止、初期消火

出火防止、初期消火活動は住民や自主防災組織により行われることになるが、市、県および防災関係機関は地震発生直後、あらゆる手段、方法により住民に対し出火防止、初期消火を呼びかける。

この場合は、次の事項を中心に広報活動を行う。

1 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断し、石油類のタンクはタンクの元バルブを閉止する。

さらに、避難時等必要に応じて電気ブレーカーを遮断する。

2 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、消火バケツ等で消火活動を行う。

第5 応援要請

1 県内市町間の広域応援体制

鯖江・丹生消防組合消防本部は、単独では対処不可能な地震火災が発生した場合は、「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の市町に応援要請を行う。

2 県外市町村に対する応援要請

隣接する県外の市町村と個別に応援協定を締結している市町は、協定に基づき応援を要請

したときは、県に対し報告する。

3 緊急消防援助隊の出動要請

鯖江・丹生消防組合消防本部は、他の都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第44条の規定に基づき次の事項を明らかにして県を通じて、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

- (1) 災害発生日時
- (2) 災害発生場所
- (3) 災害の種別および状況
- (4) 人的および物的被害の状況
- (5) 応援活動を開始する日時
- (6) 必要応援部隊
- (7) 応援部隊の集結場所および到達ルート
- (8) 指揮体制および無線統制体制
- (9) その他必要な事項

4 広域航空消防応援の要請

大規模特殊災害発生地が、消防組織法第44条の規定に基づき、他の都道府県または他の都道府県のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合の手続等は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に定める。

第6 惨事ストレス対策

鯖江・丹生消防組合消防本部は、救助・救急または消火活動を実施した場合の職員等の惨事ストレス対策のため必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家派遣の要請を行う。

第 1 4 節 航空防災活動計画

第 1 計画の方針

地震災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

第 2 防災ヘリコプターの応援

市長等（消防事務に関する一部事務組合管理者を含む。）の知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「福井県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、その概要は、次のとおりとする。

1 応援要請の原則

市内で災害が発生し、次のいずれかに該当する場合、市長などの要請に基づき応援する。

- (1) 災害が、隣接する市などに拡大し、または影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性がある場合や、孤立集落における被災状況の把握や被災者の救出等、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

2 応援要請の方法

応援要請は、福井県防災航空事務所長に次の事項を明らかにして行う。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所および被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名および連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地および地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目および数量
- (7) その他必要な事項

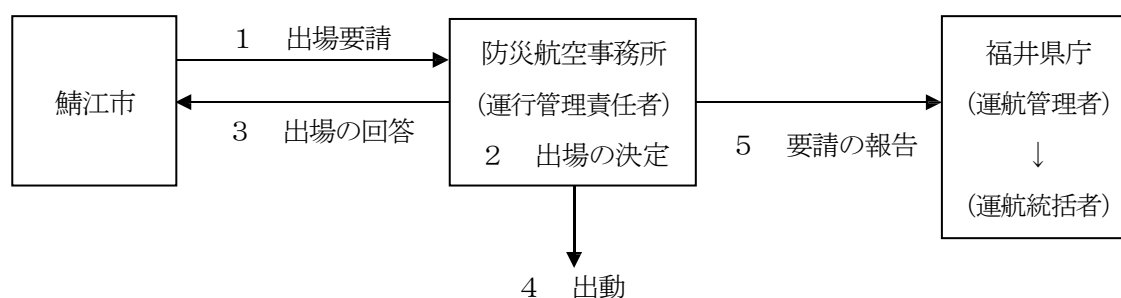
3 緊急時応援要請連絡先

福井県防災航空事務所

T E L : 0776-51-6945

F A X : 0776-51-6947

4 緊急運航要請フロー



第3 災害対策用ヘリポートの活用

あらかじめ指定した「福井県防災ヘリコプター場外離着陸場」の中から臨時ヘリポートを開設するとともに、関係機関にその周知徹底を図る。

第 15 節 土砂災害応急対策計画

第 1 計画の方針

地震により土砂災害が発生した場合もしくは発生する恐れがある場合、迅速な応急対策を実施し、被害の拡大防止に努める。

第 2 現地状況の把握

市および関係機関は、所管する各危険区域等のパトロールを実施し、現地状況を把握する。また、広域的な大規模災害が発生した場合は、斜面判定士を派遣要請し、危険状況を把握する。

第 3 降雨状況の把握

地震発生後は、気象状況等により被災個所の急激な拡大および土砂の異常流出が発生しやすくなるため、市は降雨の時期、福井地方気象台が発表する土砂災害警戒判定メッシュ情報や、県河川・砂防総合情報の雨量・水位の観測情報を定期的に監視するなど、土砂災害警戒区域等の情報の収集伝達および指示、周知を正確に行う。

第 4 緊急調査結果および土砂災害緊急情報の周知

国または県は、土砂災害防止法に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市が適切に市民への避難指示の判断等が行えるよう、緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期（土砂災害緊急情報）を市に通知する。

市は、県と連携のもと、市民への周知を徹底する。

第 16 節 水防活動計画

第 1 計画の方針

地震による河川施設等の損壊に伴う浸水被害の発生、被害の拡大防止に対応するための水防活動を実施する。

第 2 水防活動

地震が発生し、浸水が予想される場合または被害が発生した場合に、市は対策を講じ、被害の拡大防止に努める。

1 出水危険箇所等の巡視、点検

大規模な地震の発生に際しては、直ちに市内の河川等を巡視する。水防上危険な箇所を発見したときは、速やかに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求める。

2 出水時の対策

大規模な地震により出水時の災害が発生または発生するおそれがある場合は、鯖江市水防計画に準拠して水防活動を実施する。

第 3 河川施設等の応急対策

地震により河川施設等が被害を受けるおそれがある場合または被害を受けた場合、各施設の管理者は、迅速な応急対策を実施し、被害の拡大防止に努める。

1 河川施設等の巡視・点検

河川施設等の管理者は、具体的な震度基準を定めて、施設の巡視・点検を行い、被害の有無、予想される危険度を把握し、必要に応じて関係機関および地域住民に連絡する。

2 河川施設等の緊急措置

- (1) 水門、樋門、堰堤およびため池等の管理者は、洪水に関する通報を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。
- (2) 排水機場の管理者は上下流の水位の状況を把握し、適切な運転に努める。

第 4 応急復旧工事の実施

各施設の管理者は、迅速かつ的確に応急補強等の工事を行う。

第 17 節 災害警備計画

第 1 計画の方針

地域住民の安全確保、社会的混乱に乗じて発生する各種犯罪の予防、交通秩序の維持等を図るため、災害警備活動を実施する。

第 2 災害警備対策

1 警備体制

鯖江警察署は、大規模な地震が発生した場合には、「福井県警察大規模災害警備計画」に基づき、早期に警備体制を確立する。

2 大規模地震発生時の警備活動

- (1) 情報の収集および伝達
- (2) 被害の実態把握
- (3) 被災者の救出・救助
- (4) 住民の避難誘導
- (5) 行方不明者相談への対応および捜索
- (6) 遺体の検視または調査および身元確認
- (7) 警戒区域等への立入制限
- (8) 避難路および緊急交通路確保のための交通規制
- (9) 被災地域における犯罪の未然防止および検挙
- (10) 現場広報
- (11) その他必要な警察活動

第 3 交通規制対策

1 交通規制の区分

区 分	実施者	範 囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 県知事 市長	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認めるとき 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認めるとき	道路法 46 条
警察	公安委員会 警察署長 警察官	1 災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき 2 道路における危険を防止し、その他の交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路においての交通の危険が生じ、またはそのおそれがあると認めるとき	災対法 76 条 道路交通法 4・5・6 条

2 交通規制に関する措置

警察は、大規模な地震が発生した場合、交通の混乱を防止し、住民の避難路および緊急交通路を確保するため、次の交通規制計画を実施する。

(1) 被災地域内の一般車両の流入制限

主要各道路においては被災地域内に流入する車両のうち、緊急自動車および緊急輸送等災害応急対策に従事する車両（以下「緊急通行車両」という。）以外の車両の抑制に努める。

(2) 高速道路の通行禁止（被災直後）

高速道路については、被災地を中心に全面通行禁止とし、道路の損壊状況を確認するとともに、本線上の車両を直近のインターチェンジから流出させる。

(3) 緊急交通路等の指定

公安委員会は主要道路の被害調査結果に基づいて、災対法第 76 条の規定により、区域または道路の区間および期間を定めて緊急交通路を指定する。緊急交通路については、各検問所およびルート内主要交差点において、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止する。

(4) 道路管理者への要請

緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者に対し、放置車両や立ち往生車両等の移動等について協力を要請する。

3 関係機関との協力・連携

(1) 関係機関への連絡等

交通規制の実施に際しては、各警察署・各道路管理者および関係機関と緊密に連絡し、状況に即した交通規制を実施する。また、必要に応じて警備業者等に交通誘導の協力依頼を行うとともに、交通規制に必要な資機材の準備に努める。

(2) 市民への周知

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、通勤者、市民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図る。

4 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両および事前届出対象の規制除外車両の範囲は、道路交通法第 39 条第 1 項の規定に基づく緊急自動車のほか、災対法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが必要として同法施行令第 32 条の 2 第 2 号の規定に基づく車両とする。

5 自動車運転者のとるべき措置

地震発生時において、自動車運転者は次に定める措置をとる。

(1) 走行中

ア できるだけ安全な方法により車両を左側に停車させる。

イ 停車後はカーラジオ等により地震情報および交通情報を聴取し、その情報および周囲の状況に応じて行動する。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるかぎり路外に停車させる。

エ やむを得ず道路上において避難するときは、車両を道路の左側に停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしない。

(2) 避難するとき

避難するときは、車両を使用しないことを原則とする。

第4 災害時交通マネジメントの設置要請

市は、地震による大規模な道路災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を各道路管理者や警察等で情報を共有し、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策などの検討が必要な場合、県に対して「福井県災害時交通マネジメント検討会」の設置を要請する。

〈災害警備〉

処 理 事 項	
発災後から3時間後まで	★ 管内道路の被害状況の把握 ① 緊急パトロール ・道路被災状況 ・避難場所および連絡道路の被災場所 ・河川および急傾斜地の被災状況 ② 区長、住民等からの情報収集
3時間後から24時間後まで	★ 各道路管理者、警察との道路交通情報の交換 ★ 交通規制（警察と連携ホットラインの開設（いつでも交通規制できるようにする。）） ① 損壊個所の交通規制 ② 不用不急車両の交通規制 ★ 道路の応急復旧 ★ 輸送ルートを選定等（救出、救助、救援物資等のルート優先） ① 道路等の被害状況の把握 ② 輸送ルートを選定 ・国道8号、417号 ・一般県道福井鯖江線（旧国道8号） ・西縦貫線を確保
24時間後から72時間後まで	★ 道路の応急復旧（一車線確保） ① 要員、資機材の見積り ② 各道路管理者と業者確保についての調整 ③ 応急復旧工事 ④ 応急復旧工事と他の応急対策活動の調整（工事で応急対策活動に支障が出る場合） ★ 道路交通情報の広報等（秘書広聴班へ情報提供） ① 不通箇所、迂回路、復旧見込等の広報 ② 道路交通情報の問い合わせ等への対応

第 18 節 飲料水、食糧品、生活必需品等の供給計画

第 1 計画の方針

地震災害時における住民の生活を確保するため、飲料水、食料品その他の生活必需品の確保および供給に関し、必要な施策を講ずる。

第 2 給水対策

地震災害時には水道等の給水施設の損壊が想定されることから、早期に応急給水体制を確立し、被災者 1 人 1 日当たり最低必要量である 3 リットルの飲料水の供給に努める。

1 給水体制

飲料水供給は、原則として市が行う。市による対応が困難な場合には、県および他の市町と連携し、応援協力を得て行う。

2 飲料水および給水資機材の確保

市は、非常災害時において使用可能な水源の現および応急給水資機材の保有状況を平時から把握するとともに、備蓄等により、飲料水および給水資機材の確保に努める。

3 給水方法

給水の実施にあたっては、市は、給水場所、時間等について適切に広報を行い、自主防災組織等の協力を得て、円滑に実施するよう努める。

(1) 備蓄飲料水の供給

市は、災害発生時において、応急対策として、備蓄した飲料水を速やかに供給する。

(2) 輸送による給水

ア 市は、給水車（給水車に代用できる散水車、水槽付消防ポンプ自動車等）を活用し、水源からの取水した飲料水などを被災地域内の適切な給水基地へ輸送する。

この場合においては、衛生上の安全を確保するため、上下水道課が主体となり、必要に応じて丹南健康福祉センターと連携し、飲料水としての適切な水質管理および確認を行う。

イ 市は、ドラム缶、ポリタンク、飲料水袋等の容器に貯水した飲料水について、車両等を用いて給水基地へ輸送する。

(4) 飲料水の試験検査の実施を要請

市は、必要に応じて県に対して飲料水の試験検査の実施を要請する。

(6) 給水施設の応急復旧

災害による上水道施設の事故に対処するため、水道関係職員を待機させ、必要な初動対応を行う。

ア 水道施設を巡回し、事故発生の有無および被害状況を確認する。

イ 施設の損傷、漏水等の被害を認めた場合には、止水等の必要な応急措置を講じる。

第 3 米穀等食糧の供給

地震災害時に被災者および災害応急対策従事者等に対する米穀等食料の円滑な供給を実施する。

1 備蓄品等の供給対策

市は、応急時において速やかに備蓄品を供給する。

この場合において、供給場所、時間等を十分広報し、自主防災組織等の協力を得て円滑に供給するよう努める。

市において実施できないときは、県および他の市町に県・市町災害時相互応援協定に基づき応援を要請する。

2 炊き出し等による食品の給与

(1) 実施責任者

ア 炊出し等による食品の給与は市長が行う。

イ 災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市長が行う。

(2) 実施方法

災害救助法が適用された場合に準ずる。

3 配布の対象者

(1) 避難所へ避難した者

(2) 自宅にあっても、住家に被害を受けて炊事のできない者

(3) 旅行者、宿泊人等

(4) 救助作業その他の災害応急対策業務に従事する者

(5) その他市長が必要と認める者

4 米穀等食料の供給

(1) 避難所等からの要請に基づいて、必要数量の把握を行い、炊出しおよび加工食品を中心とした供給計画を作成する。

(2) 米穀等食糧の供給は、原則として避難所で実施し、赤十字奉仕団およびボランティア等の協力を得るとともに、関係部署と密接な連携を図りながら実施する。

(3) 避難所等での受入れ、配布については、避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

(4) 避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により情報を提供する。避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配布する。

5 米穀等食糧の調達・搬送

(1) 食糧の種類

食糧の種類	内 容
備蓄食糧	避難施設および備蓄庫より搬出して避難所等へ配布する。
調達食糧	流通状況に応じ、卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。 調達食糧は避難所等へ直接搬送することを原則とする。困難な場合は、一時集積所に受入れ、仕分けのうえ、各避難所等へ搬送する。
救援食糧	市において米穀等食糧の調達が困難な場合は、県やその他の団体に要請する。 県およびその他自治体等からの救援食糧は、神明健康スポーツセンター、総合体育館に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

(2) 運送業者への委託

市が実施する搬送については、公用車、応援車を用いるが、状況に応じて運送業者に委託する。

(3) 要配慮者への配慮

市は、物資の調達・供給にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮する。

(4) 食物アレルギーへの配慮

市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施および食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努める。

(5) 宗教等への配慮

市は、避難所における食物について宗教に配慮した食事の提供に努める。

[炊き出しマニュアル]

(例) 1ヶ所 1,000 人の避難者を想定した場合

炊き出しの米・水等必要量

1 日当りの必要量

(米)	1 食	120 g	×	3 食	×	1,000 人	=	360 kg
(塩)	1 食当たり	3 g	×	3 食	×	1,000 人	=	9 kg
(梅干)	1 食当たり	1 個	×	3 食	×	1,000 人	=	3,000 個
(水)	1 食当たり	100cc	×	3 食	×	1,000 人	=	300 L

炊き出しの容器等および必要量

※お釜は、1 個で 60 食作れる。

炊き出しに約 1 時間弱かかる。

	1,000 人							
(お釜)		÷	3 回	=	5.6 個	→	6 個	
(ガス)	500 g / 1 H	×	17 個	×	3 食	=	25.5 kg	

第4 生活必需物資の供給

地震災害時には生活必需品を喪失または破損し、日常生活を営むことが困難な者が生ずる可能性があるため、これらの物資を迅速確実に供給するよう努める。

1 実施責任者

- (1) 災害救助法を適用するに至らない災害における被災者に対する物資の給与は市が行う。
- (2) 災害救助法適用の場合は次による。
 - ア 物資の確保および輸送は原則として県が行う。
 - イ 被災者に対する物資の給与は原則として市が行う。

2 実施対象者

災害により家屋の全焼、全壊、流失、埋没、半焼、半壊および床上浸水等の被害を受けた者で生活上必要な家財等を喪失または棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

3 支給品目

支給する物資は、寝具、衣類、日用品、その他の生活必需品を必要に応じ現物をもって支給する。

4 供給対策

(1) 備蓄品の供給

市は、応急時において速やかに備蓄品を供給する。備蓄品が不足している場合は、県に対し備蓄品の供給を要請する。

(2) 寝具、衣服およびその他日用品の供給

関係業界との連携のもと、放出可能量の把握に努め、地震災害時に速やかに供給できるようにする。

5 物資の調達および保管

- (1) 所要物資は、流通状況に応じ、卸売および小売販売業者から調達する。
- (2) 衣類品等（毛布、下着）の供給を福井県支部に要請する。
- (3) 所要物資は、市内で調達が困難な場合は県に依頼する。
- (4) 調達物資は、避難場所等へ直接搬送することを原則とする。困難な場合は、一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所等へ搬送する。
- (5) 衣料、生活必需品の給与または貸与を実施する場合は、物資支給・配布状況表および物資調達台帳等を整備する。
- (6) 物資の調達・供給にあたっては、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女ニーズの違いに配慮する。

第5 救援物資の受入れ、集積および配分

被災地域の必要物資の必要量や市に届いた物資を速やかに把握し、過不足となっている物資を調整し、物資の適切な供給に努める。また、市内で調達が出来ない場合、必要物資の種類、数量および受入れ場所を県および応援協定締結市に連絡し、応援を要請する。

1 配付方法

避難施設に配付された物資は、各避難所の避難所管理・運営委員会を通じて、要配慮者を優先しながら配付する。

避難施設以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により援助物資の情報を周知する。避難施設まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配付する。

2 物資の受入れ、集積場所

市は、神明健康スポーツセンター、総合体育館に職員を配置し、援助物資の受入れ作業および仕分け作業を行う。

〈給 水〉

処 理 事 項	
発災後から3時間後まで	★ 水道施設被害の把握 上下水道課職員は直ちに上水道管理センターに集合 ① 配水池の配水量チェック ② 配水施設のパトロール ③ 通報または問い合わせによる被害状況のとりまとめ ※ 被害の程度によっては、管理センターからの配水を停止する。
3時間後から24時間後まで	★ 給水需要、可能量の把握 ① 断水地域の把握 ② 給水可能量の把握 ★ 給水方針の決定 ① 給水タンク（1.5 t）、トラック（2 t）、人員（2 人）を1組とする。 ② 給水場所の決定（固定する。） ③ 給水時間……午前8時から日没まで ④ 応急給水の期限……通水するまで ★ 給水体制の確立 ① 人員、車両の手配 ② 資機材の確保、応援要請 ③ 上水道管理センター、熊田水源地、および給水可能な深井戸水源地に給水場設置（午前8時から日没まで） ★ 管工事業者等へ応急復旧の要請（資機材の確保と人員の手配）
24時間後から72時間後まで	★ 給水場所の見直し ① 優先給水地域の決定 ② 優先給水施設は、病院だけとし給水タンクに直接給水 ③ 配水管に仮給水場を設ける。 ④ 給水地域への広報（秘書広聴班へ情報提供） ★ 上水道施設応急復旧方針の決定 ① 復旧の順番は、水源地から、また配水管は幹線を優先する。

〈給 食〉

処 理 事 項	
発災後から3時間後まで	★ 食糧備蓄先、主食提供者、給食施設等の被害状況の把握
3時間後から24時間後まで	★ 給食需要の把握 ① 避難者数（乳幼児数） ② 調理不能者数（乳幼児数） ③ 防災要員数 ★ 食品の調達 ① 食品の調達可能量の把握（市内、市外） ② 備蓄食糧の蔵出し ③ 食品の購入、弁当業者への発注 ★ 炊き出し、給食の実施 ① 給食可能地域から順次炊き出しから給食へ移行
24時間後から72時間後まで	★ 食品の配布 ① 避難所へ避難した者 ② 自宅にあっても、住家に被害を受けて炊事のできない者 ③ 旅行者、宿泊人等 ④ 救助作業その他の災害応急対策業務に従事する者 ⑤ その他市長が必要と認める者 ★ 給食対象人員の早期固定化 ★ 給食施設の応急復旧

〈生活必需品〉

処 理 事 項	
発災後から3時間後まで	
3時間後から24時間後まで	★ 需要の把握 ① 避難者数の把握 ② 被災者数の把握 ③ 必要物品の選定 ★ 生活必需品等の調達、輸送 ① 調達可能量の把握（市内、市外） ② 生活必需品の購入 ③ 日本赤十字社福井県支部へ衣料品等（毛布、下着）の供給要請 ④ 生活必需品の輸送（避難誘導・救援物資班との調整）
24時間後から72時間後まで	★ 生活必需品の配布方針の決定、広報 ★ 救援物資の受付、輸送、配分 ① 救援物資等の受付、仕分け ② 西山公園防災活動拠点基地および救援物資集積地の決定（総合体育館または神明健康スポーツセンター） ③ 救援物資取扱要員の確保

第 19 節 緊急輸送計画

第 1 計画の方針

地震発生時において、被災者の避難、災害応急対策要員の移送、災害応急対策用資材、生活必需品および救助物資等の輸送を迅速に実施する。

第 2 緊急輸送の順位

市および防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、災害対策本部において調整する。

第 1 順位 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送

第 2 順位 地震災害の被害拡大防止のために必要な輸送

第 3 順位 地震災害の災害応急対策のために必要な輸送

第 4 順位 その他の人員、物資の輸送

第 3 緊急輸送の範囲

- 1 災害応急対策要員、情報通信、電力、ガス、上下水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資
- 2 救助活動、医療・救護活動の従事者、医薬品等人命救助に必要な人員、物資
- 3 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- 4 後方医療機関、被災地外へ搬送する負傷者および被災者
- 5 食料、水等生命の維持に必要な緊急物資および他府県からの援助物資
- 6 罹災者を収容するために必要な資機材
- 7 二次災害防止用および応急復旧の資機材
- 8 その他緊急に輸送を必要とするもの

第 4 緊急輸送体制の確立

1 輸送計画

市および各防災関係機関は、その所管する災害対策の実施にあたっては、原則として自己が保有し、または直接調達できる車両等により輸送を行うとともに、その所管する業務について災害時における輸送に関する計画を策定する。

2 輸送力の確保

災害対策の実施にあたり、市の車両を使用するが、必要とする車両等などが不足し、または調達不能のため輸送不可能となった場合は、次頁により輸送力を確保する。

依頼先	内 容
民間業者	市内の自家用車・営業用車両などの保有者に対し、協力を依頼しておき、災害の程度に応じた出動要請を行う。
県	応急対策活動にあたって市内での車両等の調達が不可能な場合は、県に対して調達の斡旋要請を行う。
自衛隊	災害の状況により自衛隊による輸送を必要とする場合は、県に対して自衛隊災害派遣を要請する。

3 輸送体制

- (1) 発災直後は緊急を要するため、航空輸送により、災害応急対策要員・医療従事者、無線通信施設の保安要員、医薬品・資機材等を輸送する。
- (2) 被災後 1～6 日程度の間は、利用可能な手段により、重傷者、生命維持に必要な物資、緊急輸送道路復旧に必要な人員・資機材等の輸送を行い、被災後 7 日目程度以降は、陸上輸送を中心に輸送を実施し、孤立地帯等の陸上交通が不可能な地域に対して航空輸送を継続する。

(3) 輸送方法

輸送方法	内 容
道路輸送	道路管理者は、警察、自衛隊等の協力を得て、交通が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。 市は県に協力し、交通可能道路等の情報に基づき緊急輸送ルートを選定する。 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更に計画的に道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。 鯖江警察署は、被災地域への流入車両等を抑制する必要がある場合には、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき交通規制を実施する。 隣県との連携が必要な場合には、警察庁の調整のもとに、隣接・近接各府県の相互協力による交通規制を実施する。
鉄道輸送	鉄道によって輸送する場合は、それぞれの実施機関と協議して行う。
航空輸送	緊急輸送および交通途絶のための孤立地帯への輸送は航空機を用い、必要に応じ、県警察、自衛隊の航空機の派遣要請を行うほか、航空運送事業者に対しても協力を要請し、民間機の借上げを行う。
自転車 オートバイ等 による輸送	災害により機動力による輸送が不可能な場合または自転車等による輸送が適当な場合、自転車、オートバイ等による輸送を行う。

4 燃料の確保

市は県と協力して、緊急通行車両等の燃料の確保を行う。

緊急輸送を行う関係機関は、関係省庁および関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

5 道路情報の収集・伝達

市は県と協力して、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に情報提供できる体制を整える。

〈輸 送〉

処 理 事 項	
発災後から3時間後まで	★ 市有車両等輸送手段の被害状況の把握
3時間後から24時間後まで	★ 輸送需要の把握 ① 各班からの要望整理、輸送需要の概要把握 ② 輸送範囲の決定 ③ 輸送順位の決定 ④ 車両の借上げ、燃料の確保 ⑤ 車両の一元管理
24時間後から72時間後まで	★ 航空機輸送 ① ヘリポートの開設 ② 航空機輸送の要請 ★ 輸送活動調整体制の確立 ① 輸送関係機関との調整 ② 道路管理者（工事関係者）との調整

第20節 交通施設応急対策計画

第1 計画の方針

各交通施設の事業者および管理者は、震災により交通施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止することにより人命の安全を確保するとともに、速やかに応急復旧を行い交通機関としての機能を維持する。

第2 鉄道施設

1 西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社管内）の措置

(1) 活動体制

ア 対策本部および現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内に支社対策本部を、事故現場には現地対策本部を設置する。

イ 社員の動員

社員は、緊急時の連絡体制および招集計画表に従い参集し、旅客の救護、応急復旧作業等の任務を行う。

(2) 災害時の初動措置

ア 旅客に対する広報

乗務員は、輸送指令員からの指示、情報等について必要な事項を旅客に案内するとともに、今後とるべき措置をできるだけ速やかに放送して混乱等の発生を防止する。

現地対策本部長および駅長は、地震被害の状況を考慮して旅客および公衆の動揺や混乱を招かぬようにするため、避難口の状況、社員の誘導に従う指示、地震規模と建造物の耐震的安全性、落下物についての注意、列車の運行状況、駅周辺および沿線の被害状況等についての周知に努める。

イ 避難誘導

駅長および乗務員は、列車または線路構造物の被害もしくは二次災害の発生危険が大きいと予測したとき、その他沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、速やかに輸送指令または近接の市町と連絡の上、旅客を安全な地点に誘導する。

ウ 救護措置

現地対策本部長および駅長は、被害の状況により救護所を開設し、関係防災機関および隣接現業機関、医療機関の救護を求める。

(3) 関係施設の応急復旧

支社と社員および外注業者の協力により、復旧は重要度の高い線区から仮復旧を行い、食糧、その他非常緊急にかかわるものの輸送を早急に確保するよう努める。

(4) 震度による運転規制

各線区の拠点に地震計を設置しているほか、次の列車防護により行う。

ア 震度 80 ガル以上（震度 5 以上）の取り扱い

全列車を一旦停止させ、路線巡回により安全確認したのち、初列車 15km/h 以下の規制を実施する。乗務員異常なしの通告を行った場合、後続列車から 45km/h 以下の規制を実施し、列車巡回後異常がなければ規制を解除する。

なお、以上の場合は、列車徐行か列車抑止を行い、応急工事施工後運転規制を解除する。

イ 震度 40 以上 80 ガル未満（震度 4 相当）の取り扱い

(ア) 特定区間は、アに準ずる。

(イ) 一般箇所は、初列車 15km/h 以下の規制を実施する。乗務員が異常なしの通行を行った場合、後続列車から 45km/h 以下の規制を実施し、列車巡回後異常がなければ規制を解除する。

ウ 震度 40 ガル未満の取り扱い

(ア) 特定区間は、一般箇所のイに準ずる。

(イ) 一般箇所は、特に路線巡回・運転規制なし

エ 特定区間

次の箇所を含む区間をいう。

(ア) 徐行を伴う工事施工箇所または路線上で橋桁等が借受されている箇所

(イ) 降雨、増水等による警備発令中の箇所

2 福井鉄道株式会社の措置

(1) 活動体制

ア 災害対策本部および現地対策本部の設置

災害発生時には「災害対策実施要綱」に定める基準に従い、本社内に災害対策本部、現地に現地災害対策本部を設置し、情報収集、連絡広報、応急復旧、代行輸送、救護活動等の災害対策を統括する。

イ 職員の動員

災害発生時には「緊急時における緊急体制心得」の定めにより、災害の状況に応じた動員体制をとり、必要な要員の非常招集を行う。

(2) 災害時の初動措置

ア 旅客に対する広報

旅客に対する案内広報については、関係駅区との連絡を緊密に行い、災害の状況、代替輸送方法、復旧見込み、その他必要な事項について正確な情報を提供し、混乱の発生を防止する。また、報道機関に情報の提供を行う。

イ 避難誘導

駅および車両に非常口を明示するとともに、旅客に対し異常事態発生時には鉄道係員の指示に従って行動するよう適宜、広報活動を行う。

ウ 救護措置

救護を必要とする事態が発生した場合は、最寄りの医療機関に収容し、あらかじめ関係医療機関と協議することとする。

(3) 関係施設の応急復旧

現地本部と密接な連絡をとって、正確な状況把握を行い、災害対策本部において応急復旧の具体的方法、復旧資材の調達、復旧要員の確保等の配備手配を行う。

(4) 震度による運転規制

地震による運転規制については「地震発生時の取扱い方」に定めるところによる。

ア 運転指令者は、地震を感知した場合、直ちに電話で各駅長に対し地震が発生した旨を急報し、全列車・車両の運転を中止させる手配をする。

イ 乗務員は、列車運転中地震を感知した場合、または運転指令者から地震発生旨の旨通告があったときは直ちに列車を停止させる。この場合、停止位置が不相当と判断したときは、列車を安全な場所に移動する。

列車停止後振動がおさまったときは、付近の状況を判断し必要に応じて転動防止をし、旅客の避難誘導に努めるとともに運転指令者に報告し、指示をうける。

ウ 運転指令者は、列車を停止させた後、福井地方気象台に問い合わせる等の方法で震度を確かめ、その震度により乗務員、駅長、土木および電気管理区長に対して次の各号による指令または要請を行う。

(ア) 震度4相当

停止して待機中の列車に対して震度を明示し、注意運転による運転継続を指令する。

(イ) 震度5弱以上

停止して待機中の列車に対して震度を明示し、運転中止を指令するとともに送電を停止する。土木および電気管理区長に対しては、要注意箇所巡回点検を要請する。

3 株式会社ハピラインふくい

「災害時運転取扱手続」に沿って、「災害時の運転取扱準則」により、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係課室および関係自治体との連携について定める。

(1) 施設・設備の耐震性の確保

ア 周期的な構造物の健全度調査により下記事項を行う。

(ア) 橋梁の維持補修

(イ) 法面、土溜の維持

(ウ) トンネルの維持、補修

(エ) 建物設備の維持修繕

(オ) 通信設備の維持

イ 地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図るとともに、列車の運転規制等の基準とし、事故を防止する。

(2) 防災資機材の整備および要員の確保

ア 社内での防災資機材（モーターカー、トラック、ジャッキ、レール）の整備を図るとともに、民間企業から緊急に協力が得られるような体制を整える。

イ 社内および関連業者の災害業務に従事する技術者および技能者の技術および技能の程度と人員配置状況を把握し、緊急時における発動体制を確立する。

第3 道路施設

1 緊急輸送道路

(1) 指定

緊急輸送道路は「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」で規定する第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路、第3次緊急輸送道路を基本とし、指定避難所と連絡する道路のほか、救援物資集積地、防災活動拠点基地、ライフライン・生活物資拠点を連絡する道路としてあらかじめ定める。

(2) 災害時の確保

災害により道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため重点的に応急復旧する。

2 一般道路

各道路管理者は安全かつ円滑な交通を確保するため、次の措置を講じる。

(1) 防災関係機関等への連絡

所管する道路の被害状況を速やかに把握し、措置状況等を含めた情報を関係機関へ連絡する。

(2) 点検措置の実施

災害発生直後、速やかに道路等の点検（状況把握、応急復旧箇所）を実施する。

駐車車両、道路上への倒壊物・落下物等道路の通行に支障をおよぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。緊急輸送道路および主要道路から優先的に実施する。

(3) 応急復旧の実施

災害が発生した場合、所管の道路について、道路占用部での上・下水道管の被害、路面の沈下陥没および亀裂、構造物と取付け部の段差、法面の崩壊、橋梁の損傷等、被害状況に応じた応急復旧を行い、最も早い工法を選定し、交通の確保に努める。

(4) 占用物件等他管理者への通報

市は、電気、ガスおよび電話等の道路占用の施設に被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。なお、緊急の場合は通行禁止等、住民の安全の確保のため必要な措置を講じ、事後通報を行う。

3 高速道路

中日本高速道路株式会社は、地震による災害発生のおそれがある場合、または災害が発生した場合は「防災業務要領」に従い、直ちに災害応急対策に入る。

(1) 防災体制

ア 災害が発生するおそれがある場合は警戒体制をとり、点検を実施する。

イ 災害が発生した場合は緊急体制をとる。

ウ 非常かつ重大な災害が発生し、通行止めを必要とする場合は非常体制をとり、直ちに災害対策本部を設置する。

(2) 防災関係機関等への連絡

中日本高速道路株式会社は、地震による高速道路の被害状況、措置状況等の情報を各防災関係機関へ速やかに連絡する。

(3) 点検措置

地震の発生直後、道路等の点検を直ちに行い、災害が発生した場合は応急復旧計画を策定し、応急復旧工事を実施する。

(4) 応急復旧工事の基本方針

通行止めを実施する場合の応急復旧工事にあたっては、上下線各一車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。

(5) 交通規制

ア 実施基準

(ア) 計測震度4.0以上（震度4以上）の地震が発生した場合は速度規制を行う。

(イ) 計測震度4.5以上（震度5弱以上）の地震が発生した場合は通行止めを行う。

イ 実施方法

速度規制を実施する場合は、道路情報板および規制標識を表示する。

また、通行止めを実施する場合には、巡回車、情報板、ラジオ等により、その旨を通行車両に通知するとともに、避難誘導措置を講ずる。

(6) 初期消火および火災防止活動

高速道路上において衝突、追突等により車両火災が発生した場合は、消火器、消火栓等の利用により迅速に初期消火活動を行い、火勢の拡大防止に努める。

(7) 救出および応急手当

地震により高速道路上で死傷者が生じたときは、速やかに消防機関等に出動を要請し、中日本高速道路株式会社は、消防機関等の行う救急活動に協力する。

(8) 危険物、高圧ガス運搬車両の緊急措置

地震により高速道路において危険物、高圧ガス等が運搬車両から流出した場合には、交通管制等の措置を行うとともに、消防機関等に出動の要請をし、同機関の行う除去作業に協力する。

(9) 緊急輸送道路としての位置付け

高速道路は、広域的あるいは地域的な輸送路として輸送能力、機動性に優れていることから、地震発生時の緊急輸送道路として優先して交通の確保を図る。

第2 1 節 電力施設応急対策計画

第1 計画の方針

電力供給機関（北陸電力（株）、北陸電力送配電（株））は被害状況等を迅速に把握し、速やかに応急復旧作業により電力の供給確保に努める。

第2 防護対策

気象情報その他により災害が予想されるときは、警戒体制をとり丹南支社に警戒体制本部を設置して、各種情報の収集、管内状況の把握および広報活動を活発に行い、電気災害の未然防止に努める。

第3 実施内容

1 災害時における応急工事

電気事業者は、災害が発生した場合、被災施設、設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備および送電・配電線路等に被害があった場合は、応急工事を実施する。なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響をおよぼすことから優先復旧を図る。

2 災害時における電気の保安

強風、浸水等により危険と認められる場合は送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を行う。

3 応援協力

(1) 電気事業者は、被害発生に伴い、自社の供給力に不足を生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通を受け、供給力の増強を図る。

(2) 電気事業者は、応急工事が実施困難な場合、他の電気事業者の応援を要請する。電気事業者は、倒木や土砂崩れ等が被災現場までの通行の妨げとなっている場合、道路管理者に障害物の除去などを要請することにより、早期復旧の体制を強化する。

4 災害復旧の順位

電力供給機関は各施設の復旧について、避難所、医療機関等を原則として優先するが、設備の被害状況や復旧の難易等を勘案のうえ、電力供給上復旧効果の大きいものから行う。

特に緊急を必要とするものは、電源車を配置し緊急送電を行う。

第4 災害時における広報活動

災害に関し緊急を要する広報は敏速に行うほか、市、鯖江警察署、鯖江・丹生消防組合消防本部などとも密接な連絡をとり協力を求める。また、二次災害防止を図るため、テレビ・ラジオ・新聞・チラシ・広報車等を利用して広報を行う。

1 停電が予想される時

2 停電時

3 復旧完了における再供給時

第5 代替施設設備の活用

電力供給機関は、避難所等に対する電力供給確保のため、非常用発電機などの代替施設設備の活用を図る。

第22節 ガス施設応急対策計画

第1 計画の方針

液化石油ガス事業者は地震の発生により被害が生じた場合、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

第2 活動体制

地震によりガス工作物に甚大な被害の発生またはそのおそれがある場合、応急対策および復旧対策を円滑、適切に行うため、液化石油ガス事業者は県エルピーガス協会またはその支部において対策本部を設置する。

第3 実施内容

1 液化石油ガス事業者による初動対策

液化石油ガス事業者は災害が発生した場合はその規模により緊急応援体制をとり、また緊急点検マニュアルに基づき病院等公共施設および集団供給設備のような大規模容器置場を有する施設に対し、速やかな施設の巡視点検、容器バルブ閉止などの応急措置を優先的に行う。

点検については常時施錠してある貯蔵設備、病院等公共施設および大規模な容器置場を有する施設を優先して行う。

2 地震発生時における応急工事

地震が発生した場合、被災施設、設備に対する状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、橋梁架管、整圧器および製造設備等に被害があった場合は、速やかに応急工事を実施し、供給不良ないしは不能となった地域への供給再開を行う。

3 災害時におけるガスの保安

ガス施設等が火災等により危険な状態となった場合、またはガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合もしくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれ応急措置を行う。

(1) ガス製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、安全措置を行う。

(2) ガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合は、ガスを遮断する等危険防止に必要な措置を行う。

(3) 防災関係機関へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

4 容器の回収

液化石油ガス事業者は、消費者の要請または巡視点検により発見した家屋の倒壊等により危険な状態となった液化石油ガス容器を安全な場所へ移動する。

5 消費者による初動対策

消費者は地震が発生した直後の二次災害を防止するため、自らが使用している火を消すとともに容器バルブを閉止するほか、要配慮者に対しても、近隣の住民が協力してその措置にあたる。

6 応援協力

液化石油ガス事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他のガス事業者の応援を要請する。

7 応急復旧

液化石油ガス事業者は巡視点検により安全が確認された施設から順に供給を再開する。

また、改修が必要なものについては、緊急応援体制により事業者相互が連携し、復旧のための改修を行う。

第4 災害時における広報活動

液化石油ガス事業者は、二次災害防止を図るため、テレビ、ラジオ、新聞、チラシ、広報車等を利用して広報を行う。

- 1 ガスの供給停止が予想される時
- 2 ガス供給停止時
- 3 復旧完了における再供給時

第5 代替施設設備の活用

避難所等に対するガス供給確保のため、カセットコンロ、LPガス等の代替施設設備の活用を図る。

第23節 通信および放送施設応急対策計画

第1 計画の方針

通信の途絶防止および放送電波の確保のための諸施策を講ずるとともに、設備の早期復旧を図る。

第2 電気通信設備

西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)および楽天モバイル(株)は、公共機関等の通信確保を図るとともに、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、迅速かつ的確な応急作業を実施する。

1 応急対策

災害が発生または発生するおそれがある場合は、災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の途絶の解消および重要通信の確保のため、次の措置を行う。

- (1) 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替装置等の実施
- (2) 災害用伝言ダイヤル等の提供
- (3) 非常用伝送装置または非常用衛星通信車装置による伝送路および回線の作成
- (4) 応急ケーブル等による臨時伝送路および臨時回線の作成
- (5) 予備電源、非常用発電装置等による通信電源の確保
- (6) 特設公衆電話の設置
- (7) 携帯電話の貸出し

2 通信利用者に対する広報

災害のため通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは利用者等に広報する。

- (1) 通信途絶または利用制限した理由および現在の状況
- (2) 復旧に対してとられている措置および復旧見込みの時期
- (3) 通信利用者に対する協力要請事項
- (4) 広報の方法は、広報車、窓口、掲示板等の方法により周知を図る。

3 復旧対策

災害により被災した通信設備の復旧にあたっては、電気通信施設等の機能、形態を被災前の状態に復旧するが、早期復旧を前提に被害再発を防止できる改良工事が可能であれば、設備拡張、改良工事等を折り込んだ復旧工事を行う。

第3 放送施設

1 応急対策

- (1) 放送機等障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組の放送継続に努める。また、一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

- (2) 災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

2 視聴者対策

(1) 受信設備の復旧

被災受信設備の取扱いについて、告知放送、チラシまたは新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関係団体および関係機関との連携により、受信設備応急修理班を組織し、被災受信設備の復旧を図る。

(2) 情報の周知

避難場所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置、速報板等を設置するとともに、状況により広報車等を利用して視聴者への情報周知を徹底する。

3 復旧対策

- (1) 被災した施設および設備等については、迅速かつ的確にその被害状況を調査し、これに基づき効果的な復旧計画を早急に作成する。
- (2) 復旧の順位は放送の送出に重大な影響をおよぼすと認められる施設、設備を優先させ、復旧工事の実施にあたっては、人員、資材等を最大限に活用して作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図る。

第24節 上水道・下水道施設応急対策計画

第1 計画の方針

地震の発生に際し、上水道施設および下水道施設の被害拡大防止および安全確保に努めるとともに、速やかに応急復旧を行い、給水、および排水機能の維持を図る。

第2 共通事項

市は、地震の発生時において、上下水道の構造等を勘案し、二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から順次速やかに巡視を行い、施設の損傷その他の異状を把握した場合には上下水道が一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

第3 上水道施設

1 応急措置および復旧

(1) 第1次復旧工事

ア 浄水場等の水道施設に被害が生じた場合には、給水機能の早期回復を図るため、応急復旧を行う。

イ 上水道管理センターにおいては、災害時の停電を考慮し、自家発電設備により制御機器を操作するなど、送配水機能を確保できるよう努める。

ウ 管路に被害が生じた場合には、漏水の防止および被害拡大の防止を図るため、必要な応急措置を講じる。

エ 導水管、送水管および主要な配水管については、優先的に応急復旧を実施し、特設した応急給水栓等からの給水が可能となるまでの復旧工事を当面の目標とする。

(2) 第2次復旧工事

第1次復旧工事により応急給水栓からの給水が可能となった段階以降は、各戸給水の再開を当面の目標として、復旧工事を実施する。

ア 配水管およびその支管の復旧工事が概ね完了した後、医療施設等の緊急性を要する施設を優先し、給水管の分岐工事を順次実施する。

イ 給水装置の整備については、被害状況に応じて、次の方法により実施する。

(ア) 既設管を活用する。

(イ) 仮配管から既設管に通水し、これを活用する。

(ウ) 仮配管により各戸へに給水する。

(3) 応急復旧工事

復旧にあたっては、再度の被災の防止を考慮し、耐震性の向上等の観点から必要な改良復旧を行うとともに、耐震化の整備を図るなど、計画的に復旧対策を進める。

ア 改良復旧にあたっては、現行の水道施設整備事業等との整合を図りながら施工する。

イ 災害後の地域復旧計画と連携を保ち、円滑な復旧が図られるよう施工する。

ウ 石綿セメント管および老朽管については、可能な限り更新を行う。

エ 配管状態等に関する図面および台帳の整備については、復旧にあわせて万全を図る。

2 給水車等の活用

市は、医療施設や避難施設等に対する飲料水の確保を図るため、給水車等（水槽付き消防車を含む）を活用し、給水を行う。

第4 下水道施設

市は、地震発生時における下水道の被害を最小限にとどめ、環境汚染の防止を図るため、管路施設・ポンプ場および処理場施設を含むシステム全体について被害状況を把握し、緊急装置・施設の復旧作業を実施する。

1 応急復旧計画の策定

管路施設、ポンプ場および処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として復旧計画を策定する。

- (1) 応急復旧の緊急度および工法
- (2) 復旧資材および作業員の確保
- (3) 設計および監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置

2 応急措置および復旧

(1) 管路施設

ア 管路損傷等による路面の障害に対する緊急措置

管路損傷等により路面の障害が発生している場合は、交通機関の停止、通行人の事故防止等の緊急措置をとった後、関係機関に連絡をとり、応急対策を行う。

イ マンホール等からの溢水の排除

マンホール等から溢水している場合は、可搬式ポンプを利用して、雨水管渠、河川または他の下水道管渠あるいは排水路等へ緊急排水する。

ウ 吐き口等における浸水防止

吐き口等で浸水している場合は、河川等の管理者に連絡をとるとともに、破損箇所での土のう等による浸水防止の措置、可搬式ポンプによる排水等の措置を行う。

(2) ポンプ場および処理場施設

ア ポンプ設備の機能が停止した場合の措置

ポンプ設備の機能が停止した場合は、損傷および故障箇所は直ちに復旧にかかるとともに、浸水等の場合には緊急排水、浸水防止等の措置を行う。

イ 停電および断水に対する措置

停電および断水している場合は、設備の損傷、故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧に努める。

ウ 自動制御装置の停止に伴う代替措置

現場の手動操作によって運転することとなるため、日頃から非常時に備え、手動操作についても習熟しておく。

エ 危険物の漏洩に対する応急措置

危険物を扱う設備については、災害後、速やかに点検し、漏洩の有無を確認するとともに、漏洩を発見したときには、訓練した方法に従って、速やかに応急措置を行う。

3 下水の排除制限および仮排水

管渠の損壊等により処理不能となった場合は、住民に対し下水排水の制限を行うほか、下水の滞留に備え、ポンプ・高圧洗浄機等の確保を行う。

4 代替施設設備の活用

避難所等に仮設トイレを設置するなど代替施設設備の活用を図る。

第25節 危険物施設等応急対策計画

第1 計画の方針

危険物施設等の管理者は、地震の発生により施設に被害が生じた場合、火災、爆発、流出拡散の防止等二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を行う。

また、施設の関係者および周辺住民に対する危害防止を図るため、必要な措置を行う。

第2 危険物施設

関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者および危険物取扱者などは、地震が発生した場合、地震による被害を最小限にとどめるため、当該危険物施設の実態に応じて、次の措置を講ずる。

措 置	措置の内容
危険物の取扱作業および運搬の緊急停止措置	危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖または装置の緊急停止措置を行う。
危険物施設の応急点検	危険物施設の現状把握と災害発生危険の有無の確認を図るため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源、近隣の状況の把握等の応急点検を実施する。
危険物施設からの出火および流出の防止措置	危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。
災害発生時の応急措置	危険物により災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、状況に即した初期消火、危険物の流出防止措置を行う。
防災関係機関への通報	災害を発見した場合、速やかに鯖江・丹生消防組合消防本部、鯖江警察署など防災関係機関に通報し、状況を報告する。
従業員および周辺地域住民に対する人命安全措施	災害発生の事業所は、鯖江・丹生消防組合消防本部、鯖江警察署など防災関係機関と連絡を密にし、従業員および周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

第3 火薬類貯蔵施設

保安責任者は火薬類貯蔵施設の地震による被害を最小限にとどめるため、危害予防規定等により次の保安措置を講じる。

- 1 保安責任者等は、地震による二次災害を防止するため、関係機関と迅速な連絡をとるとともに、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講じる。

- (1) 施設の安全確認および爆発・火災に対する適切な措置

- (2) 危険な状態の場合、付近の住民に対し、警告する措置
- (3) 火薬類の数量等の確認
- (4) その他災害の発生防止または、軽減を図るための措置

第4 高圧ガス施設

高圧ガス施設の管理者などは、地震による二次災害を防止するため、関係機関との連絡を密にし、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講ずる。

- 1 製造施設の運転、充てん作業、火気取扱作業、高所作業、荷役作業等の停止等の措置
- 2 移動式荷役設備等入出荷設備に関する退避または安全措置
- 3 落下防止、転倒防止等の安全措置
- 4 その他災害の発生の防止または、軽減を図るための措置
- 5 従業者および付近の住民に対し退避するよう警告する措置

第5 毒物・劇物取扱施設

市は、県の指示と指導のもと、毒物・劇物取扱施設が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散漏洩または地下に浸透し、保健衛生上危害が発生、またはそのおそれがあるときは、施設等を管理する者に対し、危害防止のための応急措置を施すよう指示するとともに、鯖江・丹生消防組合消防本部および鯖江警察署と協力し、必要な措置を講じる。

第26節 住宅応急対策計画

第1 計画の方針

応急仮設住宅の設置や被害家屋の応急修理の実施または既存公営住宅等の活用により、被災住民の住居の確保を図る。

第2 実施責任者

市は原則として、応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理を行う。

災害救助法が適用された場合には、県（救助事務を委任した場合は市）が実施する。実施に係る建設資材の調達は、県建設業協会等の業界団体に協力を求める。

第3 応急仮設住宅の建設

市は、災害により住宅が全壊および全焼により滅失し、被災者のうち自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、住宅を仮設または応急的な修理を施し一時的な居住の安定を図る。

1 設置場所

市は、地震および豪雨等のほかの災害の危険性を十分に配慮しつつ、原則として市有地に建設する。また、仮設住宅を建設する際に、その場所が私有地となる場合は、所有者との間に賃貸借契約を締結する。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合は、学校の教育活動に十分配慮する。

2 入居者の選定

市は、仮設住宅の入居者の選定について行うが、災害救助法が適用された場合には、県が市の協力を得て行う。

入居者の選定にあたっては、民生委員等との協議を行う。

3 入居者の基準

- (1) 住家が全壊（焼）、流出した世帯
- (2) 居住する住家がない世帯
- (3) 自己の資力では住宅を建設することができない世帯

ア 生活保護法の被保護者および要保護者

イ 一定の資産のない失業者

ウ 一定の資産のない母子家庭

エ 一定の資産のない老人、病弱者および身体障がい者等の世帯

ただし、全ての項目に該当する者が3割を超える場合は、生活能力が低いなど、住宅の必要度の高い者を選定するほか、抽選による方法で決定する。

4 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設にあたっては、高齢者、障がい者に配慮する。

5 応急仮設住宅の運営管理

市は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心、安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成および運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

6 住宅の応急修理

(1) 対象者

ア 住宅が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者

イ 自己の資金では応急修理を行うことができない者

(2) 応急修理の基準

修理箇所は、居住・炊事場・風呂場・便所等日常生活上欠くことのできない部分とする。

第4 応急仮設住宅の運営管理

市および県は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この場合、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成および運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第5 公的賃貸住宅等の活用

1 市営住宅の活用

市は、地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用として公営住宅の空き家に被災者を一時入居させることができる。また、県および近隣市町等協力のもとこれらの公的賃貸住宅の空き家を被災者に斡旋する。

2 その他の施設の活用

災害の規模、被災者の避難および収容状況、避難の長期化等に鑑み、旅館やホテル等への移動を避難者に促すとともに、民間賃貸住宅や空き家等利用可能な既存住宅の斡旋および活用、国有財産（未利用地、庁舎、国家公務員宿舎）の借上げ等により、避難所の早期解消に努める。

第6 応急危険度判定制度

1 市は、建築物等の倒壊や落下物による二次災害を防止するため、建築技術者等を活用し、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。なお、判定は福井県被災建築物応急危険度判定マニュアル（実施本部業務マニュアル）を参考とする。

2 市は、必要に応じ応急危険度判定士を派遣するよう県に要請する。

3 応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の被災度を判定し、建築物に判定結果の表示および使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。

第7 各種被災建築物調査の説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

第8 石綿応急措置の実施

市は、建築物等の倒壊・損壊により石綿露出が確認された場合、建築物等の使用者（所有者・管理者）は、周辺の立入禁止措置および石綿の飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。

また、使用者が対応できず緊急の対応が必要と判断される場合には、市および県が周辺の立入禁止措置等の応急措置を実施する。

〈住宅応急対策〉

処 理 事 項	
発災後から3時間後まで	
3時間後から24時間後まで	
24時間後から72時間後まで	★ 住宅被害の把握 ① 被害程度別および地域別の把握 ★ 需要の把握 ① 仮設住宅建設戸数の見積り ② 建築業者、資機材の調達 ③ 建設予定地の選定 校庭、公園、グラウンド、遊休地等

第27節 廃棄物処理計画

第1 計画の方針

被災地におけるごみの収集およびし尿の取扱処分等清掃業務およびに地震災害より生じた廃棄物（災害廃棄物）への対応を適切に実施し、環境衛生の万全を期する。詳細については、「鯖江市災害廃棄物処理計画」に定める。

第2 ごみ処理

1 処理体制

- (1) 市は、被害地域のごみの発生状況と、収集運搬体制および処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制をとる。
- (2) 市は、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行う。
- (3) 市は、廃石綿などは、原則として一時保管場所への受入れを行わないこととし、やむを得ず、一時保管場所に廃石綿などを受入れる場合には、適切な梱包・コンクリート固化等を行う。石綿含有廃棄物は、区分して適切に保管する。
- (4) ごみ処理の実施に必要な機材、人員等については、可能な限り市の現有の体制で対応するが、ごみ処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、人員の派遣や処理施設の使用などについて県あるいは近隣市町へ応援要請する。

2 処理方法

- (1) 市は、ごみの処理について、焼却のほか、必要に応じて埋立て等環境影響上支障のない方法で行う。
- (2) 市は、施設的能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合、一時保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。
- (3) 市は、倒壊家屋等の除去作業について、解体に伴う粉塵や騒音の発生抑止に十分配慮する。
- (4) 市は、解体等する場合、事前調査を実施し、石綿の使用の有無を確認する。石綿の含有が確認された場合は、作業計画を作成するとともに、県および武生労働基準監督署等と協議を行う。
- (5) 解体作業の工事については、解体作業を行う者の責任において、掲示を分かりやすい場所へ設置し、作業の安全確保と石綿の飛散防止を適切に行う。
- (6) 市は、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

第3 し尿処理

1 処理体制

- (1) 市は、し尿の発生量について、発生箇所、利用人員等を総合的に判断し、適切な処理体制をとる。
- (2) 市は、仮設トイレ、避難施設のくみ取り便所について、貯蓄容量を超えることがないように配

慮する。機材、人員が不足する場合は、ごみ処理に準じ応援要請を行う。

2 処理方法

し尿処理の方法は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じ環境衛生に支障のない方法を併用する。

第4 死亡獣畜の処理

死亡獣畜（牛馬、豚、めん羊、山羊が死亡したもの）の処理は、市および獣畜所有者が、保健所の指示、立会いのもとに次の方法で処理する。

- 1 移動できるものは、適当な場所に集めて埋却、焼却等の方法で処理する。
- 2 移動が難しいものについては、その場で個々に処理する。

第5 災害廃棄物の発生への対応

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また市は、災害の種類に応じ、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。さらに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

〈廃棄物等処理〉

処 理 事 項	
発災後から3時間後まで	★ ごみ処理施設、し尿処理施設等の被害状況の把握
3時間後から24時間後まで	★ ごみ処理施設、し尿処理施設等の被害状況および処理能力の把握 ① 施設被害状況 ② 作業員、車両の被害状況 ③ 収集ルート、運搬ルートの被害状況 ④ 復旧見込み ★ 処理施設の応急復旧方針の調整
24時間後から72時間後まで	★ 作業能力の把握 ① 委託業者作業員と車両 ② 応援要員、借上げ車両 ★ ごみ、し尿等の排出量の見積り ★ 臨時ごみ、し尿収集方針の決定 ① 集積場、投棄場の選定 ② 仮設トイレの設置 ③ 住民への広報 ★ 応援要請（市内で処理能力が不足するとき）

第28節 防疫、食品衛生計画

第1 計画の方針

市は、地震の発生時の生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われる防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図る。

第2 防疫業務の実施方法

1 消毒場所

感染症が発生し、または発生するおそれがある汚染地区の宅地および家屋の内外。

2 消毒方法

(1) 飲料水の消毒

給水施設として井戸を使用した場合における井戸の消毒は、クロール石灰水（または次亜塩素酸ソーダ）を使用する。

(2) 飲料水の供給

知事の指示に基づき、自家用水の停止期間中、飲料水の供給を行う。また、自家用水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸水、水道水等の衛生処理について指導する。

(3) 家屋内の消毒

汚水などで汚染された台所、炊事場、便所等などはクレゾール水などの消毒薬を用い、床下等の湿潤の場所には石灰を散布して消毒を行う。

(4) 鼠族昆虫等の駆除

汚染地域を重点的に実施し、併せて消毒薬等防疫薬剤を各戸に配布する。

第3 防疫活動の実施要領

1 情報の収集および体制

災害発生と同時に職員を現地に派遣して被災地の状況を把握するとともに、保健所等関係機関と連絡を緊密にし、防疫の実施計画を作成し、これに必要な器具、資材、薬品および人員を確保して防疫体制を整える。

2 予防教育および広報

パンフレット等の利用や報道機関の協力を得て行う。

3 検病調査および健康診断

検病調査および健康診断は、県が検病調査班を編成し行うが、市は詳細な現況報告等について協力する。

この場合、集団避難施設の避難者や応急仮設住宅の入居者に対する調査を重点に実施する。

検病調査の結果必要があるときは、検便などの健康診断を実施する。

4 感染症発生時の措置

(1) 市は、感染症患者または病原体保有者が発生したときは、直ちに感染症指定医療機関への入院勧告または入院措置を行うとともに、家屋、台所、便所、排水溝等の消毒を実施する。なお、感染症指定医療機関への入院が困難なときは、適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容

する。

(2) 市は、やむを得ない理由によって、感染症指定医療機関への入院措置を講じることができない病原体保有者は、自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理等について厳重に指導するとともに、必要に応じて治療を行う。

(3) 市は、家屋、台所、便所、排水溝等の消毒を行う。

(4) 県において濃厚接触者の検病調査・健康診断を行う。

5 臨時予防接種

市は、感染症予防上必要ある時は、県の指示により臨時予防接種に協力する。

6 県からの指示

市は、県および各健康福祉センターから、感染症予防上必要と認めて発する次の命令、指示を受けた場合は、災害の規模、態様などに応じ、その範囲および期間を定めて速やかに行わなければならない。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）

第 27 条第 2 項の規定による清潔方法、感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示

(2) 感染症法第 28 条第 2 項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

(3) 感染症法第 29 条第 2 項の規定による物件に係る必要な措置に関する指示

(4) 感染症法第 31 条第 2 項の規定による生活の用に供される水の供給の指示

(5) 予防接種法第 6 条の規定による臨時予防接種に関する命令（市長をして実施させることが適当な場合に限る。）

7 防疫活動に必要な人員資材等の確保

(1) 人員

市長は、清潔方法および消毒方法を施行するために必要と認めるときは、医師その他予防上必要な人員を雇用する。

(2) 器材

市が保有している消毒用機器を使用するが、必要に応じて関係機関または民間取扱業者等より借上げまたは購入する。

(3) 車両

市有車両を使用するが、必要に応じて民間車両を借上げる。

(4) 薬剤

市が保有する薬剤を使用する。ただし、不足する場合は薬剤取扱業者より購入する。

8 記録の整備

市は、災害防疫に関し次の書類を県に報告するとともに記録の整備保管をする。

(1) 災害状況報告書

(2) 災害防疫活動状況報告書

(3) 防疫経費所要額調および関係書類

- (4) 各種防疫措置の指示命令に関する書類
- (5) 防疫作業日誌作業の種類および作業量、作業に従事した者、実施地域および期間、実施後の反省、その他参考事項を記載する。

9 準備体制

次の事項について事前に体制を整える。

- (1) 災害防疫対策連絡協議会の設置
- (2) 防疫資材の整備
- (3) 予防教育および広報活動

第4 家畜防疫

被災地の畜舎等施設の被害、家畜の状況および防疫については、県の指導および指示に基づいて行うものであり、市は、調査および報告事項について県家畜保健衛生所長と緊密に連携をとり、被害の軽減に努める。

第5 食品衛生対策

被災地における食品関係業者および臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設等）の実態を把握し、被災者に対して効果的な栄養調理指導を行い、安全で衛生的な食品が供給されるよう適切な指導を実施する。

1 食品関係営業施設等における食品衛生の確保

(1) 臨時給食施設の衛生監視指導

関係機関と密接な連携をとり実態を把握し、食品衛生監視員による現地指導の徹底により、食中毒等事故の発生を防止する。

(2) 食品衛生関係業者に対する監視指導

乳処理場、魚介類販売業、食肉販売業、食品の冷凍冷蔵業、飲食店等を重点的に監視するとともに、保存または製造されている食品の検査を実施することによって不良食品の販売供給を防止する。

2 避難所等における食品衛生の確保

次のことについて被災者に対して指導を行うとともに、避難所管理・運営委員会を通じて啓発を行う。

また、食中毒が発生したときは食品衛生監視員を中心とする調査班の調査に協力する。

- (1) 救援食品の衛生的取扱い
- (2) 食品の保有方法、消費期限等の遵守
- (3) 配布された弁当の適切な保管と早期喫食
- (4) 手洗い・消毒の励行
- (5) 食器、器具の消毒

3 食中毒発生防止の措置

市は、避難所への弁当等の配給に当たっては、食中毒発生防止のため、次の措置を講ずる。

- (1) 弁当等の搬送には、温度管理に留意する
- (2) 早期喫食のため、弁当等の搬送時間の調整
- (3) 避難者等に対し、早期喫食を指導

4 避難所における適切な栄養管理

丹南健康福祉センターおよび市は、避難所等における適切な食事の提供および栄養管理に関して必要な助言およびその他の支援を行う。

- (1) 食料調達に関する業務を担当している部局と連携して、被災者に対する食事の確保および食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努める
- (2) 被災者のニーズに的確に対応した栄養・食生活指導を行う。

5 給食施設に対する支援

健康福祉センターおよび保健所設置市の保健所は、給食施設の被災状況を把握し、入所者への食事提供が中断することのないよう必要に応じて適切な支援を行う。

〈防疫衛生〉

処 理 事 項	
発災後から3時間後まで	
3時間後から24時間後まで	★ 需要の把握 ① 防疫を必要とする地域の把握 ② 必要人員、薬剤等の見積り ★ 防疫用薬剤、資機材の調達可能量の把握、手配 ★ 防疫用薬剤、資機材の輸送 ① 人員、車両の手配 ② 輸送班との調整
24時間後から72時間後まで	★ 防疫方針の決定 ① 消毒地域の優先順位 ② 消毒方法 ★ 防疫活動 ① 避難施設周辺 ② 浸水地域 ③ ごみ集積場等 ★ 保健指導 ① 避難施設健康診断 ★ 食品衛生監視 ① 食品の衛生監視 ② 水質検査

第29節 遺体の搜索、処理、埋葬計画

第1 計画の方針

地震災害時において死亡していると推定される者の搜索および死亡者の収容・処理・埋葬を実施する。

第2 遺体の搜索

遺体の搜索は、市が搜索に必要な資機材・機械器具類を借り上げて実施する。

ただし、市において実施困難な場合には、鯖江・丹生消防組合消防本部、鯖江警察署のほか他の機関からの協力を得て実施する。

第3 遺体の収容、処理

1 実施責任者

死体を発見したときは、市長は速やかに県警察本部または鯖江警察署長に連絡し、その見分をまっして必要に応じ、次の方法により死体を処理する。

2 死体の収容、処理を行う場合

災害の際に死亡した者について、その遺族等が社会混乱期により死体識別等のための洗浄・縫合・消毒の処置、死体の一時保存あるいは搜索を行うことができない場合は、応急救助としてこれらの処置を実施する。

3 方法

死体の収容、処理は、市が収容、処理場所を借り上げ、または仮設し、捜査機関が検視または調査を行い、救護班または現地医師が死体の検案、洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。

4 遺体の身元確認

遺体の身元確認は、警察および自治会等の協力のもと行う。身元が判明したものは、遺族に引渡す。なお、遺族が判明しないものについては、一定期間経過後に行旅死亡人として取扱うこととし、市長が死亡届を提出し、火葬を行い、遺骨を一時保管し、遺族が判明次第、引渡す。

第4 遺体の埋葬

1 実施責任者

市は、地震災害の際死亡した者について、その必要を認めた場合に、次の方法により応急的な埋葬または火葬を行う。

ただし、市において実施困難な場合は、近隣市町または県に応援要請を行う。

2 方法

市長の指示により直接、埋葬または火葬に付し、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。なお、埋葬または火葬の実施に当たっては次の点に留意して行う。

- (1) 遺体は、県警察本部の行う検視等を経た後、同機関から引継ぎを受けて埋葬または火葬する。

- (2) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、市長が死亡届を提出し、火葬を行い、遺骨を一時保管し、身元が判明した場合は遺族に引渡す。
- (3) 被災地以外に漂流した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬または火葬は行旅死亡人として取扱う。

3 広域的な火葬の実施体制

市は、災害により平常時に使用している火葬場が使用できない場合や、平常時の火葬能力を大幅に上回る死亡者が発生した場合には、県内および県域を越えた広域的な火葬の実施について、必要な措置を行う。

第30節 文教対策計画

第1 計画の方針

地震における児童生徒等の安全確保および教育活動の再開、それらに伴い必要となるその他の措置ならびに学校以外の文教施設等の応急対策について定める。

第2 災害発生後の児童生徒の安全確保

1 在校時の場合

児童生徒の安全確保のため、次の措置を順次、速やかに行う。

- (1) 教職員は、安全確保のため児童生徒に的確な指示を行うとともに、火災等の二次災害の防止に努める。
- (2) 教職員は、避難経路の安全を確認の上、児童生徒をより安全な場所へ避難させる。
- (3) 教職員は、速やかに人員および負傷者の確認を行い、学校長に報告する。
- (4) 帰宅経路の安全を確認の上、児童生徒を速やかに下校させる。被災状況により、教職員等による引率または保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。

2 在校時でない場合

学校長は、被害状況等（児童生徒、教職員、施設・設備）等を調査し、災害の程度や範囲等に応じて、休校措置その他必要な措置をとる。

第3 応急教育計画

1 学校教育の確保

校舎等の施設が被災した場合、市は緊急に協議し、応急復旧および応急教育を実施する。

- (1) 被災により学校施設の一部が用途に供さない場合、学校運営および安全管理上緊急に修理を要する箇所について応急修理または補強を実施し、できる限り休校を避ける。必要に応じて、二部授業、圧縮学級の編成などを講じる。
- (2) 被災により学校施設のすべてが用途に供さない場合は、隣接学校の余剰教室・特別教室を借用し、分散授業を実施する。余裕学校がない、または不足して被災学校の児童生徒を収容できない場合には、臨時的施設等を建設するほか、公共施設に応急収容し、分散授業を実施する。

2 教材、学用品等の調達および支給

市は、被災により学用品を喪失または毀損し、就学上支障のある児童生徒に対し、教科書、文房具および通学用品を調達・支給する。なお、災害救助法が適用された場合、同法施行規則に基づき、迅速な措置を講じる。

(1) 支給品目

- ア 教科書（教科書、副読本等の教材を含む。）
- イ 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、下敷、定規、絵具等）
- ウ 通学用品（運動靴、傘、鞆、長靴等）

(2) 調達方法

ア 教科書

被災学校の学校別、学年別、使用教科書毎にその必要数量を速やかに調査し、県に報告するとともにその指示に基づいて教科書供給者などに連絡し、その供給を求める。また、市内の他の学校および他市町に対し使用済教科書の供与を依頼して調達するが、それでもなお若干量が不足する場合は県に対し調達供与依頼する。

イ 文房具および通学用品

必要数量を県に報告し、県から送付を受けたものを配布するか、市が調達するものを配布する。

3 教職員の被災による不足教職員の確保

市は、授業再開に必要な教職員を確保するため、教職員の被災状況に応じた代替教員等の補充を県と連絡調整のうえ行う。

(1) 被災教職員が僅少のときは校内において融通する。

(2) 被災教職員が多数で一校内で融通できないときは、授業の実施状況に応じて市が管内の学校間において融通する。

(3) 市において融通できないときは、県に教職員派遣の要請をする。

4 通学路の安全確保

市は、授業再開に向けて、通学に必要な道路や安全の確保について、関係機関と連携を取りながら、その確保に努める。

5 授業等再開対策

市は、非常時の授業体制について、実施可能な教科や確保可能な授業時数および教室等について検討し、当面の週時程および日課表を立案するなど、早期の授業再開対策について指針を示し、その策定について指導する。

第4 学校給食計画

1 給食の確保

学校内給食施設が被災した場合、速やかに復旧措置を講じ、正常な運営ができるように努め、学校再開に合わせて学校給食が実施できるように努める。

2 炊出し等に協力する基準

緊急に学校給食の施設、設備を使用して炊出しを実施する場合、災害救助法を適用する分については法の定めるところによるが、法によらない分は、学校長が市立学校については市の承認を、県立学校については県の承認を受けて実施する。

3 被害を受けた給食物資の処分

市は、被害を受けた物資の状況を把握し、県学校給食会に報告するとともに、その物資の処分方法について指示を受ける。

第5 育英補助に関する事項

市は、被災による家屋の全壊等のため就学に著しく困難を生じた児童生徒に対して(独)日本学生支援機構(JASSO)の JASSO 災害支援金(給付型支援金)など、育英補助に関する周知および支援を行う。

第6 その他の対策

1 転学手続き

被災した児童生徒の中で、転校を希望する児童生徒については、保護者との連絡調整を図り、隣接市町、他府県に速やかな受入れを要請する。

2 大学入試手続き

被災による受験不可能な生徒数と受験希望大学を把握し、追試験の要請や入学手続きの延期など関係大学との連絡調整および関係高校への指示等の措置を講ずる。

3 高校入試手続き

被災時の高校入試については、入試期日・出願資格・出願手続き・検査場所・募集人員・入学手続きの延期等の弾力的な対応および高校や中学校との連絡調整等の措置を講ずる。

4 企業の採用試験、採用手続き等

関係機関との連絡調整、関係学校への指示等の措置を講ずる。

5 児童生徒の精神保健対策

カウンセリングが必要な児童生徒数を把握し、専門的知識を有する精神科医や臨床心理士の支援を求めるなど、カウンセラー要員の確保に努める。

第7 文化財保護対策

1 災害発生の届出

文化財について災害が発生し、その文化財の一部を滅失し、棄損し、または亡失したときは、所有者(管理責任者)は速やかに文化財保護法(昭和25年法律第214号)、福井県文化財保護条例(昭和34年福井県条例第39号)および鯖江市文化財保護条例(昭和44年条例第14号)の規定に基づき、市に届け出なければならない。

2 文化財の保護復旧

市は、前項の届出を受けた場合、直ちに職員を現地に派遣して被害状況を把握し、その現状を維持するよう努めるとともに、その個々の実情に応じた復旧対策を講じる。

〈文教対策〉

処 理 事 項	
発災後から3時間後まで	★ 被害状況の把握 ① 被害状況報告の指示 ② 情報連絡員の各学校への配置 ★ 学校施設の緊急使用のための関係者との協議 ① 施設管理者の招集 ② 施設の開放 ③ 避難者の受入れ
3時間後から24時間後まで	★ 休校等応急措置の指示 ① 学校の避難民、災害復旧機関への優先的開放 ② 休校 ③ 児童生徒の安全確保 ④ 通学路の被害状況等の確認 ⑤ 保護者への引渡し、集団下校
24時間後から72時間後まで	★ 応急復旧作業の調査 ★ 応急授業の準備 ① 避難施設管理者との協議 ② 校舎の補強、安全確認 ③ 応急教育施設の確保 ④ 通学路の安全確認 ⑤ 教職員の確保 ⑥ 児童生徒への通知 ⑦ 学用品、教科書の被害状況調査

第 3 1 節 災害救助法の適用計画

第 1 計画の方針

災害に際し、その他の生活必需品の欠乏、住居のそう失、疾病等によって生活難に陥った被災者に対し、被災者の保護と社会秩序の保全を図り、応急的な救助を行う。

第 2 実施機関

災害救助法の適用による救助は、国が行うが、その実施にあたっては、法定受託事務として知事に委任されている。ただし、救助事務の一部が市に委任されたときは、市が行う。

第 3 適用基準

災害救助法の適用基準（災害救助法施行令に規定する住家滅失世帯数）は、次のとおりである。

区 分	人 口 (R2. 10. 1 国調)	施行令第 1 条第 1 項第 1 号による法適用基準 世帯数	同第 2 号による 適用基準世帯数 (県全体で 1,000 世帯 以上の場合)
鯖 江 市	68,302 人	80 世帯	40 世帯
備 考	法適用基準には上欄のほか次のものがある。 1 施行令第 1 条第 1 項第 3 号前段 県全体で 5,000 世帯以上の住家が滅失した場合で、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき 2 施行令第 1 条第 1 項第 3 号後段 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき（県は内閣府に事前協議を要する） 3 施行令第 1 条第 1 項第 4 号 多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じたとき（県は内閣府に事前協議を要する）		

(注) 1 基準世帯数とは住家が全壊（焼）もしくは流失した世帯数である。

2 半壊（焼）の場合は 1 / 2 世帯として換算し、床上浸水の場合は 1 / 3 世帯として換算する。

3 床下浸水、一部破損世帯は対象外である。

第4 適用手続

市は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、迅速かつ的確に被害状況を把握し速やかに県に報告するとともに、併せて法の適用を要請する。

災害救助法の適用は、市が県あて被害の状況を情報提供してから行われる。

第5 適用内容

1 避難所の開設および収容

県の救助事務を委任された市は、災害により被害を受け、または受けるおそれのある者を避難施設に収容し保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、市は、県に事前協議（内閣府との協議を含む。）をしなければならない。

(2) 避難所設置のための費用

避難所の設置、維持および管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費および購入費、光熱水費ならびに仮設便所等の設置費とする。

ただし、福祉避難所（高齢者、障がい者等に配慮した避難所）を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。

(3) 避難所設置の方法

避難所は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、野外に仮設物等を設置し、または天幕の設営により実施する。

(4) 避難所開設状況報告

市が避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の状況を県に情報提供しなければならない。この場合の情報提供事項は、おおむね次のとおりで、とりあえず電話または電報で情報提供する。

ア 避難所開設の日時および場所

イ 箇所数および供与人員

ウ 開設期間の見込

2 応急仮設住宅の供与

知事は、災害のため、住宅が全壊、全焼、流失により滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の確保を図る。

(1) 適用期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。

その供与期間は、建築工事が完了した日から2年以内とする。

(2) 設置場所

市において決定する。なお、市は、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておく。

仮設住宅を建設する際にその場所が私有地の場合は所有者との間に賃貸借契約を締結する。

(3) 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、県が市の協力を得て行うが、状況に応じ市長に救助事務の一部として委任できる。入居基準は下記のとおり。ただし、全ての項目に該当する者が3割を超える場合は、生活能力が低く、住宅の必要度の高い者を選定するほか、抽選による方法で決定する。

ア 住家が全壊（焼）流失した世帯

イ 居住する住家がない世帯

ウ 自己の資力では住宅を確保することができない世帯

(ア) 生活保護法の被保護者および要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ウ) 特定の資産のない母子家庭

(エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者および身体障がい者など

(4) 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設にあたっては、高齢者、障がい者等に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

3 炊き出しその他による食品の給与

市（災害救助法が適用された場合は、県の救助事務を委任された市）は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食品の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、相当大規模な地震が発生し、この期間内で炊き出し等による食品の給与を打ち切ることが困難な場合には、市長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2) 供給の実施

供給の実施については「本章第18節 飲料水、食料品、生活必需品等の供給計画」による。

(3) 給与のための費用

主食、副食および燃料費等の経費とする。

(4) 炊き出し等の方法

炊き出しは、避難所内またはその近くの適当な場所を選んで実施する。その際市は、各現場に実施責任者を指名して、その任に当たらせる。

4 飲料水の供給

県の救助事務を委任された市は、災害のため飲料水が枯渇または汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、市は、県に事前協議（内閣府との協議を含む）をしなければならない。

(2) 飲料水供給のための費用

水の購入費、給水および浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費および燃料費ならびに浄水用の薬品費および資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 飲料水供給の方法

飲料水の供給は、災害のため飲料に適する水がない場合に、輸送による給水、浄水器による給水、家庭用井戸水等による給水の方法により実施する。

5 被服寝具その他生活必需品の給貸与

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を喪失または毀損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を給与または貸与する。

(1) 適用期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、大災害により交通通信が途絶え、物資の買い付けが困難であるような場合等、この期間を延長する必要がある場合には、事前に内閣府と協議しなければならない。

(2) 給貸与の方法

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物により行う。

ア 被服、寝具および身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具および食器

エ 光熱材料

6 医療および助産

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療を施し、被災者の保護を図る。

(1) 適用期間

災害発生の日から14日以内（助産は分べんした日から7日以内）とする。ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合、また、社会的混乱の著しい場合等この期間を延長する必要がある場合には、事前に内閣府と協議しなければならない。

(2) 医療のための費用

ア 医療救護班による場合

使用した薬剤、治療材料および医療器具の修繕費等の実費

イ 一般の病院または診療所による場合

国民健康保険の診療報酬の額以内

ウ 施術者による場合

協定料金の額以内

(3) 医療の方法

医療救護班の編成は、福井県立病院による医療救護班、健康福祉センターによる救護班、公立丹南病院・療養所による医療救護班、福井大学医学部附属病院による医療救護班、公的医療機関による医療救護班、県から委託を受けた福井赤十字病院医療救護班ならびに現地医療班、県とDMAT指定病院との協定に基づく災害派遣医療チーム（DMAT）とする。

7 被災者の救出

県の救助事務を委任された市は、災害のため生命身体が危険な状態にある者を捜索し、または救出して保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、地震の揺返しが続いて被害が続出し、どの地震によって現に救出を要する状態になかったか判明し難いとき等、この期間を延長する必要がある場合には、市は県と事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2) 救出のための費用

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費、購入費、修繕費および燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

8 住宅の応急修理

災害のため、住宅が半壊、半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。

(1) 適用期間

3か月以内（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内）に完成する。

(2) 応急修理の内容

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分について行う。

(3) 協力要請

県は、市の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理等に当たっては、関係業界団体に対して協力を要請する。

9 学用品の給与

学用品の給与は、災害による、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒（特別支援学校の児童および生徒を含む。）に対して行う。

(1) 給与する品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において行う。

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(2) 適用期間

教科書、教材については、1 箇月以内、文房具、通学用品については、15 日以内に給与を完了しなければならない。

(3) 給与の実施

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、原則として県の救助事務を委任された市が行うが、教科書については、県が、市教育委員会等からの報告に基づき、教科書提供所から一括調達し、その配給を講じることもある。

10 遺体の搜索、処理、埋葬

災害により現に行方不明の状態にある者に対して搜索を実施するほか、災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその死体の処理が実施できない場合に処理を、また、遺族の資力にかかわらず、埋葬を行うことが困難な場合または死亡した者の遺族がない場合にその埋葬を実施する。

(1) 適用期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

11 障害物の除去

災害のため、住宅に土石等障害物が流入し、自己の資力では除去することができない者に対し、障害物の除去を行う。

(1) 適用部分

居室、炊事場等生活に欠くことのできない最小限度の部分について行う。

(2) 適用期間

災害発生の日から 10 日以内に完了する。

12 応急救助のための輸送および賃金職員等の雇上げ

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げを行い、その人員および物資を迅速かつ円滑に輸送あるいは配分し、応急救助活動の万全を期する。

[輸送および人員備上げを行う救助の範囲および適用期間]

範 囲	期 間
被災者の避難	1 日～2 日以内（内閣府との協議により延長できる。以下同じ）
医療および助産	7 日～14 日以内
被災者の救出	3 日以内
飲料水の供給	7 日以内
遺体の搜索	10 日以内
遺体の処理	10 日以内
救援用物資の整理配分	輸送される物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内

(1) 輸送および賃金職員等の雇用のための費用

輸送のために支出できる費用は、運送費、借上科、燃料費、消耗器材費、修繕費とし、当該地域における通常の実費とする。

(2) 輸送力の確保

ア 応急救助は緊急を要するので常に輸送手段を考慮して輸送の確保に努める。

イ 市、県は動員できる車輛（オフロード車、大型トラック等）船艇を把握しておく。

ウ 鯖江・丹生消防組合消防本部は施設班と常に連絡し、事態が急迫した場合は従事命令を発する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

第1 計画の方針

地震発生時被災した各施設の復旧と併せ、再度震災の発生を防止するため必要な施設の新設、または改良を行うなど、将来の震災に備える事業計画を策定し、震災応急対策計画に基づく応急復旧終了後、早期復旧を目標に重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を実施する。

第2 災害復旧事業の種類

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川災害復旧事業
 - (2) 砂防設備災害復旧事業
 - (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - (4) 地すべり防止施設災害復旧事業
 - (5) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - (6) 道路災害復旧事業
 - (7) 下水道災害復旧事業
 - (8) 公園災害復旧事業
- 2 農林業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 上水道災害復旧事業
- 5 住宅災害復旧事業
- 6 社会福祉施設災害復旧事業
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 8 学校教育施設災害復旧事業
- 9 社会教育施設災害復旧事業
- 10 その他の災害復旧事業

第3 緊急災害査定の促進

市は県との連携のもと、震災が発生した場合には、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業の迅速が期されるよう努める。

第4 災害復旧資金の確保

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、起債および災害つなぎ短期借入について所要の措置を行うなど、災害復旧事業の早期実施が図られるように努める。

第5 特定大規模災害等における復旧工事の代行の要請

市は、内閣府に緊急災害対策本部が設置される著しく異常かつ激甚な災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた場合に、地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要がある場合は、国や県に復旧工事の代行を要請する。

第6 道路復旧等の関係機関との連携

- 1 市は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。
- 2 市は、国道および県道と交通上密接である市道の復旧工事を自ら行えない場合は、県に代行を要請する。

第2節 激甚災害の指定計画

第1 計画の方針

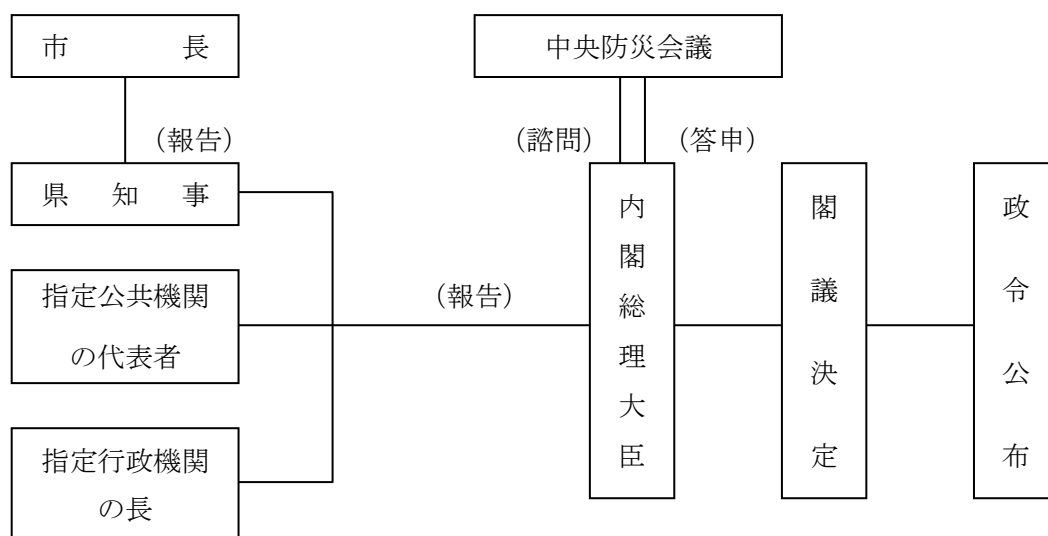
市は、県に対し、大規模な災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を調査して早期に指定が受けられるよう措置し、公共施設の復旧が円滑に行われるよう要望する。

第2 激甚災害に関する調査

- 1 市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害および局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について県の関係各部に必要な調査を行うよう要望する。
- 2 市は、県が行う激甚災害および局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- 3 市は、県の関係各課に、必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう要望する。

第3 激甚災害指定の手続

市長は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、県に対して国の機関と密接な連絡の上、指定の手続きをよう要望する。



第4 特別財政援助額の交付手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市は速やかに関係調書等を作成して県各部に提出し、県関係部は激甚法および算定の基礎となる法令に基づき、負担金を受けるための手続その他を実施する。

なお、「激甚災害に対処するため特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」の対象となる事業は、次頁のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - (1) 公共土木施設の災害復旧事業および災害関連事業

ア 災害復旧事業とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設または改良に関する事業（道路、砂防を除く。）

(2) 公立学校施設の災害復旧事業

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の適用を受ける公立学校施設の災害復旧事業

(3) 公営住宅等の災害復旧事業

公営住宅法第8条第3項の適用を受ける公営住宅または共同施設の建設または補修に関する事業

(4) 社会福祉施設の災害復旧事業

ア 生活保護法第40条（地方公共団体が設置するもの）または41条（社会福祉法人または日赤が設置するもの）の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

イ 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

ウ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホームおよび特別養護老人ホームの災害復旧事業

エ 身体障害者福祉法第28条第1項または第2項の規定により県または市町が設置した身体障がい者社会参加支援施設の災害復旧事業

オ 障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第79条第1項もしくは第2項または第83条第2項もしくは第3項の規定により県または市町が設置した障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームまたは障がい福祉サービス（同法第5条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援または同条第15項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業

カ 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

キ 私立社会福祉施設、私立病院、私立幼稚園等の災害復旧事業に対する補助(5) 感染症指定医療機関等の災害復旧事業および感染症予防事業

ク 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第6条第10項の規定による感染症指定医療機関の災害復旧事業

ケ 激甚災害のため法第58条の規定による県の支弁に係る感染症予防事業および法第22条の規定による地域保健法第5条第1項の規定に基づく政令で定める市の支弁に係る感染症予防事業

(5) 堆積土砂および湛水の排除事業

ア 堆積土砂排除事業

(7) 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害の発生に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法施行令第4条に定めた程度にその達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下堆積土砂。）の排除事業で地方公共団体またはその機関が施工するもの

(4) 公共施設の区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたものまたは市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市長が行う排除事業

イ 湛水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤または溢流により浸水した一団の区域について浸水面積が、引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施工するもの

(6) 私立社会福祉施設、私立病院、私立幼稚園等の災害復旧事業に対する補助

2 農林水産業に関する特別の助成

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業（農地、農業用施設および林道）および災害関連事業（農業用施設および林道）に要する経費の額から、災害復旧事業については農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定措置法」という。）第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを行い措置する。

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧事業について暫定措置法の特例を定め、政令で指定される地域内の施設について補助対象の範囲を拡大する。

(3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) 天災融資法の特例

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合次の2点の特別措置を行う。

ア 天災融資法の対象となる経営資金の貸付け限度額および政令で定める資金として貸付けられる場合の貸付け限度額を引き上げ、政令で定める経営資金については償還期間を延長する。

イ 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合または農業協同組合連合会に対する貸付け限度額を引き上げる。

- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (8) 森林災害復旧事業に対する補助

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

ア 激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入れに関する保証限度額を別枠として設ける。

イ 災害関係保証の保険についての填補率を引き上げる。

ウ 保険料率を引き下げる。

- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対し、激甚災害を受ける以前において小規模企業者等設備導入資金助成法によって貸付けおよび貸与した設備の対価について、県は償還期間を延長することができる。

- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

- (4) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

商工組合中央金庫が激甚災害を受けた者に対して再建資金を貸付ける。

また、株式会社日本政策金融公庫においても低利融資を行う。

- (5) 中小企業・小規模事業者等の施設・設備復旧費に対する補助

4 その他の特別の財政援助および助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

- (3) 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

- (4) 母子および父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例

- (5) 水防資材費の補助の特例

- (6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

ア 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

イ 産業労働者住宅建設資金融通の特例

- (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等

ア 公共土木施設小災害復旧事業

イ 公立学校施設小災害復旧事業

ウ 農地、農業用施設および林道の小災害復旧事業

- (8) 雇用保険法における求職者給付の支給の特例

- (9) 避難所における福祉サービス提供事業等に対する補助の特例

第3節 民生安定計画

第1 計画の方針

災害発生後において、被災者等の生活再建を迅速かつ的確に進める。

第2 義援金および義援物資の受入れ・配分

1 義援金および義援物資の募集

市および県は、義援金および義援物資の受入れについて、各種広報媒体や報道機関を通じて次の事項を公表し、広く一般への周知を図る。

(1) 義援金

ア 受入れ窓口

イ 振込金融機関（金融機関名、口座番号、口座名等）

(2) 義援物資

ア 受入れ窓口

イ 受入れを希望する物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、逐次改定）

2 義援金の受入れ・配分

(1) 受入れ

市は、金融機関の協力を得て義援金受入れ窓口を開設し、受け入れる。

義援金のうち、日本赤十字福井県支部に寄託されたものについては、支部事務局において受け入れる。

(2) 配分

市は、必要に応じて日本赤十字社等の義援金収集体と配分委員会を設置するなど、義援金の使用について十分協議の上、迅速な配分に努める。

3 義援物資の受入れ・配分

(1) 受入れ

市は、速やかに義援物資の受入れ・照会窓口を開設し、受け入れる。物資の集積場所については、十分協議の上、迅速な配分に努める。

(2) 配分

市は、自己調達物資や応援要請物資等との調整を図り、義援物資の目的に沿った迅速かつ効果的な配分を行う。

第3 被災者生活再建支援のための措置

災害が発生した場合、被害の状況に応じ、被災者の健康の確保、税の減免、融資、住宅の確保など生活全般にわたって相談に応じられるよう、国、県、市および関係機関による生活支援総合相談窓口の設置を開設し、被災者からの幅広い相談や問い合わせに対応する。

第4 罹災証明書の交付

- 1 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等

の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

- 2 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- 3 市は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、県に要請を行う。

第5 被災者台帳の整備

- 1 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。
- 2 市は、県が災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、県に対して被災者に関する情報の提供を要請する。

第6 支援制度の周知

市は、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第7 災害弔慰金等の支給

市は、鯖江市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、災害により精神または身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

- 1 対象となる自然災害
 - (1) 市内において住居が5世帯以上滅失した自然災害
 - (2) 災害救助法第2条第1項が適用された場合の自然災害
- 2 災害弔慰金または災害障害見舞金の支給等

市は、市町条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を、災害により精神または身体に著しい障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。また、災害弔慰金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

第8 被災者生活再建支援金の支給等

- 1 被災者生活再建支援金

市は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

- (1) 対象となる自然災害

ア 自然災害により、市内で災害救助法施行令第1条第1号または第2号のいずれかに該当する被害が発生した場合

- イ 自然災害により、市内で 10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した場合
- ウ 自然災害により、県内で 100 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した場合
- エ 県内でアまたはイの自然災害が発生した場合で、市内で 5 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した場合
- オ 県内においてアまたはイの市町を含みまたはウの都道府県が 2 以上ある場合に、市内において 5 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した場合
- カ 人口 5 万人未満の場合において 2 世以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した場合
- (注) エ～カの人口要件は、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり

(2) 対象となる被災世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が全壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
- オ 住宅が半壊し、相当規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(オは(3)イの加算支援金のみ)

(3) 支給限度額次のアおよびイの合計額を支給する（世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3／4 の額を支給する。）。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の 被害程度	全壊 (2)のアに該当	解体 (2)のイに該当	長期避難 (2)のウに該当	大規模半壊 (2)のエに該当	半壊
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円	—

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額 (全壊、解体、長期避難、 大規模半壊)	200 万円	100 万円	50 万円
支給額（中規模半壊）	100 万円	50 万円	25 万円

※被害程度が全壊、解体、長期避難、大規模半壊のいずれかで、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入または補修する場合は、合計で 200 万円（中規模半壊の場合は 100 万円）または 100 万円（中規模半壊の場合は 50 万円）を支給限度額とする。

2 被災者生活再建支援金にかかる体制の整備等

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認および県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

第9 住宅の確保

市は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

1 計画目標

災害用応急仮設住宅から恒久、良質の住宅に切り換えることにより、被災者の住環境の改善を図る。

2 対策

(1) 住宅の供給

市は、損壊公営住宅を速やかに補修するとともに、公営住宅の供給計画を早期に見直し、被災者に対し住宅の供給を図る。

(2) 住宅金融支援機構融資の斡旋

市は、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）が実施する災害復興住宅融資の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該投資が円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査および被害率の認定を早期に実施し、災害復興住宅融資の促進を図る。

第10 個人資産の共済制度等に対する検討

全国的な基金による被災者に対する救済措置や新たな保険制度、共済制度等について、被災者の救済の理念、仕組み等について調査・研究する。

第11 郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じて郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策を実施する。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店および郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書および郵便書簡を無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等その他総務省令で定める法人または団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

4 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用にあてるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉葉書等寄附金を配分する。

第 1 2 暴力団排除活動

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第4節 経済秩序安定計画

第1 計画の方針

災害により被害を受けた市民が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する租税の徴収猶予および減免、資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

第2 金融措置

1 租税の徴収猶予および減免

市は、被災者に対する市税の徴収猶予および減免等納税緩和措置に関する計画を樹立しておく。

2 融資の種類

融資の種類	融資の内容
災害援護資金 の貸付	災害救助法適用時に実施する。 市は条例に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害援護資金の貸付けを行う。
生活福祉資金 の貸付	災害救助法が適用されない小規模な場合に実施する。 福井県社会福祉協議会は、小規模の災害により被害を受けた低所得世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、生活福祉資金を貸し付け必要な援助指導を行う。
母子父子 寡婦福祉資金 の貸付	災害救助法が適用されない小規模な場合に実施する。 県が、小規模の災害により被害を受けたひとり親家庭および寡婦に対しその経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、被災した家屋を増築、拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付けを行う。
中小企業向け 緊急融資	県が、重大な災害が発生した場合において、災害により被害または影響を受け経営の安定に支障を生じている中小企業の金融の円滑を図るため、既存制度融資の条件緩和または緊急融資の実施について、適宜、必要な措置を行う。

融資の種類	融資の内容		
農林関係融資	農業関係の融資は以下のとおりである。		
	農業 関係	被害農家の経営	天災資金 農林漁業セーフティネット資金 農業経営支援資金 農業緊急資金
			農地等の災害復旧
			施設関係の災害復旧
	林業 関係	被害林業者の経営	天災資金 農林漁業セーフティネット資金
			林業基盤整備資金 農林漁業施設資金

第3 流通機能回復

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と経済の復興の促進を図る。

1 商品の確保

- (1) 市および県は、生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不定量については国、他府県、企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させる。
- (2) 鉄道、道路等管理者は、速やかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

2 情報の提供

市および県は、生活必需品その他の商品の価格、需給状況の動向、販売場所等の必要な情報を提供し、消費者の利益を図るよう努め、民生の安定を図る。

第5節 復興計画

第1 計画の方針

被災地の再建を目指し、復旧・復興を行う。

第2 改良復旧

- 1 市、県および関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- 2 市、県および関係機関は、被災施設の復旧について、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- 3 市、県および関係機関は、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示する。

第3 復興計画の作成

- 1 大災害により、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、市は事業を円滑かつ迅速に実施するための復興計画を策定し、関係機関と調整しながら、計画的に復興を進める。
- 2 市および県は、復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに要配慮者や女性等を含む住民のコンセンサスを得るよう努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、安全で快適な市街地の形成と都市機能の充実を図る。

第4 復興計画策定体制の確立

1 復興都市計画原案の策定

(1) 都市計画区域内の復興都市計画

都市計画区域内においては、「防災都市づくり計画」を踏まえた「市町村の都市計画に関する基本方針」を復興都市計画原案として位置付ける。

(2) 都市計画区域外の復興都市計画

都市計画区域外においては、「防災都市づくり計画」の策定を推進し、当該計画を復興都市計画原案として位置付ける。

(3) 各種データの整備保全

復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。

ア 各種データの総合的保全（地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等情報および測量図面、情報図面等データの整備保存ならびにバックアップ体制の整備）

イ 不動産登記の保全等

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

2 審議会・協力体制の整備

(1) 復興都市計画原案等の事前審議制度の創設

復興都市計画の円滑で迅速な審議を行なうため、復興計画の原案として位置付けられる「市町村の都市計画に関する基本方針」等の事前審議制度を創設する。

(2) 復興計画策定連絡協議会の設置

復興都市計画と公共土木施設整備計画の整合を図るため、「復興計画策定連絡協議会」を設置し、事前審議の円滑な運営体制と被災後の迅速な復興計画策定体制を確立する。

第5 大規模災害からの復興に関する法律の活用

1 復興計画

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

2 特例措置

県は、特定大規模災害等を受けた市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

3 職員の派遣

(1) 市、県は災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

(2) 市は、必要な場合、「鯖江市受援計画」に基づき関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

(3) 市は、派遣された職員と人的支援ニーズを共有し、必要な応援が迅速に行われるよう努める。

鯖江市地域防災計画

[原子力災害対策編]

目 次

第1章 総 則

第1節	計画の方針	1
第2節	防災関係機関の処理すべき事務または業務	14
第3節	広域的な活動協力体制	22

第2章 原子力災害事前対策

第1節	原子力防災体制の整備	23
第2節	原子力事業者との防災業務計画に関する協議および 原子力防災要員の現況等の届出の受理	30
第3節	原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携	30
第4節	防災業務関係者の人材育成	31
第5節	情報収集・連絡体制等の整備	32
第6節	原子力災害医療体制の整備	36
第7節	原子力防災等に関する知識の普及啓発および国際的な情報発信	38
第8節	原子力防災訓練の実施	40
第9節	広域的相互応援体制の整備	42
第10節	要配慮者に配慮した原子力災害事前対策	44
第11節	防災資料の整備	46
第12節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	47

第3章 緊急事態応急対策

第1節	緊急時の通報連絡	48
第2節	活動体制の確立	57
第3節	緊急時モニタリングの実施	70
第4節	住民等への的確な情報伝達活動	71
第5節	避難・屋内退避等の防護措置	74
第6節	警備および交通対策	82
第7節	救助・救急および消火活動	83
第8節	原子力災害医療活動	84
第9節	飲料水および飲食物の摂取制限等	85
第10節	緊急輸送活動	87
第11節	飲料水、飲食物および生活必需品の供給	88
第12節	要配慮者に配慮した応急対策	89
第13節	防災業務関係者の安全確保	91
第14節	災害救助法の適用	93

第 15 節	広域的応援の対応	100
第 16 節	自衛隊の災害派遣要請等	101
第 17 節	ボランティアの受入れ	104

第 4 章 原子力災害中長期対策

第 1 節	基本方針	105
第 2 節	現地事後対策連絡会議への職員の派遣	105
第 3 節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	105
第 4 節	放射性物質による環境汚染への対処	105
第 5 節	各種制限措置の解除	105
第 6 節	災害地域住民に関わる記録等の作成	106
第 7 節	被災者等の生活再建等の支援	106
第 8 節	風評被害等の影響の軽減	107
第 9 節	住民相談体制の整備	107
第 10 節	被災中小企業等に対する支援	107
第 11 節	心身の健康相談体制の整備	107
第 12 節	復旧・復興事業からの暴力団排除	107

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の方針

第 1 防災計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）および原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工施設、原子炉、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転および事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）への放出による原子力災害の発生および拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、鯖江市（以下「市」という。）、福井県（以下「県」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行によって住民の生命、身体および財産を原子力災害から保護すること目的とする。

第 2 防災計画の基本

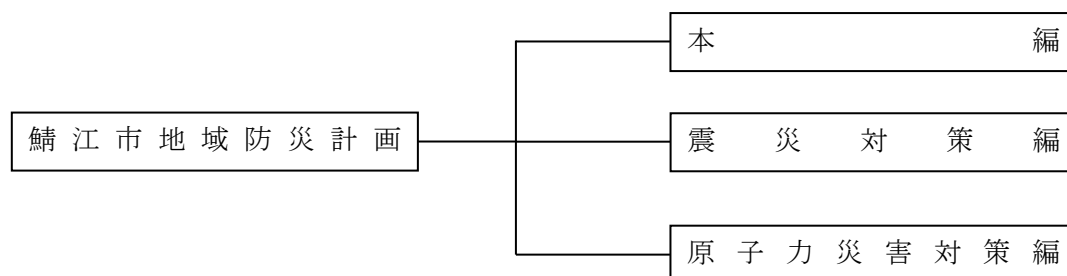
1 鯖江市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、市の地域に係る原子力災害対策の基本であり、国の防災基本計画原子力災害対策編、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針および県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関が作成する防災業務計画と連携を図り、作成したものである。市等関係機関は想定される全ての事態に対応可能な対策を講じる。

2 鯖江市における他の災害対策との関係

この計画は、「鯖江市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「鯖江市地域防災計画（本編）」に拠るものとする。

[地域防災計画の関係図]



第3 計画の構成

この計画の構成は、次の4章からなる。

第1章 総則

第2章 原子力災害事前対策

第3章 緊急事態応急対策

第4章 原子力災害中長期対策

第4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画や県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正または市の体制、組織等の見直しなどにより修正の必要が生じた場合にはこれを修正するものとする。

第5 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民への周知を図るものとする。また、各関係機関は、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第6 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質および放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

1 放射性物質または放射線の放出の形態

- (1) 原子力施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気への放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（エアロゾル）等がある。これらは、気体状または粒子状の物質を含んだ空気の一団（プルーム）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度が低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響がおよぶ可能性がある。
- (2) 特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長時間留まる可能性が高い。それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。
- (3) 実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、多量の放射性物質が含まれた冷却水が海に流失した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものでなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

2 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の２種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

(1) 外部被ばく

「外部被ばく」とは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。

(2) 内部被ばく

「内部被ばく」とは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

第７ 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

１ 市において、原子力防災資機材、環境放射線モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、実施すべき対策の内容に応じて、具体的な区域を定める。

(1) 予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone）

原子力発電所からおおむね 5 km 圏内を目安

(2) 緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone）

原子力発電所からおおむね 30 km 圏内を目安

２ 市は、市域の 3 分の 2 が緊急防護措置を準備する区域（U P Z）に属するが、気象条件等によっては、U P Z 以外の地域においても緊急防護措置をとる必要性が生じる可能性があることから、表 1 のとおり原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は市全域とする。なお、区域図は図 1、本市の U P Z に関連する原子力事業所の概要は表 2 のとおりとする。

（参考）

〔原子力災害対策指針に示される P A Z、U P Z の考え方〕

１ P A Z（予防的防護措置を準備する区域）

P A Z とは、急速に進展する事故でも放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、指針の E A L（Emergency Action level。以下「E A L」という。）に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防措置を準備する区域のことを指す。P A Z の具体的な範囲については、国際原子力機関（International Atomic Emergency Agency。以下「I A E A」という。）の国際基準において、P A Z の最大半径を原子力施設から 3 ～ 5 km の間で設定すること（5 km を推奨）とされていることから、「原子力施設から概ね半径 5 km」を目安とする。なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

2 U P Z（緊急防護措置を準備する区域）

U P Z とは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、指針の E A L、O I L（Operational Intervention level。以下「O I L」という。）に基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。U P Z の具体的な範囲については、I A E A の国際基準において、U P Z の最大半径は原子力施設から 5 ～30 k m の間で設定されていることから、「原子力施設から概ね 30 k m」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

表 1 原子力災害対策を重点的に充実すべき地域の範囲/鯖江市全域（本節第 4 関係）

（令和 8 年 1 月 1 日現在）

地 区 名	世帯数（行政区別）	人口（行政区別）
鯖 江 地 区	5, 375	12, 959
新横江地区	2, 109	5, 271
神 明 地 区	6, 971	17, 114
中 河 地 区	1, 724	4, 828
片 上 地 区	576	1, 699
立 待 地 区	3, 342	8, 593
吉 川 地 区	2, 468	6, 887
豊 地 区	1, 731	4, 549
北中山地区	848	2, 511
河和田地区	1, 351	3, 594
合 計	26, 495	68, 005

図 1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の区域図（30km 圏）（本節第 4 関係）

・日本原子力発電株式会社 敦賀発電所 2 号機

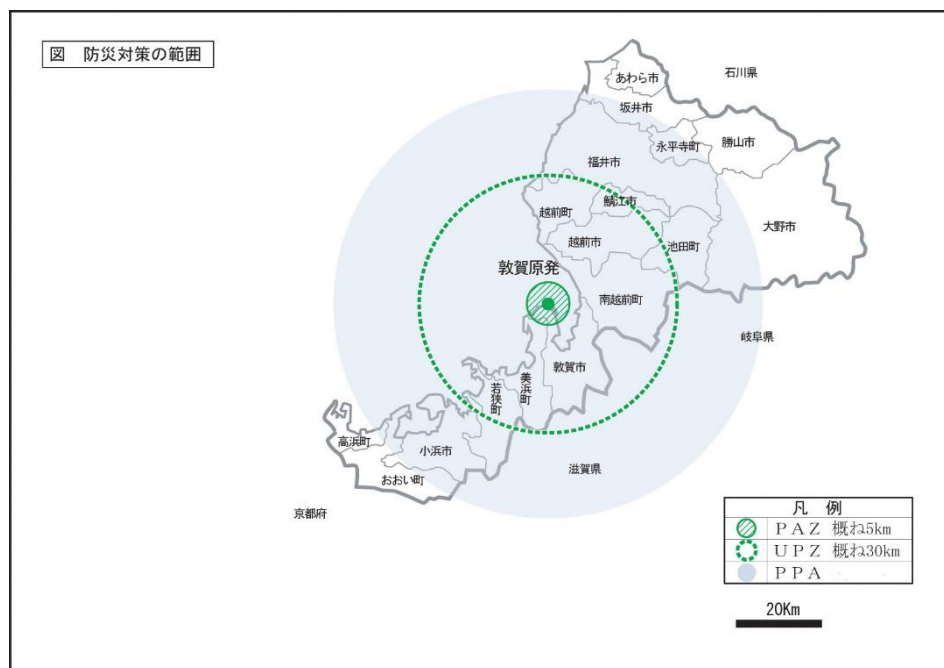


表 2 鯖江市に関連する原子力事業所の概要（本節第 4 関係）

原子力事業所	号機	所在地	炉型	認可出力 (万 KW)	電調審 決定 年月	原子炉 設置 許可 年月日	着工 年月	営業 (本格) 運転開始 年月日
日本原子力発電(株) 敦賀 発電所	1 号機	敦賀市 明神町	BWR	35.7	S40. 5	S41. 4. 22	S42. 2	S45. 3. 14 廃止措置中
	2 号機		PWR	116.0	S53. 12	S57. 1. 26	S57. 3	S62. 2. 17
	3 号機		PWR	153.8	建設準備中			
	4 号機		PWR	153.8	建設準備中			

BWR (Boiling Water Reactor) : 沸騰水型軽水炉

PWR (Pressurized Water Reactor) : 加圧水型軽水炉

※着工年月日は、工事計画認可の月とした。

第 8 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備および実施

1 原子力施設の状態に応じた防護措置の準備および実施

PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合に、急速事態の変化においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、通常とは異なる水準で放射性物質が放出される前から、原子力施設の状態が後述の緊急事態区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。

なお、事態の規模、時間的な推移等に応じて、国の指示により P A Z の範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

また、U P Z においては、全面緊急事態となった際に、予防的防護措置として原則、屋内退避を実施する。

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、U P Z を中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置実施の判断基準である「運用上の介入レベル（O I L）」と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

第9 緊急事態における防護措置実施の基本的な考え方

緊急事態において、事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要であることから、緊急事態への対応の状況を、「準備段階」、「初期対応段階」、「中期対応段階」および「復旧段階」に区分する。

1 準備段階

原子力事業者、国、県、市などがそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練等で検証・評価し、改善する。

2 初期対応段階

情報が限られた中で、放射線被ばくによる確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う。

3 中期対応段階

放射性物質または放射線の影響を適切に管理し、緊急時モニタリングや解析により放射線の状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。

4 復旧段階

被災した地域の長期的な復旧対策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。

第10 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方

初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このため、I A E A 等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、以下のように、初期対応段階において、施設の状態に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急時防護措置を迅速に実行するための意思決定の体制を構築する。

1 緊急事態区分および緊急時活動レベル（EAL）

(1) 基本的な考え方

初期対応段階において、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めるため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態の初期対応段階を、警戒事態（第1段階）、施設敷地緊急事態（第2段階）および全面緊急事態（第3段階）の3段階に区分する。

【警戒段階（第1段階）】

公衆への放射線による影響やおそれが緊急ではないが、原子力施設における異常事象の発生またはそのおそれがあるため、情報収集や、施設敷地緊急事態要避難者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、傷病者、入院患者をいう。以下同じ）の避難など、早期に必要な防護措置の準備を開始する段階である。

この段階では、県およびPAZ関係市町は、PAZ内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手する。

【施設敷地緊急事態（第2段階）】

原子力施設で公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、県および関係市町は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行う。また、PAZ内において、施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始するとともに、基本的にすべての住民を対象とした避難等の予防的防護措置を準備する。

【全面緊急事態（第3段階）】

原子力施設で公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、県および関係市町は、PAZ内において、基本的にすべての住民を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じる。また、UPZ内においても、屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる。

(2) 具体的な基準

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護^{※1}を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象^{※2}の発生等の原子力施設の状態等に基づきEALを設定する。

原子力施設ごとのEALは、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において設定する。原子力規制委員会が示す緊急事態区分を判断するEALの枠組みの内容は、原子力災害対策指針によるものとし、その区分は表3のとおりとする。

※1：深層防護

原子力施設の安全性確保の基本的な考え方の一つで「異常の発生防止」、「異常の拡大および事故への発展の防止」、「周辺環境への放射線物質の異常放出の防止」という三つの観点から、安全対策が多段的に構成されている。多重防護ともいう。

※2：外的事象

地震、津波、竜巻、洪水、台風、火山等の自然災害や航空機等の飛来物等、施設内の機器等故障に起因する事故事象ではなく、外部に起因する事故事象をいう。

表3 緊急事態区分を判断するEALの枠組み

実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

[日本原子力発電(株)敦賀発電所2号機]

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
警戒事態 (第1段階)	1 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できない場合。 2 敦賀市において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 3 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。 4 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 5 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響をおよぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	1 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下する場合。 2 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。 3 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響をおよぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出または放出のおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生する場合。
全面緊急事態 (第3段階)	1 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下する場合。 2 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。 3 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響をおよぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出または放出のおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生する場合。

2 運用上の介入レベル（O I L）

(1) 基本的な考え方

ア 全面緊急事態に至った場合、住民への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には原子力施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、県および関係市町等は、緊急時モニタリングを迅速に行い、防護措置を実施すべき基準にその測定結果を照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

イ 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。

ウ 上記の措置を講じる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から簡易除染（簡易な方法による除染）等の措置を講じるようにしなければならない。

エ 経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

(2) 具体的な基準および防護措置の内容

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上のO I Lを設定する。防護措置を実施する国、県および関係市町等においては、緊急時モニタリングの結果をO I Lに照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し決めておく必要がある。各種防護措置に対応するO I Lの初期設定値は、指針によるものとし、その内容は表4のとおりとする。

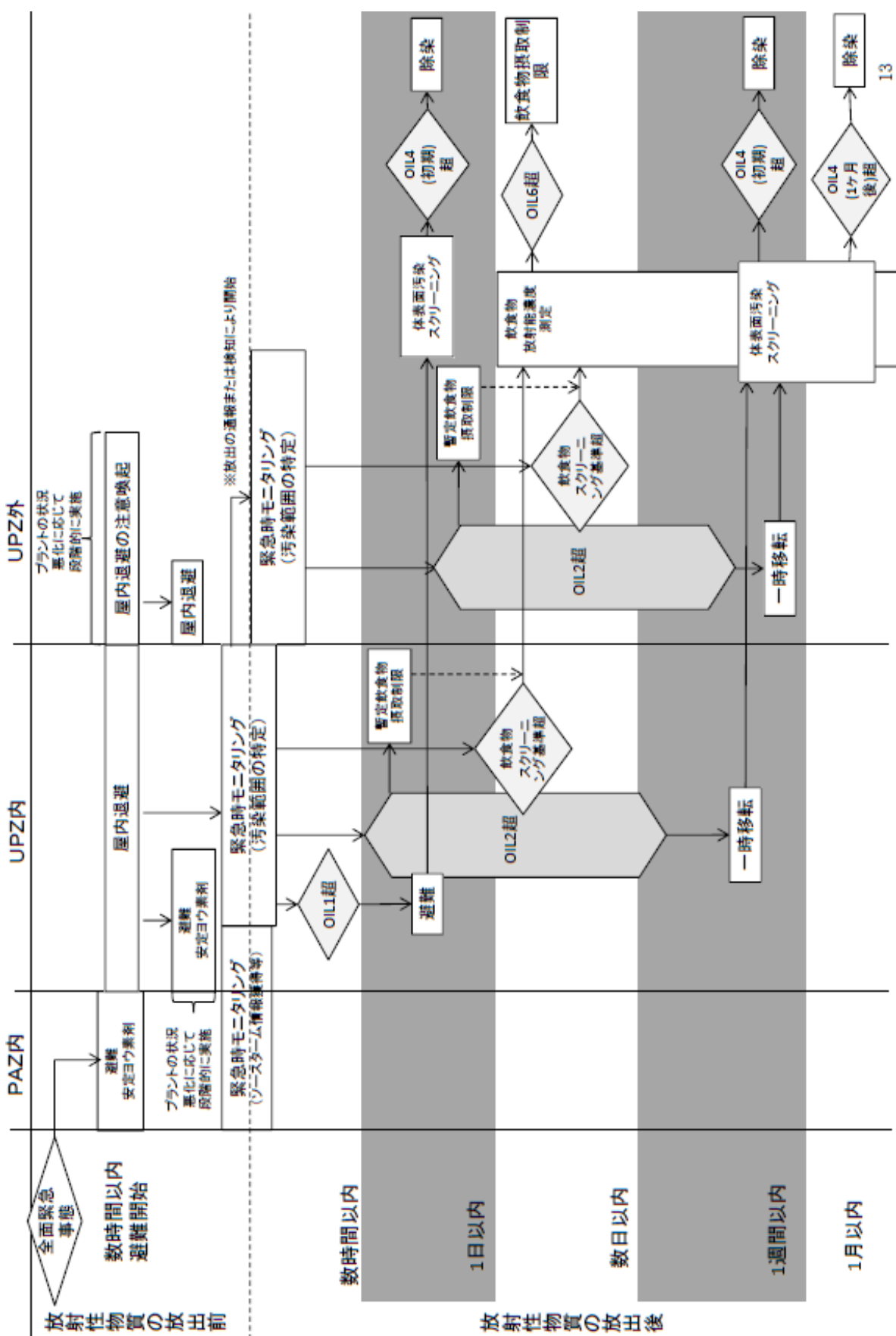
表 4 O I L と防護措置

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急 防護 措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線:40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難または一時移転の基準に基づいて避難した避難者等にスクリーニングを実施し、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
			β線:13,000cpm※4(1か月後の値) (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
早期 防護 措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施
飲食物 摂取 制限 ※9	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	O I L 6 (Bq/Kg)	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、 穀類、肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300	2,000※8	
			放射性セシウム	200	500	
			プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種	1	10	
ウラン	20	100				

- ※ 1 : 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる O I L の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には O I L の初期設定値は改定される。
- ※ 2 : 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※ 3 : 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※ 4 : ※ 3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm^2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※ 5 : 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※ 6 : 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※ 7 : その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E A の G S G - 2 における O I L 6 値を参考として数値を設定する。
- ※ 8 : 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※ 9 : I A E A では、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施および当該測定の対象の決定に係る基準である O I L 3 等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

また、図 2 に全面緊急事態に至った場合の対応の流れを記載する。ただし、これらの事態は、ここに示される区分の順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

図2 防護措置実施のフローの例



第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務

原子力防災に関し、市および県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務または業務の大綱は、地域防災計画（本編・震災対策編）第1章第2節に定める「防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

1 鯖江市

機 関 名	連絡の窓口	事務または業務
1 市	防災危機管理課	1 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員の現況等の届出の受理 2 原子力事業者防災業務計画に関する協議に係る県からの意見聴取に対する回答および原子力防災要員の現況等の届出の写しの受理 3 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 4 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携 5 原子力防災に関する組織の整備 6 原子力防災に関する知識の普及・啓発 7 原子力防災に関する教育・訓練 8 通信・連絡網の整備 9 原子力防災に関する機器および諸設備の整備 10 環境条件の把握 11 災害状況の把握および伝達 12 災害対策本部等に関する事務 13 緊急時における国、県等との連絡調整 14 県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力 15 住民に対する広報 16 退避および避難に関する計画に関すること 17 住民の退避・避難、立入制限、救助等 18 緊急時医療措置に関すること 19 飲食物等の摂取制限等 20 緊急輸送および必要物資の調達 21 飲料水・飲食物および生活必需品の供給 22 防災業務関係者の被ばく管理 23 災害救助法の要請 24 義援金、義援物資等の受入れおよび配分 25 広域応援の要請および受入れ

機 関 名	連絡の窓口	事務または業務
1 市	防災危機管理課	26 文教対策 27 汚染の除去等 28 各種制限措置の解除 29 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 30 風評被害等の影響の軽減 31 住民相談体制の整備 32 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 33 心身の健康相談体制の整備 34 県の行う原子力災害対策に対する協力 35 学校等の退避(避難)施設としての協力 36 その他必要と認める事項
2 鯖江・丹生消防組合 消防本部	警防課	1 緊急時における県・市町等との連絡調整 2 住民の避難誘導、救助・救急等 3 救急搬送に関すること 4 緊急消防援助隊の受入れに関すること 5 県市町村消防相互応援協定に基づく業務

2 福井県

機 関 名	連絡の窓口	事務または業務
1 県	危機管理課	1 県防災会議原子力防災対策部会に関する事務 2 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員の現況等の届出の受理 3 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 4 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携 5 原子力防災に関する組織の整備 6 原子力防災に関する知識の普及および啓発 7 原子力防災に関する教育・訓練 8 通信・連絡網の整備 9 原子力防災に関する機器および諸設備の整備 10 環境条件の把握 11 災害状況の把握および伝達 12 県原子力災害警戒本部および原子力災害対策本部に関する事務 13 環境放射線モニタリングの実施および結果の公表

機 関 名	連絡の窓口	事務または業務
1 県	危機管理課	14 広報 15 住民の退避・避難、立入制限等 16 救助・救急および消火に関する資機材の確保および応援要請 17 緊急時医療措置に関する事務 18 飲食物等の摂取制限等 19 緊急輸送および必要物資の調達 20 飲料水、飲食物および生活必需品の供給 21 防災業務関係者の被ばく管理 22 自衛隊、国の専門家等の派遣要請および受入れ 23 災害救助法の適用 24 義援金、義援物資の受入れおよび配分 25 広域応援の要請および受入れ 26 文教対策 27 ボランティアの受入れ 28 汚染の除去等 29 各種制限措置の解除 30 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 31 風評被害等の影響の軽減 32 住民相談体制の整備 33 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 34 心身の健康相談体制の整備

機 関 名	連絡の窓口	事務または業務
1 県	危機管理課	35 物価の監視 36 関係市町の原子力災害対策に関する指示、指導、助言および協力 37 関係市町を除く市町への原子力災害対策に関する情報伝達、応援協力要請等 38 隣接府県等への原子力災害対策に関する情報伝達、応援協力要請等
	教育庁	1 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導 2 原子力災害時における児童・生徒の退避および避難に関する体制の確立と実施 3 学校等の退避(避難)施設としての協力

機 関 名	連絡の窓口	事務または業務
2 鯖江警察署	警備課	1 周辺地域に関する情報収集 2 避難の誘導および屋内退避の呼び掛け 3 交通の規制および緊急輸送の支援 4 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持

3 指定地方行政機関

機 関 名	連絡の窓口	事務または業務
1 中部管区警察局	広域調整第二課	1 管区内県警察の指導、調整に関すること 2 他管区警察局との連携に関すること 3 関係機関との協力に関すること 4 情報の収集および連絡に関すること 5 警察通信の運用に関すること
2 北陸総合通信局	総務課	1 電波の統制管理および有線電気通信の監理 2 原子力災害時における非常無線通信の運用監督
3 北陸財務局 (福井財務事務所)	総務課	1 地方公共団体に対する災害復旧事業債および地方短期資金（災害つなぎ資金）の貸付 2 原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示

機 関 名	連絡の窓口	事務または業務
3 北陸財務局 (福井財務事務所)	総務課	3 原子力災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 4 避難場所等として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舍）の情報収集および情報提供
4 近畿厚生局	総務課	1 救援等に係る情報の収集および提供
5 福井労働局 (武生労働基準監督署)	総務課	1 原子力原子力事業所の労働者の被ばく管理および労働災害防止に関する監督指導 2 原子力災害時における労働災害調査の実施および被災労働者の労災補償
6 北陸農政局 (福井県拠点)	地方参事官室 総括担当	1 農産物・農地の汚染対策および除染措置の指導に関する県および本省との連絡調整 2 原子力災害時における主米穀および応急用食料等の確保と引渡に関する県および本省との連絡調整
7 近畿中国森林管理局 (福井森林管理署)	企画調整課	1 国有林における汚染対策

機 関 名	連絡の窓口	事務または業務
8 近畿経済産業局	総務課	1 原子力災害の情報収集および対応に関する協力 2 電力・ガスの供給の確保および復旧支援 3 防災関係物資や生活必需品、燃料等の適正な価格による円滑な供給の確保 4 中小企業対策等、原子力災害対応のうち経済産業省の所掌に関する対応
9 中部経済産業局 (電力・ガス事業北陸支局)	総務課	1 原子力災害の情報収集および対応に関する協力 2 電気の応急・復旧
10 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所)	道路管理課	1 一般国道（指定区間）の管理
11 中部運輸局 (福井運輸支局)	総務企画担当	1 原子力災害時における船舶の運航事業者に対する航海協力要請 2 原子力災害時における船舶の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調整 3 原子力災害時における施設等の選定および収用の協力要請 4 原子力災害における自動車運送事業者に対する輸送協力要請 5 原子力災害時における自動車の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調達 6 原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指導
12 大阪航空局 (小松空港事務所)	管理課	1 原子力災害時における飛行場使用に関する相互調整
13 東京管区気象台 (福井地方気象台)	防災担当	1 気象、地象、水象の観測およびその成果の収集、発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達および解説 3 気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施

4 自衛隊

機 関 名	連絡の窓口	事務または業務
1 陸上自衛隊	中部方面 総監部防衛部 防衛課運用室	1 モニタリング支援 2 被害状況の把握 3 避難の援助 4 避難者等の捜索救助 5 消防活動 6 救護 7 人員および物資の緊急輸送 8 スクリーニングおよび除去 9 その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの
	第14普通科連隊 第3科	
2 海上自衛隊	舞鶴地方 総監部防衛部	
3 航空自衛隊	第6航空団 防衛部	

5 指定公共機関および指定地方公共機関

機 関 名	連絡の窓口	事務または業務
1 西日本電信電話(株)	福井支店	1 原子力災害時における有線通信の確保
2 日本赤十字社 (県支部)	市地区	1 原子力災害時における医療救護活動の実施 2 原子力災害時における義援金の受付
3 日本郵便(株)	北陸支社	1 原子力災害時における郵便業務の確保 2 原子力災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび救護対策 3 原子力災害時における郵便局の窓口業務の維持
4 鯖江郵便局	総務課	1 原子力災害時における郵便局の窓口業務の維持
5 (株)NTTドコモ 北陸支社	福井支店	1 原子力災害時における被災移動通信施設の復旧
6 KDDI(株)	中部北陸総支社	1 原子力災害時における被災通信施設の復旧
7 ソフトバンク(株)	地域総務部 (北陸)	1 原子力災害時における被災通信施設の復旧
8 楽天モバイル(株)	大阪支社	1 原子力災害時における被災通信施設の復旧
9 公共交通機関 ・西日本旅客鉄道(株) ・福井鉄道(株) ・(株)ハピラインふくい	①金沢支社 ②越前本社 ③本社	1 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送

機 関 名	連絡の窓口	事務または業務
10 自動車輸送機関 ・日本通運(株) ・福山通運(株) ・佐川急便(株) ・ヤマト運輸(株) ・濃飛西濃運輸(株)	①福井支店 ②福井支店 ③本社(中日本) ④福井主管支店 ⑤福井支店	1 災害対策用物資の輸送
11 中日本高速道路(株) 金沢支社	敦賀保全・ サ ー ビ ス セ ン タ ー	1 原子力災害時における道路交通の確保等
12 西日本高速道路(株) 関西支社	福知山高速 道路事務所	1 原子力災害時における道路交通の確保等
13 報道機関 ・日本放送協会福井放送局 ・福井放送(株) ・福井テレビジョン放送(株) ・福井エフエム放送(株) ・こしの都ネットワーク(株)		1 原子力防災に関する知識の普及の協力 2 原子力災害時における広報 3 災害情報および各種指示等の伝達
14 電力関係機関 ・日本原子力発電(株) ・(独)日本原子力研究開発機構 ・関西電力(株)	原子力事業本部 敦賀発電所 敦賀廃止措置実証本部	1 原子力事業者防災業務計画の作成および修正 2 原子力防災体制の整備および原子力防災組織の運営 3 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備 4 緊急事態応急対策の活動で整備する資料の整備、施設および設備の整備点検 5 原子力防災教育および原子力防災訓練の実施 6 関係機関との連携 7 緊急時における通報および報告 8 緊急時における応急措置 9 緊急事態応急対策
15 研究機関 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・ 研修センター 国立研究開発法人量子 科学技術研究開発機構		1 原子炉工学、放射線防護等の専門家による事故事象の評価・検討および緊急事態応急対策への技術的支援 2 緊急時モニタリング要員および機器の動員 3 原子力防災に関する研修 4 原子力防災訓練への参画

機 関 名	連絡の窓口	事務または業務
16 (公財)福井原子力 センター		1 原子力防災に関する知識の普及 2 県・市町が実施する災害応急対策への協力
17 ガス関係機関 (一社)福井県 LP ガス 協会		1 原子力災害時における施設の整備、防災管理 2 原子力災害時におけるガス供給の確保

6 公共的団体および防災上必要な施設

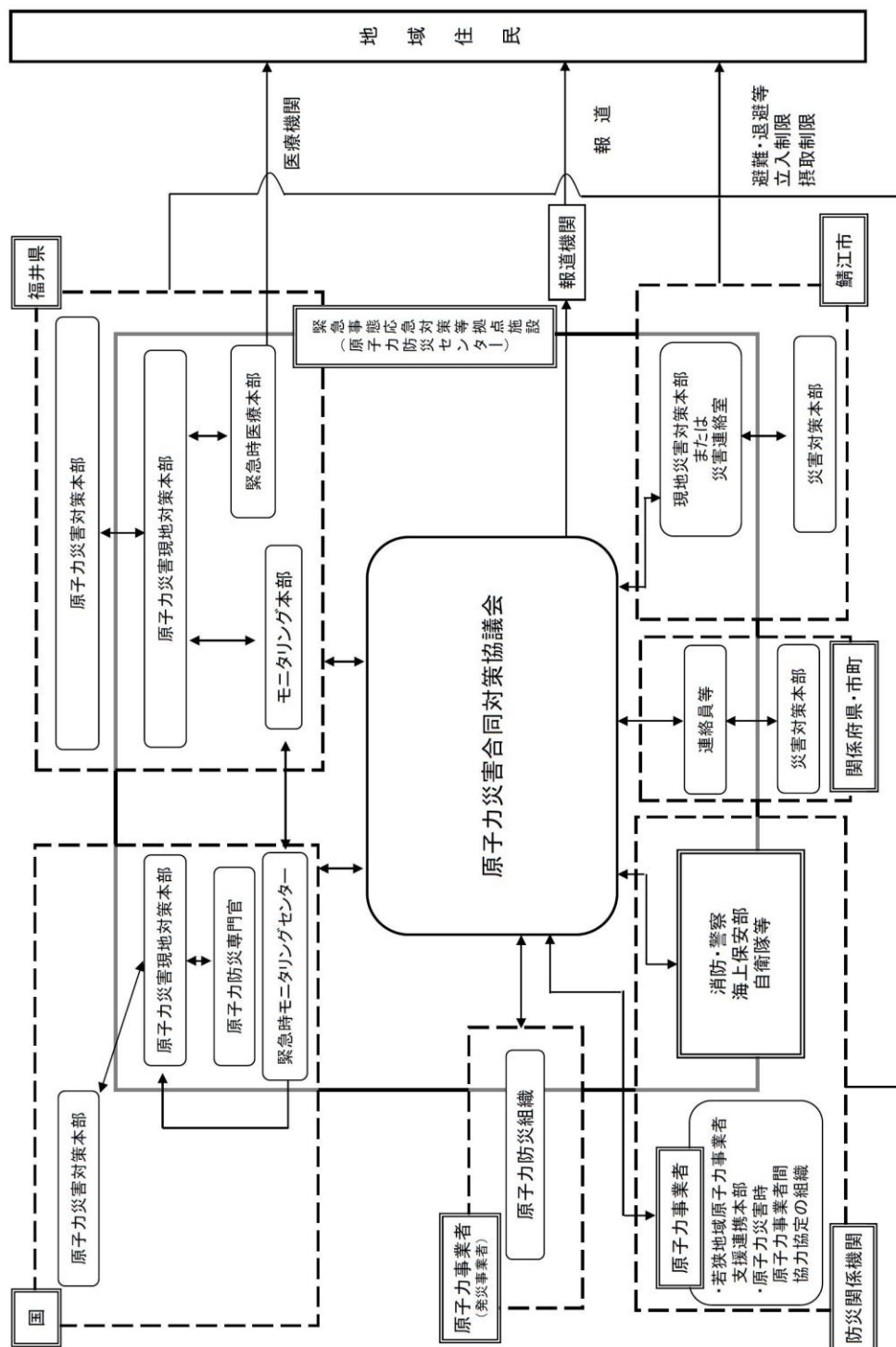
機 関 名	事務または業務
1 (社)県医師会	1 原子力災害時における医療救護活動の実施
2 福井県農業協同組合	1 農産物の摂取制限等応急対策の指導 2 組合員に対する融資またはその斡旋 3 食糧供給支援
3 南越森林組合	1 林産物の摂取制限等応急対策の指導 2 組合員に対する融資またはその斡旋
4 鯖江商工会議所	1 商工業者に対する融資またはその斡旋 2 救助用物資および復旧資材の確保、協力ならびにあっせん
6 鯖江消防団	1 住民の避難誘導 2 避難地区の巡回
7 病院等医療施設	1 避難訓練の実施 2 原子力災害時における負傷者の医療、助産救助等への協力
8 鯖江市社会福祉協議会	1 要配慮者の収容 2 ボランティアの受入れ配備 3 義援金の受付
9 社会福祉施設	1 避難訓練の実施 2 原子力災害時における入所者の保護
10 福井県薬剤師会鯖江支部	1 原子力災害時における医療救護活動の実施
11 金融機関	1 被災事業者等に対する資金の融資
12 公共的輸送機関 県トラック協会丹南支部	1 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送
13 保育園、幼稚園 小学校、中学校、高校	1 原子力防災に関する知識の普及および指導 2 原子力災害時における生徒・学生の退避・避難に関する体制の 確立および実施
14 自主防災組織	1 町内における防災啓蒙活動の実施 2 自主防災組織等の充実・強化と訓練の実施 3 災害時における避難誘導と市の応急対策等の協力 4 救難、救助等被災者の救護

第3節 広域的な活動協力体制

原子力災害の特殊性に鑑み、国、県から派遣される専門家、原災法第30条第2項の規定に基づく業務を行う原子力防災専門官、上席放射線防災専門官、県、市町、原子力事業者その他防災関係機関等が相互に協力し、広範な活動体制を整え、強力に対処するものとする。

その体制の概念は、図3に示す「防災対策図（概念図）」のとおりとする。

図3 防災対策図



第2章 原子力災害事前対策

第1節 原子力防災体制の整備

第1 基本方針

本章は、原災法および災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備および原子力災害の事前対策を中心に定めるものであり、災害対策活動を円滑に実施するため、機能的な活動体制の整備を図る。

第2 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、次の緊急事態応急体制に係る事項について、あらかじめ必要な体制を検討・整備する。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させる。

1 警戒態勢をとるために必要な体制

市は、警戒事態（第1段階）または施設敷地緊急事態（第2段階）発生のお知らせを受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。

また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

2 災害対策本部体制等の整備

- (1) 市は、施設敷地緊急事態（第2段階）発生のお知らせを受けた場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等について定めておく。また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備を行う。
- (2) 市は、迅速な防護措置の実施が必要となった場合に備え、防護措置の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておく。この際意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡および指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者を取り決めておく。

3 県原子力防災センターにおける立ち上げ準備体制

市は、警戒事態または施設敷地緊急事態発生のお知らせを受けた場合、直ちに国および県と協力して、県原子力防災センターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう、職員の派遣体制、必要な資機材等を整備する。

4 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議を県原子力防災センターにおいて開催する場合、市の職員を迅速に派遣するため、派遣職員および同センターへの派遣手段等を定めておく。

5 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会への参画

- (1) 市は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係周辺府県とともに対策拠点施設で行われる原子力災害合同対策協議会に参画する。
- (2) 同協議会は、国の現地災害対策本部、県および市町の災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者および原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席する。
- (3) 市は、原子力災害合同対策協議会への派遣職員および派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておく。
- (4) 対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、関係周辺府県、市町、関係機関および原子力事業者等の職員を配置することとされており、市は各機能班に配置する職員および役割、権限等について、原子力防災専門官等と協議して定めておく。

6 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県および関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制を整備する。

7 防災関係機関相互の連携体制

市は、平時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担を定め、相互の連携体制の強化に努める。

8 専門家の派遣要請手続き

市は、原子力事業者から警戒事態または施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣要請の手続きを定めておく。

9 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

市は、国、県、原子力事業者およびその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備(人員、航空機等の除染実施場所および放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等)を行う。

10 消防の相互応援体制および緊急消防援助隊

市は、消防の応援について県内外の近隣市町村との協定の締結促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努め、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。

11 自衛隊との連携体制

市は、県に対し、自衛隊への派遣要請を迅速に行うため、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を定める。

また、適切な役割分担を図り、自衛隊の災害派遣が必要な状況および分野(救急、救助、応急医療、緊急輸送等)について、平時から想定しておく。

12 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 市は、関係機関、企業等と協定締結し、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等)については、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

(2) 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足が懸念される場合、関係機関や民間事業者との連携に努める。

(3) 市は、避難場所や施設、備蓄等防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

第3 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の作成

市は、国、県および防災関係機関の協力のもと、屋内退避および避難誘導のための計画を作成する。

市における避難については、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定する。

また、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とし、県が定める坂井市、勝山市、石川県加賀市とする。なお、県が定めた広域避難先との調整は県が中心となって市の間の調整を図る。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努める。

[原子力災害時における広域避難先]

	県内避難先	県外避難先
鯖江市	坂井市、勝山市	石川県加賀市

※ 避難所等（避難先施設等）に関しては、「鯖江市広域避難計画要綱」で定める。

2 避難所等の整備

(1) 避難所の整備

ア 市は、小中学校や地区公民館、社会体育施設等の公共的施設等を対象に避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所および避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

また、県の助言のもと、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所の指定に努める。

イ 市は、指定緊急避難場所の指定にあたり、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮し、国および県の協力のもと、広域避難に係る市間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。

ウ 市は、避難場所等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

市は、県などと連携し、広域避難を含めた住民等の避難誘導資機材、移送用資機材・車両等の確保に努める。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

市は、県などと連携し、コンクリート屋内退避施設について調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努める。

(4) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(5) 避難所における設備等の整備

市は、県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、マット、簡易ベッド、段ボールベット、パーティション、非常用電源、ガス施設、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、感染症対策に必要な物資等の整備を図り、家庭動物の飼養に関する資材についても整備に努める。

(6) 物資の備蓄に係る整備

市は、県と連携し、避難所またはその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

3 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、市および県と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒および学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市との間で、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

4 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、市および県と連携し、避難誘導に係る計画の作成および訓練の実施に努める。この際、必要に応じて多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

5 住民の避難状況の把握体制の整備

市は、屋内退避または避難のための立退きの指示等を行った場合において、住民の避難状況を的確に把握するための体制をあらかじめ整備しておく。

なお、市が指定した避難所以外に避難をする場合があることに留意する。

6 市以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

市は、県と協力して、市外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。

7 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、県と連携して警戒区域（災害対策基本法第63条）を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定し、必要な資機材や人員等を確保する。

8 避難所等、避難方法等の周知

市は、避難やスクリーニング、安定ヨウ素剤の配布等の場所・避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、平時から住民への周知徹底に努める。

迅速な避難のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者および対象となる住民が認識が必要となる。市は、国、県および原子力事業者の協力のもと、警戒事態または施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。

また、住民に対し、具体的な避難指示の伝達方法および計画の周知を行う。

9 要配慮者に対する退避等体制

要配慮者に対する退避等体制については、本章第10節「要配慮者に配慮した原子力災害事前対策」に定める。

第4 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

市は、量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合、これに協力する。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を考慮した整備に努める。

第5 救助・救急、医療、消火および防護資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県および鯖江・丹生消防組合消防本部と協力し、応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材、救助工作車、広報車等の整備に努める。

2 救助・救急機能の強化

市は、県および原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図り、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

3 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 市は、国および県と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材を整備する。
- (2) 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平時より、国、県および原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

4 物資の調達、供給活動体制の整備

- (1) 市は、国、県および原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資について備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。
- (2) 備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が困難になることから初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点を踏まえ備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。
- (3) 市は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、体制を整備する。

第6 複合災害に備えた体制の整備

1 複合災害への備え

市は、国および県と連携し、複合災害（同時または連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなどの可能性があることに留意して、要員・資機材の投入判断の対応計画および外部への早期の支援要請について定めておく。

2 複合災害時の連携

市は、地震等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員および防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材および防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県および原子力事業者と相互の連携を図る。

第7 行政機関の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含

まれた場合の退避先をあらかじめ定め、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂を行う。

第２節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議および防災要員の現況等の届出の受理

市は、原子力事業者が県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者または副原子力防災管理者の選任または解任、放射線測定設備および原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合に受領する。

第３節 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携

第１ 原子力防災専門官との連携

市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集および連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施する。

第２ 上席放射線防災専門官との連携

市は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、県や関係市町等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、県と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と連携を図り、実施する。

第4節 防災業務関係者の人材育成

第1 基本方針

原子力災害時には、応急対策全般への対応力を高め、原子力防災活動を円滑に行うことが重要であるため、市は国および県と連携し、防災業務関係者の原子力防災知識を深めるために普段から原子力防災に関する教育・研修を行う。

第2 市における研修

- 1 市は、国および県などが行う講習会、研修会等に積極的に参加するとともに、防災関係資機材および装備の使用方法等の熟知を図る。
- 2 市においても、原子力防災に関する研修を実施し知識の習得を図る。

第3 防災業務関係者に対する研修

1 研修への参加

国、県および防災関係機関と連携し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者に対する研修を実施し、研修結果は訓練を通して具体的に検証する。

2 研修内容

- (1) 原子力防災体制および組織に関すること
- (2) 原子力発電所等の施設に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響および放射線防護に関すること
- (5) 緊急時モニタリング実施方法、機器、モニタリングにおける気象予測や大気中拡散予測の活用に関すること
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- (7) 緊急時に国、県および市等が講じる対策の内容
- (8) 緊急時に市民がとるべき行動および留意事項に関すること
- (9) 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- (10) その他緊急時対応に関すること

第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

第1 基本方針

原子力災害時には、防災関係機関における迅速かつ的確な情報収集・連絡および住民に対する的確かつ分かりやすい迅速な情報伝達が重要なため、これらに必要な体制および設備の整備を図る。

第2 情報の収集・連絡体制の整備

1 防災関係機関相互における通信連絡設備の整備

原子力災害時には、防災活動の円滑な推進および住民に対する適切な情報提供のため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、防災行政無線や衛星携帯電話など多様な媒体の活用や機動性のある緊急通信手段の確保等を推進する。

また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整する。

(1) 災害に強い伝送路の構築

市は、国および県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化および関連装置の二重化の推進を図る。

(2) 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワーク等の活用に努める。

(3) 災害時優先電話等の活用

市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

(4) 多様な媒体の活用

市は、防災を目的とする情報通信手段・経路の多様化を図るため、防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体や電気通信事業者の災害優先電話、また、有線放送、テレビ、ラジオ、CATV等の放送媒体、さらにはインターネットなど多様な媒体の活用を進める。

(5) 情報収集・伝達システムの整備

災害情報を迅速に収集するため、衛星電話、携帯電話等を整備するとともに、ヘリコプター伝送システムの活用を図る。

(6) 原子力防災センターにおける通信連絡設備の整備

市は、国および県と連携し、市と原子力防災センターとの間の通信体制を充実・強化するため、公衆回線、専用回線および衛星回線の整備に努める。

また、市、国、県および原子力防災センター間を相互に接続するテレビ会議システムを整備に努める。

(7) 原子力事業者の通報設備の整備

原子力事業者は、火災等の発生における消防機関への迅速な通報のため、消防計画等に基づき、原子力発電所から消防機関への通報設備の整備に努める。

2 住民に対する情報連絡・伝達設備の充実

原子力災害時の円滑な防災活動の遂行と住民に対する適切な情報を提供するにあたり、緊急通信手段を確保するため、同報系の防災行政無線、広報車、CATV、有線放送、コミュニティ放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送、防災ラジオ等の活用等、多様なメディアの活用体制の整備に努める。

なお、観光客など一時的に滞在する者（以下「一時滞在者」という。）については、動揺や混乱を招かぬよう、広報車、同報系の防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用して、迅速かつ的確に情報を提供できる情報伝達手段の確立を図る。

第3 情報収集・連絡・伝達体制の整備

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図るため、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、情報通信のためのネットワークを強化する。

ア 事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）

イ 防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先

ウ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）

エ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国および県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員を指定しておくなど派遣できる体制の整備を図る。

(4) 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用および応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(5) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、業務用移動通信、警察無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

(6) 災害時優先電話等の活用

市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

(7) 通信機器の操作方法の習熟

市は、災害用に使用する通信機器について、その操作方法について習熟しておく。

(8) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

2 住民への的確な情報伝達体制の整備

(1) 情報の整理

市は、国および県と連携し、情報収集事態（所在市町で震度5弱または震度5強の地震が発生した場合（ただし、県において震度6弱以上の地震の発生は除く。）以下同じ。）および警戒事態発生後の経過に応じて住民に提供すべき情報について、災害対応の各段階や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。

また、周辺住民に対して必要な情報が確実に伝達、共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

(2) 複合災害に対する設備の整備

市は、国および県と連携し、地震や洪水・土砂災害等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、市防災行政無線等の無線設備、広報車両等の施設、装備の整備を図る。

市は、国、県と連携し、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。

(3) 情報伝達体制の整備

市は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国および県と連携し、要配慮者および一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

市は、一時滞在者については、動揺や混乱を招かぬよう、広報車、同報系の防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用して、迅速かつ的確に情報を提供できるよう、情報伝達手段の確立を図る。

(4) 要配慮者に対する情報連絡・伝達体制

要配慮者に対する情報連絡・伝達体制をより一層充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送および文字放送の積極的な活用を図るとともに、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等についても検討し、具体化を図るものとする。さらに、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者をあらかじめ確保する。

第6節 原子力災害医療体制の整備

第1 基本方針

市は、県が行う緊急時における住民の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図る。

第2 原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院について

原子力災害医療機関は、下表のとおりとする。

[県内の原子力災害医療機関および原子力災害拠点病院]

区分	医療機関名	所在地
原子力災害 医療協力機関	国立病院機構敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘 33-1
	市立敦賀病院	敦賀市三島町 1-6-60
	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町 2-2
	若狭高浜病院	高浜町宮崎 87-14-2
	福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋 7-1
	福井勝山総合病院	勝山市長山町 2-6-21
	公立丹南病院	鯖江市三六町 1-2-31
	国立病院機構あわら病院	あわら市北潟 238-1
	坂井市立三国病院	坂井市三国町中央 1-2-34
	越前町国民健康保険織田病院	越前町織田 106-44-1
	レイクヒルズ美方病院	若狭町気山 315-1-9
	若狭町国民健康保険上中診療所	若狭町市場 19-5
原子力災害 拠点病院	県立病院緊急時医療対策施設	福井市四ツ井 2-8-1
	福井大学医学部附属病院	永平寺町下合月 23-3
	福井赤十字病院	福井市月見 2 丁目 2-4-1

第3 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

市は、県および医療機関等と連携して、UPZ内の市民などに対する安定ヨウ素剤の事前配布体制ならびに緊急時における配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう準備しておくものとする。

1 配布体制の整備

(1) 安定ヨウ素の備蓄

市は、県と連携し、緊急時に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布および服用に関与する医師、薬剤師の手配等について定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤を適切な場所に備蓄しておく。

(2) 安定ヨウ素の配布

市および県は、原子力災害時において、住民を放射性ヨウ素による甲状腺被ばくから防護するため、市内の全住民に対しての安定ヨウ素剤を確保する。安定ヨウ素剤の備蓄場所および配布場所については、避難経路の公共施設、学校、幼稚園、保育園、病院、福祉施設、保健所・保健センター等またはその近隣の場所を指定する。県が備蓄する安定ヨウ素剤については、使用期限である３年ごとに更新を行う。

市は、県と連携し、安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等を準備しておく。

市は、県が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努める。

第7節 原子力防災等に関する知識の普及啓発および国際的な情報発信

第1 基本方針

市、県および防災関係機関は市民に対して、平時から防災広報、防災教育等の機会やインターネットなどを活用し、原子力防災に関する基礎的な知識や、万一の緊急時にどのような行動が必要になるかを周知し、円滑な防護活動を実施できるよう普及啓発に努める。

第2 住民に対する防災知識の普及

1 広報活動

市は、国、県および原子力事業者と協力して、住民に対して原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- (1) 放射性物質および放射線の特徴
- (2) 原子力施設の概要
- (3) 避難所等に関すること
- (4) 原子力災害と原子力防災対策について
- (5) 原子力災害時における避難行動や生活上の注意
- (6) その他必要な事項

2 広報の方法

防災知識の普及にあたっては、広報誌、パンフレットの作成および報道機関などの協力を得るとともに、ビデオやインターネット等を活用する。

3 防災訓練の活用

原子力防災訓練を行うにあたり、住民に対する防災知識の普及も考慮に入れて実施する。

4 防災教育の充実

市は、県、教育機関および民間団体など、密接な連携の下で防災教育を実施し、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

5 要配慮者への配慮

市は、防災知識の普及と啓発を行う場合、要配慮者へ配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努め、被災時の男女のニーズの違いなど、男女双方の視点へ配慮するよう努める。

6 要配慮者に対する防災知識の普及

要配慮者に対する防災知識の普及については、本章第10節「要配慮者に配慮した原子力災害事前対策」に定める。

7 避難状況の把握

市は、避難状況の確実な把握のため、市民が市の指定した避難場所以外に避難をした場合は、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、周知に努める。

8 災害に関する資料の公開

市は、国および県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

第8節 原子力防災訓練の実施

第1 基本方針

原子力災害に際し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、各種の原子力防災訓練（以下「防災訓練」という。）を行うことにより、防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

第2 訓練計画の策定および協力

1 防災訓練の計画策定

市は、国、原子力防災専門官、県、他の市町、原子力緊急時支援・研修センター、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、原子力事業者およびその他防災関係機関の支援のもと、次に掲げる防災活動の各項目を組み合わせた防災訓練の計画策定を行う。

- (1) 緊急時通信訓練
- (2) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (3) 原子力防災センターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- (4) 自衛隊災害派遣運用訓練
- (5) 緊急時モニタリング訓練
- (6) 気象予測および大気中拡散予測の活用訓練
- (7) 緊急被ばく医療訓練
- (8) 周辺住民に対する情報伝達訓練
- (9) 周辺住民避難訓練
- (10) 消防活動訓練・人命救助活動訓練
- (11) 避難所等運営訓練
- (12) 広報訓練
- (13) 交通対策等措置訓練

2 国等の訓練への参画

市は、原子力防災会議および原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に市が含まれる場合、避難および情報提供など市が行うべき防災対策、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を想定した具体的な訓練を共同で作成・実施する。

第3 防災訓練の実施

市は、国、原子力防災官、県、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者およびその他防災機関の支援のもと、必要な防災訓練を単独または共同して実施する。

1 項目別訓練等の実施

市は、県が定める計画に基づき、定期的に実施する防災活動の項目ごとまたは各項目を組み合わせた防災訓練を定期的に実施する。

2 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議および原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、国、県および原子力事業者、また必要に応じて住民と共同して総合的な防災訓練を実施する。

第4 実践的な防災訓練の実施と事後評価

1 訓練の実施

市は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。

2 訓練の評価

市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めを行うとともに、訓練終了後、専門家を活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用するなど、原子力防災体制の改善に取り組む。

3 事後評価の反映

市は、必要に応じ、訓練方法および事後評価の方法の見直しを行う。

第9節 広域的相互応援体制の整備

第1 基本方針

1 応援体制の整備

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）などの場所等に関する広域的な応援要請および被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、応援協定の締結を行う。また、以下の内容について整備を行う。

- (1) 応援先・受援先の指定
- (2) 応援・受援に関する連絡・要請の手順
- (3) 災害対策本部との役割分担・連絡調整体制
- (4) 応援機関の活動拠点
- (5) 応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制
- (6) 後方支援

2 応援協定先との確認

市は、緊急時における原子力事業者への協力要請や県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の確認を行う。

第2 県内広域相互応援体制

1 福井県・市町災害時相互応援協定の活用

市は、市独自では避難所の確保、飲料水、飲食物等の供給等、十分な応急措置が実施できない場合に備え、「福井県・市町災害時相互応援協定」を原子力災害時においても活用する。

2 福井県広域消防相互応援協定の活用

鯖江・丹生消防組合消防本部は、「福井県広域消防相互応援協定」を原子力災害時においても活用する。

第3 災害時応援協定

市が締結している災害時応援協定等は下記のとおりである。

- 1 岐阜県大垣市 平成 7年 7月26日
- 2 滋賀県長浜市 平成 7年 9月 1日
- 3 石川県加賀市 平成24年 5月28日
- 4 愛知県知立市 平成25年 1月31日
- 5 静岡県袋井市 平成25年 3月 4日
- 6 新潟県村上市 平成29年10月13日

第4 広域一時滞在に係る応援協定の締結

1 受入れ手順の作成

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

2 受け入れ施設の決定

市は、避難場所を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等を決定しておくよう努める。

第10節 要配慮者に配慮した原子力災害事前対策

第1 基本方針

原子力災害は通常、五感に感じられないため、要配慮者には特に配慮が必要であることから、要配慮者に配慮した防災対策の推進を図る。

第2 災害応急体制の整備

1 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

市は、県の協力のもと、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など要配慮者および一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組む。

(1) 関係機関との協力体制

要配慮者および一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、福祉サービス事業者、ボランティア団体などの協力を得ながら、平時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。

(2) 情報伝達体制の整備

要配慮者および一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備する。

(3) 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に一層努める。

なお、市は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、要配慮者避難支援計画等の整備に努める。

また、必要に応じて、避難誘導や搬送、指定福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入体制の整備を支援する。

2 病院等医療機関の災害応急体制

病院等医療機関の管理者は、県および市と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成に努める。

3 社会福祉施設の災害応急体制

介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県および市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

市および県は、社会福祉施設の避難に備え、関係機関と連携し、入所者等の避難先の確保のための支援を行うとともに、社会福祉施設に対して、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

第3 災害知識の普及

1 支援体制の整備

市および県は、防災知識の普及を実施する際、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ配慮するよう努める。

2 要配慮者に対する防災知識の普及啓発

市は、県と協力して、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。

3 園児、児童等に対する防災知識の普及啓発

保育所、幼稚園、学校等の管理者は、市および県と連携し、保育士、教職員等に対して防災知識の普及を図るとともに、園児、児童等に対して防災教育の推進を図る。

第4 防災訓練における配慮事項

市および県は、防災訓練を実施する際、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第 1 1 節 防災資料の整備

第 1 基本方針

原子力災害に際し、放射性物質および放射線による影響範囲の迅速な予測および的確に応急対策の実施が重要であることから、原子力防災対策に必要な資料を整備する。

第 2 防災対策資料の整備

1 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

2 防災対策上必要とされる資料の提供

市は、国、県、原子力事業所その他関係機関と連携して応急対策の実施にあたるため、以下の資料を収集、整備し、定期的に更新するとともに、対策拠点施設に備え付け、管理する。

(1) 社会環境に関する資料

(2) 種々の縮尺の周辺地図

(3) 市域の人口、世帯数

(4) 一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道およびヘリポート等交通手段に関する資料

(5) 避難所および屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料およびあらかじめ定める避難計画

(6) 市域の配慮すべき施設に関する資料

(7) 放射性物質および放射線の影響予測に関する資料

ア 市域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

イ 農林水産物の生産および出荷状況

(8) 防護資機材等に関する資料

ア 防護資機材の備蓄・配備状況

イ 避難用車両の緊急時における運用体制

ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

(9) 緊急事態発生時の組織および連絡体制に関する資料

ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料

イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制

ウ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表

(10) 避難に関する資料

ア 地区ごとの避難計画

イ 避難所運営体制

3 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国、県、原子力事業者と協力して、放射性物質による汚染の除去に関する資料の収集、整備等を図る。

第 1 2 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

第 1 基本方針

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、市および防災関係機関においては次により対応する。

第 2 防災機関の対応

1 鯖江・丹生消防組合消防本部の対応

事故の通報を受けた鯖江・丹生消防組合消防本部は、直ちにその旨を県危機管理課に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。

2 鯖江警察署の対応

事故の通報を受けた鯖江警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制、周辺住民への情報伝達等必要な措置を実施する。

3 市および県の対応

市（事故発生場所を管轄する場合）および県は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、または独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じる。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 緊急時の通報連絡

第1 基本方針

原子力災害において、防災関係機関が応急対策活動を実施するために、迅速かつ的確な通報連絡が重要であることから、原子力災害の事象に応じた各機関の通報連絡体制およびその内容について定める。

第2 情報収集事態発生時の通報連絡

1 国が行う通報連絡

国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室）は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生について、関係省庁、県および関係市町に対し連絡を行う。

2 点検状況等の報告および連絡

(1) 原子力事業者の措置

原子力事業者は、情報収集事態を認知した場合には、直ちに原子力事業所の施設および設備を点検して異常の有無に関わらず、県および関係市町に連絡する。

(2) 国の措置

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、情報収集事態の発生後の状況について関係省庁、県、関係市町に対し連絡を行う。

(3) 県および関係市町の措置

市および県は、上記(1)または(2)の連絡を受けた場合、異常がないときにおいても、その旨を住民等に対し、報道機関の協力を得るなどして迅速に広報する。

第3 警戒事態（第1段階）発生時の通報連絡

1 原子力事業者が行う通報連絡

原災法第9条第1項の規定に基づき原子力事業者が選任した原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、警戒事態（第1段階）に該当する事象の発生を確認したときは、直ちに市、鯖江・丹生消防組合消防本部、鯖江警察署をはじめ国（原子力規制委員会）、原子力防災専門官、県、関係市町および各関係機関に、次に掲げる事項を通報する。

なお、関係市町、関係警察署および関係消防本部については、表5による。

(1) 事故発生の時刻

(2) 事故発生の場所

(3) 事故の原因

(4) 事故の程度、放射性物質または放射線の放出状況およびその可能性

(5) 気象状況（風向・風速）

(6) その他必要と認める事項

表5 原子力事業所に係る関係市町等一覧（本節第3の1関係）

原子力事業所	関係市町	関係警察署	関係消防本部
日本原子力発電(株) 敦賀発電所	鯖江市、敦賀市、 美浜町、南越前町、 越前市、越前町、 若狭町、小浜市、 池田町、福井市	鯖江警察署 敦賀警察署 越前警察署 小浜警察署 福井南警察署	鯖江・丹生消防組合消防本部 敦賀美方消防組合消防本部 南越消防組合消防本部 若狭消防組合消防本部 福井市消防局

2 国が行う通報連絡

国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部）は、警戒事態の発生を確認するとともに、市をはじめ、関係省庁、県、関係市町に対し連絡を行う。また、UPZ関係市町に対し、連絡体制の確立等の体制をとるよう要請する。UPZ外の市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。その際併せて、気象情報を提供する。

3 県が行う通報連絡

本節第3の1の通報を受けた県は、直ちに国、原子力防災専門官、県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部および自衛隊に連絡し、その他の防災関係機関にも連絡する。

また、本節第3の2の連絡を受けた県は、直ちに県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊およびその他の防災関係機関にも連絡する。

4 鯖江市および鯖江・丹生消防組合消防本部が行う通報連絡

本節第3の1の通報を受けた市および鯖江・丹生消防組合消防本部は、その旨を直ちに県に連絡する。

5 鯖江警察署が行う通報連絡

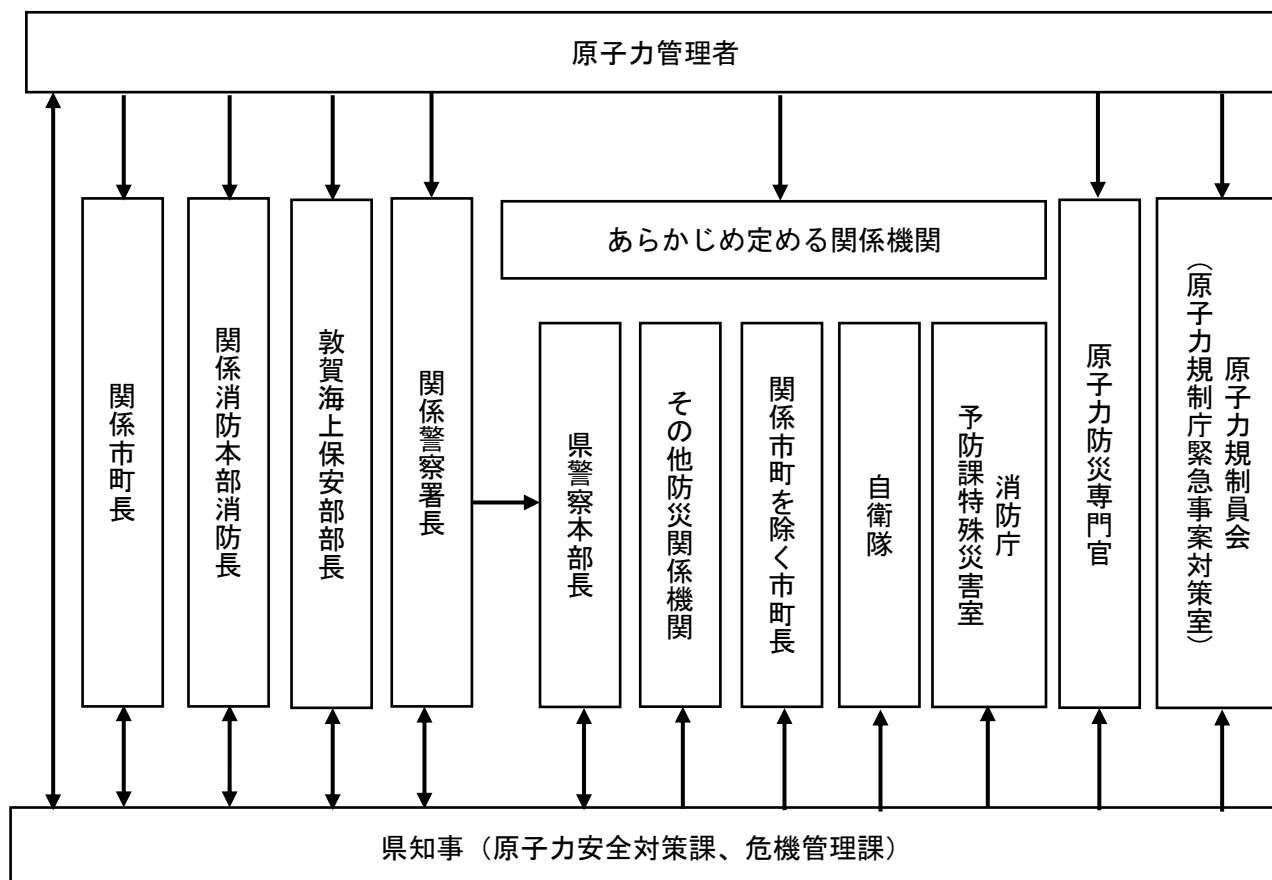
本節第3の1の通報を受けた鯖江警察署は、県警察本部を通じてその旨を直ちに県に連絡する。

6 緊急時における通報連絡系統

緊急時における通報連絡系統は、図4のとおりとする。

図4 緊急時の通報連絡系統（本節第3の6関係）

場合により、市長は「関係市町長」か「関係市町を除く市町長」に該当する。



第4 災害状況の報告および連絡

1 原子力事業者が行う報告

原子力防災管理者は、本節第3の1による通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、本節第3の1に定める機関にファクシミリで随時報告する。

これらの関係機関は、災害状況の適切な把握と応急対策の実施のため、相互に連絡をとる。

2 県が行う連絡

- (1) 本節第4の1の連絡を受けた県は、直ちに国、原子力防災専門官、県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊、また必要に応じてその他防災関係機関に連絡する。
- (2) 県は、緊急時モニタリング計画に基づき実施した環境放射線モニタリングの結果を遅滞なく国、原子力防災専門官、県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊、また必要に応じてその他防災関係機関に連絡する。

(3) 県は、自ら実施する応急対策の活動状況、県防災ヘリコプター、衛星車載局等により収集した情報、国および原子力防災専門官から得た情報、下記3の防災関係機関の災害状況等を取りまとめ、遅滞なく上記2(1)に定める防災関係機関に連絡する。

3 市、鯖江・丹生消防組合消防本部、鯖江警察署および防災関係機関が行う連絡

市、鯖江・丹生消防組合消防本部、鯖江警察署および防災関係機関は、次に掲げる災害情報を遅滞なく県に連絡するとともに、相互に連絡をとる。

- (1) 災害発生に関する情報
- (2) 災害の状況
- (3) 住民の状況
- (4) 応急対策の活動状況
- (5) 県に対する要請事項
- (6) その他応急対策の実施に際し必要な事項

この場合、災害情報の連絡は、住民の生命、身体および財産に関する事項を優先する。

4 災害情報等の報告等

市は、上記1の災害情報等について、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、速やかに県に対して報告する。

また、報告の種類、報告の方法等については、地域防災計画（本編）第3章第5節「情報および被害状況報告計画」に定める。

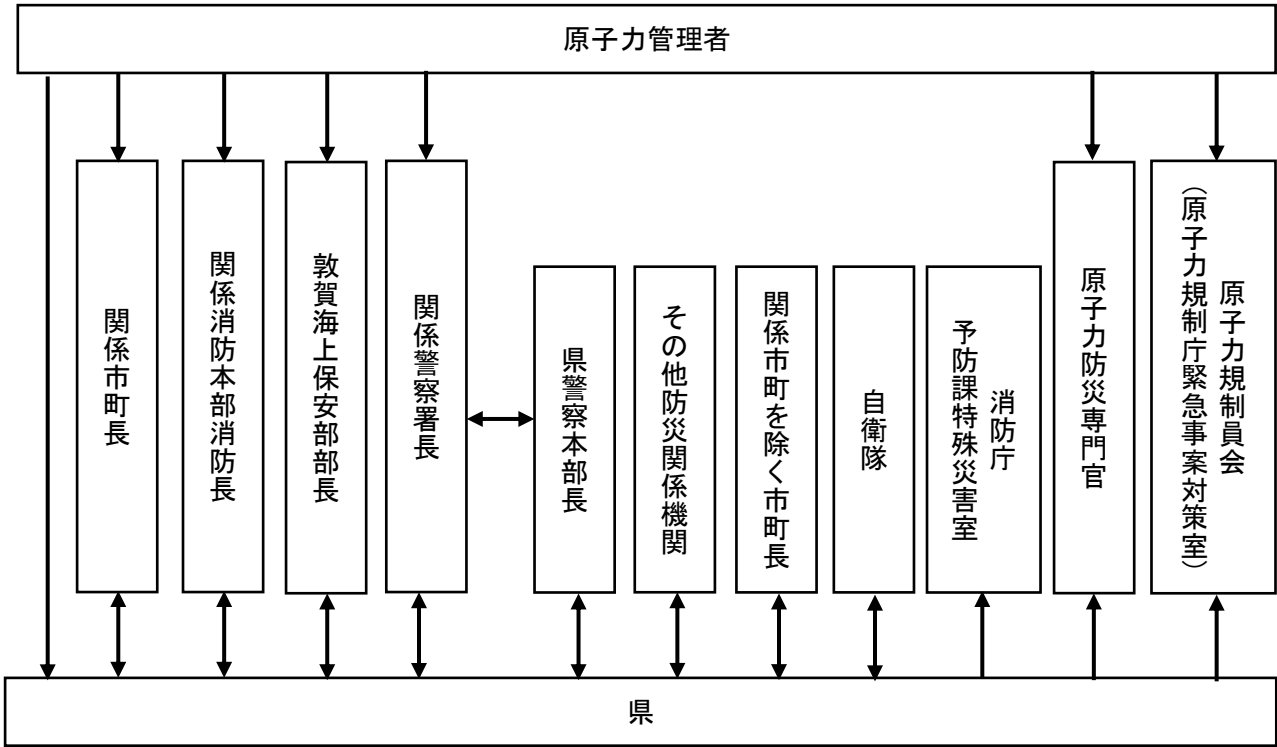
5 災害状況の報告および連絡系統

災害状況の報告および連絡系統は図5のとおりとする。

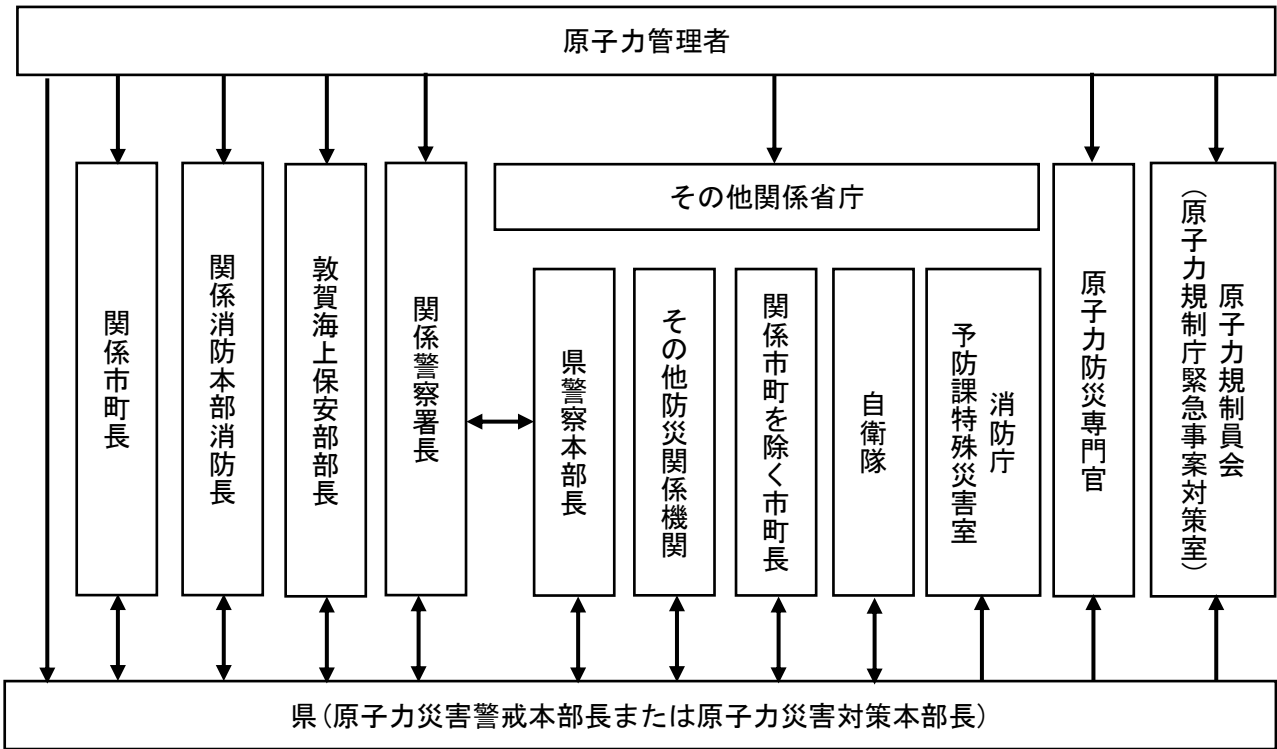
図5 災害状況の報告および連絡系統図（本節第4の5関係）

場合により、市長は「関係市町長」もしくは「関係市町を除く市町長」に該当する。

1 県の原子力災害警戒本部設置前



2 県の原子力災害警戒本部設置後



第5 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報連絡

1 原子力事業者から施設敷地緊急事態（第2段階）に該当する事象の発生通報があった場合

(1) 原子力事業者が行う通報連絡

原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態（第2段階）に該当する事象の発生について通報を受け、または自ら発見したときは、直ちに市、鯖江・丹生消防組合消防本部をはじめ、国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会）、原子力防災専門官、県および各関係機関にファクシミリで同時に通報する。さらにその着信を確認する。

なお、通報を受けた事象に対する原子力防災管理者への問い合わせについては、原則として、国（原子力規制委員会）、県および所在市町に限る。

(2) 国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）が行う通報連絡

原子力防災管理者から通報を受けた国は、通報を受けた事象について、発生を確認したことおよび事象の概要、事象の今後の進展の見通し等の事故情報を官邸（内閣官房）、県、県警察本部、市および公衆に連絡する。UPZ関係市町に対し、屋内退避の準備を行うよう、また市が、UPZ外の市町に対して、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れおよび施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力を要請する。

(3) 県が行う通報連絡

国（原子力規制委員会）、原子力防災専門官および原子力防災管理者から通報・連絡を受けた県は、通報・連絡を受けた事項について、直ちに県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊および関係する指定地方公共機関に連絡する。

(4) 市が行う通報連絡

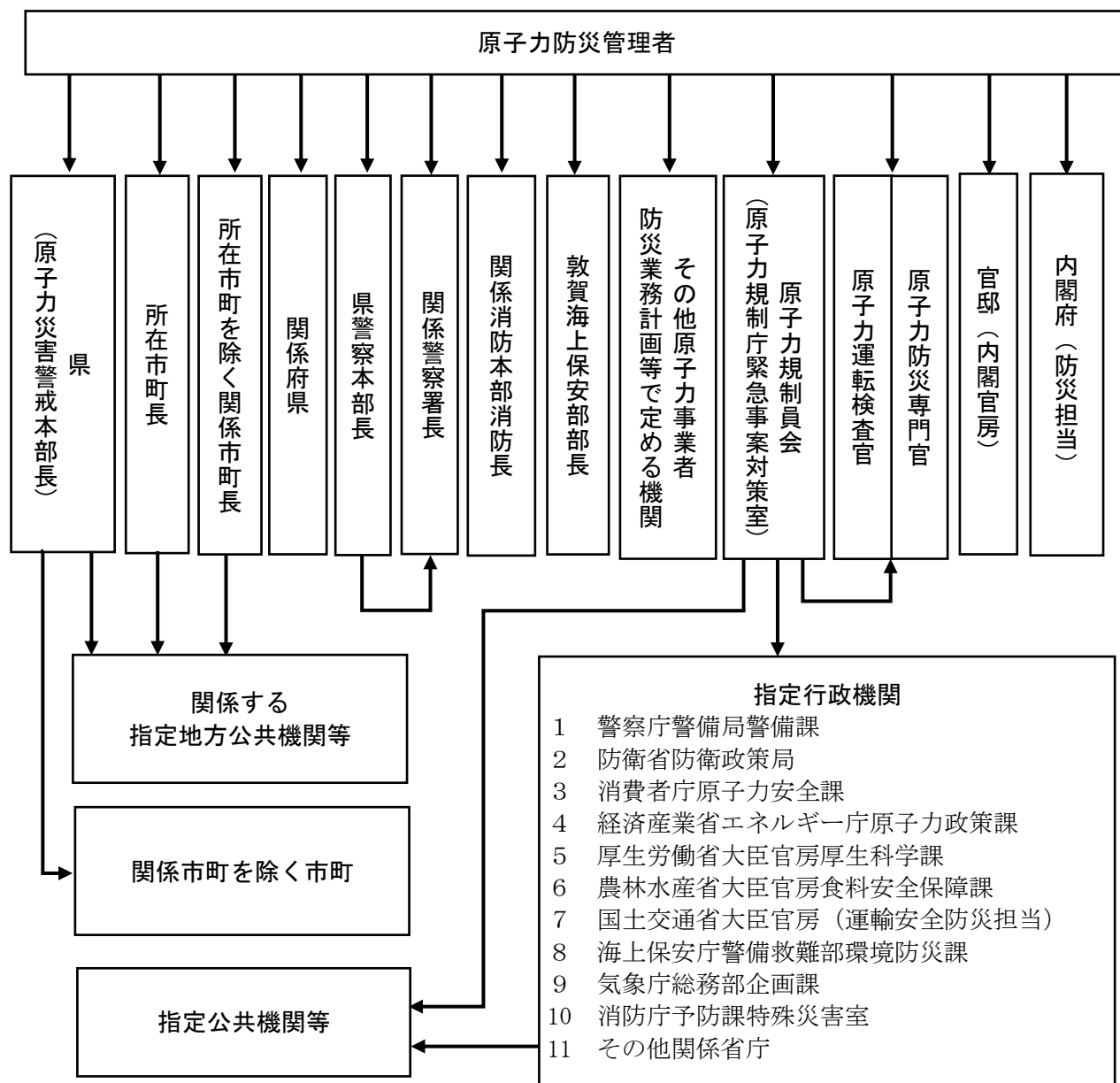
国（原子力規制委員会）、原子力防災専門官および原子力防災管理者から通報・連絡を受けた市は、通報・連絡を受けた事項について、直ちに県に通報・確認するものとするとともに各関係機関および関係する指定地方公共機関に連絡する。

(5) 施設敷地緊急事態発生時における通報連絡系統

施設敷地緊急事態発生時における通報連絡系統は、図6のとおりとする。

図6 施設敷地緊急事態(特定事象)発生時の通報連絡系統(本節第5の1(5)関係)

鯖江市長は「所在市町を除く関係市町長」または「関係市町を除く市町」に該当する。



第6 施設敷地緊急事態(第2段階)発生時の通報後の災害状況の報告および連絡

1 原子力事業者が行う報告

原子力防災管理者は、市、鯖江・丹生消防組合消防本部をはじめ、国(官邸(内閣官房)および原子力規制委員会)、原子力防災専門官、県、関係市町および各関係機関に本節第4の1の通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、ファクシミリで随時報告する。

2 県が行う連絡等

- (1) 県は、国（原子力規制委員会）および原子力防災専門官から情報を得るとともに、原子力防災管理者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。
- (2) 県および所在市町は、各々が行う応急対策活動の状況について、相互の連絡を密にする。
- (3) 県は、県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊および必要に応じその他指定地方公共機関との間において、原子力防災管理者および国（原子力規制委員会）から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

3 市が行う連絡等

- (1) 市は、国（原子力規制委員会）、原子力防災専門官および県から情報を得るとともに、原子力防災管理者等から連絡を受けた事項を、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。
- (2) 市は、県、関係市町および関係機関が各々行う応急対策活動の状況について、相互の連絡を密にする。
- (3) 市は、鯖江・丹生消防組合消防本部、鯖江警察署、関係機関および必要に応じ指定地方公共機関との間において、原子力防災管理者および国（原子力規制委員会）から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。
- (4) 市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にする。

第7 全面緊急事態（第3段階）発生時の通報連絡および原子力緊急事態宣言発出後の緊急事態応急対策状況の連絡・調整等

1 国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）が行う通報連絡

国は、全面緊急事態（第3段階）または原子力緊急事態が発生したと判断したときは、直ちに指定行政機関、関係省庁および関係地方公共団体に連絡を行う。

2 県が行う対応

- (1) 国（原子力規制委員会）、原子力防災専門官および原子力防災管理者から通報・連絡を受けた県は、その事項について、直ちに県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊および関係する指定地方公共機関に連絡する。
- (2) 県は、原子力緊急事態宣言発出後、原子力災害が発生した現地を管轄する原子力防災センター（以下「現地原子力防災センター」という。）に設置される機能班に職員を派遣することにより、常時必要な情報を共有するとともに、災害対策本部が行う緊急事態応急対策について、必要な調整を行う。

3 市が行う対応

- (1) 国（原子力規制委員会）、県、原子力防災専門官および原子力防災管理者から通報・連絡を受けた市は、通報・連絡を受けた事項について、直ちに鯖江・丹生消防組合消防本部、鯖江警察署、関係機関および関係する指定地方公共機関に連絡する。
- (2) 市は、原子力緊急事態宣言発出後、現地原子力防災センターに職員を派遣し、常時必要な情報を共有するとともに、災害対策本部が行う緊急事態応急対策について、必要な調整を行う。

4 原子力防災専門官が行う連絡・調整

原子力防災専門官は、現地原子力防災センターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県および関係市町をはじめ、原子力防災管理者その他防災関係機関の間の連絡・調整を行う。

第8 通信手段の確保

1 通信手段の確保

本節第3の1の通報があったときは、市、鯖江・丹生消防組合消防本部、国、県および防災関係機関は、直ちに情報連絡のための通信手段を確保する。

2 電気通信事業者への要請

本節第3の1の通報を受けた市および県は、必要に応じ、電気通信事業者に対して市および県の防災関係機関の重要通信の確保を要請する。要請を受けた電気通信事業者は、市および県の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

3 多様な通信手段の活用

国（原子力規制委員会）は、関係地方公共団体および住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネット、J－A L E R T等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達する。県は伝達された内容を関係市町に連絡する。市は、地震等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線、防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

第2節 活動体制の確立

第1 基本方針

原子力災害に際し、市をはじめとする防災関係機関の応急対策活動は迅速かつ的確に対応することが重要であることから、国、県および原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図り、原子力災害の事象に応じた組織の配備・運営等について体制を確立する。

第2 鯖江市の組織動員体制

1 職員の動員配備基準

表6「動員配備基準」のとおりである。

2 配備体制の決定

原子力防災管理者から事故（緊急時）の通報があり、動員配備基準の配備レベルに該当するときは、市長は配備体制を決定する。

3 職員への伝達等

(1) 勤務時間中における伝達および系統

ア 市長が配備体制の決定を行ったときは、危機管理監は、副市長、教育長、鯖江・丹生消防組合消防本部次長（以下「消防本部次長」という。）に伝達する。また、防災危機管理課長は、総務部長、政策経営部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業交流部長、都市整備部長、教育委員会事務部長、議会事務局長、職員課長、秘書広聴課長、土木課長に伝達する。また、防災危機管理課は庁内放送および緊急情報一斉配信メール等で職員の配備を伝達する。

イ 上記アにより伝達を受けた各部長は、口頭または電話で各部連絡調整課へ伝達する。

ウ 上記イにより伝達を受けた各部連絡調整課は、口頭または電話で部内各課に伝達する。

エ 上記ウにより伝達を受けた部内各課は、所属職員ならびに関係出先機関に伝達する。

(2) 勤務時間外または休日等における伝達等

ア 伝達方法

(イ) 勤務時間外または休日等に原子力防災管理者から事故（緊急時）の通報を受けた危機管理監は、電話で市長、副市長、教育長、消防本部次長に連絡する。また、防災危機管理課長は、総務部長、政策経営部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業交流部長、都市整備部長、教育委員会事務部長、議会事務局長、職員課長、秘書広聴課長、土木課長に連絡する。また、防災危機管理課は緊急情報一斉配信メール等で職員に連絡する。

(イ) 市長が配備体制を決定したとき、危機管理監は電話で副市長、教育長、消防本部次長に伝達するものとする。また、防災危機管理課長は、総務部長、政策経営部長、市民生活部

長、健康福祉部長、産業交流部長、都市整備部長、教育委員会事務部長、議会事務局長、職員課長、秘書広聴課長、土木課長に伝達するとともに、あらかじめ定める緊急連絡網により防災危機管理課職員に参集することを伝達する。

(ウ) 各部長は、各部連絡調整課長およびあらかじめ指定した職員に参集命令を行う。

(エ) 上記(ウ)により伝達を受けた各部連絡調整を行う課長は、部内課長に伝達する。

(オ) 上記(エ)により伝達を受けた部内各課長は、所属職員ならびに関係出先機関にあらかじめ定める緊急連絡網により伝達する。

イ 上記ア以外の参集

(ア) 警戒配備体制において参集すべき職員は、事故が発生したことを知ったときは、直ちに参集する。

(イ) 全職員は、緊急時であることを知ったときは直ちに参集する。

ウ 参集場所

原則として、各職員の所属とする。

エ 参集状況の報告

緊急時の参集において、各部連絡責任者（各課長等）は、出先機関も含めた職員の参集状況を速やかに把握し、防災危機管理課に報告する。

(3) 伝達系統

上記(1)および(2)アに定める伝達系統の概略図は図7のとおりである。

図7 伝達系統の概略図

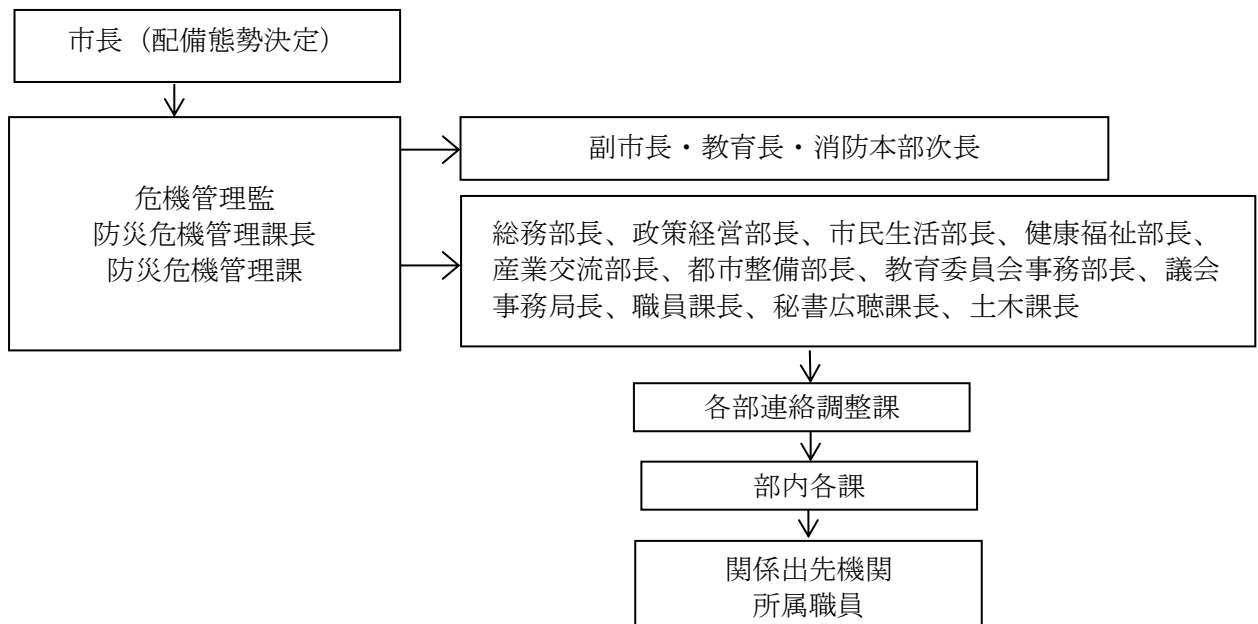


表6 動員配備基準（同節第2の1関係）

緊急事態区分	配備基準		震災配備体制	原子力配備体制	動員体制
警戒事態 (第1段階)	(1) 所在市町で震度6弱以上の地震が発生したとき	市内における震度が3以下のとき	-	原子力災害警戒班の設置 (本部員会議を原子力災害警戒班とする。)	・防災危機管理課
		市内で震度4の地震が観測されたとき	本部員会議の設置 (各部長、班長、災害対策班、道路河川班は参集)	本部員会議を原子力災害警戒班と位置づけて設置	・防災危機管理課 ・課長
		市内で震度5弱以上の地震が観測されたとき	災害対策本部の設置 (本庁職員は全員参集、それ以外の職員は勤務施設)	災害対策本部を原子力災害警戒本部とする。	・職員全員
	(2) 県に大津波警報が発生されたとき (3) 国（原子力規制庁）が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき (4) その他、国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断したとき (5) その他、市長が原子力災害警戒本部の設置を必要と認めたとき		-	原子力災害警戒本部の設置 (災害対策本部を原子力災害警戒本部とする。)	<全員参集する所属> ・防災危機管理課 ・職員課 <あらかじめ指定した職員> ・秘書広聴課長 ・産業振興課長 ・社会福祉課長 ・長寿福祉課長 ・健康づくり課長 ・土木課長 ・教育政策課長
施設敷地緊急事態 (第2段階)	(1) 敷地施設緊急事態が発生したとき (2) その他、市長が原子力災害対策本部の設置を必要と認めたとき		-	原子力災害対策本部の設置 (災害対策本部を原子力災害対策本部とする。)	・職員全員
全面緊急事態 (第3段階)	(1) 全面緊急事態が発生したとき		-		

第3 鯖江市原子力災害警戒本部

1 設置および廃止基準

市長は、次の場合に原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、または廃止する。

なお、地震を原因事象とする市災害対策本部が設置された場合、同本部を、「原子力災害警戒本部」と位置づけ設置する。

(1) 警戒本部の設置基準

ア 原子力防災管理者または県から警戒事態発生の通報を受け、市長が警戒本部の設置を必要と認めたとき。

イ その他市長が認めたとき。

(2) 警戒本部の廃止基準

ア 原子力事業所の事故が終結し、災害応急対策および災害復旧対策が完了したとき、または警戒本部の必要がなくなったとき。

イ 市原子力災害対策本部が設置されたとき。

2 設置場所

警戒本部は市防災会議室に設置する。

3 組織および事務分掌

(1) 本部長（市長）は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副市長）は、本部長を補佐し、本部長が事故のときはその職務を代理する。

(3) 警戒本部に参与を置き、教育長を充てる。

(4) 警戒本部に本部付を置き、鯖江・丹生消防組合消防本部長次長を充てる。

(5) 警戒本部に次の部を置き、各部の長は次に掲げるものを充て、本部員として部の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

警戒本部 設置時の部名	部長名	警戒本部 設置時の部名	部長名
総務部	総務部長	産業交流部	産業交流部長
政策経営部	政策経営部長	都市整備部	都市整備部長
市民生活部	市民生活部長	教育部	教育委員会事務部長
健康福祉部	健康福祉部長	支援部	議会事務局長

(6) 各部に班を置き、その主な事務分掌は資料編の記載のとおりとする。

(7) 警戒本部に本部員付を置き、職員課長、秘書広報課長および土木課長を充てる。

(8) 警戒本部に本部長、副本部長、参与、本部付、本部員、本部員付からなる原子力災害警戒本部会議を置く。

(9) 市長（警戒本部長）は、初期活動に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ警戒本部員を招集する。警戒本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

ア 県その他防災関係機関の初期活動実施状況

イ 市の初期活動の実施に関する基本的事項および重要事項

ウ 関係各課および現地警戒連絡室の調整に関する事項

エ 防災関係機関との連絡網確保および連携強化に関する事項

オ 国、県および防災関係機関に対する活動準備要請に関する事項

カ 原子力事業所の事故情報等の広報に関する事項

キ その他重要な所期活動に関する事項

警戒本部会議を開催するときは、テレビ会議システム等を利用し、国、県、原子力事業所等との情報の共有を図る。

(10) 警戒本部は、危機管理監を長とし、防災危機管理課課員を構成員とする事務局を置く。

(11) 警戒本部の組織図

警戒本部の組織図については、図7のとおりとする。

4 防災関係機関への通知

警戒本部を設置した場合、市は、次の機関にその旨を通知または報告する。

(1) 県

(2) 原子力防災専門官

(3) 市防災会議構成団体

5 設置の公表

警戒本部を設置した場合、市は、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、警戒本部の標識を市庁舎正面玄関に掲示する。

6 現地警戒連絡室の設置

(1) 市は、警戒本部を設置した場合、直ちに現地原子力防災センターに現地警戒連絡室を設置し、初期活動を実施する。

(2) 警戒連絡室長は、防災危機管理課長を充てる。

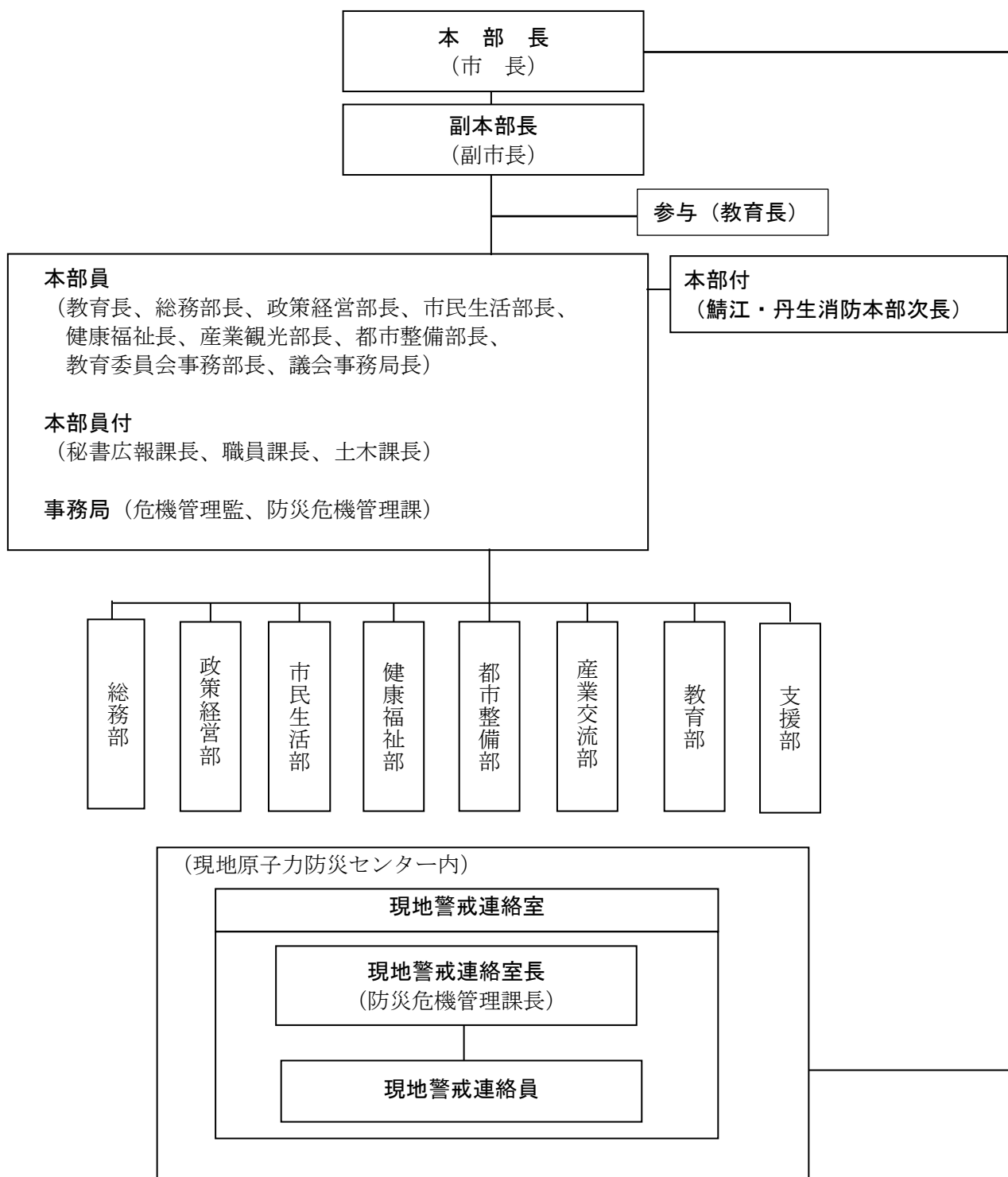
7 現地警戒本部の設営への協力等

市は、県、原子力防災官と連携して、県原子力災害現地警戒本部設営に協力する。
また、防災関係機関に対して必要な資機材等の提供を要請する。

8 国等との情報の共有等

市は、派遣された職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、該当職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を図るものとする。

図7 鯖江市原子力災害警戒本部（同節第3の3(11)関係）概略図



第4 鯖江市原子力災害対策本部の設置

1 設置および廃止基準

市長は、次の場合に原子力災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、または廃止する。

なお、地震を原因事象とする市災害対策本部が設置された場合、同本部を、「原子力災害警戒本部」と位置づけ設置する。

(1) 災害対策本部の設置基準

ア 原子力防災管理者または県から施設敷地緊急事態発生の通報を受け、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

イ その他市長が認めたとき。

(2) 警戒本部の廃止基準

原子力事業所の事故が終結し、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態の解除を行う旨の公示（以下、「原子力緊急事態解除宣言」という。）がなされ、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策が完了したとき、または災害対策本部の必要がなくなったとき。

2 設置場所

災害対策本部は、原則として市役所本庁舎内に設置する。

3 組織および事務分掌

(1) 本部長（市長）は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副市長）は、本部長を補佐し、本部長が事故のときはその職務を代理する。

(3) 災害対策本部に参与を置き、教育長を充てる。

(4) 災害対策本部に本部付を置き、鯖江・丹生消防組合消防本部長次長を充てる。

(5) 災害対策本部に次の部を置き、各部の長は次に掲げるものを充て、本部員として部の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

災害対策本部 設置時の部名	部長名	災害対策本部 設置時の部名	部長名
総務部	総務部長	産業交流部	産業交流部長
政策経営部	政策経営部長	都市整備部	都市整備部長
市民生活部	市民生活部長	教育部	教育委員会事務部長
健康福祉部	健康福祉部長	支援部	議会事務局長

(6) 各部に班を置き、その主な事務分掌は資料編の記載のとおりとする。

(7) 災害対策本部に本部員付を置き、職員課長、秘書広報課長および土木課長を充てる。

(8) 災害対策本部に本部長、副本部長、参与、本部付、本部員、本部員付からなる原子力災害対策本部会議を置く。

(9) 市長（本部長）は、初期活動に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害対策本部員を招集する。災害対策本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

ア 県その他防災関係機関の初期活動実施状況

イ 市の初期活動の実施に関する基本的事項および重要事項

ウ 関係各課および現地警戒連絡室の調整に関する事項

エ 防災関係機関との連絡網確保および連携強化に関する事項

オ 国、県および防災関係機関に対する活動準備要請に関する事項

カ 原子力事業所の事故情報等の広報に関する事項

キ その他重要な初期活動に関する事項

災害対策本部会議を開催するときは、テレビ会議システム等を利用し、国、県、原子力事業所等との情報の共有を図る。

(10) 災害対策本部は、危機管理監を長とし、防災危機管理課課員を構成員とする事務局を置く。

(11) 災害対策本部の組織図

災害対策本部の組織図については、図8のとおりとする。

4 防災関係機関への通知

災害対策本部を設置した場合、市は、次の機関にその旨を通知または報告する。

(1) 原子力防災専門官

(2) 県

(3) 市防災会議構成団体

5 設置の公表

災害対策本部を設置した場合、市は、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、災害対策本部の標識を市長の指定する場所に設置する。

6 現地災害対策本部の設置

(1) 市は、災害対策本部を設置した場合、直ちに現地原子力防災センターに現地災害対策本部を設置する。

(2) 現地対策本部長には副市長（防災担当）を充てる。ただし、現地対策本部長に事故がある場合は、防災危機管理課長がその職務を代理する。

現地災害対策本部には、広報を総括するため、秘書広聴課の参事（参事がいない場合は課長補佐等）を派遣する。

- (3) 市は、国の現地事故対策連絡会議の設置後、市の災害対策本部の応急対策の状況等について同会議に随時報告し、情報の共有を行うなど、連携を密にする。

7 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

市は、国が現地原子力防災センターで現地事故対策連絡会議を開催する場合、現地災害対策本部長を派遣する。

8 原子力防災専門官および国の専門家との連携

市は、原子力防災専門官および国の専門家と連携し、必要な対策を講ずる。

9 県との協力体制

市は、県災害対策本部との協力体制を整える。

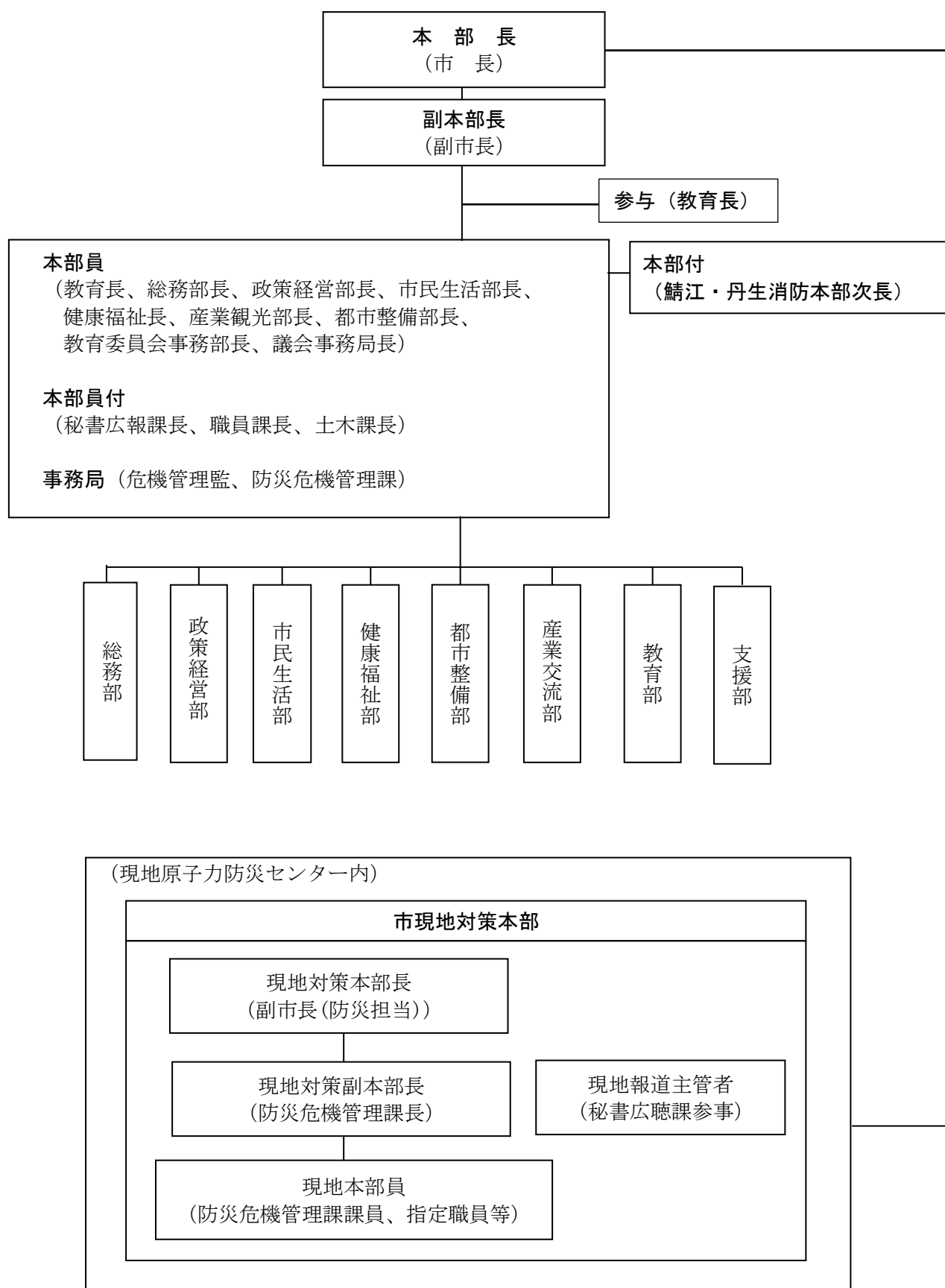
10 文書および記録

災害対策本部長、同本部の各部長、各班長等が発する指示、連絡等の伝達および国、県および防災関係機関からの報告養成等の受信については、その内容が軽易な場合を除きすべて記録する。

11 他の災害対策本部との連携

複合災害が発生時において、対策本部が複数設置された場合、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地対策本部についても、必要に応じて同様の措置を行う。

図8 鯖江市原子力災害警戒本部（同節第4の3(11)関係）概略図



第5 原子力緊急事態宣言発出後の対応

国では、原子力緊急事態宣言発出後、次に掲げる緊急事態応急対策を講ずる。市は、本節第4に定める市の災害対策本部を継続する。

1 原子力緊急事態宣言の発出、公示および解除

(1) 原子力緊急事態宣言の発出および公示

内閣総理大臣は、原災法第15条第1項の規定に基づく事態が発生したときは、直ちに原子力緊急事態が発生した旨を発出するとともに次に掲げる事項の公示を行う。

ア 緊急事態応急対策を実施すべき区域

イ 原子力緊急事態の概要

ウ アの区域内の居住者、滞在者その他の者および公私の団体に周知させるべき事項

(2) 原子力緊急事態宣言の解除

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言の発出後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急対策の必要がなくなったと認めるときは、速やかに原子力緊急事態解除宣言を行う。

2 国の原子力災害対策本部の設置および廃止

(1) 原子力災害対策本部の設置

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をしたとき、当該原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策推進のため、内閣府に内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を設置する。

(2) 原子力災害対策本部の所掌事務

原子力災害対策本部は、緊急事態応急対策実施区域内で各防災機関が実施する緊急事態応急対策の総合調整を行う。

(3) 原子力災害対策本部の廃止

原子力災害対策本部は、原子力緊急事態解除宣言を発出したときに廃止する。

3 国の原子力災害現地対策本部の設置

(1) 原子力災害現地対策本部の設置

原子力災害対策本部に、緊急事態応急対策実施区域において当該原子力災害対策本部の一部を行う組織として原子力災害現地対策本部を設置する。

(2) 原子力災害現地対策本部の設置場所

原子力災害現地対策本部は、原子力防災センターに設置する。

4 原子力災害合同対策協議会の設置および運営

(1) 原子力災害合同対策協議会の目的

原子力緊急事態宣言があったとき、原子力災害現地対策本部および当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を所轄する県および市の災害対策本部は、情報交換しそれぞれが実施する緊急事態応急対策について相互協力を行うために、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

(2) 原子力災害合同対策協議会の設置場所

原子力災害合同対策協議会は、現地原子力防災センターに設置する。

(3) 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が公示され、現地原子力防災センターで原子力災害対策合同協議会を組織する場合、市は災害対策本部長または災害対策本部副本部長、災害対策本部員およびその他の職員で市災害対策本部長から委任を受けた者を出席させ、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握など、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議する。

(4) 原子力災害合同対策協議会の構成

ア 国の原子力災害現地対策本部長および原子力災害現地対策本部員その他の職員

イ 県災害対策本部長または現地災害対策本部長および災害対策本部員その他の職員で県災害対策本部長から委任を受けた者

ウ 市長（本部長）または副市長（副本部長）、本部員その他の職員で市長から委任を受けた者

エ 原子力災害合同対策協議会は、必要と認めるときは協議して、指定公共機関、原子力事業者その他原子力緊急事態応急対策の実施に責任を有する者を加えることができる。

(5) 原子力災害合同対策協議会の運営

原子力災害合同対策協議会の運営に関する事項については、国が作成する「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」に定める。

第6 行政機関の業務継続に係る措置

1 住民の避難を優先する

市は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民へ周知する。なお、行政機関においては住民の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施する。

2 継続する必要がある業務について

市は、業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

第7 原子力被災者生活支援チームとの連携

国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたことおよび初動対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣および原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置する。

市は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、緊急時モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

第3節 緊急時モニタリングの実施

第1 基本方針

緊急時に、原子力発電所からの放射線や放射性物質の放出による周辺環境への影響を把握し、屋内退避や飲料水、飲食物の摂取制限等、各種防護措置への必要な環境情報を的確に提供する。さらに、環境放射線量や環境試料中の放射性物質濃度等から、公衆の被ばく線量を推定・評価し、住民の健康調査や健康相談を適切に行うための評価材料を提供することにより、住民の安全確保を図る。

第2 放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動

市は、緊急時モニタリングセンターが実施する緊急時モニタリングに協力する。

また、市が所有するモニタリング機材を使用して計画に基づき測定を行うとともに、緊急時モニタリングセンターからの、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

第4節 住民への的確な情報伝達活動

第1 基本方針

市は、放射性物質および放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行う。

第2 広報の留意事項

1 広報の手段

市は、原子力災害時に住民に対し適切な情報を提供するため、防災行政無線、テレビ、ラジオ、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能等を有効に活用する。

2 確実な情報提供の実施

市は、情報提供にあたり、緊急時の住民の動揺や混乱を防止するため、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ分かりやすい例文を準備するなど、できるだけ住民が理解しやすく、誤解を招かないよう、繰り返し広報する。

3 定期的な情報の発信

市は、国、県、その他防災関係機関と連携し、情報の一元化を図る体制をとるとともに、情報の空白時間を生じさせないよう、定期的な情報提供に努める。

4 ニーズに合わせた情報の提供

市は、県との役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果、参考としての気象予測や放射性物質の大気中拡散予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果等の状況、市、県等が講じている施策、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

なお、その際、民心の安定ならびに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。

5 関係機関との連絡

市は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で住民に対する情報の公表および広報活動を行うものとする。その際、その内容について国の原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、周辺市町および原子力事業者と相互に連絡を行う。

6 報道機関との連携

市は、情報伝達について防災行政無線、広報紙、広報車を用いるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

第3 広報体制

1 広報の実施

市は緊急時に該当する場合、直ちに必要な事項について記者発表および広報を行う。

2 情報の提供

災害対策本部設置時には、市長の指定する場所において、また、現地災害対策本部設置時には現地原子力防災センターに県が設置する記者発表室において、報道機関等に対応する。

ただし、国の現地事故対策連絡会議の設置後、現地原子力防災センターにおいては、国の広報責任者が報道機関の対応にあたるが、市も、国の記者会見に同席し、市の対応や住民対応など必要な情報を提供する。

3 住民への周知

市は、報道機関、広報車を通じ、住民に対して防護措置に係る必要な情報、注意事項、市の対策等を周知する。

第4 広報事項

市は、県等からの指示に従い、CATV、防災行政無線、広報車等を活用し、以下に示す段階ごとに住民への広報を的確に行う。

1 警戒本部を設置したとき

- (1) 市からの緊急広報であること
- (2) 市に原子力災害関係本部員連絡会議および県に警戒本部を設置したこと
- (3) 原子力災害が発生した原子力事業所の名称およびその場所
- (4) 事故の状況
- (5) 放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響
- (6) 原子力災害が発生した原子力事業所の対応状況
- (7) 市、県その他防災関係機関の対応状況
- (8) 住民および一時滞在者のとるべき措置
- (9) 相談窓口の設置場所および問合せ先
- (10) その他必要事項

2 原子力災害対策本部を設置したとき

上記1に掲げる広報事項に準じる。

3 原子力緊急事態宣言が発出されたとき

原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて広報内容を十分確認した上で、広報活動を行う。

上記 1 に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報する。

- (1) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したこと
- (2) 国の原子力災害対策本部および原子力災害現地対策本部が設置されたこと

4 防護対策区域を決定した指示があった場合

上記 1 に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報する。

- (1) 決定した防護措置の内容
- (2) 防護措置区域の範囲および具体的な設定地域の内容
- (3) 防護措置区域およびその周辺の交通規制の内容
- (4) 安定ヨウ素剤の服用および飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項

なお、防護措置区域を決定した指示があった場合以後については、避難所等施設内に対しても同様の事項を広報する。

第 5 相談窓口の設置

市は、国、県および関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。また、住民のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

第 6 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係周辺都道府県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第5節 避難・屋内退避等の防護措置

第1 基本方針

住民の生命および身体を原子力災害から保護することが重要であることから、避難、屋内退避等の防護措置について定め、住民の安全確保を図る。

第2 避難等の防護措置の実施

1 避難および一時移転

避難および一時移転の実施にあたり、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならない。

暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは屋内退避を優先する。

2 屋内退避

屋内退避は、避難の指示等が国から行われるまで放射線被ばくのリスクを軽減しながら待機する場合や、避難または一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国からの指示により行う。

特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

また、国が屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、関係市町は、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し避難指示を行うことができる。その際には、国、県、関係市町は、緊密な連携を行う。

3 情報の活用

市は、国の原子力災害対策指針や県地域防災計画（原子力災害対策編）等を踏まえ、原子力発電所事故の状況や地域の実情（避難先の準備状況、避難先までの移動距離や時間、道路状況、気象情報等）、大気中放射性物質の拡散計算情報などの様々な情報を活用し、屋内退避、避難誘導等の防護措置を実施する。

[避難等の基準（「OIL と防護措置」抜粋）]

	基準の 種 類	基準の概要	初期設定値※ ¹	防護措置の概要
緊急防 護 措 置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※ ²)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線: 40,000cpm※ ³ (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
			β 線: 13,000cpm※ ⁴ (1ヶ月後の値) (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	
早期防 護 措 置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※ ⁵ の摂取を制限するとともに、住民を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※ ²)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施

※1：「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2：本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3：我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20 cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/ cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4：※3と同様、表面汚染密度は約 40Bq/ cm^2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5：「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

第3 緊急時活動レベル（EAL）に基づく防護措置

1 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の措置

市は、国および県の指示または独自の判断により、UPZ内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行う。

2 全面緊急事態（第3段階）発生時の措置

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）を発出した場合は、国および県の指示または独自の判断により、原則としてUPZ内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、UPZ内の住民にその旨を伝達するとともに、UPZ外の住民に対し、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

第4 運用上の介入レベル（OIL）に基づく避難等の措置

市は、全面緊急事態（第3段階）の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、または、国および県と連携し、緊急時モニタリング結果および原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示および放射性物質による汚染状況調査に基づき、OILの値を超過または超過のおそれがある場合は、住民に対する屋内退避または避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請する。

なお、市長は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べる。

第5 避難手段

避難対象地域の住民避難は、次のとおり行う。

1 自家用車による避難

(1) 自家用車による避難が可能な住民は、自家用車による避難を行うものとする。この場合、市は避難対象地域の住民に対し、交通誘導整理を行っている警察官等の指示に必ず従うよう、周知するものとする。

(2) 市は、自家用車による避難を行う住民について、次の手段により避難状況を把握するものとする。

ア 市は、避難対象地域の住民に対し、自家用車による避難を行う際には、自宅に「自家用車で避難済み」を知らせる表示（旗、リボン等）をするよう、事前に周知する。

市は、鯖江・丹生消防組合消防本部に対し、鯖江消防団は対象地域を巡回し、自家用車による避難状況の確認を行い、市に連絡するよう指示する。

イ 市は、避難対象地域の住民に対し、特別の事情により、定めた避難先以外の場所に避難した場合には、市災害対策本部に避難先を連絡するよう、事前に周知する。

2 自家用車以外での避難

- (1) 自家用車による避難をしない住民は、市が定める場所から県または市が確保した避難用のバスによる避難を行う。

避難方法は、指定した一時集合施設に集合し、県または市が確保した避難用のバスもしくは応急出動した自衛隊車両等による避難を行う。

- (2) 自衛隊車両等により避難した住民は、市が定める場所から県または市が確保した避難用のバスにより、指定した避難先へ避難する。

3 要配慮者の避難手段

避難対象地域の要配慮者の避難は、市の指示により、次のとおり行う。

- (1) 学校の児童生徒および保育園の園児等

学校の児童生徒等が在校時においては、県または市が確保した避難用のバスまたは応急出動した自衛隊車両等により、定めた避難先に避難を行う。

- (2) 在宅の要介護高齢者・障がい者等

ア 在宅の要介護高齢者・障がい者等については、家族、地域等の協力により自家用車による避難を行う。

イ 介助が必要な要配慮者については、県が要請し確保した消防機関の車両等により、指定した福祉避難所に搬送する。この場合、必要に応じ、県は、自衛隊、海上保安庁等に対し車両、船舶、ヘリコプター等による搬送を要請する。

- (3) 病院の入院患者および社会福祉施設の入所者

ア 病院の入院患者および社会福祉施設の入所者は、県または市が確保した避難用のバスによる避難を行う。

イ 介助が必要な入院患者・入所者については、県が要請し確保した消防機関の車両等により指定した医療機関または福祉避難所に搬送する。この場合、必要に応じ、県は、自衛隊、海上保安庁等に対し車両、船舶、ヘリコプター等による搬送を要請する。

4 避難手段の早期確保

県は、早い段階での避難手段を確保するため、警戒事態の段階で、自衛隊、海上保安庁その他関係機関への要請を開始する。

5 家庭動物との同行避難

市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかける。

第6 避難所等

1 避難所の開設

市（避難対象区域を含む場合）は、県と連携し、緊急時に必要に応じ指定避難所を開設し、住民に対し周知徹底を図る。

また、必要があれば、指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

2 避難所における避難者数の把握と報告

市（避難対象区域を含む場合）は、県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者等の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県および市に提供する。

3 避難所における環境整備

市（避難対象区域を含む場合）は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿およびごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

4 家庭用動物への対応

市（避難対象区域を含む場合）は、必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

5 避難者の健康管理

避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、市（避難対象区域を含む場合）は、県と連携し、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、要配慮者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、市は県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

6 避難所における配慮事項

市（避難対象区域を含む場合）は、県の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

7 避難者の移動の促進

市（避難対象区域を含む場合）は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難および収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

8 避難所の早期解消に向けた対応

市（避難対象区域を含む場合）は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅および空き家等利用可能な既存住宅の斡旋および活用等により、避難所の早期解消に努める。

9 応急仮設住宅の建設および入居に関して

市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国および県と協議の上、建設する。ただし、建設については、二次災害に十分配慮する。また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

市は、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。

なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国および県に資機材の調達に関して要請する。

第7 広域避難について

1 広域避難に関する協議

市は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難および避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、県に対し事前に定めた広域避難受入先となる県内市町および県外の受入先市町村を含む県との協議を求める。

2 広域避難の受入れ要請

市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体および当該地方公共団体における被災者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請する。

	県内避難先	県外避難先
鯖江市	坂井市・勝山市	石川県加賀市

※避難所等（避難先施設等）に関しては、「鯖江市広域避難計画要綱」で定める。

第8 住民への情報提供

市は、住民の避難誘導については、県と協力し、住民に向けて、避難やスクリーニングおよび簡易除染等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測および大気中拡散予測その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、市は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等および県に対しても情報提供する。

第9 避難状況の確認

市は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等、定められた方法により住民の避難状況を確認する。

また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等および県に対しても情報提供する。

第10 学校等施設における避難措置

学校等施設において、児童生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に児童生徒等を避難させる。

また、児童生徒等を避難させた場合およびルールに基づき児童生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県または市に対し速やかにその旨を連絡する。

第11 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の指示等があった場合は、避難計画等に基づき、避難させる。

第12 要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、本章第12節「要配慮者に配慮した応急対策」に定める。

第 1 3 飲料水、飲食物および生活必需品の供給

1 物資の調達

市は、県および関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時期に応じた物資の調達に留意する。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。

2 物資の配布

市は、備蓄物資、自ら調達した物資および国、他の都道府県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行う。

3 物資の要請

市および県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請する。

第 1 4 警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるための措置

市は、警戒区域もしくは避難を指示した区域について、住民の生命または身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう国の原子力災害現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立する。

第6節 警備および交通対策

第1 基本方針

原子力災害が発生した場合、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡の下に災害情報の収集に努め、住民の生命、身体および財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等の災害警備活動を行う。

第2 警戒区域の設定

市は、県の指示および災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命令できる。

第3 緊急輸送のための交通確保

市は、交通規制にあたる県警察本部と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。

第4 交通規制対策

原子力災害発生直後の交通混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行路等を確保する。

1 通行支障箇所の通報連絡

市は、管理する道路、橋りょう等の通行支障箇所について、必要に応じ関係警察署長その他防災関係機関に通報または連絡する。

2 道路管理者の措置

市は、その管理に属する道路、橋りょうに被害が生じた場合は、応急の復旧を図るとともに、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、県警察と協議して区間を定めて通行を禁止し、または制限する。

第5 立入制限措置

市は、警察と協力し、警戒区域への立入制限を実施し、CATV、同報系の防災行政無線、広報車等あらゆる方法を使用し、住民に対して警戒区域の周知を図る。

第7節 救助・救急および消火活動

第1 基本方針

原子力災害は広域的な災害となる可能性があるため、防災関係機関相互の緊密な連携による救助・救急および消火活動体制を確立し、迅速かつ的確に実施する。

第2 救助・救急および消火対策

1 市の措置

- (1) 市は、救助・救急活動を行う場合は、鯖江警察署および鯖江・丹生消防組合消防本部の協力を得て実施する。
- (2) 市は、県に対し被害の状況および応援の必要性等を連絡するとともに、市自体の能力で救助活動を行うことが困難なとき、または救助活動に必要な車両等の調達を必要とするときは、福井県広域消防相互応援協定に基づき県内市町（消防事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）に対し応援を要請する。

2 鯖江・丹生消防組合消防本部の措置

- (1) 鯖江・丹生消防組合消防本部は、関係市町、鯖江警察署およびその他防災関係機関と協力して救助・救急活動を行う。
- (2) 消火活動について、鯖江・丹生消防組合消防本部は、市、県および防災関係機関と協力し、退避等の指示が行われると同時に、あらゆる手段および方法により、住民に対して出火防止および初期消火について次の事項を中心に広報する。

ア 火気の遮断

退避等を行う前に、ガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、プロパンガスはボンベのバルブおよび石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

さらに、必要に応じて電気ブレーカーを遮断する。

イ 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、消火バケツ等で消火活動を行う。

第8節 原子力災害医療活動

第1 基本方針

市民の生命、身体を原子力災害から保護するため、関連医療機関と密接な連携を図りつつ、総合的な判断と統一された見解に基づき医療措置を行うことが重要であることから、原子力災害医療体制を確立するとともに適切な原子力災害医療を実施する。

第2 医療措置

市は、医師会および薬剤師会の協力のもとに、県が行う緊急時における住民の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力する。

第3 安定ヨウ素剤の服用

1 措置

市は、原子力災害対策指針に準拠し、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用について注意を払った上で、住民に対する服用指示等の措置を行う。

緊急時における住民への安定ヨウ素剤の配布および服用については、原則として、国の原子力規制委員会がその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部または地方公共団体が指示する。

2 医師、薬剤師への協力

市は、県と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、住民に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、国の服用指示を伝達する。ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布し、国の服用指示を伝達する。

第9節 飲料水および飲食物の摂取制限等

第1 基本方針

原子力災害時には、放射性物質または放射線により飲料水や飲食物が汚染されるおそれが生ずるため、市は、県および関係機関と連携し、飲料水および飲食物の汚染度を的確に把握するとともに、その汚染度により摂取制限を行うなど、必要な措置を講ずる。

第2 摂取制限の措置

市は、住民に対する屋内退避または避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、当該指示の対象地域において、地域生産物の摂取制限および出荷制限を実施する。

食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

市は、指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国および県の指導・助言および指示に基づき、飲食物の摂取制限、出荷制限等およびこれらの解除を実施する。

1 飲料水に対する措置

県は、市に対し、汚染水源の使用禁止および汚染飲料水の飲用禁止の措置を講ずるよう指示する。

2 飲食物に対する措置

県は、市に対し、汚染飲食物の摂取を制限し、または禁止する措置を講ずるよう指示する。

3 農林畜水産物に対する措置

県は、市に対し、汚染地区住民、汚染地区区域内の農林畜水産物の生産者、集荷機関、市場の責任者等に、汚染農林畜水産物の採取または漁獲禁止等必要な措置を講ずるよう指示する。

4 避難所等での措置

市は、飲料水、飲食物および農林畜水産物の緊急時モニタリング結果が判明するまで、避難所等での摂取を一時禁止する。

第3 飲料水および飲食物の供給

市は、避難等の措置を指示した場合または飲料水および飲食物の摂取制限を指示した場合には、直ちに県および関係機関と連携し、本章第11節「飲料水、飲食物および生活必需品の供給」に基づき、避難所等への飲料水および飲食物の供給を実施する。

〔飲食物摂取制限の基準（「O I Lと防護措置」抜粋）〕

	基準の 種 類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
飲食物 摂取 制限 ※2	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※3 (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※4)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	O I L 6 (Bq/Kg)	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※5	飲料水 牛乳・ 乳製品	野菜類、 穀類、肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300	2,000※6	
			放射性セシウム	200	500	
			プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種	1	10	
			ウラン	20	100	

※1：「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2：I A E Aでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施および当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める

※3：実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※4：本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※5：その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E AのG S G－2におけるO I L 6値を参考として数値を設定する。

※6：根菜、芋類を除く野菜類が対象

第10節 緊急輸送活動

第1 基本方針

原子力災害発生時の災害応急対策を実施するための要員および緊急物資の緊急輸送を確保することにより、迅速な応急対策の実施を図る。

第2 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー

第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員および資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

第3 緊急輸送体制の確立

1 緊急輸送体制の実施

市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員および輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

2 支援の要請

市は、人員、車両等の調達に関して、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町、災害時相互応援協定締結自治体に支援を要請する。

この場合において、人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、輸送力の確保に関する支援を依頼する。

第 1 1 節 飲料水、飲食物および生活必需品の供給

第 1 基本方針

避難等の措置または飲料水および飲食物の摂取制限の措置を講じた場合において、住民の生活を確保するため、飲料水、飲食物および生活必需品（以下「物資」という。）の確保ならびに供給に関して必要な措置を講ずる。

第 2 飲料水の供給

市は、県と連携し、被災者に対して、飲料水の給水場所、給水時間等を十分広報し、円滑な供給を行う。

また、給水については、緊急時モニタリングの結果に基づき、汚染区域以外の飲料水を供給する。

第 3 飲食物の供給

1 備蓄品等の供給

市は、被災者に対して、備蓄品等の供給場所、供給時間等を十分広報し、円滑な供給を行うものとする。また、市は、県に対し、県の備蓄品の供給の要請を行う。

2 炊き出し等による飲食物の供与

(1) 市は、避難等により自宅で炊飯等ができず、また飲食物の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

(2) 市は、すべての被災者に炊き出し等による飲食物の給与が実施できない場合、県に対し、自衛隊による炊き出し等の要請を行う。

第 4 生活必需品の供給

1 災害救助法が適用されない場合

災害救助法を適用するに至らない災害における被災者に対する物資の給与は市が行う。

2 災害救助法が適用された場合

(1) 物資の確保および輸送は原則として県が行う。

(2) 被災者に対する物資の給与または貸与は原則として市が行う。

第 1 2 節 要配慮者に配慮した応急対策

第 1 基本方針

原子力災害において、特に要配慮者に対する配慮が必要であることから、要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

第 2 情報伝達および広報における配慮事項

1 要配慮者に対する配慮

市および県は連携し、テレビ放送における手話通訳、外国語放送、文字放送および多言語に対応したソーシャルメディアによる発信、ならびに避難所等での文字媒体手話通訳者を活用するなど、要配慮者に対する情報伝達および広報について十分配慮する。

2 一時滞在者に対する配慮

市および県は連携し、一時滞在者に対して、動揺や混乱を招かぬよう的確な情報を提供するなど、広報車、防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用した情報伝達および広報について配慮する。

第 3 避難における配慮事項

1 要配慮者に対する配慮

市および県は連携し、介助等が必要な避難誘導および輸送に関して、地域住民、県警察本部、鯖江・丹生消防組合消防本部、自衛隊等の協力を得ながら、迅速かつ円滑に行われるよう、要配慮者に配慮する。

2 避難所の生活における配慮

市および県は連携し、避難所での生活に関して、要配慮者および一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

また、要配慮者に必要な飲食物および資器材の確保ならびに提供を行うものとする。

この場合において、避難所に要配慮者用の設備が整っていない場合は、他の社会福祉施設等に輸送する。

3 医療機関における対応

病院等医療機関の管理者は、原子力災害が発生し、避難の指示があった場合は、施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者または利用者を避難させるものとする。入所者または利用者を避難させた場合は、県および市に対し速やかにその旨連絡する。

4 社会福祉施設における対応

社会福祉施設の管理者は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者または利用者を避難させ

るものとする。入所者または利用者を避難させた場合は、市および県に対し速やかにその旨連絡する。

第 1 3 節 防災業務関係者の安全確保

第 1 基本方針

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

第 2 防災業務関係者の安全確保

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（または現地災害対策本部）および現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に配慮する。

第 3 防災業務関係者の防護資機材

1 措置

市は、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるよう指示する。

2 支援依頼

市は、防護資機材が不足する場合には、原子力災害合同対策協議会の場において、関係機関に対し、防護資機材の確保に関する支援を依頼する。

第 4 防災業務関係者の放射線防護

1 放射線防護の取り決め

市における被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護については、以下の通り行う。

- (1) 防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、「原子力災害対策指針」に示す防災業務関係者の防護措置に基づき、実効線量は 5 0 mSv を上限としており、この値になったとき、またはこの値になるおそれが生じたときは、被ばくの可能性のある場所での原子力防災業務に従事することを禁止する。
- (2) ただし、防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施するものが災害の拡大の防止および人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で 1 0 0 mSv を上限とし、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で 3 0 0 mSv、皮膚については等価線量で 1 Sv を併せて上限とする。
- (3) 日管理目標値は 1 0 mSv を上限とし、1 日の累計がこの値になったときは、1 日の原子力防災業務を中止する。

2 関係者の健康管理

被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行う。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した組織は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援する。

3 情報交換

市は、応急対策を行う職員の安全確保のため、現地原子力防災センター等において、国、県および原子力事業者等と相互に密接な情報交換を行う。

第4 防災業務関係者の医療措置

1 医療措置の協力

市は、防災業務関係者が被ばくした場合で県地域防災計画に定める二次被ばく医療までに該当する場合は、県、緊急被ばく医療現地派遣チームおよび防災関係機関が行うスクリーニング、除染等の医療措置に協力する。

2 搬送の協力

市は、被ばくした防災業務関係者が、県地域防災計画に定める三次被ばく医療に該当する場合は、ヘリコプター臨時離着陸場の指定を行うなど、県(災害対策本部長)が行う放射線障害専門病院等への搬送に協力する。

第 1 4 節 災害救助法の適用

第 1 基本方針

市は、災害に際し、食糧品その他の生活必需品欠乏、住居の喪失、傷病等によって生活難に陥った被災者に対し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として応急的な救助を行う。

第 2 災害救助法の適用

市長は、原子力災害により災害救助法を適用する必要があると認めたときは、知事に対しその旨を要請する。

第 3 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準（災害救助法施行令に規定する住家滅失世帯数）は、次のとおりである。

区 分	人 口 (R 2. 10. 1 国 調)	施行令第 1 条第 1 項第 1 号による法適用基準世帯数	同第 2 号による適用基準世帯数 (県全体で 1,000 世帯以上の場合)
鯖 江 市	68,302 人	80 世帯	40 世帯
備 考	法適用基準には上欄のほか次のものがある。 1 施行令第 1 条第 1 項第 3 号前段 県全体で 5,000 世帯以上の住家が滅失した場合で、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき 2 施行令第 1 条第 1 項第 3 号後段 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であり、多数の世帯の住家が滅失したとき（知事は内閣総理大臣に事前協議を要する） 3 施行令第 1 条第 1 項第 4 号 多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じたとき（知事は内閣総理大臣に事前協議を要する）		

(注) 1 基準世帯数とは住家が全壊（焼）もしくは流失した世帯数である。

2 半壊（焼）の場合は 1 / 2 世帯として換算し、床上浸水の場合は 1 / 3 世帯として換算する。

3 床下浸水、一部破損世帯は対象外である。

第 4 被災世帯の算定基準

住家の滅失した世帯、すなわち全壊（焼）、流失等の世帯を標準としているので、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2 世帯で 1 世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯にあつては、3 世帯で 1 世帯とみなす。

第5 災害救助法の適用手続き

1 県への情報提供

災害に際し、市における災害が前記の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込があるときは、当該市町長は、直ちにその旨を知事に情報提供しなければならない。

2 災害が急迫した場合

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供しその後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

第6 適用内容

1 避難場所の開設および収容

知事の救助事務を委任された市長は、災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者を避難場所に収容し保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、市長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む）をしなければならない。

(2) 避難場所設置のための費用

避難場所の設置、維持および管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費および購入費、光熱水費ならびに仮設便所等の設置費とする。

ただし、福祉避難所（高齢者、障がい者等に配慮した避難所）を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。

(3) 避難場所設置の方法

避難場所は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、野外に仮設物等を設置し、または天幕の設営により実施する。

(4) 避難場所開設状況報告

市長が避難場所を設置した場合には、直ちに避難場所開設の状況を知事に情報提供しなければならない。この場合の情報提供事項は、おおむね次のとおりで、電話または電報で情報提供する。

ア 避難場所開設の日時および場所

イ 箇所数および収容人員

ウ 開設期間の見込

2 応急仮設住宅の供与

災害のため、住宅が全壊、全焼、流失により滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、仮設住宅を建設し、一時的な居住の確保を図る。

(1) 適用期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。その供与期間は、建築工事が完了した日から最長2年以内とする。

(2) 設置場所

市が決定する。なお市は、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておく。仮設住宅を建設する際にその場所が私有地の場合は所有者との間に賃貸借契約を締結する。

(3) 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、県が市の協力を得て行うが、状況に応じ市が県から委任を受け、救助事務の一部を行う。

(参考) 入居者基準

ア 住家が全壊（焼）流失した世帯

イ 居住する住家がない世帯

ウ 自己の資力では住宅を確保することができない世帯

(ア) 生活保護法の被保護者および要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ウ) 特定の資産のない母子家庭

(エ) 特定の資産のない老人、病弱者および身体障がい者など

エ 要配慮者に配慮した仮設住宅仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

3 炊き出しその他による食品の給与

市長（災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市長）は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食品の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、相当大規模な地震が発生し、この期間内で炊き出し等による食品の給与を打ち切ることが困難な場合には、市長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む）をしなければならない。

(2) 供給の実施については第11節第3「飲食物の供給」による

(3) 給与のための費用

主食、副食および燃料費の経費とする。

(4) 炊出し等の方法

炊出しは、避難場所内またはその近くの適当な場所を選んで実施する。その際、市は、各現場に実施責任者を指定し、その任に当たらせる。

4 飲料水の供給

知事の救助事務を委任された市長は、災害のため飲料水が枯渇しまたは汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、市長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む）をしなければならない。

(2) 飲料水供給のための費用

水の購入費、給水および浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費および燃料費、薬品費ならびに資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 飲料水供給の方法

飲料水の供給は、災害のため飲料に適する水がない場合に、輸送による給水、浄水器による給水、家庭用井戸水等による給水の方法により実施する。

5 被服寝具その他生活必需品の給貸与

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を喪失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を給与または貸与する。

(1) 適用期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、大地震等により交通通信が途絶え、物資の買い付けが困難であるような場合等、この期間を延長する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議しなければならない。

(2) 給貸与の方法

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物により行う。

- ア 被服、寝具および身の回り品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具および食器
- エ 光熱材料

6 医療および助産

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の手段を失った場合に、応急的に医療を施し、被災者の保護を図る。

(1) 適用期間

災害発生の日から14日以内とする。ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合や社会的混乱の著しい場合等この期間を延長する必要がある場合には、市長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む）

(2) 医療のための費用

- ア 医療救護班による場合使用した薬剤、治療材料および医療器具の修繕費等の実費

イ 一般の病院または診療所による場合国民健康保険の診療報酬の額以内

ウ 施術者による場合協定料金の額以内

(3) 医療の方法

医療救護班は、医療機構の混乱が回復するまでの応急的な医療を実施するものとする。医療救護班の編成は、県立病院による医療救護班、健康福祉センターによる救護班、公立丹南病院・療養所による医療救護班、福井大学医学部附属病院による医療救護班、公的医療機関による医療救護班、知事から委託を受けた福井赤十字病院医療救護班ならびに現地医療班、県とDMAT指定病院との協定に基づく災害派遣医療チーム（DMAT）とする。

7 災害にかかった者の救出

知事の救助事務を委任された市長は、災害のため生命身体が危険な状態にある者を搜索し、または救出してその者を保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、地震の揺返しが続く、被害が続出してこの期間を延長する必要がある場合には、市長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む）をしなければならない。

(2) 救出のための費用

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費、修繕費および燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

8 住宅の応急修理

災害のため、住宅が半壊、半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。

(1) 適用期間

3か月以内（国の災害対策本部が設置された災害は6か月以内）に完成する。

(2) 応急修理の内容

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分について行う。

(3) 協力要請

県は、市の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理等に当たっては、関係業界団体に対して協力を要請する。

9 学用品の給与

学用品の給与は、災害による、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある小学校児童および中学校生徒（特別支援学校の児童および生徒を含む）に対して行う。

(1) 給与する品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において行う。

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(2) 適用期間

教科書、教材については、1か月以内、文房具、通学用品については、15日以内に給与を完了しなければならない。

(3) 給与の実施

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、原則として知事の救助事務を委任された市長が行うが、教科書については、県が、市教育委員会等からの報告に基づき、教科書提供所から一括調達し、その配給を講ずることもある。

10 遺体の搜索、処理、埋葬

災害により現に行方不明の状態にある者に対して搜索を実施するほか、災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその死体の処理が実施できない場合に処理を、また、遺族の資力にかかわらず、埋葬を行うことが困難な場合または死亡した者の遺族がない場合にその埋葬を実施する。

適用期間は災害発生の日から10日以内とする。

11 障害物の除去

災害のため、住宅に土石等障害物が流入し、自己の資力では除去することができない者に対し、障害物の除去を行う。

(1) 適用部分

居室、炊事場等生活に欠くことのできない最小限度の部分について行う。

(2) 適用期間

災害発生の日から10日以内に完了する。

12 応急救助のための輸送および賃金職員等の雇上げ

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げを行い、その人員および物資を迅速かつ円滑に輸送あるいは配分し、応急救助活動の万全を期する。この場合の賃金職員等の雇上げおよび輸送手段の借上げは市が実施するが、市から要請があった場合は、県があつせんする。

(1) 輸送および賃金職員等の雇上げを行う救助の範囲および適用期間

範 囲	期 間
被災者の避難	1 日～2 日以内（内閣総理大臣との協議により延長できる。以下同じ）
医療および助産	7 日～14 日以内
被災者の救出	3 日以内
飲料水の供給	7 日以内
遺体の搜索	10 日以内
遺体の処理	10 日以内
救援用物資の整理配分	輸送される物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内

(2) 輸送および賃金職員等の雇上げのための費用輸送のために支出できる費用は、運送費、借上料、燃料費、消耗器材費および修繕費とし、当該地域における通常の実費とする。

第15節 広域的応援の対応

第1 基本方針

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行う。

市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請する。

第2 応援要請

市長は、緊急事態応急対策または原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、または県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

市長は、緊急事態応急対策または原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関または指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断および治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

第3 防災活動拠点

市および県は、適切な役割分担のもとに大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点、救急・救助ならびに消火の活動拠点となる施設を確保する。

第4 応援に係る留意事項

1 県内相互応援

「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、関係市町から応援を求められた場合は、県が行う市町間の調整に留意するとともに、必要な応援を行う。

2 県外からの応援

市長は、県外市町村に協定に基づく応援要請を行ったときは、知事に報告するものとする。

3 調整

応援隊は、受入れを行った災害対策本部の総合的調整のもとで活動する。また、受入れを行った市は、県と密接な連携を図る。

4 応援団体の作業範囲

市は、応援に係る都道府県、市町村、民間団体等について、協定等で特別な定めのない場合、原則として身体に放射性物質または放射線の影響のない地域の活動のみとする。

市は、応援の要請等に際し、上記の内容について、応援都道府県、市町村、民間団体等と十分協議する。

第 16 節 自衛隊の災害派遣要請等

第 1 基本方針

原子力災害において、住民の生命、身体および財産を保護するために、自衛隊に対し災害派遣を要請するときの手続き、受入れ等を定める。

第 2 派遣要請の実施

市は、自衛隊の派遣が必要になった場合、市長が県知事に対し、自衛隊派遣の要請をすることができる。

第 3 派遣の内容

- 1 モニタリング支援
- 2 被害状況の把握
- 3 避難の援助
- 4 避難者等の捜索救助
- 5 消防活動
- 6 救護
- 7 人員および物資の緊急輸送
- 8 スクリーニングおよび除去
- 9 その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

第 4 派遣要請の手続き

1 派遣要請

市は、被害の程度により自衛隊の派遣要請が必要と認めた場合は、県に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めることができる。災害派遣要請の要求は、知事に文書で要求することを原則とするが、事態が急を要する場合は、電話でもって下記 3 の事項を連絡することにより要求を行い、事後速やかに文書を提出する。

2 事態が切迫している場合

市は、災害状況から事態が切迫し、県に自衛隊の災害派遣の要請ができない場合、直接その旨および災害の状況を下記 4 に掲げる関係部隊に通知することができる。

この場合、市は、県に対して、事後速やかに所定の手続きをとる。

3 口頭で要請する場合の連絡事項

- (1) 災害の状況および派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域および活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

4 派遣要請先

派遣要請先	電話番号
陸上自衛隊中部方面総監部防衛部 (兵庫県伊丹市緑が丘7丁目1番1号)	0727-82-0001 (内線2259または2351)
海上自衛隊舞鶴地方総監部 (連絡窓口：防衛部) (京都府舞鶴市余部下1190)	0773-62-2250 (内線2222) (防災行政無線7-451)
航空自衛隊中部航空方面隊司令部 (埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地)	04-2953-6131 (内線2233)

(注) 陸上自衛隊に災害派遣を要請したときは、陸上自衛隊第14普通科連隊(第3科)
(金沢市 野田町1-8 TEL076-241-2171(内線238))に連絡する。

第5 自主的派遣

自衛隊は、原子力災害の影響に関する情報収集のための部隊等の派遣等、原子力災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、その要請を待つことなく部隊等を派遣する場合がある。

第6 派遣部隊の受入れ

1 派遣部隊の受入れ体制

市長は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、受入れ体制を整備するとともに、その他防災関係機関相互の連絡調整に当たる。

- (1) 派遣部隊と市との連絡窓口および責任者の決定
- (2) 作業計画および資機材の準備
- (3) 派遣部隊の誘導
- (4) 宿泊施設、ヘリポート等施設の準備
- (5) 住民の協力

2 他の防災関係機関との競合重複排除

- (1) 市および県は、自衛隊の作業が他の防災関係機関の作業と必要以上に競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。
- (2) 自衛隊は、部隊を派遣する場合、市の災害対策本部に連絡幹部を派遣し、災害対策本部や関係消防本部、県警察との調整・連絡に当たらせる。

第7 派遣部隊の撤退要請

市長は、派遣部隊が派遣目的を達成したとき、または派遣の必要がなくなったときは、民心の安定等に支障がないよう知事、派遣部隊の長等と十分協議を行った上、知事に対して派遣部隊の撤収要請を行う。

第8 経費の負担区分

市は、災害派遣を要求した場合、原則として県と調整し、自衛隊の救援活動に要した経費を負担する。

ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

- 1 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料および借上料
- 2 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等の通信費および入浴料
- 3 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達費、借上料、その運搬費および修理費
- 4 有料道路の通行料
- 5 放射能防護資機材（ポケット線量計、アラームメータ、防護マスク、防護服等）

第 17 節 ボランティアの受入れ

第 1 基本方針

災害時には、行政や関係機関のみによる防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアにより実施する活動が重要であるが、原子力災害の特殊性に鑑み、ボランティア活動の要請については慎重な対応が必要であるため、活動の制限、開始時期、受入体制および活動体制について定める。

第 2 ボランティア活動の制限

市および県は、防護措置をとった場合、防護措置区域内への立入禁止などの活動の制限について、報道機関を通じて情報提供に努める。

第 3 災害時ボランティア活動の開始

ボランティア活動の開始は、原則として、県が防護措置の解除を決定した段階からとする。なお、市および県は、放射線防護に万全を期するため、活動内容の検討や活動に係る防護資機材の確保等を行う。

第 4 災害時ボランティアの受入れ体制

市は、避難所、救援物資集積所等から情報収集し、ボランティアニーズの把握を行う。

また、県と情報交換を行い、当該ニーズに応じて県にボランティアの要請を行うとともに、市ボランティアセンターの設置および活動の支援を行う。

第 5 災害時ボランティアの活動体制

市および県は、あらかじめ必要なボランティアの活動内容等について情報提供を行い、ボランティアが活動に参加しやすい組織体制づくりを行う。

第 6 国民等からの義援物資、義援金の受入

1 義援物資の受入れ

市は、原子力災害によって被災した場合、県および関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望する物および受入れを希望しない物を把握し、その内容のリストおよび送り先を原子力災害対策本部等および報道機関を通じて国民に公表する。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

2 義援金の受入れ

市は、県および関係機関等と十分協議の上、義援金の使用について定める。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

原子力災害により、放射性物質または放射線に汚染された物質の除去等や各種制限措置の解除の計画を定めるとともに、民心の安定、社会秩序および経済活動の回復を図るため、早期の復旧活動を行う。

第2節 現地事後対策連絡会議への職員派遣

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の原子力災害現地対策本部および原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

防災関係機関等の災害復旧対策の体制、役割分担の明確化、講ずべき災害復旧対策の内容の確認等を目的とし、国、県、関係市町、原子力事業者および国の専門家で構成する現地事後対策連絡会議が現地原子力防災センターで開催される場合、市は、別に定める職員を派遣する。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国および県と協議のうえ、状況に応じて、原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直す。

市は、避難区域を見直した場合は、県に報告を行う。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者およびその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第5節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言および指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の摂取制限、出荷制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

第1 災害地域住民の記録・登録

市は、避難および屋内退避の措置をとった住民が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式(被災地住民登録票)により記録・登録する。また、市は県と連携して、住民等への医療措置の記録・登録等を行う。

第2 損害調査

市は、県と連携し、次の事項に起因して関係市町において被災者が受けた損害を調査する。

- 1 退避等措置
- 2 飲料水、飲食物および農林畜水産物等に対する各種制限措置
- 3 立入制限措置
- 4 農耕制限措置
- 5 漁獲禁止措置
- 6 その他必要と認められるもの

第3 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置および原子力災害中長期対策措置を記録しておく。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

第1 被災者支援

市は国および県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

第2 支援サービスの提供

市は国および県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

市の区域を超えて避難した被災者に対しても、市および避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第3 機動的、弾力的な対応

市は、県と連携し、被災者の救済および自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第 8 節 風評被害等の影響の軽減

市は、国および県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行う。

第 9 節 住民相談体制の整備

市は、国および県と連携し、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、必要に応じて総合的な相談窓口を設置し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努める。

なお、この総合的な相談窓口は、本章第 10 節に定める被災中小企業等に対する支援に係る相談窓口および本章第 11 節に定める心身の健康相談窓口と連携を図り、住民に対する的確な対応を行う。

第 10 節 被災中小企業等に対する支援

市は、国および県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付および中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うとともに、被災農林蓄水産業者に対して、経営の維持安定に必要な資金について、円滑な貸付、また必要枠の確保など、適切な措置を講じる。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第 11 節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国および県とともに、住民に対する心身の健康相談および健康調査を行うための体制を整備し実施する。

第 12 節 復旧・復興事業からの暴力団排除

市は、県警察本部と連携して、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努める。また、関係行政機関、県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

鯖江市地域防災計画

[資料編]

資料編目次

1 鯖江市防災会議・鯖江市災害対策本部関係

1-1	鯖江市防災会議条例	1
1-2	鯖江市災害対策本部条例	3
1-3	鯖江市災害対策本部事務分掌	4
1-4	防災関係機関等連絡先一覧表	9
1-5	自衛隊災害派遣要請書	13
1-6	災害協定一覧	14
1-7	民間輸送機関一覧表	18
1-8	鯖江市防災行政無線局管理規程	19
1-9	鯖江市被害状況報告要領	24

2 地震・気象関係

2-1	地震関係	29
2-2	気象関係	33

3 危険箇所

3-1	河川の現況	34
3-2	重要水防区域一覧表	34
3-3	雨量観測所一覧表	35
3-4	ため池監視システムの設置位置	35
3-5	水位観測所一覧表	36
3-6	地すべり防止区域一覧表	37
3-7	砂防指定地台帳（一覧表）	37
3-8	急傾斜地崩壊危険区域一覧表	40
3-9	土砂災害警戒区域一覧表	42
3-10	土砂災害警戒区域内の要配慮者施設	52
3-11	危険物施設一覧表	53

4 鯖江市の現況

4-1	人口	54
4-2	要配慮者利用施設一覧	55
4-3	国・県・市指定、国登録文化財一覧表（無形・無形民俗を除く）	61
4-4	道路の現況	67
4-5	危険道路・橋りょう箇所一覧表	68
4-6	都市公園一覧表	69
4-7	上水道施設の現況	72
4-8	下水道事業の現況	72
4-9	上水道施設一覧表	73
4-10	防災資機材一覧表	74

5 交通輸送関係

5－1	ヘリポート適地箇所一覧表	91
5－2	市内公共建物等番号標示一覧表	91
5－3	緊急輸送道路ネットワーク	92

6 避難・救護関係

6－1	指定避難所	93
6－2	指定緊急避難場所	94
6－3	指定福祉避難所	96
6－4	原子力災害時における広域避難先一覧	97
6－5	医療機関一覧表	102
6－6	県内災害拠点病院（災害医療センター）一覧表	104

1 鯖江市防災会議・鯖江市災害対策本部関係

1-1 鯖江市防災会議条例

昭和 38 年 11 月 1 日 条例第 20 号

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、鯖江市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務および組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 鯖江市地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に应じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長および委員)

第 3 条 防災会議は、会長および委員をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 陸上自衛隊鯖江駐屯地の自衛官のうちから市長が任命する者
- (3) 福井県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (4) 福井県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 鯖江・丹生消防組合の消防長、消防署長および鯖江消防団長
- (8) 指定公共機関または指定公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項の委員の定数は 26 人以内とする。

7 第 5 項第 7 号および第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、必要があると認めるときは専門委員を置く。

2 専門委員は、別に定める機関の職員および学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(平 12 条例 8・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 44 年条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 44 年 11 月 1 日から適用する。

附 則(平成 12 年条例第 8 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1－2 鯖江市災害対策本部条例

昭和 38 年 11 月 1 日 条例第 21 号

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、鯖江市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職 務)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年条例第 4 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-3 鯖江市災害対策本部事務分掌

部名	班 名	分 掌 内 容
総務部	行政管理班 (行政管理課)	禰陽会館の被害調査および応急対策
		文書の収受および発送
		自衛隊の派遣要請
		災害統計および統計事務に関する関係機関との連絡調整
		災害情報の収集、被害状況および対策状況の取りまとめ
		禰陽会館の被害用さおよび応急対策
	職員班 (職員課)	職員の安否確認および被災職員の対応
		職員の動員および配置
		他県、他市町村職員の受入れおよび配置
		職員の勤務交代、安全・衛生管理の指導
		応急措置の業務に従事した者に対する損害補償
	情報班 (デジタル推進課)	庁内の情報システムやネットワークの復旧、保全および被害調査
		丹南広域組合との連絡調整
	施設班 (施設管理課)	応急危険度判定士の派遣要請および受入れ
		市庁舎、防災拠点施設、市有財産、公共建物の被害調査および応急対策および復旧対策
		配車計画および車両確保
		被災者、出動職員の緊急輸送および緊急輸送車両の確認手続き
		輸送に要する燃料の確保
		住宅の応急修理の実施申請
		応急仮設住宅等の用地確保および管理
	被害調査班 (税務課)	罹災証明書発行等に係る建物、宅地等および居住者の被害調査（家屋被害調査）
		市・県民税、国民健康保険、固定資産税の減額または免除
	物資輸送班 (収納課)	災害対策に伴う緊急資材、用度品、および生活必需品等の調達
		救援物資および防災備蓄物資、義援品の受入れ、配分、調整
		必要物資（食料含む）の輸送および配送
		市・県民税、国民健康保険、固定資産税の徴収猶予
政策経営部	総合政策班 (総合政策課)	災害救助法の適用手続きや救助事務の実施
		国や県への陳情書の作成
		災害復旧・復興計画の作成
	秘書広報班 (秘書広聴課)	本部長および副本部長の秘書
		災害情報、被害状況、災害対策活動等の広報
		報道関係機関との連絡調整

部名	班 名	分 掌 内 容
政策経営部	財務管理班 (財務管理課)	災害対策に必要な予算編成
		災害に要した経費のとりまとめ
		ふるさと納税を利用した寄付金制度の構築
		財源獲得に向けた諸手続き
市民生活部	市民班 (市民窓口課)	住民の安否情報
		不明者の身元確認
		戸籍および住民基本台帳に係るシステムの応急復旧および復旧対策
		人的被害の調査
		埋火葬・改葬許可および火葬場使用許可
		被災者台帳の作成
	ボランティア班 (市民主役推進課)	災害ボランティアセンターの管理運営
		災害ボランティアセンター連絡会の運営
		外国人への相談窓口
		市民活動交流センターの被害調査および応急対策
	総合窓口班 (ダイバーシティ 推進・相談課)	災害時総合相談窓口設置
		災害時における市民の消費生活に係る要望の把握
		罹災証明書の発行
		夢みらい館・さばえの被害調査および応急対策
	災害対策班 (防災危機管理課)	災害対策本部の設置および廃止
		災害対策本部および本部会議の庶務
		気象予警報、地震・津波情報等の収集、伝達
		総合的な災害応急対策の立案および各課との調整
		防災関係機関との連絡調整および活動状況の把握
		国、県、消防、警察の派遣要請
		国、県等への報告
		避難情報の発令
		防災行政無線の活用
		避難所の開閉設および連絡調整
		災害情報発信のツールの活用
		自主防災組織との連携

部名	班 名	分 掌 内 容
市民生活部	環境班 (環境政策課)	鯖江市広域衛生施設組合との連絡調整
		災害による廃棄物処理および地域のゴミの収集
		愛玩動物の対策指導
		水質汚濁防止法等の届出事業所の被害状況確認、調査
		仮設トイレのし尿の汲み取り
		環境教育支援センターの被害調査および応急対策
健康福祉部	社会福祉班 (社会福祉課)	災害見舞金支給、災害援護資金貸付、災害弔慰金
		指定福祉避難所（障がい者施設）との連絡調整
		日赤奉仕団等の要請、受入れ
		社会福祉協議会との連絡調整
		民生委員活動支援
		神明苑の被害状況の確認
	生活復興支援班 (福祉総合相談室)	災害ケースマネジメントの実施（相談窓口）
	長寿福祉班 (長寿福祉課)	介護事業所等の被災状況把握と連絡体制確保
		地域包括支援センター棟の被災状況把握と連絡体制の確保
		要配慮者への支援対策および D-WAT の受入
		指定福祉避難所（高齢者施設）との連絡調整
		介護保険料および介護利用者負担金の減免
		高齢者憩いの家、いきいき未来館の被害調査および応急対策
	児童福祉班 (こどもまんなか課)	災害時の児童相談
		児童館・放課後児童クラブ利用児童の避難、安全措置
		利用者負担額（学童保育料）の減免
		放課後児童クラブの早期再開
		児童センター、子育て支援センターの被害調査および応急対策
	保育班 (保育・幼児教育課)	保育園の被害調査および応急対策
		保育園乳幼児や幼稚園等の避難、安全措置および必要な対策
		利用者負担額（保育料）の減免
		保育園の早期再開

部名	班 名	分 掌 内 容
健康福祉部	救護班 (健康づくり課)	医療機関の被害および診療機能状況の把握
		医師会等関係機関および医療機関との連絡調整
		医療救護班の編成、配置および救護所の開設
		衛生指導
		衛生資材の確保ならびに配分
		健康調査、相談、避難所巡回（健康状態の把握等）の支援
		感染症の予防および保健衛生の指導（広報）
		健康福祉センターの被害調査および応急対策
	国保年金班 (国保年金課)	被災者に対する後期高齢者医療保険、国民年金等の減免
		被災者生活再建支援法に基づく支援金の交付
産業交流部	商工業班 (産業振興課)	商工関係団体との連絡調整と被害調査および応急対策
		中小企業向けの緊急融資
		企業版被災証明書の発行
		うるしの里会館、ふれあいみんなの館さばえ、東工集会場の被害調査と応急対策
	交通班 (交通・にぎわい創出課)	公共交通機関の被害状況の確認と応急対策
		観光客および帰宅困難者への支援対策
		観光施設等の被害調査および応急対策
		ラポーゼかわだ、地域交流センターの被害調査および応急対策
	農林班 (農林政策課)	関係機関との連絡調整
		農作物等の被害調査、補償
		主食の確保
		所管施設の被害調査および応急対策
都市整備部	土木班 (土木課)	水防活動および排水対策
		河川、道路、その他公共土木施設の情報収集および被害調査ならびに応急対策
		農地および農業用施設の被害調査、二次災害防止、応急復旧および復旧対策
		土砂災害警戒区域等の被害調査、二次災害防止、応急復旧および復旧対策
		障害物除去の実施申請および除去
		道路除雪対策
		建設機械、建設資機材の確保調達
		排水機場の保全と管理
	都市計画班 (都市計画課)	所管施設（駐車場等）の被害調査および応急対策
		災害復旧・復興計画の作成（都市計画分）

部名	班 名	分 掌 内 容
都市整備部	公園住宅班 (公園住宅課)	市営住宅等の被害状況の収集および対応
		災害公営住宅、その他被災者の住宅対策
		西山動物園で飼育している動物の保護
		被災者の市営住宅の入居
		応急仮設住宅の入居者の選定
	給水班 (上下水道課)	上下水道施設の被害調査および応急、復旧対策
		飲料水の確保（給水）
		仮設トイレの確保および配置
		上下水道料金の減免
		排水機場の保全と管理
教育部 (教育委員会事務局)	教育施設班 (教育政策課)	小中学校、幼稚園の被害調査および応急対策
		県教育委員会との連絡調整
		避難所として開設した教育施設における連絡調整
		応急的な学校教育施設設置および管理
	学校教育班 (学校教育課)	児童生徒の避難、安全措置および必要な対策
		被害園児（併設園の場合）、児童、生徒の調査
		学校教育についての広報
		指定避難所の無線 LAN の公開、開放
		応急教育
		通学路の安全確保
		学用品等の調達および配分
		就学援助費関係
	生涯学習班 (生涯学習課)	地区公民館、高年大学、ユークルさばえの被害調査および応急対策
		避難所として開設した地区公民館との連絡調整
	物資管理班 (スポーツ課)	総合体育館、神明健康スポーツセンター、スポーツ交流館、三六武道館の被害調査および応急対策
		物資集積場の施設管理
	文化班 (文化課)	まなべの館、鯖江市文化センターの被害調査および応急対策
		文化財等の保護、被害調査および応急対策
支援部	会計班 (会計課)	災害見舞金および義援金の受入れおよび集計
		災害支援寄付の受付
	調整班 (議会事務局)	災害視察者および調査団の受け入れならびに応接の調整
		市議会との連絡調整
		他部、班の応援
	支援班 (監査委員事務局)	他部、班の応援

1－4 防災関係機関等連絡先一覧表

1 鯖江市

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	連 絡 窓 口
鯖 江 市	鯖江市西山町 13-1	0778-51-2200	
防 災 危 機 管 理 課	〃	0778-53-2205 内線 211・212	防災・危機管理G

2 福井県

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	連 絡 窓 口
福 井 県	福井市大手 3 丁目 17-1	0776-21-1111	
危 機 管 理 課	〃	0776-20-0308	(内線 2171)
河 川 課	〃	0776-20-0480	(内線 3395)
市 町 協 働 課	〃	0776-20-0262	(内線 2151)
知 事 公 室 広 報 広 聴 課	〃	0776-20-0220	(内線 2082)

3 県出先機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	連 絡 窓 口
福 井 県 税 事 務 所	福井市松本 3 丁目 16-10	0776-21-0020	総 務 課
丹 南 健 康 福 祉 セ ン タ ー	鯖江市水落町 1 丁目 2-25	0778-51-0034	
南 越 合 同 庁 舎	越前市上太田町 41-5	0778-23-4545	
丹 南 農 林 総 合 事 務 所	越前市上太田町 41-5	0778-23-4530	企 画 振 興 室
丹 南 土 木 事 務 所 鯖 江 丹 生 分 庁 舎	越前町気比庄 3-17	0778-34-0464	土 木 部
広 野 ・ 榑 谷 ダ ム 統 合 管 理 事 務 所	南条郡南越前町今庄 87-4-4	0778-45-1122	

4 警察関係

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	連 絡 窓 口
福 井 県 警 察 本 部	福井市大手 3 丁目 17-1	0776-22-2880	警 備 課
鯖 江 警 察 署	鯖江市下河端町 202	0778-52-0110	

5 県内市

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	連 絡 窓 口
福 井 市 役 所	福井市大手 3 丁目 10-1	0776-20-5234	危 機 管 理 課
敦 賀 市 役 所	敦賀市中央町 2 丁目 1-1	0770-22-8166	危機管理対策課
小 浜 市 役 所	小浜市大手町 6-3	0770-64-6006	防 災 防 犯 課
大 野 市 役 所	大野市天神町 1-1	0779-64-4800	防 災 防 犯 課
勝 山 市 役 所	勝山市元町 1 丁目 1-1	0779-88-8125	危機管理防災係
あ わ ら 市 役 所	あわら市市姫 3 丁目 1-1	0776-73-8040	危 機 管 理 課
越 前 市 役 所	越前市府中 1 丁目 13-7	0778-22-3081	防災危機管理課
坂 井 市 役 所	坂井市坂井町下新庄 1-1	0776-50-3525	危機管理対策課

6 県内町

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	連 絡 窓 口
永 平 寺 町 役 場	永平寺町松岡春日 1-4	0776-61-3951	防 災 安 全 課
池 田 町 役 場	池田町稲荷 35-4	0778-44-8003	総 務 財 政 課
南 越 前 町 役 場	南越前町東大道 29-1	0778-47-8016	総務課防災安全室
越 前 町 役 場	越前町西田中 13-5-1	0778-34-8721	防 災 安 全 課
美 浜 町 役 場	美浜町郷市 25-25	0770-32-6716	危機管理対策室
高 浜 町 役 場	高浜町宮崎 86-23-2	0770-72-7701	防 災 安 全 課
お お い 町 役 場	おおい町本郷 136-1-1	0770-77-4054	防 災 安 全 課
若 狭 町 役 場	若狭町中央 1-1	0770-45-9126	環 境 安 全 課

7 協定締結市

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	連 絡 窓 口
大 垣 市	岐阜県大垣市丸の内 2-29	0584-47-7385	危 機 管 理 課
長 浜 市	滋賀県長浜市八幡東町 632	0749-65-6555	防災危機管理課
加 賀 市	石川県加賀市大聖寺南町ニ 41	0761-72-7891	危 機 対 策 課
知 立 市	愛知県知立市広見 3 丁目 1	0566-95-0160	安 心 安 全 課
袋 井 市	静岡県袋井市新屋 1 丁目 1-1	0538-43-2111	危 機 管 理 課
村 上 市	新潟県村上市三之町 1-1	0254-53-3365	危 機 管 理 室

8 消防本部

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	連 絡 窓 口
鯖江・丹生消防組合消防本部	鯖江市西山町 13-22	0778-54-0119	
福 井 市 消 防 局	福井市和田東 2 丁目 2207	0776-20-0119	
南 越 消 防 組 合 消 防 本 部	越前市千福町 126	0778-21-0119	
勝 山 市 消 防 本 部	勝山市長山町 2 丁目 2-7	0779-88-0400	
大 野 市 消 防 本 部	大野市天神町 7-14	0779-66-0119	
永 平 寺 町 消 防 本 部	永平寺町東古市 10-5	0776-63-0119	
嶺 北 消 防 組 合 消 防 本 部	坂井市春江町随応寺 17-10	0776-51-0119	
敦賀美方消防組合消防本部	敦賀市中央町 2 丁目 1-2	0770-20-0119	
若 狭 消 防 組 合 消 防 本 部	小浜市大手 7-8	0770-53-0119	

9 自衛隊関係

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	連 絡 窓 口
陸上自衛隊第 14 普通科連隊	石川県金沢市野田町 1-8	076-241-2171	第 3 科
陸上自衛隊第 372 施設中隊	鯖江市吉江町 4-1	0778-51-4675	本 部 訓 練 班
海上自衛隊舞鶴地方総監部	京都府舞鶴市字余部下 1190	0773-62-2250	防衛部第 3 幕僚室
航空自衛隊第 6 航空団	小松市向本折町戊 267	0761-22-2101	防 衛 班 長
自衛隊福井地方協力本部	福井市文京 1 丁目 17-24	0776-23-1910	総 務 課

10 中央出先機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	連 絡 窓 口
北陸財務局福井財務事務所	福井市春山 1 丁目 1-54	0776-25-8230	総 務 課
北 陸 農 政 局 福 井 県 拠 点	福井市日之出 3-14-15	0776-30-1611	地 方 参 事 官 室 総 括 担 当
中部運輸局福井運輸支局	福井市西谷 1 丁目 1402 番	0776-34-1602	総 務 企 画 担 当
福 井 地 方 気 象 台	福井市豊島 2 丁目 5-2	0776-24-0069	防 災 業 務 課
福 井 労 働 局	福井市春山 1 丁目 1-54	0776-22-2657	健 康 安 全 課
近 畿 地 方 整 備 局 福 井 河 川 国 道 事 務 所	福井市花堂南 2 丁目 14-7	0776-35-2661	調 査 第 一 課 道 路 管 理 課

1 1 公共団体

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	連 絡 窓 口
(株)ハピラインふくい武生駅	越前市府中1丁目1-1	0778-78-0247	
(株)ハピラインふくい鯖江駅	鯖江市日の出町1-2	0778-78-0306	
西日本電信電話(株)福井支店	福井市日之出2-12-5	0776-20-9500	事業推進担当
日本銀行福井事務所	福井市順化1丁目1-1	0776-22-4495	
日本赤十字社福井県支部	福井市月見2丁目4-1	0776-36-3640	業 務 課
日本放送協会福井放送局	福井市宝永3丁目3-5	0776-28-8850	庶 務 部
中日本高速道路(株)金沢支社 福井保全・サービスセンター	福井市稲津町16-7	0776-41-3420	管 理 事 務 所
日本通運(株)福井支店	福井市重立町22-1	0776-60-1101	
北陸電力(株)丹南支店	越前市高木町11-16-1	0778-23-1215	総 務 課
福 井 鉄 道 (株)	越前市北府2丁目5-20	0778-21-0700 21-0711	(日中) (夜間)
福 井 放 送 (株)	福井市大和田2丁目510	0776-57-1000	
福井テレビジョン放送(株)	福井市間屋町3丁目410	0776-21-2233	総 務 部
こしの都ネットワーク(株)	越前市塚町101	0778-21-5040	
福井エフエム放送(株)	福井市御幸1丁目1-1	0776-21-2100	
NPO 法人たんなん夢レディオ	鯖江市本町2丁目2-16	0778-53-2562	
福 井 新 聞 社	福井市大和田2丁目801	0776-57-5111	総 務 課
県 民 福 井	福井市大手3丁目1-8	0776-28-8611	総 務 課
中日新聞鯖江通信部	鯖江市水落町1丁目13-8	0778-51-1811	
朝日新聞福井総局	福井市大手3丁目11-6	0776-22-0910	
公立丹南病院	鯖江市三六町1丁目2-31	0778-51-2260	
社団法人福井県医師会	福井市大願寺3-4-10	0776-24-0387	
社団法人鯖江市医師会	鯖江市住吉町3丁目8-18	0778-51-0227	
福 井 銀 行 (株)	福井市順化1丁目1-1	0776-24-2030	秘 書 課
鯖江市社会福祉協議会	鯖江市水落町2丁目30-1	0778-51-0091	
鯖 江 郵 便 局	鯖江市水落町1丁目2-28	0778-51-0100	
鯖江商工会議所	鯖江市本町3丁目2-12	0778-51-2800	
福井県農業協同組合	鯖江市上河端町18-6	0778-51-8000	

1-5 自衛隊災害派遣要請書

第 号
年 月 日

福井県知事

殿

鯖江市長

印

自 衛 隊 災 害 派 遣 要 請 書

次のとおり自衛隊の派遣を要請いたします。

記

1 災害の状況および派遣を要請する事由

- (1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。）
- (2) 派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

3 派遣を希望する勢力およびその任務

- (1) 水防、消防、通信、防疫、給水、輸送、通路の啓開等
- (2) 人員
- (3) 装備の概要（特に船舶、航空機等特殊の装備を必要とするとき。）

4 派遣を希望する区域および活動内容

- (1) 派遣を希望する区域、でき得れば連絡場所または連絡者
- (2) 活動内容

5 その他参考事項

1-6 災害協定一覧

(令和8年3月31日現在)

番号	協定の名称	協定の締結日	協定の相手
1	災害時の医療救護活動に関する協定書	昭和53年12月1日	(社)鯖江市医師会
2	災害時における相互応援協定	平成7年7月26日	岐阜県大垣市
3	災害時における相互応援協定	平成7年9月1日	滋賀県長浜市
4	福井県市町災害相互応援協定	平成9年7月1日 平成28年9月16日	福井県、県内市町
5	福井県防災行政無線局の設置および維持管理に関する協定書	平成9年7月1日	福井県知事
6	災害時における緊急情報等の放送に関する協定書	平成22年10月1日	(特非)たんなん夢レディオ
7	鯖江市と鯖江市管工事業協同組合の災害時における協力に関する協定書	平成18年6月1日	鯖江市管工事業協同組合
8	災害時における応急救助用燃料の供給に関する協定	平成19年9月26日	(社)福井県エルピーガス協会鯖江支部
9	災害時における応急対策の協力に関する協定	平成20年7月15日	(社)福井県下水道管路維持協会
10	災害時における福井県災害対策対応技術指導員の活用に関する協定書	平成20年7月18日	(財)福井県建設技術公社
11	災害時における公共施設等の電気設備の保安対策業務の協力に関する協定書	平成21年2月25日	財団法人北陸電気保安協会
12	災害時における応急対策業務に関する協定書	平成21年9月16日	鯖江市造園業協会
13	災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定書	平成22年10月8日	鯖江電気設備協会
14	災害時における測量・調査等の応急対策業務に関する協定書	平成22年10月13日	(社)福井県測量設計業協会
15	鯖江市と三菱電機株式会社福井営業所の災害時における協力に関する協定	平成23年8月9日	三菱電機(株)福井営業所

番号	協 定 の 名 称	協定の締結日	協定の相手
16	鯖江市と荏原商事株式会社福井支店・株式会社創和テックの災害時における協力に関する協定	平成 24 年 4 月 1 日	荏原商事(株)福井支店 (株)創和テック
17	鯖江市、加賀市災害時相互応援協定書	平成 24 年 5 月 28 日	石川県加賀市
18	災害時等の応援に関する申し合わせ	平成 24 年 9 月 25 日	近畿地方整備局
19	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	平成 24 年 12 月 25 日	(社)福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
20	鯖江市、知立市災害時相互応援協定書	平成 25 年 1 月 31 日	愛知県知立市
21	災害時相互応援協定書	平成 25 年 3 月 4 日	静岡県袋井市
22	災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定	平成 25 年 7 月 12 日	(一社)鯖江建設業会
23	災害時における生活物資等の供給協力に関する協定	平成 25 年 9 月 4 日	福井県民生活協同組合
24	災害時における一般廃棄物収集運搬の応援に関する協定	平成 25 年 12 月 18 日	鯖江市一般廃棄物協会
25	災害時における応急対策業務に関する協定書	平成 26 年 10 月 9 日	鯖江防災木づかいの会
26	災害時における応急対策業務に関する協定書	平成 27 年 9 月 27 日	鯖江王山ライオンズクラブ
27	災害時における石油燃料の優先供給に関する協定書	平成 27 年 10 月 29 日	福井県石油業協同組合 鯖江支部
28	災害時における飲料水の供給協力に関する協定	平成 28 年 6 月 21 日	ダイドードリンコ(株)
29	災害対応型自動販売機の運用および災害時における協力に関する協定書	平成 29 年 2 月 17 日	(株)ダイドードリンコ北陸
30	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	平成 29 年 10 月 4 日	(株)ゼンリン 中部エリア統括部
31	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	平成 29 年 10 月 5 日	(株)ビリオンフーズ ハヤシ
32	鯖江市、村上市災害時相互応援協定書	平成 29 年 10 月 13 日	新潟県村上市

番号	協 定 の 名 称	協定の締結日	協定の相手
33	災害時における特設公衆電話の設置 および利用に関する協定書	平成 29 年 10 月 24 日	西日本電信電話(株) 福井支店
34	災害時等および防災・防犯活動時等 における小型無人航空機の活用に関 する業務協力協定	平成 29 年 11 月 14 日	(株)オーイング
35	空き家および空き地の適正管理簿の 促進に関する協定	平成 30 年 12 月 25 日	さばえ空き家・空き地 管理協会
36	空き家および空き地の適正管理簿の 促進に関する協定	平成 30 年 12 月 25 日	(特非)ふくい町守ネットワ ーク
37	災害時における復旧支援協力に関す る協定	令和元年 11 月 1 日	(公社)日本下水道管路管 理業協会
38	災害に係る情報発信等に関する協定	令和元年 12 月 17 日	ヤフー(株)
39	災害時等における上下水道の応急対 策活動に関する協定書	令和元年 12 月 17 日	(株)N J S ・ E & M
40	災害時におけるポンプ設備の応急対 策に関する協定	令和 2 年 6 月 1 日	(株)クボタ中部支部 吉水建機(株)
41	災害時における宿泊施設の提供等 に関する協定	令和 2 年 6 月 3 日	福井県旅館ホテル生活 衛生同業組合鯖江支部
42	災害時における下水道管路施設の復 旧支援協力に関する協定	令和 2 年 6 月 15 日	(公社)日本下水道管路 管理業協会
43	災害時における下水道管路施設の復 旧支援協力に関する協定	令和 2 年 6 月 15 日	(公社)福井県下水道管路 管理業協会
44	災害時における下水道施設の復旧支 援協力に関する協定	令和 2 年 6 月 15 日	(公社)全国上下水道 コンサルタント協会
45	災害時における下水道施設の復旧支 援協力に関する協定	令和 2 年 6 月 15 日	(公社)福井県測量設計協会
46	災害時における生活物資等供給協力 に関する協定	令和 2 年 6 月 16 日	(株)山岸
47	災害時におけるトレーラーハウス提 供に関する協定	令和 2 年 6 月 26 日	トレーラースタイル福井店
48	災害時における物資供給に関する協	令和 2 年 8 月 14 日	NPO 法人 コメリ 災害対策センター

番号	協 定 の 名 称	協定の締結日	協定の相手
49	災害時における自走式水洗トイレ提供に関する協定	令和3年2月22日	KOSEI(株)
50	災害時における資機材等の運搬および設置補助に関する協定	令和3年3月23日	(株)ニホンパッケージ
51	災害時におけるコンテナハウス提供に関する協定	令和3年3月26日	藤田光学(株)
52	災害時における建築物等の解体撤去に関する協定書	令和3年4月1日	一般社団法人 福井県解体工事業協会
53	大規模災害時における相互連携に関する確認書	令和4年3月31日	北陸電力(株)丹南支店 北陸電力送配電(株) 福井支店
54	大規模災害時における道路啓開等に関する確認書	令和4年3月31日	北陸電力(株)丹南支店 北陸電力送配電(株) 福井支店
55	災害時における救援物資提供に関する協定書	令和4年4月1日	北陸コカ・コーラ ボトリング(株)
56	鯖江市と福井放送株式会社との防災減災パートナーシップに関する協定	令和4年10月1日	福井放送(株)
57	災害時における指定福祉避難所の設置運営に関する協定書	令和5年8月2日 令和5年11月1日	(福)一喜会 他 22 団体 28 施設
58	災害時における避難所の施設利用に関する協定書	令和7年3月24日	福井県立鯖江高等学校
59	災害発生時における鯖江市と日本郵便株式会社との協力に関する協定	令和7年7月31日	日本郵便(株)
60	災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定書	令和7年11月25日	(一社)福井県キッチンカー協会
61	災害時における避難所の施設利用に関する協定書	令和8年 月 日	福井県立鯖江青年の家

1－7 民間輸送機関一覧表

(令和8年1月1日現在)

会 社 名	住 所	T E L
甲 斐 運 送	神中町2丁目909-1	52-8876
是 則 北 陸 運 輸 (営)	鳥羽町43-6-1	52-5786
サ イ ト 運 輸	五郎丸町316	51-8357
鯖 江 貨 物 運 送	上河端町47-45	51-0663
瀧 ケ 花 運 送	下野田町7-4	62-0008
戸 ノ 口 運 輸	落井町52-10-1	65-1112
山 本 運 輸	御幸町2-4-4	52-1846
ヤ マ ト 運 輸	神中町2丁目401-2	0570-200-000

1-8 鯖江市防災行政無線局管理規程

昭和 59 年 12 月 14 日

訓令第 6 号

(目的)

第 1 条 この規程は、鯖江市が設置する防災行政無線局管理について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）その他の関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第 2 条第 5 号に規定する無線局で、主に防災のために使用するものをいう。
- (2) 同報親局 同報通信方式による特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の情報を送信する無線局をいう。
- (3) 同報子局 同報親局から発射された電波を受信して、拡声装置により情報を伝達する屋外に設置する装置をいう。
- (4) 同報再送信子局 同報親局と同報子局との間の通信を中継し、かつ、同報子局と同様の屋外拡声機能を有する無線局をいう。

(使用の原則)

第 3 条 防災行政無線は、災害予防、災害応急対策および災害復旧等のための通信に使用するものであるが、平常時は行政事務の効率的執行に使用するものであり、これを濫用してはならない。

(構成等)

第 4 条 無線局は、同報親局、同報子局および同報再送信子局から構成するものとする。

2 無線局の周波数、名称、設置場所等は、別表のとおりとする。

(無線管理者)

第 5 条 無線局に無線管理者（以下「管理者」という。）および無線副管理者（以下「副管理者」という。）を置き、管理者には防災危機管理課長の職にある者を、副管理者には防災危機管理課参事の職にある者（防災危機管理課に参事を置かない場合においては、防災危機管理課課長補佐その他の上席の職員）をもつて充てる。

2 管理者は、常に無線局の運用状況を把握し、無線局の機能が十分発揮できるよう管理しなければならない。

(無線取扱責任者)

第 6 条 同報親局の操作卓および遠隔制御装置（以下「制御器等」という。）の設置課等に、それぞれ無線取扱責任者を置き、当該課等の長をもつて充てる。

2 無線取扱責任者は、当該制御器等の使用、管理について管理、監督に当たるものとする。

(無線従事者)

第 7 条 制御器等の設置課等に、それぞれ無線従事者を置き、職員のうちから電波法第 40 条第 1 項に定める資格を有するものをもつて充てる。

2 無線従事者は無線取扱責任者の命を受け、当該制御等の操作を行うものとする。

3 無線従事者は、無線局の正常な運用を確保するため、制御器等を随時点検しなければならない。

(運用時間)

第8条 無線局の運用時間は、常時とする。

(通信統制)

第9条 管理者は、次に掲げる優先順位および基準に基づき、無線局の通信の統制を行うことができる。

(1) 人命に関するとと思われる緊急を要する通信

(2) 災害が発生し、もしくは発生するおそれがあるときまたは必要があると認めた緊急を要する通信

(3) 行政事務の執行に必要な緊急を要する通信

(4) 時報

(待機命令)

第10条 管理者は、災害が発生し、もしくは発生するおそれがあるときまたは必要があると認めたときは、直ちに関係のある無線取扱責任者に通知し、関係者を待機させ、通信の確保に必要な処置をとらせなければならない。

(訓練)

第11条 管理者は、防災行政無線が効率的に運用されるようにするため、年1回以上関係者の訓練、研修を行うものとする。

(定期点検)

第12条 管理者は、年1回以上無線局の定期点検等を実施するものとする。

(業務日誌)

第13条 無線取扱責任者は、備え付けの無線業務日誌(様式第1号)に必要な事項を記載しなければならない。

(抄録の提出)

第14条 無線取扱責任者は、無線業務日誌によつて、無線業務日誌の抄録(様式第2号)を毎月管理者に提出しなければならない。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、鯖江市防災行政無線の無線局の免許の日から施行する。

附 則

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成7年12月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 16 年 11 月 29 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 18 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 8 年 1 月 9 日から施行する。

別表

種別		周波数	出力	設置場所	設置数	呼出名称
同報親局	親局無線電波装置	60.500MHz	5 W	市役所	1	
	操作卓			防災危機管理課	1	さばえし
	遠隔制御器			鯖江・丹生消防組合消防本部	1	さばえし
同報子局				上河内町公民館	1	
				沢町公民館	1	
				中山間交流会館	1	
				寺中町河和田神社参道	1	
				椿坂町会館	1	
				筋生田町公民館	1	
				河和田町会館	1	
				市道北中戸口線消雪用水施設	1	
				東部児童センター	1	
				川島多目的集会場	1	
				上戸口集落センター	1	
				中戸口町公民館	1	
				北中山小学校	1	
				磯部町公民館	1	
				落井町公民館	1	
				松成町八幡神社	1	
				青葉台ふれあい会館	1	
				乙坂今北町公民館	1	
				別所町集落センター	1	
				片上小学校	1	
				南井町集落センター	1	
				四方谷町集落センター	1	
				吉谷町集落センター	1	
				下河端多目的集会場前	1	
				舟枝町公民館	1	
				原公民館	1	
				御幸第3公園	1	
				神中公園	1	
				立待小学校	1	
				吉川小学校	1	
				豊小学校	1	
				石田保育所	1	
				平井第1公園	1	
				熊田公民館	1	
				下司町	1	
				ふれあいみんなの館・さばえ	1	
同報再送信子局	同報親局との通信	63.605MHz	3 W	河和田小学校	1	ぼうさいかわだ
	同報子局との通信		1 W			
同報子局				金谷町グラウンド	1	
				西袋公民館	1	
				越前漆器伝統産業会館	1	

様式第2号

無線業務日誌抄録

年 月 日

無線管理者 殿

無線取扱責任者
氏 名

呼 出 名 称	無線 従事者氏名	
機器の故障の事実 およびこれに対す る措置の概要		
空電、混信、受信 感度の減退等の通 信状態の概要		
その他参考事項		
1ヶ月の通信回数	月 延べ	回

1－9 鯖江市被害状況報告要領

(目 的)

第1条 この要領は、災害が発生した場合に行う被害状況の調査および報告に関し必要な事項を定め、被害状況報告の的確迅速化を図ることを目的とする。

(調 査)

第2条 被害状況の調査は、市民の生命および財産に関する事項ならびに市の管理する施設について、関係部（班）および関係各課で調査のうえ報告するものとする。

(報告すべき災害)

第3条 被害状況報告にあたっては、概ね次に掲げる事項に該当する場合は、速やかに報告するものとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 市が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が2市町以上にまたがるもので、1の市町における被害は軽微であっても、全県的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対し、国、県の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後1、2の要件に該当する災害に発展する恐れがあるもの
- (6) 地震が発生し、県内の区域内で震度1以上を記録したもの
- (7) その他災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの
- (8) 注意報、警報が発令された場合において発生し、上記基準に該当しないもの
- (9) その他特に報告の指示があったもの

(報告の種類)

第4条 被害状況の報告の種類は、次のとおりとする。

- (1) 発生報告
災害が発生したとき、電話その他適宜の方法により、その旨を直ちに報告する。
- (2) 中間報告
発生報告後、災害の状況が変わるたびに、電話その他適宜の方法により行う。
- (3) 確定報告
災害が終了し、その被害が確定したとき、1週間以内に文書にて報告する。

(報告責任者)

第5条 関係部（班）および関係各課の長は、予め被害状況報告責任者を定めておかなければならない。

(報告先)

第6条 被害状況の報告は、政策経営部情報広報班に行うものとする。

(県への報告)

第7条 政策経営部情報広報班は、政策経営部情報広報班被害状況の集計結果を県危機対策・防災課へ報告するものとする。

(被害程度の設定基準)

第8条 被害状況の基準については、次のとおりとする。

被害程度の認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要がある者のうち、1ヵ月以上の治療を要する見込みのある者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または、受ける必要がある者のうち、1ヵ月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したものまたは住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものであるとする。
	半壊	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものおよび全壊、半壊には該当しないが、土砂・流木等のたい積等により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度の浸水したもの。
世帯等	世帯	生計を1つにしている生活単位とする。例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば、分けて扱うものとする。
	被災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	被災者	被災世帯の構成員とする。

被 害 区 分		認 定 基 準
非 住 家 の 被 害	非 住 家	住家以外の建物でこの基準中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 全壊または半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	文 教 施 設	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専門学校および専修学校における教育の用に供する施設とする。
	福 祉 施 設	社会福祉事業法第 2 条の規定により、社会福祉事業により経営される施設とする。
	そ の 他 の 公 共 建 物	例えば、市庁舎、公民館および図書館等の公用または公共の用に供する建物とする。
	公 共 建 物 以 外 の 非 住 家	公共建物以外の倉庫、工場、車庫等の建物とする。
火 災 発 生 件 数	火災発生件数	地震または火山噴火の場合に限る。その他の火災の報告は、別に定めるところにより行う。
	危 険 物	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 11 条第 1 項により、市町長、消防組合管理者の許可を受け設置されている危険物製造所、危険物貯蔵所および危険物取扱所の施設とする。
公 共 土 木 施 設 の 被 害	市町または市町の機関の維持管理に属する以下の施設とする。	
	道 路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋 り ょ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。ただし、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸を除く。
	砂 防 等 施 設	砂防法第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸および地すべり等防止法第 2 条第 2 項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	林 地 荒 廃 防 止 施 設	山林砂防施設（立木を除く。）または海岸砂防施設（防潮堤を含み、立木を除く。）とする。

被 害 区 分		認 定 基 準
農 林 水 産 業 施 設 の 被 害	農 業 用 施 設	農地の利用または保全上必要な公共的施設であって、かんがい排水施設、農業用道路または農地もしくは農作物の災害を防止するため必要な施設とする。
	林 業 用 施 設	林地の利用または保全上必要な公共的施設であって林地荒廃防止施設(法令により地方公共団体またはその機関の維持管理に属するものを除く。)、林道とする。
	共同利用施設	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合または水産業協同組合連合会の所有する倉庫、加工施設、共同作業場およびその他の農林水産業者の共同利用に供する施設であって、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令(昭和25年政令第152号)第1条の3に規定する施設とする。
	農 地	耕作の目的に供される土地とする。
	田 の 流 失 ・ 埋 没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑 の 流 失 ・ 埋 没 ・ 冠 水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	そ の 他 の 公 共 施 設	公共建物、公共土木施設、農林水産業施設以外の公共施設をいい、例えば都市施設、公園施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
農産・林産・水産・畜産の被害		
「農産」「林産」「水産」「畜産」とは、農林水産業施設以外の被害をいい、それぞれの項目ごとに記入すること。		
商工業の被害		
建物以外の商工業の被害で、工業原材料、生産物、生産機械器具および操業率低下や観光客のキャンセル等による間接被害等とする。		
そ の 他 の 被 害	清 掃 施 設	ごみ処理および屎処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船 舶 ・ 漁 船	櫓、櫓のみをもって運行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったものならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水 道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	電 話	災害により通話不通となった電話の回線数とする。
そ の 他 の 被 害	ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。

(被害程度の設定基準)

第9条 災害に対してとられた措置の概要は、具体的かつ詳細に記載するものとし、報告様式に余白がない場合は、別紙とする。

被害の報告様式

災害名 _____ (第 _____ 報)

報 告 日 時	年 月 日 時現在
基地（班）名	基地（班）
報 告 者 名	

区 分		単位	被 害	区 分		単位	被 害
人 的 被 害	死 者	人		公 共 施 設 等	文 教 施 設	箇所	
	負 傷 者	人			病 院	箇所	
	行方不明者	人			道 路	箇所	
	そ の 他				橋 梁	箇所	
住 家 被 害	全 壊	棟			河 川	箇所	
	半 壊	棟			崖 崩 れ	箇所	
	一 部 破 損	棟			鉄 道 不 通	箇所	
	床 上 浸 水	棟			水 道	戸	
	床 下 浸 水	棟			電 気	戸	
非 住 家 被 害	全 壊	棟			電 話	回線	
	半 壊	棟		火 災	建 物	件	
	一 部 破 損	棟			危 険 物	件	
	床 上 浸 水	棟		避 難 の 状 況			
そ の 他 被 害 の 状 況							

2 地震・気象関係

2-1 地震関係

1 気象庁震度階級関連解説表（気象庁 令和7年12月1日現在）

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）および継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生し、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られ、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。 下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

2 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などの吊り下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらな いと歩くことが難しいなど、 行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、 落ちるものが多くなる。テレビ が台から落ちることがある。固 定していない家具が倒れること がある。	窓ガラスが割れて落ちること がある。補強されていないブ ロック塀が崩れることがあ る。据付けが不十分な自動販 売機が倒れることがある。自 動車の運転が困難となり、停 止する車もある。
6弱	立っていることが困難にな る。	固定していない家具の大半が移 動し、倒れるものもある。ドアが 開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破 損、落下することがある。
6強	立っていることができず、は わないと動くことができな い。揺れにほんろうされ、動 くこともできず、飛ばされる こともある。	固定していない家具のほとんど が移動し、倒れるものが多くな る。	壁のタイルや窓ガラスが破 損、落下する建物が多くな る。補強されていないブロッ ク塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんど が移動したり倒れたりし、飛ぶ こともある。	壁のタイルや窓ガラスが破 損、落下する建物がさらに多 くなる。補強されているブロッ ク塀も破損するものがある。

3 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ、亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ、亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ、亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ、亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたり、倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ、亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

4 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ、亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ、亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ、亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ、亀裂がさらに多くなる。1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ、亀裂が多くなる。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

5 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

6 ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

7 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

2-2 気象関係

1 各地の50年に一度の積雪深と既往最積雪深の一覧

(令和7年12月10日現在)

地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪深 (cm)	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪深 (cm)
福井	163	213	九頭竜	329	301
敦賀	149	196	今庄	245	244
武生	118	130	小浜	96	135
大野	238	262			

2 九頭竜川水系日野川中流洪水予報、九頭竜川水系足羽川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示して発表される警報および注意報。九頭竜川水系日野川中流、九頭竜川水系足羽川洪水予報については、福井県土木部砂防防災課と福井地方気象台が共同で下表の標題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

ア 九頭竜川水系日野川中流洪水予報の基準水位

河川名	基準地点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
日野川	糺橋	3.20m	4.20m	4.60m	5.50m	6.65m

場所：鯖江市糺町（北緯 35° 58' 23"、東経 136° 10' 03"）

イ 九頭竜川水系足羽川洪水予報の基準水位

河川名	基準地点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
足羽川	九十九橋	3.50m	4.80m	6.80m	7.40m	

場所：福井市照手1丁目1-1（北緯 36° 03' 47" 東経 136° 12' 41"）

3 危険箇所

3-1 河川の現況

1 一級河川

(令和7年1月1日現在)

河川名	延長 (km)	保全区域
日野川	8.97	管内全部指定
浅水川	10.97	中野町 日野川合流点
鞍谷川	4.43	松成町 浅水川合流点
河和田川	9.74	指定なし
天神川	1.00	〃
血ノ川	1.87	〃
穴田川	3.84	〃
黒津川	3.05	〃
吉野瀬川	1.30	〃
石田川	2.30	〃
和田川	2.86	〃

(資料：福井県河川台帳)

2 準用河川

(令和7年1月1日現在)

河川名	延長 (km)
論手川	4.21
神通川	4.00
赤川	1.17
石生谷川	1.85
青野川	0.70
神通川	4.21

(資料：鯖江市準用河川台帳)

3-2 重要水防区域一覧表

(令和7年1月1日現在)

河川名	水防区域 延長 (m)	区域	重要度別区域 (m)		摘用
			A	B	
浅水川	1,150	西番町～三尾野出作町	—	右 550 左 600	堤防高 (流下能力)
	3,100	鳥羽町～神明町	—	右 1,500 左 1,600	
	1,400	下河端町	—	左 700 右 700	
鞍谷川	7,200	川島町～橋立町	—	右 3,050 左 4,150	
河和田川	500	片山町	左 500	—	
	4,000	落井町～戸口町	右 1,500 左 2,500	—	
天神川	2,600	河和田町	右 1,300 左 1,300	—	
和田川	2,860	川去町～石田下町	—	右 2,860	

※ A：水防上最も重要な区間 B：水防上重要な区間

(資料：鯖江市水防計画)

3-3 雨量観測所一覧表

1 市内

(令和7年1月1日現在)

河川名	観測所名	所在地	種類	観測者	連絡先
日野川	西山	西山町	無線 テレメーター	丹南土木 鯖江丹生土木部	34-0400
鞍谷川	松成	松成町			
河和田川	北中	北中町			

2 市外

(令和8年1月1日現在)

河川名	観測所名	所在地	種類	観測者	連絡先
日野川	広野ダム	南越前町広野	有線 テレメーター	広野・榎谷ダム統管	45-1122
	丹南土木	越前市上太田町		無線 テレメーター	丹南土木
鞍谷川	栗田部	越前市栗田部町			
	余川	越前市余川町			
服部川	相木	越前市相木町			

(資料：鯖江市水防計画)

3-4 ため池監視システム設置位置

(令和8年3月31日現在)

名 称	所 在 地
東山溜	大野町

3-5 水位観測所一覧表

1 市内

(令和8年1月1日現在)
(単位m 川底から(黒津川のみ標高))

河川名	河川の 種類	観測所	所在地	観測者	水防団待機 水 位 (通報水位)	氾濫注意 水 位 (警戒水位)	避難判断 水 位	氾濫危険 水 位 (特別警戒水位)
日野川	洪水予報 河川	糺橋	糺町	丹南土木 鯖江丹生 土木部	3.20	4.20	4.60	5.50
	洪水予報 河川	家久 (鯖江)	上鯖江町	広野・榎谷 ダム統管	2.00	2.50	—	4.00
	洪水予報 河川	石田川 水門	石田下町	丹南土木 事務所 鯖江丹生 土木部	—	—	—	—
浅水川	水位周知 河川	出作	三尾野 出作町		5.00	5.50	—	7.50
	水位周知 河川	鳥羽	御幸町		4.40	4.90	5.10	6.10
	水位周知 河川	黒津川 水門	御幸町		—	—	—	—
鞍谷川	水位周知 河川	松成	松成町		1.80	2.90	—	6.20
黒津川	その他の 河川	黒津川 水門	御幸町		9.40	9.65	—	10.70
石田川	その他の 河川	石田川 水門	石田下町		—	—	—	—
河和田川	その他の 河川	北中	北中町		0.70	1.20	—	1.90
穴田川	その他の 河川	上河端 (※)	上河端町		—	—	—	—
天神川	その他の 河川	河和田 (※)	河和田町		—	—	—	—
河和田川	その他の 河川	戸口 (※)	戸口町		—	—	—	—
神通川	その他の 河川	川去	川去町	市土木課	—	—	—	—
	その他の 河川	西大井	西大井町		—	—	—	—

(※)：危機管理型水位計

2 市外

(単位m 川底から)

河川名	河川の 種類	観測所	所在地	観測者	水防団待機 水 位 (通報水位)	氾濫注意 水 位 (警戒水位)	避難判断 水 位	氾濫危険 水 位 (特別警戒水位)
浅水川	水位周知 河川	北	越前市 北町	丹南土木 事務所	1.80	2.30	—	2.80
吉野瀬川	水位周知 河川	上太田	越前市 上太田町		2.00	2.40	2.50	3.20
	水位周知 河川	家久 (吉野瀬川)	越前市 家久町		1.10	1.90	—	2.70
鞍谷川	水位周知 河川	栗田部	越前市 栗田部町		1.30	1.80	1.90	2.50
和田川	その他の 河川	近田橋 (気比庄)	越前町 上川去	丹南土木 事務所 鯖江丹生 土木部	2.00	3.00	—	4.00

※日野川および和田川水位情報テレホンサービス：石田下排水機場（51-6857）

[水位名称]

名 称	用語解説
水防団待機水位	水防団が待機する目安となる水位
氾濫注意水位	氾濫の発生に対する注意を求める目安、水防団が出動する目安となる水位
避難判断水位	高齢者等避難の発令判断の目安となる水位、危険な場所から高齢者等は避難する目安となる水位
氾濫危険水位	避難指示の発令判断の目安となる水位、危険な場所から全員避難する目安となる水位

3-6 地すべり防止区域一覧表

(令和8年1月1日現在)

地区名	区域名	所在地	指定年月日	公示番号		保全対策
						人家戸数
片上	大野	大野町	S38. 10. 25	建設省	2696	113
	別所	別所町	S38. 10. 25	建設省	2696	48
河和田	大窪	西袋町	S52. 6. 7	建設省	883	7
立待	入町	吉江町・西番町・入町	H10. 2. 17	建設省	208	83

3-7 砂防指定地台帳（一覧表）

(令和8年1月1日現在)

番号	溪流名	区 域	告示番号		告示年月日	面積 (ha)
1	尾花川	尾花町	建設省	75	S33. 1. 18	5. 56
2	三ツ俣川	上河内町・沢町	建設省	2581	S34. 12. 24	18. 99
3	血の川	上戸口町・中戸口町 戸口町	建設省	2378	S36. 10. 26	15. 6
4	天神川	寺中町・西袋町・北中町	建設省	1411	S37. 6. 19	12. 82
5	金谷川	金谷町・寺中町	建設省	1411	S37. 6. 19	8. 8
6	間谷川	金谷町	建設省	1411	S37. 6. 19	1. 67
7	積成寺谷	金谷町	建設省	1411	S37. 6. 19	4. 84
8	椿坂川	西袋町	建設省	1411	S37. 6. 19	6. 26
9	大谷川	西袋町	建設省	1411	S37. 6. 19	1. 92
10	西袋川	西袋町	建設省	1411	S37. 6. 19	5. 73
11	足谷	西袋町	建設省	1411	S37. 6. 19	2. 66
12	蒔生田川・大谷溪流堂之上溪流	別司町・河和田町 蒔生田町	建設省	3170	S37. 12. 22	13. 43
13	片上川	大野町・吉谷町 南井町・四方谷町	建設省	3170	S37. 12. 22	15. 14
14	別所川	別所町・大野町 南井町・四方谷町	建設省	3170	S37. 12. 22	16. 93
15	文殊川	大正寺町	建設省	3170	S37. 12. 22	12. 09
16	稲谷川	大正寺町	建設省	3170	S37. 12. 22	4. 64

番号	溪流名	区 域	告示番号	告示年月日		面積 (ha)
17	南井川	南井町・大正寺町	建設省	3170	S37. 12. 22	4. 37
18	滝谷	南井町・大正寺町	建設省	3170	S37. 12. 22	3. 58
19	四方谷川	四方谷町	建設省	3170	S37. 12. 22	5. 98
20	大平溪流	四方谷町	建設省	3170	S37. 12. 22	3. 44
21	赤谷川	上河内町	建設省	1869	S39. 7. 28	2. 96
22	別司川	別司町・戸口町	建設省	3895	S42. 11. 21	4. 31
23	原川・雨降川	川島町・中野町・松成町	建設省	3895	S42. 11. 21	11. 74
24	荒谷川	上河内町	建設省	2050	S46. 12. 17	2. 95
25	土の谷川	乙坂今北町	建設省	2050	S46. 12. 17	0. 34
26	川島川	川島町	建設省	2050	S46. 12. 17	1. 39
27	寺谷川	別所町	建設省	68	S50. 1. 31	1. 26
28	深谷川	戸口町・中戸口町	建設省	68	S50. 1. 31	1. 65
29	坂川	上河内町	建設省	68	S50. 1. 31	2. 03
30	戸ノ口川・小谷川	上戸口町	建設省	1355	S53. 8. 14	1. 98
31	南井川	南井町	建設省	95	S60. 1. 24	0. 07
32	大平川	四方谷町	建設省	1570	S61. 9. 26	0. 25
33	屋谷川	金谷町	建設省	807	S63. 3. 18	0. 54
34	天神川	寺中町	建設省	2159	S63. 11. 8	0. 16
35	雨降川	中野町	建設省	532	H 1. 3. 7	0. 93
36	四方谷川	四方谷町	建設省	532	H 1. 3. 7	0. 56
37	屋谷川	金谷町	建設省	1774	H 1. 10. 21	0. 3
38	巳ノ松谷川	別司町	建設省	481	H 4. 3. 2	6. 17
39	稲谷川	大正寺町	建設省	481	H 4. 3. 2	0. 22
40	高尾川	東清水町	建設省	2064	H 4. 12. 25	16. 62
41	筋生田川	筋生田町	建設省	2111	H 5. 11. 8	10. 17
42	高尾川	東清水町	建設省	272	H 6. 2. 14	5. 16
43	立岩谷川	別司町	建設省	708	H 8. 3. 19	6. 44
44	堂ノ上川	筋生田町	建設省	708	H 8. 3. 19	0. 11
45	東谷島川	川島町	建設省	708	H 8. 3. 19	25. 77
46	割谷川	尾花町	建設省	406	H 9. 3. 7	30. 04
47	巳ノ松谷川	別司町	建設省	406	H 9. 3. 7	1. 25
48	立岩谷川	別司町	建設省	406	H 9. 3. 7	1. 09
49	足谷川	上戸口町	建設省	2169	H 9. 12. 22	31. 59
50	南上山川	筋生田町	建設省	1446	H11. 7. 2	4. 69

番号	溪流名	区 域	告示番号		告示年月日	面積 (ha)
51	大谷川	河和田町	建設省	1446	H11. 7. 2	8. 68
52	正ヶ谷川	四方谷町	建設省	1411	H12. 12. 18	4. 22
53	別司川	別司町	国土交通省	903	H14. 10. 22	18. 92
54	椿坂川	西袋町	国土交通省	143	H17. 2. 3	1. 45
55	間谷川	西袋町	国土交通省	143	H17. 2. 3	2. 14
56	須別当川	西袋町	国土交通省	143	H17. 2. 3	1. 46
57	大谷川	西袋町	国土交通省	143	H17. 2. 3	0. 95
58	金谷川	金谷町	国土交通省	143	H17. 2. 3	0. 24
59	雨降川	中野町	国土交通省	143	H17. 2. 3	10. 93
60	原川	中野町	国土交通省	143	H17. 2. 3	7. 87
61	川島川	川島町	国土交通省	143	H17. 2. 3	5. 01
62	滝谷川	南井町	国土交通省	143	H17. 2. 3	17. 49
63	瀧ノ尻川	下新庄町	国土交通省	143	H17. 2. 3	11. 42
64	三ツ俣川	上河内町	国土交通省	143	H17. 2. 3	9. 34
65	別所川	別司町	国土交通省	532	H18. 4. 13	0. 81
66	椿坂川	西袋町	国土交通省	143	H18. 4. 13	1. 03
67	天神川	寺中町	国土交通省	143	H18. 4. 13	0. 66
68	三ツ俣川	上河内町	国土交通省	143	H18. 4. 13	6. 72
69	三ツ俣川	上河内町	国土交通省	637	H21. 6. 17	4. 56
70	水谷川	上戸口町・中戸口町	国土交通省	1235	H21. 11. 24	14. 9
71	片上川	大野町	国土交通省	227	H22. 3. 26	13. 65
72	荒木川	別司町・河和田町	国土交通省	419	H24. 4. 6	8. 8
73	赤谷川	上河内町	国土交通省	1397	H24. 12. 5	21. 48
74	西出川	四方谷町	国土交通省	710	H26. 7. 1	4. 56
75	小谷川	上戸口町	国土交通省	359	R 1. 8. 15	58. 44
76	毘紗川	尾花町	国土交通省	359	R 1. 8. 15	48. 48
77	上谷川	沢町	国土交通省	858	R 1. 11. 29	2. 42
78	上山北川	中戸口町	国土交通省	1320	R 3. 10. 8	18. 44

3-8 急傾斜地崩壊危険区域一覧表

1 自然

(令和8年1月1日現在)

地区名	区域名	所在地	指定年月日	指定番号	保全対象 人家戸数	施工 状況
鯖江	上野	長泉寺町	S53. 3. 17	225	81	済
			H 8. 1. 9	20		
	日の出	日の出町	H13. 3. 27	225	14	済
	広野	日の出町	R 3. 10. 12	385	6	未
	舟津	舟津町	S56. 3. 6	156	8	済
	小黒	小黒町	H 1. 8. 18	775	21	済
	瓜生谷	西山町	S53. 3. 17	225	7	一部
	西山	西山町・水落町	H 2. 3. 13	157	20	済
中河	奇長崎	中野原	H20. 12. 5	662	7	済
片上	春日山	吉谷町	S53. 10. 3	894	20	済
			S58. 5. 13	481		
			H28. 3. 29	157		
	稲葉	吉谷町	S47. 9. 1	802	49	済
			H 5. 3. 23	201		
			H28. 3. 29	158		
	大正寺	南井町・大正寺町	H 2. 3. 13	157	24	済
	東山	大野町	S53. 3. 17	225	10	済
	上山		S53. 3. 17	225	10	済
	別所	別所町	S58. 5. 13	478	6	済
立待	吉谷	吉江町・米岡町	S63. 9. 2	802	16	済
	経ヶ岳	杉本町	H 6. 3. 25	257	12	済
吉川	西和台	西大井町	H 5. 3. 23	199	49	済
			H13. 12. 25	811		
	西大井	西大井町	H 2. 3. 13	157	11	済
豊	和田	和田町	S56. 3. 6	156	12	済
	和田第2	和田町	S58. 5. 13	478	5	済
	上氏家	上氏家町	S54. 8. 3	696	21	済
			S62. 3. 4	190		
北中山	落井	落井町	S62. 3. 24	188	16	済
	山王	磯部町	S56. 3. 6	156	11	済
	花山	磯部町	S59. 8. 1	708	12	済

地区名	区域名	所在地	指定年月日	指定番号	保全対象 人家戸数	施工 状況
北中山	戸口	戸口町	S57. 4. 1	292	16	済
			H 4. 8. 21	684		
	戸ノ口	戸口町	S57. 4. 1	292	9	済
河和田	別司	別司町	S56. 9. 16	869	11	済
	寺山	河和田町	S47. 2. 12	118	23	済
	河和田	河和田町	S54. 8. 3	696	31	済
	大雑山	片山町	S53. 10. 3	894	38	済
	椿坂	西袋町	S55. 3. 28	221	19	済
	大谷	西袋町	S61. 3. 18	173	7	一部
	金谷第 3	金谷町	S63. 9. 2	802	14	済
	北龍谷	寺中町	S51. 2. 27	182	20	済
	南谷山	寺中町	S52. 11. 11	918	21	済
	寺中	寺中町	S54. 8. 3	696	10	済
	尾花	尾花町	H 4. 8. 21	684	12	済
	尾花第 2	尾花町	H 8. 12. 20	935	11	済
	脇谷	尾花町	H11. 3. 19	200	5	済
	沢	沢町	H 5. 6. 25	496	11	一部
	湧口	沢町・上河内町	H 1. 4. 21	393	12	済
	上河内	上河内町	S44. 10. 31	777	25	済
			S56. 3. 6	157		
			H 5. 3. 23	200		
	上河内第 2	上河内町	S55. 3. 28	221	12	済
	上河内第 3	上河内町	H 1. 3. 22	251	11	済

2 人工

(令和 6 年 1 月 1 日現在)

地区名	区域名	所在地	指定年月日	指定番号	保全対象 人家戸数	施工 状況
鯖江	舟津第 3	日の出町 舟津町 2 丁目	H17. 8. 23	700	8	済

3-9 土砂災害警戒区域一覧表

(令和8年1月1日現在)

地区名	町名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	特別警戒区域指定	福井県告示番号	公示日
鯖江	長泉寺町	鯖江市長泉寺町(7-1-254)	急傾斜地の崩壊	○	167	H19. 3. 23
		鯖江市長泉寺町(7-1-257)	急傾斜地の崩壊	○	166	H19. 3. 23
		鯖江市長泉寺町(7-1-4005-1)	急傾斜地の崩壊	○	166	H19. 3. 23
		鯖江市長泉寺町(7-2-4004-1)	急傾斜地の崩壊		166	H19. 3. 23
		鯖江市長泉寺町(7-2-4004-2)	急傾斜地の崩壊	○	166	H19. 3. 23
		鯖江市長泉寺町(7-1-253)	急傾斜地の崩壊		133	H20. 2. 29
		鯖江市長泉寺町(7-I-4005)	急傾斜地の崩壊	○	134	H23. 3. 29
	西山町	鯖江市西山町(7-1-270)	急傾斜地の崩壊	○	133	H20. 2. 29
		鯖江市西山町(7-1-4004)	急傾斜地の崩壊	○	133	H20. 2. 29
		鯖江市西山町(7-1-4005)	急傾斜地の崩壊	○	133	H20. 2. 29
		鯖江市西山町(7-2-4003)	急傾斜地の崩壊	○	133	H20. 2. 29
		鯖江市西山町(7-2-4009)	急傾斜地の崩壊	○	133	H20. 2. 29
		鯖江市西山町(7-2-4010)	急傾斜地の崩壊	○	133	H20. 2. 29
		鯖江市西山町(7-2-4011)	急傾斜地の崩壊	○	133	H20. 2. 29
		鯖江市西山町(7-1-01501)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市西山町(7-2-01502)	急傾斜地の崩壊		153	H21. 3. 24
	日の出町	鯖江市日の出町(7-1-33)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
		鯖江市日の出町(7-1-4006)	急傾斜地の崩壊		770	H19. 12. 4
		鯖江市日の出町(7-2-4012)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
		鯖江市日の出町(7-2-01601)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市日の出町(7-2-01602)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市日の出町(7-I-258)	急傾斜地の崩壊		134 62	H23. 3. 29 H31. 3. 15
	舟津町1丁目	鯖江市舟津町1丁目(7-2-01901)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
	舟津町2丁目	鯖江市舟津町2丁目(7-1-02002)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
	舟津町3丁目	鯖江市舟津町3丁目(7-1-260)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
	小黒町	鯖江市小黒町(7-1-255-1)	急傾斜地の崩壊	○	999	H18. 12. 26
		鯖江市小黒町(7-1-255-3)	急傾斜地の崩壊	○	999	H18. 12. 26
		鯖江市小黒町(7-1-4002)	急傾斜地の崩壊	○	999	H18. 12. 26
		鯖江市小黒町(7-1-4003-1)	急傾斜地の崩壊	○	999	H18. 12. 26
		鯖江市小黒町(7-1-4003-3)	急傾斜地の崩壊	○	999	H18. 12. 26
		鯖江市小黒町(7-1-255-2)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
		鯖江市小黒町(7-1-268)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
		鯖江市小黒町(7-2-03003)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市小黒町(7-2-03005)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市小黒町(7-2-03006)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市小黒町(7-2-03007)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市小黒町(7-2-03008)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24

地区名	町名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因 となる自然現象	特別警戒 区域指定	福井県 告示番号	公示日
新横江	下新庄町	鯖江市下新庄町(7-1-1-108S)	土石流	○	133	H20. 2. 29
		鯖江市下新庄町(7-1-249)	急傾斜地の崩壊	○	133	H20. 2. 29
		鯖江市下新庄町(7-1-4006)	急傾斜地の崩壊	○	133	H20. 2. 29
		鯖江市下新庄町(7-3-4007)	急傾斜地の崩壊	○	133	H20. 2. 29
		鯖江市下新庄町(7-3-4008)	急傾斜地の崩壊	○	133	H20. 2. 29
		鯖江市下新庄町(7-3-4009)	急傾斜地の崩壊	○	133	H20. 2. 29
		鯖江市下新庄町(7-1-1-03502)	土石流		153	H21. 3. 24
		鯖江市下新庄町(7-1-03504)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市下新庄町(7-2-03505)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市下新庄町(7-2-03506)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
神明	水落町1丁目	鯖江市水落町1丁目(7-1-725)	急傾斜地の崩壊	○	133	H20. 2. 29
		鯖江市水落町1丁目(7-2-4001)	急傾斜地の崩壊	○	133	H20. 2. 29
	水落町2丁目	鯖江市水落町2丁目(7-1-4004)	急傾斜地の崩壊	○	133	H20. 2. 29
		鯖江市水落町2丁目(7-1-04201)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市水落町2丁目(7-1-04205)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市水落町2丁目(7-2-04202)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市水落町2丁目(7-2-04203)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市水落町2丁目(7-2-04204)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
	丸山町1丁目	鯖江市丸山町1丁目(7-2-05901)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
	つつじヶ丘町	鯖江市つつじヶ丘町(7-1-25)	急傾斜地の崩壊	○	133	H20. 2. 29
中河	中野町出口	鯖江市中野町出口(7-2-06801)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
	中野町花出	鯖江市中野町花出(7-1-1-107)	土石流	○	133	H20. 2. 29
		鯖江市中野町花出(7-1-248)	急傾斜地の崩壊	○	133	H20. 2. 29
		鯖江市中野町花出(7-1-4007)	急傾斜地の崩壊	○	133	H20. 2. 29
		鯖江市中野町花出(7-3-4010)	急傾斜地の崩壊	○	133	H20. 2. 29
		鯖江市中野町花出(7-2-06901)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市中野町花出(7-2-06902)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
	中野町原	鯖江市中野町原(7-1-1-64-1)	土石流		133	H20. 2. 29
		鯖江市中野町原(7-1-1-64-2)	土石流	○	133	H20. 2. 29
		鯖江市中野町原(7-1-1-106)	土石流	○	133	H20. 2. 29
		鯖江市中野町原(7-2-4013)	急傾斜地の崩壊	○	133	H20. 2. 29
		鯖江市中野町原(7-3-4011)	急傾斜地の崩壊	○	133	H20. 2. 29
		鯖江市中野町原(7-1-247)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市中野町原(7-2-07301)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市中野町原(7-2-07302)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
	青葉町	鯖江市青葉町(7-1-1-6)	土石流		999	H18. 12. 26
		鯖江市青葉町(7-1-1-7)	土石流		999	H18. 12. 26
		鯖江市青葉町(7-2-4017)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
	吉谷町	鯖江市吉谷町(7-1-1-8)	土石流	○	944	H18. 11. 24
		鯖江市吉谷町(7-1-245)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
		鯖江市吉谷町(7-1-246)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
		鯖江市吉谷町(7-2-4018)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
		鯖江市吉谷町(7-2-08201)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市吉谷町(7-1-1-08901)	土石流	○	425	R5. 10. 31

地区名	町名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	特別警戒区域指定	福井県告示番号	公示日
片上	吉谷町 青葉台	鯖江市吉谷町青葉台(7-1-1-82)	土石流	○	944	H18. 11. 24
		鯖江市吉谷町青葉台(7-1-22)	急傾斜地の崩壊	○	944	H18. 11. 24
	四方谷町	鯖江市四方谷町(7-1-1-10)	土石流		944	H18. 11. 24
		鯖江市四方谷町(7-1-1-11)	土石流		944	H18. 11. 24
		鯖江市四方谷町(7-1-1-12)	土石流		944	H18. 11. 24
		鯖江市四方谷町(7-1-1-84)	土石流		944 115	H18. 11. 24 H30. 3. 27
		鯖江市四方谷町(7-1-243)	急傾斜地の崩壊	○	944	H18. 11. 24
		鯖江市四方谷町(7-1-4007-1)	急傾斜地の崩壊	○	944	H18. 11. 24
		鯖江市四方谷町(7-1-4007-2)	急傾斜地の崩壊	○	944	H18. 11. 24
		鯖江市四方谷町(7-2-4019)	急傾斜地の崩壊	○	944	H18. 11. 24
		鯖江市四方谷町(7-2-4020)	急傾斜地の崩壊	○	944	H18. 11. 24
		鯖江市四方谷町(7-3-4013)	急傾斜地の崩壊	○	944	H18. 11. 24
		鯖江市四方谷町(7-1-08309)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市四方谷町(7-2-08301)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市四方谷町(7-2-08303)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市四方谷町(7-2-08304)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市四方谷町(7-2-08305)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市四方谷町(7-2-08308)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
	南井町	鯖江市南井町(7-1-1-13)	土石流		999	H18. 12. 26
		鯖江市南井町(7-1-1-14)	土石流		999	H18. 12. 26
		鯖江市南井町(7-1-242)	急傾斜地の崩壊	○	999	H18. 12. 26
	大野町	鯖江市大野町(7-1-1-16)	土石流		944	H18. 11. 24
		鯖江市大野町(7-3-4014-1)	急傾斜地の崩壊	○	944	H18. 11. 24
		鯖江市大野町(7-3-4014-2)	急傾斜地の崩壊	○	944	H18. 11. 24
		鯖江市大野町(7-1-238)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
		鯖江市大野町(7-1-239)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
		鯖江市大野町(7-2-08602)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市大野町(7-69)	地すべり		134	H23. 3. 29
	別所町	鯖江市別所町(7-1-1-17)	土石流		166	H19. 3. 23
		鯖江市別所町(7-1-1-18)	土石流		166	H19. 3. 23
		鯖江市別所町(7-2-4021)	急傾斜地の崩壊	○	166	H19. 3. 23
		鯖江市別所町(7-3-4015)	急傾斜地の崩壊	○	166	H19. 3. 23
		鯖江市別所町(7-1-237-1)	急傾斜地の崩壊		770	H19. 12. 4
		鯖江市別所町(7-1-237-2)	急傾斜地の崩壊		770	H19. 12. 4
		鯖江市別所町(7-1-08703)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市別所町(7-2-08701)	急傾斜地の崩壊		681	H20. 12. 19
		鯖江市別所町(7-2-08702)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市別所町(7-2-08704)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市別所町(7-70)	地すべり		134	H23. 3. 29
	乙坂今北町	鯖江市乙坂今北町(7-1-1-19)	土石流		944	H18. 11. 24
		鯖江市乙坂今北町(7-1-1-20)	土石流		944	H18. 11. 24
		鯖江市乙坂今北町(7-1-4008-1)	急傾斜地の崩壊	○	944	H18. 11. 24
		鯖江市乙坂今北町(7-1-4008-2)	急傾斜地の崩壊	○	944	H18. 11. 24
		鯖江市乙坂今北町(7-1-4009)	急傾斜地の崩壊	○	944	H18. 11. 24

地区名	町名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	特別警戒区域指定	福井県告示番号	公示日
片上	乙坂今北町	鯖江市乙坂今北町(7-2-4023)	急傾斜地の崩壊	○	944	H18. 11. 24
		鯖江市乙坂今北町(7-2-4024)	急傾斜地の崩壊	○	944	H18. 11. 24
		鯖江市乙坂今北町(7-2-4025)	急傾斜地の崩壊	○	944	H18. 11. 24
		鯖江市乙坂今北町(7-2-08801)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市乙坂今北町(7-2-08803)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市乙坂今北町(7-2-08804)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市乙坂今北町(7-2-08805)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
	大正寺町	鯖江市大正寺町(7-1-1-77S)	土石流		999	H18. 12. 26
		鯖江市大正寺町(7-1-1-85S)	土石流	○	999	H18. 12. 26
		鯖江市大正寺町(7-1-1-15)	土石流	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市大正寺町(7-1-241)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市大正寺町(7-2-08501)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市大正寺町(7-2-08502)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市大正寺町(7-2-08504)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
立待	吉江町	鯖江市吉江町(7-1-1-81S)	土石流	○	999	H18. 12. 26
		鯖江市吉江町(7-1-251)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
	入町	鯖江市入町(7-1-1-79S)	土石流		999	H18. 12. 26
		鯖江市入町(7-1-4000)	急傾斜地の崩壊	○	999	H18. 12. 26
		鯖江市入町(7-3-4002)	急傾斜地の崩壊	○	999	H18. 12. 26
		鯖江市入町(7-2-09301)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市入町(7-138)	地すべり		134	H23. 3. 29
		鯖江市入町(7-1-09302)	急傾斜地の崩壊	○	362	H27. 6. 12
	平和台団地	鯖江市平和台団地(7-1-1-2)	土石流		999	H18. 12. 26
		鯖江市平和台団地(7-1-1-3-1)	土石流	○	999	H18. 12. 26
		鯖江市平和台団地(7-1-1-3-2)	土石流		999	H18. 12. 26
	吉江町 山手団地	鯖江市吉江町山手団地(7-1-1-4)	土石流	○	999	H18. 12. 26
		鯖江市吉江町山手団地(7-1-250)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
	三尾野出作町	鯖江市三尾野出作町(7-1-4000)	急傾斜地の崩壊	○	999	H18. 12. 26
		鯖江市三尾野出作町(7-2-4000)	急傾斜地の崩壊	○	999	H18. 12. 26
		鯖江市三尾野出作町(7-2-4001)	急傾斜地の崩壊	○	999	H18. 12. 26
		鯖江市三尾野出作町(7-3-4000)	急傾斜地の崩壊	○	999	H18. 12. 26
		鯖江市三尾野出作町(7-3-4001)	急傾斜地の崩壊	○	999	H18. 12. 26
		鯖江市三尾野出作町(7-1-252)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
吉川	西大井町	鯖江市西大井町(7-1-1-75)	土石流	○	133	H20. 2. 29
		鯖江市西大井町(7-1-269)	急傾斜地の崩壊	○	133	H20. 2. 29
		鯖江市西大井町(7-2-4002)	急傾斜地の崩壊	○	133	H20. 2. 29
		鯖江市西大井町(7-2-4003)	急傾斜地の崩壊	○	133	H20. 2. 29
		鯖江市西大井町(7-2-11302)	急傾斜地の崩壊	○	133	H20. 2. 29
		鯖江市西大井町(7-1-1-11301)	土石流	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市西大井町(7-1-1-11302)	土石流	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市西大井町(7-2-11301)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市西大井町(7-2-11303)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市西大井町(7-2-11304)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市西大井町(7-2-11306)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
	西和町内会	鯖江市西大井町(7-1-262)	急傾斜地の崩壊	○	133	H20. 2. 29

地区名	町名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因 となる自然現象	特別警戒 区域指定	福井県 告示番号	公示日
豊	和田町	鯖江市和田町(7-1-1-73)	土石流	○	166	H19. 3. 23
		鯖江市和田町(7-1-1-74)	土石流		166	H19. 3. 23
		鯖江市和田町(7-2-4004)	急傾斜地の崩壊	○	166	H19. 3. 23
		鯖江市和田町(7-2-4005)	急傾斜地の崩壊	○	166	H19. 3. 23
		鯖江市和田町(7-2-4006)	急傾斜地の崩壊	○	166	H19. 3. 23
		鯖江市和田町(7-3-4003)	急傾斜地の崩壊	○	166	H19. 3. 23
		鯖江市和田町(7-3-4004-1)	急傾斜地の崩壊	○	166	H19. 3. 23
		鯖江市和田町(7-1-263-1)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
		鯖江市和田町(7-1-263-2)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
		鯖江市和田町(7-1-264-1)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
		鯖江市和田町(7-1-264-2)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
		鯖江市和田町(7-1-13101)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市和田町(7-2-13102)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市和田町(7-2-13103)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
	石生谷町	鯖江市石生谷町(7-1-1-68)	土石流		166	H19. 3. 23
		鯖江市石生谷町(7-1-1-71)	土石流	○	166	H19. 3. 23
		鯖江市石生谷町(7-1-1-72)	土石流		166	H19. 3. 23
		鯖江市石生谷町(7-1-266)	急傾斜地の崩壊	○	166	H19. 3. 23
		鯖江市石生谷町(7-2-4007)	急傾斜地の崩壊	○	166	H19. 3. 23
		鯖江市石生谷町(7-3-4005-1)	急傾斜地の崩壊	○	166	H19. 3. 23
		鯖江市石生谷町(7-1-1-69)	土石流	○	770	H19. 12. 4
		鯖江市石生谷町(7-2-13203)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市石生谷町(7-2-13204)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
	漆原町	鯖江市漆原町(7-1-1-13301)	土石流	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市漆原町(7-1-13305)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市漆原町(7-1-13306)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市漆原町(7-2-13301)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市漆原町(7-2-13303)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市漆原町(7-2-13304)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市漆原町(7-2-13308)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市漆原町(7-2-13310)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市上氏家町(7-2-4008)	急傾斜地の崩壊	○	166	H19. 3. 23
		鯖江市上氏家町(7-3-4005)	急傾斜地の崩壊	○	166	H19. 3. 23
		鯖江市上氏家町(7-3-4006)	急傾斜地の崩壊	○	166	H19. 3. 23
		鯖江市上氏家町(7-1-267)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
		鯖江市上氏家町(7-2-13501)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市上氏家町(7-2-13502)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市上氏家町(7-2-13503)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
北中山	落井町	鯖江市落井町(7-2-4026)	急傾斜地の崩壊	○	883	H18. 10. 31
		鯖江市落井町(7-1-235)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
		鯖江市落井町(7-2-14601)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市落井町(7-2-14602)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
	磯部町	鯖江市磯部町(7-1-1-21)	土石流	○	883	H18. 10. 31
		鯖江市磯部町(7-1-1-22)	土石流	○	883	H18. 10. 31
		鯖江市磯部町(7-1-1-23)	土石流	○	883	H18. 10. 31

地区名	町名	土砂災害警戒 区域の名称	土砂災害の発生原因 となる自然現象	特別警戒 区域指定	福井県 告示番号	公示日
北中山	磯部町	鯖江市磯部町(7-1-4010-1)	急傾斜地の崩壊	○	883	H18. 10. 31
		鯖江市磯部町(7-1-4010-2)	急傾斜地の崩壊	○	883	H18. 10. 31
		鯖江市磯部町(7-2-4008)	急傾斜地の崩壊	○	883	H18. 10. 31
		鯖江市磯部町(7-2-4027)	急傾斜地の崩壊	○	883	H18. 10. 31
		鯖江市磯部町(7-2-4028)	急傾斜地の崩壊	○	883	H18. 10. 31
		鯖江市磯部町(7-2-4029)	急傾斜地の崩壊	○	883	H18. 10. 31
		鯖江市磯部町(7-2-4060)	急傾斜地の崩壊	○	883	H18. 10. 31
		鯖江市磯部町(7-3-4016-1)	急傾斜地の崩壊	○	883	H18. 10. 31
		鯖江市磯部町(7-3-4016-2)	急傾斜地の崩壊	○	883	H18. 10. 31
		鯖江市磯部町(7-1-233)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
		鯖江市磯部町(7-1-234)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
		鯖江市磯部町(7-2-14701)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市磯部町(7-2-14702)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市磯部町(7-2-14703)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
	戸口町	鯖江市戸口町(7-1-229)	急傾斜地の崩壊	○	883	H18. 10. 31
		鯖江市戸口町(7-2-4009)	急傾斜地の崩壊	○	883	H18. 10. 31
		鯖江市戸口町(7-1-228)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
		鯖江市戸口町(7-1-4012)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
	中戸口町	鯖江市中戸口町(7-1-1-30)	土石流	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市中戸口町(7-1-1-31)	土石流	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市中戸口町(7-1-1-32)	土石流	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市中戸口町(7-1-1-86S)	土石流		820	H18. 9. 29
		鯖江市中戸口町(7-2-4035)	急傾斜地の崩壊	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市中戸口町(7-2-4036)	急傾斜地の崩壊	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市中戸口町(7-2-4037)	急傾斜地の崩壊	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市中戸口町(7-2-4038)	急傾斜地の崩壊	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市中戸口町(7-3-4017)	急傾斜地の崩壊	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市中戸口町(7-1-1-14901)	土石流	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市中戸口町(7-1-14904)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市中戸口町(7-2-14901)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市中戸口町(7-2-14902)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市中戸口町(7-2-14903)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
	上戸口町	鯖江市上戸口町(7-1-1-24)	土石流	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-1-1-25)	土石流	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-1-1-26-1)	土石流	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-1-1-26-2)	土石流	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-1-1-27)	土石流	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-1-1-28)	土石流	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-1-1-29)	土石流		820 39	H18. 9. 29 H26. 1. 31
		鯖江市上戸口町(7-1-1-87S)	土石流	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-1-1-88)	土石流	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-1-231)	急傾斜地の崩壊	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-1-4011)	急傾斜地の崩壊	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-2-4030)	急傾斜地の崩壊	○	820	H18. 9. 29

地区名	町名	土砂災害警戒 区域の名称	土砂災害の発生原因 となる自然現象	特別警戒 区域指定	福井県 告示番号	公示日
北中山	上戸口町	鯖江市上戸口町(7-2-4031)	急傾斜地の崩壊	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-2-4032)	急傾斜地の崩壊	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-2-4033-1)	急傾斜地の崩壊	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-2-4033-2)	急傾斜地の崩壊	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-2-4034)	急傾斜地の崩壊	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-3-4018)	急傾斜地の崩壊	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-3-4019)	急傾斜地の崩壊	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市上戸口町(7-1-15012)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市上戸口町(7-2-15002)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市上戸口町(7-2-15003)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市上戸口町(7-2-15006)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市上戸口町(7-2-15007)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市上戸口町(7-2-15008)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市上戸口町(7-2-15009)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市上戸口町(7-2-15013)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市上戸口町(7-143)	地すべり		134	H23. 3. 29
	川島町	鯖江市川島町(7-1-1-62)	土石流		770 39	H19. 12. 4 H26. 1. 31
		鯖江市川島町(7-1-1-63)	土石流	○	770	H19. 12. 4
		鯖江市川島町(7-2-4014)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
		鯖江市川島町(7-2-4015)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
		鯖江市川島町(7-2-4016)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
		鯖江市川島町(7-3-4012)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
		鯖江市川島町(7-2-15101)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
河和田	別司町	鯖江市別司町(7-1-1-33)	土石流		594	H18. 6. 27
		鯖江市別司町(7-1-1-34-1)	土石流		594	H18. 6. 27
		鯖江市別司町(7-1-1-34-2)	土石流	○	594	H18. 6. 27
		鯖江市別司町(7-1-1-89)	土石流		594	H18. 6. 27
		鯖江市別司町(7-1-1-15201)	土石流		594 161	H18. 6. 27 H28. 3. 29
		鯖江市別司町(7-1-226-1)	急傾斜地の崩壊	○	594	H18. 6. 27
		鯖江市別司町(7-1-226-2)	急傾斜地の崩壊	○	594	H18. 6. 27
		鯖江市別司町(7-2-4039)	急傾斜地の崩壊	○	594	H18. 6. 27
		鯖江市別司町(7-2-4040)	急傾斜地の崩壊	○	594	H18. 6. 27
		鯖江市別司町(7-3-4020-1)	急傾斜地の崩壊	○	594	H18. 6. 27
		鯖江市別司町(7-3-4020-2)	急傾斜地の崩壊	○	594	H18. 6. 27
		鯖江市別司町(7-3-4020-3)	急傾斜地の崩壊	○	594	H18. 6. 27
		鯖江市別司町(7-3-4020-4)	急傾斜地の崩壊	○	594	H18. 6. 27
		鯖江市別司町(7-3-4021)	急傾斜地の崩壊	○	594	H18. 6. 27
		鯖江市別司町(7-1-227)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
		鯖江市別司町(7-2-15202)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
	河和田町	鯖江市河和田町(7-1-1-35)	土石流	○	961	H17. 11. 29
		鯖江市河和田町(7-1-1-36)	土石流		961	H17. 11. 29
		鯖江市河和田町(7-1-1-37-1)	土石流	○	961	H17. 11. 29
		鯖江市河和田町(7-1-1-37-2)	土石流		961	H17. 11. 29
		鯖江市河和田町(7-1-1-105S)	土石流		961	H17. 11. 29
		鯖江市河和田町(7-1-224-1)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4

地区名	町名	土砂災害警戒 区域の名称	土砂災害の発生原因 となる自然現象	特別警戒 区域指定	福井県 告示番号	公示日
河和田	河和田町	鯖江市河和田町(7-1-224-2)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
		鯖江市河和田町(7-1-224-3)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
		鯖江市河和田町(7-1-225)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
	蒔生田町	鯖江市蒔生田町(7-1-1-59)	土石流	○	961	H17. 11. 29
		鯖江市蒔生田町(7-1-1-60-1)	土石流		961	H17. 11. 29
		鯖江市蒔生田町(7-1-1-60-2)	土石流		961	H17. 11. 29
		鯖江市蒔生田町(7-1-1-61)	土石流		961	H17. 11. 29
		鯖江市蒔生田町(7-1-1-104)	土石流	○	961	H17. 11. 29
		鯖江市蒔生田町(7-2-4011)	急傾斜地の崩壊	○	961	H17. 11. 29
		鯖江市蒔生田町(7-1-1-15401)	土石流	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市蒔生田町(7-2-15401)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
	片山町	鯖江市片山町(7-1-222-1)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
		鯖江市片山町(7-1-222-2)	急傾斜地の崩壊	○	770	H19. 12. 4
	西袋町	鯖江市西袋町(7-1-1-38)	土石流	○	961	H17. 11. 29
		鯖江市西袋町(7-1-1-39)	土石流	○	961	H17. 11. 29
		鯖江市西袋町(7-1-1-90S)	土石流	○	961	H17. 11. 29
		鯖江市西袋町(7-1-1-91S)	土石流	○	961	H17. 11. 29
		鯖江市西袋町(7-1-1-92S)	土石流	○	961	H17. 11. 29
		鯖江市西袋町(7-1-1-93S-1)	土石流	○	961	H17. 11. 29
		鯖江市西袋町(7-1-1-93S-2)	土石流	○	961	H17. 11. 29
		鯖江市西袋町(7-2-4041)	急傾斜地の崩壊	○	961	H17. 11. 29
		鯖江市西袋町(7-2-4042)	急傾斜地の崩壊	○	961	H17. 11. 29
		鯖江市西袋町(7-2-4043)	急傾斜地の崩壊	○	961	H17. 11. 29
		鯖江市西袋町(7-2-4044)	急傾斜地の崩壊	○	961	H17. 11. 29
		鯖江市西袋町(7-2-4045)	急傾斜地の崩壊	○	961	H17. 11. 29
		鯖江市西袋町(7-2-4046)	急傾斜地の崩壊	○	961	H17. 11. 29
		鯖江市西袋町(7-3-4022-1)	急傾斜地の崩壊	○	961	H17. 11. 29
		鯖江市西袋町(7-3-4022-2)	急傾斜地の崩壊	○	961	H17. 11. 29
		鯖江市西袋町(7-1-221)	急傾斜地の崩壊	○	677	H19. 10. 12
		鯖江市西袋町(7-1-4013)	急傾斜地の崩壊	○	677	H19. 10. 12
		鯖江市西袋町(7-2-4010)	急傾斜地の崩壊	○	677	H19. 10. 12
		鯖江市西袋町(7-1-1-15601)	土石流	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市西袋町(7-1-1-15602)	土石流	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市西袋町(7-2-15601)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市西袋町(7-2-15602)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市西袋町(7-2-15604)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市西袋町(7-2-15605)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市西袋町(7-2-15606)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市西袋町(7-2-15609)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市西袋町(7-71)	地すべり		134 362	H23. 3. 29 H27. 6. 12
	西袋町椿坂	鯖江市西袋町椿坂(7-1-1-94)	土石流		651	H17. 7. 29
		鯖江市西袋町椿坂(7-1-4015)	急傾斜地の崩壊	○	651	H17. 7. 29
		鯖江市西袋町椿坂(7-2-4048)	急傾斜地の崩壊	○	651	H17. 7. 29
		鯖江市西袋町椿坂(7-1-1-40)	土石流	○	677	H19. 10. 12

地区名	町名	土砂災害警戒 区域の名称	土砂災害の発生原因 となる自然現象	特別警戒 区域指定	福井県 告示番号	公示日
河和田	西袋町椿坂	鯖江市西袋町椿坂(7-1-1-41)	土石流		677	H19. 10. 12
		鯖江市西袋町椿坂(7-1-219)	急傾斜地の崩壊		677	H19. 10. 12
		鯖江市西袋町椿坂(7-1-4014)	急傾斜地の崩壊	○	677	H19. 10. 12
		鯖江市西袋町椿坂(7-2-4047)	急傾斜地の崩壊	○	677	H19. 10. 12
		鯖江市西袋町椿坂(7-2-15701)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市西袋町椿坂(7-2-15702)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市西袋町椿坂(7-2-15703)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市西袋町椿坂(7-2-15705)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市西袋町椿坂(7-2-15706)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
		鯖江市西袋町椿坂(7-2-15707)	急傾斜地の崩壊	○	153	H21. 3. 24
	金谷町	鯖江市金谷町(7-2-4049)	急傾斜地の崩壊	○	220	H18. 2. 28
		鯖江市金谷町(7-2-4050)	急傾斜地の崩壊	○	220	H18. 2. 28
		鯖江市金谷町(7-1-1-42)	土石流		220	H18. 2. 28
		鯖江市金谷町(7-1-1-43-1)	土石流	○	220	H18. 2. 28
		鯖江市金谷町(7-1-1-43-2)	土石流	○	220	H18. 2. 28
		鯖江市金谷町(7-1-1-43-3)	土石流	○	220	H18. 2. 28
		鯖江市金谷町(7-1-1-44)	土石流	○	220	H18. 2. 28
		鯖江市金谷町(7-1-1-95S)	土石流	○	220	H18. 2. 28
		鯖江市金谷町(7-1-1-96S)	土石流	○	220	H18. 2. 28
		鯖江市金谷町(7-1-217-1)	急傾斜地の崩壊		677	H19. 10. 12
		鯖江市金谷町(7-1-217-2)	急傾斜地の崩壊	○	677	H19. 10. 12
		鯖江市金谷町(7-1-15805)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市金谷町(7-2-15804)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市金谷町(7-2-15806)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
	寺中町	鯖江市寺中町(7-1-1-45)	土石流		820	H18. 9. 29
		鯖江市寺中町(7-1-1-46)	土石流	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市寺中町(7-1-1-97S)	土石流	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市寺中町(7-1-1-98S)	土石流	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市寺中町(7-1-212)	急傾斜地の崩壊	○	677	H19. 10. 12
		鯖江市寺中町(7-1-213)	急傾斜地の崩壊	○	677	H19. 10. 12
		鯖江市寺中町(7-1-214)	急傾斜地の崩壊	○	677	H19. 10. 12
		鯖江市寺中町(7-1-1-15901)	土石流	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市寺中町(7-2-15901)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市寺中町(7-2-15902)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
	北中町	鯖江市北中町(7-2-4051)	急傾斜地の崩壊	○	820	H18. 2. 28
		鯖江市北中町(7-1-1-103S)	土石流	○	820	H18. 2. 28
	東清水町	鯖江市東清水町(7-1-1-58-1)	土石流		820	H18. 9. 29
		鯖江市東清水町(7-1-1-58-2)	土石流	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市東清水町(7-1-1-102)	土石流	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市東清水町(7-2-4052)	急傾斜地の崩壊	○	820	H18. 9. 29
		鯖江市東清水町(7-2-4053)	急傾斜地の崩壊	○	820	H18. 9. 29
	尾花町	鯖江市尾花町(7-1-1-47)	土石流	○	883	H18. 10. 31
		鯖江市尾花町(7-1-1-48)	土石流	○	883 91	H18. 10. 31 H27. 2. 20
		鯖江市尾花町(7-1-1-49)	土石流	○	883	H18. 10. 31

地区名	町名	土砂災害警戒 区域の名称	土砂災害の発生原因 となる自然現象	特別警戒 区域指定	福井県 告示番号	公示日
河和田	尾花町	鯖江市尾花町(7-1-1-50)	土石流	○	883	H18. 10. 31
		鯖江市尾花町(7-2-4012)	急傾斜地の崩壊	○	883	H18. 10. 31
		鯖江市尾花町(7-2-4054)	急傾斜地の崩壊	○	883	H18. 10. 31
		鯖江市尾花町(7-1-21)	急傾斜地の崩壊	○	677	H19. 10. 12
		鯖江市尾花町(7-1-211)	急傾斜地の崩壊	○	677	H19. 10. 12
		鯖江市尾花町(7-1-737)	急傾斜地の崩壊	○	677	H19. 10. 12
		鯖江市尾花町(7-1-4009)	急傾斜地の崩壊		677	H19. 10. 12
		鯖江市尾花町(7-1-4016)	急傾斜地の崩壊	○	677	H19. 10. 12
		鯖江市尾花町(7-2-4014)	急傾斜地の崩壊	○	677	H19. 10. 12
		鯖江市尾花町(7-1-1-16201)	土石流	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市尾花町(7-2-16203)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市尾花町(7-2-16204)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市尾花町(7-2-16206)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市尾花町(7-2-16208)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市尾花町(7-72)	地すべり		134	H23. 3. 29
	沢町	鯖江市沢町(7-1-1-51)	土石流	○	789	H17. 9. 30
		鯖江市沢町(7-1-1-52)	土石流	○	789	H17. 9. 30
		鯖江市沢町(7-1-1-53-1)	土石流	○	789	H17. 9. 30
		鯖江市沢町(7-1-1-53-2)	土石流	○	789	H17. 9. 30
		鯖江市沢町(7-1-1-99)	土石流		429	H6. 10. 22
		鯖江市沢町(7-1-210)	急傾斜地の崩壊	○	677	H19. 10. 12
		鯖江市沢町(7-1-4011)	急傾斜地の崩壊	○	677	H19. 10. 12
		鯖江市沢町(7-2-4005)	急傾斜地の崩壊	○	677	H19. 10. 12
		鯖江市沢町(7-2-4013)	急傾斜地の崩壊		677	H19. 10. 12
		鯖江市沢町(7-2-4055)	急傾斜地の崩壊	○	677	H19. 10. 12
	上河内町	鯖江市上河内町(7-1-1-56-1)	土石流	○	320	H17. 3. 31
		鯖江市上河内町(7-1-1-56-2)	土石流	○	320	H17. 3. 31
		鯖江市上河内町(7-1-1-57)	土石流	○	320	H17. 3. 31
		鯖江市上河内町(7-1-1-78)	土石流	○	320	H17. 3. 31
		鯖江市上河内町(7-1-1-100)	土石流	○	320	H17. 3. 31
		鯖江市上河内町(7-1-1-101)	土石流	○	320	H17. 3. 31
		鯖江市上河内町(7-1-4017)	急傾斜地の崩壊	○	320	H17. 3. 31
		鯖江市上河内町(7-1-4018)	急傾斜地の崩壊	○	320	H17. 3. 31
		鯖江市上河内町(7-1-4019)	急傾斜地の崩壊	○	320	H17. 3. 31
		鯖江市上河内町(7-2-4058)	急傾斜地の崩壊	○	320	H17. 3. 31
		鯖江市上河内町(7-2-4059)	急傾斜地の崩壊	○	320	H17. 3. 31
		鯖江市上河内町(7-1-1-54)	土石流	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市上河内町(7-1-1-55)	土石流	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市上河内町(7-1-1-16401)	土石流	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市上河内町(7-1-1-16404)	土石流	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市上河内町(7-1-206)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市上河内町(7-1-207)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市上河内町(7-1-208)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市上河内町(7-1-209)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市上河内町(7-1-4020)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市上河内町(7-2-4056)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19

地区名	町名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	特別警戒区域指定	福井県告示番号	公示日
河和田	上河内町	鯖江市上河内町(7-2-4057)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市上河内町(7-1-16401)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市上河内町(7-2-16402)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市上河内町(7-2-16403)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市上河内町(7-2-16404)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19
		鯖江市上河内町(7-1-4010)	急傾斜地の崩壊	○	681	H20. 12. 19

3-10 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設

(令和8年1月1日現在)

施設名	所在地	TEL	FAX
ことぶき荘 ことぶき荘デイサービスセンター	大野町 3-1	51-7780	51-8760
ことぶき荘（短期入所生活介護）			
おしどり荘デイサービスセンター	別司町 41-30	65-3120	65-3121
小規模多機能型居宅介護おしどり荘			
グループホームおしどり			
きむら内科医院	中野町 257-3-7	54-0707	51-7321
東部児童センター	別司町 21-17	65-1119	65-1119
片上幼稚園	大野町 16-6	52-5791	52-5791
片上小学校		51-4802	51-7840
鯖江高校	舟津町 2 丁目 5-42	51-0001	51-0103

3-1-1 危険物施設一覧表

(令和8年1月1日現在)

区 分		鯖江市	越前町				計
			朝日地区	織田地区	越前地区	宮崎地区	
製造所		5					5
貯蔵所	屋内貯蔵所	52	4	2	1	1	60
	屋外タンク貯蔵所	30	3	3	5	1	42
	屋内タンク貯蔵所	3		1			4
	地下タンク貯蔵所	58	13	9	6	5	91
	移動タンク貯蔵所	26	10	4	5	1	46
	屋外貯蔵所	5					5
取扱所	給油取扱所	25	5	4	4	2	40
	販売取扱所	2					2
	一般取扱所	31	6	5	3	1	46
計		237	41	28	24	11	341
			104				

4 鯖江市の現況

4-1 人口

[鯖江市の人口の推移]

(単位：人)

調査年	男	女	計
昭和 40	23,872	26,242	50,114
45	25,416	27,198	52,614
50	27,978	29,274	57,252
55	29,070	30,509	59,579
60	29,881	31,571	61,452
平成 2	30,164	32,119	62,283
7	30,376	32,514	62,890
12	31,448	33,450	64,898
17	32,263	34,568	66,831
22	32,507	39,943	67,450
27	33,105	35,179	68,284
令和 2	33,323	34,979	68,302

(鯖江市統計書)

[鯖江市の年齢別人口の推移]

(単位：人)

調査年	少年人口 (0歳～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)		合計	不詳	総数
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)			
S60年	13,997	22.8	40,272	65.5	7,183	11.7	61,452	0	61,452
H2年	11,883	19.1	41,933	67.3	8,461	13.6	62,277	6	62,283
H7年	10,643	16.9	42,023	66.9	10,208	16.2	62,874	16	62,890
H12年	10,452	16.1	42,390	65.4	11,982	18.5	64,824	74	64,898
H17年	10,524	15.7	42,610	63.8	13,697	20.5	66,831	0	66,831
H22年	10,543	15.7	41,430	61.5	15,371	22.8	67,450	106	67,450
H27年	10,257	15.1	39,994	58.7	17,811	26.2	68,062	222	68,284
R2年	9,599	14.2	39,408	58.1	18,757	27.7	67,764	538	68,302

※総数には年齢不詳も含む。

(国勢調査)

4-2 要配慮者利用施設一覧

(令和7年1月1日現在)

施設名	所在地	TEL	FAX	水害	土砂
ほのぼのハーツたんなん事業所	小黒町2丁目901	53-0582	53-0682	日	
こころ	五郎丸町8-3	77-2022	77-2022	日	
アスラボさばえ	小黒町1丁目8-8-1	42-8365	42-8365		
千草の家	三六町1丁目2-5-1	53-0015	53-2001	日	
やすらぎ		53-0002	53-2001		
デイサービスセンター ちぐさのいえ	三六町1丁目11-3	53-0058	53-2001		
たんぽぽ	三六町1丁目11-7	53-0002	53-2001	日	
福授園神中事業所	神中町2丁目6-20	51-2910	54-0391	日・浅	
福授園御幸事業所	下河端町901	52-1552	54-0294	日	
福授園鳥羽事業所	御幸町3丁目8-4	51-6100	54-0294	日・浅	
福授園当田事業所	当田町13-1-1	62-0040	54-0391	日	
チャレンジ	神明町2丁目8-4	43-5260	54-0391		
鳥羽グループホーム	御幸町3丁目8-4	51-2910	54-0391		
平井グループホーム	平井町55-2-3	51-2910	54-0391	日	
平井第三グループホーム	平井町55-2-4	51-2910	54-0391	日	
平井第二グループホーム	平井町57-30-8	51-2910	54-0391	日	
グループホーム第一虹の家	水落町1丁目14-22-3	51-2381	67-9267	日	
虹の家(放課後等デイサービス)	水落町2丁目12-20	090-2377-0010	67-5237	日	
虹の家鯖江西事業所(放課後等デイサービス) ＝休止中＝	水落町1丁目14-11-1	51-2381	67-9267	日	
とまり木福祉協会	鳥羽1丁目12-10	52-4225	52-4226	浅	
いやしろち	幸町2丁目6-22	42-7842	42-7842		
いやしろち舟津	舟津町5丁目6-10-1	42-7842	42-7842		
いやしろち水落	水落町7-28-8	42-7822	42-7822		
さばえ子どもの発達支援センター かがやき	鳥羽町56-5	42-6090	42-6088		
ふれんど＝休止中＝	中野町109-24	42-5396			
ナチュラル	舟枝町3-118	29-1001	29-1001		
ハートオブマインド(A型)	丸山町4丁目301-2	42-5980	42-5981	日	
ハートオブマインド(B型)	杉本町17-22-1	42-5980	42-5981	日	
みんなの家	平井町62-60-7	67-3175	67-3175		
ライフトレーニングセンター	和田町9-1-1	62-1234	62-0890		
ライトワークセンター	和田町9-1-1	62-8103	62-3775		
シマエナガ	中戸口町15-36	65-3651	65-3655		
インライフ株式会社	田所町3-4-4	54-7011			
F e e l s	東鯖江2丁目2-1-1	43-6341	43-6342		
じぶんハウス・まなびクラブ	丸山町1丁目202-1	54-0520	54-0521	日	
株式会社 悠	つつじヶ丘町15-1	43-5716	43-5717		
えつぽ Jr	北中町722	080-9417-5763			

施 設 名	所在地	TEL	FAX	水害	土砂
合同会社おひさまとみどり	糺町 23-3-1	090-3177-7743		日	
ことぶき荘（特別養護老人ホーム）	大野町 3-1	51-7780	51-8760	浅	土
ことぶき荘デイサービスセンター					
ことぶき荘（短期入所生活介護）					
エレガント・セニール・ガーデン （特別養護老人ホーム）	吉江町 31-7-1	53-2772	53-2778	日	
エレガント・セニール・ガーデン （デイサービスセンター）					
エレガント・セニール・ガーデン （短期入所生活介護）		53-2273			
エレガント・セニール・ルーエ （グループホーム）					
五岳園（特別養護老人ホーム）	漆原町 20-8	62-2220	62-2219		
短期入所施設 うぐいすの里		62-2804			
デイサービスセンター うぐいすの里					
グレースフルわかたけ	本町 2 丁目 2-17	52-7400	52-7407	日	
鯖江つつじ苑	水落町 3 丁目 6-34	53-0767	53-1655		
つつじの家	水落町 3 丁目 6-32	53-2022	53-2023		
グループホームつつじ	水落町 3 丁目 6-33	53-2040	53-2040		
リハビリセンター王山 （介護老人保健施設）	旭町 1 丁目 3-22	51-7720	51-7718		
リハビリセンター王山 （通所リハビリテーション）					
鯖江ケアセンターみどり荘 （介護老人保健施設）	中野町 33-20-1	51-7540	51-8421	日・浅	
みどり荘デイケアセンター					
神明ケアセンター（介護老人保健施設）	幸町 1 丁目 2-2	51-8228	51-8335		
神明ケアセンター （通所リハビリテーション）					
かがやき（介護医療院）	旭町 4 丁目 9-10	51-2755	51-4271	日	
グループホームさばえ					
陽だまりさばえ					
グループホームおしどり	別司町 41-30	65-3120	65-3121		土
おしどり荘（小規模多機能型居宅介護）					
おしどり荘デイサービスセンター					
小規模多機能型居宅介護 もんざえもん	鳥羽 3 丁目 1-29- 1	29-1800	54-8355	日	
デイサービスセンターいろり	鳥羽 3 丁目 1-29	54-7300	54-7360	浅	
地域密着小規模多機能型居宅介護事業所ありんこ	西大井町 12-38-2	62-2944	62-2944	日	
ほっと地域リハビリセンター鯖江	鳥羽町 107-70	52-7720	52-7721	浅	
ほっとリハビリショートステイ鯖江					
活き生きほっと倶楽部鯖江					
ロイヤルほっとクラブ鯖江					

施 設 名	所在地	TEL	FAX	水害	土砂
県民せいきょう 鯖江きらめき グループホーム	小黒町 3 丁目 10-21	52-8050	52-8051	日	
県民せいきょう 小規模多機能ホーム 鯖江きらめきハウス					
県民せいきょう 鯖江きらめき あったかホ ーム					
県民せいきょうサービス付高齢者向け住宅 鯖江きらめき					
グループホームきらめきの里鯖江	小黒町 3 丁目 1009	53-1294	54-4166		
小規模多機能型居宅介護きらめきの里鯖江		52-1294			
地域密着型特別養護老人ホームきらめきの里 鯖江		51-1294			
通所リハビリテーションセンター アイ・シーなごみの里	三六町 1 丁目 2-31	51-5234	51-8242		
デイサービスセンターわらく	住吉町 2 丁目 16-12	52-1117	52-1118	日	
アミューズメントリゾート ドリームデイサ ービス	東鯖江 2 丁目 9-16	54-7800	54-7801	日	
リハビリデイサービスリラックス	東鯖江 4 丁目 8-2	67-8876	67-6654		
鯖江市社会福祉協議会デイサービスセンター	水落町 2 丁目 30- 1	51-0091	51-8079	日	
デイサービスセンターなかま	神明町 5 丁目 5-37	51-1839	51-8805	日	
ツクイ福井さばえ	三六町 1 丁目 6-2	51-9300	51-9301		
さばえさん	丸山町 1 丁目 7-31	080-1012-7269	0776-22-2209		
憩の里デイサービスセンター	中野町 12-8-1	51-1501	51-1901	日	
さくら倶楽部 聚楽第	下河端町 4-6-1	54-8448	54-8484	日	
ニチケアセンターたちまち	吉江町 303	53-0066	53-0069	日・浅	
ニチケアセンター糺さくら	糺町 14-6	51-1711	51-2717	日	
丹南デイサービスセンター	持明寺町 14-14- 1	62-0236	62-1363	日	
One Heart リハビリの家	川島町 19-14	43-5356	43-5358	日	
くるみの森 丹南	新横江 1 丁目 3-5-1	42-7748	42-7758	日	
デイサービスえくぼ園	杉本町 15-1-1	42-7230	42-7231	日	
F o H o 笑デイさばえ	杉本町 35-106	42-7414	42-7415	日	
ここんデイサービスしんめい	糺町 19-9-1	42-7411	42-7416	日	
谷川病院（介護医療院）	本町 4 丁目 3-14	51-4132	52-4627		
HANA（華）テラス	三六町 2 丁目 910-5	54-7733	54-7753		
広瀬病院介護医療院サンク	旭町 1 丁目 2-8	51-3030	51-5978		
鯖江市老年大学	舟枝町 4-23- 1	52-8824	52-8837	日	
吉江学園	西番町 24- 1 - 1	51-1614	51-1900		
高野病院	本町 2 丁目 3-10	51-0845	-	日	
斎藤医院	本町 3 丁目 1-25	51-0073	-		
広瀬病院	旭町 1 丁目 2-8	51-3030	-		
木水医院	旭町 1 丁目 9-1	51-7557	-		
鯖江清水眼科	旭町 2 丁目 1-30	51-0067	-	日	
土屋医院	旭町 3 丁目 6-2	51-2100	-	日	

施 設 名	所在地	TEL	FAX	水害	土砂
木村病院	旭町 4 丁目 4-9	51-0478	-		
たかはし医院	小黒町 3 丁目 11-28	54-0550	-	日	
嶋田整形外科医院	五郎丸町 253	54-0500	-	日	
いしだ皮膚科クリニック	東鯖江 1 丁目 3-15	53-0753	-	日	
産婦人科鈴木クリニック	東鯖江 4 丁目 2-23	52-6000	-	日・浅	
藤田胃腸科・内科・外科医院	水落町 4 丁目 16-24	52-5200	-	日	
柳沢医院	三六町 1 丁目 2-50	52-6100	-		
みどりヶ丘病院	三六町 1 丁目 2-6	51-1370	-		
公立丹南病院	三六町 1 丁目 2-31	51-2260	-		
今野内科	幸町 1 丁目 2-12	51-1018	-		
品川クリニック	長泉寺町 4-10-8	51-0011	-	日・浅	
きむら内科医院	中野町 257-3-7	54-0707	-	日	土
斎藤病院	中野町 6-1-1	51-0593	-	浅	
くぼたクリニック	糺町 30-2- 1	53-2511	-	日	
山岸医院	戸口町 15-13-4	65-1084	-		
高野医院	河和田町 20-4-1	65-0236	-		
一乗医院	河和田町 28-1-1	65-0052	-		
鯖江清水耳鼻咽喉科医院	本町 4 丁目 1-28	52-8700	-		
皮膚科鈴木医院	長泉寺町 1 丁目 8-36	51-0232	-		
加藤産婦人科	水落町 1 丁目 4-21	51-1285	-		
幸道眼科	幸町 1 丁目 4-8	54-0088	-		
野尻内科胃腸科医院	鳥羽 2 丁目 4-16	51-1460	-		
馬場医院	杉本町 16-1-3	51-1677	-	日	
津田クリニック	平井町 43-1-3	62-0222	-	日	
カマカズ医院	日の出町 5-4	51-0207	-		
高村病院	幸町 1 丁目 2-2	51-2030	-		
谷川内科クリニック	本町 4 丁目 3-14	51-4132	-		
丸山内科循環器科医院	上鯖江 2 丁目 9-5	29-0008	-	日	
はやしクリニック	水落町 2 丁目 26-28	25-1884	-	浅	
ともだち診療所	石田上町 23-14	51-4895	-	日	
くまもと眼科クリニック	東鯖江 1 丁目 4-23	43-5066	-	日	
土屋耳鼻咽喉科クリニック	三六町 2 丁目 4-15	54-0555	-		
みつや心療クリニック	五郎丸町 273	42-5606	-	日	
鯖江腎臓クリニック	五郎丸町 24-22	51-6161	-	日	
やなぎ保育園	柳町 4 丁目 2-17	51-0012	51-3305	日	
すみれ保育園	住吉町 1 丁目 14-14	51-4144	51-9992	日	
幼保連携型認定こども園しんよこえ	新横江 1 丁目 3-13	52-3883	52-9600	浅	
あおいこども園	神明町 4 丁目 1-7	52-2231	54-7312	日	
あすなろ保育園	御幸町 2 丁目 15-15	51-6552	51-9855	日・浅	

施 設 名	所在地	TEL	FAX	水害	土砂
草の実保育園	鳥羽 1 丁目 3-18-2	52-1511	52-8220	日	
いずみ保育園	下河端町 2-8	52-4771	52-8772	日・浅	
みずほ保育園	下河端町 47-43	51-1416	51-1416	浅	
白蓮保育園	糺町 37-7	51-2493	51-1388	日	
吉江保育園	杉本町 408	51-6555	51-6558	日	
ふじこども園	持明寺町 14-14-1	62-0236	62-1363	日	
のぞみ保育園	当田町 10-2-2	62-3234	43-6445	日	
慈光保育園	西袋町 64-25	65-2044	65-2170		
せきいんこども園	日の出町 6-37	51-0640	51-1588		
しんとくこども園	長泉寺町 1 丁目 9-19	51-7717	51-7717		
神明保育所	三六町 1 丁目 1-12	51-1137	51-1137		
中河保育所	中野町 208- 1	51-3103	51-3982	浅・鞍	
立待保育所	杉本町 33-4-1	51-3377	51-3377	日	
石田保育所	石田上町 44- 1	51-1972	51-1972	日	
吉川保育所	大倉町 5-20	62-1332	62-1332	日	
ゆたかこども園	上野田町 2-9	62-1680	62-1779	日	
かわだ保育所	筋生田町 10-5- 1	65-0173	65-0173		
本町児童センター	本町 4 丁目 6-16	52-8903	52-8903		
舟津児童センター	舟津町 4 丁目 8-16	51-3329	51-3329	日	
小黒町児童センター	小黒町 1 丁目 1-18	52-4529	52-4529	日	
有定児童センター	有定町 2 丁目 8-21	51-2985	51-2985	日	
柳町児童センター	柳町 2 丁目 1-8	52-9302	52-9302	日	
長泉寺児童センター	長泉寺町 2 丁目 3-11	52-0697	52-0697	日	
新横江児童センター	定次町 108	51-1450	51-1450	日	
水落児童館	水落町 1 丁目 8-22	52-3561	52-3561		
鳥羽中児童センター	神明町 4 丁目 7-55	52-5920	52-5920		
神中児童センター	神中町 3 丁目 5-31	52-8909	52-8909	日・浅	
曲木児童センター	中野町 54-30- 1	52-5940	52-5940	浅	
石田児童センター	石田下町 17-11	52-5160	52-5160	日	
平井児童センター	平井町 27-9-5	62-0716	62-0716	日	
戸口児童センター	戸口町 15-18-3	65-0664	65-0664		
東部児童センター	別司町 21-17	65-1119	65-1119		土
子育て支援センター	本町 4 丁目 6-17	51-3527	51-3768		
惜陰小学校	日の出町 6-37	51-2866	53-0483		
進徳小学校	長泉寺町 2 丁目 5-1	53-1503	52-5983		
鯖江東小学校	新横江 2 丁目 6-37	51-0338	51-8309	日・浅	
神明小学校	水落町 4 丁目 13-23	51-1110	53-0472	日・浅	
鳥羽小学校	神明町 4 丁目 1-38	52-0045	52-5971	日・浅	
中河小学校	中野町 73-16	51-0518	51-8071	浅・鞍	

施 設 名	所在地	TEL	FAX	水害	土砂
片上小学校	大野町 16-6	51-4802	51-7840	浅・鞍	土
立待小学校	杉本町 1-5	51-1505	53-0473	日	
吉川小学校	大倉町 22- 1	62-1134	62-3166	日	
豊小学校	下野田町 39-29	62-1201	62-3196	日	
北中山小学校	磯部町 25-11	65-1019	65-2530	鞍	
河和田小学校	西袋町 67- 8	65-0050	65-2531		
鯖江中学校	小黒町 2 丁目 12- 1	51-2890	51-9053	日	
中央中学校	三六町 1 丁目 1 -50	51-1161	51-1143		
東陽中学校	落井町 32- 7	65-0104	65-1419	鞍	
鯖江東幼稚園	新横江 2 丁目 6-37	52-5696	52-5696	日・浅	
神明幼稚園	三六町 1 丁目 8-24	51-1002	51-1034		
片上幼稚園	大野町 16-6	52-5791	52-5791	浅・鞍	土
北中山幼稚園	戸口町 9-11-4	65-2879	65-2879	鞍	
鯖江高等学校	舟津町 2-5-42	51-0001	51-0103		土

4-3 国・県・市指定、国登録文化財一覧表(無形・無形民俗を除く)

(令和7年11月20日現在)

地区	文化財名称 ※指定・登録順	所有者・管理者	所在地	指定区分
鯖江	王山古墳群	鯖江市	日の出町	国指定
	恵美写真館洋館	個人	本町3丁目	国登録
	恵美写真館表門			
	旧鯖江地方織物検査所	(特) 鯖江地方織物検査所	旭町1丁目	国登録
	あめや呉服店店舗兼主屋	個人	本町3丁目	国登録
	あめや呉服店東蔵			
	あめや呉服店西蔵			
	酒井家住宅主屋	個人	本町4丁目	国登録
	酒井家住宅土蔵			
	瀧波家住宅主屋	個人	本町3丁目	国登録
	瀧波家住宅離れ座敷			
	瀧波家住宅大蔵			
	瀧波家住宅道具蔵			
	料亭天狗楼料亭棟	個人	本町2丁目	国登録
	料亭天狗楼調理棟			
	料亭天狗楼土蔵			
	料亭天狗楼表門			
	齋藤家住宅主屋	個人	舟津町4丁目	国登録
	齋藤家住宅離れ			
	齋藤家住宅米蔵			
	齋藤家住宅中蔵			
	齋藤家住宅新蔵			
	齋藤家住宅小屋			
	齋藤家住宅門柱			
	齋藤家住宅東門			
	舟津神社大鳥居	舟津神社	舟津町1丁目	県指定
	舟津神社本殿			県指定
	舟津神社赤鳥居			県指定
	誠照寺四足門	誠照寺	本町3丁目	県指定
	髪繡六字名号			県指定
	刺繡阿弥陀如来像			県指定
	紙本金地著色日月松楓図	誠照寺	本町3丁目	県指定
	漆塗太鼓形酒筒 附 切子頭形栓	舟津神社	舟津町1丁目	県指定
	誠照寺御影堂および阿弥陀堂 附 厨子	誠照寺	本町3丁目	県指定

地区	文化財名称 ※指定・登録順	所有者・管理者	所在地	指定区分
鯖江	鯖江藩家老植田家長屋門	個人	旭町 1 丁目	市指定
	鯖江市の出土品	鯖江市	長泉寺町 1 丁目 (まなべの館)	市指定
	間部家文書			市指定
	間部詮勝の花押・落款	個人		市指定
	萬慶寺本堂天井絵	萬慶寺	深江町	市指定
	鯖江藩受福堂御門	松阜神社	旭町 1 丁目	市指定
	木造十一面観音菩薩立像	有定町 1・2・3 丁目	有定町 2 丁目 (春日神社)	市指定
	木造地藏菩薩坐像	舟津町 2・3・4 丁目	日の出町 (王山地蔵堂)	市指定
	木造聖観音菩薩立像	鯖江市	長泉寺町 1 丁目 (まなべの館)	市指定
	萬慶寺山門 (楼門)	萬慶寺	深江町	市指定
	本山誠照寺鐘楼	誠照寺	本町 3 丁目	市指定
	木造阿弥陀如来坐像			市指定
	木造阿弥陀如来立像	中道院	長泉寺町 2 丁目	市指定
	洪鐘 (梵鐘)	誠照寺	本町 3 丁目	市指定
	西山公園遺跡出土有鉤銅釧	鯖江市	長泉寺町 1 丁目 (まなべの館)	市指定
	中道院文書	中道院	長泉寺町 2 丁目	市指定
	河野茂兵衛家文書	個人	小黒町 1 丁目	市指定
	木造魚籃観音立像	萬慶寺	深江町	市指定
	舟津神社の社叢	舟津神社	舟津町 1 丁目	市指定
	越前鯖江嚮陽溪真景版木	個人	長泉寺町 1 丁目 (まなべの館)	市指定
	藩校進徳館蔵書	鯖江市		市指定
	春日神社の石仏	有定町 1・2・3 丁目	有定町 2 丁目 (春日神社)	市指定
	舟津神社の神輿	舟津神社	舟津町 1 丁目	市指定
	木造獅子頭			市指定
	木造獅子頭			市指定
	木造獅子頭			市指定
	木造猿田彦面			市指定
	能面茗荷悪尉			市指定
	長泉寺山古墳	個人	水落町・小黒町	市指定
	西福寺山門	西福寺	本町 2 丁目	市指定
	算額	舟津神社	舟津町 1 丁目	市指定
	算額			市指定

地区	文化財名称 ※指定・登録順	所有者・管理者	所在地	指定区分
鯖江	間部家墓所	萬慶寺	深江町	市指定
	機業記念碑	鯖江市	長泉寺町1丁目	市指定
	禰陽溪碑		(西山公園)	市指定
	富田長秀墓碑 (齒塚権現碑)	長泉寺町1・2丁目	長泉寺1丁目	市指定
	有鉤銅釧出土地	鯖江市	長泉寺町1丁目 (西山公園)	市指定
神明	旧瓜生家住宅	鯖江市	水落町4丁目	国指定
	兜山古墳		神明町2丁目	国指定
	幸道家住宅主屋	個人	幸町1丁目	国登録
	幸道家住宅離れ			
	神明社中雀門	神明社	水落町4丁目	県指定
	板絵著色三十六歌仙図			
	神明社神符納龕			
	烏ヶ森社叢			市指定
	三六の桜	鯖江市	三六町1丁目 (中央中学校)	市指定
	八幡神社の狛犬	神明町2丁目	神明町2丁目 (八幡神社)	市指定
	神明社慶長の燈籠	神明社	水落町4丁目	市指定
	忠直卿御墓所	長久寺	神明町4丁目	市指定
	石造七重塔	個人	水落町4丁目	市指定
	八幡神社の石仏	八幡神社	神明町2丁目	市指定
	白山神社の社叢	水落町4区	水落町1丁目	市指定
	算額	神明社	水落町4丁目	市指定
立待	若栗商店店舗兼主屋	個人	吉江町	国登録
	加藤吉平商店土蔵	個人	吉江町	国登録
	加藤吉平商店表門			
	竹内家住宅主屋	個人	杉本町	国登録
	西光寺表門	西光寺	杉本町	国登録
	大橋家住宅主屋	個人	石田上町	国登録
	大橋家住宅土蔵			
	大橋家住宅表門			
	絹本著色如祐尼像	西光寺	杉本町	県指定
	絹本著色方便法身尊形像	専光寺	石田下町	市指定
	木造阿弥陀如来立像	西光寺	杉本町	市指定

地区	文化財名称 ※指定・登録順	所有者・管理者	所在地	指定区分
立待	春慶寺の大杉	春慶寺	米岡町	市指定
	春慶寺の石造物			市指定
	榎お清水（霞ヶ清水・向清水）	米岡町	米岡町	市指定
	和藤内図絵馬	西番町	三尾野出作町 （天満神社）	市指定
	繫馬図絵馬			市指定
	西番の磨崖仏1・2号		三尾野出作町	市指定
	西番の名号石			市指定
	木造阿弥陀如来立像	西蓮寺	石田上町	市指定
	馬場家文書	個人	杉本町	市指定
	糺野お清水	糺町	糺町	市指定
	西光寺文書	西光寺	杉本町	市指定
吉川	古瀬戸鉄釉印花文四耳壺	専蓮寺	西大井町	市指定
	木造阿弥陀如来立像			市指定
	平等会寺山門（四脚門） 附 築地塀	平等会寺	平井町	市指定
	平等会寺慶長の燈籠			市指定
	平等会寺鐘楼			市指定
	仁恵塚			市指定
	平等会寺一切経			市指定
	附 木造傳大士像および二童子像			
豊	春日神社本殿	春日神社	鳥井町	国指定
	館家住宅主屋	個人	和田町	国登録
	館家住宅内蔵			
	館家住宅外蔵			
	館家住宅長屋門			
	照臨寺のセンダン	照臨寺	和田町	県指定
	日吉神社の相生の大杉	上野田町	上野田町 （日吉神社）	市指定
	狛犬	春日神社	鳥井町	市指定
	二十四孝図屏風	仰明寺	和田町	市指定
	絹本著色教如上人像			市指定
	絹本著色阿弥陀如来画像・同裏書			市指定
	紙本木版五帖御文			市指定
	熊野神社本殿	熊野神社	和田町	市指定

地区	文化財名称 ※指定・登録順	所有者・管理者	所在地	指定区分
豊	三床山城跡	個人	石生谷町・和田町	市指定
	和田石採掘場跡	個人	和田町	市指定
	紙本墨書九字名号	照臨寺	和田町	市指定
	紙本墨書六字名号			市指定
新横江	薬師堂古樹林	下新庄町	下新庄町 (薬師堂)	市指定
	木造薬師如来坐像			市指定
	木造阿弥陀如来立像	證誠寺	横越町	市指定
	劔神社本殿	劔神社	下新庄町	市指定
	劔神社拝殿			市指定
	三ツ岩古墳	個人	中野町・新町	市指定
	許佐羅江清水	五郎丸町	定次町	市指定
	薬師堂古墳	下新庄町	下新庄町 (薬師堂)	市指定
	漆製絵馬			市指定
	鷹図絵馬	下新庄町 諏訪神社	下新庄町	市指定
	新銅鐸出土地	個人	新町	市指定
	木造如来坐像	下新庄町	下新庄町 (薬師堂)	市指定
	木造神将形立像			市指定
	木造男神立像			市指定
中河	木造勢至菩薩立像	勢至堂	中野町原	県指定
	中野神社の算額	中野町	中野町花出 (中野神社)	市指定
	木造女神坐像			市指定
	木造男神坐像			市指定
	木造男神坐像			市指定
	木造菩薩形立像			市指定
	木造天部形立像			市指定
	木造狛犬			市指定
	塑像心木			市指定
	日吉神社の神像群	日吉神社	中野町原	市指定
	五輪塔残欠	勢至堂	中野町原	市指定
	丸山 4 号墳出土遺物並びに丸山 4 号墳	個人	中野町	市指定
	雨降神社跡	中野町	中野町	市指定
北中山	木造追儼面（父鬼、子鬼） 附 木造追儼面（母鬼）	川島町	川島町 (加多志波神社)	国指定
	木造聖観音菩薩立像			県指定
	玉村弥左衛門家の羅漢樹	個人	中戸口町	市指定

地区	文化財名称 ※指定・登録順	所有者・管理者	所在地	指定区分
北中山	刀那神社の大杉	上戸口町	上戸口町 (刀那神社)	市指定
	加多志波神社の鼻高	川島町	川島町 (加多志波神社)	市指定
	白山神社の大杉	中戸口町	中戸口町 (白山神社)	市指定
	石部神社の算額	磯部町	磯部町 (石部神社)	市指定
	三峯城跡	三峯城跡保存会	上戸口町	市指定
	三峯村墓地跡出土品	鯖江市	上戸口町 まなべの館	市指定
	三峯村墓地跡	個人	上戸口町	市指定
	三峯の大いちょう	上戸口町	上戸口町	市指定
	今北山古墳群・磯部古墳群・弁財天古墳群	今北山・磯部・ 弁財天古墳群保存会	乙坂今北町・磯部 町・落井町	市指定
	刀那神社の御正体	上戸口町	上戸口町 (刀那神社)	市指定
	白山神社の制札 付 復元制札	戸口町	戸口町 (白山神社)	市指定
	白山神社の鰐口			市指定
	三峯寺(村)跡並びに出土遺物	上戸口町 鯖江市	上戸口町 まなべの館	市指定
	伝朝倉九郎左衛門景紀墓塔	専立寺	川島町	市指定
	伝河島維頼・大瀬藤蔵宝塔	川島町	川島町 (浄願寺)	市指定
	蓮華寺旧蔵鬼面箱(四脚唐櫃)		川島町 (加多志波神社)	市指定
	三重塔跡			市指定
	旧八幡神社鳥居台石			市指定
	加多志波神社の社叢			市指定
	溜池	磯部町	磯部町	市指定
	満願寺の櫓	満願寺	松成町	市指定
	曳馬図絵馬	川島町	川島町 (加多志波神社)	市指定
	繫馬図絵馬			市指定
	専立寺庭園	専立寺	川島町	市指定
	朝倉景紀五輪塔地輪			市指定

地区	文化財名称 ※指定・登録順	所有者・管理者	所在地	指定区分
片上	斎藤実十郎家のひいらぎ	個人	南井町	市指定
	木造十一面観音菩薩坐像	南井町	南井町 (片上神社)	市指定
	木造聖観音菩薩坐像			市指定
	木造阿弥陀如来坐像			市指定
	木造不動明王坐像	大正寺町	大正寺町 (白山神社)	市指定
	木造大日如来坐像	南井町	南井町 (片上神社)	市指定
	木造菩薩形立像			市指定
	木造天部形立像			市指定
	南屋敷遺跡出土品	個人	南井町	市指定
	紙本著色三十六歌仙図屏風	正覺寺	四方谷町	市指定
河和田	尾崎家住宅主屋	個人	寺中町	国登録
	尾崎家住宅表門			国登録
	木地屋資料	片山町	片山町 (漆器神社)	県指定
	上河内の薄墨桜	上河内町	上河内町	市指定
	長禅寺釈迦牟尼如来立像	長禅寺	尾花町	市指定
	敷山神社の社叢	敷山神社	河和田町	市指定
	河和田神社本殿	河和田神社	寺中町	市指定
	常盤御前図絵馬	河和田町	河和田町 (敷山神社)	市指定
	忠臣蔵図絵馬	沢町	沢町 (白山神社)	市指定

4-4 道路の現況

(令和7年1月1日現在)
(単位: km)

区分	路線名等	路線数	延長	改良済延長	舗装済延長
国道	8号	1	6.862	6.862	6.862
	417号	1	11.11	11.11	11.11
県道	主要地方道	4	21.77	19.74	21.77
	一般県道	14	45.13	41.52	45.13
市道	一般市道	2,310	626.18	537.63	617.70
	鯖浦自転車道	2	4.08	4.08	4.08
	丹南自転車道	2	3.60	3.60	3.60

(資料: 道路台帳等)

4－5 危険道路・橋りょう箇所一覧表

(令和7年1月1日現在)

種別	路線名	位置	危険事由
県道	鯖江美山線	金谷町	落石

4-6 都市公園一覧表

(令和7年1月1日現在)

公 園 名	場 所	面積(m ²)
ひまわり公園	住吉町3丁目	2,500
三六公園	三六町1丁目	7,000
有定第1公園	有定町2丁目	1,400
住吉第1公園	住吉町1丁目	2,600
住吉第2公園	住吉町2丁目	1,800
御幸第1公園	御幸町3丁目	2,300
御幸第2公園	御幸町3丁目	2,400
御幸第3公園	御幸町2丁目	1,200
御幸第4公園	御幸町2丁目	1,200
神中第1公園	神中町1丁目	6,600
神中第2公園	神中町1丁目	2,700
北部第1公園	丸山町2丁目	3,100
北部第2公園	丸山町1丁目	2,500
北部第3公園	糺町	5,600
神明東第1公園	神明町2丁目	900
神明東第2公園	水落町4丁目	1,500
神明東第3公園	水落町4丁目	3,900
神明東第4公園	水落町3丁目	1,000
東鯖江第1公園	柳町4丁目	2,300
東鯖江第2公園	東鯖江2丁目	2,000
東鯖江第3公園	柳町3丁目	1,800
東鯖江第4公園	新横江2丁目	1,700
東鯖江第5公園	横江町2丁目	2,700
東鯖江第6公園	定次町	1,400
東鯖江第7公園	五郎丸町	1,300
三六自然公園	三六町1丁目	3,000
北野第2公園	北野町2丁目	5,000
北野第1公園	北野町1丁目	3,000
水落北公園	水落町1丁目	2,200
吉江第1公園	吉江町	3,500
糺第1公園	糺町	600
糺第2公園	糺町	1,200
住吉第3公園	住吉町3丁目	500
宮前公園	宮前町1丁目	3,800
舟津第3公園	舟津町4丁目	400

公 園 名	場 所	面積(m ²)
五郎丸南公園	五郎丸町	3,200
水落東第1公園	水落町2丁目	2,200
水落東第2公園	水落町2丁目	6,200
吉江第2公園	吉江町	1,700
定次公園	定次町	1,400
河和田第1公園	北中町	1,600
南公園	有定町1丁目	18,700
御幸公園	御幸町4丁目	24,300
西公園	石田上町	26,100
神中公園	神中町3丁目	13,000
丸山公園	丸山町4丁目	49,400
西山公園	桜町3丁目他	263,500
中山公園	西袋町他	109,400
大谷公園	米岡町	19,900
東公園	東鯖江3丁目	68,000
日野川緑地	有定町	49,200
上河端公園	上河端町	700
下河端公園	下河端町	1,300
五郎丸湧水公園	定次町	500
舟枝公園	舟枝町	500
上鯖江第1公園	上鯖江2丁目	3,000
舟津第1公園	舟津町4丁目	1,900
舟津第2公園	舟津町4丁目	1,700
下河端さくら公園	下河端町	4,000
下河端1号公園	下河端町	5,000
下河端2号公園	下河端町	3,000
旭公園	旭町4丁目	100
柳公園	柳町1丁目	1,000
桜公園	桜町2丁目	500
若葉公園	長泉寺町1丁目	400
長泉寺公園	長泉寺町1丁目	300
西山町公園	西山町	2,800
日の出公園	日の出町	100
舟津西公園	舟津町5丁目	1,200
あずま公園	二丁掛町	500

公 園 名	場 所	面積 (㎡)
小黒第 1 公園	小黒町 2 丁目	800
小黒第 2 公園	小黒町 1 丁目	100
宮前第 2 公園	宮前 2 丁目	300
上鯖江第 2 公園	上鯖江 1 丁目	700
新町公園	新町	100
水落第 2 公園	水落町 1 丁目	200
水落第 3 公園	水落町	200
神明北公園	神明町 5 丁目	400
幸第 1 公園	幸町 2 丁目	200
幸第 2 公園	幸町 1 丁目	100
鳥羽公園	鳥羽 1 丁目	2,000
鳥羽第 1 公園	鳥羽 3 丁目	400
鳥羽第 2 公園	鳥羽 2 丁目	900
鳥羽第 3 公園	鳥羽 3 丁目	500
鳥羽第 4 公園	鳥羽町	600
つつじヶ丘第 1 公園	つつじヶ丘町	600
つつじヶ丘第 3 公園	つつじヶ丘町	300
中野第 1 公園	中野町	200
中野第 2 公園	中野町	100
中野第 3 公園	中野町	100
上河端第 2 公園	上河端町	500
青葉台公園	橋立町	1,000
吉谷公園	吉谷町	4,900
平和台公園	西番町	200
杉本第 1 公園	杉本町	800
杉本第 2 公園	杉本町	600
杉本第 3 公園	杉本町	400
糺第 5 公園	糺町	100
石田第 4 公園	石田上町	100
さわやか公園	石田上町	500
田村第 1 公園	田村町	200
川去第 1 公園	川去町	100
川去第 2 公園	川去町	200
二丁掛第 2 公園	二丁掛町	100
二丁掛第 3 公園	二丁掛町	100
石田第 7 公園	石田上町	300
あすなろ第 2 公園	二丁掛町	100

公 園 名	場 所	面積 (㎡)
あすなろ公園	二丁掛町	300
大倉第 1 公園	大倉町	100
大倉第 2 公園	大倉町	100
あずま第 2 公園	平井町	100
平井第 1 公園	平井町	700
平井第 2 公園	平井町	300
平井第 4 公園	平井町	200
下野田第 1 公園	下野田町	100
下野田第 2 公園	下野田町	200
下野田第 3 公園	下野田町	200
下野田第 4 公園	下野田町	100
下野田第 5 公園	下野田町	100
かえるの里公園	上野田町	100
上氏家第 2 公園	上氏家町	200
冬島第 1 公園	冬島町	200
当田公園	当田町	100
下野田第 6 公園	下野田町	100
下野田第 7 公園	下野田町	200
三六第 1 公園	三六町 2 丁目	100
上氏家第 3 公園	上氏家町	200
東米岡第 1 公園	東米岡町 2 丁目	100
上氏家第 4 公園	上氏家町	200
平井第 5 公園	平井町	200
平井第 6 公園	平井町	200
共栄公園	東米岡 1 丁目	600
水と緑の砂防公園	東清水町	7,500
近松の渡し(緑地)	石田上町	4,100
舟津第 4 公園	舟津町 5 丁目	100
水落第 1 公園	水落町 3 丁目	100
石田第 2 公園	石田上町	100
上鯖江第 3 公園	上鯖江 2 丁目	100
糺第 3 公園	糺町	100
平井第 3 公園	平井町	800
和田公園	和田町	200
みのり公園	上野田町	200
入町公園	入町	200
熊田区画整理公園	熊田町	700

公 園 名	場 所	面積 (㎡)
ウッディパーク平井	平井町	100
熊田公園	熊田町	100
石田上ふれあい公園	石田上町	200
ピュアタウンゆたか	下野田町	100
御幸第5公園	御幸町3丁目	800
中野第4公園	中野町	100
青葉台第2公園	吉谷町	3,600
吉谷第2公園	吉谷町	200
石田第3公園	石田下町	100
冬島公園	冬島町	200
二丁掛第1公園	二丁掛町	400
小泉公園	小泉町	200
相生公園	下野田町	300
上氏家第1公園	上氏家町	200
落井公園	落井町	200
川島公園	川島町	300
甲山北公園	神明町3丁目	100
神明北第2公園	神明4丁目	100
鳥羽レインボー公園	鳥羽2丁目	600
甲山北第2公園	神明町3丁目	100
平井第7公園	平井町	100
フレンドリーパーク石田	石田上町	400
二丁掛第4公園	二丁掛町	100
横江第2公園	横江町	300
米岡公園	米岡町	900
長泉寺北公園	長泉寺町2丁目	300
鳥羽第5公園	鳥羽3丁目	100
上河端第3公園	上河端町	400
上河端第4公園	上河端町	200
朝霞第2公園	冬島町	200
鳥井第2公園	鳥井町	100
ファミリータウン神明公園	神明町4丁目	100

公 園 名	場 所	面積 (㎡)
下野田第8公園	下野田町	100
定次憩いの公園	定次町	100
糺第6公園	糺町	100
定次第2公園	定次町	100
北野憩いの公園	北野町	100
北野第2憩いの公園	北野町	200
長泉寺町憩いの公園	長泉寺町	100
石田憩いの公園	石田上町	100
熊田憩いの公園	熊田町	200
下河端西公園	下河端町	100
当田町北部公園	当田町	200
平井憩いの公園	平井町	200
上杉本東公園	杉本町	400
舟津ポケットパーク	舟津町1丁目	300
糺第七公園	糺町	100
水落第4公園	水落町	300
水落第5公園	水落町	200
上鯖江第4公園	上鯖江1丁目	400
鳥羽第6公園	鳥羽3丁目	200
糺第八公園	糺町	100
北野第3公園	北野町	200
宮前第3公園	宮前2丁目	300
杉本第4公園	杉本町	300

(十の位で四捨五入)

4-7 上水道施設の現況

(令和7年4月1日現在)

計画給水量	施設能力	現在給水	給水契約	水源 (m ³ /d)	
(m ³ /d)	(m ³ /d)	人口 (人)	戸数 (戸)	地 下 水	受 水
52,600	37,360	68,179	28,579	深 17,200 浅 13,400	20,000

ポ ン プ	配 水 池		配管延長	消火栓設置数
設 備 台 数	池 数	総容量		
43 台	10ヶ所 12 池	23,647 m ³	633,256m	地上式 1,856 基 地下式 99 基 計 1,955 基

4-8 下水道事業の現況

(令和6年4月1日現在)

行政人口 (人)	処理人口 (人)	処理区域面積 (ha)	普及率 (%)	処 理 開 始
68,221	50,658	2102	87.8	S 58.6

概 要

全体計画区域面積	2,494ha
事業認可区域	汚水 2,102ha 雨水 1,507ha
下水の排除方式	分流式
事業の着手年次	昭和49年から
認可事業費	759億円
汚水管渠延長	口径 200mm～1,650mm 認可延長 411,262m
雨水幹線延長	巾員 1.00m～4.00m " 363,690m
処理場（終末）	1ヶ所 処理対象人口 53,100人
	処理能力 39,000m ³ /日

4-9 上水道施設一覧表

(令和8年1月1日現在)

名 称	形 状		ポ ン プ		施設能力 t/日	名 称		
東 鯖 江 第 1 水 源	深井戸	φ 600 mm×103m	φ 125 mm×30.0kw×1.8m3/m×69m	1 台	3050	管 理 セ ン タ ー 配 水 池	7, 5 0 0 m ³	2 池
東 鯖 江 第 3 水 源	深井戸	φ 500 mm×101m	φ 125 mm×30.0kw×1.8m3/m×69m	1 台	2200	下 新 庄 配 水 池	3, 0 0 0 m ³	2 池
五 郎 丸 第 1 水 源	深井戸	φ 500 mm×110m	φ 125 mm×18.5kw×1.6m3/m×45m	1 台	1700	河 和 田 第 1 配 水 池	3 5 0 m ³	1 池
五 郎 丸 第 2 水 源	深井戸	φ 500 mm× 90m	φ 125 mm×18.5kw×1.8m3/m×40m	1 台	2450	河 和 田 第 2 配 水 池	1, 5 0 0 m ³	1 池
上 鯖 江 第 2 水 源	深井戸	φ 500 mm×110m	φ 125 mm×18.5kw×1.8m3/m×40m	1 台	2450	上 河 内 配 水 池	4 8 m ³	1 池
横 江 第 2 水 源	深井戸	φ 500 mm×100m	φ 125 mm×22.0kw×1.8m3/m×50m	1 台	1150	西 袋（椿坂）配水池	5 0 m ³	1 池
定 次 第 2 水 源	深井戸	φ 500 mm×101m	φ 125 mm×22.0kw×1.8m3/m×55m	1 台	1900	金 谷 配 水 池	4 2 m ³	1 池
定 次 第 3 水 源	深井戸	φ 500 mm×110m	φ 100 mm×18.5kw×1.0m3/m×55m	1 台	2300	東 部 配 水 池	3 7 3 m ³	1 池
管理センター第 1 水源	浅井戸	φ 500 mm× 46m	φ 100 mm×11.0kw×1.0m3/m×41m	1 台	全体で 5,000	上 戸 口 配 水 池	7 8 m ³	1 池
管理センター第 2 水源	浅井戸	φ 500 mm× 20m	φ 125 mm×11.0kw×2.0m3/m×24m	1 台		西 部 配 水 池	2 0 6 m ³	1 池
管理センター第 3 水源	浅井戸	φ 500 mm× 21m	φ 150 mm×18.5kw×2.4m3/m×24m	1 台		管理センター可変速	φ 300 mm× φ 200× 110KW 3 台	
管理センター第 4 水源	浅井戸	φ 500 mm× 21m	φ 150 mm×18.5kw×2.4m3/m×24m	1 台		米 岡 加 圧	φ 100 mm×7.5KW 1 台	φ 80×7.5KW 1 台
管理センター第 5 水源	浅井戸	φ 500 mm× 22m	φ 150 mm×18.5kw×2.7m3/m×24m	1 台		平 和 台 加 圧	φ 80 mm×5.5KW 1 台	φ 65×5.5KW 1 台
管理棟	鉄筋 2 階建 延床面積 1,132.2m2（管理室、ポンプ室、受変電室、自家発電機室）					つ つ じ ャ 丘 加 圧	φ 50 mm×5.5KW 1 台	
滅菌棟	鉄筋平屋建 延床面積 132.0m2+98.0 m ² （薬注室、倉庫兼車庫）					戸 口 加 圧	φ 100 mm×18.5KW 1 台 φ 65×10.0KW 3 台	
P・H 調整棟	鉄筋平屋建 延床面積 165.0m2（P・H 調整室）					上 河 内 給 水	φ 50 mm×7.5kw 2 台	
下新庄滅菌棟	鉄骨平屋（地下:RC 造）建 延床面積 53.13m2（塩素滅菌室）					上 河 内 高 区 給 水	φ 40 mm×2.2kw 1 台	
	地上：鉄骨造平屋 床面積 36.18m2					河 和 田 第 1 送 水	φ 65 mm×4.5KW 2 台	
	地下：鉄筋コンクリート造 床面積 16.95m2					河 和 田 第 2 送 水	φ 65 mm×10.0kw 3 台 φ 65 mm×9.0kw 1 台	
						五 郎 丸 受 水 地	φ 150 mm×26.0kw 3 台	
						東 部 調 整 池	φ 65 mm×11.0kw 2 台	
						西 部 調 整 池	φ 50 mm×11.0kw 1 台 φ 80 mm×11.0kw 1 台	
						中 戸 ノ 口 調 整 池	φ 50 mm×7.5kw 2 台	

4-10 防災関係資機材一覧表

(1) 水防倉庫

(令和7年4月1日現在)

倉庫名	所在地	備考
消防署	西山町13-22	消防署車庫
鯖江市水防倉庫（鳥羽分団倉庫）	神明町5丁目	鯖江消防団鳥羽分団車庫

(2) 水防資機材

(令和8年1月1日現在)

種類	数量
土のう袋	12,600
1トン土のう袋	500
縄（玉）	3
鉄線（kg）	75
鋼杭（16mm1.2m）	80
ビニールシート（3.6m×5.4m）	550
ビニールシート（5.4m×5.4m）	36
ビニールシート（5.4m×7.2m）	15
クリッパー	5
掛矢	10
鉋	15
スコップ（角）	110
スコップ（剣）	170
ツルハシ	10

種類	数量
鍬	10
斧	10
ペンチ	5
鋸	20
鎌	55
しの	40
大ハンマー（8P）	17
一輪車	35
二輪車	1
投光器一式	4
草刈機	3
PPロープ	5
コードリール	3

(3) 消防水利の状況

(令和8年1月1日現在)

区分		消火栓	防火水槽（m³）				プール等
			100以上	40以上 100未満	40未満	計	
鯖江市		2,035	13	539	19	571	19
越前町	朝日地区	566	1	135	3	139	4
	織田地区	261	2	98	7	107	2
	越前地区	352	1	53		54	3
	宮崎地区	279		74	8	82	1
計		3,493	17	899	37	953	29

(4) 消防機器材の配置状況

(令和8年1月1日現在)

資機材名	本部・署	丹生	北中山	朝日	越前	計
背負式消火水のう等	10	2	5	5	5	27
エアフォーム器具	1	6	1			8
バブルカップノズル	1					1
ラインプロポーションナー	2	3		1	1	7
高発泡器	1					1
フログガン		2				2
ガンタイプノズル	12	6	5	6	4	33
組立水槽		2	2	1	2	7
水幕ホース（20m）	2					2
地下式消火栓スタンド	7	4	1	1	2	15
オイルフェンス	2					2
耐熱服	2					2
二連はしご			1	1		2
操法用標的	2	4				6
発電機	9	4	3	3	2	21
高圧空気圧縮機	1					1
消防用ドローン	3					3

(5) 救急機器材の配置状況

(令和8年1月1日現在)

資機材名	本部・署	丹生	北中山	朝日	越前	計
【観察用】						
聴診器	8	3	2	4	1	18
血圧計	12	3	4	6	3	28
患者監視装置一式	4	1	1	1	1	8
携帯型パルスオキシメーター	8	2	1	2	2	15
携帯型心電図モニター						
検眼ライト	7	2	3	1	3	16
体温計	14	4	6	5	6	35
血糖値測定器具	3	1	1	1	1	7

資機材名	本部・署	丹生	北中山	朝日	越前	計
【呼吸・循環管理用】						
自動式人工呼吸器	3	1	1	1	1	7
手動式人工呼吸器	22	10	8	8	9	57
心肺蘇生用背板	1	2	2	1	1	7
電動式吸引器	7	4	2	3	4	20
手動式吸引器	3	1	2	1	1	8
酸素ボンベ（１０．０ℓ）	47					47
酸素ボンベ（２．０ℓ）	48					48
自動体外式除細動器	4	1	1	1	1	8
AED	1	1	1	1	1	5
自動式心マッサージ器	1				1	2
ポータブル人工呼吸器		1				1
喉頭鏡	8	4	3	5	4	24
マギール鉗子（大・小）	9	5	4	5	4	27
ショックパンツ（大・小）		2	1	2	2	7
呼吸管理セット	4	2	1	1	1	9
特定行為セット	4	1	1	1	1	8
呼気二酸化炭素測定器具	2	1	1	1	1	6
ビデオ硬性挿管用喉頭鏡	5	1	1	1	1	9
【創傷等保護用】						
陰圧式固定マット		1	1	1		3
外傷セット	7	2	3	2	1	15
【保温・搬送用】						
ロングバックボード	13	4	3	3	3	26
小児用バックボード		2	1			3
スクープストレッチャー	5	5	3	3	2	18
布担架	10	5	5	4	6	30
エア担架	2		1		1	4
【消毒用】						
殺菌線消毒保管庫		1	1		1	3
ガス滅菌器						
噴霧消毒器		1		1		2
オゾン脱臭除菌装置	2	1				3

資機材名	本部・署	丹生	北中山	朝日	越前	計
【訓練用】						
高度シミュレーション人形	2	1				3
蘇生訓練人形	30	12	5	8	6	61
A C T A R 9 1 1 (多人数用)	2					2
リトルジュニア	5	1	1	1	1	9
A E D トレーナー	17	5	3	5	3	33
気管挿管訓練人形	2				1	3
ベーシックパディ		2				2
異物除去トレーニング人形	3					3
静脈路確保訓練人形	3	1				4
分娩介助訓練人形	1					1
気管カニューレ管理訓練人形	1					1
打診聴診訓練人形	1					1
外傷訓練人形	1					1
【その他】						
在宅医療セット		2				2
分娩用資器材	3	1	1	1	1	7
リングカッター	1	1	1	1	1	5
集団災害セット	1					1

(6) 救助機器材の配置状況

(令和8年1月1日現在)

資機材名	本部・署	丹生	北中山	朝日	越前	計
【一般救助用器具】						
カギ付はしご	6	1	1	2	1	11
三連はしご	4	3	1	1	1	10
金属製折りたたみはしごまたはワイヤはしご	1					1
空気式救助マット	1					1
救命索発射銃	1				1	2
サバイバースリングまたは救助用縛帯	4	1	1	1	1	8
救助用担架	3	2				5
ロープ	20	5	3	5	5	38
カラビナ	121	38	33	14	55	261
滑車	26	10	3	5	12	56

資機材名	本部・署	丹生	北中山	朝日	越前	計
【重量物排除用器具】						
油圧ジャッキ	1				1	2
油圧スプレッダー	2					2
大型油圧スプレッダー	1	1				2
可搬ウインチ	1	1	2	1	1	6
ワイヤーロープ・スリング	17	8	2	1	2	30
マンホール救助器具		1				1
マット型空気ジャッキ一式	2					2
救助用支柱器具	1					1
【切断用器具】						
油圧切断機	3	2				5
大型油圧切断機	1	1				2
エンジンカッター	3	1		2	2	8
チェーンソー	1			2	3	6
コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー	1	1				2
鉄線カッター	8	3	8	2	2	23
空気鋸	1					1
【破壊用器具】						
万能斧	14	2	3	2	2	23
ハンマー	3	1	2	4	1	11
携帯用コンクリート破壊器具	1					1
ハンマドリル	1	1				2
バッテリー式救助破壊器具一式	1					1
【検知・測定用器具】						
複合ガス測定器	2	1	1	1	1	6
可燃性ガス測定器				1		1
放射線測定器	46	13				59
【呼吸保護用器具】						
空気呼吸器	19	5	4	4	4	36
空気ボンベ	136					136
送排風機	3	1				4

資機材名	本部・署	丹生	北中山	朝日	越前	計
【隊員保護用器具】						
安全帯および救助者用ハーネス	21	7	12	4	4	48
耐電手袋	8	2	1			11
耐電衣	5					5
耐電ズボン	5					5
耐電長靴	5	2	1			8
防塵メガネ	3					3
携帯警報器	19	5	4	4	4	36
防毒マスク	8	3	3	3	3	20
陽圧式化学防護服	4					4
放射線防護服	5					5
【水難救助用器具】						
潜水器具一式	6				4	10
流水救助器具	6	1			7	14
救命胴衣	63	15	10	10	14	112
水中投光器						
救命浮環	2	1	1	1	2	7
浮標	1					1
救命ボート	2	1				3
船外機	2	1				3
【山岳救助用器具】						
バスケット型担架	3	1		1	2	7
【高度救助用器具】						
熱画像直視装置	1	1	1	1	1	5
【その他の救助用器具】						
投光器一式	6	3	1	1	1	12
携帯投光器	24	5		5	2	36
携帯拡声器	11	3	2	3	3	22
応急処置用セット	4	1	1	1	1	8
車両移動器具	2					2
緩降機	1					1
ロープ登降機	2	2				4
救助用降下機	11	6			4	21

(7) 所有自動車等一覧表

(令和8年3月31日現在)

① 鯖江市

車 名	種 別	車両ナンバー			乗車数	配車先	備 考
ボンゴトラック	普通貨物	400	さ	6540	3	環境政策課	
プロボックス	小型貨物	400	そ	7860	5	環境政策課	
サクラ	軽乗用車	581	か	8075	4	環境政策課	
エヌバン e	軽貨物	480	そ	6876	4	環境政策課	
ミニキャブ	軽貨物	480	き	9236	4	市民主役推進課	
アルト	軽乗用	580	せ	7498	4	ダイバーシティ 推進・相談課	
セレナ	ワゴン	501	そ	4488	7	防災危機管理課	
ノア	福祉車両	501	ぬ	6478	5	防災危機管理課	車椅子積載車両
アトラストラック	軽貨物	400	そ	255	3	施設管理課	幌付トラック
アクア	乗用車	501	た	972	5	施設管理課	
コースター	マイクロバス	200	さ	746	29	施設管理課	
エスティマ	ワゴン	300	ひ	4527	7	施設管理課	
プロボックス	小型貨物	400	ち	1815	5	施設管理課	
プロボックス	小型貨物	400	ち	1816	5	施設管理課	
プロボックス	小型貨物	400	ち	3617	5	施設管理課	
プロボックス	小型貨物	400	ち	5371	5	施設管理課	
エブリイ	軽貨物	480	く	5908	4	施設管理課	
エブリイ	軽貨物	480	く	5909	4	施設管理課	
エブリイ	軽貨物	480	く	5910	4	施設管理課	
ミラ	軽貨物	480	え	6027	4	施設管理課	
プリウス	乗用車	300	ぬ	7797	5	施設管理課	
ハイエースワゴン	ワゴン	300	に	7982	10	施設管理課	
シビック	乗用車	300	に	8102	5	施設管理課	
リーフ	乗用車	300	は	8119	5	施設管理課	
ザッツ	軽乗用車	580	う	8965	4	施設管理課	
レジアス	普通貨物	400	そ	9618	6	施設管理課	
プリウス	乗用車	300	な	9817	5	施設管理課	
スイフト	乗用車				5	施設管理課	
プリウス	乗用車	300	な	9816	5	収納課	
アルト	軽貨物	480	い	9973	4	収納課	
アルト	軽乗用車	580	て	9676	4	税務課	
アルト	軽貨物	480	い	9972	4	税務課	
プロボックス	小型貨物	400	そ	6985	5	総合交通課	
カローラ	乗用車	501	た	1903	5	秘書広聴課	
アルファード	ワゴン				7	秘書広聴課	

車 名	種 別	車両ナンバー			乗車数	配車先	備 考
プリウス	乗用車	300	の	7163	5	秘書広聴課	
カローラフィルダー	ワゴン	501	そ	8672	5	秘書広聴課	
アルト	軽乗用車	480	く	5806	4	健康づくり課	
エブリイ	軽貨物	480	く	5907	4	健康づくり課	
エブリイ	軽貨物	480	か	9348	4	健康づくり課	
プロボックス	小型貨物	400	た	9423	5	健康づくり課	
エブリイ	軽貨物	480	き	9940	4	健康づくり課	
アルト	軽貨物	480	く	5807	4	子育て支援センター	
ミラ	軽乗用	580	ね	9660	4	こどもまんなか課	
エブリイ	軽貨物	480	き	9941	4	子育て支援センター	
プロボックス	小型貨物	400	せ	7912	5	社会福祉課	
アルト	軽乗用	580	た	1586	4	長寿福祉課	
エブリイ	軽貨物	480	こ	2312	4	長寿福祉課	
ダイハツ ミラ	軽乗用	580	さ	4446	4	長寿福祉課	
アルト	軽乗用	580	せ	4535	4	長寿福祉課	
ダイハツ エッセ	軽乗用	580	く	7491	4	長寿福祉課	
アルト	軽乗用	580	ち	9630	4	長寿福祉課	
プロボックス	小型貨物	400	そ	6983	5	商工政策課	
プロボックス	小型貨物	400	そ	4479	5	農林政策課	
プロボックス	小型貨物	400	そ	4480	5	農林政策課	
プロボックス	小型貨物	400	せ	6658	5	鳥獣害推進センター	
プロボックス	小型貨物	400	そ	6981	5	農林政策課	
ミニキャブ	軽貨物	40	ゆ	7566	2	農林政策課	軽トラ
サンバー	軽貨物	480	き	3365	4	上下水道課	
プロボックス	小型貨物	400	ち	8486	5	上下水道課	
カローラフィルダー	ワゴン	500	ゆ	9441	5	上下水道課	
スバルサンバー	軽貨物	480	こ	2370	2	西山動物園	軽トラ
エブリイ	軽貨物	480	く	5906	4	公園住宅課	
プロボックス	小型貨物	400	そ	9178	5	公園住宅課	
プロボックス	小型貨物	400	そ	6982	5	都市計画課	
ロッキー	乗用車	501	ぬ	2214	5	土木課	
エクストレイル	乗用車	300	む	5034	5	土木課	
パジェロ	乗用車	800	さ	6137	7	土木課	
プロボックス	小型貨物	400	ち	6775	5	土木課	
プロボックス	小型貨物	400	そ	6932	5	土木課	
プロボックス	小型貨物	400	そ	6933	5	土木課	
フォレスター	乗用車	300	ふ	8095	5	土木課	
プロボックス	小型貨物	400	ち	8729	5	土木課	

車 名	種 別	車両ナンバー			乗車数	配車先	備 考
ミラ	軽貨物	480	え	6026	4	学校教育課	
AD バン	小型貨物	44	や	4036	5	青年会館	
エブリイ	軽貨物	480	う	5982	4	教育政策課	
プロボックス	小型貨物	400	せ	81	5	鯖江公民館	
AD バン	小型貨物	400	そ	2562	5	神明公民館	
AD バン	小型貨物	400	せ	2623	5	高年大学	
スズキアルト	軽乗用	580	と	2636	4	生涯学習課	
エブリイ	軽貨物	480	き	3016	4	生涯学習課	
プロボックス	小型貨物	400	そ	3714	5	生涯学習課	
プロボックス	小型貨物	400	そ	3715	5	生涯学習課	
アルト	軽乗用	580	に	4119	4	文化の館	
アルト	軽乗用	580	に	4120	4	文化の館	
アルト	軽貨物	480	い	5157	4	ユーカー鯖江	
エブリイ	軽貨物	480	う	5983	4	立待公民館	
エブリイ	軽貨物	480	か	7663	4	中河公民館	
エブリイ	軽貨物	480	き	8648	4	豊公民館	
エブリイ	軽貨物	480	き	8650	4	河和田公民館	
プロボックス	小型貨物	400	そ	9179	5	文化の館	
プロボックス	小型貨物	400	そ	4478	5	スポーツ課	
プロボックス	小型貨物	400	そ	6984	5	文化課	
プロボックス	小型貨物	400	そ	6986	5	文化課	
ボクシー	ワゴン	300	る	2989	8	議会事務局	
いすゞ・エルフ	普通貨物	400	ち	7272	3	土木課	
キャンター	普通貨物	100	さ	4053	3	土木課	
プロボックス	小型貨物	400	せ	7911	5	上下水道課	
パジェロ	乗用車	300	の	3993	7	上下水道課	
プロボックス	小型貨物	400	ち	8487	5	上下水道課	
エルフ	給水車	800	す	2887	3	上下水道課	
[その他] タイヤショベル 11 台 ローター除雪車 4 台							

② 消防本部

(ア) 常備車両

種 別	名 称	配備先
水槽付ポンプ自動車（Ⅰ－Ｂ型）	鯖江 1	消防本部・消防署
ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	鯖江 2	消防本部・消防署
非常用ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	鯖江 3	消防本部・消防署
水槽車	鯖江水槽 1	消防本部・消防署
はしご付消防自動車	鯖江梯子 1	消防本部・消防署
化学ポンプ自動車	鯖江化学 1	消防本部・消防署
救助工作車	鯖江救助 1	消防本部・消防署
※重機および重機搬送車	鯖江特殊装備 1	消防本部・消防署
高規格救急自動車	鯖江救急 1	消防本部・消防署
高規格救急自動車	鯖江救急 2	消防本部・消防署
非常用救急自動車	鯖江救急 3	消防本部・消防署
指揮車	鯖江指揮 1	消防本部・消防署
指揮車	鯖江指揮 2	消防本部・消防署
査察広報車	鯖江広報 1	消防本部・消防署
査察広報車	鯖江広報 2	消防本部・消防署
査察広報車	鯖江広報 3	消防本部・消防署
連絡車	鯖江広報 4	消防本部・消防署
連絡車	鯖江広報 5	消防本部・消防署
マイクロバス	鯖江支援 1	消防本部・消防署
人員輸送車	鯖江支援 2	消防本部・消防署
資材搬送車	鯖江搬送 1	消防本部・消防署
救急普及啓発広報車		消防本部・消防署
防災広報車		消防本部・消防署
ミニホイールローダー		消防本部・消防署
乗用車		消防本部・消防署
ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅱ型）	丹生 1	丹生分署
高規格救急自動車	丹生救急 1	丹生分署
査察広報車	丹生 2	丹生分署
資材搬送車	丹生搬送 1	丹生分署
ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	北中山 1	北中山分遣所
高規格救急自動車	北中山救急 1	北中山分遣所
査察広報車	北中山 2	北中山分遣所
ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	朝日 1	朝日分遣所
高規格救急自動車	朝日救急 1	朝日分遣所

種 別	名 称	配備先
査察広報車	朝日 2	朝日分遣所
ポンプ自動車 (C D- I 型)	越前 1	越前分遣所
高規格救急自動車	越前救急 1	越前分遣所
査察広報車	越前 2	越前分遣所

(イ) 非常備車両

区 分		種 別	配備先
鯖江消防団		水槽付ポンプ自動車（Ⅰ－Ｂ型）	進徳分団
		ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	惜陰分団
		ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	新横江分団
		ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	神明分団
		ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	鳥羽分団
		ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	中河分団
		ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	片上分団
		ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	立待分団
		ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	石田分団
		ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	吉川分団
		ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	豊分団
		ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	北中山分団
		ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	河和田分団
		消防ポンプ付き軽自動車	
越前消防団	朝日地区	ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	１分団
		ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	２分団
		ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	３分団
		ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	４分団
		ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	５分団
	織田地区	ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	１分団
		ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	２分団
		ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	３分団
		ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	４分団
		災害活動車	
		消防団救助資機材搭載型車両	
	越前地区	ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	１分団
		ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	２分団
		ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	３分団
		ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	４分団

区 分		種 別	配備先
越前消防団	越前地区	ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	5分団
		ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	6分団
		救助資機材・小型動力ポンプ搬送車	
	宮崎地区	ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	1分団
		ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	2分団
		ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	3分団
		ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	4分団
		ポンプ自動車（ＣＤ－Ⅰ型）	5分団

(8) 防災拠点における防災資機材配備一覧表

(令和8年1月1日現在)

資機材名	数量	資機材名	数量
カセットコンロ	3	簡易ベッド	258
ジャグ	11	携帯電話充電セット	6
飲料水	120	床マット	101
簡易流し台	2	寝袋	7
電子レンジ	6	生理用品	430
発電機	21	布団セット	10
バルーン投光器	2	毛布	969
ポータブル電源	10	カセットガスボンベ	92
備蓄ランタン	18	アイガード	260
コード	16	ゴム手袋(組)	3,585
トイレ用パーテーション	6	ヘルメット	100
マンホールトイレ	2	空調服	100
簡易トイレ	23	軍手	600
袋式トイレ (50 回分)	55	ストーブ	39
袋式トイレ (30 回分)	2	携行缶	10
袋式トイレ (10 回分)	114	扇風機	69
袋式トイレ	400	ブルーシート	558
アルミックシート	48	ライフジャケット	100
おむつ	738	一輪車	27
ごみ箱	12	水土のう	40
パーテーション	877	土のう	10,375
ベッドマット	649	スコップ	110

資機材名	数量
折りたたみ式運搬車	1
iPad	47
トランシーバー	26
ポケットーク	25
携帯電話	20
キムタオル	50
サーマルカメラ(一式)	2
サーモグラフィー	13
サーモ用三脚	11
フェイスシールド	726
フェイスシールド(フィルム(枚))	1200
フェイスシールド(フレーム)	500
マウスガード	100

資機材名	数量
マスク	204,070
簡易防護服	800
除菌アルコールタオル	240
体温計	40
非接触型体温計	180
防護服	318
CCD カメラ・USB ケーブル	14
テント	1
サーバイメーター	60
衛星携帯電話	1
線量計	36
防護マスク	36
防護服	36

(9) 各地区における防災資機材配備一覧表

(令和8年1月1日現在)

資 機 材	鯖江	新横江	神明	中河	片上	立待	吉川	豊	北中山	河和田
アルミックシート	24		24	24	24	24	24		48	24
イス			6							
エアージャッキー式			1							
エンジンカッター	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
ガス炊飯器	2	3	3	2	2	2	2	2	2	2
カセットガスボンベ	48	48	48	48	48	48	48		48	48
カセットコンロ	3	3	3	3	3	3	3		3	3
ガソリン 10			2							
クラッカー	5	5	5			5	5		5	
コード	21	16	17	15	13	16	18	13	16	18
ごみ箱	12	15	12	12	12	12	12		12	12
ジャグ	103	43	103	43	40	43	43	40	63	43
スコップ	5		6	6	5	5	20	5	4	12
ストーブ	19	17	22	17	7	17	17	2	17	17
チェーンソー	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

資 機 材	鯖江	新横江	神明	中河	片上	立待	吉川	豊	北中山	河和田
テーブル			2							
テント	1	3		2		1	2	2		
トイレ用パーテーション	9	3	9	3	3	3	3	3	6	3
パーテーション	53	101	485	161	33	409	233	154	117	120
バーナー	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
ハンドマイク	4	5	4	4	4	4	4	4	3	4
ビックテント		3	1		1				1	1
ブルーシート	74	20	10	67	10	100	82	95	50	10
ペットゲージ		3								
ベッドマット	40	94	472	148	20	160	211	75	74	104
ヘルメット	110	10	10	10	10	10	10	10	10	10
ホース	7	3	3	2	1	7	4	2	4	4
ポータブル電源		1								
ポリタンク	2		3		2	2		2	2	2
ラジオ	1	3	2	2	3	3	3	3	3	3
飲料水	264	120	264	120	120	120	120	120	192	120
簡易トイレ	23	11	25	13	5	10	11	6	18	11
簡易トイレ（貯槽式）	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
簡易ベッド	55	106	488	166	35	298	239	158	89	123
簡易流し台		1								
救急箱	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
軍手									144	24
携行缶	1	1	4	1	1	2	3	2		2
携帯電話充電セット	2	2	1	2	2	2	2		3	2
携帯用救助器具一式	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
混合湯 1ℓ			2							
作業灯		3								
三脚	12	10	12	9	9	9	8	10	8	12
車いす		1								
小型動力ポンプ一式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
床マット	44	44	44	44	44	44	44		44	49
寝袋	10	20	10	10	10	10	10	3	10	10

資 機 材	鯖江	新横江	神明	中河	片上	立待	吉川	豊	北中山	河和田
水タンク		3								
折りたたみ式運搬車	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
扇風機		12		10					10	10
袋式トイレ	2,810	1,260	2,810	1,230	1,210	1,210	1,200	1,210	2,000	1,200
袋式トイレ (10 回分)	63	25	63	10	20	30	40	20	18	13
袋式トイレ (50 回分)	12	4	10	4	4	4	4	4	8	4
大釜	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
単価	2	2	2	2	2	2		5	2	2
電子レンジ	2	2	2	2		2	2		2	2
土のう	1,600	1,200	2,850	1,300	2,400	1,400	9,200	2,138	2,297	1,399
投光器	21	17	21	19	18	18	19	18	16	18
発電機	7	9	10	6	5	6	7	5	6	6
非接触型体温計	4		4	4	4	4	4	4	9	4
備蓄ランタン	10	8	10	10		10	10		10	10
平釜	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
平担架			3							
毛布	320	261	300	230	220	220	280	210	200	330
油圧ジャッキ	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
揚水ポンプ一式		3								

(10) 非常食一覧表

(令和8年1月1日現在)

① 主食

	非常食名	数量	アレルギー 対応数量	ハラル 対応数量	備 考	賞味 期限
1	クラッカー (セイエンプライズ・25年保存) (白ダンボール) ※1 缶=10 食	7,500	0	0	・拠点倉庫に5,100 食 ※1 箱 6 缶入×85 箱 ・公民館(鯖江、神明、中河、片上、立待、 吉川、河和田)および北中山小学校に、各 300 食 (2,400 食)	2044. 12
2	クラッカー (セイエンプライズ・25年保存) (茶ダンボール) ※1 缶=10 食	960	0	0	・1 箱 6 缶入×16 箱	2033. 11
3	米食(永谷園・袋ご飯) (1 袋/1 食)	100	0	0	・1 箱 50 袋入×2 箱 (ピラフ・梅しそ各1 箱)	2028. 3
4	米食(尾西・袋おにぎり) (1 袋/1 食)	150	150	150	・1 箱 50 袋入×5 箱(こんぶ) ・アレルギー28 品目対応・ハラル対応	2027. 5
		100	100	100		2029. 9
		150	150	150		2030. 7
		100	100	0	・1 箱 50 袋入×2 箱(わかめ) ・アレルギー28 品目対応	2029. 10
		150	150	150		2030. 7
		50	0	0	・1 箱 50 袋入×1 箱(さけ)	2027. 3
5	米食(尾西・袋ごはん) (1 袋/1 食)	100	100	100	・1 箱 50 袋入×2 箱(五目ごはん)	2030. 9
		100	100	100	・1 箱 50 袋入×2 箱(たけのご飯)	2030. 9
		100	100	100	・1 箱 50 袋入×2 箱(きのこごはん)	2030. 10
		100	0	0	・1 箱 50 袋入×2 箱(チキンライス)	2030. 10
		100	100	100	・1 箱 50 袋入×2 箱(白米)	2027. 5
		500	500	500	・1 箱 50 袋入×10 箱(白米)	2030. 9
6	米食(ハウス・レトルトカレー)	630	630	0	・1 箱 30 袋入×21 箱	2032. 4
7	米食(尾西・CoCo 荳番屋マイルドカレー ライスセット) (1 セット/1 食)	180	180	0	・1 箱(30 食入)×6 箱 ・アレルギー28 品目対応	2029. 6
8	麺食(尾西・山菜うどん) (1 袋/1 食)	210	210	0	・1 箱(30 食入)×7 箱 ・アレルギー28 品目対応	2027. 4
		210	210	0	・1 箱(30 食入)×7 箱 ・アレルギー28 品目対応	2028. 4
		150	150	0	・1 箱(30 食入)×5 箱 ・アレルギー28 品目対応	2029. 3
9	パン(尾西・プレーン) (1 袋/1 食)	72	0	0	・1 箱(36 食入)×2 箱	2028. 4
		216	0	0	・1 箱(36 食入)×6 箱	2029. 4
		36	0	0	・1 箱(36 食入)×1 箱	2029. 5
	パン(尾西・チョコ) (1 袋/1 食)	72	0	0	・1 箱(36 食入)×2 箱	2028. 3
		216	0	0	・1 箱(36 食入)×6 箱	2029. 4
		36	0	0	・1 箱(36 食入)×1 箱	2029. 5
	パン(尾西・メープル) (1 袋/食)	108	0	0	・1 箱(36 食入)×3 箱	2029. 4
合 計		12,396	2,930	1,450	※福井県が定めた鯖江市における非常食の基準 備蓄数は10,440 食	

② 副食

番号	非常食名	数量(食)	アレルギー 対応数量	ハラー 対応数量	備 考	賞味 期限
1	野菜シチュー (セイエントプライズ・25年保存) (白ダンボール) ※1缶=10食	660	0	0	・1箱6缶入×11箱	2037.7
2	えいようかん (井村屋)	1,700	1,700	0	・1箱20ケース(1ケース5本入)×17箱 ・アレルギー28品目対応	2027.4
		100	100	0	・1箱20ケース(1ケース5本入)×1箱 ・アレルギー28品目対応	2029.5
		100	100	0		2030.5
3	ライスクッキー (尾西・ココナッツ)	48	48	48	・1箱(24箱×2入)×1箱	2029.9
4	ライスクッキー (尾西・いちご)	48	48	48	・1箱(24箱×2入)×1箱	2029.9
5	ハイハイン (亀田製菓)	48	48	0	・1箱(24個入)×2箱	2029.10
		24	24	0	・1箱(24個入)×1箱	2030.8
6	野菜ジュース缶 (カゴメ・野菜一日これ一本)	210	210	0	・1箱(30缶入)×7箱 ・アレルギー28品目対応	2028.3
		210	210	0		2029.3
		150	150	0	・1箱(30缶入)×5箱 ・アレルギー28品目対応	2030.5
7	カップわかめスープ (神州一味噌)	120	120	0	・1箱(60食入)×2箱 ・アレルギー28品目対応	2028.1
		240	240	0	・1箱(60食入)×4箱 ・アレルギー28品目対応	2029.1
8	カップコーンスープ (神州一味噌)	360	360	0	・1箱(60食入)×6箱 ・アレルギー28品目対応	2029.9
		60	60	0	・1箱(60食入)×1箱 ・アレルギー28品目対応	2030.3
	カップお味噌汁 (神州一味噌)	360	360	0	・1箱(60食入)×6箱 ・アレルギー28品目対応	2030.5
合 計		4,438	3,778	96		

③ 飲料水

番号	飲料水名	数量 (個・ 本)	備 考	賞味 期限
1	7年保存水(20ペットボトル/本)	1,680	・地区公民館8箱(48本)×10施設 ・小中学校12箱(72本)×15校 ・拠点施設20箱(120本)	2032.4
2	7年保存水(20ペットボトル/本)	300	・地区公民館5箱(30本)×10施設	2033.2
3	ペットボトル水(500mlペットボトル/本)	120	・弓道場5箱(120本)	-
合 計		2,100		

④ 資機材

番号	資機材名	数量(個)	備 考
1	給水タンク (2000ℓ)	10	・上水道センター等に保管
2	給水用ポリタンク (15ℓ)	540	・小学校各40個×12校 ・中学校各20個×3校

※飲料水は、令和3年度より基本、コカ・コーラの倉庫で備蓄し、災害時にコカ・コーラが配送

※なお、令和5年度からは、各地区公民館に5箱(1箱=20×6本入)ずつのみ備蓄

※ボール型紙皿300枚、プラスチックスプーン300本

5 交通輸送関係

5-1 ヘリポート適地箇所一覧表

(令和8年1月1日現在)

施設名	所在地	ヘリポートの広さ
御幸公園グラウンド	御幸町4丁目	135m × 140m
中央中学校グラウンド	三六町1丁目	100m × 135m
丸山公園グラウンド	丸山町4丁目	100m × 75m
吉川小学校グラウンド	大倉町	130m × 90m
北中山小学校グラウンド	磯部町	70m × 100m
河和田小学校グラウンド	西袋町	60m × 100m
南公園グラウンド	有定町1丁目	100m × 75m
西公園グラウンド	石田上町	100m × 75m
鯖江中学校グラウンド	小黒町2丁目	100m × 50m
東陽中学校グラウンド	落井町	70m × 70m
日野川緑地	小黒町	50m × 30m
鯖江市陸上競技場	東鯖江3丁目	70m × 100m
大谷公園広場	米岡町	50m × 50m

※長さおよび幅は、使用機の全長に20メートルを加えた値以上とする。

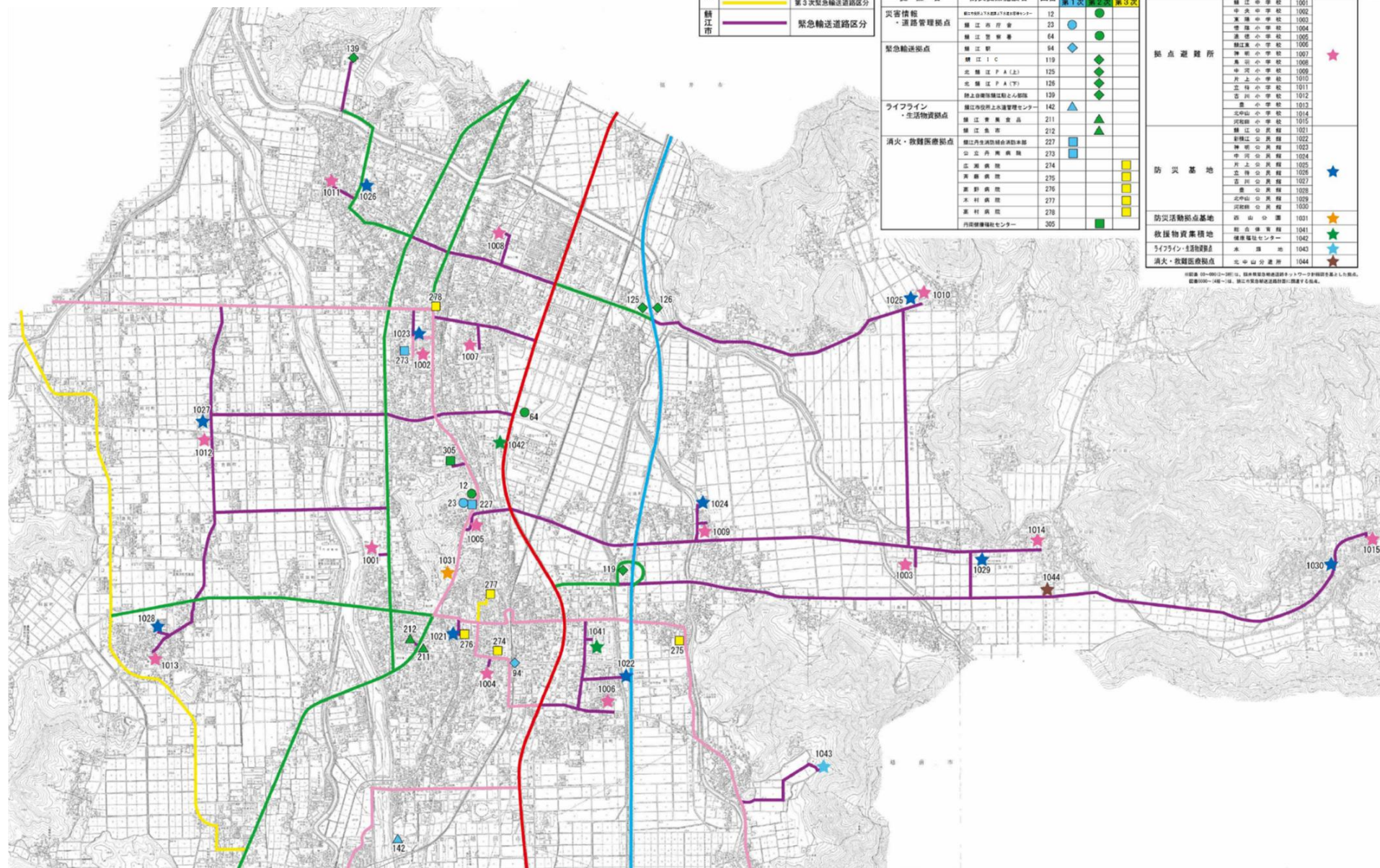
ただし、全長が20メートル以上の使用機については全長の2倍以上とする。

5-2 市内公共建物等番号標示一覧表

(令和8年1月1日現在)

標示番号	施設名	所在地	緯度(北緯)	経度(東経)	電話番号
+- 4	公立丹南病院	三六町1丁目2-31	35° 57' 36"	136° 10' 56"	51-2260
0-11	丹南健康福祉センター	水落町1丁目2-25	35° 57' 36"	136° 10' 57"	51-0034
0-18	旧鯖江土木事務所	西山町14-2	35° 57' 24"	136° 11' 05"	51-2256
0-34	鯖江警察署	下河端町202	35° 57' 50"	136° 11' 22"	52-0110
7-0	鯖江市役所	西山町13-1	35° 57' 23.5"	136° 11' 02.8"	51-2200
7-1	進徳小学校	長泉寺町2丁目5-1	35° 57' 04"	136° 11' 17"	53-1503
7-2	鯖江東小学校	新横江2丁目6-37	35° 56' 10"	136° 12' 07"	51-0338
7-3	神明小学校	水落町4丁目13-23	35° 58' 01"	136° 11' 13"	51-1110
7-4	鳥羽小学校	神明町4丁目1-38	35° 58' 34"	136° 11' 28"	52-0045
7-5	片上小学校	大野町16-6	35° 58' 16"	136° 14' 02"	51-4802
7-6	立待小学校	杉本町1-5	35° 58' 52"	136° 10' 19"	51-1505
7-7	豊小学校	下野田町39-29	35° 56' 28"	136° 09' 14"	62-1201
7-8	北中山小学校	磯部町25-11	35° 57' 00"	136° 14' 46"	65-1019
7-13	鯖江中学校	小黒町2丁目12-1	35° 56' 56"	136° 10' 41"	51-2890
7-14	中央中学校	三六町1丁目1-50	35° 58' 01"	136° 10' 59"	51-1161
7-15	東陽中学校	落井町32-7	35° 56' 53"	136° 13' 59"	65-0104
36-9	鯖江・丹生消防組合 消防本部	西山町13-22	35° 57' 23"	136° 11' 06"	54-0119

5-3 緊急輸送道路ネットワーク



6 避難・救護関係

6-1 指定避難所

(令和8年3月31日現在)

◎：最優先で開設する避難所

○：優先的に開設する避難所

△：予備的な避難所

施設名	所在地	TEL	災害種別		備考
			洪水・土砂	地震	
惜陰小学校	日の出町 6-37	51-2866	○	○	
進徳小学校	長泉寺町 2 丁目 5-1	53-1503	○	○	
鯖江東小学校	新横江 2 丁目 6-37	51-0338	○	○	
神明小学校	水落町 4 丁目 13-23	51-1110	○	○	
鳥羽小学校	神明町 4 丁目 1-38	52-0045	○	○	
中河小学校	中野町 73-16	51-0518	○	○	
片上小学校	大野町 16-6	51-4802	○	○	
立待小学校	杉本町 1-5	51-1505	○	○	
吉川小学校	大倉町 22-1	62-1134	○	○	
豊小学校	下野田町 39-29	62-1201	○	○	
北中山小学校	磯部町 25-11	65-1019	◎	○	
河和田小学校	西袋町 67-8	65-0050	○	○	
鯖江中学校	小黒町 2 丁目 12- 1	51-2890	○	○	
中央中学校	三六町 1 丁目 1 -50	51-1161	○	○	
東陽中学校	落井町 32-7	65-0104	○	○	
鯖江高等学校	舟津町 2 丁目 5-42	51-0001	△	△	
鯖江公民館	桜町 1 丁目 1 -16	51-3010	◎	◎	
新横江公民館	横越町 1 -43-2	51-2969	◎	◎	
神明公民館	三六町 1 丁目 4-12	51-5065	◎	◎	
中河公民館	中野町 203-8	51-3102	◎	◎	
片上公民館	大野町 6-8-1	51-4801	◎	◎	
立待公民館	杉本町 702-2	51-3376	◎	◎	
吉川公民館	大倉町 5-14- 1	62-1020	◎	◎	
豊公民館	下野田町 26-8-1	62-1011	◎	◎	
北中山公民館	落井町 41-33- 1	65-1001	○	◎	
河和田公民館	河和田町 19-6-1	65-0001	◎	◎	

施設名	所在地	TEL	災害種別		備考
			洪水・土砂	地震	
嚮陽会館	桜町 2 丁目 7-1	52-5789	△	△	
夢みらい館・さばえ	三六町 1 丁目 4-20	51-1722	△	△	
地域交流センター	本町 2 丁目 2-16	54-7000	△	△	
ふれあいみんなの館・さばえ	上鯖江 1 丁目 4-1	51-8785	△	△	
越前漆器伝統産業会館	西袋町 40-1-2	65-2727	△	△	
高年大学	舟枝町 4-23-1	52-8824	△	△	
総合体育館	東鯖江 3 丁目 6-10	51-3176	△	△	
スポーツ交流館	宮前 2 丁目 9-1	53-0369	△	△	
神明健康スポーツセンター	北野町 16-7	51-7380	△	△	
立待体育館	杉本町 513	51-1567	△	△	
三六武道館	三六町 2 丁目 25-10	51-8363	△	△	
河和田体育館	西袋町 68-48-1	65-1972	△	△	
文化センター	東鯖江 3 丁目 7-1	52-7430	△	△	
ラポーゼかわだ	上河内町 19-37-2	65-0012	△	△	
神明苑	神明町 2 丁目 8-4	52-5165	△	△	
鯖江青年の家	上野田町 19-1	62-1214	△	△	

6-2 指定緊急避難場所

施設名	所在地	備考
鯖江公民館	桜町 1 丁目 1-16	指定避難所兼
新横江公民館	横越町 1-43-2	指定避難所兼
神明公民館	三六町 1 丁目 4-12	指定避難所兼
中河公民館	中野町 203-8	指定避難所兼
片上公民館	大野町 6-8-1	指定避難所兼
立待公民館	杉本町 702-2	指定避難所兼
吉川公民館	大倉町 5-14-1	指定避難所兼
豊公民館	下野田町 26-8-1	指定避難所兼
北中山公民館	落井町 41-33-1	指定避難所兼
北中山小学校	磯部町 25-11	指定避難所兼
河和田公民館	河和田町 19-6-1	指定避難所兼
ひまわり公園	住吉町 3 丁目	
三六公園	三六町 1 丁目	

住吉第 1 公園	住吉町 1 丁目	
施 設 名	所 在 地	備考
御幸第 3 公園	御幸町 2 丁目	
御幸第 4 公園	御幸町 2 丁目	
北部第 1 公園	丸山町 2 丁目	
北部第 2 公園	丸山町 1 丁目	
神明東第 4 公園	水落町 3 丁目	
東鯖江第 4 公園	新横江 2 丁目	
東鯖江第 5 公園	横江町 2 丁目	
東鯖江第 7 公園	五郎丸町	
北野第 1 公園	北野町 1 丁目	
糺第 1 公園	糺町	
糺第 3 公園	糺町	
南公園	有定町 1 丁目	
丸山公園	丸山町 4 丁目	
上鯖江第 1 公園	上鯖江 2 丁目	
舟津第 1 公園	舟津町 4 丁目	
舟津第 2 公園	舟津町 4 丁目	
下河端さくら公園	下河端町	
若葉公園	長泉寺 1 丁目	
鳥羽公園	鳥羽 1 丁目	
鳥羽レインボー公園	鳥羽 2 丁目	
つつじヶ丘第 3 公園	つつじヶ丘町	

6-3 指定福祉避難所

(令和8年3月31日現在)

施設 種類	施 設 名	所 在 地	TEL	受入 可能人数	構造	バリア フリー	避難所設置		
							地震	水害	土砂
高齢者	エレガント・セニール・ガーデン	吉江町 31-7-1	53-2772	3	耐火構造(RC)	○		※ 日	
高齢者	介護老人保健施設リハビリセンター 王山	旭町 1 丁目 3-22	51-7720	5	耐火構造(RC)	○			
障害者	社会福祉法人 光道園 ライトワークセンター	和田町 9-1-1	62-1234	6	耐火構造(RC)	○			
障害者	社会福祉法人 光道園 ライトトレーニングセンター	和田町 9-1-1	62-1234	14	耐火構造(RC)	○			
高齢者	介護医療院かがやき	旭町 4 丁目 9-10	51-2755	2	耐火構造(RC)	○		※ 浅	
高齢者	小規模多機能型居宅介護 陽だまりさばえ	旭町 4 丁目 9-10	51-2755	2	耐火構造(RC)	○		※ 浅	
高齢者	地域密着小規模多機能型居宅介護事業所 ありんこ	西大井町 12-38-2	62-2944	5	準耐火構造(S)	○		※ 日	※
高齢者	介護老人保健施設 神明ケアセンター	幸町 1 丁目 2-2	51-8228	10	耐火構造(RC)	○			
高齢者	特別養護老人ホーム ことぶき荘	大野町 3-1	51-7780	7	耐火構造(RC)	○			※
高齢者	小規模多機能型居宅介護 おしどり荘	別司町 41-30	65-3120	5	準耐火構造(S)	○			※
高齢者	介護老人保健施設鯖江ケアセンター みどり荘	中野町 33-20-1	51-7540	10	耐火構造(RC)	○		※ 浅	
高齢者	特別養護老人ホーム 五岳園	漆原町 20-8	62-2220	3	耐火構造(RC)	○			
高齢者	グレースフルわかたけ	本町 2 丁目 2-17	52-7400	3	耐火構造(RC)	○		※ 日	
高齢者	小規模多機能型居宅介護 もんざえもん	鳥羽 3 丁目 1-29-1	29-1800	2	準耐火構造(S)	○		※ 浅	
高齢者	ケアハウス鯖江 つつじ苑	水落町 3 丁目 6-34	53-0767	4	準耐火構造(S)	○			
高齢者	鯖江市社会福祉協議会 デイサービスセンター	水落町 2 丁目 30-1	51-0091	18	耐火構造(RC)	○		※ 浅	
高齢者	デイサービスセンター なかま	神明町 5 丁目 5-37	51-0091	7	準耐火構造(S)	○		※ 浅	
高齢者	ほっとリハビリシステムズ 鯖江事業所	鳥羽町 107-70	52-7720	3	準耐火構造(S)	○		※ 浅	
高齢者	複合福祉施設 hana テラス	三六町 2 丁目 7-5	54-7733	2	準耐火構造(S)	○			

※のある避難所は、区分により以下のことを示す。

(地震) 耐震補強を考慮して使用できる施設

(浸水) 浸水想定区域に含まれる施設 (日→日野川・吉野瀬川、浅→浅水川、鞍→鞍谷川)

(土砂) 土砂災害警戒区域に含まれる施設

6-4 原子力災害時における広域避難先一覧

(令和7年10月16日現在)

小学校区	町内名	人口	世帯数	避難先名称	住所
惜陰・進徳	本町1丁目	188	67	勝山市立村岡公民館	勝山市郡町 2-2-7
	本町2丁目	185	62	勝山市立村岡公民館	勝山市郡町 2-2-7
	本町3丁目	139	39	勝山市勤労婦人センター	勝山市郡町 3-415
	本町4丁目	319	117	勝山市勤労婦人センター	勝山市郡町 3-415
	旭町1丁目	153	55	勝山市立勝山中部中学校	勝山市郡町 1-3-34
	旭町2丁目	109	37	勝山市立勝山中部中学校	勝山市郡町 1-3-34
	旭町3丁目	163	60	勝山市立勝山中部中学校	勝山市郡町 1-3-34
	旭町4丁目	264	91	勝山市立勝山中部中学校	勝山市郡町 1-3-34
	柳町1丁目 横江町1・2丁目	658	240	福井県立勝山高等学校	勝山市昭和町 2-3-1
	柳町2丁目	287	131	福井県立勝山高等学校	勝山市昭和町 2-3-1
	柳町団地	133	50	勝山市立荒土小学校	勝山市荒土町伊波 2-28
	柳町3・4丁目	662	255	福井県立勝山高等学校	勝山市昭和町 2-3-1
	桜町1・2・3丁目	764	279	勝山市立勝山南部中学校	勝山市旭毛屋町 3401
	長泉寺町1・2丁目	990	331	勝山市営体育館	勝山市昭和町 2-2-62
	西山町	286	108	勝山市健康福祉センター すこやか	勝山市郡町 1-1-50
	日の出町	315	105	勝山市健康福祉センター すこやか	勝山市郡町 1-1-50
	深江町	292	94	勝山市健康福祉センター すこやか	勝山市郡町 1-1-50
	屋形町	233	90	勝山市健康福祉センター すこやか	勝山市郡町 1-1-50
	舟津町1丁目	111	41	勝山市健康福祉センター すこやか	勝山市郡町 1-1-50
	舟津町2丁目	200	81	勝山市立野向小学校	勝山市野向町竜谷 50-9
	舟津町3丁目	371	124	勝山市立成器西小学校	勝山市昭和町 1-6-81
	舟津町4丁目	841	298	勝山市立成器南小学校	勝山市元町 3-10-38
	舟津町5丁目	435	134	勝山市北郷小学校	勝山市北郷町東の 13-25
				勝山市立 北郷児童センター	勝山市北郷町坂東島 29-1-1
	住吉町1丁目	615	230	勝山市立勝山北部中学校	勝山市荒土町伊波 21-2
	住吉町2丁目	683	237	勝山市立村岡小学校	勝山市郡町 2-9-1
	住吉町3丁目	685	236	勝山市立勝山南部中学校	勝山市旭毛屋町 3401
	有定町1・2・3丁目	977	319	B & G 勝山海洋センター	勝山市荒土町新保 8-101
	上鯖江1丁目	259	86	勝山市立野向公民館	勝山市野向町竜谷 15-1
	上鯖江2丁目	312	101	勝山市立荒土公民館	勝山市荒土町松田 8-4
	小黑町1・2・3丁目	849	296	勝山市民会館	勝山市元町 1-5-16

小学校区	町内名	人口	世帯数	避難先名称	住所
惜陰・進徳	宮前1丁目	208	84	勝山市民会館	勝山市元町 1-5-16
	宮前2丁目	281	105	勝山市民会館	勝山市元町 1-5-16
豊	下野田町	1292	380	勝山市教育会館	勝山市元町 1-5-6
	和田町	304	85	勝山市立北郷公民館	勝山市北郷町東野 13-25
	石生谷町	224	87	勝山市立三室小学校	勝山市遅羽町大袋 40-67
	漆原町	183	55	勝山市立北郷児童センター	勝山市北郷町坂東島 29-1-1
	上野田町	346	108	勝山市立遅羽公民館	勝山市遅羽町大袋 48-42
	上氏家町	395	210	勝山市立平泉寺公民館	勝山市平泉寺 170-110
				勝山市立平泉寺小学校	勝山市平泉寺 164-12
	下司町	239	68	勝山市林業者健康トレーニングセンター	勝山市毛屋町 1408
	鳥井町	212	71	勝山勤労青少年体育センター	勝山市昭和町 1-6-13
	当田町	256	77	勝山市立鹿谷公民館	勝山市鹿谷町本郷 31-7
	下氏家町	343	102	勝山市立鹿谷小学校	勝山市鹿谷町本郷 34-1
	相生	95	38	鹿谷児童センター	勝山市鹿谷町本郷 31-8
	青武台町内会	312	110	勝山市立猪野瀬公民館	勝山市北市 7-4
	光道園	189	189	勝山市教育会館	勝山市元町 1-5-6
	五岳園	13	13	遅羽児童館	勝山市遅羽町大袋 48-55
	福井高専	5	5	勝山市立猪野瀬公民館	勝山市北市 7-4
鯖江東	横越町	366	103	丸岡体育館	坂井市丸岡町霞町 3-1-2
	新町	365	118	丸岡体育館	坂井市丸岡町霞町 3-1-2
	下新庄町	870	243	坂井市立丸岡中学校	坂井市丸岡町寅国 5-15
	定次町定次団地	1141	367	坂井市立高棕小学校	坂井市丸岡町寅国 2-13
				高棕東部公民館	坂井市丸岡町板倉 45-47
	五郎丸町	520	177	坂井市立長畝小学校	坂井市丸岡町松川 2-131
	新横江1丁目	333	117	長畝公民館	坂井市丸岡町八ヶ郷 24-9
	新横江2丁目	755	237	坂井市立丸岡南中学校	坂井市丸岡町高瀬 15-2
	東鯖江1丁目	127	45	城北児童館	坂井市丸岡町城北 6-6
	東鯖江2丁目	304	137	坂井市立平章小学校	坂井市丸岡町霞町 2-41
	東鯖江3丁目	123	47	坂井市立平章小学校	坂井市丸岡町霞町 2-41
	東鯖江4丁目	215	90	坂井市立平章小学校	坂井市丸岡町霞町 2-41
中河	中野町出口木引	407	110	磯部公民館	坂井市丸岡町下安田 19-15
	中野町花出	127	36	丸岡武道	坂井市丸岡町今福 13-29
	中野町町	160	43	丸岡武道	坂井市丸岡町今福 13-29
	中野町松成	327	88	丸岡公民館	坂井市丸岡町霞町 1-13-1

小学校区	町内名	人口	世帯数	避難先名称	住所
中河	中野町樋口	246	71	丸岡公民館	坂井市丸岡町霞町 1-13-1
	中野町原	171	49	丸岡今福体育館	坂井市丸岡町今福 13-27
	中野町曲木	284	80	丸岡今福体育館	坂井市丸岡町今福 13-27
	上河端町新出	1067	297	今市児童館	坂井市丸岡町今市 16-11
				高棹公民館	坂井市丸岡町西里丸岡 12-21-1
				西瓜屋児童館	坂井市丸岡町西瓜屋 9-10-1
	舟枝町	189	50	坂井市立明章小学校	坂井市丸岡町油為頭 14-5
	橋立町青葉町	470	140	坂井市立明章小学校	坂井市丸岡町油為頭 14-5
神明・鳥羽	下河端町	1088	346	福井県立丸岡高等学校	丸岡町篠岡 23-11-1
	水落町 1 丁目	1426	480	加賀市スポーツセンター	加賀市山田町リ 245-2
	水落町 2 丁目	766	249	石川県立大聖寺高等学校	加賀市大聖寺永町 33-1
	水落町 3 丁目	797	299	石川県立大聖寺高等学校	加賀市大聖寺永町 33-2
	水落町 4 丁目	558	212	石川県立大聖寺高等学校	加賀市大聖寺永町 33-3
	北野町 1 丁目	399	143	加賀市立錦城中学校	加賀市大聖寺地方町 6 乙 74-1
	北野町 2 丁目	663	217	加賀市立錦城中学校	加賀市大聖寺地方町 6 乙 74-1
	神明町 1 丁目	193	74	加賀市立錦城中学校	加賀市大聖寺地方町 6 乙 74-1
	神明町 2 丁目	704	239	加賀市立錦城中学校	加賀市大聖寺地方町 6 乙 74-1
	神明町 3・4 丁目	581	200	加賀市立錦城中学校	加賀市大聖寺地方町 6 乙 74-1
	神明町 4・5 丁目	598	179	加賀市立橋立小中学校	加賀市小塩町□ 1
	三六町 1 丁目	546	167	旧加賀市立黒崎小学校	加賀市黒崎町メ 23
	三六町 2 丁目	236	70	大聖寺老人児童センター	加賀市大聖寺鷹匠町 57-1
神明・鳥羽	幸町 1 丁目	331	102	大聖寺地区会館	加賀市大聖寺京町 1
	幸町 2 丁目	441	155	石川県立 大聖寺実業高等学校	加賀市熊坂町ヅ 77
	神中町 1・2・3 丁目	882	337	石川県立 大聖寺実業高等学校	加賀市熊坂町ヅ 77
	御幸町 1・3 丁目	1417	545	加賀市立錦城小学校	加賀市大聖寺八間道 57
	御幸町 2・4 丁目	930	329	加賀体育館	加賀市大聖寺東町 2 丁目 3-1
	田所町	141	48	石川県立 大聖寺実業高等学校	加賀市熊坂町ヅ 77
	丸山町	1290	447	旧加賀市立緑丘小学校	加賀市大聖寺瀬越町塩屋境山 1-1
				旧加賀市立三木小学校	加賀市三木町ニ 98-1
	鳥羽 1・2 丁目	941	331	加賀市立錦城小学校	加賀市大聖寺八間道 57
	鳥羽 3 丁目	664	251	石川県立 加賀聖城高等学校	加賀市大聖寺馬場町 28
	東鳥羽	239	69	加賀市立橋立海青学園	加賀市小塩町□ 1
	つつじヶ丘町	609	207	加賀市立三谷小学校	加賀市直下町ニ丙 73
	東米岡 1 丁目	111	39	三谷地区会館	加賀市曾宇町ホ 7

小学校区	町内名	人口	世帯数	避難先名称	住所
神明・鳥羽	みどり町内会	1115	403	加賀市立橋立海青学園	加賀市小塩町□ 1
片上	吉谷町	505	136	加賀市立山代小学校	加賀市山代温泉山背台 2-44-1
	四方谷町	256	67	加賀市立山代小学校	加賀市山代温泉山背台 2-44-1
	南井町	271	73	加賀市立山代小学校	加賀市山代温泉山背台 2-44-1
	大野町	340	94	加賀市立山代小学校	加賀市山代温泉山背台 2-44-1
	別所町	109	34	加賀市立山代小学校	加賀市山代温泉山背台 2-44-1
	乙坂今北町	134	37	加賀市立山代小学校	加賀市山代温泉山背台 2-44-1
	吉谷青葉台	281	91	加賀市立山代小学校	加賀市山代温泉山背台 2-44-1
	ことぶき荘	29	29	加賀市立山代小学校	加賀市山代温泉山背台 2-44-1
立待	吉江町	403	120	加賀市立片山津小学校	加賀市片山津町ㄱ 21
	吉江中	623	217	加賀市立片山津小学校	加賀市片山津町ㄱ 21
	吉江住宅団地	33	25	加賀市立片山津小学校	加賀市片山津町ㄱ 21
	米岡町	156	50	加賀市立東和中学校	加賀市動橋町ㄴ 54-1
	入町	19	5	加賀市立片山津小学校	加賀市片山津町ㄱ 21
	西番町	244	68	片山津地区会館	加賀市片山津温泉 7-1-1
	上杉本	1146	364	加賀市立片山津中学校	加賀市片山津温泉 7-1-1
	中杉本	344	114	加賀市立片山津中学校	加賀市片山津温泉 7-1-1
	下杉本	279	84	加賀市立片山津中学校	加賀市片山津温泉 7-1-1
	西杉本	189	59	加賀市立片山津中学校	加賀市片山津温泉 7-1-1
	糺町	1488	503	加賀市立東和中学校	加賀市動橋町ㄴ 54-1
	石田上町	1434	474	石川県立加賀高等学校	加賀市動橋町ㄿ 53
	石田中町	83	27	石川県立加賀高等学校	加賀市動橋町ㄿ 53
	石田下町	845	260	加賀市立湖北小学校	加賀市柴山町ㄷ 92-1
	丸山町 3 丁目	176	51	加賀市立東和中学校	加賀市動橋町ㄴ 54-1
	東米岡 2 丁目	222	75	動橋地区会館	加賀市動橋町ㄴ 15-1
	吉江学園	31	26	動橋児童センター	加賀市動橋町ㄴ 15-1
吉川	川去町	739	229	加賀市立庄小学校	加賀市庄町ㄹ 101-1
				庄地区会館	加賀市庄町ㄹ 142-1
	西大井町	185	48	加賀市立作見小学校	加賀市作見町ㄱ 154
	田村町	462	144	加賀市立作見小学校	加賀市作見町ㄱ 154
	持明寺町	244	62	作見児童センター	加賀市松が丘 1-8-1
				作見地区会館	加賀市作見町ㄱ 36-1
	冬島町	278	77	加賀市立作見小学校	加賀市作見町ㄱ 154
	二丁掛町	311	88	加賀市立動橋小学校	加賀市動橋町ㄹ 1-1
	吉田町	62	17	分校地区会館	加賀市分校町 68-2

小学校区	町内名	人口	世帯数	避難先名称	住所
吉川	大倉町	606	171	加賀市立南郷小学校	加賀市吸板町㍑ 26
	小泉町	578	165	加賀市立勅使小学校	加賀市勅使町 24
	平井町	1613	516	加賀市立山中小学校	加賀市山中温泉上野町㍑ 15-9
				加賀市立東谷口小学校	加賀市水田丸町㍑ 36-1
	熊田町	352	101	加賀市立金明小学校	加賀市塩浜町 104
	成和町内会	227	76	加賀市立作見小学校	加賀市作見町㍑ 154
	朝霞町内会	200	64	加賀市立作見小学校	加賀市作見町㍑ 154
	あすなろ町内会	311	96	加賀市立動橋小学校	加賀市動橋町へ 1-1
	あずま町内会	221	70	加賀市立動橋小学校	加賀市動橋町へ 1-1
	あおい町	322	89	加賀市立動橋小学校	加賀市動橋町へ 1-1
	日野町内会	110	51	東谷口地区会館	加賀市水田丸町㍑ 12
	若葉町内会	299	87	橋立地区会館	加賀市橋立町㍑ 357
				南郷地区会館	加賀市下河崎町へ 102
北中山	松成町	224	63	加賀市立山代中学校	加賀市上野町エ 45-2
	落井町	599	160	加賀市立山代中学校	加賀市上野町エ 45-2
	磯部町	358	100	加賀市立山代中学校	加賀市上野町エ 45-2
	戸口町	634	177	加賀市立山代中学校	加賀市上野町エ 45-2
	中戸口町	205	63	加賀市立山代中学校	加賀市上野町エ 45-2
	上戸口町	253	65	加賀市立山代中学校	加賀市上野町エ 45-2
	川島町	702	179	山代老人児童センター	加賀市山代温泉㍑ 22-2
				加賀市文化会館	加賀市山代温泉北郷 2-68
河和田	別司町	324	123	加賀市立山中中学校	加賀市山代温泉上原町 ト甲 1-1
	河和田町	908	302	加賀市立河南小学校	加賀市山代温泉中田町 ニ 25-1
	勘生田町	262	81	加賀市立錦城東小学校	加賀市大聖寺敷地㍑ 13
	片山町	571	204	加賀市立錦城東小学校	加賀市大聖寺敷地㍑ 13
	西袋町	368	127	山中温泉ゆけむり健康村	加賀市山代温泉こおろぎ町イ 19
				山代地区会館	加賀市山代温泉山背台 1-60
	金谷町	111	30	加賀市立山中中学校	加賀市山代温泉上原町ト甲 1-1
	寺中町	149	59	加賀市立山中中学校	加賀市山代温泉上原町ト甲 1-1
	北中町	443	145	加賀市立山中中学校	加賀市山代温泉上原町ト甲 1-1
	東清水町	91	39	加賀市立山中中学校	加賀市山代温泉上原町ト甲 1-1
	尾花町	193	61	加賀市立山中中学校	加賀市山代温泉上原町ト甲 1-1
	沢町	111	43	加賀市立山中中学校	加賀市山代温泉上原町ト甲 1-1
	上河内町	110	43	西谷地区会館	加賀市山中温泉菅谷町へ 45

6-5 医療機関一覧表

(令和7年12月31日現在)

病 院 名	住 所	T E L	診 療 科 目	備 考
いしだ皮膚科 クリニック	東鯖江1丁目3-15	53-0753	皮膚科・形成外科	
一乗医院	河和田町28-1-1	65-0052	内科・小児科	
加藤産婦人科	水落町1丁目4-21	51-1285	産婦人科・内科・小児科	
カマカズ医院	日の出町5-4	51-0207	耳鼻咽喉科・小児科 アレルギー科	
木水医院	旭町1丁目9-1	51-7557	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・ 放射線科	
きむら内科医院	中野町257-3-7	54-0707	内科・呼吸器内科・胃腸内科・脳神経内 科・小児科・循環器内科	
木村病院	旭町4丁目4-9	51-0478	内科・外科・整形外科・脳神経外科・ 泌尿器科・リハビリテーション科・ 呼吸器内科・循環器内科・皮膚科・ 放射線科・内分泌内科・糖尿病内科・ 消化器外科・消化器内科・脳神経内科・ 救急科	
くばたクリニック	糺町30-2-1	53-2511	外科・皮膚科・内科	
くまもと眼科 クリニック	東鯖江1丁目4-23	43-5066	眼科	
幸道眼科	幸町1丁目4-8	54-0088	眼科	
公立丹南病院	三六町1丁目2-31	51-2260	内科・小児科・整形外科・外科・形成外科・ 脳神経外科・皮膚科・眼科・泌尿器科・ 産婦人科・耳鼻咽喉科・脳神経内科・麻酔科・ リハビリテーション科・放射線科・ 消化器外科	
今野内科	幸町1丁目2-12	51-1018	内科・循環器科	
斎藤医院	本町3丁目1-25	51-0073	内科・胃腸内科・皮膚科	
斎藤病院	中野町6-1-1	51-0593	内科・外科・放射線科・整形外科・ 耳鼻咽喉科・眼科・泌尿器科・小児科・ 消化器内科・循環器内科・肛門内科・ リハビリテーション科・麻酔科	
鯖江清水眼科	旭町2丁目1-30	51-0067	眼科	
鯖 江 清 水 耳鼻咽喉科医院	本町4丁目1-28	52-8700	耳鼻咽喉科・アレルギー科	
鯖江腎臓クリニック	五郎丸町24-22	51-6161	内科・人工透析内科・腎臓内科	
産 婦 人 科 鈴 木 クリニック	東鯖江4丁目2-23	52-6000	産婦人科・小児科	
品川クリニック	長泉寺町4-10-8	51-0011	内科・消化器内科・内視鏡内科	
嶋田整形外科医院	五郎丸町253	54-0500	整形外科・リウマチ科・ リハビリテーション科	
高野医院	河和田町20-4-1	65-0236	内科・小児科・放射線科	
高野病院	本町2丁目3-10	51-0845	内科・外科・整形外科 リハビリテーション科・肛門外科 皮膚科・泌尿器科・美容皮膚科	

病 院 名	住 所	T E L	診 療 科 目	備 考
たかはし医院	小黒町 3 丁目 11-28	54-0550	内科・産婦人科・小児科・眼科	
高村病院	幸町 1 丁目 2-2	51-2030	内科・外科・整形外科・呼吸器科・胃腸科・ 循環器科・肛門科・・泌尿器科 リハビリテーション科・脳神経外科	
谷川内科クリニック	本町 4 丁目 3-14	51-4132	内科・放射線科・消化器内科	
津田クリニック	平井町 43- 1 -3	62-0222	外科・内科・心療内科・精神科	
土屋医院	旭町 3 丁目 6-2	51-2100	内科・循環器内科・呼吸器内科	
土屋耳鼻咽喉科 クリニック	三六町 2 丁目 4-15	54-0555	耳鼻咽喉科・アレルギー科	
ともだち診療所	石田上町 23-14	51-4895	小児科・内科	
野尻内科胃腸科医院	鳥羽 2 丁目 4-16	51-1460	内科・胃腸内科・小児科	
馬場医院	杉本町 16- 1 -3	51-1677	内科・小児科・消化器科	
はやしクリニック	水落町 2 丁目 26-28	25-1884	内科・泌尿器科	
皮膚科鈴木医院	長泉寺町 1 丁目 8-36	51-0232	皮膚科	
広瀬病院	旭町 1 丁目 2-8	51-3030	外科・消化器内科・整形外科・眼科 脳神経外科・神経内科・リウマチ科・内科・ 呼吸器内科・循環器内科・泌尿器科 リハビリテーション科・婦人科・皮膚科・ 放射線科・麻酔科・歯科・消化器外科・ 糖尿病内科・人工透析内科・乳腺外科・ 腹部外科・外科（がん）・腎臓内科	
藤田胃腸科・内科・ 外科医院	水落町 4 丁目 16-24	52-5200	内科・外科・胃腸内科・整形外科・皮膚科	
丸山内科循環器科 医院	上鯖江 2 丁目 9-5	29-0008	内科・循環器科	
みつや心療クリニック	五郎丸町 273	42-5606	心療内科・精神科	
みどりヶ丘病院	三六町 1 丁目 2-6	51-1370	精神科・心療内科・児童・思春期内科	
柳 沢 医 院	三六町 1 丁目 2-50	52-6100	小児科・内科	
山 岸 医 院	戸口町 15-13-4	65-1084	内科・呼吸器科・循環器科	

6-6 県内災害拠点病院（災害医療センター）一覧表

（令和7年1月1日現在）

名称	住所	電話番号（通常）	FAX番号	病床数	人工透析 装置数	ヘリポートの位置
		電話番号（休日・夜間）		ICU※		病院までの距離（km）
福井県立病院	福井市四ツ井2丁目8-1	0776-54-5151（代）	0776-57-2991	747	25	福井県立病院ヘリポート
		同 上		10		0.0
福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋7-1	0776-23-1111（代）	0776-28-8518	460	71	福井市東消防署東側
		同 上		0		0.2
福井赤十字病院	福井市月見2丁目4-1	0776-36-3630（代）	0776-36-4133	529	38	福井赤十字病院ヘリポート
		同 上		8		0.0
福井総合病院	福井市江上町58-16-1	0776-59-1300（代）	0776-59-2538	315	2	福井市防災ステーション
		同 上		0		5.0
福井大学医学部附属病院	永平寺町松岡下合月23-3	0776-61-3111（代）	0776-61-8174	600	16	福井大学医学部附属病院ヘリポート
		同 上	（平日昼間）	10		0.1
福井勝山総合病院	勝山市長山町2-6-21	0779-88-0350	0779-88-3739	199	18	勝山市弁天緑地公園
		同 上		0		2.5
公立丹南病院	鯖江市三六町1丁目2-31	0778-51-2260（代）	0778-52-8620	179	30	鯖江市御幸公園グラウンド
		同 上		0		1.5
市立敦賀病院	敦賀市三島町1丁目6-60	0770-22-3611（代）	0770-22-6702	332	22	敦賀市松原公園グラウンド
		同 上		0		1.5
公立小浜病院	小浜市大手町2-2	0770-52-0990（代）	0770-52-0974	456	42	若狭ヘリポート
		同 上 0770-52-0993（災害時優先）		7		5.0

「第8次福井県保健医療計画」より引用 *電話番号（休日・夜間）、病床数、ICU数および人工透析装置数、ヘリポートの位置・病院までの距離は、聞き取り調査による